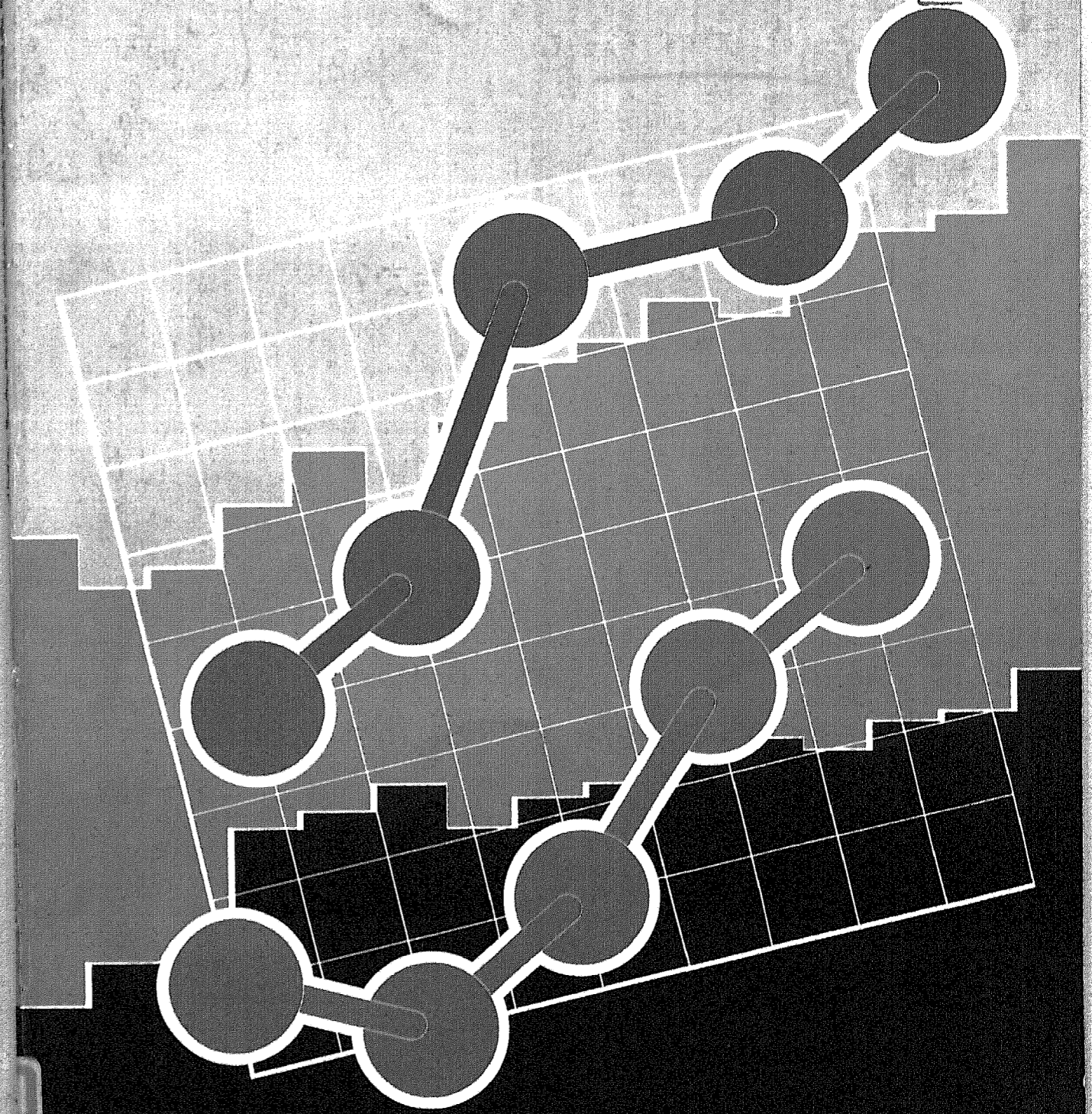


94.2.7

社会保障統計年報

平成5年版

人口調査研究資料



総理府社会保障制度審議会事務局 編

非 B.10 版

125

平成 5 年版 社会保障統計年報

総 理 府

社会保障制度審議会事務局

推薦の言葉



社会保障制度審議会

会長 隅谷 三喜男

わが国の社会保障制度は、昭和25年に社会保障制度審議会が策定した「社会保障制度に関する勧告」を基に、逐次整備・拡充が図られてきたといえる。その後、わが国経済の成長・発展の過程で、昭和36年には国民皆保険・皆年金体制が確立するなど、社会保険方式を中核として目覚ましい発展を遂げてきた。

今や社会保障給付費総額は年間50兆円を超え、国民経済にとっても、また国民生活にとっても不可欠の重要な役割を担っている。しかしながら、急速な人口構成の高齢化と、それを加速する持続的な低出生により、高齢者問題の深刻化は確定的であり、介護問題を始めとして将来に多くの課題が予測されている。

一方わが国経済の基調は安定成長へと変化し、財政的制約も憂慮されている。このような事態の中でこそわが国の社会保障制度は、来るべき21世紀の超高齢社会においても国民すべてが安心して明るく暮らしていくための支柱としての役割を果たさなければならない。そのため再構築が必要である。

社会保障制度審議会はこのような視点から社会保障将来像委員会を設け、21世紀の社会状況にも耐えうる安定した揺るぎない社会保障制度を構築すべく総合的な検討を進めており、近くその成果が取りまとめられる予定である。このような社会保障制度の再構築に際しては、関係行政機関はもとよりのこと、幅広く国民各位の制度及び運営に対する十分な理解と積極的な協力が一層求められる。

本書は、社会保障制度審議会事務局により編集されたものであり、社会保障給付費のみならず社会保障に係る費用全体を社会保障関係総費用として推計しているのを始めとし、社会保障に関係する各種の統計が網羅的に収録されている貴重な統計資料集である。

この書が、今日の状況の中で社会保障に携わる実務者及び研究者を始め、国民各層にも幅広く活用され、わが国の社会保障制度の前進に役立つことを期待し、ここに本書を推薦する次第である。

平成5年12月

まえがき

この年報は、社会保障制度審議会事務局において毎年推計している社会保障関係総費用を収録するとともに、社会保障に関する主要な統計をあわせて掲載することを目的として昭和33年度以来刊行を重ねてきております。

わが国は、戦後の高度経済成長の過程で、栄養や生活環境の向上、医学医術の進歩等とも相まって、平均寿命が大幅に伸長しました。その結果65歳以上の高齢者数は著しく増加し、特に75歳以上の後期高齢者の増加は目をみはるものがあります。

一方で、近年、出生率は大幅な低下傾向にありますので、このまま推移すれば、近い将来、労働力不足を生じ、それがひいては経済成長を阻害するおそれも指摘されています。

このような中で、私たちは21世紀を迎えるわけです。社会保障制度が今後とも国民生活の基盤として機能するためには、これまで以上に国民の社会保障に対する理解と参加が必要になってくるものと思われまます。

本書は、社会保障に関する統計を幅広く集めたものであり、現在の社会保障制度を理解するためばかりではなく、将来の社会保障のあるべき姿を探る際にも役立つものと言え、社会保障関係者のみならず、数多くの国民の皆様のために供されることを期待いたします。

なお、本書の作成に当たり御協力を賜った関係者の方々に深く感謝を申し上げます。

平成5年12月

総理府社会保障制度審議会事務局
事務局長 佐野利昭

目次

第Ⅰ部 社会保障の動向

第1節 社会保障の背景 —最近の経済・社会の動向—

1 景気の動向	21
2 財政・金融	21
3 雇用	22
4 家計収支	23
5 人口・世帯	23

第2節 社会保障の動向

1 概況	24
2 高齢者保健医療福祉	25
3 児童福祉等	26
4 障害者福祉等	26
5 医療保険	27
6 年金保険	28
7 労働保険等	29
8 生活保護	29
9 保健医療と環境衛生	30
10 人材の確保	30

第3節 社会保障関係総費用について

1 社会保障関係総費用の推計	32
2 平成3年度社会保障関係総費用の推計結果の概要	32
3 社会保障費の推計	33
〔参考〕 社会保障関係総費用の算定等について	
1 社会保障関係総費用の算定について	34
2 社会保障費の各種推計の比較	40

第II部 社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1	社会保障の体系	45
2	社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧	46
	①医療保険制度	46
	②年金制度	48
	③業務災害補償制度	56
	④雇用保険制度	60
	⑤児童手当	62
	⑥老人保健	63
3	老人福祉	64
	①施設福祉対策	64
	②要介護老人対策	65
	③社会活動促進対策	65
4	身体障害者福祉対策	66
	①身体障害者在宅福祉対策の概要	66
	②身体障害者施設福祉対策の概要	68
5	心身障害児(者)対策	69
	①在宅福祉対策	69
	②心身障害児・者に対する施設福祉対策の概要	70
6	精神障害者対策の概要	72
7	年齢別児童家庭福祉対策の一覧	73
8	社会(家族)手当	74
9	生活保護制度	75
	[参考] 社会保障制度と行政機構の概略	76

第2節 社会保険各制度の成立経過

	社会保険各制度の成立経過	78
	①医療保険制度	78
	②年金保険制度	80
	③業務災害補償制度	82
	④雇用保険制度	83
	[参考] 1 社会保障制度審議会勧告等一覧	84
	2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ	86

第III部 社会保障関係統計資料編

第1節 人口統計

第1表	総人口等年次推移	89
第2表	「日本の将来推計人口」の要約	90
第3表	年齢3区分別人口の推移	91
第4表	総人口・日本人人口(性×年齢〔5歳階級〕別)	92
第5表	年齢3区分別人口及び構造係数(中位推計)	93
第6表	人口動態	96
第7表	平均余命(性×特定年齢×年次別)	98
第8表	主要死因別死亡率(人口10万対)の年次推移	99
第9表	年次別死因順位及び死亡率	100
第10表	世帯数(世帯業態別)	101
第11表	世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移	101
第12表	世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移	102
第13表	世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移	102
第14表	世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移	103
第15表	世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移	103

第2節 社会保障関係総費用

第16表	社会保障関係総費用の推移	104
第17表	社会保障関係国庫負担の推移	105
第18表	社会保障関係総費用と国民所得及び国家財政との比較	105
第19表	平成3年度社会保障関係総費用(決算)(事項小分類、実収入、実支出の種類別)	106
第20表	平成3年度社会保険収支(決算)(保険の種類、収入、支出の種類別)	108
第21表	社会保障関係総費用(実支出)の推移(事項小分類別)	110
第22表	社会保障関係総費用(実支出)対前年度比(事項小分類別)	112
第23表	社会保障関係総費用の推移(実支出、実収入の種類別)	114
第24表	社会保険収支(決算)の推移	116
第25表	昭和45年度以降の社会保障関係総費用(決算)の推移及び伸率	117
第26表	社会保障関係総費用と国民所得等の推移と比較	118
第27表	社会保障関係総費用構成比(実支出)	119

第3節 社会保障給付及び再配分効果

第28表	社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移	120
第29表	制度別社会保障給付費の推移	121

第 30 表	社会保障移転の推移	122
第 31 表	部門別社会保障給付費の前年度との比較	123
第 32 表	高齢者関係給付費の前年度との比較	123
第 33 表	平成 5 年度一般会計当初予算の内訳	124
第 34 表	社会保障給付費等の年次推移	125
第 35 表	社会保障関係費の推移	125
第 36 表	21世紀初頭における高齢化状況等及び社会保障の給付と負担の展望	126
第 37 表	社会保障給付費及び社会保障負担等の国民所得比の将来見通し	127
第 38 表	所得再分配による不平等是正効果（ジニ係数）の年次比較	127
第 39 表	再分配による所得階級別の世帯分布の変化	128
第 40 表	世帯主の年齢階級別 1 世帯当り平均金額等	128
第 41 表	世帯類型等別 1 世帯当り平均金額等	129
第 42 表	世帯構造別 1 世帯当り平均金額等	129
第 43 表	当初所得階級別 1 世帯当り平均金額等	130
第 4 節 国民所得と国民負担（率）の動向等		
第 44 表	国民負担率（租税負担率及び社会保障負担率）の推移	131
第 45 表	国民所得及び国民可処分所得の分配（名目）	132
第 46 表	国民総支出（名目）	134
第 47 表	家計（個人企業を含む）	136
第 48 表	常用労働者 1 人当り平均月間現金給与額	137
第 49 表	1 人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）	139
第 50 表	賞与支給状況	139
第 51 表	全世帯年平均 1 か月間の消費支出	140
第 52 表	勤労者世帯年平均 1 か月間の収入と支出	141
第 53 表	年間収入階級別勤労者世帯 1 世帯当り年平均 1 か月間の収入と支出（全国）	142
第 54 表	消費者物価指数	144
第 55 表	農村消費者物価指数	144
第 56 表	農家家計費（全国 1 戸当り平均）	145
第 5 節 社会保険関係		
1 総括		
第 57 表	医療保険適用者数（制度別）	146
第 58 表	公的年金適用者数（制度別）	147
第 59 表	雇用保険適用者数（制度別）	147
第 60 表	業務災害補償保険適用者数（制度別）	147
第 61 表	社会保険被保険者（組合員） 1 人当り平均標準報酬月額（制度別）	148
第 62 表	制度別被保険者 1 人当り診療費	149

第 63 表	公的年金受給権者数	150
第 64 表	公的年金における年金総額（制度別）	152
第 65 表	公的年金受給権者 1 人当り年金額	154
第 66 表	公的年金積立金状況	156
第 67 表	年金財政指標	157
第 68 表	業務災害補償保険年金受給者数	160
第 69 表	業務災害補償保険年金支払総額	160
第 70 表	業務災害補償保険年金受給者 1 人当り金額	161
2 健康保険		
① 政府管掌健康保険		
第 71 表	政府管掌健康保険適用状況	162
第 72 表	政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	163
第 73 表	政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	164
第 74 表	政府管掌健康保険保険料徴収状況	165
第 75 表	政府管掌健康保険給付決定状況	166
第 76 表	政府管掌健康保険診療費決定状況	168
第 77 表	政府管掌健康保険給付諸率	170
第 78 表	政府管掌健康保険収支状況	172
② 組管掌健康保険		
第 79 表	組管掌健康保険適用状況	172
第 80 表	組管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	173
第 81 表	組管掌健康保険適用状況（業態別）	174
第 82 表	組管掌健康保険平均保険料率	174
第 83 表	組管掌健康保険給付決定状況	175
第 84 表	組管掌健康保険診療費決定状況	177
第 85 表	組管掌健康保険給付諸率	178
第 86 表	組管掌健康保険収支状況	179
3 国民健康保険		
第 87 表	国民健康保険適用状況	180
第 88 表	国民健康保険給付決定状況	180
第 89 表	国民健康保険療養の給付決定状況	181
第 90 表	国民健康保険療養費決定状況	181
第 91 表	国民健康保険療養の給付諸率	182
第 92 表	国民健康保険「その他の給付」決定状況	182
第 93 表	国民健康保険諸率	183
第 94 表	国民健康保険診療施設経理状況	184
第 95 表	国民健康保険料（税）収納状況	184
第 96 表	国民健康保険収支状況	185

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第 97 表 厚生年金保険適用状況…………… 186

第 98 表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）…………… 187

第 99 表 厚生年金保険適用状況（業態別）…………… 188

第 100 表 厚生年金保険年金受給権者状況…………… 189

第 101 表 厚生年金保険一時金裁定状況…………… 190

第 102 表 厚生年金保険給付受給権者 1 人当り金額…………… 190

第 103 表 厚生年金保険保険料徴収状況…………… 191

第 104 表 厚生年金保険収支状況…………… 191

② 厚生年金基金

第 105 表 厚生年金基金適用状況…………… 192

第 106 表 厚生年金基金年金受給権者状況…………… 192

第 107 表 厚生年金基金一時金裁定状況…………… 192

第 108 表 厚生年金基金給付 1 人当り金額…………… 193

○参考 税制適格年金

第 109 表 税制適格年金加入件数…………… 193

第 110 表 税制適格年金加入者数…………… 193

5 国民年金

第 111 表 国民年金被保険者数…………… 194

第 112 表 国民年金印紙売さばき状況及び保険料収納状況…………… 194

第 113 表 拠出制年金受給権者状況…………… 195

第 114 表 福祉年金受給権者状況…………… 196

第 115 表 国民年金特別会計収支状況…………… 197

6 農業者年金基金

第 116 表 農業者年金被保険者数…………… 198

第 117 表 農業者年金受給権者状況…………… 198

第 118 表 農業者年金年金勘定経理状況…………… 199

7 国家公務員等共済組合

① 各省各庁組合

第 119 表 国家公務員等共済組合適用状況…………… 200

第 120 表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況…………… 202

第 121 表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）…………… 204

第 122 表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率…………… 205

第 123 表 国家公務員等共済組合長期部門支払状況…………… 206

第 124 表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 207

第 125 表 国家公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額…………… 208

第 126 表 国家公務員等共済組合短期経理状況…………… 209

第 127 表 国家公務員等共済組合長期経理状況…………… 210

第 128 表 国家公務員等共済組合業務経理状況…………… 211

第 129 表 国家公務員等共済組合保健経理状況…………… 211

第 130 表 国家公務員等共済組合旧令共済年金受給権者状況…………… 212

② 適用法人組合

第 131 表 国家公務員等共済組合適用状況…………… 213

第 132 表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況…………… 214

第 133 表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）…………… 216

第 134 表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率…………… 217

第 135 表 国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況…………… 218

第 136 表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 219

第 137 表 国家公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額…………… 220

第 138 表 国家公務員等共済組合短期経理状況…………… 221

第 139 表 国家公務員等共済組合長期経理状況…………… 222

第 140 表 国家公務員等共済組合業務経理状況…………… 224

第 141 表 国家公務員等共済組合保健経理状況…………… 224

第 142 表 国家公務員等共済組合等所要財源率…………… 225

8 地方公務員等共済組合

第 143 表 地方公務員等共済組合適用状況…………… 226

第 144 表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況…………… 227

第 145 表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）…………… 229

第 146 表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率…………… 230

第 147 表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況…………… 232

第 148 表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 233

第 149 表 地方公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額…………… 234

第 150 表 地方公務員等共済組合短期経理状況…………… 235

第 151 表 地方公務員等共済組合長期経理状況…………… 235

第 152 表 地方公務員等共済組合業務経理状況…………… 236

第 153 表 地方公務員等共済組合保健経理状況…………… 236

9 私立学校教職員共済組合

第 154 表 私立学校教職員共済組合適用状況（学校種別）…………… 237

第 155 表 私立学校教職員共済組合平均標準給与月額（学校種別）…………… 238

第 156 表 私立学校教職員共済組合組合員数（標準給与等級別）…………… 239

第 157 表 私立学校教職員共済組合短期部門給付決定状況…………… 240

第 158 表 私立学校教職員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）…………… 242

第 159 表 私立学校教職員共済組合短期部門給付諸率…………… 243

第160表	私立学校教職員共済組合長期部門支給決定状況	245
第161表	私立学校教職員共済組合長期部門年金受給権者状況	246
第162表	私立学校教職員共済組合長期部門1人当り金額	247
第163表	私立学校教職員共済組合短期経理状況	248
第164表	私立学校教職員共済組合長期経理状況	248
第165表	私立学校教職員共済組合業務経理状況	249
第166表	私立学校教職員共済組合保健経理状況	249
10 農林漁業団体職員共済組合		
第167表	農林漁業団体職員共済組合適用状況	250
第168表	農林漁業団体職員共済組合組合員数(標準給与等級別)	250
第169表	農林漁業団体職員共済組合支給状況	251
第170表	農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況	252
第171表	農林漁業団体職員共済組合給付1人当り金額	253
第172表	農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	254
第173表	農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	254
11 船員保険		
第174表	船員保険適用状況	255
第175表	船員保険被保険者数(標準報酬等級別)	256
第176表	船員保険疾病部門給付決定状況	257
第177表	船員保険疾病部門診療費決定状況	258
第178表	船員保険疾病部門給付諸率	259
第179表	船員保険年金部門(職務上)年金受給権者状況	260
第180表	船員保険年金部門(職務上)一時金裁定状況	260
第181表	船員保険年金部門(職務上)1人当り金額	260
第182表	船員保険失業部門給付決定状況	261
第183表	船員保険収支状況	262
第184表	船員保険保険料徴収状況	263
12 雇用保険		
第185表	雇用保険適用状況	264
第186表	雇用保険適用状況(一般・高年齢及び短期雇用特例)(産業・規模別)	264
第187表	雇用保険給付状況	265
第188表	労働保険保険料徴収状況(雇用勘定)	266
第189表	労働保険特別会計雇用勘定収支状況	266
13 労働者災害補償保険		
第190表	労働者災害補償保険適用状況	267
第191表	労働者災害補償保険給付支払状況	268
第192表	労働者災害補償保険給付平均支払額	269
第193表	労働保険保険料徴収状況(労災勘定)	269

第194表	労働保険特別会計労災勘定収支状況	270
14 公務災害補償		
第195表	国家公務員災害補償費支払状況	271
第196表	国家公務員災害補償1件当り補償費	271
第197表	地方公務員災害補償費支払状況	272
第198表	地方公務員災害補償1件当り補償費	272
第6節 高齢者保健(医療)福祉		
1 総括		
第199表	「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」の推進	273
第200表	老人関係施設の比較	275
2 老人福祉		
第201表	老人福祉施設の施設数及び在所者数	276
第202表	老人ホームヘルパー設置団体数・老人ホームヘルパー数及び派遣対象世帯数	276
第203表	性・年齢階級別にみた要介護者数・寝たきり者数(推計数)	277
第204表	性・年齢階級別にみた寝たきり者数(推計数)	277
3 老人医療		
第205表	老人医療受給対象者数	278
第206表	老人医療費の状況	278
第207表	制度別老人医療費の状況	279
第208表	老人医療費(診療費)の状況	279
第209表	老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移	280
第210表	老人医療費と国民医療費の推移	280
第211表	老人医療費の負担	281
第212表	老人医療費の負担の状況	281
第213表	老人医療費拠出金積算内訳(平成3年度)(加入者按分率1.0)	282
第214表	開設者別老人施設数、病床数(実数、構成割合(%))	282
第215表	老人病院等の区分別状況	282
4 老人保健施設		
第216表	開設者別にみた施設数及び入所定員数	283
5 老人保健(ヘルス事業)		
第217表	老人保健事業の概要	284
第218表	老人保健事業実施状況	286
第219表	老人保健健康手帳の交付状況	287
第220表	基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	287
第221表	基本健康診査・一般健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	288
第222表	がん検診の受診人員・結果別人員状況	288

第7節 医療供給と医療費

1 総括

第223表 国民医療費推計額……………289

第224表 治療費支払方法別患者数（病院・診療所別）……………290

第225表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）……………290

2 医療機関

第226表 病院・診療所数（開設者別）……………292

第227表 病床数（開設者・種類別）……………293

第228表 医療法人数の推移……………293

第229表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数……………294

第230表 1病院当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）……………294

第231表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）……………295

第232表 歯科診療所（個人立）1施設当り収支状況（構成比率）……………295

3 地域医療計画

第233表 地域医療計画の内容……………296

第234表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進……………297

第235表 都道府県別必要病床数及び既存病床数の状況……………298

第8節 公衆衛生

1 結核等

第236表 結核医療費推計額……………299

第237表 結核医療費公費負担承認件数（治療費支払方法別）……………299

第238表 結核医療費公費負担額……………299

第239表 結核登録者……………299

第240表 結核病床数・患者数・病床利用率……………300

第241表 ハンセン病患者数・有病率の年次推移……………300

第242表 未収容らい患者・一時救護患者数……………301

第243表 らい療養所入所患者数……………301

第244表 らい予防法による生活援護人員（種類別）……………301

第245表 らい患者家族生活援護委託費・らい療養所運営費国庫負担額……………301

第246表 エイズ対策の概要……………302

第247表 エイズ患者及びHIV感染者の現状及び将来予測……………302

2 伝染病

第248表 法定・指定伝染病患者数……………303

第249表 届出伝染病等患者数……………304

第250表 予防接種被接種者数……………305

3 精神保健

第251表 精神病床数・患者数・病床利用率……………306

第252表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額……………306

第253表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助額……………306

第254表 精神病床数・在院患者数・措置患者数・措置率・利用率の年次推移……………307

第255表 医療保護入院・仮入院届出件数……………307

4 難病

第256表 難病対策の概要……………308

第257表 特定疾患治療研究対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数……………308

5 環境衛生

第258表 全国水道普及状況……………309

第259表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況……………309

第260表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費……………309

第261表 廃棄物の分類と処理体制……………310

第262表 ゴミ処理等の流れ……………311

第263表 市町村のごみ処理費用の推移……………312

6 公害

第264表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数……………313

第265表 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付及び処理状況……………313

第266表 典型7公害の種類別苦情件数の推移……………314

第267表 典型7公害以外の種類別苦情件数の推移……………314

第268表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等……………315

第269表 環境事業団事業状況……………316

7 保健所及び保健センター

第270表 保健所の活動……………317

第271表 保健所数及び保健所職員総数……………317

第272表 保健所活動状況……………318

第273表 市町村保健センター数……………318

第274表 保健所と市町村保健センターの比較（現行）……………319

第9節 福祉サービス

1 身体障害者及び精神薄弱者福祉

第275表 身体障害者手帳交付台帳登載数……………320

第276表 福祉事務所における精神薄弱者相談状況……………320

第277表 身体障害者更生援護施設・精神薄弱者援護施設の施設数及び在所者数……………321

第278表 身体障害者更生援護状況……………321

第279表 身体障害者に対する補装具交付等の状況……………322

第280表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況……………323

第281表 障害者職業訓練校修了者数……………323

第 282 表 障害者雇用率..... 324

2 児童福祉

第 283 表 児童相談所処理件数..... 326

第 284 表 児童福祉施設数及び在所者数..... 326

第 285 表 里親・保護受託者及び委託児童数..... 327

第 286 表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況..... 327

第 287 表 1 歳 6 か月児健診実施人数..... 328

第 288 表 3 歳児健康診査成績..... 328

第 289 表 児童扶養手当受給世帯数..... 328

第 290 表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数..... 328

第 291 表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況..... 329

第 292 表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況..... 330

第 293 表 児童手当拠出金徴収状況..... 330

第 294 表 児童手当制度の費用負担..... 331

3 社会福祉関係機関・施設等

第 295 表 社会福祉行政機関等設置状況..... 332

第 296 表 社会福祉施設数（年次・施設の種別）..... 333

第 297 表 生活福祉資金貸付状況..... 335

第 298 表 母子福祉資金貸付状況..... 335

第 299 表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況..... 336

第 10 節 生活保護

第 300 表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率..... 337

第 301 表 被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）..... 337

第 302 表 扶助別人員..... 338

第 303 表 保護開始世帯数（理由・種別）..... 338

第 304 表 保護廃止世帯数（理由・種別）..... 339

第 305 表 保護費（扶助別）..... 340

第 306 表 医療扶助決定状況（診療費分）..... 340

第 307 表 生活保護基準額改定の推移..... 340

第 308 表 生活扶助基準額の推移..... 341

第 309 表 保護施設の施設数及び在所者数..... 341

第 11 節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩給

第 310 表 文官恩給年金受給権者状況..... 342

第 311 表 軍人恩給年金受給権者状況..... 342

第 312 表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況..... 342

2 戦争犠牲者援護

第 313 表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況..... 344

第 314 表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況..... 344

第 315 表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況..... 344

第 316 表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況..... 345

第 317 表 原爆被爆者対策状況..... 345

第 12 節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第 318 表 住宅数・世帯数・世帯人員・1 戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1 人当り居住室の畳数（地域・住宅の所有関係別）..... 346

第 319 表 居住状況（地域別）..... 347

第 320 表 住宅の所有関係..... 347

第 321 表 公営住宅等建設戸数..... 348

第 322 表 1 か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）..... 350

第 323 表 住宅建設戸数..... 350

② 雇用関係一般

第 324 表 労働力人口・非労働力人口..... 352

第 325 表 年齢階級別労働力人口比率の推移..... 353

第 326 表 就業者数（産業別）..... 354

第 327 表 就業者数（従業上の地位・職業別）..... 356

第 328 表 年齢別有効求人倍率..... 358

第 329 表 失業対策事業実施状況..... 358

第 330 表 職業転換給付金関係予算の推移..... 358

第 331 表 93 年度地域別最低賃金改正状況..... 359

第 332 表 産業別最低賃金決定状況..... 360

2 関係機関

第 333 表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額（年度別）..... 361

第 334 表 年金福祉事業団福祉施設設置整備資金融資決定状況（施設別・事業主体別）..... 362

第 335 表 資金運用事業各年度別運用額の推移..... 362

第 336 表 年金福祉事業団被保険者住宅資金融資決定状況（資金別）..... 362

第 337 表 社会福祉・医療事業団貸付状況（施設・資金別）..... 363

第 338 表 社会福祉・医療事業団福祉貸付状況（事業種別）..... 364

第 339 表 労働福祉事業団経営施設数..... 364

第 340 表 雇用促進事業団設置運営施設数..... 365

第 341 表 中小企業退職金共済加入状況..... 365

第 342 表 中小企業退職金共済支給状況..... 365

第13節 社会保障分野における人的資源の状況

第343表 医師数（業務別）…………… 366

第344表 歯科医師数（業務別）…………… 366

第345表 歯科衛生士数（就業場所別）…………… 367

第346表 歯科技工士数（就業場所別）…………… 367

第347表 薬剤師数（業務別）…………… 367

第348表 看護職員需給見通し…………… 368

第349表 保健婦数（就業場所別）…………… 369

第350表 助産婦数（就業場所別）…………… 369

第351表 看護婦（士）及び准看護婦（士）数（就業場所・資格別）…………… 369

第352表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数…………… 370

第353表 理学療法士及び作業療法士数（就業者数）…………… 370

第354表 社会福祉士・介護福祉士登録者数…………… 370

第355表 全医療施設の従事者数（業務の種類別）…………… 371

第14節 財政

第356表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）…………… 372

第357表 一般会計歳入・歳出（目的別）…………… 373

第358表 地方財政（普通会計）歳入歳出…………… 374

第359表 地方の民生費と衛生費の状況…………… 376

第360表 生活保護費等国庫負担（補助）の推移…………… 380

第361表 国民総支出に対する財政規模…………… 380

第362表 国民年金保険料免除ライン・非免除ラインと課税最低限・生活扶助基準との比較…………… 381

第363表 国税及び地方税…………… 381

第364表 長寿社会対策関係予算（一般会計）の推移…………… 381

第365表 年金積立金還元融資資金配分の推移…………… 382

第366表 市町村税納税義務者数…………… 382

第15節 国際統計及び比較

1 人口

第367表 世界の主要地域別人口及び人口増加率…………… 383

第368表 平均寿命の国際比較…………… 384

第369表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測…………… 385

第370表 人口高齢化速度の国際比較…………… 386

第371表 諸外国の出生率…………… 386

第372表 主要先進国の合計特殊出生率…………… 387

第373表 先進国政府の自国の出生率に対する認識と政策…………… 388

2 社会保障

第374表 社会保障制度類型別国数…………… 389

第375表 ILO条約及び勧告（社会保障関係）…………… 389

第376表 ILO第102号条約の批准状況…………… 392

第377表 諸外国の社会保障給付費の対国民所得比…………… 393

第378表 社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の国際比較…………… 394

第379表 社会保障給付費（対国民所得比）の部門別構成割合の国際比較…………… 394

第380表 国民負担率の国際比較等…………… 395

第381表 日本の社会保障制度の概要…………… 396

第382表 イギリスの社会保障制度の概要…………… 398

第383表 イギリスの社会保障概況…………… 400

第384表 フランスの社会保障制度の概要…………… 402

第385表 フランスの社会保障概況…………… 404

第386表 ドイツの社会保障制度の概要…………… 406

第387表 ドイツの社会保障概況…………… 408

第388表 アメリカの社会保障制度の概要…………… 410

第389表 アメリカの社会保障概況…………… 412

第390表 スウェーデンの社会保障制度の概要…………… 414

3 医療

第391表 医療保障制度の国際比較…………… 416

第392表 主要国の国民医療費の推移…………… 416

第393表 国民医療費の対国民所得比の各国比較…………… 418

第394表 主要国の診療報酬支払方式…………… 419

第395表 医師数等の国際比較…………… 419

4 年金

第396表 諸外国の公的年金制度の概要…………… 420

第397表 公的高齢年金のみ受給者の課税最低限の国際比較（夫婦世帯の場合）…………… 422

第398表 主要国における公的年金に対する税制の概要…………… 423

5 福祉・社会手当等

第399表 世界6か国の福祉行政体系…………… 424

第400表 各国のソーシャルワーカー資格制度一覧…………… 426

第401表 各国のケアワーカーの資格制度一覧…………… 428

第402表 主要国の児童手当制度…………… 430

6 労働

第403表 主要国失業者数及び失業率…………… 432

第404表 年間総実労働時間の国際比較（製造業生産労働者、1991年）…………… 432

第405表 ILO労働統計報告による週当り労働時間（製造業）…………… 433

第406表 労働費用の国際比較…………… 434

第 407 表 諸外国の育児休業制度について……………	435
7 国際協力	
第 408 表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移……………	436
第 409 表 厚生省の協力した保健福祉協力研修員受入数・専門家派遣数の推移……………	436
8 国民所得	
第 410 表 国民所得（総額）……………	437
第 411 表 1人当り国民所得……………	438

第 I 部 社会保障の動向

第 1 節 社会保障の背景

—最近の経済・社会の動向—

1 景気の動向

わが国経済は、昭和61年から長期にわたり高い成長を続けていたが、平成2年末頃より拡大テンポの減速が見られ、平成3年後半には低い成長へ減速し、調整過程に入っている。平成4年から最終需要を中心に経済は停滞し、資産価格の下落もあって平成5年度においても依然厳しい状況に直面している。

すなわち、住宅建設に回復の動きがみられるものの、個人消費は伸びの鈍化が続いており、民間設備投資は減少が続いている。また鉱工業生産指数は平成4年度には第1次石油危機後に匹敵する大幅な減少を示し、企業収益は平成2年度以降対前年度比で3年連続減益（2年連続二桁減益）という昭和25年の統計開始以来初めての厳しい状況が続いている。雇用情勢については、平成3年から所定外労働時間の減少に続き有効求人倍率が低下し、平成4年度には雇用者数の伸びが鈍化する等景気の長期低迷の影響が徐々に浸透しつつある。

加えて、バブルが発生していた過程で資産を増やしていた企業・家計は、負債を増やしながら株式投資や不動産投資を始めとするリスクの高い投資を活性化させていたが、バブルの崩壊によりそ

のバランスシートは大幅に悪化し、金融機関は内部蓄積の減少と不良資産の増大により戦後かつてないほどの厳しい状況に直面している。また実体経済面では、家計・企業のマインドが急速に萎縮・慎重化したことが、通常の景気循環メカニズムと一体になって景気後退を深刻化させている。また、平成5年2月以来の急速な円高も企業収益を圧迫し、景気の長期低迷の一因となっている。

一方、平成4年度の経常収支は、金輸入の減少などの一時的特殊要因、円高による輸出価格の上昇、バブルの崩壊による高額商品の輸入減少、景気後退による輸入減少などの要因が重なったことにより1,259億ドルと過去最高の黒字を記録した。

これらの結果、平成4年度の実質経済成長率は0.8%と前年度比2.6%のマイナスとなった。また平成2年から3%台で推移していた消費者物価上昇率は平成4年は1.6%の上昇と安定基調にある。

2 財政・金融

平成5年度予算においては、4年度末の公債残高が176兆円を超える見込みであり、国債費が歳出予算の2割を越えるなど依然構造的な厳しさが続いており、加えて税収が前年度当初税収を下回る厳しい歳入状況の下で、税外収入の確保、建設公債の増発等を行うとともに、歳出の徹底した節減

第1部 社会保障の動向

合理化が図られた。その中であって景気や国民生活の質の向上への配慮など社会経済情勢の推移に即応した財政需要に対し財源を重点的・効率的に配分することとされた。

平成5年度一般会計当初予算の規模は、72兆3,548億円(対前年比0.2%増)、一般歳出の規模は39兆9,168億円(対前年比3.1%増)となっている。また、平成5年度における公債発行予定額は8兆1,300億円となっており、公債依存度は11.2%となり、前年度当初予算における依存度10.1%を上回った。

社会保障関係予算について見てみると、今後の高齢化社会においても安定的かつ有効に機能するよう長期的視野に立って制度を築き上げていく必要があることから、国民健康保険制度の見直し等各種施策の合理化・適正化に努めるとともに、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の着実な実施、エイズ総合対策、保健医療・福祉の人材確保対策等についてきめ細やかな配慮を行うこととされ、この結果、5年度社会保障関係費は、前年度当初予算額に比べ3.2%増の13兆1,457億円となり、社会保障関係費の一般歳出に占める割合は32.9%と、ほぼ3分の1を占めている。

平成5年度の財政投融资計画は、景気に十分配慮するとともに、生活大国の実現に資するため、社会資本整備、住宅対策、環境対策、地域の活性化等に対し重点的・効率的な資金配分を行うこととしており、計画額は45兆7,706億円であり、前年度に比べ12.2%増となっている。厚生福祉関係分としては、1兆3,971億円(前年度比25.9%増)を計上し、社会福祉・医療事業団において「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を着実に推進するため、所要の貸付計画額を確保することとしているほか、国立病院特別会計、地方公共団体等において、病院、厚生福祉施設等の整備促進を図ることとしている。

一方、歳入面については、税制面では不動産等に係る相続税の延納利子税の軽減や、利子非課税

制度(いわゆる老人マル優等)の限度額の引上げ等が行われた。

また平成4年度から平成5年度にかけて数次にわたり経済対策の策定、補正予算の編成が行われ、景気浮揚への積極的な政策努力が図られている。まず平成4年3月に決定された「緊急経済対策」を受け同年4月には公共工事等の施行促進が閣議決定された。同年8月には公共投資等の拡大、金融システムの安定性の確保のための施策等を内容とした総規模10兆7,000億円にのぼる「総合経済対策」が策定され、同年12月これらの施策を実施するための補正予算が成立した。また平成5年4月には総規模13兆円強にのぼる「新総合経済対策」が決定され、同年6月公共事業費2兆円の追加等を内容とする第1次補正予算が成立した。続いて同年9月に規制緩和等の推進、円高差益の還元、生活者・消費者の視点に立った社会資本整備の推進等を内容とする「緊急経済対策」が決定され、同年12月成立した第2次補正予算において公共事業費等関係費1兆円強等が計上された。

金融政策については、平成3年6月には6.0%の水準にあった公定歩合が厳しい景気調整過程の下随時引き下げられ、平成5年2月には2.5%に、更に9月には1.75%に引き下げられた。

3 雇 用

昭和63年から平成2年にかけて大きく改善した労働力需給は、平成3年3月の1.46倍をピークに有効求人倍率が低下を続け、平成4年10月には4年5か月ぶりに1倍を割り込んでいる。年平均では平成4年で1.08倍と、平成3年の1.40倍から大きく低下した。新規求人倍率は、平成4年平均で1.61倍と引き続き求人超過で推移しているものの平成3年の2.05倍から大きく低下している。一方、完全失業率は、平成4年平均で2.2%で平成3年より0.1%上昇した。

4 家計収支

平成4年の勤労者世帯の実収入は、1世帯当たり1か月平均56万3,855円で前年に比べ名目2.7%、実質1.1%の増加となった。また、実収入から税金や社会保険料等を控除した可処分所得は、1世帯当たり1か月平均47万3,738円で、前年に比べ実質0.5%の増加となり、実収入の伸びを下回った。

一方、勤労者世帯の消費支出の動向を見ると、平成4年には1世帯当たり1か月平均35万2,820円と前年に比べ名目2.1%、実質0.5%の増加となり、景気減退の影響を受けて前年より低い伸びにとどまった。また、消費支出を費用別に見ると、「住居」が大きく増加し、「教育」「光熱・水道」などが実質増加した一方、「被服及び履物」「家具・家事用品」が大きく減少し、「食料」などが実質減少している。また、税金、社会保険料、借金利子等からなる非消費支出は1世帯当たり1か月平均約9万円と名目6.1%の大幅な増加となっている。

5 人口・世帯

総務庁統計局によると、平成4年10月1日現在のわが国の総人口は1億2,452万人であり、前年比人口増加率は3.3%と、昭和49年以降続いている出生率の低下を反映し、平成2年に次いで戦後最も低い増加率となっている。地域的に見ると、17都

府県で人口が減少しており、4%以上減少の県が2つあった。

これを年少人口(15歳未満人口)、生産年齢人口(15歳以上65歳未満人口)、老年人口(65歳以上人口)の年齢階級別に分けてみると、平成4年でそれぞれおよそ2,136万人、8,685万人、1,624万人となっているが、厚生省人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成4年9月推計)」の中位推計によると、平成8年には生産年齢人口が減少に転じ、平成9年には老年人口が年少人口よりも多くなり、平成24年には総人口が減少し始めると予測されている。今後、特に75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれており、平成22年には全人口の1割に達すると予測されている。

世帯数は、平成4年6月現在で、約4,121万世帯で、前年に比べ1.7%の増加となっている。世帯人員別に見ると、2人世帯の数が4人世帯を抜いて最も多くなり全体の22.0%を占め、1世帯当たりの平均世帯人員は2.99人で初めて3人を割り込んだ。世帯構造別に見ると「核家族世帯」が約2,432万世帯で、全体の59.0%を占めている。また、世帯類型別に見ると「高齢者世帯」は約488万世帯で、前年に比べ3.6%増加し全世帯に占める割合は11.8%となっている。また高齢者のうち一人暮らしの者は186.5万人と年々増加傾向にあり、高齢者の11.7%を占めている。

第2節 社会保障の動向

1 概況

わが国の社会保障制度は、戦後の経済発展の過程で逐次改善充実が図られ、国民生活の安定向上に大きく貢献してきた。医学医術の進歩、栄養の改善、環境衛生の向上等とも相伴って平均寿命は大幅な伸長を示し、平成4年簡易生命表によると、男76.09歳、女82.22歳で、男女とも世界最高の水準に達している。

一方で、出生率の持続的な低下により、児童の健全育成が課題になっているとともに、わが国の人口の高齢化が加速されている。また社会保障を取り巻く社会経済環境の様々な変化に対し、社会保障制度が対応していくことが要請されている。

このような状況を踏まえ、政府は昭和61年に「長寿社会対策大綱」を閣議決定し、人生80年時代にふさわしい経済社会システムの構築を目指し、政府が推進すべき長寿社会対策の指針を定めた。更に、昭和63年に厚生省と労働省により、その大綱を一部具体化した「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」(いわゆる「福祉ビジョン」)が国会に提出され、平成元年には更なる具体的目標や新規施策を盛り込んだ「高齢者保健福祉推進十か年戦略」が厚生省、大蔵省、自治省の三大臣の間で合意され、21世紀までに在宅福祉推進十か年事業及び施設対策推進十か年事業を始めとする各種事業が推進されることとなった。また社会保障制度審議会では、21世紀に耐えうる社会保障制度の構築に向け、社会保障についての理論及び将来像について「社会保障将来像委員会」において検討を始め、平成5年2月「社会保障将来像委員会第一次報告—社会保障の理念

等の見直しについて—」を公表した。この報告は、戦後の社会経済の変化、社会保障制度の変化を踏まえ、国民のニーズ、人口、家庭・地域、女性の役割及び労働環境といったものの変化に社会保障が対応していくための社会保障の新しい理念及び社会保障をめぐる公私の役割等について提言している。

このような動きの中で、平成5年においては以下のような主要な社会保障関係法制度の具体的改正又は制度の創設が行われた。

まず老人及び心身障害者の自立の促進・介護負担の軽減を図るため、車いす、介護用ベッド等の福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置等を内容とする「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」が平成5年5月に制定された。

母子福祉及び寡婦福祉関係では、母子福祉資金貸付金に関する特別会計及び寡婦福祉資金貸付金に関する特別会計を統合する等により資金の有効な活用等を図るとともに、母子家庭及び寡婦に対する専門的な助言・指導等を行う事業を社会福祉事業として法的に位置づけることを内容とする「母子及び寡婦福祉法」の改正法が平成5年5月成立した。

精神障害者関係では、グループホームの法定化、精神障害者の社会復帰を促進するための啓発活動等を行う民法法人の指定、仮入院期間の短縮等を内容とする「精神保健法」の改正法が平成5年6月に成立した。

社会保険の分野では、被用者年金制度の一元化が完了するまでの当面の措置である制度間調整事業について、平成2年度から平成4年度までの間

たきり老人ゼロ作戦の推進、高齢者の生きがい対策の推進、長寿科学研究推進十か年事業、ふるさと21健康長寿のまちづくり事業等をその内容としており、10年間の総事業費は約6兆円強になると推計されている。

また、平成2年6月に「老人福祉法等の一部を改正する法律」が、平成3年9月に「老人保健法等の一部を改正する法律」がそれぞれ成立した。

前者の改正は、在宅福祉サービスの法的整備、在宅福祉サービスと施設福祉サービスの市町村への一元化、市町村及び都道府県老人保健福祉計画の策定等を主な内容としており平成5年4月から全面的に実施されている。これにより、住民に最も身近な行政主体である市町村を中心に、地域における老人保健福祉サービスを総合的かつ計画的に推進する体制が整うこととなった。

後者の改正は、訪問看護を受けた場合に療養費を支給する制度の創設、老人保健施設等の療養費における公費負担割合の引き上げ及び老人医療の患者による一部負担金の改正等を主な内容としている。このうち、訪問看護療養費支給制度は平成4年4月から、公費負担割合の引き上げは平成4年1月から(部分的に平成4年4月から)、患者による一部負担金の改定は平成4年1月から段階的に実施され、平成7年4月からは物価スライド制が導入されることとなっている。これにより訪問看護制度の一層の推進とともに、老人医療をめぐる負担の公平化等が図られることとなった。

平成5年5月には、老人及び心身障害者の自立の促進・介護負担の軽減を図るために有効であるにも関わらず研究開発及び普及が必ずしも進んでいるとはいえない福祉用具(車いす、介護用ベッド等)について、わが国の高い産業技術を活用した研究開発及び普及を促進するため、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」が制定され、同年10月に指定法人の指定、基本方針の公示を含め全面的に施行された。

一方で、高齢者の生きがいや健康づくりを支援

の措置とされていた日本鉄道共済組合に交付する調整交付金の特例減額措置を当分の間継続すること等を内容とする「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」の改正法が、また、国民健康保険財政の安定化と保険料負担の平準化を図るため、平成5年度及び6年度における暫定的措置として、国民健康保険財政安定化支援事業の制度化及び保険基盤安定制度に係る国庫負担の見直しを行うことを内容とする「国民健康保険法」の改正法がともに平成5年3月に成立した。

2 高齢者保健医療福祉

わが国の高齢化は、先進諸国が経験したことのない速度で進展している。65歳以上人口は、昭和45年(1970年)に約740万人(全人口の7.1%)であったのが、平成2年(1992年)には約1,600万人(全人口の13.1%)と急増しており、厚生省人口問題研究所の平成4年9月推計によれば、平成12年(2000年)には約2,170万人(全人口の17.0%)、平成32年(2020年)には約3,270万人(全人口の25.5%)に達するものとみられている。

高齢化の進展に伴い、寝たきり老人及び痴呆性老人の増加も見られ、平成2年でそれぞれ約70万人、約100万人と推計されているが、これが平成12年にはそれぞれ約100万人、約150万人に増加すると予想されている(厚生省推計)。これらの要介護老人に対する施策の充実は今後最も重要な課題の一つである。また、元気な高齢者も増加していくが、これらの人達が積極的に社会に参加・貢献していくための条件を整える必要がある。

このような超高齢社会を目前に控え、政府は、高齢者の保健医療福祉を計画的に推進するため、平成元年に「高齢者保健福祉推進十か年戦略」(いわゆる「ゴールドプラン」)を策定した。これは、今世紀中に実現を図るための在宅対策、施設対策の両面にわたるサービスの整備目標を立てるとともに、民間の創意工夫を生かしつつ在宅福祉事業を支援する700億円の長寿社会福祉基金の設置、寝

第1部 社会保障の動向

する対策として、「長寿社会開発センター」や各都道府県の「明るい長寿社会づくり推進機構」において高齢者の社会活動、スポーツ活動、ボランティア活動等の支援が行われている他、高齢者の自主的積極的活動の場となる老人クラブに対する助成等が行われている。

3 児童福祉等

わが国の年間出生数は第2次ベビーブームの昭和48年の約209万人以来減少し続け、平成4年には約121万人となっている。合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む平均子供数)で見ると、平成4年は1.50人となっており総人口の規模を維持する水準(2.08人)を大きく下回っている。このような出生率の持続的な低下に加え、児童と家庭を取り巻く環境についてみると、家族の小規模化、共働き家庭の増加、地域コミュニティの弱化等により家庭・地域における児童養育機能が低下しており、また都市化や受験勉強の激化により遊ぶ機会が減少するなどの変化がみられる。こうした変化に対応し、将来の社会経済の担い手である児童を健やかに育てるための環境を整備していくことが、老人福祉の充実と並ぶ重要課題となっている。

このようなことから、平成2年1月の厚生省「これからの家庭と子育てに関する懇談会」報告、平成2年12月の社会保障制度審議会「新しい時代を担う子どもたちのために」と題する申入れ、更には、平成2年8月内閣官房に設置された「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」による平成3年1月の報告及び平成4年・平成5年のフォローアップ報告等、児童の健全育成を図るための各種の提言が行われ、政府が一体となって各種施策の展開が図られている。

まず平成3年5月に「児童手当法の一部を改正する法律」が成立し、児童を養育する者に支給される児童手当の支給月額が倍増されるとともに、支給対象児童について従来は義務教育前の第2子以降の児童からとされていたものが3歳未満の児

童に拡大され、平成4年から段階的に施行されている。また、平成3年6月に「育児休業等に関する法律」が制定され、1歳までの1年間に育児休業を請求する権利等が保障された(平成4年4月から施行)。

更に、児童の健全育成を図るための環境づくりを総合的に推進する体制を確立するため平成3年度から厚生省に「児童環境づくり対策室」が設置され、「21世紀の子どもと家庭フォーラム事業」として国際シンポジウム及び地方シンポジウム等が行われ、また平成4年度からは国及び都道府県に行政・企業・地域の代表者からなる「児童環境づくり推進協議会」が設置され、官民一体での取組が強化されている。

母子福祉及び寡婦福祉関係については、母子福祉資金貸付金に関する特別会計及び寡婦福祉資金貸付金に関する特別会計を統合する等により資金の有効な活用等を図るとともに、母子家庭及び寡婦に対する専門的な助言・指導等を行う事業を社会福祉事業として法的に位置づける「母子及び寡婦福祉法」の改正が平成5年5月に行われ、平成6年1月から段階的に施行されている。

平成6年は国連が定めた「国際家族年」でもあり、今後は、児童と家庭をとりまく環境の変化を踏まえ、児童と家庭に対する総合的な施策の展開が求められる。

4 障害者福祉等

国連は「完全参加と平等」のスローガンの下に、昭和58年から平成4年までを「国連・障害者の十年」として、各国での積極的な障害者対策の推進を提唱した。この間、わが国においても総理府に障害者対策推進本部が設置され、障害者対策の総合的な推進が図られた。平成4年が「国連・障害者の十年」の最終年に当たることから、中央心身障害者対策協議会は平成3年7月、特に重点的に取り組むべき施策についての意見具申を行い、更に平成5年1月「『国連・障害者の十年』以降の障

害者対策の在り方について」と題する意見具申を行い、この中で平成5年度から10年間の「障害者対策に関する長期行動計画」策定を政府に求めるとともに計画策定にあたっての基本的な考え方を示した。これを受けて、障害者対策推進本部は平成5年3月「障害者対策に関する新長期計画」を策定し、啓発広報、教育・育成、雇用・就業、保健・医療、福祉、生活環境、スポーツ・レクリエーション及び文化、国際協力の8つの分野について平成5年度からおよそ10年間にわたる施策の基本的方向と具体的方策を明らかにした。

① 身体障害者対策

身体障害者対策としては、平成2年6月の身体障害者福祉法の改正により、身体障害者の在宅介護が一層支援されることとなった。老人と身体障害者がそれぞれのデイサービスを利用できるような制度の改善がなされるとともに、「住みよい福祉のまちづくり事業」が高齢者保健福祉推進十か年戦略の一つとして位置づけられ推進されている他、平成3年度から在宅の重度身体障害者に対して介助者グループが入浴、炊事等の介助を安定的に提供する「身体障害者自立支援事業」が実施されている。

② 精神薄弱者対策

精神薄弱者対策としては、平成元年度から一般の住宅地の中の通常のアパート・マンション等で共同生活を営む数人の精神薄弱者に対し、日常生活援助を行うグループホーム事業が実施されているが、平成5年度はその事業の補助対象が520か所に拡充された。また、平成3年度から精神薄弱者通勤寮等に精神薄弱者生活支援センターを設置し、地域において単身で生活している精神薄弱者の相談に応じる等の事業が行われている。

③ 精神障害者対策

精神障害者対策については、「精神衛生法」を全面改正した「精神保健法」が昭和63年7月に施行され、以来、法定化された精神障害者の社会復帰施設の整備の他、小規模作業所に対する助成、保

健所における社会復帰相談、通院患者リハビリテーション事業等各種施策の充実により、精神障害者の人権擁護と社会復帰が図られてきた。平成5年6月には、精神障害者等の社会復帰のより一層の促進を図るとともに、精神障害者等の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するため、グループホームの法定化、精神障害者の社会復帰を促進するための啓発活動等を行う民法法人の指定、仮入院期間の3週間から1週間への短縮、栄養士等の資格取得について精神障害者であることを絶対的欠格事由から相対的欠格事由に改めること等を内容とする改正が行われた。

④ 障害者雇用対策

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関は全従業員に占める障害者の割合が法定雇用率(一般民間企業1.6%、特殊法人1.9%、国・地方公共団体の非現業機関2.0%・現業機関1.9%)以上になるよう障害者を雇用することが義務づけられているが、一般民間企業の障害者雇用率が平成元年から平成3年まで1.32%と停滞傾向が続いたことから、労働省は平成4年3月に初めて雇用率未達成の企業のうち改善努力のみられない企業名の公表を行った。

また、平成4年5月には同法が改正され、労働大臣による障害者雇用対策基本方針の策定、重度障害者や重度精神薄弱者に対する雇用率制度及び納付金制度の適用、精神障害回復者を雇用する事業主に対する助成金の支給等が行われることとなった。雇用率制度及び納付金制度の改正については平成4年7月から、その他については平成5年4月から施行されている。

その後、障害者雇用率は上昇し、平成4年6月には1.36%、平成5年6月には1.41%となっている。

5 医療保険

21世紀の本格的な高齢社会を迎えるに当たっ

て、国民の医療ニーズの多様化、高度化等に的確に対応した揺るぎない医療保険制度を確立することが、今後の重要な課題となっている。

平成3年度の国民医療費は21兆8,260億円、国民一人当たりの医療費は17万6,000円となっており、平成4年度には23兆3,000億円、平成5年度には24兆3,400億円に達すると見込まれている。特に老人医療費について見ると、国民医療費に占める割合が次第に増加し平成3年には29.4%となっている。今後も人口の高齢化の進展、医療技術の進歩等により、医療費の増加は避けられないところであり、伸び率を適正な範囲に抑えるための努力が求められている。

国民健康保険については、平成元年に社会保障制度審議会から「国民健康保険制度の長期安定確保策について」の意見が出され、平成2年の国民健康保険法改正では、高医療費市町村における財政運営の安定化、保険基盤安定化制度の確立、高額医療費共同事業の助成等が図られている。また平成5年の国民健康保険法改正では、国民健康保険財政の安定化と保険料負担の平準化を図るため、平成5年度及び6年度における暫定的措置として、国民健康保険財政安定化支援事業の制度化及び保険基盤安定化制度に係る国庫負担の見直しが行われた。

健康保険については、平成4年3月「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、政府管掌健康保険において、単年度主義の財政運営を改め、おおむね5年を通じた中期的財政運営を図ることとなった。また、組合管掌健康保険においても、平成5年度より91組合が中期的財政運営を導入し、事業運営の安定に努めている。

診療報酬については、中央社会保険医療協議会において審議・決定されるが、平成3年5月に同協議会に設置された診療報酬基本問題小委員会において、診療報酬に関する多岐にわたる問題について中長期的観点から論点整理を行う形で平成5年9月に報告が取りまとめられた。薬価について

も、平成3年5月に中央社会保険医療協議会の建議を受け、算定方式が従来よりも市場の実勢価格が反映されるような方式に改められた。

6 年金保険

公的年金制度は、現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養の仕組み」に基づき、全ての国民の老後生活を保障するとともに、障害を負った場合や生計維持者が死亡した場合の保障を行っている。

平成3年度末現在のわが国の公的年金被保険者数は約6,800万人に上るが、平成4年の国民生活基礎調査によれば、65歳以上の高齢者のいる世帯のうち公的年金等の受給を受けている世帯は約96%あり、また高齢者世帯の所得のうち公的年金・恩給が52.2%を占めており、公的年金は国民生活に欠くことのできないものとして深く浸透している。また、平成元年改正による給付額の改善及び完全自動物価スライド制の導入により、標準的な年金額は、平成5年度で厚生年金では夫婦で月額約21万6千円、国民年金では夫婦で月額約12万3千円となっている。

21世紀の超高齢社会に備え、老後の所得保障の支柱である公的年金については、長期的に安定した、公正・公平な制度を確立していくことが重要である。このようなことから、平成7年を目途とする公的年金制度の一元化へ向けて、昭和61年4月に全国民共通の基礎年金制度が導入され、公的年金のいわゆる1階部分について一元化が図られるとともに、基礎年金に上乘せされるいわゆる2階部分も給付面における将来に向けての公平化が図られている。平成元年には、一元化へ向けての当面の措置として「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」が制定され、被用者年金制度間の費用負担の調整措置が平成2年4月から実施され、平成5年3月には平成4年度までの間の措置とされていた日本鉄道共済組合に交付する調整交付金の特例減額措置を当分の間継続す

向も反映し前年度比15.6%増となった。

失業対策事業については、昭和46年10月以降同事業への新規流入が認められなくなったことなどにより、就労者数は大幅に減少してきている。平成2年11月、失業対策事業制度研究会は、今後5年間を最後の期間として、雇用機会の確保等を用意することで失業対策事業を終息させるべきだとする報告を労働大臣に提出した。

高齢化の進展に伴い高齢者の雇用・就業の場の確保が重要な課題となっており、平成2年6月に事業主による定年到達者の65歳までの再雇用の努力義務などを内容とする「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正が行われ、同年10月から施行された。同年12月には、同法に基づき、平成5年度までに60歳定年の完全定着等を図ることを目標とする高年齢者等職業安定対策基本方針が告示された。なお、平成5年「雇用管理調査」によると60歳以上の定年制の普及率は80.0%となっており、60歳定年制実施予定まで含めると9割を超えている。今後は希望する者が65歳まで現役として働けるような環境づくりを進めていくことが課題となっている。

8 生活保護

生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしてきているが、その中心となる生活扶助の基準については、従来から一般国民生活の向上の度合いを考慮して改善が図られてきており、平成5年度においては対前年比2.2%の引き上げが行われ、基準額は15万3,265円(標準3人世帯、1級地-1の場合)となった。また、被保護者数は、昭和59年をピークとして逐次減少傾向にあり、平成4年度においては、89万8千人となり、2年連続で100万人を割った。保護率について見ると、昭和60年代に入って毎年低下を続けており、平成4年度は7.2%となっている。

る等の改正が行われた。また、平成元年、財政再計算に基づく「国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、給付額の改善、保険料の段階的引上げ、完全自動物価スライド制の導入、従来任意加入とされていた学生に対する国民年金の適用及び自営業者等に基礎年金の上乗せ年金を支給する国民年金基金制度の創設等が行われた。

なお、公的年金の長期的安定を目指して、平成4年9月に社会保障制度審議会の年金数理部会から「年金数理部会第三次報告書」が発表され、公的年金の一元化、支給開始年齢問題を中心とする給付と負担のあり方及び年金財政に関する情報公開等についての提言がなされ、更に平成5年12月には「年金数理部会第四次報告書」が発表され、年金制度の財政再計算のあり方及び年金財政の情報公開のあり方等についての提言が行われた。

今後は、平成6年の財政再計算に際しての制度改正、平成7年の一元化の完了が予定されているが、前者については、年金審議会から「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」が平成5年10月厚生大臣に対し提出され、改正にあたっての基本的考え方、財政再計算に伴う具体的改正事項、一元化への対応等について提言が行われている。

7 労働保険等

平成4年度における労災保険の適用労働者は4,583万人で、前年度比3.1%増となった。労働災害は累次の労働災害防止計画の推進等により全体としては減少傾向にあり、新たに労災保険の給付の支払を受ける者は漸次減少を続け、平成4年度には72万6千人となっているが、年金受給者の累増や賃金水準の上昇等を反映し、保険料収納及び給付費支払額はともに年々増加傾向にある。保険給付の内訳では、年金の給付金額が年々増加し最も多くなっており、その割合は平成4年度には44.1%となっている。

雇用保険については、平成4年度平均の一般求職者給付受給者実人員は57万1千人で、景気の動

9 保健医療と環境衛生

わが国の疾病構造は、結核等の感染症から、がん、心疾患、脳血管疾患等の成人病を中心とする慢性疾患へと疾病構造が変化しており、このような医療を取り巻く環境の変化に対応して、施策の面においても健康増進からリハビリテーションを通じた包括医療の重要性が高まっている。

医療供給体制については、「医療法の一部を改正する法律」が平成4年6月に成立し、これにより医療施設の機能による体系化、医療に係る広告制限の緩和等が推進されることとなった。地域的には、都道府県ごとの医療計画が作成され、少なくとも5年に一度見直しが行われている他、地域の実情に応じた保健医療サービスの提供を図るため、2次医療圏（概ね広域市町村）単位に地域保健医療計画が作成されている。また、地域の実情にあった医薬分業を進めるため、保健所を事務局として医薬分業定着促進事業が実施されている。

健康づくり対策については、栄養・運動・休養のバランスのとれた生活スタイルの確立を目指した第2次国民健康づくり対策（アクティブ80ヘルスプラン）が推進されているほか、各医療保険制度による健康診断事業、保険者の創意工夫を生かしたヘルスパイオニアタウン事業が各市町村で実施されている。また、一定基準を満たした運動施設及び温泉利用施設を国が健康増進施設として認定する等、国民の健康づくりに対する民間施設を利用しての支援も行われている。

またエイズ対策では、「エイズストップ作戦」と題し、正しい知識の啓発普及、医療体制、検査体制及び相談・指導体制の充実、研究・国際協力の推進、都道府県によるエイズ対策促進事業の創設といった総合対策を推進しており、その予算規模は平成5年度で100億円を越えるものとなっている。

環境衛生対策については、平成3年10月に廃棄物の減量化、再利用の促進、廃棄物処理施設の設

置促進等を内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が成立し平成4年7月から施行されるとともに、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」が平成4年12月に成立し、平成5年12月から施行されている。

10 人材の確保

昭和62年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、社会福祉従事者の資格化が図られたが、介護職員や看護職員等の一層の養成確保策が必要とされている。厚生省の推計によると、高齢者人口の伸びに比例して保健医療・福祉関係者の確保を図るとすれば、平成12年には保健医療関係者235万人、社会福祉関係者111万人が必要となるとされている。また、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の実現のためには、平成2年度から平成11年度の間、新たに看護職員約5万人、ホームヘルパー約7万人、寮母・介護職員約11万人が必要になるとされている。

このような将来の膨大な人材の需要に応え、人材確保を強力に推進するため、平成4年5月には介護労働者の雇用管理の改善等計画の策定、介護労働者に対する情報の提供や福祉増進援助事業等を行う介護労働安定センターの創設等を内容とする「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が成立した。

社会福祉事業従事者については、平成4年6月に、基本指針の策定、福祉人材センターの指定、ホームヘルパー等に対する社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用等を内容とする「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」が成立し、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の策定告示、都道府県福祉人材センターの全都道府県設置及び中央福祉人材センターの指定

対策が推進されている。

今後の増大かつ多様化する国民の保健医療・福祉需要に対応し、きめの細かいサービスを必要に応じ提供するためには、これらの人材の確保に加え、様々な民間サービスや、住民参加型福祉サービス、ボランティア等多様な形態で国民が保健医療・福祉サービスに積極的に参加することが求められる。住民参加の組織は年々増加傾向にあり、全国社会福祉協議会の調査によれば平成4年9月現在、450を越える組織に約6万人がサービスの担い手として参加している。また全国社会福祉協議会が把握しているボランティア活動者の数は、平成4年3月現在で約428万人とされている。全国の都道府県及び1,650の市区町村の社会福祉協議会にはボランティアセンターが設置されており、ボランティアの登録・斡旋等の情報提供を始めとする各種事業を行っている。

が行われたところである。また、同指針を踏まえ、福祉人材センターによる就労援助、研修、啓発・広報や、介護福祉士等に係る修学資金の貸付等資質の向上及び社会的評価の確立等に係る総合的な人材確保対策が推進されている。

また看護職員についても、同じく平成4年6月に、看護婦等の確保に関する指針の策定、国及び地方公共団体の責務等、病院等の開設者等の責務等、離職した看護婦等に対する無料職業紹介、講習会の開催等を行う中央ナースセンター及び都道府県ナースセンターの指定等を内容とする「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」が成立し、同年12月には同法に基づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が策定告示された。同法及び同指針に基づき、養成力の強化拡充、就業の促進、離職防止・処遇改善対策の強化、資質の向上対策等総合的な看護職員確保

第3節 社会保障関係総費用について

1 社会保障関係総費用の推計

わが国の社会保障全般の現状を正しく理解するためには、社会保障のためにわが国では1年間にどの位の額が支出されているのか、それは国民所得—1年間の稼ぎ—に対してどの位の比率を占めているのかについての調査と分析が必要である。

この観点から、社会保障制度審議会事務局は、昭和25年以来毎年一定範囲及び区分を定めて社会保障関係総費用の推計を行っているところである。社会保障関係総費用の推計は、昭和25年10月に社会保障制度審議会が政府に対して「社会保障制度に関する勧告」を行った際に、その参考資料として狭義の社会保障の範囲で社会保障費用の財政計算を行ったことが経緯となっている。同算定において「狭義の社会保障」の範囲は、公的扶助、社会保険、医療及び公衆衛生、社会福祉とされていた。

その後、昭和33年度に「社会保障統計年報」を創刊するにあたり、社会保障関係総費用について「狭義の社会保障」の他、「狭義の社会保障」に恩給、軍人恩給及び遺家族援護、留守家族援護を加えた「広義の社会保障」、「広義の社会保障」に住宅対策、雇用(失業)対策を加えた「社会保障及び関連制度」の三段階に分類して算定することとされ、現在までこの分類で推計が行われてきている。

なお、昭和25年度から昭和34年度までの社会保障関係総費用については予算額をベースとして算定されてきたが、昭和37年8月に社会保障制度審議会が政府に対して「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申及び社会保障制度の推進に関する勧告」を行った際に、社会保障関係総費用の算定方法について再検討が行われ、(1)

収入と支出の両者を掲げ、かつその収支の区分を細分すること、(2)決算額で算定すること等の改定が行われ、昭和35年以降現在までこの方法で算定が行われている。

2 平成3年度社会保障関係総費用の推計結果の概要

(1) 平成3年度の社会保障関係総費用は、「社会保障及び関連制度」合計でみると、実支出及び収支差は次のとおりとなっている。

○ 実支出

・実額で56兆8,844億円、前年に比べて3兆130億円の増、伸び率は5.6%。

その目的別内訳をみると、老人保健への拠出金を含む社会保険で44.9兆円(うち年金保険で24.3兆円、医療保険で17.8兆円など)、老人保健で6.5兆円、公衆衛生及び医療で3.0兆円、社会福祉で2.6兆円などとなっている。

また、性質別内訳をみると、給付費で48.9兆円(86%)、事務費等で4.1兆円(7%)、施設整備費で3.2兆円(6%)、施設運営費で0.8兆円(1%)となっている。

○ 実収入

・実額で73兆768億円、前年に比べて4兆8,045億円の増、伸び率は7.0%。

その財源別内訳をみると、保険料で40.4兆円(55%)、国庫及び地方負担で22.1兆円(30%)、運用収入等で10.6兆円(15%)となっている。

○ 収支差

・実額で16兆1,920億円、前年に比べて1兆7,910億円の増、伸び率は12.4%。

(2) 社会保障制度がほぼ今日の姿になった昭和45

年度を基準としてみると、「社会保障及び関連制度」合計で13.6倍となっており、その項目別内訳をみると、社会保険、老人保健、社会福祉等の狭義の社会保障で14.9倍、恩給と戦争犠牲者援護を含めた広義の社会保障で14.1倍、住宅等と雇用(失業)対策で3.5倍となっており、狭義の社会保障の伸びが目立っている。

(3) 社会保障関係総費用の伸びを、昭和45年度を基準とした国民経済の諸指標の伸びと比較してみると、国民所得の2倍以上、一般会計歳出の1.5倍以上となっている。

この間、国民生活の上では、平均寿命が男69歳から76歳、女75歳から82歳と著しい伸びをみせ、65歳以上人口の全人口に占める割合も7.1%から13.1%へ拡大しており、このことが社会保障関係総費用の伸びの背景になっている。

3 社会保障費の推計

(1) 社会保障関係総費用と社会保障給付費

現在、わが国では、社会保障又はその類似の費用の推計について、社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用の他にいくつかの推計が行われており、よく知られたものとしては厚生省及び社会保障研究所の社会保障給付費があげられる。社会保障費については、ILOが加盟各国に一定の基準を示して3年ごとに3年分づつの報告を求め、これを「社会保障費」として公表しており、わが国も加盟国の一員として、ILO基準に基づき報告しているところであるが、厚生省及び社会保障研究所の社会保障給付費は、このILOへの報告と同じ基準で、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算をもとに昭和25年から推計しているものである。

具体的には、年金保険、恩給等からなる「年金」、医療保険、老人保健等からなる「医療」、そして公的扶助、社会福祉等からなる「その他」の3つの区分に分類して推計している。

社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費

用と厚生省及び社会保障研究所の社会保障給付費を相互に比較してみると、社会保障の範囲、経費の種類、推計方法等に違いがあるため、具体的な数値が若干異なっているが、社会保障給付費は恩給等を含み、住宅対策等を含まないで、広義の社会保障関係総費用と比較することが妥当と考えられる。

○ 社会保障給付費は平成3年度で「医療」が19.3兆円(38.6%)、「年金」が25.8兆円(51.6%)、その他が4.9兆円(9.9%)に分類され、広義の社会保障関係総費用と同様に、社会保険(特に年金保険)の占めるウエイトが高くなっている。

○ 社会保障給付費が給付費に重点をおき、若干の管理費等を含めて推計されているのに対し、広義の社会保障関係総費用は、給付費以外に施設整備費、施設運営費、事務費等の費用を幅広く計上していることが主な相違点である。

(2) 社会保障移転等

この他、社会保障又はその類似の費用の推計としては、社会保障を国民経済とのつながりに着目して、マクロ的に理解しようとする「国民所得勘定」があり、社会保障移転という概念に基づき経済企画庁によって推計されており、社会保障関係総費用とは、給付以外の事務費、施設整備費等を含まないところが主な相違点である。

また、社会保障の総費用のうちから国税(専売、印紙収入等を含む)で賄われる部分(国庫負担)だけを取り出して、それが国家財政(国の一般会計予算)の中でどの位の割合を占めるかという年度ごとの比較も重要なことである。そういう意味の公の資料としては毎年政府が翌年度予算を編成した際に、その概算を主要経費別に計上して公表する「歳出予算主要経費別対前年度比較表」及び一般会計歳出歳入を目的別に分類した資料がある。両者とも分類項目として「社会保障関係費」が掲げられているが、社会保障関係総費用と比較すると、国の支出ベースであるということと、その内容においても恩給や住宅を含まないなど、構成項目が異なっている。

(参考)

社会保障関係総費用の算定等について

1 社会保障関係総費用の算定について

(社会保障制度審議会の推計)

1 算定方法

(1) 実収入の区分について

実収入は、社会保険以外においては「国庫負担」、「地方負担」、「その他」の3区分とし、社会保険においては「国庫負担」、「地方負担」、「保険料」、「運用収入」、「その他」の5区分とした。

社会福祉施設についての民間設置者負担分は「地方負担」としている。

社会保険における国庫負担、地方負担は、純粋に国又は地方公共団体としての負担のみをあげ、事業主の立場での負担（共済組合の組合員掛金に見合う負担）は保険料としている。また、国家公務員等共済組合のうち適用法人（旧公企体等）組合に係る適用法人の負担はすべて保険料としている。

(2) 実支出の区分について

実支出は、社会保険を除き「医療給付費」、「その他の給付費」、「施設整備費」、「施設運営費」、「事務費」、「その他」の6区分としている。社会保険においては、老人保健法、国民健康保険法等に基づく老人保健拠出金、退職者給付拠出金、日雇拠出金及び基礎年金拠出金の4種類の拠出金を整理するため、前記6区分の他に「拠出金」の区分を設けてある。

「医療給付費」には、医療に関する現物給付の他療養費払いを含み、その具体的内容は診療、薬剤又は治療材料の支給、看護、移送、療養費の費用である。

「その他の給付費」には、保護費、措置費（社会福祉施設の人件費等事務費は、施設運営費に含むため除く。）、保険給付費等金銭や現物の給付費用（「医療給付費」を除く。）及び世帯更生資金、母子福祉貸付金、らい軽快退所者就労助成金等の貸付（償還金からの再貸付け分を除く。）の額が含まれている。

「施設整備費」には、社会福祉、医療、環境衛生等の施設、住宅、社会保険の保健・福祉施設等の整備費（社会保険事務所、公共職業安定所、労働基準監督署等の分は除く。）が含まれている。なお、国立の病院、療養所（厚生省所管のもの）については、土地等の売却収入額を控除した額であり、地方公共団体立病院については、地方普通会計からの繰入額のみである。

「施設運営費」には、国立の社会福祉施設、病院、療養所、社会保険の保健・福祉施設の運営費から事業収入を控除した額、地方公共団体等立の社会福祉施設、へき地診療所の運営費に対する国庫補助額とこれに対応して地方公共団体の支出すべき義務額の合計額及び地方公共団体立病院の運営の費用（地方普通会計からの繰入額のみ）が含まれている。

「事務費」には、社会保障の実施のため必要な給付、適用、調査、指導監督等の事務費、社会福祉主事、保母、保健婦、助産婦、看護婦等の養成費（施設附属養成所の養成費は、施設運営費に含むため除く。）の額が含まれている。

「その他」には、失業対策事業の事業費、身体障

社会保険の数値は、厚生保険特別会計の健康勘定等の収支計算（決算又は予算）又は損益計算（決定又は予定）から算出している。社会保険相応制度（政府職員等失業者退職手当、公務災害補償）の数値は、主として国の一般会計（決算又は予算）から算出している。

補助金の形式でなく地方交付税の算定基礎に織り込まれている財源、あるいは地方公共団体の単独財源で実施する社会保障関係の費用については、資料が不十分であるので、公務災害補償、地方公共団体立病院の運営費の赤字補てん又は病院設備整備のための普通会計からの繰入れ及び地方公務員恩給以外は、算入していない。

2 社会保障費の範囲

社会保障費の範囲については、制度の新設、改廃等に伴い整備を行うこととしている。

社会保障費の細部の区分は、次表のとおりである。

害者体育奨励、老人クラブ助成、健康保険の体育奨励、離職者の生活相談その他上記に該当しない費用の額が含まれている。

(3) 実収支以外の収支等について

社会保険の決算には、保険給付費、事務費、保健・福祉施設費のような実支出、保険料、国庫負担金のような実収入のほか、借入金受入れ、償還等の収支があるので、実収入以外の収入と実支出以外の支出について、実収支とは別に算定している。実収入以外の収入は、借入金受入、積立金受入、前年度繰越金受入に分け、実支出以外の支出は借入金償還、積立金等繰入に分けている。

また、社会保険においては実収入と実支出が一致しない場合があるが、これは実収入と実支出の差額として計上している。

(4) 算出資料等について

社会保険以外の数値は、国の一般会計決算又は予算により国の支出額を抜き出し、それに、それぞれの費用毎に地方公共団体が対応して支出すべき義務額を加えて算出している。

区	分	内	容
狭義の社会保障	I 公的扶助	1 生活保護	生活保護の費用*、生活保護施設運営及び整備の費用
		2 身体障害者福祉	身体障害者保護更生の費用*、身体障害者更生援護施設運営及び整備の費用、身体障害者職業訓練及び雇用促進の費用*
	3 精神薄弱者福祉	精神薄弱者保護更生の費用*、精神薄弱者援護施設運営及び整備の費用	
	4 老人福祉	老人福祉の費用*、老人福祉施設運営及び整備の費用	
	5 老人医療(注)1)	老人医療の費用*	
	6 児童福祉	児童保護措置の費用*、児童福祉施設、児童相談所、一時保護所及び保母養成所の運営及び整備の費用、保母修学資金貸与費、へき地保育所及び季節保育所の運営の費用、科学試験研究費補助金のうち小児慢性特定疾患治療の費用	
	7 心身障害児等対策	育成医療*、療育の給付*、補装具の支給の費用、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の運営及び整備の費用、特別児童扶養手当の費用*、心身障害者扶養共済運営の費用	
	II 社会福祉	8 児童扶養手当	児童扶養手当の費用*
		9 児童手当	児童手当の費用*
		10 母子衛生	母子保健衛生対策の費用*、母子保健施設整備の費用
		11 母子及び寡婦福祉	母子及び寡婦福祉貸付金*、母子福祉施設整備の費用
		12 学校給食等	要保護及び準要保護児童生徒の学校給食及び就学援助(学用品、通学費等の支給を含む。)特殊教育学校就学奨励等の費用
		13 国立更生援護機関	国立光明寮、国立保養所、国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立教護院、国立精神薄弱児施設の運営及び整備の費用
		14 災害救助	災害救助、日本赤十字社災害救助設備整備、災害弔慰金、災害援護貸付金の費用(厚生省関係のみ)
		15 その他の社会福祉	社会事業学校の運営及び施設整備、社会福祉施設職員退職手当共済事業補助、社会福祉・医療事業団事務費補助、社会福祉事業助成費補助、民生委員手帳等作成、へき地保健福祉館、地方改善*、世帯更生、老朽民間社会福祉施設整備、婦人保護施設運営の費用

狭義の社会保障	III 社会保険	16 政府管掌健康保険	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用(厚生保険特別会計健康勘定、業務勘定)
		17 組合管掌健康保険	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用(全健康保険組合の収支計算)
		18 日雇労働者健康保険(注)2)	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用(厚生保険特別会計日雇勘定、業務勘定)
		19 国民健康保険	保険給付及び事務の費用、保健施設の費用(市町村国民健康保険特別会計、全国国民健康保険組合収支計算)
		20 厚生年金保険	年金給付及び事務の費用、福祉施設の費用(厚生保険特別会計年金勘定、業務勘定)
		21 厚生年金基金	年金給付及び事務の費用
		22 国民年金	年金給付及び事務の費用、福祉施設の費用(国民年金特別会計)
		23 農業者年金基金	年金給付及び事務の費用
		24 雇用保険	保険給付及び事務の費用、雇用改善事業等の費用(労働保険特別会計)
		25 政府職員等失業者退職手当	政府職員等失業者退職手当の費用(労働省所管、林野庁所管分)
		26 労働者災害補償保険	保険給付及び事務の費用、保険施設の費用(労働保険特別会計)
		27 公務災害補償	国家公務員、地方公務員及び政府関係機関職員に対する災害補償並びに消防団員等公務災害補償共済基金の費用*
		28 船員保険	保険給付及び事務の費用、福祉施設の費用(船員保険特別会計)
		29 国家公務員等共済組合(各省各庁組合)	給付及び事務の費用、保健施設の費用(短期経理、長期経理、業務経理及び保健経理)
		30 国家公務員等共済組合(適用法人組合)(注)3)	〃
		31 地方公務員等共済組合	〃
		32 私立学校教職員共済組合	〃
		33 農林漁業団体職員共済組合	給付及び事務の費用、保健施設の費用(給付経理、業務経理)

狭義の社会 保障	IV 公衆衛生及び医療	34 結核対策	結核予防事業*及び結核医療*の費用
		35 精神保健事業	精神保健事業の費用*、精神病院等整備の費用
		36 らい予防対策	らい予防事業の費用*、らい療養所運営の費用（私立療養所のみ。国立療養所については44に含まれている。）
		37 伝染病予防	法定伝染病予防事業の費用*、伝染病院隔離病舎整備の費用
		38 保健所	保健所の運営及び施設整備の費用、保健所貸費生貸与金の費用
		39 上水道等施設整備	上水道関係施設整備の費用、簡易水道施設整備の費用（鉱害による水道施設復旧事業の費用を含む。）
		40 一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設整備、し尿処理施設整備の費用
		41 下水道施設整備	下水道施設整備の費用（終末処理施設を含む。）
		42 公害対策	公害健康被害補償対策*、公害防止事業団事務費交付の費用
		43 国公立医療機関整備	国立病院及び国立療養所（厚生省所管のもの）、公的医療機関並びにへき地診療所の整備の費用
	44 国公立医療機関運営	国立病院及び国立療養所、へき地診療所並びに地方公共団体立病院の運営の費用	
	45 その他の公衆衛生及び医療	保健婦、助産婦、看護婦等養成指導、優生保護、予防接種、予防接種事故処理、へき地医療対策、地方病予防*、性病予防*、防疫業務委託職員、休日夜間診療対策、血液対策、検疫所*、要保護及び準要保護児童生徒医療、成人病予防対策、麻薬中毒者入院措置の費用*、医薬品副作用被害救済・研究振興基金の費用*、科学試験研究費補助金のうち特定疾患治療の費用	
	V 老人保健	46 医療	医療の費用
		47 医療以外の保健事業	医療以外の保健事業の費用
	広義の社会 保障	VI 恩給	48 文官恩給
49 地方公務員恩給			地方公務員の恩給及び退職年金の費用（自治省調べによる地方公共団体の支出額）
50 旧軍人遺族恩給			旧軍人遺族等恩給の費用*
51 その他の恩給			国会議員互助年金（給付額から国会議員互助年金法納金額を控除した額）、旧令共済組合、旧日本製鉄八幡共済組合の給付の費用

広義の社会 保障	VII 戦争犠牲者 援護	52 戦没者遺族年金等	戦没者の遺族年金等の費用*、弔慰金国債及び特別給付金国債の償還（買上げ償還を含む。）の費用*
		53 戦傷病者医療等	戦傷病者特別援護の費用*（戦傷病者無賃乗車船負担金を含む。）
		54 原爆医療等	原爆障害者対策の費用*（原爆障害者保健施設の運営及び整備の費用を含む。）
		55 その他の戦争犠牲者援護	引揚者援護の費用*（引揚者給付金国債の償還（置上げ償還を含む。）を含む。）、旧外地官署引揚職員等の給与の費用
		社会 保障 関 連 制 度	VIII 住宅等
57 第二種公営住宅建設	第二種公営住宅建設の費用（災害復旧分を含む。）		
58 住宅地区改良	不良住宅地区改良の費用		
59 電気導入	農山漁村電気導入及び離島電気導入の費用		
IX 雇 用 （失 業） 対 策	60 失業対策諸事業		一般失業対策及び特別失業対策事業の費用*
	61 中高年齢者等就職促進		中高年齢者、日雇労働者、駐留軍離職者に対する職業転換対策の費用*
	62 炭坑離職者援護		炭坑離職者援護事業の費用*、炭坑離職者就職促進手当の費用
	63 その他の雇用対策		港湾労働雇用対策、公共職業安定所庁舎整備等の費用

(注) *印のあるのは、事業費の他事務費を含む。
 1) 「5老人医療」は、昭和58年2月1日施行の老人保健法により、同日分以降の費用はなくなった。
 2) 「18日雇労働者健康保険」は、日雇労働者健康保険法が昭和59年10月1日に廃止され、健康保険法体系の中に取り入れられたため、同日分以降の費用は、「16政府管掌健康保険」の中に算定されている。
 3) 「30国家公務員等共済組合（適用法人組合）」は、旅客鉄道会社等、日本たばこ産業(株)及び日本電信電話(株)の役員に係る費用を計上してある。

2 社会保障費の各種推計の比較

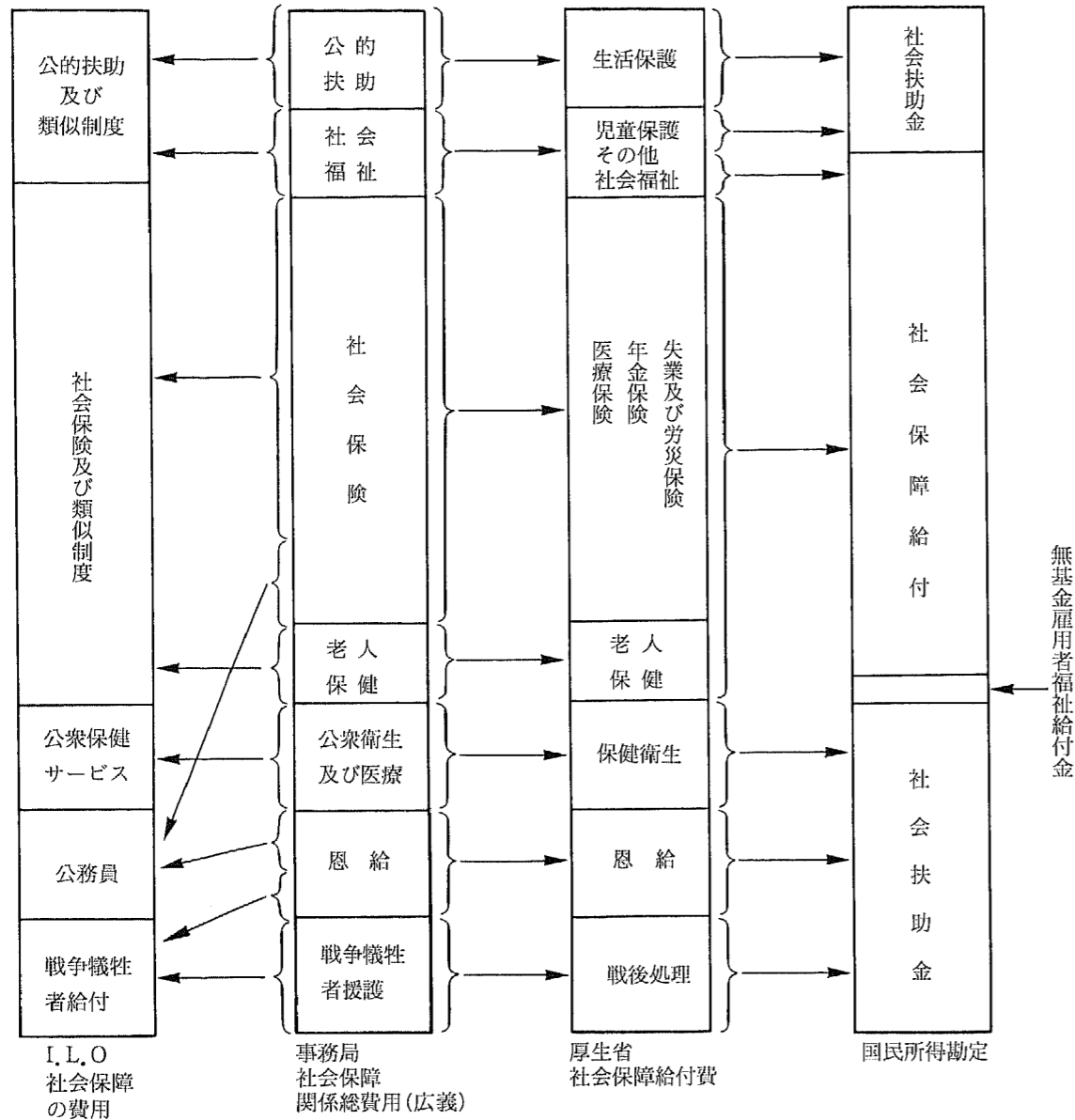
	社会保障関係総費用	ILOの社会保障の費用
「社会保障」の範囲と区分	昭和37年の「総合調整に関する勧告」において示された方針に基づき範囲を定めている。 区分については、狭義・広義・関係と分け、更に細分している。	ILOの調査の基準 1) 制度の目的 → 治療又は予防医療 → 所得維持 → 所得補足 2) 制度の根拠 → 法令による義務づけ 3) 公的又は準公的機関により管理
経費の範囲と区分	給付費、施設運営費、施設整備費、事務費等を含む。	給付費、管理費、その他(施設整備費を含む)等を含む。
財源の範囲と種別	国庫負担、地方負担、その他(保険料等)を含む。 地方単独事業分の地方負担は含まず。	拠出(保険料)、国庫負担、他の公費負担、利子収入等に分ける。 地方単独事業分の地方負担は含まず。
推計方法	国の一般会計及び特別会計については決算書により、目単位以下の細目は予算書によって推計する。地方費については、法定補助率によって推計する。 その他の費用は、各団体の決算書によって推計する。	国の一般会計及び特別会計については、決算書により目の単位まで推計する。地方費については、法定補助率によって推計する。 その他の費用は、各団体の決算書によって推計する。
担当部局	総理府社会保障制度審議会事務局	国際労働事務局 国内：総括 労働省国際労働課 厚生省その他関係省
掲載印刷物	社会保障統計年報	The Cost of Social Security

(備考) 厚生省の社会保障給付費に相当するものは、社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用(広義)の中から事務費、

厚生省の社会保障給付費	国民所得勘定	備考
ILOの社会保障の費用と同じ。	国際連合の提示した新しい国民経済計算体系(新SNA)の基準に準拠したもので、社会保障給付、社会扶助金、無基金雇用者福祉給付金よりなる。	第1図参照
給付費のみ	給付費のみ	第2図参照
収入は推計せず。	国民所得勘定においては、社会保険に対する負担額は推計してある。	
ILOの社会保障の費用と同じ。	一般会計・特別会計の歳出決算書、共済組合、国民健康保険事業年報、月報等から算出計上する。	
厚生省大臣官房政策課	経済企画庁経済研究所国民所得部	
厚生白書	国民経済計算年報	

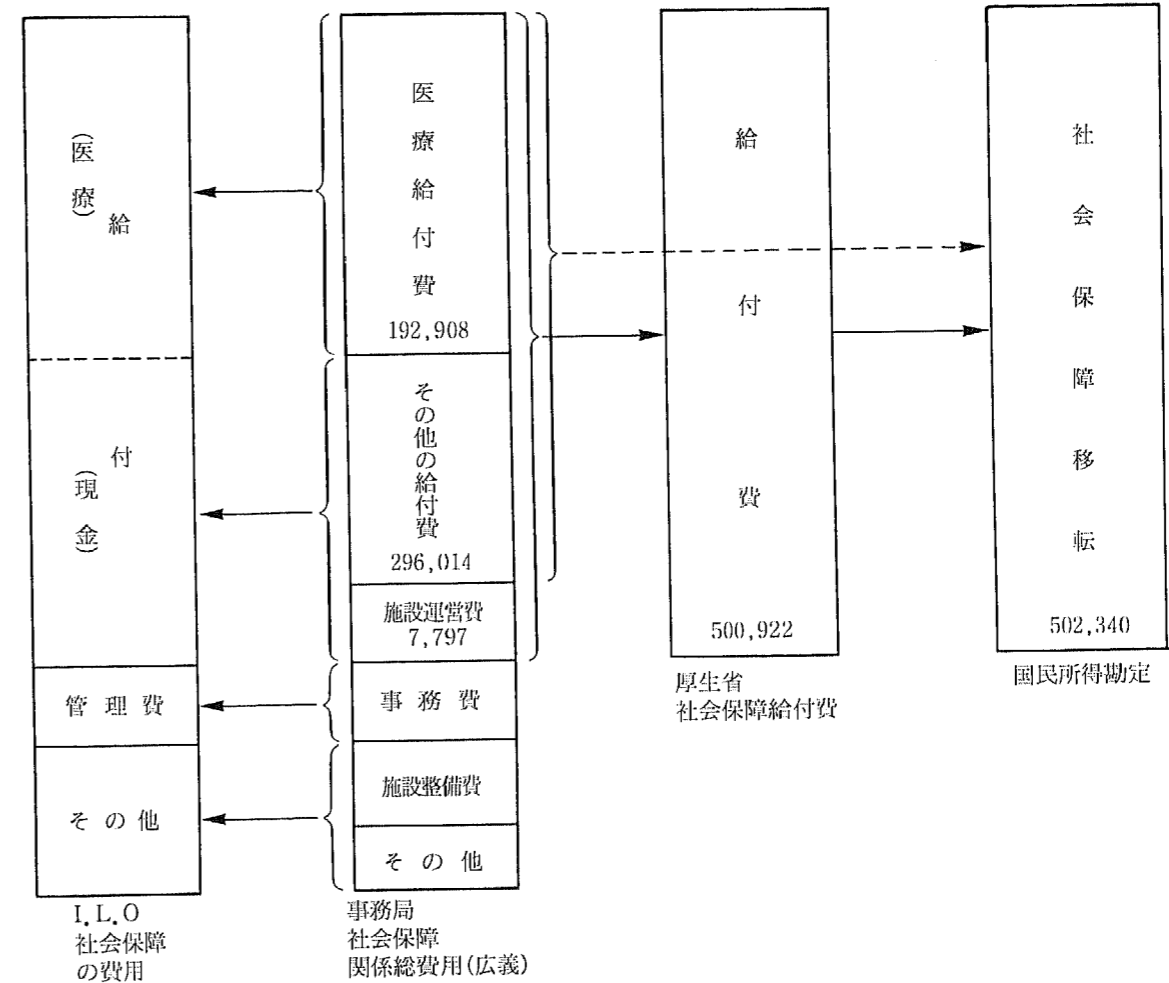
施設整備費、その他を差し引いたものとなる。(第2図参照)

第1図 社会保障費の範囲と区分



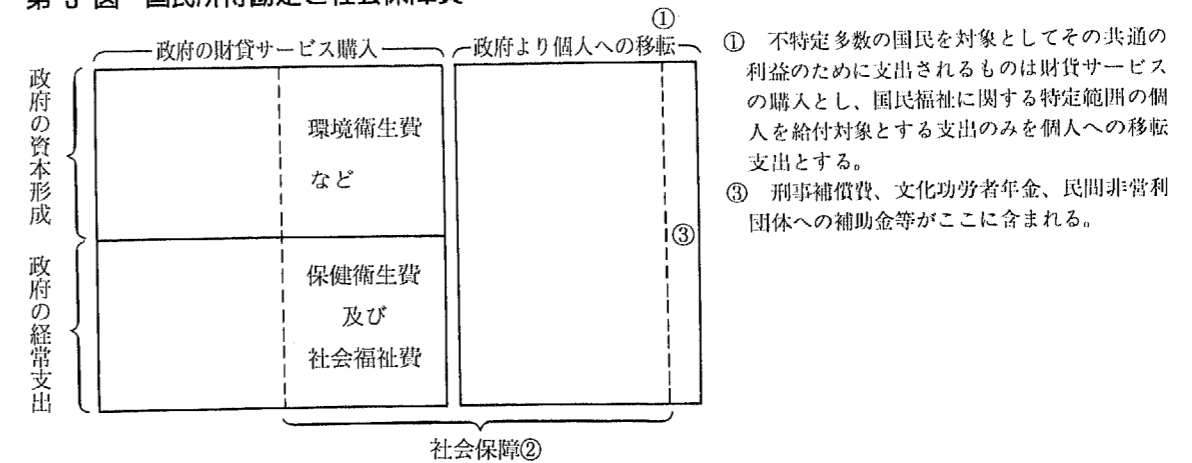
(注) 矢印は、おおよその類似を表わしており、事項別にみれば、各種推計毎に出入りがある。例えば、事務局の推計では、戦争犠牲者援護に入っている原爆医療が、厚生省の給付費では保健衛生に入っているなどである。

第2図 社会保障費の経費種別分類



(注) 1 矢印は、おおよその類似を表わしており、必ずしも一致していない。
2 単位は、億円(平成3年度)

第3図 国民所得勘定と社会保障費



第II部 社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 社会保障の体系

社会保障制度は、昭和25年の社会保障制度審議会の勧告において「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」とされており、これを狭義の社会保障として次のように分類している。

- 1 社会保険 各自が保険料を出して各種のリスクに関し保障をする相互扶助の制度であり、社会保険は国、地方公共団体又は法律に基づく特別の法人によって運営され原則として強制加入となっている。
- 2 公的扶助 生活に困窮するすべての国民に対して国が最低限度の生活を保障し自立を助けようとする制度。
- 3 社会福祉 普通一般の社会生活をする上でハンデキャップを有していたり、社会において弱い立場にある国民に対して国、地方公共団体等が援助していこうという制度。
- 4 公衆衛生・医療 国民が健康に生活できるようさまざまな事項についての予防、衛生のための制度である。人の面に関するものを狭義の公衆衛生、物や生活環境に関するものを環境衛生とさらに分けることもある。
- 5 老人保健 疾病構造の変化及び高齢化社会の到来に対応し、総合的、一体的な保健医療施策を行うとともに、老人医療費を国民が公平に負担するという制度。

なお、恩給・戦争犠牲者援護については、社会保障本来の目的と異なる国家補償であるが、生存権尊重の社会保障的效果をあげているので、広義の社会保障制度としている。

また、社会保障制度は、他の制度との関連が深いので、現在関連制度として住宅対策と雇用対策の一部を含めている。

以上の分類を表にすると、次のとおりである。

広義の社会保障	社会保険	健康保険、年金保険、労働者災害保険、雇用保険、船員保険、各種共済組合等
	公的扶助	生活保護
	社会福祉	身体障害者、精神薄弱者、老人、児童、母子等に対する福祉等
	公衆衛生及び医療	結核、精神、らい、麻薬、伝染病対策、上・下水道、廃棄物処理等
	老人保健	老人医療等
保障	恩給	文官恩給、旧軍人遺族恩給等
	戦争犠牲者援護	戦没者遺族年金等
関連制度	住宅対策	第1種・第2種公営住宅建設等
	雇用対策	失業対策事業等

2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧

① 医療保険制度

制度の種類		職域			
根拠法〔施行〕		健康保険		船員保険	
対象		一般被用者		船員	
経営主体(平成4年度末現在)		政 府	各種健康保険組合(1,823)	政 府	政 府
加入者数(平成4年度末現在)		1,896万8千人 (家族数1,831万9千人)	1,541万3千人 (1,712万5千人)	8万7千人 (4万3千人)	12万5千人 (23万8千人)
財源	掛金率	4.10% } 8.2% 4.10% } 特別保険料 本人 0.3 } 使用者 0.5 } 1% 国庫補助 0.2 }	3.592% } 8.268% 4.675% }	1級～11級 55 } 140 } 765 } 2,000 } 85 } 円 1,235 } 円	4.40% } 8.8% 4.40% }
	国庫負担	給付費の13.0% (老人保健医療費) 拠出分16.4%	給付費の補助 52億円	給付費の13.0% (老人保健医療費) 拠出分16.4%	給付費の補助 30億円(定額)
保 健 給 付	療養の給付	9割 *希望する医療機関における一部負担金は、医療費2,500円以下るとき200円、2,500円を超え3,500円			
	家族療養費	入院8割			
	高額療養費	自己負担額が60,000円(低所得者は33,600円)を超える場合、その超える額を支給する。ただし、 ※①世帯合算(同一月に30,000円(低所得者21,000円)以上の負担が複数生じた場合はこれを ②多数回数該当世帯の負担軽減(前12カ月間に高額療養費の支給が4回以上になった場合は、 ③長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人口透析を行う慢性腎不全の患者については、自			
	出産費(分娩費)	標準報酬月額×1/2 (最低額240,000円)	分娩の月前の標準賃金日額の合算額1月分の1/2相当額(最低額240,000円)	標準報酬月額×1/2 (最低額240,000円)	
	配偶者出産費(分娩費)	240,000円			
	育児手当金	2,000円			
	埋葬料	標準報酬月額の1月分 (最低額100,000円)	最大月間標準賃金日額総額相当(最低額100,000円)	標準報酬月額の2月分 (最低額100,000円)	
家族埋葬料	100,000円				
休 業 給 付	傷病手当金	1日につき標準報酬日額×6/10 1年6月まで	1日につき最大月間標準賃金日額総額×1/50相当額 6月(結核性1.5年)まで	1日につき標準報酬日額×6/10 3年まで	
	出産手当金	1日につき標準報酬日額×6/10 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から分娩後50日まで	1日につき、月間標準賃金日額総額×1/50 分娩日以前未就労期間、分娩後56日分まで	1日につき標準報酬日額×6/10 分娩日以前未就労期間、分娩後56日分まで	
災 害 給 付	休業手当金	—			
	弔慰金	—			
	家族弔慰金	—			
災害見舞金	—				

(注) 1 被用者保険の保険料には、老人保健拠出金、退職者給付拠出金を含む。(法第69条の7被保険者を使用する事業主の)
2 健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、附加給付あり。
3 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。

平成5年(1993)4月1日現在(国民健康保険の経営主体数、加入者数は平成4年8月現在)

保 険			地 域 保 険	
国家公務員等共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済組合	国民健康保険	
国家公務員等共済組合法(昭33.5.1法128)(昭33.7.1)	地方公務員等共済組合法(昭37.9.8法152)(昭37.12.1)	私立学校教職員共済組合法(昭28.8.21法245)(昭29.1.1)	国民健康保険法(昭33.12.27法192)(昭34.1.1)	
国家公務員、旅客鉄道会社等、日本たばこ産業(株)及び日本電信電話(株)の役職員	地 方 公 務 員	私 立 学 校 教 職 員	一般国民(農業者・自営業者等)	被用者保険の退職者
各省庁等共済組合(27)	各地方公務員等共済組合(54)	私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	各市町村(特別区)(3,253)	各国民健康保険組合(166)
166万3千人 (248万9千人)	298万5千人 (386万9千人)	40万2千人 (37万6千人)	3,807万3千人	438万4千人 退職者 270万1千人 (計4,245万7千人)
2.10～5.130% } 4.202～ 2.102～5.132% } 10.262%	4.434% } 8.868% 4.434% }	4.15% } 8.30% 4.15% }	(1世帯当たり平均保険料(税)調停額(市町村) (154,513円) (3年度)	
事務費の全額(旧公社は、公社負担)	{各地方公共団体の事務費の全額負担}	事務費の一部	事務費の全額 給付費の50%	給付費の32～52% なし
が1,500円以下るとき100円、1,500円を超え以下るとき300円、3,500円を超えるとき1割			7割	8割 入院8割 外来7割
外來7割				
平成5年5月から63,000円(低所得者は35,400円)合算して世帯単位で高額療養費を支給)4回目以降の自己負担額は37,200円(低所得者24,600円)自己負担限度額は10,000円[長期高額疾病は厚生大臣が指定]				
標準報酬月額の1月分 (最低額240,000円)	給料の1月分 (最低額240,000円)	標準給与月額の1月分 (最低額240,000円)	条例・規定の定めるところによる *(基準額240,000円)	
標準報酬月額×70/100 (最低額240,000円)	給料月額×70/100 (最低額240,000円)	標準給与月額×70/100 (最低額240,000円)	—	
2,400円			(任意給付) *約40%の市町村が実施(6,000円以下としているところが多い)	
標準報酬月額の1月分 (最低額100,000円)	給料の1月分 (最低額100,000円)	標準給与月額の1月分 (最低額100,000円)	条例・規定の定めるところによる ※ほとんどの市町村が実施(1～5万円程度としているところが多い)	
標準報酬月額×70/100 (最低額100,000円)	給料月額×70/100 (最低額100,000円)	標準給与月額×70/100 (最低額100,000円)	—	
1日につき標準報酬日額×65/100 1年6月(結核性3年)まで	1日につき給料日額×80/100 1年6月(結核性3年)まで	1日につき標準給与日額×80/100 1年6月(結核性3年)まで	(任意給付) *実施市町村なし	
1日につき標準報酬日額×65/100 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から分娩後56日分まで	1日につき給料日額×80/100 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から分娩後56日分まで	1日につき標準給与日額×80/100 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から分娩後56日分まで	—	
1日につき標準報酬日額×50/100	1日につき給料日額×60/100	1日につき標準給与日額×6/10	—	
標準報酬月額の1月分	給料月額の1月分	標準給与月額の1月分	—	
標準報酬月額×70/100	給料月額×70/100	標準給与月額×70/100	—	
損害の程度に応じ標準報酬月額の半月分～3月分	損害の程度に応じ給料の半月分～3月分	損害の程度に応じ標準給与月額の半月分～3月分	—	

設立する健康保険組合にあっては、日雇拠出金を含む

㊦ 年金制度

平成5年(1993年)4月1日現在

制度の種類	国民年金		
根拠法〔施行〕	国民年金法(昭34.4.16法141)〔(拠出制年金)昭36.4.1〕		
対象	第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者		
経営主体	政府		
被保険者数(平成4年度末現在)	3,062万人(第1号・3号・任意加入被保険者の数)		
財源	保険料	第1号被保険者…(一般保険料)月額10,500円(平成6年4月から11,100円) (付加保険料)月額400円 第2号被保険者 第3号被保険者} 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出	
	国庫負担	基礎年金給付費の1/3、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、付加年金給付費の1/4、事務費の全額	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む。)が25年 ^(注1) 以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある。)	$737,300円 \times \frac{(保険料納付済月数) + (保険料免除月数)}{480^{(注2)}} \times 1/3$ 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある。
	付加年金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給	200円×付加保険料納付済月数
障害給付	障害基礎年金	(1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当するものに支給(初診日前に滞納期間が1/3未満の場合に限る。 ^(注3)) (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当するものに支給	1級 921,600円+加算額 2級 737,300円+加算額 (加算額は子<18歳未満又は20歳未満の障害者>2人目まで1人につき212,500円、3人目以上は70,800円)
遺族給付	遺族基礎年金	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る。 (1)被保険者 (2)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3)老齢基礎年金の資格期間を満たしている者	子のある妻に支給する場合 737,300円+加算額(子<18歳未満、障害者の場合20歳未満>2人目まで1人につき212,500円、3人目以上は1人につき70,800円) 子に支給する場合 737,300円+加算額(2人目の子に212,500円、3人目以上は1人につき70,800円)
	寡婦年金	1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く。)	第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4
死亡一時金	1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く。)が死亡した場合にその者の遺族に支給。	保険料納付済期間に応じた額(10万円~20万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算	

- (注) 1) 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24~20年の期間短縮措置がある。
2) 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25~39年の加入可能年数を12倍した数になる。
3) 平成8年4月1日以前に初診日のある傷病による障害については、初診日前の1年間に保険料の滞納がない場合にも支給。

制度の種類	厚生年金保険		
根拠法〔施行〕	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭29.5.1(昭和16年法律第60号の全部改正)〕		
対象	65歳未満の一般被用者及び船員		
経営主体	政府		
加入者数(平成4年度末現在)	3,249万3千人		
財源	掛金率	(男子) 7.25% (女子) 7.225% } 14.5% (平成6年1月より男子と同率) } 14.45% (坑内員及び船員) 8.15% } 16.3%	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3等、事務費の全額	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	老齢厚生年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給 (特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている者が、60歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に60歳に達したとき65歳まで支給 ただし、被保険者期間が1年以上あること。 (被保険者であっても、給与の低い者に対しては年金額の一部を支給)	$(平均標準報酬月額 \times \frac{7.5^{(注1)}}{1000} \times 加入期間月数) \times \text{スライド率} + \text{加給年金額(配偶者212,500円、子<18歳未満又は20歳未満の障害者>2人目まで1人につき212,500円、3人目以上は1人につき70,800円)}$ {(1,388円 ^(注2) ×加入期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{7.5^{(注1)}}{1000}$ ×加入期間月数)}×スライド率+加給年金額(同上)
	障害給付	障害厚生年金 障害手当金	被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給 老齢厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度) 老齢厚生年金額×1.25+加給年金額 老齢厚生年金額+加給年金額 老齢厚生年金額(最低保障552,900円) 老齢厚生年金額×2(最低保障999,000円)
遺族給付	遺族厚生年金	次のいずれかに該当した場合に支給 (1)被保険者が死亡したとき又は被保険者である間に初診日のある傷病により、5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の被保険者期間の要件が必要) (2)障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (3)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	老齢厚生年金額×3/4 子のない寡婦で権利を取得した当時35歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで552,900円を加算する。
	順位	1	
	配偶者	1	
	子	1	
父母	2		
孫	3		
祖父母	4		

- (注) 1) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{10}{1000} \sim \frac{7.61}{1000}$ とする。
2) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて2,603円~1,388円となる。

平成5年(1993)4月1日現在

制度の種類		国家公務員等共済組合	
根拠法〔施行〕	国家公務員等共済組合法(昭33.5.1法128)(昭33.7.1(昭和23年法律第69号)の全部改正)		
対象	国家公務員並びに旅客鉄道会社等、日本たばこ産業㈱及び日本電信電話㈱の役職員		
経営主体 (平成4年度末現在)	各省庁等共済組合(27組合)		
組合員数 (平成4年度末現在)	162万人		
財源	掛金率	(連合会) (日本鉄道) (たばこ) (電電)	
	本人使用者計	7.6% } 15.2% 9.545% } 19.09% 8.535% } 17.07% 7.01% } 14.02%	
国庫負担	7.6% } [一般組合員] 9.545% } 8.535% } 7.01% }		
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給 $\left\{ \left(\frac{\text{平均標準報酬月額} \times 7.5}{1000} \times \text{組合員期間月数} \right) + \left(\frac{\text{平均標準報酬月額} \times 1.5}{1000} \times \text{組合員期間月数} \right) \right\} \times \text{スライド率} + \text{加給年金額}$	
	(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、60歳に達した後に退職したとき、又は退職した後に60歳に達したとき支給	退職共済年金額+加給年金額	
障害給付	障害共済年金	組合員である間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給 (受給権者が組合員である間は支給停止)	
	障害一時金	1級 退職共済年金額×1.25+加給年金額 2級 退職共済年金額+加給年金額 3級 退職共済年金額(最低保障552,900円)	
遺族給付	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給 (1)組合員が死亡したとき (2)組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病によって、初診日から5年以内に死亡したとき (3)障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (4)退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	
	順位	退職共済年金額×3/4	
	配偶者	1	
	子	2	
	孫	3	
祖父母	4		

制度の種類		地方公務員共済組合	
根拠法〔施行〕	地方公務員等共済組合法(昭37.9.8法152)(昭37.12.1)		
対象	地方公務員		
経営主体 (平成4年度末現在)	各地方公務員共済組合(90組合)		
組合員数 (平成4年度末現在)	331万7千人		
財源	掛金率	本人使用者計	8.8% } 17.7% [一般職員]
	国庫負担	8.9% }	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	障害給付	障害一時金	
遺族給付	遺族共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	順位	1	
	配偶者	2	
	子	3	
	孫	4	
祖父母	4		

平成5年(1993)4月1日現在

制度の種類		私立学校教職員共済組合		
根拠法(施行)		私立学校教職員共済組合法(昭28.8.21法245)(昭29.1.1)		
対象		私立学校教職員		
経営主体 (平成4年度末現在)		私立学校教職員共済組合		
組合員数 (平成4年度末現在)		37万8千人		
財源	掛金率 本人使用者計	5.9% } 11.8% 5.9% }		
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、国民年金発足の昭和36年4月以前の期間に係る給付費分と国民年金嵩上げ相当分の1/4等、事務費の一部		
給付		支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	障害給付			
障害一時金				
遺族給付				
遺族給付	遺族共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	順位			
	配偶者			1
	子			1
	父母			2
孫	3			
祖父母	4			

制度の種類		農林漁業団体職員共済組合		
根拠法(施行)		農林漁業団体職員共済組合法(昭33.4.28法99)(昭34.1.1)		
対象		農林漁業団体等職員		
経営主体 (平成4年度末現在)		農林漁業団体職員共済組合		
組合員数 (平成4年度末現在)		50万6千人		
財源	掛金率 本人使用者計	8.15% } 16.3% 8.15% }		
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、国民年金発足の昭和36年4月以前の期間に係る給付費の19.82%相当分と国民年金の優遇加算相当分の1/4、事務費の一部		
給付		支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	障害給付			
障害一時金				
遺族給付				
遺族給付	遺族共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	順位			
	配偶者			1
	子			1
	父母			2
孫	3			
祖父母	4			

平成5年(1993)4月1日現在

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法〔施行〕	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)(昭40.6.1法104で追加、昭41.10.1)		
対象	65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)		
経営主体 (平成4年度末現在)	各厚生年金基金(1,735基金)		
加入員数 (平成4年度末現在)	1,170万人		
財源	掛金率 本人計	(男子)	(女子)
		1.6%以上 } 3.2%以上 1.6%以上 }	1.5%以上 } 3.0%以上 1.5%以上 }
財源	国庫負担	なし	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある	
		①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 定率又は定額給付 ③共済型 標準給与×一定率(又は加入員期間別乗率)	

(参考) 代行型と加算型の比較

項目	代行型	加算型	
適用範囲	厚生年金本体に同じ	厚生年金本体分と、それ以内において加算対象加入員を区分することができる。	
標準給与	厚生年金本体の標準報酬に同じ	加算分については、別に定めることができる	
年金給付	受給資格	加入員期間1カ月以上(厚生年金本体に同じ)	加算分については、別に定めることができる
	支給開始年齢	60歳。ただし、厚生年金本体の老齢給付が行われるときはそのとき(60歳未満でも可)。	加算分については、60歳未満で別に定めることができる。(例・50歳)
	支給期間	終身	終身
	支給停止	●60歳未満。ただし、厚生年金本体の老齢給付が行われるときはその前まで。 ●在職分については、厚生年金本体のしほりをゆるめることはできる。	加算分については ●支給開始年齢まで。 ●加算加入員である間、支給停止することができる。
年金額	平均標準給与月額× $\frac{12.5}{1000}$ 以上～ $\frac{9.4}{1000}$ 以上×加入員期間月数	●基本部分 平均標準給与月額× $\frac{10.1}{1000}$ 以上～ $\frac{7.6}{1000}$ 以上×加入員期間月数 ●加算部分 全体の厚みで $\frac{2.4}{1000}$ 以上～ $\frac{1.8}{1000}$ 以上	
一時金	遺族	なし	加算部分について可
	脱退	なし	原則加算加入員期間3年以上には支給
	選択	なし	加算部分について可
過去勤務分	なし	加算部分について可	
掛金	加入員●標準給与×免除保険料率× $\frac{1}{2}$ (最低) ●加入員負担割合は、事業主負担割合を上回ってはならない。 事業主 掛金から加入員掛金を控除した額	別に定める。	

平成5年(1993)4月1日現在

制度の種類		農業者年金基金	
根拠法〔施行〕	農業者年金基金法(昭45.5.20法78)(昭46.1.1)		
対象	農業者		
経営主体	農業者年金基金		
加入者数 (平成4年度末現在)	48万人		
財源	保険料	一般保険料 月額 14,480円 特定保険料 月額 10,340円	
		国庫負担	経営移譲年金の給付費の1/2 追加助成 平成3年度から当分の間、法律で定める額を上へのせ助成
給付	支給要件	年金額	
年金	経営移譲年金	保険料納付済期間等が20年以上 ^(a) である者が65歳に達する日の前に経営移譲 ^(b) をしたとき	年金単価×保険料納付済期間月数×物価スライド改定率 (期間短縮者に対しては、 $\frac{240月-被保険者期間の月数}{3}$ が特別加算される。)
		次のいずれかに該当する者が65歳に達したとき (1)平成3年3月31日までに経営移譲年金の受給権を取得した者 (2)経営移譲年金の受給権者以外で、保険料納付済期間等が20年(期間短縮措置がある)以上である者 (このほか、平成3年4月1日以降に経営移譲年金の受給権を取得した者が経営移譲年金の全額について支給停止となったときに、特別支給(60歳以上の場合に限り)される。	年金単価×保険料納付済期間月数×物価スライド改定率
一時金	脱退一時金	次のすべてに該当する者が脱退したとき (1)保険料納付済期間が3年以上であること (2)経営移譲年金又は農業者老齢年金の受給権者でないこと	保険料納付済期間に応じた額 (152,000円～2,819,000円)
		次のすべてに該当するものが死亡したとき (1)保険料納付済期間が3年以上であること (2)経営移譲年金の受給権者でないこと (3)脱退一時金の受給権者でないこと	同上

(注) 1) 昭和10年1月1日以前生まれの人には期間短縮措置があり、年齢に応じ5年から19年
2) 経営移譲とは、原則として自分名義の農地等のすべてを後継者や第三者に農地等として譲り渡し又は貸し付けて、農業経営から引退することである。

③ 業務災害補償制度

平成5年(1993)4月末現在

制度の種類		労働者災害補償保険	
根拠法〔施行〕		労働者災害補償保険法 (昭22.4.7法50)〔昭22.9.1〕	
対象		一般被用者	
営業主体		政府	
適用者数 (平成4年度末現在)		4,583万2千人	
財源	使用者掛金率	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.6～14.9%	
	国庫負担等	予算の範囲で一部費用補助	
負傷、疾病に対するもの		右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
		療養補償給付(療養給付) 療養の給付又は療養費の支給10割。ただし	
		休業補償給付(休業給付) 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額(平均賃金相当額)の60% 〔労働福祉事業〕 休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病補償年金(傷病年金) 給付基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級) 〔労働福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)～100万円(3級) 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級)
障害に対するもの	年金	障害補償年金(障害年金) 給付基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級)	
	一時金	障害補償一時金(障害一時金) 給付基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)～8万円(14級) 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級)	
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金(遺族年金) 給付基礎日額の153日分(遺族1人、ただし55歳以上または障害者である妻の場合は175日分)～245日分(遺族5人以上) 〔労働福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分(遺族1人、ただし55歳以上または障害者である妻の場合は175日分)～245日分(遺族5人以上)	
	一時金	○遺族補償年金(遺族年金)を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金(遺族一時金) 給付基礎日額の1,000日分を限度 〔労働福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度	
葬祭に対するもの		葬祭料(葬祭給付) 265,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分)	

(注) 1 ()内は通勤災害の場合の給付の名称である。
2 労災保険では、賃金の変動率に応じて自動的に給付額の改定を行う(スライド制)。船員保険では、労災保険と同様にスライドされる。

船員保険	
船員保険法(災害補償部門創設) (昭22.9.5法103)〔昭22.12.1〕	
船員	
政府	
11万6千人	
7.8%	
支給費用のうち船員法を超える部分の一部	
(受給に加入期間による制限はない)	
療養の給付(又は療養費) 通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり	
傷病手当金 休業4月まで1日につき日給換算相当額 休業4月を超える1日につき日給換算相当額の60% 〔福祉施設〕 傷病手当特別支給金 休業4月を超える1日につき日給換算相当額の20%	
障害年金 最終標準報酬月額×10.4月分(1級)～4.4月分(7級) 〔福祉施設〕 障害第一種特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害年金の額の8%	
障害手当金 最終標準報酬月額×20月分(1級)～2月分(7級) 〔福祉施設〕 障害第一種特別支給金 65万円(1級)～8万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害手当金の額の8%	
遺族年金 最終標準報酬月額×5.5月(加給金の対象となる子の数0人)～8.2月(加給金の対象となる子の数4人以上)+寡婦加算(最終標準報酬月額×0.3月) 〔福祉施設〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族年金の額の8%	
○遺族年金を受ける者がいないとき支給 遺族一時金 最終標準報酬月額×36月分 〔福祉施設〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族一時金の額の8% 行方不明手当金 1日につき最終標準報酬日額相当額 行方不明となってから3月まで	
葬祭料 最終標準報酬月額×2月分(最終標準報酬月額が265,000円未満の場合は、265,000円+1月分)	

にスライドされる。

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
根拠法〔施行〕	国家公務員災害補償法 (昭26.6.2法191)〔昭26.7.1〕		地方公務員災害補償法 (昭42.8.1法121) (昭42.12.1)
対象	国家公務員		地方公務員
経営主体	政府		地方公務員災害補償基金
適用者数	110万4千人(平成4年7月1日現在)		327万9千人(平成3年度末)
財源	(全額負担)		地方公共団体負担
負傷・疾病に 対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	
	療養補償給付 療養の給付又は療養費の支給 10割。 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり。		
負傷・疾病に 対するもの	休業補償給付 平均給与額の60% 〔福祉施設〕 休業援護金 平均給与額の20% *平均給与額とは最 終3カ月間の平均 日額	傷病補償年金 平均給与額の313日分(1級) ~245日分(3級) 〔福祉施設〕 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別給付金 傷病補償年金×特別給支給率	国家 公務 員 災 害 補 償 に 同 じ
	障害に対するもの	障害補償年金 平均給与額の313日分(1級)~131日分(7級) 〔福祉施設〕 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別援護金 510万円(1級)~180万円(7級) (通勤途上の場合、320万円(1級)~120万円(7級)) 障害特別給付金 障害補償年金×特別給支給率	
遺族に対するもの	一時金	障害補償一時金 平均給与額の503日分(8級)~56日分(14級) 〔福祉施設〕 障害特別支給金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別給付金 障害補償一時金×特別給支給率	
	年金	遺族補償年金 平均給与額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族5人以上) 〔福祉施設〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 690万円(通勤途上の場合390万円) 遺族特別給付金 遺族補償年金×特別給支給率	
葬祭に対するもの	一時金	遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 平均給与額の1000日分~400日分 〔福祉施設〕 遺族特別支給金 300万円~120万円 遺族特別援護金 690万円~276万円 (通勤途上の場合、390万円~156万円) 遺族特別給付金 遺族補償一時金×特別給支給率	
	葬祭補償	265,000円+平均給与額の30日分(この額が平均給与額の60日分に満たない場合は、平均給与額の60日分)	

制度の種類	国家公務員等共済組 合	地方公務員等共済組 合	私立学校教職員共済 組合	農林漁業団体職員共 済組合
財源	使用者掛金率 国庫負担	公務上の障害年金、 遺族年金の費用の全 額	地方公共団体負担	事務費の一部
負傷・疾病に 対するもの	(受給に加入期間による制限はない)			
障害に 対する もの	年 金	障害共済年金〔公務上〕 $\left(\frac{\text{平均標準} \times 7.5 \times \text{組合員}^{(注)} \times \text{物価} \times \text{スライド率}}{\text{報酬月額} \times 1000 \times \text{期間月数}}\right)^{\text{①}} + \left(\frac{\text{平均標準} \times 12 \times \frac{20}{100} \times \text{物価} \times \text{スライド率}}{\text{報酬月額} \times 1000 \times \text{期間月数}}\right)^{\text{②}}$ $+ \left(\frac{\text{平均標準} \times 1.5 \times (\text{組合員}^{(注)} - 300 \text{日}) \times \text{物価} \times \text{スライド率}}{\text{報酬月額} \times 1000 \times \text{期間月数}}\right)^{\text{③}}$ ☆1級の場合は、①の額× $\frac{125}{100}$ と②の支給乗率 $\frac{20}{100}$ は $\frac{30}{100}$ と、③の支給乗率 $\frac{1.5}{1000}$ は $\frac{1.875}{1000}$ となる。 *公共企業体職員は、職務上の障害給付は当分の間なし。		
		遺族に 対する もの	年 金	遺族共済年金〔公務上〕 ・短期要件 $\left(\frac{\text{平均標準} \times 7.5 \times \text{組合員}^{(注)} \times \text{物価} \times \frac{3}{4}}{\text{報酬月額} \times 1000 \times \text{期間月数}} \times \text{スライド率}\right) +$ $\left(\frac{\text{平均標準} \times 3.375 \times \text{組合員}^{(注)} \times \text{物価}}{\text{報酬月額} \times 1000 \times \text{期間月数}} \times \text{スライド率}\right)$ ・長期要件 $\left(\frac{\text{平均標準} \times 10 \sim 7.5 \times \text{組合員}^{(注)} \times \text{物価} \times \frac{3}{4}}{\text{報酬月額} \times 1000 \times \text{期間月数}} \times \text{スライド率}\right) +$ $\left(\frac{\text{平均標準} \times 3 \sim 3.375 \times \text{組合員}^{(注)} \times \text{物価}}{\text{報酬月額} \times 1000 \times \text{期間月数}} \times \text{スライド率}\right)$ *公共企業体職員は、職務上の遺族共済年金に関する特別の定めがない。

(注) 組合員期間月数が300未満のときは、300月として計算する。

④ 雇用保険制度

平成5年(1993)4月1日現在

制度の種別		雇 用 保 険																																				
根拠法(適用)	雇用保険法(昭49.12.28法116) [昭50.4.1]																																					
対象	一般被保険者	短期雇用特例被保険者	高齢継続被保険者																																			
被保険者	政 府																																					
被保険者数 (平成4年度末現在)	3,283万5千人																																					
財源	本人使用者計 0.40% } 1.15% 0.75% } (折半負担を超える分は3事業分) 農林水産、清酒製造業については、0.50% } 1.35% 0.85% } 建設業については、0.50% } 1.45% 0.95% }																																					
国庫負担	給付費の1/4 (赤字のときは1/3まで) ただし、暫定措置として、平成5年度以降はこの80%																																					
失業給付	求職者手当	(1)受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)日額…前職賃金の8割～6割 (3)給付日数()内は短時間労働者 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">離職の日における年齢等</th> <th colspan="3">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上</th> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日(90日)</td> <td>90日(90日)</td> <td>180日(180日)</td> </tr> <tr> <td>30歳以上</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> </tr> <tr> <td>45歳未満</td> <td>90日</td> <td>(180日)</td> <td>(180日)</td> </tr> <tr> <td>45歳以上</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>210日</td> </tr> <tr> <td>55歳未満</td> <td>(90日)</td> <td>(180日)</td> <td>(180日)</td> </tr> <tr> <td>55歳以上</td> <td>210日</td> <td>240日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>65歳未満</td> <td>(160日)</td> <td>(180日)</td> <td>(210日)</td> </tr> </table> 就職困難者 55歳未満 240日(180日) 55歳以上 300日(210日) 65歳未満 55歳未満 240日(180日) 55歳以上 300日(210日)		離職の日における年齢等	被保険者であった期間			1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	30歳未満	90日(90日)	90日(90日)	180日(180日)	30歳以上	90日	180日	210日	45歳未満	90日	(180日)	(180日)	45歳以上	180日	210日	210日	55歳未満	(90日)	(180日)	(180日)	55歳以上	210日	240日	300日	65歳未満	(160日)	(180日)	(210日)
	離職の日における年齢等	被保険者であった期間																																				
		1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上																																		
	30歳未満	90日(90日)	90日(90日)	180日(180日)																																		
	30歳以上	90日	180日	210日																																		
45歳未満	90日	(180日)	(180日)																																			
45歳以上	180日	210日	210日																																			
55歳未満	(90日)	(180日)	(180日)																																			
55歳以上	210日	240日	300日																																			
65歳未満	(160日)	(180日)	(210日)																																			
技能習得手当	(1)受講手当…日額590円 (2)特定職種受講手当…月額2,000円 (3)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費		—																																			
寄宿手当	月額9,900円		—																																			
傷病手当	基本手当日額と同額		—																																			
就職促進給付	(1)再就職手当…基本手当日額の30日～120日分 (2)常用就職支度金…基本手当日額の30日分 (3)移転費…鉄道費、船賃、車賃、移転料、着後手当 (4)広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料		同左(1を除く。)																																			
三事業	(1)雇用安定事業…被保険者等に関し失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安 (2)能力開発事業…事業内職業訓練に対する助成援助、有給教育訓練休暇と職業訓練受講の奨励等 (3)雇用福祉事業…被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助等の事業																																					

船 員 保 険																																								
船員保険法(失業部門創設)昭22.12.24法235(昭22.11.1)																																								
日雇労働被保険者	船 員																																							
政 府	政 府																																							
6万9千人	9万7千人																																							
次の印紙保険料 1級 73円 } 146円 73円 } 2級 48円 } 96円 48円 } 3級 31円 } 63円 32円 } 63円 4級 20円 } 41円 21円 }	1.0% } 2.0% 1.0% }																																							
給付費の1/3 (赤字のときは1/4まで) ただし、暫定措置として、平成5年度以降はこの80%	給付費の1/4 (赤字のときは1/3まで)																																							
日雇労働者求職者給付金 給付日額(1級6,200円、2級4,100円、3級2,700円、4級1,770円)の13日分 失業前の2週間(前月及び前々月)に28日分以上印紙保険料を納めた者に支給。 (1)第1級給付金 第1級印紙保険料が24日分以上 (2)第2級給付金 イ第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上(1の場合を除く。) ロ第1級、第2級及び第3級印紙保険料が24日分以上であり(1)またはイの場合を除く。、かつ、第1級、第2級及び第3級の順に進んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料以上 ハ第1級、第2級及び第3級印紙保険料が24日分未満であり、かつ第1級、第2級、第3級及び第4級の順に進んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料以上 (3)第3級給付金 イ第1級、第2級及び第3級印紙保険料が24日分以上(1)又は(2)のイもしくはロの場合を除く。 ロ第1級、第2級及び第3級印紙保険料が24日分未満であり(2)のハの場合を除く。、かつ、第1級、第2級、第3級及び第4級の順に進んだ24日分の印紙保険料の平均額が第3級印紙保険料以上 (4)第4級給付金その他の場合 (1)、(2)及び(3)以外の場合 継続する6月間に各月11日分以上、かつ通算して84日分以上印紙保険料を納付した者に60日分を限度として特別給付が支給される。	・失業保険金 (1)離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)標準報酬日額(最終2ヵ月間の平均)の8割～6割 (3)給付日数 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">離職日における年齢等</th> <th colspan="4">算定基礎期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上</th> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td></td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> </tr> <tr> <td>30歳以上45歳未満</td> <td></td> <td>90日</td> <td>150日</td> <td>180日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td></td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>身体障害者等就職が困難な者</td> <td>50日</td> <td colspan="3">240日</td> </tr> </table> ・高齢求職者給付金 60歳前から引き続き被保険者である者が60歳に達した日以後失業したときは、失業保険の支給に代えて支給する。 <table border="1"> <tr> <th>算定基礎期間</th> <th>高齢求職者給付金の額</th> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>失業保険金日額の120日分</td> </tr> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>失業保険金日額の100日分</td> </tr> <tr> <td>1年以上5年未満</td> <td>失業保険金日額の90日分</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>失業保険金日額の50日分</td> </tr> </table> *給付日数の延長は次の4種類 イ、特例個別延長給付 ロ、個別延長給付 ハ、職業補導延長給付 ニ、全国延長給付	離職日における年齢等	算定基礎期間				1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	30歳未満		90日	90日	120日	30歳以上45歳未満		90日	150日	180日	45歳以上60歳未満		180日	210日	240日	身体障害者等就職が困難な者	50日	240日			算定基礎期間	高齢求職者給付金の額	10年以上	失業保険金日額の120日分	5年以上10年未満	失業保険金日額の100日分	1年以上5年未満	失業保険金日額の90日分	1年未満	失業保険金日額の50日分
離職日における年齢等	算定基礎期間																																							
	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上																																				
30歳未満		90日	90日	120日																																				
30歳以上45歳未満		90日	150日	180日																																				
45歳以上60歳未満		180日	210日	240日																																				
身体障害者等就職が困難な者	50日	240日																																						
算定基礎期間	高齢求職者給付金の額																																							
10年以上	失業保険金日額の120日分																																							
5年以上10年未満	失業保険金日額の100日分																																							
1年以上5年未満	失業保険金日額の90日分																																							
1年未満	失業保険金日額の50日分																																							
(1)受講手当…日額590円 (2)通所手当…32,500円を限度とする交通費実費	—																																							
—	月額9,900円																																							
—	傷病給付金 失業保険金日額と同額																																							
同左(1を除く。) (2)は日雇労働求職者(給付金日額の30日分)	(1)再就職手当…失業保険金日額の20～70日分 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当																																							
定を因る事業	—																																							

⑤ 児童手当

平成5年4月1日現在

制度の種類		児童手当		
根拠法(施行)		児童手当法(昭46.5.27法73)(昭47.1.1)		
対象		一般国民		
経営主体		政府		
受給者数 (平成5年2月末現在)		241万5千人		
財源	国庫	非被用者	被用者	公務員等
	都道府県	児童手当に要する費用の4/6	児童手当に要する費用の2/10	当該団体が全額負担
	市町村	同上 1/6	同上 0.5/10	
	事業者	同上 1/6	同上 0.5/10	
児童手当	手当額	第1子及び第2子月額5,000円、第3子以降1人月額10,000円		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童)または、3歳に満たない児童を含む2人以上の児童を監護する者に支給 ・監護している者が父母の場合は生計を同一にしていること ・父母以外の者の場合は生計を維持することが必要 ・上記の者に一定額以上の所得があるときは支給されない 			

(注) 平成3年5月で期限切れとなった特例給付は、当分の間、継続することとされている。給付については、既に手当の支給を受けている者に配慮して経過措置が設けられている。

参考〈経過措置〉

	平成3年12月以前	平成4年1月～	平成5年1月～	平成6年1月～
第1子	—	1歳未満	2歳未満	3歳未満
第2子以降	義務教育就学前	5歳未満	4歳未満	3歳未満

⑥ 老人保健

平成5年4月1日現在

制度の種類		老人保健	
根拠法		老人保健法(昭57.8.17法80)(施行)昭58.2.1	
経営主体		各市町村(特別区)	
対象人員		936万人	
保健事業		医療以外の保健事業	医療
財源	国庫負担	市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域内に居住地を有する40歳以上の者(職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く)を対象とする	医療は、医療保険各法の被保険者若しくは組合員又は被扶養者であって70歳以上の者(65歳以上70歳未満の者であって政令で定める程度の障害の状態にある者を含む。)を対象とする。
	都道府県	医療以外の保健事業に要する費用の1/3	医療に要する費用のうち2/10の他、保険者の拠出金の一部について医療保険各法の定めるところにより補助
	市町村	同上 1/3	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
	地方公共団体	同上 1/3	医療に関する費用のうち 0.5/10
保険者	市町村	同上 1/3	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
保健事業の種類		健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導及びその他政令で定めるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療は、疾病又は負傷に関して診察・薬剤又は治療材料の支給等が行われる 2 医療を受ける者は、保険医療機関等ごとに次により一部負担金を払う 外来 1月1,000円(月の最初の診療日に支払う) 入院 1日700円(ただし、低所得者については、現行どおり2か月を限度として、1日300円)

参考〈経過措置〉

	平成3・4年度	平成5・6年度	平成7年度～
外来	900円/月	1,000円/月	消費者物価スライド
入院	600円/日	700円/日	

3 老人福祉

① 施設福祉対策

	施設名	事業の概要
入所	特別養護老人ホーム	65歳以上の寝たきり老人等で、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させて養護する。
	養護老人ホーム	65歳以上の人で、心身機能の減退などのために日常生活に支障がある、あるいは住宅に困っている場合等であって、被保護世帯か市町村民税所得割非課税世帯に属する者を入所させて養護する。
	軽費老人ホーム	低所得階層に属する60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を低額な料金で利用させる施設。A型とB型に区分され、A型は給食サービスが付いていて、B型は自炊が原則となっている。
	ケアハウス (平成元年度創設)	高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう、車いすでの生活が容易であるなど工夫された住宅としての機能があり、生活相談、給食等のサービスを提供する。
	老人短期入所施設	養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった65歳以上の者を短期間入所させて養護する。
	有料老人ホーム	おおむね60歳以上の健康な老人を入所させ、日常生活上の便宜を供与する。
型	シルバーハウジング	単身高齢者、夫婦のみ高齢者を入居対象者とし、10～30世帯に1人の生活援助員(ライフサポートアドバイザー)が配置され、高齢者向けの設備・構造を有し、緊急通報システムが組み込まれた集合住宅。生活指導、相談、一時的な家事援助等のサービスを行う。

利用型	老人デイサービスセンター	65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護の方法の指導その他の便宜を供与する。
	高齢者生活福祉センター	過疎地等の高齢者向けに、介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を総合的に有する小規模の複合施設。
	老人福祉センター	地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を供与する。
	老人憩の家	地域の老人に対して、無料又は低廉な料金で教養の向上、レクリエーション等のための場所を提供し、老人の心身の健康を図る施設。老人クラブの拠点とされており、老人福祉センターより小規模なもの。
	老人休養ホーム	景勝地、温泉地などの休養地に、老人の保健休養、安らぎと憩いの場として設置された宿泊利用施設。老人が気軽に利用できるように一般の国民宿舎よりさらに低料金になっている。

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

② 要介護老人対策

事業の名称	事業の概要
ホームヘルプサービス(訪問し介護を行う事業)	寝たきり老人等で日常生活に支障がある者に対し、家事、介護等を行うホームヘルパーを派遣する。
ショートステイ事業(特別養護老人ホーム等に短期入所させる事業)	寝たきり老人等を介護する家族が疾病等によって一時的に介護が困難になった場合に、施設で短期間介護を行う。なお、この事業予算の中には、ホームケア促進事業(寝たきり老人等とその介護者を特別養護老人ホームに入所、宿泊させ、介護の実習等を行う。)とナイトケア事業(夜間の介護が得られない痴呆性老人等を一時的に夜間のみ特別養護老人ホームで介護する。)が含まれる。
デイサービス事業(日帰りで介護サービスを受ける事業)	虚弱老人等をデイサービスセンターに通所させ、給食、入浴、日常動作訓練等のサービスを提供するとともに、寝たきり老人等の家庭に訪問して、給食、入浴等のサービスを提供する。
日常生活用具の給付等事業	寝たきり老人等の日常生活を容易にするための日常生活用具を給付又は貸与する。 ○対象品目【特殊寝台、マットレス、エアーマット、腰掛便座(便器)、特殊尿器、火災警報機、自動消火器、体位変換器、老人用電話(貸与)、緊急通報装置、痴呆性老人徘徊感知機器、車いす、歩行器、電磁調理器、移動用リフト、歩行支援用具、入浴補助用具、電動車いす】
高齢者サービス総合調整推進事業	保健・医療・福祉の各施設の調整と総合的推進を図る。 ●都道府県指定都市レベル…高齢者サービス総合調整推進会議を設置 ●市町村レベル…高齢者サービス調整チームを設置
在宅介護支援センター運営事業	在宅の寝たきり老人等の介護者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように、市町村等関係機関との連絡調整等を行う事業。在宅介護支援センターは、24時間体制で、特別養護老人ホーム、老人保健施設等に設置されている。

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

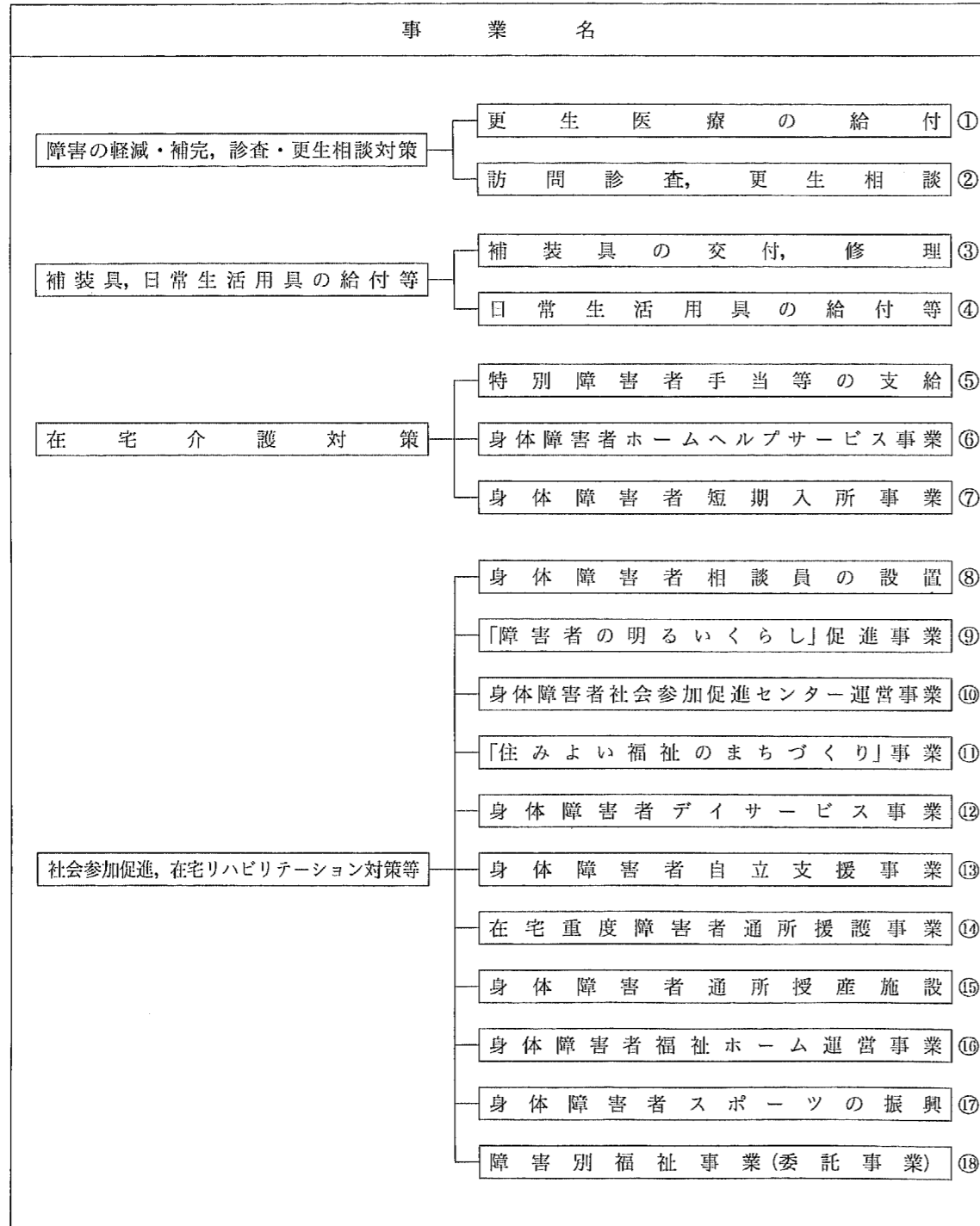
③ 社会活動促進対策

事業の名称	事業の概要
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の社会参加の促進を図り、生きがいと健康づくりを推進する。 ●長寿社会開発センターの整備 ●平成元年11月発足 ●都道府県明い長寿社会づくり推進機構の整備 全都道府県 ●高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル市町村事業 306市町村(平成5年度予算案)
老人クラブ助成事業	老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対する助成。
全国老人クラブ連合会助成事業	都道府県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会に対する指導等及び都道府県老人クラブ連合会に対する老人クラブ等活動推進員のための助成。
都道府県高齢者総合相談センター(シルバー110番)運営事業	高齢者世帯の日常生活において直面する困りごと等に対応できる総合相談体制の確立を図る。 ○平成元年度より全都道府県に設置
高齢者能力開発情報センター運営助成	おおむね65歳以上の者に対し、その希望と能力に応じた適切な仕事の斡旋等を行う。

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

4 身体障害者福祉対策

① 身体障害者在宅福祉対策の概要



番号	事業の概要
①	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等
②	医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
③	身体上の障害を補うための用具の交付、修理 ○補装具の種類 (視覚障害) 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器 (聴覚障害) 補聴器 (言語機能障害) 人工喉頭 (肢体不自由) 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器等 (ぼうこう又は直腸障害) ストマ用装具
④	重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障害) 浴槽、湯沸器、便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器 (上肢障害) 特殊便器、電動タイプライター、ワードプロセッサ、電動歯ブラシ (意志伝達) 重度障害者用意志伝達装置、携帯用会話補助装置 (視覚障害) 盲人用テープレコーダー、時計、タイムスイッチ、カナタイプライター、点字タイプライター、電卓、電磁調理器、音声式体温計、秤、点字図書、体重計 (聴覚障害) 聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置 (喉頭摘出) ガス警報機 (呼吸器機能障害) 酸素ボンベ運搬車、ネブライザー (腎臓機能障害) 透析液加温器 (共通) 火災警報機、自動消火器、緊急通報装置 (貸与品目) 福祉電話、ファックス (共同利用) 視覚障害者用ワードプロセッサ
⑤	在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者等に対し、特別障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当(月額) 24,630円 ・障害児福祉手当(月額) 13,390円 ・福祉手当(経過措置分)(月額) 13,390円 (平成5年4月現在)
⑥	重度の身体上の障害等のため日常生活を営むのに支障がある身体障害者の家庭を訪問して、食事、洗濯等身のまわりの世話及び外出時の付添いを行う。
⑦	重度身体障害者を介護している者が疾病等によって家庭における介護が困難な場合、施設に一時保護する。
⑧	身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及を行う。
⑨	在宅障害者の社会活動への参加と自立を促進するための対策別メニュー事業 (7大事業) ①コミュニケーションの確保等 ②移動 ③生活訓練等 ④生活環境改善 ⑤スポーツ振興 ⑥相談 ⑦啓発・普及
⑩	障害者が自ら積極的に企画した社会参加促進施策が効果的・効率的に推進されるよう、中央と都道府県・指定都市の身体障害者福祉団体に、調整の窓口として設置し、障害者自らによる社会参加施策の推進を図る。
⑪	障害者高齢者等の住みよいまちづくりを推進するため、生活環境の改善、福祉サービスの体系的実施、市民啓発の各事業を総合的に実施する。
⑫	在宅身体障害者が通所して、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練等を行い、その自立と社会参加を促進する。
⑬	公営住宅、身体障害者福祉ホーム等に居住する5人以上の重度の身体障害者を対象として、専任ケアグループによる安定的な介助サービスを提供する。
⑭	就労の機会が得難い在宅重度障害者等を対象に小規模な通所による軽作業等の援護事業に対する補助
⑮	雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
⑯	身体上の障害のため家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助
⑰	身体障害者の健康の維持、機能の回復、体力の向上等の効果を上げるとともに、社会生活への適応性の向上を図る。
⑱	視覚障害者福祉事業(点字・声の図書事業等) 聴覚・言語障害者福祉事業(手話通訳指導者養成研修事業等) 福祉機器開発普及等事業 全国身体障害者総合福祉センター運営事業等

(注) 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。
資料：厚生省「厚生白書」

② 身体障害者施設福祉対策の概要

事業名		事業の概要
施設福祉対策	更生施設	1 肢体不自由者更生施設 障害の程度の如何にかかわらず相当程度の作業能力を回復しうる見込みのある人を対象とし、更生訓練を行う施設（入所期間は1年）
		2 視覚障害者更生施設 あんま、はり、きゅう等職業についての知識技能、訓練を行う施設（入所期間2～5年）
		3 聴覚・言語障害者更生施設 更生に必要な治療及び訓練を行う施設（入所期間1年を原則）
		4 内部障害者更生施設 医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設（入所期間は1年）
	生活施設	5 重度身体障害者更生援護施設 重度の肢体不自由者を入所させ、家庭復帰に必要な日常生活能力の回復に重点をおいて各種のリハビリテーションを行う施設（入所期間おおむね5年以内）
		6 身体障害者療護施設 身体上の著しい障害のため常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な最重度の障害者を入所させ、医学的管理の下に必要な保護を行う施設
		7 身体障害者福祉ホーム 身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設
	作業施設	8 身体障害者授産施設 雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設（最終的には一般事務所に就職若しくは自営等で、自活させることを目的としているので、入所期間は一定ではない）
		9 重度身体障害者授産施設 重度の身体障害者のため、ある程度の作業能力を有しながら、特別な設備と職員を準備しなければ、就業不可能な障害者を入所させ、施設内で自活させることを目的とする施設
		10 身体障害者通所授産施設 身体障害者授産施設の一つであり、内容は8と同じであるが、利用者は通所者に限られる
	地域利用施設	11 身体障害者福祉工場 生産能力があっても、通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な車いす障害者等のための工場
		12 身体障害者福祉センター（A型） 身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・体養のための施設
		13 身体障害者福祉センター（B型） 外出や就労の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設
		14 在宅障害者デイサービス施設 創作的活動重点型の身体障害者デイサービス事業を行うための施設
		15 障害者更生センター 障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設
		16 点字図書館 盲人の求めに応じて点字刊行物や声の図書の閲覧貸出しを行う施設
		17 点字出版施設 点字刊行物を出版する施設
		18 聴覚障害者情報提供施設 聴覚障害者への字幕（手話）入りビデオカセットの製作や貸し出し等を行う施設
		19 補装具製作施設 補装具の製作又は修理を行う施設
		20 盲人ホーム あんま、はり、きゅう等盲人の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設
進行性筋萎縮症者の援護		進行性筋萎縮症者の治療、訓練等のため国立療養所及び社会福祉法人等医療機関に委託して行う。

資料：厚生省「厚生白書」

5 心身障害児（者）対策

① 在宅福祉対策

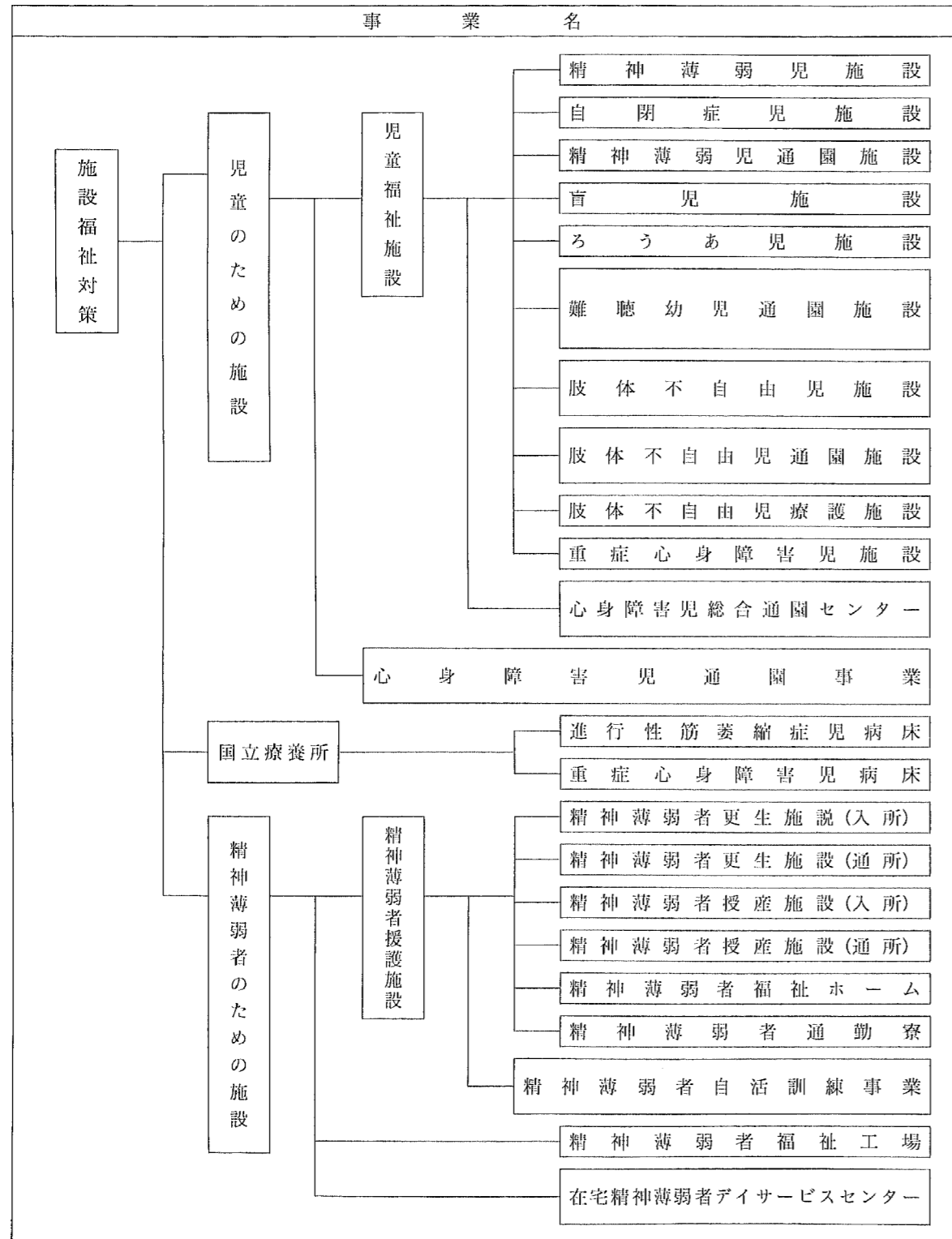
心身障害児・者に対する在宅福祉対策		
施策の種類	心身障害児対策	精神薄弱者対策
早期発見 早期療育	先天性代謝異常等検査 健康診査（乳児、1歳6か月児、3歳児） 育成医療の給付	
通所事業 通園事業	心身障害児各種通園施設・通園事業 重症心身障害児通園モデル事業	精神薄弱者援護施設（通所） 精神薄弱者デイサービス事業① 同 左
在宅 サービス	補装具の交付・修理 日常生活用具の給付等 心身障害児・者ホームヘルプサービス事業② 心身障害児・者施設地域療育事業（ショートステイ等）③ 心身障害児・者地域療育拠点施設事業	同 左 同 左 同 左
社会参加		精神薄弱者地域生活援助事業④ 精神薄弱者生活支援事業 精神薄弱者社会活動総合推進事業 精神薄弱者スポーツの振興 在宅精神薄弱者通所援護事業⑤
就労関連		職親制度⑥ 精神薄弱者社会自立促進モデル事業
総合的 サービス	相談指導（児童相談所等）	療育手帳制度⑦ 同 左（福祉事務所等）

各種主要施策の概要

- ① 在宅の精神薄弱者が通所して文化的活動、機能訓練等を行い、自立を図るとともに生きがいを高める。
- ② 心身障害のため独立して日常生活を営むのに著しく支障のある心身障害児・者のいる家庭に、ホームヘルパーを派遣する。
- ③ 施設機能を在宅の心身障害児・者のために活用する。（ショートステイは、保護者が家庭で介護を行うことが困難であるときに一時的に心身障害児・者を保護するもの）
- ④ 地域で生活する精神薄弱者に対し日常生活上の援護を行い、地域での自立生活を援助する。グループホーム事業ともいう。
- ⑤ 通所による援護事業（小規模作業所）に対し補助する。
- ⑥ 事業経営者等が精神薄弱者を自己の下に預かり必要な訓練を行うことにより、精神薄弱者の自立更生を図る。
- ⑦ 精神薄弱（児）者に対し一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、精神薄弱（児）者に手帳を交付する。

資料：厚生省「厚生白書」

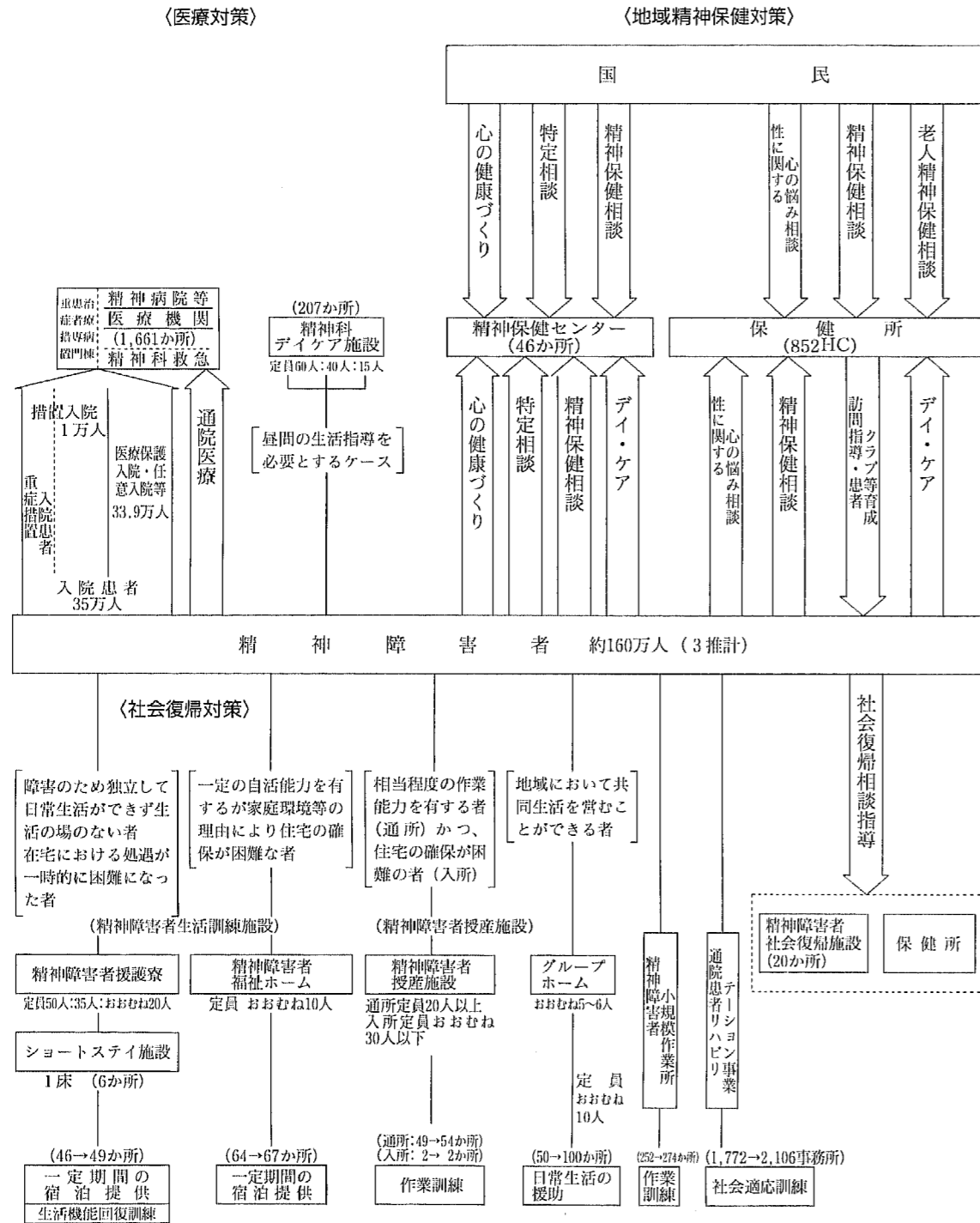
㊦ 心身障害児・者に対する施設福祉対策の概要



事業の概要
精神薄弱の児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
自閉症を主たる症状とする児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
精神薄弱の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識を与える施設
盲児（強度の弱視を含む。）を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をする施設
ろうあ児を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をする施設
難聴（難聴に伴う言語障害を含む。）の幼児に対し、早期に聴力及び言語能力の機能訓練を実施、残存能力の開発と障害の除去を行うとともに、家庭で一貫した適切な指導訓練が行えるよう母親等に対して指導訓練の技術等について指導する施設
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設（原則として、就学前で通園により十分療育効果が得られる児童が対象となる。）
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童で家庭における養育が困難なものを入所させる施設
重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設
心身障害の相談・指導・診断・検査・判定等を行うとともに、時宜を失うことなく障害に応じた療育訓練を行う施設、複数の児童福祉施設の複合体
肢体不自由児施設等を利用することが困難な地域に市町村が通園の場を設けて、心身障害児に通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となって育成助長を図る事業
進行性筋萎縮症児を入院させて、治療及び日常生活の指導を行う
重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う
精神薄弱者を入所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
精神薄弱者を通所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
精神薄弱者で雇用されることが困難な者を入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
精神薄弱者で雇用されることが困難な者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
就労している精神薄弱者が、家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている場合に低額な料金で入居させ、社会参加の助長を図るもの
就労している精神薄弱者を職場に通勤させながら一定期間通所させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行うもの
精神薄弱者援護施設の入所者に地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、精神薄弱者の社会参加の円滑化を図るもの
一般企業に就労できない精神薄弱者を雇用し、社会的自立を促進するもの
地域において就労が困難な在宅の精神薄弱者が通所して文化的活動、機能訓練等を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高めることを目的とするもの

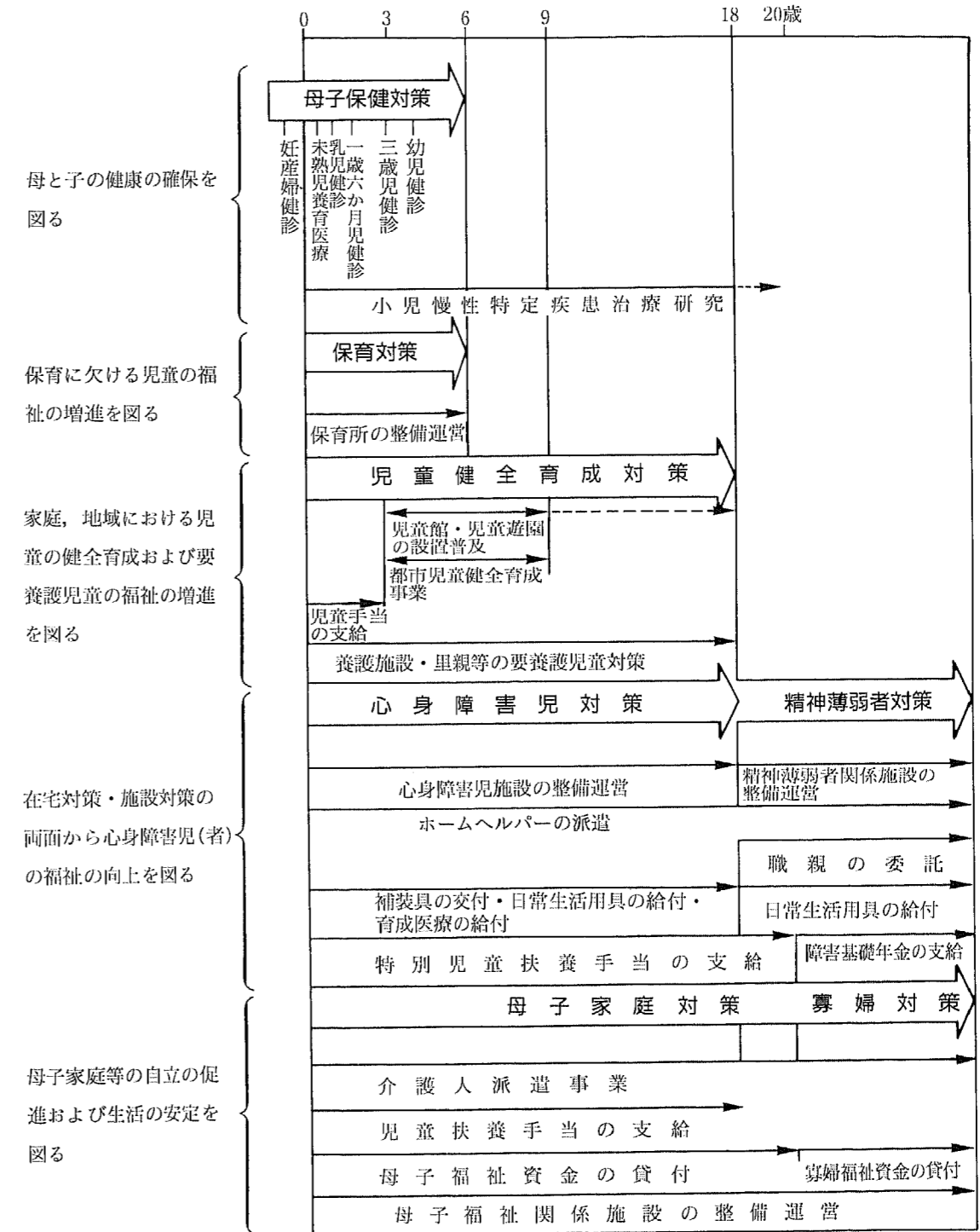
資料：厚生省「厚生白書」

6 精神障害者対策の概要 (平成5年度)



資料：厚生省大臣官房政策課調

7 年齢別児童家庭福祉対策の一覧



資料：(財)日本児童問題調査会「目で見る児童福祉」

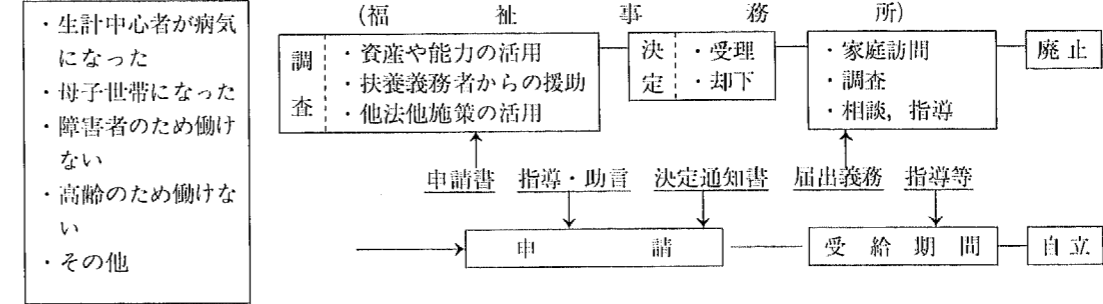
8 社会(家族)手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当 (主なもの)	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	18歳未満の児童(障害児の場合は20歳未満)を監護、養育している生別の母子世帯等の母又は養育者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者	①特別障害者手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者 ②障害児福祉手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者	3歳未満の児童	原爆の放射能に起因すると認定された負傷、疾病の状態にある(認定被爆者)	原爆の影響に関係がある障害(11障害)のいずれかを伴う疾病にかかっている被爆者
手当額月額(平成5年度)	○児童1人 所得税非課税世帯 38,860円 それ以外 26,010円 ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 2,000円加算	○児童1人 1級 47,160円 2級 31,440円	①特別障害者手当 24,630円 ②障害児福祉手当 13,390円 ③福祉手当(経過措置) 13,390円	○第1子及び第2子 5,000円 ○第3子以降 10,000円	127,970円	31,440円
所得制限額(収入ベース)(平成5年度)	○本人(2人世帯) 382万円 ○扶養義務者等(6人世帯) 876万円	○本人(4人世帯) 712.1万円 ○扶養義務者等(6人世帯) 876万円	①本人・特障(2人世帯) 471.6万円 ②、③本人(6人世帯) 876万円	○児童手当(4人世帯) 358.9万円 ○特例給付(4人世帯) 625万円	なし	○本人・配偶者・扶養義務者(4人世帯) 1,828.07万円

資料：厚生省大臣官房政策課調

9 生活保護制度

【生活保護の流れ】



【生活保護費の決め方】

(最低生活費の計算)

$$\begin{matrix} \text{生活扶助} \\ \text{基準生活費} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{住宅扶助} \\ \text{家賃等} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{教育扶助} \\ \text{基準額} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{医療扶助} \\ \text{医療資} \end{matrix} = \text{最低生活費}$$

・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

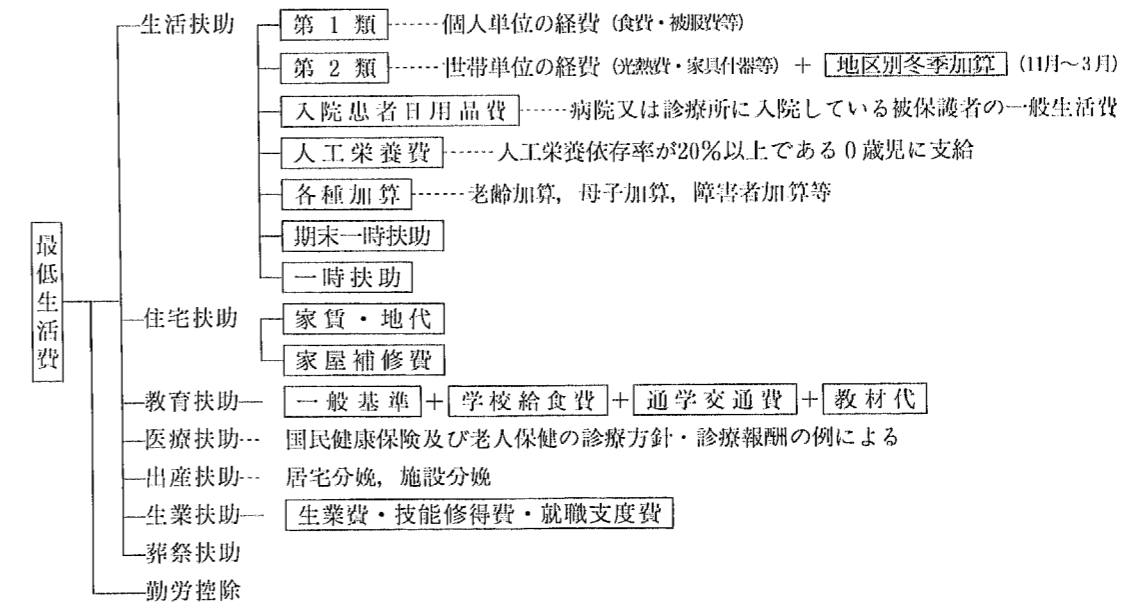
(収入充当額の計算)

$$\text{平均月額収入} - (\text{必要経費の実費} + \text{基礎控除}) = \text{収入充当額}$$

(扶助額の計算)

$$\text{最低生活費} - \text{収入充当額} = \text{扶助額}$$

【最低生活費の体系】

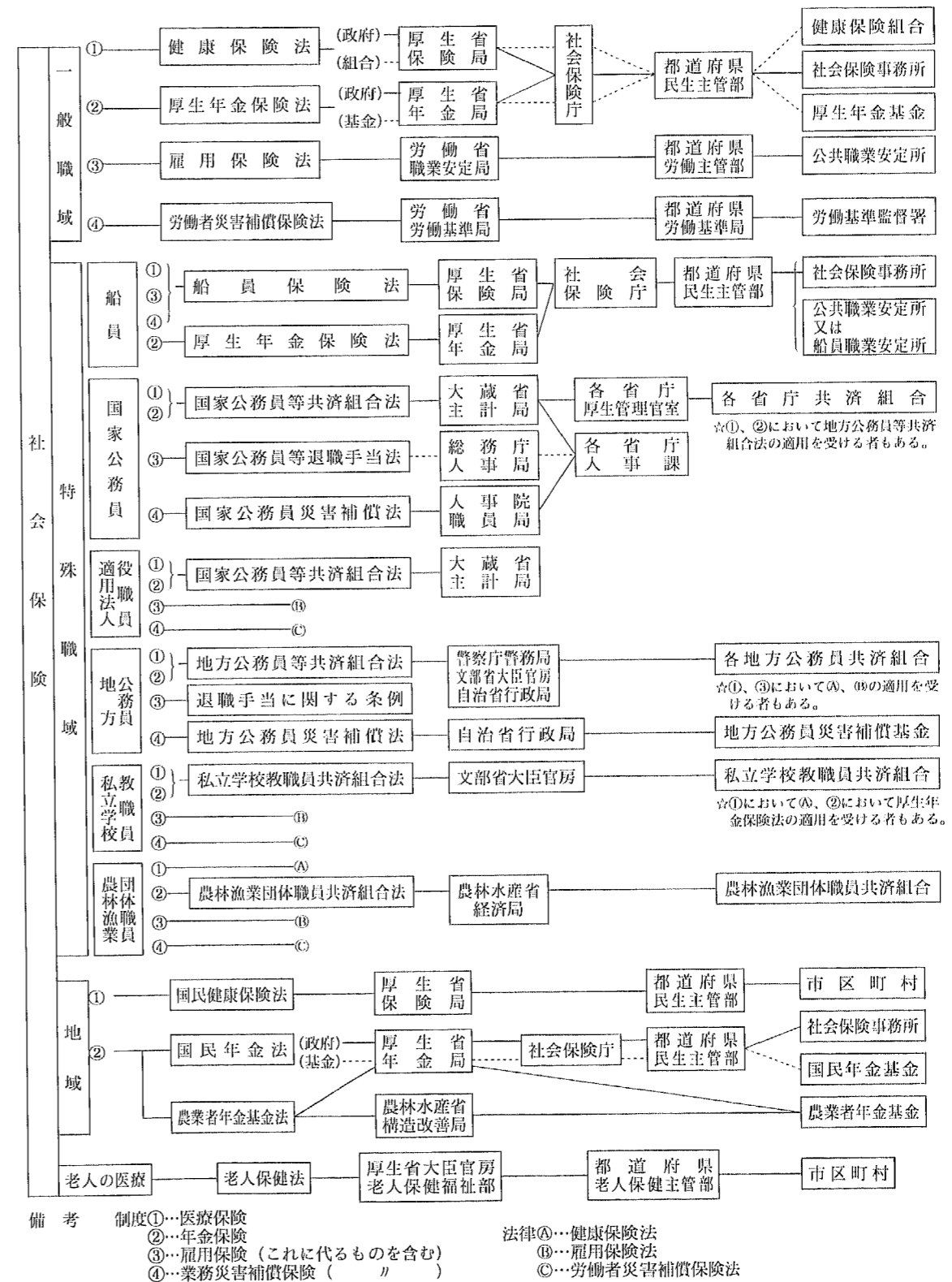
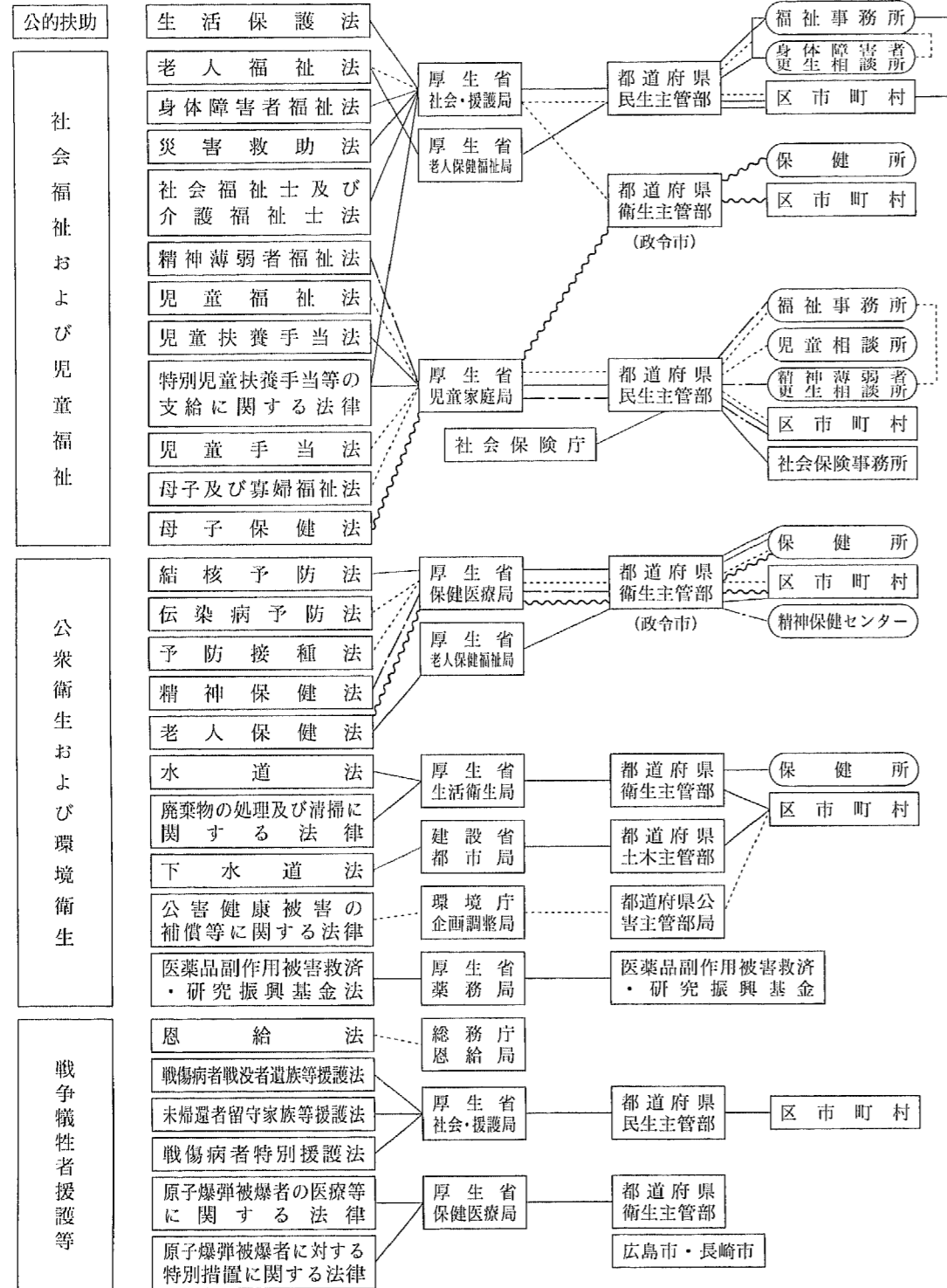


資料：厚生省社会・援護局保護課

(参考)

社会保障制度と行政機構の概略

(平成5年4月1日現在)



備考 制度①…医療保険
 ②…年金保険
 ③…雇用保険 (これに代るものを含む)
 ④…業務災害補償保険 (")

法律④…健康保険法
 ⑧…雇用保険法
 ⑨…労働者災害補償保険法

第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者	健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)		職員健康 保険法 (昭14.法72)			
	日雇労働者				日雇労働者健康保険法 (昭28.法207) (施行 昭28.11.1)		
	船員			船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)			
	公務員等	国家公務員		政府職員共済組合 令(昭15.勅827)	旧国家公務員共済 組合法 (昭23.法69)	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)	
		適役 用職 法人	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により 設立され、医療費の支給等を行っていた。			公共企業体職員等共済組合法 (昭31.法152) (施行 昭31.7.1)	
		地方公務員		政府職員共済組合令 (昭15.勅827)	国家公務員 共済組合法 (昭29.法204)	地方公務員等 共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)	
	私立学校 教職員			①	私立学校教職員共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)		
農林漁業 団体職員			健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)				
非被用者			旧国民健康保険法(昭13.法60) ②	国民健康保険法 (昭33.法192) (施行 昭34.1.1) ③			

- ① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財団法人私学教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。
- ② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。

昭50	昭60
④	
	国家公務員等 共済組合法
⑤	

- ③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。
- ④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。
- ⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。

② 年金保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭50	昭60	
被 用 者	一般被用者			労働者年金保険法(昭16.法60)(施行昭17.6.1) 退職積立金及退職手当法(昭11.法42)	旧厚生年金保険法(昭19.法21)(施行昭19.10.1) ①	厚生年金保険法(昭29.法115)(施行昭29.5.1)			
	日雇労働者					国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1)			
	船員			船員保険法(昭14.法73)(施行昭15.6.1)			厚生年金保険法(昭29.法115)(61.4.1統合)		
	公務員等	国家公務員	官吏恩給法	恩給法(大12.法48)		旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭33.法128)(施行昭33.7.1)		国家公務員等共済組合法
		役職人	大正9年から国有鉄道共済組合など官営共済組合では、年金給付を実施していた。				公共企業体職員等共済組合法(昭31.法134)(施行昭31.7.1)	⑥	
		地方公務員	官吏恩給法	恩給法(大12.法48)	旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭33.法128)	地方公務員等共済組合法(昭37.法152)(施行昭37.12.1)		
			退職年金条例③		市町村職員共済組合法(昭29.法204)	市町村職員共済組合法(昭29.法204)			
		財団法人私学恩給財団(大13.10.1.発足) ④		財団法人私学恩給財団(大13.10.1.発足) ④	私立学校教職員共済組合法(昭28.法245)(施行昭29.1.1) ⑤				
	農林漁業団体職員			厚生年金保険法(昭29.法115)	農林漁業団体職員共済組合法(昭33.法99)(施行昭34.1.1)				
非被用者						国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1)		農業者年金基金法(昭45.法78号)(施行昭46.1.1)	

① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
 ② 国家公務員関係では、明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。
 ③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。
 ④ 昭和17年に財団法人私立中等学校恩給財団より、財団法人私学恩給財団に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。

⑤ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。
 ⑥ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合されました。
 ⑦ 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることとなった。

㊦ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60
一般被用者			健康保険法(大11.法70)(施行昭2.1.1)①				労働者災害補償保険法(昭22.法50)(施行昭22.9.1)
船員			労働者災害扶助責任保険法②(昭6.法55)	船員保険法(昭14.法73)(施行昭15.6.1)			昭和22年法103号をもって 労災補償部門を明確に区分
公務員等	国家公務員			③ 国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から昭15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。	旧国家公務員共済組合法(昭23.法59)	国家公務員共済組合法(昭33.法128)(施行昭33.7.1)	国家公務員災害補償法(昭26.法191)(施行昭26.7.1)
	役職 適用法人						〔業務災害補償に関する協約〕 労働者災害補償保険法(適用昭60.4.1)④
	地方公務員				国家公務員共済組合法(施行昭33.7)	地方公務員等共済組合法(昭37.法152)(施行昭37.12.1)	市町村職員共済組合法(昭29.法204)
					災害補償に関する条例	地方公務員災害補償法(昭42.法121)(施行昭42.12.1)	

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様に業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行なわれていた。
- ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。

㊧ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60
一般被用者			退職積立金及退職手当法(昭11.法42)	失業保険法(昭22.法146)(適用昭22.11.1)①			雇用保険法(昭49.法116)(適用昭50.4.1)②
日雇労働者				日雇労働者の制度創設(昭24.法87)(施行昭22.6.1)			
船員				船員保険法失業部門創設(昭22.法235)(施行昭22.11.1)			
公務員等	国家公務員					国家公務員等退職手当法(昭28.法182)(適用昭28.8.1)	雇用保険法(適用昭60.4.1)③
	役職 適用法人						
	地方公務員					退職手当に関する条例	

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用

(参考)

1 社会保障制度審議会勧告等一覧

(●印は主要なもの)

	勸告等
昭和24年～昭和29年	24.8.1 健康保険等の給付費に対する国庫負担の件
	24.9.13 生活保護制度の改善強化に関する件
	24.11.14 社会保障制度確立のための覚え書
	●25.10.16 社会保障制度に関する勧告
	26.7.24 社会保障制度推進に関する申入書
	26.10.20 社会保障制度推進に関する件
	27.4.16 戦争遺家族等の援護に関する立法の件
	27.5.20 社会保障の最低基準に関する国際労働条約案について
	27.12.23 厚生年金保険、公務員の恩給、軍人恩給等年金問題に関する件
	●28.12.10 年金制度の整備改革に関する件
	29.1.11 建議書(昭和29年度予算編成における社会保障に関する国庫負担に関して)
	29.3.1 建議書(年金制度の総合的調整に関して)
	29.12.24 社会保障制度の推進に関する要望 〃 結核対策の強化改善に関する申入書
昭和30年～昭和39年	30.3.30 社会保障制度の企画運営方法の改善に関する件 〃 結核対策の強化改善に関する件
	●31.11.8 医療保障制度に関する勧告について
	32.12.19 恩給等の増額に関する意見書について
	●33.6.14 国民年金制度に関する基本方策について(答申)
	●33.10.6 年金制度の通算等について(答申)
	33.10.6 中小企業労働者等福利共済制度について
	35.8.1 社会保障制度の推進についての申入れ
	35.10.12 公的年金積立金の運用についての要望
	36.10.26 申入書(社会保険医療協議会の改組に関して)
	36.11.10 社会保障制度の推進に関する申入れ
	●37.8.22 社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告
	38.2.25 臨時医療報酬調査会設置法案の取扱いについて(申入れ)
	38.12.21 申入書(昭和39年度予算編成に関して)
	39.12.17 厚生年金保険法の一部を改正する法律案および船員保険法の一部を改正する法律案について(申入れ)

	勸告等
昭和40年～昭和49年	40.2.10 申入書(恩給および共済組合両制度の調整について)
	40.6.1 医療問題混乱に対する緊急措置について(申入れ)
	40.9.15 医療費問題に関する意見及び保険三法改正案に対する答申
	41.8.25 内閣総理大臣はじめ関係大臣との懇談における要望要旨
	42.6.21 公害対策について(申入れ)
	〃 各種公的年金の給付額の調整等について(申入れ)
	42.12.15 申入書(財政硬直化と社会保障との関係について)
	43.12.23 申入書(社会保障の推進について)
	45.12.19 医療保険制度について(意見)
	〃 申入書(社会保障の推進について)
	46.6.22 申入書(保険医総辞退に関する政府の対処について)
	●46.9.13 医療保険制度の改革について(答申)
	48.9.18 申入れ(生活扶助基準改訂について)
48.11.19 当面する社会保障の危機回避のための建議—インフレーション下の社会保障—	
48.12.6 社会保障制度における家族の取り扱いについて	
49.10.7 当面の社会保障施策について(意見)	
昭和50年～昭和59年	●50.12.1 今後の高齢化社会に対応すべき社会保障の在り方について(建議)
	●52.12.19 皆年金下の新年金体系
	53.2.10 共済組合制度に関する意見
	54.2.13 共済組合制度に関する意見
	●54.10.18 高齢者の就業と社会保険年金一統・皆年金下の新年金体系—
	●55.12.12 老人保健医療対策について(意見)
56.4.25 老人保健法の制定について(答申)	
昭和60年～	●60.1.24 老人福祉の在り方について(建議)
	60.4.10 公的年金制度に関する意見
	既.12.14 国民健康保険制度の長期安定確保策について(意見)
	2.12.19 新しい時代を担う子どもたちのために(申入れ)

2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1956(S 31)	日本経済の成長と近代化	国民の生活と健康はいかに守られているか	とくに題はなし
1957(S 32)	速すぎた拡大とその反省	貧困と疾病の追放	〃
1958(S 33)	景気循環の復活	厚生省創立20周年記念号	〃
1959(S 34)	速やかな景気回復と今後の課題	福祉計画と人間の福祉のための投資	〃
1960(S 35)	日本経済の成長力と競争力	福祉国家への途	〃
1961(S 36)	成長経済の課題	変動する社会と厚生行政	〃
1962(S 37)	景気循環の変貌	人口革命	〃
1963(S 38)	先進国への道	健康と福祉	〃
1964(S 39)	開放体制下の日本経済	社会開発の推進	〃
1965(S 40)	安定成長の課題	40年代の道標	変貌過程にある労働経済 —人手不足経済への移行過程における諸問題—
1966(S 41)	持続的成長への道	生活に密着した行政	労働経済の構造変化と今後の課題
1967(S 42)	能率と福祉の向上		人手不足への適応と今後の問題 —最近の労働経済にみられる新しい動き—
1968(S 43)	国際化のなかの日本経済	広がる障害とその克服	労働力不足の進行と構造変化 —複雑になった構造変化—
1969(S 44)	豊かさへの挑戦	繁栄への基礎条件	40年代の労働経済
1970(S 45)	日本経済の新しい次元	高齢者問題をとらえつつ	労働経済の長期的諸問題
1971(S 46)	内外均衡達成への道	こどもと社会	同上
1972(S 47)	新しい福祉社会の建設	近づく年金時代	転機に立つ労働経済 —長期的にみた問題点—
1973(S 48)	インフレなき福祉をめざして	転機に立つ社会保障	労働者福祉充実への途 —長期展望と労使の課題—
1974(S 49)	成長経済を越えて	人口変動と社会保障	高度成長からの転換と今後の課題
1975(S 50)	新しい安定軌道をめざして	これからの社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —控え目な経済成長の下における労働経済の課題—

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1976(S 51)	新たな発展への基礎がため	婦人と社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —労働経済の構造変化と安定成長の条件—
1977(S 52)	安定成長への適応を進める日本経済	高齢者社会の入口に立つ社会保障	安定成長下における労働経済の課題
1978(S 53)	構造転換を進めつつある日本経済	健康な老後を考える	労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題
1979(S 54)	すぐれた適応力と新たな出発	日本の子供たち—その現状と未来	労働力需給の展望と均衡回復への課題
1980(S 55)	先進国日本の試練と課題	高齢化社会への軟着陸をめざして	わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題
1981(S 56)	日本経済の創造的活力を求めて	国際障害者年「完全参加と平等」をめざして	労働経済の新たな課題
1982(S 57)	経済効率性を活かす道	高齢化社会を支える社会保障をめざして	労働市場の変化と新たな課題
1983(S 58)	持続的成長への足固め	新しい時代の潮流と社会保障	労働力需給、失業の長期的変化と課題
1984(S 59)	新たな国際化に対応する日本経済	人生80年時代の生活と健康を考える	勤労者生活の動向と課題
1985(S 60)	新しい成長とその課題	長寿社会に向かって選択する	技術革新下の労働問題とその課題
1986(S 61)	国際的調和をめざす日本経済	未知への挑戦— 明るい長寿社会をめざして	中長期的な職業生活の変化と新たな課題 —雇用の多様化と労働時間短縮—
1987(S 62)	進む構造転換と今後の課題	社会保障を担う人々— 社会サービスはこう展開する	経済構造調整と労働経済の課題
1988(S 63)	内需型成長の持続と国際社会への貢献	新たな高齢者像と活力ある長寿・福祉社会をめざして(厚生省創設50周年記念号)	構造変化のなかでの雇用安定と勤労者生活の課題
1989(H 1)	平成経済の門出と日本経済の新しい潮流	長寿社会における子供・家庭・地域	高齢者雇用と女子パートタイム労働の現状と課題
1990(H 2)	持続的拡大への道	真の豊かさに向かったの社会システムの再構築 豊かさのコスト— —廃棄物問題を考える—	勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題
1991(H 3)	長期拡大の条件と国際社会における役割	広がりゆく福祉の担い手たち— —活発化する民間サービスと社会参加活動—	女子労働者、若者労働者の現状と課題
1992(H 4)	調整をこえて新たな展開をめざす日本経済	国連・障害者の十年— —皆が参加する「ぬくもりのある福祉社会」の創造—	労働力不足、労働移動の活発化と企業の対応
1993(H 5)	バブルの教訓と新たな発展への課題	—	職業をめぐる諸問題と今後の対応

(注) 厚生白書は昭和42年度版からは「発行年版」に改定した。

第III部 社会保障関係統計資料編

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

区 分		昭和25年 (1950)	昭和35年 (1960)	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成4年 (1992)
総人口 (千人)		84,115	94,302	104,665	117,060	123,611	124,452
年齢階級別人口	0～14歳人口 (千人) (%)	29,788 (35.4)	28,434 (30.2)	25,153 (24.0)	27,524 (23.5)	22,544 (18.2)	21,364 (17.2)
	15～64歳人口 (%)	50,171 (59.6)	60,469 (64.1)	72,119 (68.9)	78,884 (67.4)	86,140 (69.7)	86,845 (69.8)
	65歳以上人口 (%)	4,155 (4.9)	5,398 (5.7)	7,393 (7.1)	10,653 (9.1)	14,928 (12.1)	16,242 (13.1)
出生 (千人) 人口千対 注)		2,338 (28.1)	1,606 (17.2)	1,934 (18.8)	1,577 (13.6)	1,222 (10.0)	1,209 (9.8)
死亡 (千人) 人口千対 注)		905 (10.9)	707 (7.6)	713 (6.9)	723 (6.2)	820 (6.7)	855 (6.9)
自然増加 (千人) 人口千対 注)		1,433 (17.2)	899 (9.6)	1,221 (11.8)	854 (7.3)	401 (3.3)	354 (2.9)
平均余命 注)	(年)						
男 0歳	65歳	59.57	65.32	69.31	73.35	75.92	76.09
女 0歳	65歳	62.97	70.19	74.66	78.76	81.90	82.22
合計特殊出生率 注)		3.65	2.00	2.13	1.75	1.54	1.50

注) 昭和45年以前の数値には、沖縄県を含まない。

資料：総務庁統計局「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」——総人口、年齢階級別人口

厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、「完全生命表」、「簡易生命表」——上記以外

第2表 「日本の将来推計人口」の要約

	昭和61年12月 将来推計人口 (中位)	平成4年9月将来推計人口		
		中位	高位	低位
基準人口	昭和60年10月1日 国勢調査人口	平成2年10月1日国勢調査人口		
平均寿命	昭和60年 平成37年 (1985) (2025) 男74.84 → 77.87 女80.46 → 83.85	平成3年 平成37年 (1991) (2025) 男 75.11 → 78.27 女 82.11 → 85.06		
合計特殊出生率 (最低値)	昭和60年 1.76 (1985) ↓ 昭和61年 1.75 (1986) ↓ 平成37年 2.00 (2025)	平成3年 1.53 (1991) ↓ 平成6年 1.49 (1994) ↓ 平成37年 1.80 (2025)	平成3年 1.53 (1991) ↓ ↓ 平成37年 2.09 (2025)	平成3年 1.53 (1991) ↓ 平成10年 1.36 (1998) ↓ 平成37年 1.45 (2025)
総人口	平成2(1990)年	124,225千人	123,611千人	123,611千人
	12(2000)年	131,192	127,385	128,457
	22(2010)年	135,823	130,397	133,739
	32(2020)年	135,304	128,345	133,820
	37(2025)年	134,642	125,806	132,509
	ピーク	平成25(2013)年 136,030	平成23(2011)年 130,441	平成27(2015)年 134,460
	102(2090)年	—	95,732	130,486
65歳以上人口比率	平成2(1990)年	11.9%	12.1%	12.1%
	12(2000)年	16.3	17.0	16.9
	22(2010)年	20.0	21.3	20.7
	32(2020)年	23.6	25.5	24.5
	37(2025)年	23.4	25.8	24.5
	ピーク	平成33(2021)年 23.6	—	平成33(2021)年 24.5
	102(2090)年	—	平成54(2042)年 28.4	平成54(2042)年 25.4
老年人口が年少人口を上回る年	平成19(2007)年	平成9年(1997)年	平成10(1998)年	
			平成9(1997)年	

資料：厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」

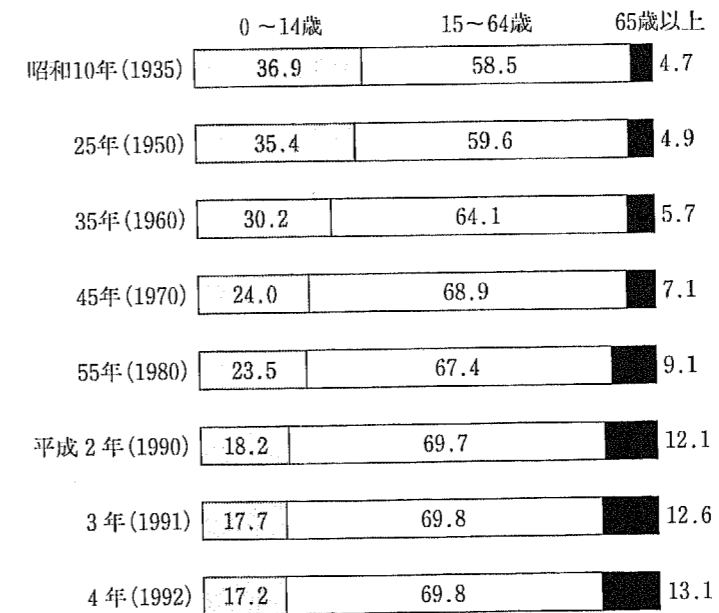
第3表 年齢3区分別人口の推移

年次 (西暦)	総人口 (万人)	総人口に占める割合(%)			年少人口指数
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	
昭和10年(1935)	6,925	36.9	58.5	4.7	63.1
25(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
30(1955)	9,008	33.4	61.2	5.3	54.6
35(1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
40(1965)	9,921	25.7	68.0	6.3	37.9
45(1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
50(1975)	11,194	24.3	67.7	7.9	35.9
55(1980)	11,706	23.5	67.4	9.1	34.9
60(1985)	12,105	21.5	68.2	10.3	31.6
2(1990)	12,361	18.2	69.7	12.1	26.2
3(1991)	12,404	17.7	69.8	12.6	25.3
4(1992)	12,445	17.2	69.8	13.1	24.6
平成7年(1995)	12,546	16.0	69.4	14.5	23.1
12(2000)	12,739	15.2	67.8	17.0	22.4
17(2005)	12,935	15.6	65.2	19.1	24.0

資料：平成4年までは総務庁統計局「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」、平成7年以降は厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口—平成4年9月推計—」の中位推計値。

(年齢別人口の割合の推移)

(数字は%)



(小数第2位を四捨五入のため合計は100%にならない)

第4表 総人口・日本人人口(性×年齢〔5歳階級〕別)

(単位 千人)

年齢階級	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	124,452	61,096	63,356	123,476	60,597	62,879
0～4歳	6,207	3,185	3,022	6,165	3,163	3,002
5～9	7,163	3,670	3,492	7,117	3,647	3,470
10～14	7,994	4,099	3,896	7,943	4,073	3,871
15～19	9,624	4,938	4,687	9,561	4,906	4,656
20～24	9,594	4,896	4,698	9,473	4,837	4,636
25～29	8,255	4,180	4,075	8,111	4,104	4,007
30～34	7,799	3,942	3,858	7,684	3,881	3,803
35～39	8,231	4,147	4,084	8,139	4,100	4,039
40～44	10,855	5,451	5,404	10,779	5,411	5,368
45～49	8,967	4,475	4,491	8,909	4,445	4,464
50～54	8,486	4,202	4,283	8,440	4,179	4,261
55～59	7,953	3,898	4,055	7,919	3,881	4,038
60～64	7,082	3,419	3,663	7,057	3,406	3,651
65～69	5,721	2,586	3,135	5,697	2,574	3,123
70～74	4,053	1,624	2,429	4,034	1,614	2,420
75～79	3,136	1,236	1,900	3,125	1,231	1,894
80～84	2,058	749	1,309	2,052	747	1,305
85～89	918	301	617	916	300	616
90歳以上	356	98	258	355	97	258
(再掲)						
0～14歳	21,364	10,954	10,410	21,225	10,883	10,342
15～64	86,845	43,547	43,298	86,071	43,150	42,921
65歳以上	16,242	6,594	9,648	16,180	6,563	9,616

資料：総務庁統計局「平成4年10月1日現在推計人口」

第5表 年齢3区分別人口及び構造係数(中位推計)

年次	人口(単位 1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成2(1990)年	123,611	22,544	86,140	14,928	18.2	69.7	12.1
3(1991)	124,043	21,904	86,557	15,582	17.7	69.8	12.6
4(1992)	124,413	21,365	86,818	16,230	17.2	69.8	13.0
5(1993)	124,767	20,871	87,008	16,889	16.7	69.7	13.5
6(1994)	125,114	20,456	87,100	17,558	16.4	69.6	14.0
7(1995)	125,463	20,103	87,134	18,226	16.0	69.4	14.5
8(1996)	125,821	19,845	87,045	18,930	15.8	69.2	15.0
9(1997)	126,190	19,639	86,908	19,643	15.6	68.9	15.6
10(1998)	126,575	19,474	86,752	20,349	15.4	68.5	16.1
11(1999)	126,974	19,362	86,602	21,010	15.2	68.2	16.5
12(2000)	127,385	19,336	86,350	21,699	15.2	67.8	17.0
13(2001)	127,801	19,404	85,982	22,415	15.2	67.3	17.5
14(2002)	128,215	19,528	85,603	23,084	15.2	66.8	18.0
15(2003)	128,617	19,711	85,236	23,670	15.3	66.3	18.4
16(2004)	128,997	19,945	84,936	24,116	15.5	65.8	18.7
17(2005)	129,346	20,229	84,390	24,726	15.6	65.2	19.1
18(2006)	129,656	20,504	83,705	25,446	15.8	64.6	19.6
19(2007)	129,921	20,756	82,992	26,172	16.0	63.9	20.1
20(2008)	130,135	20,989	82,341	26,805	16.1	63.3	20.6
21(2009)	130,296	21,190	81,656	27,450	16.3	62.7	21.1
22(2010)	130,397	21,348	81,304	27,746	16.4	62.4	21.3
23(2011)	130,441	21,452	81,083	27,907	16.4	62.2	21.4
24(2012)	130,426	21,496	80,125	28,805	16.5	61.4	22.1
25(2013)	130,353	21,476	79,113	29,763	16.5	60.7	22.8
26(2014)	130,222	21,392	78,137	30,693	16.4	60.0	23.6
27(2015)	130,033	21,244	77,404	31,385	16.3	59.5	24.1
28(2016)	129,790	21,039	76,851	31,900	16.2	59.2	24.6
29(2017)	129,496	20,785	76,437	32,273	16.1	59.0	24.9
30(2018)	129,154	20,492	76,139	32,523	15.9	59.0	25.2
31(2019)	128,769	20,170	75,955	32,644	15.7	59.0	25.4
32(2020)	128,345	19,833	75,774	32,738	15.5	59.0	25.5
33(2021)	127,886	19,489	75,645	32,752	15.2	59.2	25.6
34(2022)	127,398	19,151	75,580	32,668	15.0	59.3	25.6
35(2023)	126,885	18,826	75,460	32,599	14.8	59.5	25.7
36(2024)	126,353	18,522	75,286	32,545	14.7	59.6	25.8
37(2025)	125,806	18,247	75,118	32,440	14.5	59.7	25.8
38(2026)	125,246	18,005	74,938	32,304	14.4	59.8	25.8
39(2027)	124,679	17,799	74,710	32,169	14.3	59.9	25.8
40(2028)	124,109	17,634	74,409	32,066	14.2	60.0	25.8
41(2029)	123,541	17,510	74,045	31,986	14.2	59.9	25.9

年次	人口 (単位 1,000人)				割合 (%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成42(2030)年	122,972	17,427	73,551	31,994	14.2	59.8	26.0
43(2031)	122,400	17,383	73,335	31,681	14.2	59.9	25.9
44(2032)	121,827	17,377	72,730	31,720	14.3	59.7	26.0
45(2033)	121,257	17,403	72,100	31,754	14.4	59.5	26.2
46(2034)	120,691	17,456	71,412	31,822	14.5	59.2	26.4
47(2035)	120,132	17,531	70,667	31,933	14.6	58.8	26.6
48(2036)	119,581	17,621	69,857	32,104	14.7	58.4	26.8
49(2037)	119,019	17,718	68,998	32,302	14.9	58.0	27.1
50(2038)	118,447	17,816	68,102	32,528	15.0	57.5	27.5
51(2039)	117,868	17,909	67,239	32,721	15.2	57.0	27.8
52(2040)	117,290	17,989	66,483	32,818	15.3	56.7	28.0
53(2041)	116,715	18,053	65,812	32,850	15.5	56.4	28.1
54(2042)	116,142	18,095	65,235	32,812	15.6	56.2	28.3
55(2043)	115,572	18,112	64,712	32,747	15.7	56.0	28.3
56(2044)	115,003	18,104	64,266	32,633	15.7	55.9	28.4
57(2045)	114,432	18,069	63,872	32,491	15.8	55.8	28.4
58(2046)	113,858	18,008	63,554	32,297	15.8	55.8	28.4
59(2047)	113,281	17,922	63,265	32,094	15.8	55.8	28.3
60(2048)	112,698	17,815	62,991	31,891	15.8	55.9	28.3
61(2049)	112,107	17,691	62,741	31,675	15.8	56.0	28.3
62(2050)	111,510	17,553	62,541	31,416	15.7	56.1	28.2
63(2051)	110,907	17,406	62,402	31,099	15.7	56.3	28.0
64(2052)	110,300	17,255	62,292	30,753	15.6	56.5	27.9
65(2053)	109,688	17,104	62,217	30,368	15.6	56.7	27.7
66(2054)	109,076	16,958	62,174	29,944	15.5	57.0	27.5
67(2055)	108,462	16,822	62,168	29,472	15.5	57.3	27.2
68(2056)	107,858	16,698	62,150	29,010	15.5	57.6	26.9
69(2057)	107,258	16,590	62,111	28,556	15.5	57.9	26.6
70(2058)	106,665	16,502	62,057	28,106	15.5	58.2	26.3
71(2059)	106,084	16,433	61,980	27,671	15.5	58.4	26.1
72(2060)	105,516	16,386	61,871	27,260	15.5	58.6	25.8
73(2061)	104,965	16,360	61,722	26,883	15.6	58.8	25.6
74(2062)	104,432	16,354	61,531	26,547	15.7	58.9	25.4
75(2063)	103,919	16,368	61,295	26,256	15.8	59.0	25.3
76(2064)	103,429	16,400	61,016	26,014	15.9	59.0	25.2
77(2065)	102,965	16,446	60,696	25,823	16.0	58.9	25.1
78(2066)	102,527	16,504	60,343	25,680	16.1	58.9	25.0
79(2067)	102,115	16,570	59,963	25,581	16.2	58.7	25.1
80(2068)	101,728	16,642	59,568	25,519	16.4	58.6	25.1
81(2069)	101,365	16,715	59,166	25,484	16.5	58.4	25.1

年次	人口 (単位 1,000人)				割合 (%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成82(2070)年	101,023	16,785	58,767	25,470	16.6	58.2	25.2
83(2071)	100,700	16,851	58,379	25,469	16.7	58.0	25.3
84(2072)	100,393	16,909	58,010	25,474	16.8	57.8	25.4
85(2073)	100,098	16,957	57,664	25,478	16.9	57.6	25.5
86(2074)	99,815	16,993	57,346	25,476	17.0	57.5	25.5
87(2075)	99,540	17,016	57,059	25,465	17.1	57.3	25.6
88(2076)	99,273	17,025	56,805	25,443	17.1	57.2	25.6
89(2077)	99,011	17,020	56,584	25,407	17.2	57.1	25.7
90(2078)	98,755	17,002	56,397	25,355	17.2	57.1	25.7
91(2079)	98,501	16,972	56,244	25,285	17.2	57.1	25.7
92(2080)	98,249	16,932	56,122	25,196	17.2	57.1	25.6
93(2081)	97,999	16,883	56,030	25,086	17.2	57.2	25.6
94(2082)	97,748	16,828	55,964	24,956	17.2	57.3	25.5
95(2083)	97,496	16,768	55,922	24,806	17.2	57.4	25.4
96(2084)	97,244	16,707	55,899	24,637	17.2	57.5	25.3
97(2085)	96,990	16,647	55,891	24,453	17.2	57.6	25.2
98(2086)	96,737	16,589	55,891	24,256	17.1	57.8	25.1
99(2087)	96,483	16,537	55,896	24,050	17.1	57.9	24.9
100(2088)	96,230	16,491	55,900	23,839	17.1	58.1	24.8
101(2089)	95,980	16,453	55,899	23,627	17.1	58.2	24.6
102(2090)	95,732	16,424	55,889	23,419	17.2	58.4	24.5

資料：厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成4年9月推計）」

第6表 人口動態

区分	人口	出生		死亡		自然増加	
		実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)
昭和15年(1940)	*71,933,000	2,115,867	29.4	1,186,595	16.5	929,272	12.9
22(1947)	*78,101,473	2,678,792	34.3	1,138,238	14.6	1,540,554	19.7
25(1950)	*84,114,574	2,337,507	27.1	904,876	10.8	1,432,631	17.0
30(1955)	*90,076,594	1,730,692	19.4	693,523	7.7	1,037,169	11.5
35(1960)	*94,301,623	1,606,041	17.2	706,599	7.5	899,442	9.5
40(1965)	*99,209,137	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.3
45(1970)	*104,665,171	1,934,239	18.8	712,962	6.8	1,221,277	11.7
50(1975)	*111,939,643	1,901,440	17.1	702,275	6.3	1,199,165	10.7
55(1980)	*117,060,396	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
56(1981)	117,204,000	1,529,455	13.0	720,262	6.1	809,193	6.9
57(1982)	118,008,000	1,515,392	12.8	711,883	6.0	803,509	6.8
58(1983)	118,786,000	1,508,687	12.7	740,038	6.2	768,649	6.5
59(1984)	119,523,000	1,489,780	12.5	740,247	6.2	749,533	6.3
60(1985)	*121,048,923	1,431,577	11.9	752,283	6.3	679,294	5.6
61(1986)	120,946,000	1,382,946	11.4	750,620	6.2	632,326	5.2
62(1987)	121,535,000	1,346,658	11.1	751,172	6.2	595,486	4.9
63(1988)	122,026,000	1,314,006	10.8	793,014	6.5	520,992	4.3
平成元年(1989)	122,460,000	1,246,802	10.2	788,594	6.4	458,208	3.7
2(1990)	*122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
3(1991)	123,102,184	1,223,245	9.9	829,797	6.7	393,448	3.2
4(1992)	123,475,936	1,208,977	9.8	855,436	6.9	353,541	2.9

(注) 1 人口は各年10月1日現在であり、*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和40年以前の人口は総人口
 3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は死亡(実数)の再掲である。4 死産とは妊娠第4月以後のものである。
 実数は件数を示す。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、総務庁統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」

乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率(出生千対)	実数	率(出産千対)	実数	率(出生千対)	実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)
190,509	90.0	102,034	46.0	666,575	9.3	48,556	0.68
205,360	76.7	123,837	44.2	934,170	12.0	79,551	1.02
140,515	60.1	216,974	84.9	108,843	46.6	715,081	8.6	83,689	1.01
68,801	39.8	183,265	95.8	75,918	43.9	714,861	8.0	75,267	0.84
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
33,742	18.5	161,617	81.4	54,904	30.1	954,852	9.7	77,195	0.79
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
19,103	10.0	101,862	50.8	30,513	16.0	941,628	8.5	119,135	1.07
11,841	7.5	77,446	46.8	18,385	11.7	774,702	6.7	141,689	1.22
10,891	7.1	79,222	49.2	16,531	10.8	776,531	6.6	154,221	1.32
9,969	6.6	78,107	49.0	15,303	10.1	781,252	6.6	163,980	1.39
9,406	6.2	71,941	45.5	14,035	9.3	762,552	6.4	179,150	1.51
8,920	6.0	72,361	46.3	12,998	8.7	739,991	6.2	178,746	1.50
7,899	5.5	69,009	46.0	11,470	8.0	735,850	6.1	166,640	1.39
7,251	5.2	65,678	45.3	10,148	7.3	710,962	5.9	166,054	1.37
6,711	5.0	63,834	45.3	9,317	6.9	696,173	5.7	158,227	1.30
6,265	4.8	59,636	43.4	8,508	6.5	707,716	5.8	153,600	1.26
5,724	4.6	55,204	42.4	7,450	6.0	708,316	5.8	157,811	1.29
5,616	4.6	53,892	42.3	7,001	5.7	722,138	5.9	157,608	1.28
5,418	4.4	50,510	39.7	6,544	5.3	742,264	6.0	168,969	1.37
5,470	4.5	48,884	38.9	6,321	5.2	754,442	6.1	179,198	1.45

(日本に定住している外国人を含む)であり昭和45年以降は日本人人口である。2 昭和15年以前、昭和50年以降は沖縄県を含む。
 5 周産期死亡とは、後期(妊婦8月以後)死産と早期新生児(生後1週未満)死亡を合わせたものである。6 婚姻・離婚の

第7表 平均余命（性×特定年齢×年次別）

	昭和22年 (1947)	25~27 (1950 ~1952)	30 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	4 (1992)
男								
歳								
0	50.06	59.57	63.60	67.74	71.73	74.78	75.92	76.09
5	53.61	60.10	62.45	64.57	67.80	70.39	71.45	71.61
10	49.49	55.68	57.89	59.80	62.94	65.47	66.53	66.68
20	40.89	46.43	48.47	50.18	53.27	55.74	56.77	56.91
30	34.23	38.10	39.70	40.90	43.78	46.16	47.16	47.29
40	26.88	29.65	30.85	31.73	34.41	36.63	37.58	37.70
50	19.44	21.54	22.41	23.00	25.56	27.56	28.40	28.51
60	12.83	14.36	14.97	15.20	17.38	19.34	20.01	20.08
70	7.93	8.82	9.13	8.99	10.53	12.00	12.66	12.78
80	4.62	5.04	5.25	4.81	5.70	6.51	6.88	6.94
85	3.46	3.72	3.90	3.51	4.14	4.64	4.93	4.86
90	3.28	3.51	3.30
95~	2.18
女								
歳								
0	53.96	62.97	67.75	72.92	76.89	80.48	81.90	82.22
5	57.45	63.28	66.41	69.47	72.78	76.03	77.37	77.67
10	53.31	58.82	61.78	64.62	67.87	71.08	72.42	72.72
20	44.87	49.58	52.25	54.85	58.04	61.20	62.54	62.84
30	37.95	41.20	43.25	45.31	48.35	51.41	52.73	53.03
40	30.39	32.77	34.34	35.91	38.76	41.72	43.00	43.29
50	22.64	24.47	25.70	26.85	29.46	32.28	33.51	33.79
60	15.39	16.81	17.72	18.42	20.68	23.24	24.39	24.67
70	9.41	10.34	10.95	11.09	12.78	14.89	15.87	16.13
80	5.09	5.64	6.12	5.80	6.76	8.07	8.72	8.88
85	3.58	3.97	4.42	4.19	4.79	5.60	6.10	6.11
90	3.82	4.18	3.98
95~	2.47

(注) 1 0歳の平均余命を「平均寿命」とよんでいる。
 2 平成2年までは完全生命表による。昭和40年以前は、沖縄県を除く値である。
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「完全生命表」、「平成4年簡易生命表」

第8表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移

死 因 名	昭和25年 (1950)	30 (1955)	35 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
悪性新生物	77.4	87.1	100.4	108.4	116.3	122.6	139.1	156.1	177.2	181.7	187.7
心 疾 患	64.2	60.9	73.2	77.0	86.7	89.2	106.2	117.3	134.8	137.2	142.0
脳血管疾患	127.1	136.1	160.7	175.8	175.8	156.7	139.5	112.2	99.4	96.2	95.5
肺炎及び 気管支炎	93.2	48.3	49.3	37.3	34.1	33.7	33.7	42.7	60.7	62.0	65.0
不慮の事故 及び有害作用	39.5	37.3	41.7	40.9	42.5	30.3	25.1	24.6	26.2	26.9	27.9
自 殺	19.6	25.2	21.6	14.7	15.3	18.0	17.7	19.4	16.4	16.1	16.7
慢性肝疾患 及び肝硬変	6.8	8.6	9.7	10.0	12.5	13.6	14.2	14.3	13.7	13.7	13.8
結 核	146.4	52.3	34.2	22.8	15.4	9.5	5.5	3.9	3.0	2.7	2.7

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第9表 年次別死因順位及び死亡率

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和10年(1935)	全結核	190.8	肺炎及び 気管支炎	186.7	胃腸炎	173.2	脳血管疾患	165.4	老衰	114.0
15(1940)	全結核	212.9	肺炎及び 気管支炎	185.8	脳血管疾患	177.7	胃腸炎	159.2	老衰	124.5
22(1947)	全結核	187.2	肺炎及び 気管支炎	174.8	胃腸炎	136.8	脳血管疾患	129.4	老衰	100.3
25(1950)	全結核	146.4	脳血管疾患	127.1	肺炎及び 気管支炎	93.2	胃腸炎	82.4	悪性新生物	77.4
30(1955)	脳血管疾患	136.1	悪性新生物	87.1	老衰	67.1	心疾患	60.9	全結核	52.3
35(1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び 気管支炎	49.3
40(1965)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	108.4	心疾患	77.0	老衰	50.0	不慮の事故	40.9
45(1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
50(1975)	脳血管疾患	156.7	悪性新生物	122.6	心疾患	89.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	不慮の事故	30.3
55(1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	老衰	27.6
60(1985)	悪性新生物	156.1	心疾患	117.3	脳血管疾患	112.2	肺炎及び 気管支炎	42.7	不慮の事故 及び有害作用	24.6
平成2年(1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び 気管支炎	60.7	不慮の事故 及び有害作用	26.2
3(1991)	悪性新生物	181.7	心疾患	137.2	脳血管疾患	96.2	肺炎及び 気管支炎	62.0	不慮の事故 及び有害作用	26.9
4(1992)	悪性新生物	187.7	心疾患	142.0	脳血管疾患	95.5	肺炎及び 気管支炎	65.0	不慮の事故 及び有害作用	27.9

(注) 死亡率は、人口10万対の率である
資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第10表 世帯数(世帯業態別)

区 分	昭和63年(1988)	平成元年(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)
	推計数(千世帯)	39,028	39,417	40,273	40,506
総数	39,028	39,417	40,273	40,506	41,210
雇用者・自営業者等の世帯	35,892	36,182	36,995	37,416	38,072
常雇者世帯	23,098	23,363	23,448	23,868	24,217
臨時雇用者世帯	477	486	626	632	445
日雇労働者世帯	360	347	385	315	201
自営業者世帯	5,746	5,688	5,750	5,663	5,735
その他の世帯	6,211	6,298	6,786	6,938	7,474
農耕世帯	3,136	3,235	3,278	3,090	3,138
構成割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	92.0	91.8	91.9	92.4	92.4
常雇者世帯	59.2	59.3	58.2	58.9	58.8
臨時雇用者世帯	1.2	1.2	1.6	1.6	1.1
日雇労働者世帯	0.9	0.9	1.0	0.8	0.5
自営業者世帯	14.7	14.4	14.3	14.0	13.9
その他の世帯	15.9	16.0	16.8	17.1	18.1
農耕世帯	8.0	8.2	8.1	7.6	7.6

(注) 1 臨時雇用者世帯：1月以上1年未満の契約の雇用者世帯
2 日雇労働者世帯：日々又は1月未満の契約の雇用者世帯
資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移

年次	総数	被保護世帯	国保加入世帯	被用者保険加入世帯	国保・被用者保険加入世帯	その他の世帯
		推計数(単位：千世帯)				
昭和30年('55)	18,963	479	4,260	8,090		6,135
35('60)	22,476	427	8,362	11,700		1,987
40('65)	25,940	364	8,746	12,874	3,153	802
45('70)	29,887	423	9,460	15,552	3,978	473
50('75)	32,877	414	9,867	18,218	3,870	509
55('80)	35,338	440	11,488	18,642	4,410	358
60('85)	37,226	474	11,803	19,234	5,301	414
平成2年('90)	40,273	407	12,575	20,644	6,111	535
3('91)	40,506	404	12,676	20,791	6,022	613
4('92)	41,210	378	12,704	21,178	6,550	400
		構成割合(単位：%)				
昭和30年('55)	100.0	2.5	22.5	42.7		32.4
35('60)	100.0	1.9	37.2	52.1		8.8
40('65)	100.0	1.4	33.7	49.6	12.2	3.1
45('70)	100.0	1.4	31.7	52.0	13.3	1.6
50('75)	100.0	1.3	30.0	55.4	11.8	1.6
55('80)	100.0	1.2	32.5	52.8	12.5	1.0
60('85)	100.0	1.3	31.7	51.7	14.2	1.1
平成2年('90)	100.0	1.0	31.2	51.3	15.2	1.3
3('91)	100.0	1.0	31.3	51.3	14.9	1.5
4('92)	100.0	0.9	30.8	51.4	15.9	1.0

(注) 1 国保加入世帯 被保護世帯以外の世帯で国民健康保険の被保険者がいて、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯。
2 被用者保険加入世帯 被保護世帯以外の世帯で健康保険・船員保険・共済組合の被保険者・組合員又はその被扶養者が1人以上いる世帯。
資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

年次	総数	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
昭和40年('65)	25,940	799	335		24,806
45 ('70)	29,887	1,196	369		28,321
50 ('75)	32,877	1,619	371	64	30,823
55 ('80)	35,338	2,424	452	97	32,365
60 ('85)	37,226	3,110	506	99	33,511
平成2年('90)	40,273	4,195	540	102	35,435
3 ('91)	40,506	4,711	534	95	35,166
4 ('92)	41,210	4,881	478	86	35,765
構成割合 (単位：%)					
昭和40年('65)	100.0	3.1	1.3		95.6
45 ('70)	100.0	4.0	1.2		94.8
50 ('75)	100.0	4.9	1.1	0.2	93.8
55 ('80)	100.0	6.9	1.3	0.3	91.6
60 ('85)	100.0	8.4	1.4	0.3	90.0
平成2年('90)	100.0	10.4	1.3	0.3	88.0
3 ('91)	100.0	11.6	1.3	0.2	86.8
4 ('92)	100.0	11.8	1.2	0.2	86.8

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

年次	総数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	平均世帯人員
昭和40年('65)	25,940	4,627	3,208	4,076	5,159	3,941	4,929	3.75
45 ('70)	29,887	5,542	4,318	5,180	7,004	3,947	3,896	3.45
50 ('75)	32,877	5,991	5,078	5,982	8,175	4,205	3,446	3.35
55 ('80)	35,338	6,402	5,983	6,274	9,132	4,280	3,268	3.28
60 ('85)	37,226	6,850	6,895	6,569	9,373	4,522	3,017	3.22
平成2年('90)	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05
3 ('91)	40,506	8,597	8,610	7,414	8,797	4,172	2,916	3.04
4 ('92)	41,210	8,974	9,072	7,595	8,646	4,047	2,875	2.99
構成割合 (単位：%)								
昭和40年('65)	100.0	17.8	12.4	15.6	19.9	15.2	19.0	・
45 ('70)	100.0	18.5	14.4	17.3	23.4	13.2	13.0	・
50 ('75)	100.0	18.2	15.4	18.2	24.9	12.8	10.5	・
55 ('80)	100.0	18.1	16.9	17.8	25.8	12.1	9.2	・
60 ('85)	100.0	18.4	18.5	17.6	25.2	12.1	8.1	・
平成2年('90)	100.0	21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	・
3 ('91)	100.0	21.2	21.3	18.3	21.7	10.3	7.2	・
4 ('92)	100.0	21.8	22.0	18.4	21.0	9.8	7.0	・

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

年次	総数	単身世帯			核家族世帯				三世帯世帯	その他の世帯
		総数	住み込み寄宿舍等	その他	総数	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	片親と未婚の子のみの世帯		
推計数 (単位：千世帯)										
昭和40年('65)	25,940	4,627	2,550	2,076	14,241	2,234	12,007		7,074	
45 ('70)	29,887	5,542	2,514	3,028	17,028	3,196	12,301	1,531	5,739	1,577
50 ('75)	32,877	5,991	2,248	3,743	19,304	3,877	14,043	1,385	5,548	2,034
55 ('80)	35,338	6,402	1,643	4,759	21,318	4,619	15,220	1,480	5,714	1,904
60 ('85)	37,226	6,850	1,647	5,204	22,744	5,423	15,604	1,718	5,672	1,959
平成2年('90)	40,273	8,446	1,664	6,782	24,154	6,695	15,398	2,060	5,428	2,245
3 ('91)	40,506	8,597	1,592	7,005	24,150	6,715	15,333	2,102	5,541	2,218
4 ('92)	41,210	8,974	1,636	7,338	24,317	7,071	15,247	1,998	5,390	2,529
構成割合 (単位：%)										
昭和40年('65)	100.0	17.8	9.8	8.0	54.9	8.6	46.3		27.3	
45 ('70)	100.0	18.5	8.4	10.1	57.0	10.7	41.2	5.1	19.2	5.3
50 ('75)	100.0	18.2	6.8	11.4	58.7	11.8	42.7	4.2	16.9	6.2
55 ('80)	100.0	18.1	4.6	13.5	60.3	13.1	43.1	4.2	16.2	5.4
60 ('85)	100.0	18.4	4.4	14.0	61.1	14.6	41.9	4.6	15.2	5.3
平成2年('90)	100.0	21.0	4.1	16.8	60.0	16.6	38.2	5.1	13.5	5.6
3 ('91)	100.0	21.2	3.9	17.3	59.6	16.6	37.9	5.2	13.7	5.5
4 ('92)	100.0	21.8	4.0	17.8	59.0	17.2	37.0	4.8	13.1	6.1

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移

年次	全世帯数	65歳以上の者のいる世帯								
		総数	全世帯に占める割合 (%)	単身世帯	夫婦のみの世帯			片親(片親)と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯
					総数	一方が65歳未満の世帯	ともに65歳以上の世帯			
推計数 (単位：千世帯)										
昭和50年('75)	32,877	7,118	21.7	611	931	683	3,871	1,023
55 ('80)	35,338	8,495	24.0	910	1,379	657	722	891	4,254	1,062
60 ('85)	37,226	9,400	25.3	1,131	1,795	799	996	1,012	4,313	1,150
平成2年('90)	40,273	10,816	26.9	1,613	2,314	914	1,400	1,275	4,270	1,345
3 ('91)	40,506	11,613	28.7	1,816	2,572	901	1,671	1,392	4,472	1,361
4 ('92)	41,210	11,884	28.8	1,865	2,706	1,002	1,704	1,439	4,348	1,527
構成割合 (単位：%)										
昭和50年('75)	・	100.0	・	8.6	13.1	9.6	54.4	14.4
55 ('80)	・	100.0	・	10.7	16.2	7.7	8.5	10.5	50.1	12.5
60 ('85)	・	100.0	・	12.0	19.1	8.5	10.6	10.8	45.9	12.2
平成2年('90)	・	100.0	・	14.9	21.4	8.4	12.9	11.8	39.5	12.4
3 ('91)	・	100.0	・	15.6	22.1	7.8	14.4	12.0	38.5	11.7
4 ('92)	・	100.0	・	15.7	22.8	8.4	14.3	12.1	36.6	12.8

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第2節 社会保障関係総費用

第16表 社会保障関係総費用の推移

(単位 百万円)

区		分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
実支出	広義の社会保障	公 的 扶 助	1,493,120	1,433,683	1,395,873	1,351,510	1,345,393
		社 会 福 祉	2,045,347	2,093,404	2,242,570	2,428,482	2,587,988
		社 会 保 険	35,723,074	37,400,928	39,766,811	42,136,524	44,877,769
		公 衆 衛 生 及 び 医 療	2,914,397	2,641,661	2,703,576	2,819,249	2,960,681
		老 人 保 健	4,913,480	5,248,522	5,655,098	6,036,690	6,532,778
	小 計	43,683,088	45,313,536	47,983,995	51,094,379	54,108,918	
	社関連保制度	恩 給	1,961,443	1,930,548	1,895,192	1,871,064	1,857,190
		戦 争 犠 牲 者 援 護	351,910	377,078	398,852	361,995	351,650
		累 計	45,986,441	47,621,162	50,258,039	53,327,438	56,317,758
	社関連保制度	住 宅 等	282,605	242,364	246,553	458,994	487,134
雇 用 (失 業) 対 策		104,034	99,389	88,526	84,967	79,490	
小 計		386,639	341,753	335,079	543,961	566,624	
社会保障及び関連制度合計			46,383,080	47,962,915	50,593,118	53,871,399	56,884,382

実収入	広義の社会保障	公 的 扶 助	1,493,120	1,433,683	1,395,873	1,351,510	1,345,393
		社 会 福 祉	2,064,034	2,106,145	2,245,909	2,435,358	2,597,813
		社 会 保 険	44,951,008	48,675,949	52,151,617	56,699,506	61,075,774
		公 衆 衛 生 及 び 医 療	2,925,423	2,641,933	2,703,867	2,819,558	2,961,133
		老 人 保 健	5,054,008	5,268,886	5,691,036	6,197,719	6,516,893
	小 計	53,076,263	56,621,479	60,388,369	67,495,221	70,301,315	
	社関連保制度	恩 給	1,961,443	1,930,548	1,895,192	1,871,064	1,857,190
		戦 争 犠 牲 者 援 護	351,910	377,078	398,852	361,995	351,650
		累 計	55,389,616	58,929,105	62,682,413	67,728,280	72,510,155
	社関連保制度	住 宅 等	282,605	242,364	246,553	458,994	487,134
雇 用 (失 業) 対 策		104,034	99,389	88,526	84,967	79,490	
小 計		386,639	341,753	335,079	543,961	566,624	
社会保障及び関連制度合計			55,776,255	59,270,858	63,017,492	68,272,241	73,076,779

(注) 実支出、実収入の「小計」、「累計」、「社会保障及び関連制度合計」の数値は老人保健拠出金が「社会保険」と「老人保健」で重複しているため、重複相当分を控除して計上した。

第17表 社会保障関係国庫負担の推移

(単位 百万円)

区		分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
広義の社会保障	狭義の社会保障	公 的 扶 助	1,050,136	1,013,204	1,053,828	1,016,408	1,011,548
		社 会 福 祉	1,169,068	1,167,427	1,238,292	1,326,445	1,414,880
		社 会 保 険	7,218,392	8,794,802	9,057,198	8,026,168	8,597,697
		公 衆 衛 生 及 び 医 療	1,645,353	1,547,037	1,609,958	1,712,047	1,797,306
		老 人 保 健	965,179	1,034,469	1,111,762	1,212,503	1,300,312
	小 計	12,048,128	13,556,939	14,071,038	13,293,571	14,121,743	
	恩給 戦争犠牲者援護 累計	給	1,945,329	1,914,903	1,880,250	1,856,973	1,843,781
		援 護	351,910	376,151	398,154	361,157	350,058
		計	14,345,367	15,847,993	16,349,442	15,511,701	16,315,582
		住 宅 等	282,605	242,364	246,553	262,806	275,029
雇 用 (失 業) 対 策		60,579	60,508	52,835	47,394	43,817	
小 計	343,184	302,872	299,388	310,200	318,846		
社会保障及び関連制度合計			14,688,551	16,150,865	16,648,830	15,821,901	16,634,428

第18表 社会保障関係総費用と国民所得及び国家財政との比較

(単位 %)

区		分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
社国 会保 障得 に占 める 費用 割合 の合	狭義の社会保障	実支出	15.5	15.1	15.0	14.9	15.1
		実収入	18.8	18.9	18.9	19.7	19.6
	広義の社会保障	実支出	16.3	15.9	15.7	15.5	15.7
		実収入	19.7	19.7	19.6	19.7	20.2
	社会保障及び関連 制度合計	実支出	16.5	16.0	15.8	15.7	15.8
		実収入	19.8	19.8	19.7	19.9	20.4
国国 庫家 庫財 政に 占	狭義の社会保障	20.9	22.1	21.4	19.2	20.0	
	広義の社会保障	24.8	25.8	24.8	22.4	23.1	
	社会保障及び関連制度合計	25.4	26.3	25.3	22.8	23.6	

(注) 1 国民所得は経済企画庁「国民経済計算年報」による。
2 国家財政は一般会計決算額を用いた。

第19表 平成3年度社会保障関係総費用(決算)(事項小分類、実収入、実支出の種類別)

(単位 百万円)

区 分	実		支	
	医療給付費	その他給付費	施設整備費	施設運営費
I 公 的 扶 助	745,572	562,947	3,128	—
1 生 活 保 護	745,572	562,947	3,128	—
II 社 会 福 祉	34,813	867,012	225,841	95,842
2 身 体 障 害 者 福 祉	7,610	24,254	11,525	3,480
3 精 神 障 害 者 福 祉	—	34	19,450	2,387
4 老 人 福 祉	—	151,949	108,497	2,501
6 児 童 福 祉	15,663	41,518	24,374	22,495
7 心 身 障 害 児 等 対 策	9,672	163,845	2,939	47,583
8 児 童 扶 養 手 当 金	—	247,243	—	—
9 児 童 子 衛 生 手 当 金	—	137,896	391	4
10 母 子 及 び 寡 婦 食 糧 福 祉	1,664	17,902	44	—
11 学 校 給 食 福 祉	—	4,494	—	—
12 国 立 更 生 給 援 機 関	—	38,180	871	—
13 災 害 救 護 機 関	204	874	1,607	6,151
14 災 害 救 護 機 関	—	9,932	—	—
15 そ の 他 の 社 会 保 険	—	28,891	56,143	11,241
III 社 会 保 険	11,845,123	25,914,134	314,920	149,470
IV 公 衆 衛 生 及 び 医 療	165,233	67,973	2,117,228	527,320
34 結 核 生 活 対 策	38,558	663	—	—
35 精 神 衛 生 事 業	62,437	—	3,024	2,683
36 伝 染 病 防 止 策	330	376	—	30
37 保 健 子 供 防 護	—	1,825	398	—
38 上 水 道 等 施 設 整 備	—	2,393	8,307	—
39 一 般 廃 棄 物 施 設 整 備	—	—	338,329	—
40 下 水 道 施 設 整 備	—	—	213,662	—
41 公 道 害 害 施 設 整 備	—	—	1,325,481	—
42 公 道 害 害 施 設 整 備	39,919	57,708	—	—
43 国 立 医 療 機 関 整 備	—	—	221,408	—
44 国 立 医 療 機 関 整 備	1,537	3,269	—	491,928
45 そ の 他 の 公 衆 衛 生 及 び 医 療	22,452	1,739	6,619	32,679
V 老 人 保 健 事 業	6,472,639	14,112	4,918	—
46 医 療 以 外 の 保 健 事 業	6,409,994	—	—	—
47 医 療 以 外 の 保 健 事 業	62,645	14,112	4,918	—
狭 義 の 社 会 保 障 (I ~ V)	19,263,380	27,426,178	2,666,035	772,632
VI 恩 給 給 付	—	1,849,146	—	—
48 文 官 恩 給	—	102,205	—	—
49 地 方 公 務 員 恩 給	—	163,980	—	—
50 旧 軍 人 恩 給	—	1,567,295	—	—
51 そ の 他 の 恩 給	—	15,666	—	—
VII 戦 争 犠 牲 者 援 護 等	27,463	316,758	1,988	1,480
52 戦 争 犠 牲 者 援 護 等	—	216,051	—	—
53 戦 争 傷 害 者 医 療 等	2,997	1,935	—	—
54 原 爆 傷 害 者 医 療 等	24,461	98,401	1,988	1,480
55 そ の 他 の 戦 争 犠 牲 者 援 護	5	371	—	—
広 義 の 社 会 保 障 (I ~ VII)	19,290,843	29,592,082	2,668,023	774,112
VIII 住 宅 建 設 良 入 策	—	—	487,134	—
56 第 一 種 公 営 住 宅 建 設	—	—	205,907	—
57 第 二 種 公 営 住 宅 建 設	—	—	160,262	—
58 住 宅 地 区 改 善	—	—	120,777	—
59 電 気 導 入 策	—	—	188	—
IX 雇 用 (失 業) 対 策	—	9,269	202	5,554
60 失 業 高 年 齢 者 就 職 促 進	—	—	—	—
61 炭 鉱 離 職 者 援 護 策	—	7,244	—	5,500
62 そ の 他 の 雇 用 対 策	—	2,025	57	54
63 社 会 保 障 関 連 制 度 (VIII ~ IX)	—	—	145	—
社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計 (I ~ IX)	19,290,843	29,601,351	3,155,359	779,666

(注) 老人保健拠出金の「III社会保険」と「V老人保健」での重複相当額は控除(実支出・実収入とも)して計上した。(「III社

出			実 収 入			
事 務 費	そ の 他	合 計	国 庫 負 担	地 方 負 担	そ の 他	合 計
33,746	—	1,345,393	1,011,548	333,845	—	1,345,393
33,746	—	1,345,393	1,011,548	333,845	—	1,345,393
1,351,642	12,838	2,587,988	1,414,880	1,066,800	116,133	2,597,813
88,204	1,569	136,642	70,001	66,641	—	136,642
229,960	—	251,831	126,061	125,770	—	251,831
461,740	10,782	735,470	366,115	369,355	—	735,470
527,223	469	631,743	312,543	319,200	—	631,743
6,057	—	230,095	181,878	48,217	—	230,095
3,413	—	250,656	214,741	35,915	—	250,656
7,704	9	146,004	27,750	11,946	116,133	155,829
68	—	19,678	6,853	12,825	—	19,678
374	—	4,867	3,156	1,711	—	4,867
—	—	39,051	19,913	19,138	—	39,051
—	—	8,836	8,836	—	—	8,836
—	—	9,932	5,706	4,226	—	9,932
26,899	9	123,183	71,327	51,856	—	123,183
1,061,211	(5,592,912)	(4,877,769)	8,597,697	2,064,362	50,413,714	61,075,774
81,707	1,221	2,960,681	1,797,306	1,083,075	80,752	2,961,133
808	—	40,029	29,504	10,525	—	40,029
1,801	—	69,945	42,522	27,423	—	69,945
45	—	781	776	5	—	781
925	—	3,148	1,222	1,926	—	3,148
30,128	—	40,828	30,298	10,530	—	40,828
73	—	338,402	132,929	205,473	—	338,402
181	840	214,683	70,712	143,971	—	214,683
—	—	1,325,481	702,759	622,722	—	1,325,481
8,217	360	106,204	25,004	1,738	79,462	106,204
—	—	221,408	213,429	7,979	—	221,408
—	—	496,733	492,094	4,639	—	496,733
39,529	21	103,039	56,057	46,144	1,290	103,491
41,110	—	6,532,778	1,300,312	690,776	4,525,805	6,516,893
17,510	—	6,427,503	1,261,839	623,974	4,525,805	6,411,618
23,600	—	105,275	38,473	66,802	—	105,275
2,569,416	1,411,280	54,108,918	14,121,743	5,238,858	50,940,713	70,301,315
8,044	—	1,857,190	1,843,781	13,409	—	1,857,190
488	—	102,693	89,284	13,409	—	102,693
—	—	163,980	163,980	—	—	163,980
7,546	—	1,574,841	1,574,841	—	—	1,574,841
10	—	15,676	15,676	—	—	15,676
3,962	—	351,650	350,058	1,592	—	351,650
731	—	216,782	216,782	—	—	216,782
96	—	5,028	5,028	—	—	5,028
1,767	—	128,097	126,505	1,592	—	128,097
1,368	—	1,743	1,743	—	—	1,743
2,581,422	1,411,280	56,317,758	16,315,582	5,253,859	50,940,713	72,510,155
—	—	487,134	275,029	212,105	—	487,134
—	—	205,907	98,250	107,657	—	205,907
—	—	160,262	107,653	52,609	—	160,262
—	—	120,777	69,067	51,710	—	120,777
—	—	188	59	129	—	188
2,342	62,122	79,490	43,817	35,673	—	79,490
984	22,058	23,042	12,734	10,308	—	23,042
—	36,273	49,018	25,329	23,689	—	49,018
611	3,791	6,538	5,728	810	—	6,538
747	—	892	452	440	—	892
2,342	62,122	566,624	318,846	247,778	—	566,624
2,583,764	1,473,402	56,884,382	16,634,428	5,501,637	50,940,713	73,076,779

会保険」の実支出の「その他」、「合計」欄の()内の数値は、老人保健拠出金を含めたものである。

第20表 平成3年度社会保険収支(決算)(保険の種類、収入、支出の種類別)

(単位 百万円)

区分	実 支 出								実 国庫負担
	医療 給付費	その他 給付費	施設 整備費	施設 運営費	事務費	拠出金	その他	合 計	
社会保険合計	11,845,123	25,914,134	314,920	149,470	1,061,211	4,195,691	1,397,221	(40,682,078) 44,877,769	8,597,697
16 政府管掌 健康保険	3,429,220	383,990	26,897	48,694	67,506	1,534,356	85,400	5,576,063	956,567
17 組管管掌 健康保険	2,615,167	367,839	78,486	59,483	120,002	1,328,350	114,579	4,683,906	5,216
19 国民健康保険	4,487,899	65,936	50,002	—	228,469	1,433,030	251,665	6,517,002	2,621,794
20 厚生年金保険	—	11,330,796	57,734	113	129,255	4,840,410	1,708,429	18,066,736	2,412,914
21 厚生年金基金	—	592,706	—	8,717	51,876	—	115,945	769,244	31,391
22 国民年金	—	4,934,161	9,508	—	165,478	0	3,134,231	8,243,378	1,497,919
23 農業者年金 基金	—	242,263	—	—	4,986	—	1,535	248,783	104,078
24 雇用保険	—	1,169,627	73,537	24,641	159,315	—	111,122	1,538,242	250,034
25 政府職員等失 業者退職手当	—	1,258	—	—	6	—	—	1,264	1,264
26 労働者災害 補償保険	265,793	683,751	17,488	7,278	90,202	—	66,886	1,131,397	1,307
27 公務災害補償	11,613	17,503	—	—	428	—	1	29,545	—
28 船員保険	38,871	25,012	1,268	544	3,198	15,584	938	85,414	5,967
29 国家公務員等 共済組合 (各省各庁組合)	205,985	1,368,258	—	—	6,776	599,611	15,510	2,196,140	642,974
30 国家公務員等 共済組合 (適用法人組合)	104,537	1,216,938	—	—	3,910	282,979	6,107	1,614,470	612
31 地方公務員等 共済組合	607,651	3,138,557	—	—	23,275	1,734,417	496,167	6,000,067	—
32 私立学校教職 員共済組合	78,387	118,705	—	—	3,520	165,261	2,297	368,170	25,094
33 農林漁業団体 職員共済組合	—	256,834	—	—	3,009	170,200	305	430,348	40,566

(注) 1 「21 厚生年金保険」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」
 2 「22 国民年金」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」には、
 3 「社会保険合計」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」には、
 4 「社会保険合計」のうち、実支出の「合計」の()内の数字は、老人保健拠出金を控除した額である。

地 方 担 負	収 入				実収入と 実支出の 差 額	実支出以外の支出		実収入以外の収入		
	保 険 料	運 用 入	そ の 他	合 計		借 入 金 還 償	積 立 金 等 入 継	借 入 金 受	積 立 金 入	前 年 度 繰 入 金 受 入
2,064,362	40,362,590	8,698,358	1,352,766	61,075,774	16,198,005	1,464,547	19,705,816	1,479,378	497,433	2,995,547
—	4,913,047	—	62,086	5,931,700	355,637	1,463,934	370,931	1,479,228	—	—
—	4,581,709	—	349,379	4,936,304	252,398	613	394,366	150	62,657	79,774
393,799	2,804,128	—	786,899	6,606,620	89,618	—	401,965	—	34,535	277,812
—	14,214,107	4,665,221	3,912,345	25,204,587	7,137,851	—	7,137,851	—	—	—
—	2,489,535	1,492,806	12,032	4,025,763	3,256,519	—	3,266,482	—	—	9,963
—	1,450,501	276,223	5,791,042	9,015,686	772,308	—	1,793,198	—	—	1,020,890
—	72,239	23,283	47	199,647	△ 49,136	—	—	—	—	49,136
—	2,066,925	204,449	7,472	2,528,879	990,637	—	1,013,166	—	—	22,529
—	—	—	—	1,264	0	—	—	—	—	—
—	1,703,662	126,291	13,829	1,845,090	713,693	—	1,115,528	—	400,241	1,594
—	29,411	—	1,167	30,577	1,032	—	1,032	—	—	—
—	100,721	2,935	4,218	113,840	28,426	—	28,426	—	—	—
—	1,067,757	344,433	531,082	2,586,247	390,107	—	390,107	—	—	—
—	1,204,793	127,316	440,334	1,773,056	158,586	—	158,586	—	—	—
1,663,139	3,138,257	1,240,998	1,812,399	7,854,795	1,854,728	—	1,964,061	—	—	109,333
7,424	287,117	104,599	106,481	530,715	162,545	—	162,545	—	—	—
—	238,681	89,804	144,354	513,404	83,056	—	1,507,572	—	—	1,424,516

には、制度間調整対象給付に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。
 基礎年金給付等に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。
 退職者給付拠出金、日雇拠出金並びに基礎年金給付等に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。

第21表 社会保障関係総費用(実支出)の推移(事項小分類別)

(単位 百万円)

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
I	公 的 扶 助					
1	生 活 保 護	1,493,120	1,433,683	1,395,873	1,351,510	1,345,393
II	社 会 福 祉	2,045,347	2,093,404	3,242,570	2,428,482	2,587,988
2	身 体 障 害 者 福 祉	97,350	104,707	115,568	127,134	136,642
3	精 神 薄 弱 者 福 祉	151,777	175,366	195,916	227,431	251,831
4	老 人 福 祉	473,742	506,520	573,421	646,150	735,470
6	児 童 福 祉	554,986	549,313	573,254	614,558	631,743
7	心 身 障 害 児 等 対 策	192,360	195,063	209,239	224,285	230,095
8	児 童 扶 養 手 当	251,408	250,243	249,281	251,465	250,656
9	児 童 手 当	153,212	155,476	152,411	146,403	146,004
10	母 子 衛 生	16,008	16,885	19,693	20,668	19,678
11	母 子 及 び 寡 婦 福 祉	5,508	5,176	4,701	4,332	4,867
12	学 校 給 食 等	38,536	42,573	41,941	40,492	39,051
13	国 立 更 生 援 護 機 関	9,688	7,829	7,161	7,980	8,836
14	災 害 救 助	1,299	458	338	1,640	9,932
15	そ の 他 の 社 会 福 祉	99,473	83,795	99,646	115,944	123,183
III	社 会 保 険	35,723,074	37,400,928	39,766,811	42,136,524	44,877,769
16	政 府 管 掌 健 康 保 険	4,317,807	4,465,583	4,690,135	5,147,694	5,576,063
17	組 合 管 掌 健 康 保 険	3,659,609	3,873,842	4,057,880	4,367,805	4,683,906
19	国 民 健 康 保 険	5,749,290	5,960,991	6,294,770	6,301,036	6,517,002
20	厚 生 年 金 保 険	12,226,016	12,596,834	13,378,621	16,238,356	18,066,736
21	厚 生 年 金 基 金	448,494	514,597	607,413	722,164	769,244
22	国 民 年 金	6,740,178	6,840,964	6,961,318	7,733,111	8,243,378
23	農 業 者 年 金 基 金	226,391	238,371	246,363	252,857	248,783
24	雇 用 保 険	1,604,891	1,600,290	1,624,599	1,509,704	1,538,242
25	政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当	1,705	1,585	1,482	1,304	1,264
26	勞 働 者 災 害 補 償 保 険	1,008,613	1,021,722	1,057,132	1,087,774	1,131,397
27	公 務 災 害 補 償	26,415	26,313	26,700	27,761	29,545
28	船 員 保 険	104,922	101,050	93,370	87,739	85,414
29	国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (各 省 各 庁 組 合)	1,538,796	1,632,795	1,740,288	2,016,625	2,196,140
30	国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適 用 法 人 組 合)	1,387,032	1,399,391	1,413,102	1,542,368	1,614,470
31	地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	3,871,396	4,067,757	4,360,979	5,329,294	6,000,067
32	私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	205,700	222,682	238,308	324,272	368,170
33	農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	250,159	268,866	289,091	380,117	430,348
IV	公 衆 衛 生 及 び 医 療	2,914,397	2,641,661	2,703,576	2,819,249	2,960,681
34	結 核 対 策	53,421	43,855	41,310	42,100	40,029

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
35	精 神 衛 生 事 業	83,966	79,846	75,982	75,768	69,945
36	ら い 子 防 対 策	823	823	799	792	781
37	伝 染 病 予 防	2,564	2,779	2,882	2,857	3,148
38	保 健 所	36,330	40,459	39,447	39,493	40,828
39	上 水 道 等 施 設 整 備	397,952	326,556	322,119	321,786	338,402
40	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	199,733	185,542	191,064	195,994	214,683
41	下 水 道 施 設 整 備	1,459,603	1,224,167	1,238,103	1,241,428	1,325,481
42	公 害 対 策	110,934	115,803	114,446	108,179	106,204
43	国 公 立 医 療 機 関 整 備	187,021	210,922	213,559	232,962	221,408
44	国 公 立 医 療 機 関 運 営	304,917	337,675	384,792	473,109	496,733
45	そ の 他 の 公 衆 衛 生 及 び 医 療	77,133	73,240	79,073	84,781	103,039
V	老 人 保 健	4,913,480	5,248,522	5,655,098	6,036,690	6,532,778
46	医 療	4,843,907	5,173,066	5,573,000	5,943,236	6,427,503
47	医 療 以 外 の 保 健 事 業	69,573	75,456	82,098	93,454	105,275
	狭 義 の 社 会 保 障 (I~V)	43,683,088	45,313,536	47,963,995	51,094,379	54,108,918
VI	恩 給	1,961,443	1,930,548	1,895,192	1,871,064	1,857,190
48	文 官 恩 給	119,579	116,111	110,449	105,524	102,693
49	地 方 公 務 員 恩 給	191,523	190,272	182,856	169,071	163,980
50	旧 軍 人 遺 族 恩 給	1,632,882	1,607,503	1,585,624	1,580,089	1,574,841
51	そ の 他 の 恩 給	17,459	16,662	16,263	16,380	15,676
VII	戦 争 犠 牲 者 援 護	351,910	377,078	398,852	361,995	351,650
52	戦 没 者 遺 族 年 金 等	233,949	256,024	274,146	233,785	216,782
53	戦 傷 病 者 医 療 等	5,822	5,593	5,489	5,279	5,028
54	原 爆 医 療 等	110,706	113,779	117,459	121,090	128,097
55	そ の 他 の 戦 争 犠 牲 者 援 護	1,433	1,682	1,758	1,841	1,743
	広 義 の 社 会 保 障 (I~VII)	43,996,441	47,621,162	50,258,039	53,327,438	56,317,758
VIII	住 宅 等	282,605	242,364	246,553	458,994	487,134
56	第 一 種 公 営 住 宅 建 設	137,712	115,177	101,569	195,377	205,907
57	第 二 種 公 営 住 宅 建 設	71,433	69,864	77,521	141,855	160,262
58	住 宅 地 区 改 良	73,429	57,295	67,443	121,728	120,777
59	電 気 導 入	31	28	20	34	188
IX	雇 用 (失 業) 対 策	104,034	99,389	88,526	84,967	79,490
60	失 業 対 策 諸 事 業	56,623	45,397	37,815	27,846	23,042
61	中 高 年 齢 者 等 就 職 促 進	38,546	41,884	38,755	47,570	49,018
62	炭 鉱 離 職 者 援 護	8,285	10,780	11,040	8,662	6,538
63	そ の 他 の 雇 用 対 策	580	1,328	916	889	892
	社 会 保 障 関 連 制 度 (VIII・IX)	386,639	341,753	335,079	543,961	566,624
	社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計 (I~IX)	46,383,080	47,962,915	50,593,118	53,871,399	56,884,382

(注) 第19表及び第20表の(注)参照。

第22表 社会保障関係総費用(実支出)対前年度比(事項小分類別)

(単位%)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
I 公 的 扶 助					
1 生 活 保 護	97.6	96.0	97.4	96.8	99.5
II 社 会 福 祉	101.4	102.4	107.1	108.3	106.6
2 身 体 障 害 者 福 祉	132.8	107.6	110.4	110.0	107.5
3 精 神 薄 弱 者 福 祉	97.4	115.5	111.7	116.1	110.7
4 老 人 福 祉	113.2	106.9	113.2	112.7	113.8
6 児 童 福 祉	94.6	99.0	104.4	107.2	102.8
7 心 身 障 害 児 等 対 策	92.4	101.4	107.3	107.2	102.6
8 児 童 扶 養 手 当	111.7	99.5	99.6	100.9	99.7
9 児 童 手 当	92.1	101.5	98.0	96.1	99.7
10 母 子 衛 生	100.2	105.5	116.6	105.0	95.2
11 母 子 及 び 寡 婦 福 祉	127.4	94.0	90.8	92.2	112.4
12 学 校 給 食 等	74.9	110.5	98.5	96.5	96.4
13 国 立 更 生 援 護 機 関	152.3	80.8	91.5	111.4	110.7
14 災 害 救 助	90.3	35.3	73.8	485.2	605.6
15 そ の 他 の 社 会 福 祉	95.7	84.2	118.9	116.4	106.2
III 社 会 保 険	106.5	104.7	106.3	106.0	106.5
16 政 府 管 掌 健 康 保 険	109.6	103.4	105.0	109.8	108.3
17 組 合 管 掌 健 康 保 険	111.1	105.9	104.8	107.6	107.2
19 国 民 健 康 保 険	101.9	103.7	105.6	100.1	103.4
20 厚 生 年 金 保 険	112.6	103.0	106.2	121.4	112.3
21 厚 生 年 金 基 金	115.6	114.7	118.0	118.9	106.5
22 国 民 年 金	112.1	101.5	101.8	111.1	106.6
23 農 業 者 年 金 基 金	110.2	105.3	103.4	102.6	98.4
24 雇 用 保 険	107.0	99.7	101.5	92.9	101.9
25 政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当	96.1	93.0	93.5	88.0	96.9
26 労 働 者 災 害 補 償 保 険	100.5	101.3	103.5	102.9	104.0
27 公 務 災 害 補 償	101.7	99.6	101.5	104.0	106.4
28 船 員 保 険	99.2	96.3	92.8	94.0	97.4
29 国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (各 省 各 庁 組 合)	115.8	106.1	106.6	115.9	108.9
31 国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適 用 法 人 組 合)	113.3	100.9	101.0	109.1	104.7
30 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	112.6	105.1	107.2	122.2	112.6
32 私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	114.3	108.3	107.0	136.1	113.5
33 農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	118.5	107.5	107.5	131.5	113.2
IV 公 衆 衛 生 及 び 医 療	113.5	90.6	102.3	104.3	105.0
34 結 核 対 策	96.6	82.1	94.2	101.9	95.1

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
35 精 神 衛 生 事 業	91.8	91.5	95.2	99.7	92.3
36 ら い 子 防 対 策	98.7	100.0	97.1	99.1	98.6
37 伝 染 病 予 防	131.8	108.4	103.7	99.1	110.2
38 保 健 所	80.3	111.4	97.5	100.1	103.4
39 上 水 道 等 施 設 整 備	119.7	82.1	98.6	99.9	105.2
40 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	108.1	92.9	103.0	102.6	109.5
41 下 水 道 施 設 整 備	119.6	83.9	101.1	100.3	106.8
42 公 害 対 策	99.5	104.4	98.8	94.5	98.2
43 国 公 立 医 療 機 関 整 備	121.2	112.8	101.3	109.1	95.0
44 国 公 立 医 療 機 関 運 営	101.3	110.7	114.0	123.0	105.0
45 そ の 他 の 公 衆 衛 生 及 び 医 療	112.5	95.0	108.0	107.2	121.5
V 老 人 保 健	108.8	106.8	107.7	106.7	108.2
46 医 療	108.7	106.8	107.7	106.6	108.1
47 医 療 以 外 の 保 健 事 業	114.2	108.5	108.8	113.8	112.6
狭 義 の 社 会 保 障 (I~V)	106.4	103.7	105.8	106.5	105.9
VI 恩 給	101.0	98.4	98.2	98.7	99.3
48 文 官 恩 給	99.1	97.1	88.2	95.5	97.3
49 地 方 公 務 員 恩 給	98.4	99.3	96.1	92.5	97.0
50 旧 軍 人 遺 族 恩 給	100.8	98.4	98.6	99.7	99.7
51 そ の 他 の 恩 給	105.9	95.4	97.6	100.7	95.7
VII 戦 争 犠 牲 者 援 護	107.9	107.2	105.8	90.8	97.1
52 戦 没 者 遺 族 年 金 等	110.5	109.4	107.1	85.3	92.7
53 戦 傷 病 者 医 療 等	100.1	96.1	98.1	96.2	95.2
54 原 爆 医 療 等	102.8	102.8	103.2	103.1	105.8
55 そ の 他 の 戦 争 犠 牲 者 援 護	162.3	117.4	104.5	104.7	94.7
広 義 の 社 会 保 障 (I~VII)	101.5	108.2	105.5	106.1	105.6
VIII 住 宅 等	92.0	85.8	101.7	186.2	106.1
56 第 一 種 公 営 住 宅 建 設	95.1	83.6	88.2	192.4	105.4
57 第 二 種 公 営 住 宅 建 設	95.7	97.8	111.0	183.0	113.0
58 住 宅 地 区 改 良	83.6	78.0	117.7	180.5	99.2
59 電 気 導 入	110.7	90.3	71.4	170.0	552.9
IX 雇 用 (失 業) 対 策	83.6	95.5	89.1	96.0	93.6
60 失 業 対 策 諸 事 業	52.4	80.2	83.3	73.6	82.7
61 中 高 年 齢 者 就 職 促 進	121.4	108.7	92.5	122.7	103.0
62 炭 鉱 離 職 者 援 護	115.9	130.1	102.4	78.5	75.5
63 そ の 他 の 雇 用 対 策	95.6	229.0	69.0	97.1	100.3
社 会 保 障 関 連 制 度 (VIII~IX)	84.5	88.4	98.0	162.3	104.2
社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計 (I~IX)	105.9	103.4	105.5	106.5	105.6

第23表 社会保障関係総費用の推移 (実支出、実収入の種類別)

(金額 単位 百万円 構成比 単位 %)

区分	狭義の社会保障					広義の		
	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	
実支出	合計	43,683,088	45,313,536	47,963,995	51,094,379	54,108,918	45,996,441	47,621,162
	給付費	37,683,131	39,433,413	41,826,934	44,095,142	46,689,558	39,982,902	41,727,136
	施設整備費	2,771,242	2,444,103	2,425,038	2,489,128	2,666,035	2,771,852	2,445,079
	施設運営費	498,716	539,325	605,668	711,543	772,632	500,211	540,317
	事務費	1,876,612	1,960,716	2,119,758	2,324,968	2,569,416	1,888,089	1,972,651
	その他	853,387	935,979	986,597	1,473,598	1,411,280	853,387	935,979
実収入	合計	53,076,263	56,621,479	60,388,369	65,495,221	70,301,315	55,389,616	58,929,105
	国庫負担	12,048,128	13,556,939	14,071,038	13,293,571	14,121,743	14,345,367	15,847,993
	地方負担	4,703,817	4,773,849	4,967,256	4,997,238	5,238,858	4,719,931	4,790,421
	保険料	28,249,711	29,916,576	32,651,419	37,532,165	40,362,590	28,249,711	29,961,576
	運用収入	6,957,706	7,166,624	7,432,476	8,041,304	8,698,358	6,957,706	7,166,624
	その他	1,116,901	1,162,491	1,266,180	1,630,943	1,879,765	1,116,901	1,162,491
実支出構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	給付費	86.3	87.0	87.2	86.3	86.3	86.9	87.6
	施設整備費	6.3	5.4	5.0	4.9	4.9	6.0	5.1
	施設運営費	1.1	1.2	1.3	1.4	1.4	1.1	1.1
	事務費	4.3	4.3	4.4	4.6	4.7	4.1	4.2
	その他	2.0	2.2	2.1	2.9	2.6	1.9	2.0
実収入構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	国庫負担	22.7	23.9	23.3	20.3	20.1	25.9	26.9
	地方負担	8.9	8.4	8.2	7.6	7.5	8.5	8.1
	保険料	53.2	52.9	54.1	57.3	57.4	51.0	50.8
	運用収入	13.1	12.7	11.3	12.3	12.4	12.6	12.2
	その他	2.1	2.1	3.1	2.5	2.7	2.0	2.0

社会 保 障			社会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計				
平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
50,258,039	53,327,438	56,317,758	46,383,080	47,962,915	50,593,118	53,871,399	56,884,382
44,107,407	46,314,764	48,882,925	39,989,415	41,739,363	44,118,032	46,326,260	48,892,194
2,425,073	2,489,346	2,668,023	3,054,607	2,687,598	2,671,786	2,948,504	3,155,359
606,820	712,831	774,112	514,382	553,595	616,500	718,425	779,666
2,132,142	2,336,899	2,581,422	1,892,317	1,976,216	2,135,596	2,339,675	2,583,764
986,597	1,473,598	1,411,280	932,359	1,006,143	1,051,204	1,538,535	1,473,402
62,682,413	67,728,280	72,510,155	55,776,255	59,270,858	63,017,492	68,272,241	73,076,779
16,349,442	15,511,701	16,315,582	14,688,551	16,150,865	16,648,830	15,821,901	16,634,428
4,982,896	5,012,167	5,253,859	4,763,386	4,829,302	5,018,587	5,245,928	5,501,637
32,651,419	37,532,165	40,362,590	28,249,711	29,961,576	32,651,419	37,532,165	40,362,590
7,432,476	8,041,304	8,698,358	6,957,706	7,166,624	7,432,476	8,041,304	8,698,358
1,266,180	1,630,943	1,879,765	1,116,901	1,162,491	1,266,180	1,630,943	1,879,765
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
87.8	86.8	86.8	86.2	87.0	87.2	86.0	86.0
4.8	4.7	4.7	6.6	5.6	5.3	5.5	5.5
1.2	1.3	1.4	1.1	1.2	1.2	1.3	1.4
4.2	4.4	4.6	4.1	4.1	4.2	4.3	4.5
2.0	2.8	2.5	2.0	2.1	2.1	2.9	2.6
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
26.1	22.9	22.5	26.3	27.2	26.4	23.2	22.8
7.9	7.4	7.2	8.5	8.1	8.0	7.7	7.5
52.1	55.4	55.7	50.7	50.6	51.8	55.0	55.2
11.9	11.9	12.0	12.5	12.1	11.8	11.8	11.9
2.0	2.4	2.6	2.0	2.0	2.0	2.4	2.6

第24表 社会保険収支(決算)の推移

(単位 百万円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	
合 計	実 収 入	44,951,008	48,675,494	52,151,617	56,699,506	61,075,774
	実 支 出	35,723,074	37,400,928	39,766,811	42,136,524	44,877,769
	実収入と実支出の差額	9,227,934	11,274,566	12,384,806	14,562,982	16,198,005
医療保険	実 収 入	14,514,781	15,289,235	16,305,911	17,598,929	18,723,541
	実 支 出	14,720,974	15,317,639	16,039,866	16,855,196	17,816,112
	実収入と実支出の差額	△206,193	△28,404	266,045	743,733	907,429
年金保険	実 収 入	27,234,626	30,002,607	32,127,286	34,960,073	37,808,566
	実 支 出	18,265,964	19,337,855	20,921,067	22,238,137	24,257,276
	実収入と実支出の差額	8,968,662	10,664,752	11,206,219	12,721,936	13,551,290
雇用保険	実 収 入	1,881,895	1,972,723	2,094,542	2,301,568	2,541,182
	実 支 出	1,622,272	1,616,688	1,635,494	1,518,231	1,547,098
	実収入と実支出の差額	259,623	356,035	459,048	783,337	994,084
業務災害補償保険	実 収 入	1,220,962	1,306,039	1,515,485	1,721,400	1,875,667
	実 支 出	1,035,028	1,048,035	1,084,013	1,115,535	1,160,942
	実収入と実支出の差額	185,934	258,004	431,472	605,865	714,725

- (注) 1 実支出の合計には、老人保健への拠出金を含み、制度間調整対象給付に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。
 2 医療保険には、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、国民健康保険、船員保険の疾病部門(職務上傷病を含む。)、共済組合の短期経理を掲げた。
 3 年金保険には、厚生年金保険、厚生年金基金、国民年金、農業者年金基金、船員保険の年金部門、共済組合の長期経理を掲げた。
 4 雇用保険には、雇用保険、船員保険の失業部門、政府職員等失業者退職手当を掲げた。
 5 業務災害補償保険には労働者災害補償保険、公務災害補償を掲げた。
 6 合計欄の額は医療保険、年金保険、雇用保険、業務災害補償保険の他、業務経理及び保健経理の分を含む。

第25表 昭和45年度以降の社会保障関係総費用(決算)の推移及び伸率

(単位 10億円、昭和45年度=1)

区 分	昭和45年度 (1970)		昭和50年度 (1975)		昭和55年度 (1980)		昭和60年度 (1985)		平成2年度 (1990)		平成3年度 (1991)		構成 比 %	前年度 増減額	対前年度 伸び率		
	指数		指数		指数		指数		指数		指数						
実 費	国庫負担	1,672	1	5,581	3.3	11,320	6.8	13,868	8.3	15,822	9.5	16,634	9.9	22.8	812	1.05	
	地方負担	457	1	1,438	3.1	2,895	6.3	3,974	8.7	5,246	11.5	5,502	12.0	7.5	256	1.05	
取 入	保 険 料	3,184	1	8,961	2.8	17,345	5.4	25,797	8.1	37,532	11.8	40,363	12.7	55.2	2,831	1.08	
	運 用 収 入 等	514	1	1,566	3.0	3,520	6.8	6,958	13.5	9,672	18.8	10,578	20.6	14.5	906	1.09	
	合 計	5,827	1	17,546	3.0	35,080	6.0	50,597	8.7	68,272	11.7	73,077	12.5	100	4,805	1.07	
支 出	狭 義 の 社 会 保 険	公 的 扶 助	277	1	690	2.5	1,179	4.3	1,538	5.6	1,352	4.9	1,345	4.9	2.4	△7	0.99
		社 会 福 祉	167	1	1,121	6.7	2,099	12.6	1,996	12.0	2,428	14.5	2,588	15.5	4.5	160	1.07
		社 会 保 険	2,848	1	9,535	3.3	20,728	7.3	27,837	9.8	38,458	13.5	40,682	14.3	71.5	2,224	1.06
		公 衆 衛 生 及 び 医 療	343	1	924	2.7	2,027	5.9	2,369	6.9	2,819	8.2	2,960	8.6	5.2	141	1.05
		老 人 保 健	—	—	—	—	—	—	4,136	<1>	6,037	<1.5>	6,533	<1.6>	11.5	496	1.08
	計	3,636	1	12,270	3.4	26,033	7.2	37,876	10.4	51,094	14.1	54,109	14.9	95.1	3,015	1.06	
社 会 保 障 制 度	恩 給	324	1	794	2.5	1,721	5.3	1,934	6.0	1,871	5.8	1,857	5.7	3.3	△14	0.99	
	戦 争 犠 牲 者 援 護	41	1	134	3.3	270	6.6	319	7.8	362	8.8	352	8.6	0.6	△10	0.97	
	小 計	4,001	1	13,198	3.3	28,024	7.0	40,129	10.0	53,327	13.3	56,318	14.1	99.0	2,991	1.06	
社 会 保 障 制 度	住 宅 等	88	1	225	2.6	318	3.6	314	3.6	459	5.2	487	5.5	0.9	28	1.06	
	雇 用 (失 業) 対 策	74	1	108	1.5	144	1.9	112	1.5	85	1.1	79	1.1	0.1	△6	0.93	
	小 計	162	1	334	2.1	463	2.9	426	2.9	544	3.4	567	3.5	1.0	23	1.04	
社 会 保 障 及 び 制 度 合 計	4,184	1	13,531	3.2	28,486	6.8	40,555	9.7	53,871	12.9	56,884	13.6	100	3,013	1.06		
性 質 別 内 訳	給 付 費	3,429	1	11,334	3.3	24,290	7.1	34,957	10.2	46,326	13.5	48,892	14.3	85.9	2,566	1.06	
	施 設 整 備 費	329	1	955	2.9	2,175	6.6	2,570	7.8	2,949	9.0	3,155	9.6	5.5	206	1.07	
	施 設 運 営 費	168	1	578	3.4	928	5.5	733	4.4	718	4.3	780	4.6	1.4	62	1.09	
	事 務 費 等	259	1	664	2.6	1,093	4.2	2,296	8.9	3,878	14.9	4,057	15.7	7.1	179	1.05	
実収入と実支出の差	1,643	1	4,015	2.4	6,594	4.0	10,042	6.1	14,401	8.8	16,192	9.9	—	1,791	1.12		

- (注) 1 老人保健の<>は昭和60年度を1とした場合の数値である。
 2 「社会保険」の上段の〔 〕は「老人保健」への拠出金を含んだ額である。

第26表 社会保障関係総費用と国民所得等の推移と比較

(単位 億円)

区 分	昭和45年度 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年度 (1990)	3 (1991)
	指数	指数	指数	指数	指数	指数
社会保障関係総費用	41,844	135,312	284,864	405,548	538,714	568,844
	1	3.2	6.8	9.7	12.9	13.6
社会保障給付費	35,239	116,726	246,044	356,440	471,122	500,922
	1	3.3	7.0	10.1	13.4	14.2
行政投資額 (注)	59,111	165,137	278,765	265,055	367,937	—
	1	2.8	4.7	4.5	6.2	—
一般会計歳出(決算)	81,876	208,609	434,050	530,045	692,686	705,472
	1	2.5	5.3	6.5	8.5	8.6
一般歳出(当初予算)	59,960	158,408	307,332	325,854	353,731	370,365
	1	2.6	5.1	5.4	5.9	6.2
社会保障関係費(決算)	11,532	41,356	81,703	99,016	114,805	121,500
	1	3.6	7.1	8.6	10.0	10.5
国民所得(分配)	610,297	1,239,907	1,995,902	2,595,898	3,429,676	3,589,991
	1	2.0	3.3	4.3	5.6	5.9
国民総生産(名目)	751,520	1,522,094	2,453,600	3,253,705	4,352,543	4,585,991
	1	2.0	3.3	4.3	5.8	6.1
消費者物価指数 (昭和45年=100)	100	171.1	236.1	270.2	289.9	300.6

(注) 昭和55年度以降は専売公社、電電公社、国有鉄道を除く。

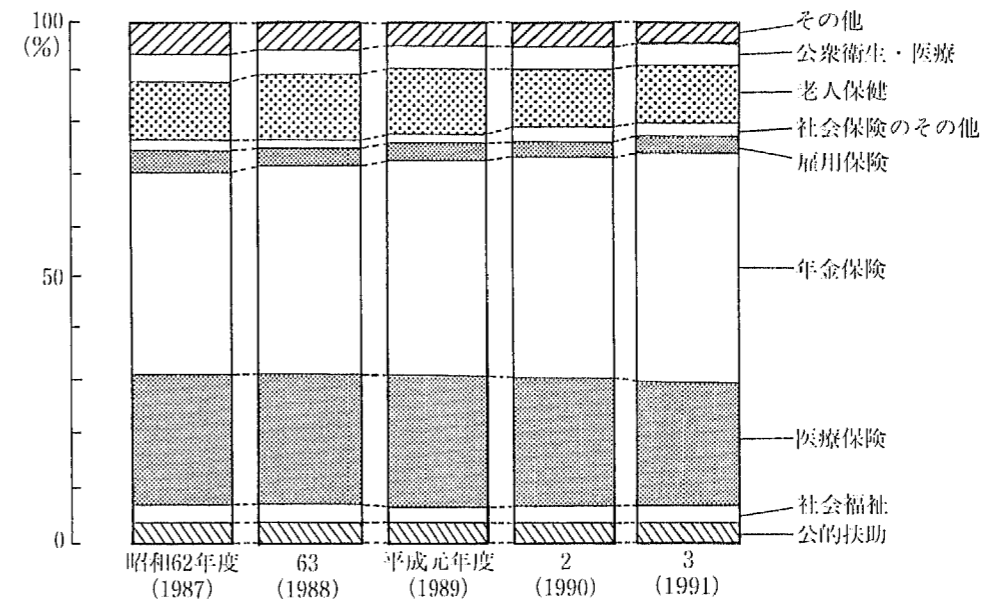
資料：社会保障給付費…社会保障研究所
 行政投資額…自治省地域対策室(行政投資実績)
 一般会計歳出 } 大蔵省
 一般歳出 }
 社会保障関係費 }
 国民所得 } 経済企画庁経済研究所
 国民総生産 } (国民経済計算年報)
 消費者物価指数…総務庁統計局(消費者物価指数年報)

第27表 社会保障関係総費用構成比(実支出)

(単位 %)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
社会保障及び関連制度合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公 的 扶 助	3.2	3.0	2.8	2.5	2.4
社 会 福 祉	4.4	4.4	4.4	4.6	4.5
社 会 保 険	69.7	70.7	71.1	71.3	71.5
医 療 保 険	24.4	24.6	24.2	24.4	23.9
年 金 保 険	39.7	40.3	41.4	41.3	42.6
雇 用 保 険	3.5	3.4	3.2	2.8	2.7
そ の 他 ^(注1)	2.4	2.4	2.3	2.8	2.2
公 衆 衛 生 ・ 医 療	6.3	5.5	5.3	5.2	5.2
老 人 保 健	10.6	10.9	11.2	11.2	11.5
そ の 他	5.8	5.5	5.2	5.2	4.9
恩 給	4.2	4.0	3.7	3.5	3.3
そ の 他 ^(注2)	1.6	1.5	1.5	1.7	1.6

(注) 1) 業務災害補償保険及び共済組合の業務経理、保健経理よりなる。
 2) 戦争犠牲者援護、住宅対策、雇用(失業)対策よりなる。
 3) 社会保険の医療保険には、老人保健拠出金は含まない。



第3節 社会保障給付及び再配分効果

第28表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位 億円 %)

年度	国民所得		社会保障関係総費用			社会保障給付費			社会保障移転		
	金額	伸率	金額	伸率	対国民所得比	金額	伸率	対国民所得比	金額	伸率	対国民所得費
昭和45年(1970)	610,297	17.1	41,844	24.0	6.9	35,239	22.6	5.8	35,364		5.8
50(1975)	1,239,907	10.2	135,312	29.1	10.9	116,726	31.3	9.4	118,260	30.2	9.5
55(1980)	1,995,902	9.5	287,422	12.4	14.4	246,044	12.3	12.3	249,082	12.3	12.5
60(1985)	2,595,898	6.6	405,548	6.8	15.6	356,440	6.1	13.7	357,639	6.3	13.8
61(1986)	2,693,947	3.8	437,858	8.0	16.3	385,886	8.3	14.3	387,428	8.3	14.4
62(1987)	2,817,375	4.6	463,831	5.9	16.5	406,546	5.4	14.4	409,071	5.6	14.5
63(1988)	2,995,894	6.3	479,629	3.4	16.0	422,777	4.0	14.1	426,030	4.1	14.2
平成元年(1989)	3,202,186	6.9	505,931	5.5	15.8	446,404	5.6	14.0	450,226	5.7	14.1
2(1990)	3,429,676	7.1	538,714	6.5	15.7	471,122	5.5	13.7	474,535	5.4	13.8
3(1991)	3,589,991	4.7	568,857	5.6	15.8	500,922	6.3	14.0	502,340	5.9	14.0

(注) 1 国民所得、社会保障移転は経済企画庁「国民経済計算年報」による実績。
 2 社会保障関係総費用は、決算額である。
 3 社会保障給付費は、社会保障研究所「社会保障給付費」による。

第29表 制度別社会保障給付費の推移

(単位 百万円)

区分	年度	昭和62年度	63	平成元年度	2	3
		(1987)	(1988)	(1989)	(1990)	(1991)
給 付 費	総計	40,654,607	42,277,669	44,640,393	47,112,185	50,092,203
	医療保険	10,227,432	10,625,133	11,057,150	11,554,230	12,208,723
	老人保健	4,733,700	5,057,697	5,457,648	5,827,669	6,302,277
	年金保険	17,621,834	18,721,929	20,263,772	21,794,733	23,380,032
	雇用保険	1,207,652	1,055,817	989,748	975,901	1,055,294
	業務災害補償	894,803	903,452	912,410	927,422	950,955
	家族手当	457,425	449,985	446,506	444,937	443,920
	生活保護	1,432,475	1,367,434	1,345,671	1,292,778	1,282,656
	社会福祉	1,369,816	1,416,025	1,531,464	1,661,961	1,833,823
	公衆衛生	534,344	531,003	537,199	558,658	582,263
	恩給	1,935,588	1,899,800	1,865,089	1,849,027	1,835,660
	戦争犠牲者援護	239,540	249,394	233,736	224,869	216,598

(注) 1 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。
 2 家族手当には児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
 資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第30表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
1 社会 保 障 給 付	34,638.7	36,309.5	38,623.4	40,968.8	43,533.0
(1)特 別 会 計	17,274.6	18,050.1	19,282.8	20,574.2	22,068.4
①厚生保険(除児童手当)	11,225.4	11,908.1	12,953.8	14,042.2	15,126.8
a 健康・日雇健康保険	2,995.0	3,145.6	3,331.0	3,546.1	3,810.6
b 厚 生 年 金	8,230.4	8,762.5	9,622.8	10,496.1	11,316.2
②国 民 年 金	3,923.4	4,164.4	4,413.3	4,620.7	4,930.2
③労 働 保 険	2,046.4	1,902.1	1,847.7	1,847.0	1,948.4
a 労 災 保 険	857.7	865.5	873.7	884.5	905.9
b 雇 用 保 険	1,188.7	1,036.6	974.1	962.4	1,042.5
④船 員 保 険	79.3	75.5	67.9	64.4	63.1
(2)国 民 健 康 保 険	3,947.2	4,069.3	4,233.6	4,375.0	4,563.1
(3)老 人 保 健 医 療	4,669.9	4,989.3	5,380.4	5,740.8	6,171.4
(4)共 済 組 合	5,789.8	6,066.0	6,445.3	6,798.4	7,102.6
①国家公務員共済組合	1,240.3	1,313.0	1,414.2	1,490.3	1,573.8
②地方公務員共済組合	2,959.4	3,125.0	3,324.1	3,526.2	3,689.9
③旧公共企業体職員共済組合	1,232.6	1,247.6	1,294.3	1,328.6	1,345.4
④そ の 他	357.5	380.4	412.7	453.3	493.4
(5)組 合 管 掌 健 康 保 険	2,267.9	2,371.4	2,461.6	2,578.8	2,684.5
(6)児 童 手 当	161.4	153.0	143.9	138.5	136.7
(7)基 金	527.8	610.3	675.8	763.1	806.3
①年 金 基 金	491.3	568.6	638.5	732.7	773.1
②災 害 補 償 基 金	36.6	41.7	37.3	30.4	33.2
2 社 会 扶 助 金	6,260.0	6,285.0	6,390.6	6,475.7	6,691.2
う ち 恩 給	1,950.6	1,913.9	1,878.3	1,861.7	1,846.7
3 無 基 金 雇 用 者 福 祉 給 付	8.4	8.5	8.6	9.1	9.9
う ち 公 務 災 害 補 償	8.2	8.3	8.5	8.9	9.9
合 計	40,907.1	42,603.0	45,022.6	47,453.5	50,234.0

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

第31表 部門別社会保障給付費の前年度との比較

社会保障給付費	平成2年度 (1990)	3 (1991)	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	471,122 (100.0)	500,922 (100.0)	29,800	6.3
医 療	182,133 (38.7)	193,254 (38.6)	11,120	6.1
年 金	242,485 (51.5)	258,327 (51.6)	15,842	6.5
そ の 他	46,503 (9.9)	49,341 (9.9)	2,838	6.1

(注) () 内は構成割合である。

資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第32表 高齢者関係給付費の前年度との比較

	平成2年度 (1990)	3 (1991)	対前年度伸び率
社会 保 障 給 付 費	億円 471,122	億円 500,922	% 6.3
年 金 保 険 給 付 費	億円 217,947	億円 233,800	% 7.1
老人保健(医療分)給付費	57,331	61,976	8.1
老人福祉サービス給付費	5,749	6,552	14.0
計	281,027 (59.7)	302,328 (60.4)	7.6
60 歳 以 上 人 口	万人 2,164	万人 2,251	% 4.0
65 歳 以 上 人 口	1,490	1,558	4.6
70 歳 以 上 人 口	979	1,015	3.7
75 歳 以 上 人 口	597	624	4.5

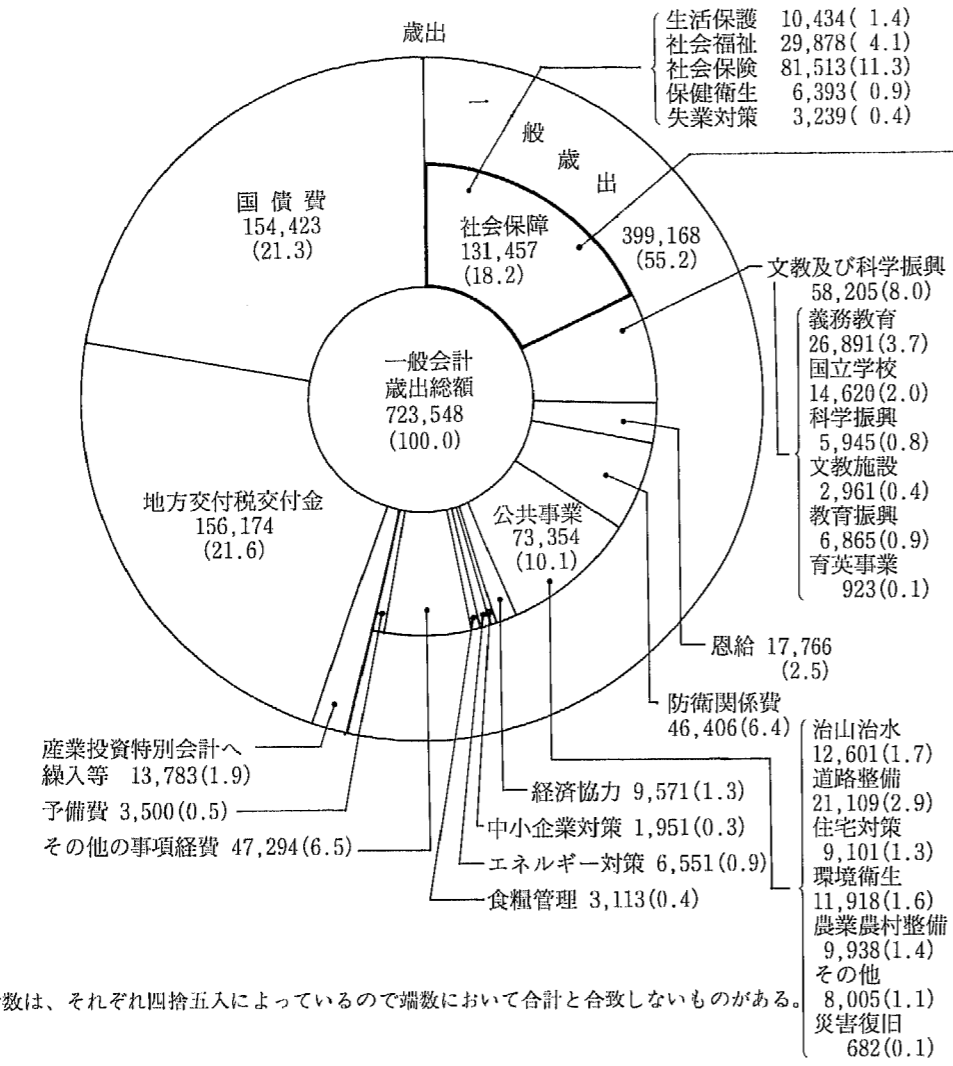
(注) 1 () 内は社会保障給付費に占める割合である。

2 老人福祉サービス給付費は、施設福祉サービス関係給付費及び在宅福祉サービス関係給付費からなる。

資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第33表 平成5年度一般会計当初予算の内訳

(単位 億円・%)

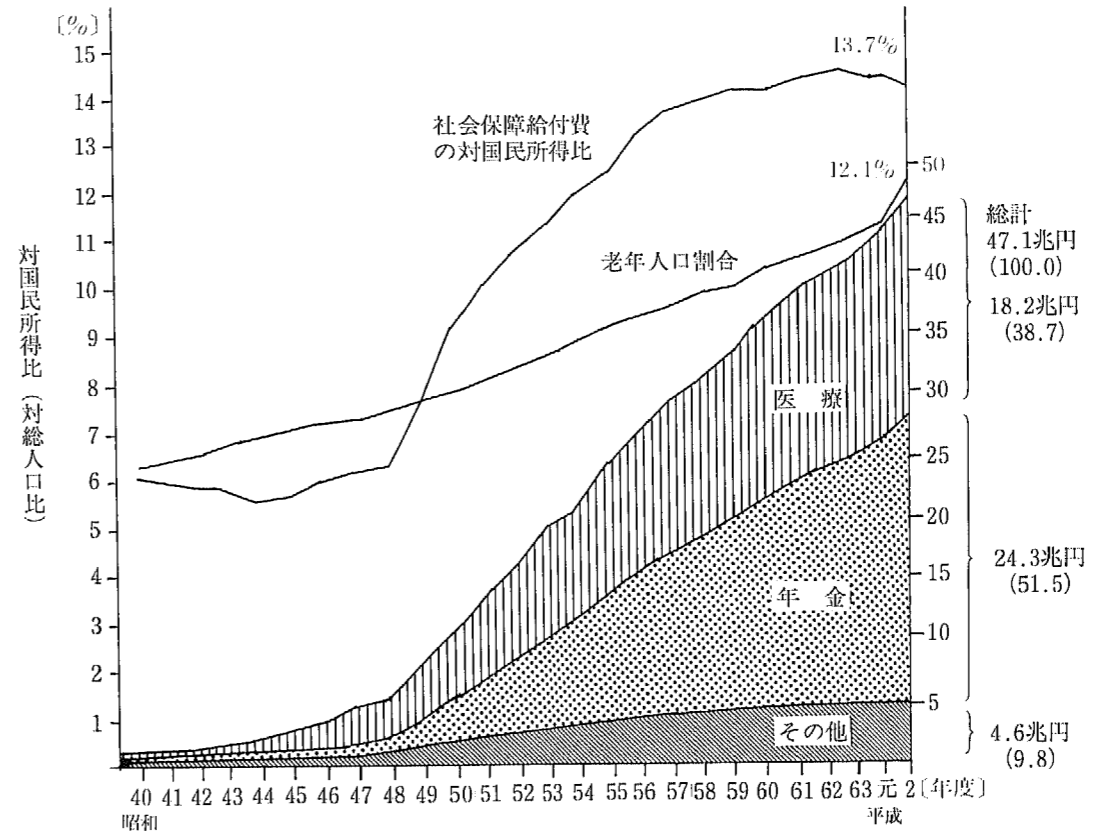


(注)計数は、それぞれ四捨五入によっているので端数において合計と合致しないものがある。

区分	5年度予算	区分	5年度予算
1 医療費	55,362	2 年金	42,867
(1) 医療保険	33,775	(1) 厚生年金	28,377
国民健康保険	25,953	(2) 国民年金	12,382
政府管掌健康保険	7,743	(3) 福祉年金	2,108
その他	79	3 福祉・その他	33,228
(うち老人保健分)	(10,363)	(1) 生活扶助	3,376
(2) 公費負担医療	21,587	(2) 老人ホーム運営費	3,023
老人医療給付費	14,580	(3) 保育所運営費	2,624
生保・医療扶助	5,679	(4) その他	24,205
その他	1,328	(生活保護費再掲)	(10,434)
(老人医療費再掲)	(24,943)	合計	131,457

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第34表 社会保障給付費等の年次推移



資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第35表 社会保障関係費の推移

(単位 億円・%)

区分	昭和40年度 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
社会保障関係費	5,184 (100.0)	11,413 (100.0)	39,282 (100.0)	82,124 (100.0)	95,740 (100.0)	116,154 (100.0)	122,128 (100.0)	127,374 (100.0)
生活保護費	1,059 (20.4)	2,172 (19.0)	5,348 (13.6)	9,559 (11.6)	10,816 (11.3)	11,087 (9.5)	10,741 (8.8)	10,613 (8.3)
社会福祉費	433 (8.4)	1,114 (9.8)	6,178 (15.7)	13,698 (16.7)	20,042 (20.9)	24,056 (20.7)	25,916 (21.2)	28,188 (22.1)
社会保険費	2,095 (40.4)	5,874 (51.5)	23,277 (59.3)	51,095 (62.2)	56,587 (59.1)	71,953 (61.9)	75,002 (62.2)	78,884 (61.9)
保健衛生対策費	930 (17.9)	1,406 (12.3)	2,738 (7.0)	3,981 (4.8)	4,621 (4.8)	5,587 (4.8)	6,086 (5.0)	6,411 (5.0)
失業対策費	667 (12.9)	847 (7.4)	1,741 (4.4)	3,791 (4.6)	3,674 (3.8)	3,471 (3.0)	3,384 (2.8)	3,277 (2.6)
厚生省予算	4,787 (20.7)	11,035 (22.1)	39,067 (36.2)	81,495 (7.9)	95,028 (2.7)	115,852 (6.7)	121,819 (5.3)	127,670 (4.8)
一般歳出	29,199 (12.8)	59,960 (16.9)	158,408 (23.2)	425,888 (10.3)	325,854 (△0.0)	353,731 (3.8)	370,365 (4.7)	386,988 (4.5)

(注) 1 () 内は構成比。ただし、厚生省予算及び一般歳出欄は対前年伸び率。△は減。
 2 社会保険費には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。また、雇用保険に要する費用は失業対策費に含まれている。
 3 厚生省大臣官房会計課調査

資料：厚生省「厚生白書」

第36表 21世紀初頭における高齢化状況等及び社会保障の給付と負担の展望(63.3.10-厚生省・大蔵省)

(i) 21世紀初頭における高齢化状況等

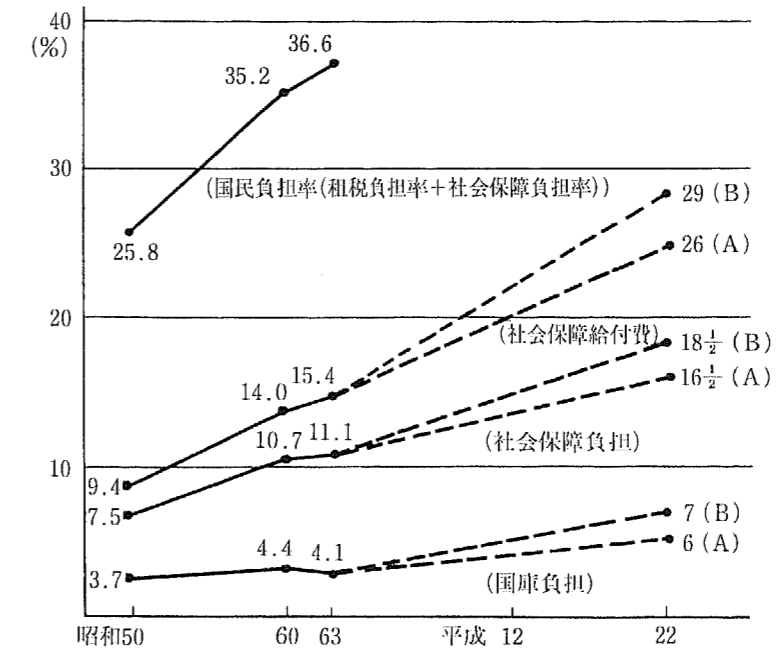
	昭和60年(1985年)	平成12年(2000年)	平成22年(2010年)	備 考
I 高齢人口数等				厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口(61年12月推計)」による。
(1) 総人口	1億2,105万人	1億3,119万人	1億3,582万人	
(2) 65歳以上人口(総人口に占める割合)	1,247万人(10.3%)	2,134万人(16.3%)	2,710万人(20.0%)	
(3) 70歳以上人口(総人口に占める割合)	828万人(6.8%)	1,427万人(10.9%)	1,912万人(14.1%)	
(4) 75歳以上人口(総人口に占める割合)	471万人(3.9%)	845万人(6.4%)	1,246万人(9.2%)	
(5) 生産年齢人口と65歳以上人口との比率	5.9人:1人(6.6人:1人)	3.7人:1人(4.0人:1人)	2.8人:1人(3.1人:1人)	生産年齢人口は20~64歳人口による。()内は、15~64歳人口の場合
II 勤労者数等				「構造調整の指針」(経済審議会)等に基づく労働省試算
(1) 就業者数	5,807万人	約6,310万人	約6,480万人	
(2) 雇用者数	4,313万人	約4,730万人	約4,860万人	
III その他				公的年金受給者について推計
(1) 年金受給者数	約1,840万人	約2,700万人	約3,300万人	
(2) 老人医療				1人当り医療費の伸びは、最近の実績を勘案
① 国民医療費	約16兆円	約43兆円	約88兆円	
② 老人医療費	約4兆円	約16兆円	約36兆円	
③ ②/①	25%	37%	41%	
(3) ねたきり老人数等				直近の出現率に基づく厚生省試算
① ねたきり老人数	約60万人	約100万人	約140万人	
② 痴呆性老人数	約60万人	約110万人	約160万人	

(ii) 社会保障給付費、社会保障負担、国庫負担の推計

	昭和60年度(実績)	昭和63年度(見通し)	平成12年度(推計)	平成22年度(推計)
社会保障給付費	国民所得比14.0% 35.6兆円	15.4% 約44兆円	21 1/2%程度~23%程度 105兆円程度~120兆円程度	26%程度~29%程度 195兆円程度~240兆円程度
社会保障負担	国民所得比10.7% 27.1兆円	11.1% 約32兆円	14%程度~14 1/2%程度 65兆円程度~75兆円程度	16 1/2%程度~18 1/2%程度 125兆円程度~155兆円程度
国庫負担	国民所得比4.4% 11.3兆円	4.1% 約12兆円	5 1/2%程度 25兆円程度~30兆円程度	6%程度~7%程度 45兆円程度~55兆円程度
(参考) 国民所得	255兆円	約288兆円	460兆円程度~550兆円程度	680兆円程度~940兆円程度

(注) 1 この試算は、現行制度を前提として、社会保障にかかる給付費及び負担を仮定試算したものである。
2 これに際し、昭和64年度以降の国民所得は、年平均4.0%~5.5%で伸びるものと仮定した。
3 国民所得の伸び率の仮定等が変化すればこれらの数値は相当の幅で変化するので、上記の数値が確定的なものと受け取られることは適当でない。

第37表 社会保障給付費及び社会保障負担等の国民所得比の将来見通し



(注) 1 (A)は国民所得について平成元年度以降5.5%で伸びるものと仮定。
2 (B)は4.0%で伸びるものと仮定。
3 昭和63年3月厚生省・大蔵省試算

資料：「21世紀初頭における高齢化状況等及び社会保障の給付と負担の展望」

第38表 所得再分配による不平等是正効果(ジニ係数)の年次比較

調査年次	当初所得	再分配所得		税による再分配所得(当初所得-税金)		社会保障による再分配所得(当初所得+医療費+社会保障給付金-社会保険料)	
	ジニ係数	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度
昭和56年	0.3491 (0.3515)	0.3143 (0.3177)	10.0% (9.6)	0.3301 (0.3348)	5.4% (4.8)	0.3317 (0.3332)	5.0% (5.2)
59	0.3975 (0.3997)	0.3426 (0.3496)	13.8 (12.5)	0.3824 (0.3846)	3.8 (3.8)	0.3584 (0.3592)	9.8 (10.1)
62	0.4049 (0.4038)	0.3382 (0.3439)	16.5 (14.8)	0.3879 (0.3867)	4.2 (4.2)	0.3564 (0.3536)	12.0 (12.4)
平成2年	0.4334 (0.4325)	0.3643 (0.3707)	15.9 (14.3)	0.4207 (0.4193)	2.9 (3.1)	0.3791 (0.3765)	12.5 (12.9)

(注) 1 ()内の数字は、私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)を当初所得に含めない場合。
2 当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、私的給付の合計額をいう。
3 再分配所得=当初所得-(税金+社会保険料)+社会保障給付金+医療費
4 税による再分配所得=当初所得-税金
5 社会保障による再分配所得=当初所得-社会保険料+社会保障給付金+医療費
6 ジニ係数の改善度(%)= $\frac{\text{当初所得のジニ係数}-\text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成2年)

第39表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

所得階級	当初所得			再分配所得		
	世帯数	世帯構成(%)		世帯数	世帯構成(%)	
		構成比	累積比		構成比	累積比
総数	8,856	100.0	-	8,856	100.0	-
50万円未満	1,050	11.9	11.9	202	2.3	2.3
50～100	294	3.3	15.2	296	3.3	5.6
100～150	325	3.7	18.8	429	4.8	10.5
150～200	368	4.2	23.0	511	5.8	16.2
200～250	408	4.6	27.6	552	6.2	22.5
250～300	406	4.6	32.2	629	7.1	29.6
300～350	549	6.2	38.4	653	7.4	36.9
350～400	523	5.9	44.3	656	7.4	44.4
400～450	587	6.6	50.9	638	7.2	51.6
450～500	508	5.7	56.7	552	6.2	57.8
500～600	903	10.2	66.9	998	11.3	69.1
600～700	754	8.5	75.4	745	8.4	77.5
700～800	572	6.5	81.8	571	6.4	83.9
800～900	427	4.8	86.7	396	4.5	88.4
900～1,000	288	3.3	89.9	280	3.2	91.6
1,000万円以上	894	10.1	100.0	748	8.4	100.0

(注) 1 当初所得…雇用者所得、事業所得、農耕所得、蓄産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)の合計額をいう。
 2 再分配所得…当初所得から税、社会保険料を控除し、社会保障給付を加えたものである。
 3 再分配係数(%) = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成2年)

第40表 世帯主の年齢階級別1世帯当り平均金額等

	総数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
世帯数	8,856	598	1,432	2,088	2,043	1,648	1,047
世帯人員(人)	3.26	1.99	3.61	3.80	3.28	3.00	2.80
有業人員(人)	1.63	1.08	1.39	1.74	2.16	1.53	1.20
当初所得(万円)	517.7	304.2	486.5	609.4	668.0	445.6	319.7
税・社会保険料控除前所得(万円)	573.3	311.0	502.9	630.7	695.2	578.7	458.5
可処分所得(万円)	479.0	267.6	421.2	525.6	575.5	487.1	384.9
再分配所得(万円)	520.2	281.8	450.3	558.1	618.4	532.1	466.4
再分配係数(%)	0.5	-7.4	-7.4	-8.4	-7.4	19.4	45.9
拠出(万円)	拠出合計額	94.3	43.4	81.7	105.1	119.6	73.6
	税金	57.4	21.1	45.4	62.4	71.3	51.4
	社会保険料計	36.9	22.3	36.3	42.7	48.3	22.2
	長期	18.9	12.7	20.0	23.3	26.2	7.9
	短期	16.8	8.7	14.9	17.9	20.4	13.8
その他	1.3	0.9	1.5	1.6	1.8	0.8	0.5
受給(万円)	受給合計額	96.8	21.0	45.5	53.8	70.1	178.2
	現金給付	55.6	6.8	16.4	21.3	27.2	133.1
	(再掲)年金・恩給	52.6	5.4	13.1	17.9	24.1	130.5
	現物給付	41.2	14.2	29.1	32.5	42.9	81.5
	(再掲)医療	41.0	14.1	28.5	32.2	42.7	81.3

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成2年)

第41表 世帯類型等別1世帯当り平均金額等

(再掲)

	総数	一般世帯	高齢者世帯	母子世帯	被保護世帯	
世帯数	8,856	7,676	1,055	125	134	
世帯人員(人)	3.26	3.51	1.56	2.60	2.04	
有業人員(人)	1.63	1.80	0.50	1.00	0.60	
当初所得(万円)	517.7	575.9	129.8	220.3	144.5	
税・社会保険料控除前所得(万円)	573.3	619.8	270.8	271.2	242.0	
可処分所得(万円)	479.0	516.9	230.5	247.3	220.3	
再分配所得(万円)	520.2	556.4	286.1	276.1	374.9	
再分配係数(%)	0.5	-3.4	120.4	25.3	159.5	
拠出(万円)	拠出合計額	94.3	102.8	40.3	23.9	21.6
	税金	57.4	61.6	32.3	9.2	11.8
	社会保険料計	36.9	41.3	8.0	14.7	9.8
	長期	18.9	21.6	0.7	8.5	5.1
	短期	16.8	18.2	7.3	5.9	4.5
その他	1.3	1.5	0.1	0.3	0.2	
受給(万円)	受給合計額	96.8	83.4	196.6	79.8	252.1
	現金給付	55.6	43.9	141.0	50.9	97.5
	(再掲)年金・恩給	52.6	41.5	137.8	17.7	38.7
	現物給付	41.2	39.5	55.6	28.9	154.6
	(再掲)医療	41.0	39.2	55.3	26.7	149.1

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成2年)

第42表 世帯構造別1世帯当り平均金額等

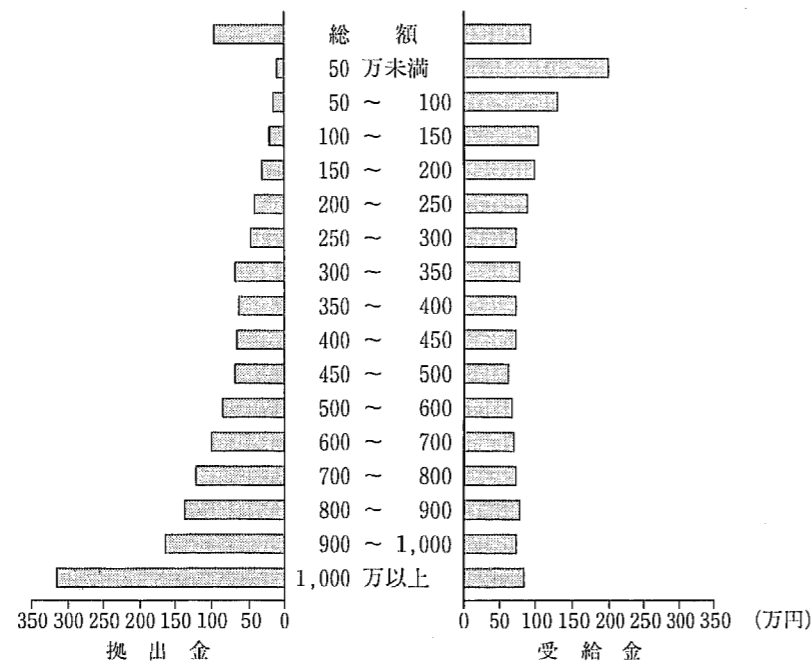
	総数	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未 婚の子の みの世帯	片親と未 婚の子の みの世帯	三世 世帯	その他 の世帯
世帯数	8,856	1,255	1,603	3,579	483	1,461	475
世帯人員(人)	3.26	1.00	2.00	3.79	2.42	5.48	3.54
有業人員(人)	1.63	0.60	1.11	1.84	1.47	2.54	1.94
当初所得(万円)	517.7	186.9	399.9	633.5	344.1	709.6	503.3
税・社会保険料控除前所得(万円)	573.3	229.1	498.5	655.2	399.3	801.1	594.4
可処分所得(万円)	479.0	195.5	412.8	547.1	345.1	664.8	503.0
再分配所得(万円)	520.2	215.6	459.4	575.9	383.4	739.3	576.2
再分配係数(%)	0.5	15.4	14.9	-9.1	11.4	4.2	14.5
拠出(万円)	拠出合計額	94.3	33.7	85.6	108.0	54.1	136.4
	税金	57.4	20.4	58.5	63.3	29.1	84.6
	社会保険料計	36.9	13.3	27.2	44.7	25.0	51.8
	長期	18.9	6.7	12.1	24.2	13.0	25.7
	短期	16.8	6.2	14.2	18.8	11.1	24.6
その他	1.3	0.5	0.8	1.7	0.9	1.6	
受給(万円)	受給合計額	96.8	62.4	145.2	50.5	93.4	166.0
	現金給付	55.6	42.2	98.6	21.7	55.1	91.5
	(再掲)年金・恩給	52.6	38.1	96.5	19.4	44.3	89.0
	現物給付	41.2	20.2	46.6	28.8	38.2	74.5
	(再掲)医療	41.0	19.9	46.6	28.6	37.5	74.1

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成2年)

第43表 当初所得階級別1世帯当たり平均金額等

当初所得階級	当初所得 (万円)	税・社会 保険料控 除前所得 (万円)	再分配 所得 (万円)	再分配 係数 (%)	拠出(万円)		受給 総額 (万円)
					税金	社会 保険料	
総数	517.7	573.3	520.2	0.5	57.4	36.9	96.8
50万円未満	5.9	145.6	196.8	3,255.0	6.4	6.1	203.5
50～100	73.7	169.3	193.0	161.8	8.8	9.6	137.6
100～150	121.0	193.9	207.6	71.6	9.0	12.6	108.2
150～200	173.1	235.6	240.3	38.8	13.3	18.8	99.2
200～250	222.6	271.6	271.4	22.0	18.1	21.6	88.6
250～300	271.3	313.1	298.5	10.0	20.6	27.9	75.7
300～350	320.2	364.0	331.0	3.4	41.8	28.9	81.5
350～400	370.1	405.7	382.4	3.3	27.9	33.6	73.8
400～450	419.3	455.6	429.2	2.4	30.2	34.0	74.1
450～500	470.2	506.0	464.5	-1.2	33.2	38.0	65.4
500～600	543.5	580.4	530.2	-2.4	41.6	42.3	70.7
600～700	642.6	677.6	616.8	-4.0	52.9	46.9	74.0
700～800	742.3	782.1	696.1	-6.2	70.0	53.9	77.6
800～900	841.0	884.1	788.8	-6.2	81.0	57.6	86.4
900～1,000	940.0	976.2	852.3	-9.3	98.3	67.3	77.9
1,000万円以上	1,531.3	1,576.2	1,300.0	-15.1	249.0	73.3	91.0

《当初所得階級別1世帯当たり再分配金額》



資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成2年)

第4節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第44表 国民負担率(租税負担率及び社会保障負担率)の推移

(単位 %)

年 度	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
昭和30年度(1955)	20.8	18.1	2.7
35 (1960)	22.3	19.2	3.1
40 (1965)	22.7	18.3	4.4
45 (1970)	24.3	18.9	5.4
50 (1975)	25.8	18.3	7.5
55 (1980)	31.3	22.2	9.1
56 (1981)	32.6	22.8	9.8
57 (1982)	33.1	23.1	10.0
58 (1983)	33.4	23.4	10.0
59 (1984)	34.0	23.9	10.1
60 (1985)	34.6	24.1	10.5
61 (1986)	35.7	25.0	10.6
62 (1987)	37.3	26.6	10.7
63 (1988)	38.2	27.5	10.7
平成元年度(1989)	38.7	27.8	10.9
2 (1990)	39.6	28.1	11.5
3 (1991)	39.2	27.4	11.8
4 (1992) (見込み)	38.4	26.1	12.3
5 (1993) (見通し)	38.6	26.1	12.5

(注) 1 母数となる国民所得は、昭和35年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、昭和40年度以降は経済企画庁「昭和60年基準改訂国民経済計算」による。

2 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率

資料：大蔵省調

第45表 国民所得及び国民可処分所得の分配(名目)

(実数・年度)

(単位 10億円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
1 雇 用 者 所 得	191,172.1	202,697.9	218,660.5	237,105.5	255,281.3
(1) 賃 金 ・ 俸 給	164,428.4	174,270.6	187,503.1	203,268.0	218,748.8
(2) 社 会 保 障 雇 主 負 担	15,514.4	16,595.8	18,198.1	20,377.3	21,876.1
(3) そ の 他 の 雇 主 負 担	11,229.4	11,831.5	12,959.2	13,460.3	14,656.4
2 財 産 所 得 (非企業部門)	26,448.4	27,147.1	31,611.6	40,185.7	41,600.3
a 受 取	44,251.6	45,593.5	50,773.7	61,129.8	63,665.5
b 支 払	17,803.2	18,446.3	19,162.1	20,944.1	22,065.2
(1) 一 般 政 府	-4,994.3	-4,547.7	-4,064.2	-3,379.1	-2,635.6
a 受 取	10,445.3	11,265.5	12,121.9	13,613.4	14,841.1
b 支 払	15,439.6	15,813.1	16,186.1	16,992.5	17,476.7
(2) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	201.3	109.1	96.1	250.6	125.5
a 受 取	1,123.6	1,035.3	1,092.8	1,521.7	1,549.8
b 支 払	922.2	926.3	996.8	1,271.1	1,424.3
(3) 家 計	31,241.4	31,585.7	35,579.7	43,314.2	44,110.4
① 利 子	22,486.8	21,492.7	23,535.5	30,412.6	31,076.7
a 受 取	23,928.1	23,199.7	25,514.7	33,093.1	34,240.9
b 支 払	1,441.3	1,706.9	1,979.2	2,680.5	3,164.3
② 配 当 (受取)	6,828.9	7,949.3	9,725.0	10,380.5	10,328.3
③ 賃 料 (受取)	1,925.8	2,143.7	2,319.2	2,521.1	2,705.4
3 企 業 所 得 (配当受払後)	64,117.0	69,744.4	69,946.4	65,676.4	62,117.6
(1) 民 間 法 人 企 業	31,509.7	35,669.8	33,978.1	31,495.4	29,701.7
a 非 金 融 法 人 企 業	32,352.0	36,120.0	37,473.9	34,050.6	31,015.8
b 金 融 機 関	-842.3	-450.2	-3,495.8	-2,555.2	-1,314.1
(2) 公 的 企 業	-455.2	76.7	3,529.7	3,843.2	2,037.9
a 非 金 融 法 人 企 業	-1,435.5	-1,262.1	492.4	67.1	-1,008.1
b 金 融 機 関	980.3	1,338.9	3,037.3	3,776.2	3,046.0
(3) 個 人 企 業	33,062.4	33,997.9	32,438.7	30,337.8	30,378.0
a 農 林 水 産 業	3,223.5	3,360.6	3,726.7	3,746.5	3,345.0
b その他の産業(非農林水・非金融)	20,212.8	20,868.7	19,054.6	17,967.4	17,920.3
c 持 ち	9,626.1	9,768.6	9,657.3	8,623.9	9,112.7
4 国 民 所 得 (1+2+3)	281,737.5	299,589.4	320,218.6	342,967.6	358,999.1
5 間 接 税 (控除) 補 助 金	25,245.3	28,246.9	28,383.8	31,643.8	33,511.0
6 国 民 所 得 (市場価格表示) (4+5)	306,982.8	327,836.2	348,602.3	374,611.3	392,510.1
7 そ の 他 の 経 常 移 転 (純)	-361.2	-380.3	-342.0	-301.7	-304.7
(1) 非金融法人企業及び金融機関	-22,017.9	-25,552.3	-27,247.7	-26,881.3	-26,267.9
a 民 間	-21,143.2	-24,765.3	-26,766.7	-26,213.4	-24,075.3
b 公 的	-874.7	-787.0	-481.0	-667.9	-2,192.7
(2) 一 般 政 府	34,502.4	39,034.1	44,330.9	51,841.0	53,001.8
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	2,896.0	3,260.7	3,629.2	4,072.6	4,273.9
(4) 家 計 (個人企業を含む)	-15,741.7	-17,122.8	-21,054.4	-29,334.0	-31,312.4
8 国 民 可 処 分 所 得 (6+7)	306,621.6	327,455.9	348,260.3	374,309.6	392,205.4
(1) 非金融法人企業及び金融機関	9,036.6	10,194.2	10,260.1	8,457.3	5,471.7
a 民 間	10,366.5	10,904.5	7,211.5	5,282.0	5,626.5
b 公 的	-1,329.9	-710.2	3,048.7	3,175.3	-154.8
(2) 一 般 政 府	54,753.4	62,733.3	68,650.5	80,105.7	83,877.2
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	3,097.3	3,369.8	3,725.2	4,323.2	4,399.3
(4) 家 計 (個人企業を含む)	239,734.3	251,158.6	265,624.5	281,423.5	298,457.2

(注) 1 国民所得は通常4の額をいう。

2 企業所得=営業余剰+財産所得の受取-財産所得の支払

資料: 経済企画庁「国民経済計算年報」

(構成比・年度)

(単位 %)

項 目	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
1 雇 用 者 所 得	67.9	67.7	68.3	69.1	71.1
(1) 賃 金 ・ 俸 給	58.4	58.2	58.6	59.3	60.9
(2) 社 会 保 障 雇 主 負 担	5.5	5.5	5.7	5.9	6.1
(3) そ の 他 の 雇 主 負 担	4.0	3.9	4.0	3.9	4.1
2 財 産 所 得 (非企業部門)	9.4	9.1	9.9	11.7	11.6
a 受 取	15.7	15.2	15.9	17.8	17.7
b 支 払	6.3	6.2	6.0	6.1	6.1
(1) 一 般 政 府	-1.8	-1.5	-1.3	-1.0	-0.7
a 受 取	3.7	3.8	3.8	4.0	4.1
b 支 払	5.5	5.3	5.1	5.0	4.9
(2) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
a 受 取	0.4	0.3	0.3	0.4	0.4
b 支 払	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
(3) 家 計	11.1	10.5	11.1	12.6	12.3
① 利 子	8.0	7.2	7.3	8.9	8.7
a 受 取	8.5	7.7	8.0	9.6	9.5
b 支 払	0.5	0.6	0.6	0.8	0.9
② 配 当 (受取)	2.4	2.7	3.0	3.0	2.9
③ 賃 料 (受取)	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8
3 企 業 所 得 (配当受払後)	22.8	23.3	21.8	19.1	17.3
(1) 民 間 法 人 企 業	11.2	11.9	10.6	9.2	8.3
a 非 金 融 法 人 企 業	11.5	12.1	11.7	9.9	8.6
b 金 融 機 関	-0.3	-0.2	-1.1	-0.7	-0.4
(2) 公 的 企 業	-0.2	0.0	1.1	1.1	0.6
a 非 金 融 法 人 企 業	-0.5	-0.4	0.2	0.0	-0.3
b 金 融 機 関	0.3	0.4	0.9	1.1	0.8
(3) 個 人 企 業	11.7	11.3	10.1	8.8	8.5
a 農 林 水 産 業	1.1	1.1	1.2	1.1	0.9
b その他の産業(非農林水・非金融)	7.2	7.0	6.0	5.2	5.0
c 持 ち	3.4	3.3	3.0	2.5	2.5
4 国 民 所 得 (1+2+3)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5 間 接 税 (控除) 補 助 金	9.0	9.4	8.9	9.2	9.3
6 国 民 所 得 (市場価格表示) (4+5)	109.0	109.4	108.9	109.2	109.3
7 そ の 他 の 経 常 移 転 (純)	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1
(1) 非金融法人企業及び金融機関	-7.8	-8.5	-8.5	-7.8	-7.3
a 民 間	-7.5	-8.3	-8.4	-7.6	-6.7
b 公 的	-0.3	-0.3	-0.2	-0.2	-0.6
(2) 一 般 政 府	12.2	13.0	13.8	15.1	14.8
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	1.0	1.1	1.1	1.2	1.2
(4) 家 計 (個人企業を含む)	-5.6	-5.7	-6.6	-8.6	-8.7
8 国 民 可 処 分 所 得 (6+7)	108.8	108.8	108.8	109.1	109.2
(1) 非金融法人企業及び金融機関	3.2	3.4	3.2	2.5	1.5
a 民 間	3.7	3.6	2.3	1.5	1.6
b 公 的	-0.5	-0.2	1.0	0.9	-0.0
(2) 一 般 政 府	19.4	20.9	21.4	23.4	23.4
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	1.1	1.1	1.2	1.3	1.2
(4) 家 計 (個人企業を含む)	85.1	83.8	83.0	82.1	83.1

第46表 国民総支出(名目)

〈実数・年度〉

(単位 10億円)

項 目	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
1 民間最終消費支出	206,799.7	218,232.8	231,853.9	246,548.7	258,453.4
(1) 家計最終消費支出	204,122.6	215,387.9	228,901.1	243,365.4	254,819.1
a 国内家計最終消費支出	202,760.9	213,114.3	226,060.8	240,434.3	251,779.3
b 居住者家計の海外での直接購入	1,699.0	2,665.1	3,337.7	3,432.5	3,525.3
c (控除)非居住者家計の国内での直接購入	337.3	391.6	497.3	501.4	485.6
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	2,677.1	2,844.9	2,952.8	3,183.2	3,634.3
2 政府最終消費支出	33,241.0	34,564.8	36,733.6	39,520.1	41,653.8
3 国内総資本形成	104,002.7	115,949.9	129,004.1	142,592.3	145,966.9
(1) 総固定資本形成	102,817.9	113,684.6	125,857.2	140,007.1	142,679.8
a 民間	78,271.4	88,800.7	99,433.7	111,454.3	111,484.9
(a) 住宅	20,849.8	22,112.8	23,416.8	25,552.6	23,111.2
(b) 企業設備	57,421.7	66,688.0	76,016.9	85,901.7	88,373.7
b 公的	24,546.4	24,883.9	26,423.5	28,552.8	31,194.9
(a) 住宅	793.8	801.7	849.1	951.5	1,074.1
(b) 企業設備	5,301.8	5,381.0	5,348.5	5,770.5	6,399.3
(c) 一般政府	18,450.9	18,701.2	20,225.9	21,830.8	23,721.5
(2) 在庫品増加	1,184.8	2,265.3	3,146.9	2,585.2	3,287.1
a 民間企業	1,179.9	2,648.4	3,247.0	2,507.3	3,527.6
b 公的企業	4.9	-383.1	-100.1	77.9	-240.5
4 経常海外余剰	12,220.3	10,482.6	8,212.3	6,593.3	12,525.1
(1) 財貨・サービスの輸出と海外からの要素所得	44,366.9	49,688.2	60,317.2	64,975.0	66,812.1
a 財貨・サービスの輸出	36,070.0	38,708.9	43,714.2	46,210.1	47,107.0
b 海外からの要素所得	8,296.9	10,979.3	16,603.0	18,764.9	19,705.2
(2) (控除)財貨・サービスの輸入と海外への要素所得	32,146.7	39,205.6	52,104.9	58,381.7	54,287.0
a 財貨・サービスの輸入	26,124.4	30,567.7	38,994.5	42,389.9	37,739.1
b 海外への要素所得	6,022.3	8,637.9	13,110.5	15,991.7	16,547.9
5 国民総支出	356,263.6	379,230.0	405,803.9	435,254.3	458,599.1

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

〈構成比・年度〉

(単位 %)

項 目	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
1 民間最終消費支出	58.0	57.5	57.1	56.6	56.4
(1) 家計最終消費支出	57.3	56.8	56.4	55.9	55.6
a 国内家計最終消費支出	56.9	56.2	55.7	55.2	54.9
b 居住者家計の海外での直接購入	0.5	0.7	0.8	0.8	0.8
c (控除)非居住者家計の国内での直接購入	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	0.8	0.8	0.7	0.7	0.8
2 政府最終消費支出	9.3	9.1	9.1	9.1	9.1
3 国内総資本形成	29.2	30.6	31.8	32.8	31.8
(1) 総固定資本形成	28.9	30.0	31.0	32.2	31.1
a 民間	22.0	23.4	24.5	25.6	24.3
(a) 住宅	5.9	5.8	5.8	5.9	5.0
(b) 企業設備	16.1	17.6	18.7	19.7	19.3
b 公的	6.9	6.6	6.5	6.6	6.8
(a) 住宅	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
(b) 企業設備	1.5	1.4	1.3	1.3	1.4
(c) 一般政府	5.2	4.9	5.0	5.0	5.2
(2) 在庫品増加	0.3	0.6	0.8	0.6	0.7
a 民間企業	0.3	0.7	0.8	0.6	0.8
b 公的企業	0.0	-0.1	-0.0	0.0	-0.1
4 経常海外余剰	3.4	2.8	2.0	1.5	2.7
(1) 財貨・サービスの輸出と海外からの要素所得	12.5	13.1	14.9	14.9	14.6
a 財貨・サービスの輸出	10.1	10.2	10.8	10.6	10.3
b 海外からの要素所得	2.3	2.9	4.1	4.3	4.3
(2) (控除)財貨・サービスの輸入と海外への要素所得	9.0	10.3	12.8	13.4	11.8
a 財貨・サービスの輸入	7.3	8.1	9.6	9.7	8.2
b 海外への要素所得	1.7	2.3	3.2	3.7	3.6
5 国民総支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

第47表 家計(個人企業を含む)

(金額 単位 10億円)

区分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	平均消費性向	貯蓄率	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	限界消費性向	限界貯蓄性向
				%	%				%	%
昭和54年度(1979)	159,077.5	131,331.3	27,746.2	82.6	17.4	10,413.2	11,822.9	△1,409.7	113.5	△13.5
55(1980)	172,744.0	141,781.5	30,962.5	82.1	17.9	13,666.5	10,450.2	3,216.3	76.5	23.5
56(1981)	183,313.8	150,444.6	32,869.2	82.1	17.9	10,569.8	8,663.1	1,906.7	82.0	18.0
57(1982)	192,235.4	161,366.8	30,868.6	83.9	16.1	8,921.6	10,922.2	△2,000.6	122.4	△22.4
58(1983)	201,461.4	169,676.3	31,785.1	84.2	15.8	9,226.0	8,309.5	916.5	90.1	9.9
59(1984)	211,816.1	178,360.4	33,455.7	84.2	15.8	10,354.7	8,684.1	1,670.6	83.9	16.1
60(1985)	223,394.5	188,027.0	35,367.5	84.2	15.8	11,578.4	9,666.6	1,911.8	83.5	16.5
61(1986)	231,306.5	195,453.6	35,852.9	84.5	15.5	7,912.0	7,426.6	485.4	93.9	6.1
62(1987)	239,734.3	204,122.6	35,611.7	85.1	14.9	8,427.8	8,669.0	△241.2	102.9	△2.9
63(1988)	251,158.6	215,387.9	35,770.7	85.8	14.2	11,424.3	11,265.3	159.0	98.6	1.4
平成元年度(1989)	265,624.5	228,901.1	36,723.4	86.2	13.8	14,465.9	13,513.2	952.7	93.4	6.6
2(1990)	281,423.5	243,365.4	38,058.0	86.5	13.5	15,799.0	14,464.3	1,334.6	91.6	8.4
3(1991)	298,457.2	254,819.1	43,638.1	85.4	14.6	17,033.7	11,453.7	5,580.1	67.2	32.8

資料：可処分所得、最終消費支出及び貯蓄は経済企画庁「国民経済計算年報」

第48表 常用労働者1人当たり平均月間現金給与額

(i) 事業所規模30人以上

(単位 円)

区分	昭和62年(1987)	63(1988)	平成元年(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)
調査産業計現金給与総額	335,944	341,160	357,079	370,169	384,787	392,608
きまって支給する給与	251,298	254,865	264,427	271,496	281,943	288,805
特別に支払われた給与	84,646	86,295	92,652	98,673	98,673	103,803
鉱業現金給与総額	346,241	344,329	359,359	379,777	417,826	433,125
きまって支給する給与	269,343	272,231	281,473	294,010	316,772	326,088
特別に支払われた給与	76,898	72,098	77,886	85,767	101,054	107,037
建設業現金給与総額	331,368	348,360	373,211	401,560	424,579	437,381
きまって支給する給与	262,385	271,163	285,830	298,533	310,789	324,014
特別に支払われた給与	68,983	77,197	87,381	103,027	113,790	113,367
製造業現金給与総額	313,170	318,663	336,648	352,020	368,011	372,594
きまって支給する給与	237,413	240,870	251,287	260,440	272,153	276,015
特別に支払われた給与	75,757	77,793	85,361	91,580	95,858	96,579
電気・ガス・水道・熱供給業現金給与総額	463,743	472,104	492,967	516,820	542,425	555,095
きまって支給する給与	336,832	340,423	353,471	367,641	383,381	396,071
特別に支払われた給与	126,911	131,681	139,496	149,179	159,044	159,024
運輸・通信業現金給与総額	369,410	377,449	395,349	413,077	422,216	430,949
きまって支給する給与	279,504	287,229	301,377	311,249	319,752	325,382
特別に支払われた給与	89,906	90,220	93,972	101,828	102,464	105,567
卸売・小売業・飲食店現金給与総額	291,670	284,442	297,799	309,218	323,083	330,933
きまって支給する給与	218,402	214,117	222,056	229,318	239,564	246,489
特別に支払われた給与	73,268	70,325	75,743	79,900	83,519	84,444
金融・保険業現金給与総額	436,696	475,457	486,338	490,002	491,745	504,770
きまって支給する給与	294,208	318,138	324,491	328,714	335,156	346,726
特別に支払われた給与	142,488	157,319	161,847	161,288	156,589	158,044
不動産業現金給与総額	362,161	382,145	424,230	442,006	454,264	461,419
きまって支給する給与	265,657	273,129	303,867	314,755	325,917	332,296
特別に支払われた給与	96,504	104,016	120,363	127,251	128,347	129,123
サービス業現金給与総額	356,884	360,581	372,564	379,896	395,470	405,347
きまって支給する給与	264,312	267,044	273,591	275,840	285,715	294,692
特別に支払われた給与	92,572	93,537	98,973	104,056	109,755	110,655

(注) 年平均である。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査月報—全国調査—(12月分)」

(ii) 事業所規模5人以上

(単位 円)

区 分	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
調査産業計現金給与総額	329,443	345,358	352,333
きまって支給する給与	249,510	260,778	267,512
特別に支払われた給与	79,933	84,580	84,821
鉱業現金給与総額	334,669	358,897	352,738
きまって支給する給与	268,975	284,345	280,061
特別に支払われた給与	65,694	74,552	72,677
建設業現金給与総額	338,571	362,597	372,770
きまって支給する給与	269,867	285,385	295,182
特別に支払われた給与	68,704	77,212	77,588
製造業現金給与総額	321,802	336,685	341,508
きまって支給する給与	244,467	255,507	260,159
特別に支払われた給与	77,335	81,178	81,349
電気・ガス・水道・熱供給業現金給与総額	501,827	527,641	543,527
きまって支給する給与	357,329	373,731	387,510
特別に支払われた給与	144,498	153,910	156,017
運輸・通信業現金給与総額	388,133	399,762	408,573
きまって支給する給与	298,103	306,440	312,872
特別に支払われた給与	90,030	93,322	95,701
卸売・小売業・飲食店現金給与総額	270,269	287,115	293,689
きまって支給する給与	210,922	222,625	229,253
特別に支払われた給与	59,347	64,490	64,436
金融・保険業現金給与総額	450,339	458,673	466,277
きまって支給する給与	306,823	315,822	324,089
特別に支払われた給与	143,516	142,851	142,188
不動産業現金給与総額	384,484	399,430	415,528
きまって支給する給与	286,606	302,219	316,059
特別に支払われた給与	97,878	97,211	99,469
サービス業現金給与総額	340,953	357,313	365,436
きまって支給する給与	252,557	263,583	271,393
特別に支払われた給与	88,396	93,730	94,043

(注) 年平均である。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査月報—全国調査—(12月分)」

5人以上の統計は調査の改正に伴い、平成2年1月から実施。

第49表 1人平均月間きまって支給する現金給与額(通勤・住込別)

(事業所規模1~4人)(単位 百円)

区 分	平 均			男			女		
	平 均	通 勤	住 込	平 均	通 勤	住 込	平 均	通 勤	住 込
昭和60年7月	152.6	154.3	140.3	204.1	206.7	176.9	106.4	104.0	120.9
61年7月	154.7	156.4	142.8	206.6	209.6	176.4	108.7	105.9	124.7
62年7月	157.8	159.1	147.8	211.9	214.2	188.0	110.4	107.9	125.4
63年7月	162.2	163.2	154.1	218.7	221.1	193.7	113.4	110.5	132.2
平成元年7月	167.4	168.6	158.7	228.1	231.0	199.0	117.6	114.3	137.4
2年7月	176.7	177.3	171.9	241.5	244.0	216.0	125.7	121.9	149.9
3年7月	183.7	184.4	178.5	252.2	254.7	224.6	130.8	126.6	157.0
4年7月	190.3	190.9	186.8	261.3	263.8	235.7	135.1	129.5	165.1
鉱業	222.9	224.1	*	234.3	232.8	*	*	*	*
建設業	264.6	273.0	216.2	290.3	292.0	271.5	161.1	154.0	171.4
製造業	204.3	206.6	192.3	277.5	280.9	247.5	130.4	119.7	167.2
電気・ガス・熱供給・水道	286.7	286.7	—	327.9	327.9	—	154.3	154.3	—
運輸通信業	237.7	238.3	225.0	278.7	275.9	372.8	168.5	172.6	104.7
卸売小売業・飲食店	171.0	170.4	175.3	247.5	250.5	218.2	126.8	121.3	159.5
金融・保険業	238.4	237.9	259.2	343.6	343.0	375.1	160.2	159.0	202.1
不動産業	207.1	210.3	176.5	262.8	265.5	220.8	156.9	156.8	157.4
サービス業	178.1	176.7	187.8	240.2	242.2	222.8	143.3	138.8	173.0

(注) *印は、調査対象が少ないため、掲載しない。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査特別調査結果報告」

第50表 賞与支給状況

(調査産業計)

規模・年	年 末 賞 与 (11、12、翌年1月)				夏 季 賞 与 (6、7、8月)				
	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合	
5事業所以上規模	円	%	カ月分	カ月分	円	%	カ月分	カ月分	
平成2年	492,174	—	1.46	1.56	424,084	—	1.24	1.32	
3	511,549	3.5	1.48	1.57	453,127	6.3	1.30	1.37	
4	510,969	-0.2	1.44	1.51	463,154	2.2	1.29	1.36	
30事業所以上規模	昭和62年	517,675	3.7	1.76	1.92	440,032	2.0	1.48	1.60
63	528,586	4.3	1.73	1.89	445,468	3.3	1.46	1.58	
平成元年	563,072	5.9	1.78	1.94	476,194	6.3	1.49	1.62	
2	584,259	4.9	1.79	1.95	501,680	6.5	1.51	1.64	
3	603,179	2.9	1.83	1.98	528,582	5.1	1.58	1.71	
4	608,397	0.9	1.80	1.93	543,071	2.4	1.57	1.69	

(注) 1 「支給労働者1人平均支給額」とは、賞与を支給した事業所の全常用労働者1人平均賞与支給額である。

2 対前年増減率は、調査事業所の抽出替えに伴うギャップを修正して算出している。

3 「きまって支給する給与(又は所定内給与)に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きまって支給する給与(又は所定内給与)」に対する支給月数を求め単純平均したものである。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査報告—全国調査—(1月分)」

第51表 全世帯年平均1か月間の消費支出

(単位 円)

事 項	昭和63年 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
	(全 国)				
集 計 世 帯 数	7,983	7,976	7,976	7,976	7,962
世 帯 人 員 数(人)	3.63	3.61	3.56	3.57	3.53
有 業 人 員 数(人)	1.61	1.60	1.60	1.63	1.62
消 費 支 出	291,122	299,350	311,174	327,113	333,661
食 料	74,173	75,849	78,956	82,130	82,381
住 居	14,375	14,720	14,814	16,712	18,251
光 熱 ・ 水 道	16,326	16,261	17,147	17,981	18,516
家 具 ・ 家 事 用 品	11,805	12,015	12,396	13,401	13,092
被 服 及 び 履 物	21,043	21,801	22,967	23,814	23,344
保 健 医 療	7,925	8,211	8,866	9,016	9,299
交 通 ・ 通 信	27,628	28,466	29,469	30,533	31,090
教 育	12,725	13,510	14,471	14,211	15,394
教 養 娯 楽	27,185	28,369	30,122	31,442	32,815
そ の 他 の 消 費 支 出	77,938	80,148	81,966	87,872	89,480
現 物 総 額	14,892	14,408	14,756	15,801	15,791
	(人 口 5 万 以 上 の 都 市)				
集 計 世 帯 数	6,930	6,921	6,925	6,922	6,912
世 帯 人 員 数(人)	3.59	3.55	3.51	3.51	3.47
有 業 人 員 数(人)	1.56	1.56	1.57	1.60	1.58
消 費 支 出	297,030	305,046	317,289	332,898	339,224
現 物 総 額	14,768	14,372	14,727	15,651	15,596

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

第52表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

(単位 円)

事 項	昭和63年 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
	(全 国)				
集 計 世 帯 数	5,097	5,117	5,047	5,039	4,996
世 帯 人 員 数(人)	3.74	3.72	3.70	3.71	3.69
有 業 人 員 数(人)	1.63	1.63	1.64	1.66	1.68
収 入 総 額	839,539	873,421	926,965	968,124	1,001,938
実 収 入	481,250	495,849	521,757	548,769	563,855
勤 め 先 収 入	453,320	466,564	490,626	515,365	529,490
世 帯 主 収 入	394,956	410,117	430,670	448,226	462,253
妻 の 収 入	43,195	40,892	44,101	49,621	51,058
他 の 世 帯 員 収 入	15,170	15,555	15,854	17,518	16,179
事 業 ・ 内 職 収 入	5,589	5,600	5,216	5,151	5,583
そ の 他 の 実 収 入	22,341	23,685	25,916	28,252	28,781
実 収 入 以 外 の 収 入	263,404	281,331	306,094	320,548	338,749
預 貯 金 引 出	238,473	256,812	277,579	292,502	311,090
保 険 取 金	2,054	1,876	2,762	3,400	3,371
借 入 金	6,337	3,533	5,948	4,914	5,550
掛 け 金	7,273	8,707	9,993	11,122	11,527
そ の 他	9,267	10,403	9,812	8,610	7,211
繰 入 総 額	94,884	96,240	99,115	98,808	99,334
支 出 総 額	839,539	873,421	926,965	968,124	1,001,938
実 支 出	382,517	390,904	412,813	430,380	442,937
消 費 支 出	307,204	316,489	331,595	345,473	352,820
食 料	74,827	76,794	79,993	83,051	83,445
住 居	15,722	15,846	16,475	18,234	20,191
光 熱 ・ 水 道	15,701	15,887	16,797	17,642	18,094
家 具 ・ 家 事 用 品	12,235	12,388	13,103	13,944	13,560
被 服 及 び 履 物	21,715	22,577	23,902	24,451	24,033
保 健 医 療	7,753	8,092	8,670	8,776	9,125
交 通 ・ 通 信	31,210	32,217	33,499	34,659	35,304
教 育	14,522	15,349	16,827	17,129	18,625
教 養 娯 楽	28,109	29,585	31,761	32,861	34,279
そ の 他 の 消 費 支 出	85,410	87,753	90,569	94,726	96,164
非 消 費 支 出	75,313	74,415	81,218	84,907	90,117
実 支 出 以 外 の 支 出	359,736	385,140	415,633	438,997	460,169
預 貯 金	269,809	295,672	320,894	342,277	361,149
保 険 掛 金	31,394	32,994	33,973	36,728	39,733
借 金 返 済	25,569	26,709	27,261	27,553	28,010
掛 け 金	6,915	8,016	9,052	10,380	11,319
そ の 他	26,048	21,749	24,453	22,059	19,958
繰 越 金 額	97,286	97,377	98,519	98,748	98,832
現 物 総 額	14,480	13,902	14,216	15,076	15,006
	(人 口 5 万 以 上 の 都 市)				
集 計 世 帯 数	4,467	4,475	4,430	4,406	4,363
世 帯 人 員 数(人)	3.70	3.66	3.64	3.64	3.63
有 業 人 員 数(人)	1.58	1.59	1.60	1.63	1.65
収 入 総 額	853,687	889,508	948,002	990,370	1,016,177
実 収 入	485,566	498,298	528,079	556,587	566,395
実 収 入 以 外 の 収 入	273,330	296,140	320,947	335,167	351,056
繰 入 金	94,791	95,069	98,975	98,615	98,726
支 出 総 額	853,687	889,508	948,002	990,370	1,016,177
実 支 出	388,673	396,454	420,424	439,169	447,129
実 支 出 以 外 の 支 出	367,908	397,172	429,560	452,580	471,650
繰 越 金	97,106	95,882	98,018	98,620	97,398
現 物 総 額	14,522	14,133	14,426	15,087	14,998

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

第53表 年間収入階級別勤労者世帯1世帯当り年平均1か月間の収入と支出(全国)

平成4年(1992) (単位 円)

区分	平均	~	2,000,000	2,500,000	3,000,000	3,500,000	4,000,000	4,500,000	5,000,000
		1,999,999	2,499,999	2,999,000	3,499,999	3,999,999	4,499,999	4,999,999	5,499,999
集計世帯数	4,996	58	72	116	188	255	305	356	376
世帯人員数(人)	3.69	2.57	3.13	3.20	3.38	3.28	3.49	3.58	3.69
有業人員数(人)	1.68	1.41	1.34	1.38	1.39	1.44	1.40	1.47	1.52
収入総額	1,001,938	299,124	445,464	469,265	543,307	594,181	648,024	720,975	764,880
実収入	563,855	157,041	233,185	253,154	302,978	319,555	349,167	391,097	426,708
勤め先収入	529,490	141,333	204,251	218,948	274,699	296,132	321,779	367,706	397,528
世帯主収入	462,253	127,927	187,980	204,975	254,406	275,800	301,903	339,894	365,307
妻の収入	51,058	4,509	8,189	8,558	13,402	16,761	14,811	22,188	26,400
他の世帯員収入	16,179	8,897	8,082	5,415	6,890	3,571	5,065	5,624	5,820
事業・内職収入	5,583	1,561	4,518	3,621	2,586	2,695	2,750	3,168	3,554
その他の実収入	28,781	14,147	24,415	30,585	25,693	20,728	24,638	20,223	25,625
実収入以外の収入	338,749	80,894	146,182	144,713	163,321	194,369	219,144	245,286	253,664
繰入金	99,334	61,189	66,097	71,398	77,009	80,257	79,713	84,592	84,509
支出総額	1,001,938	299,124	445,464	469,265	543,307	594,181	648,024	720,975	764,880
実支出	442,937	143,982	217,385	223,333	247,909	269,525	293,815	317,720	338,627
消費支出	352,820	133,718	197,277	200,382	216,269	233,148	252,629	270,300	285,386
食料	83,445	42,881	56,361	55,767	63,298	63,237	67,383	71,896	75,904
住居	20,191	16,386	19,912	21,145	20,724	21,909	23,040	20,687	22,321
光熱・水道	18,094	11,430	13,905	13,425	15,424	14,423	15,578	15,798	16,666
家具・家事用品	13,560	4,870	7,215	6,966	7,340	8,602	9,497	11,198	11,295
被服及び履物	24,033	7,623	14,699	11,694	11,976	13,639	15,429	16,323	17,886
保健医療	9,125	4,110	6,631	6,671	6,885	8,138	9,326	8,462	10,354
交通・通信	35,304	10,743	22,782	17,080	20,168	24,578	25,776	27,971	27,912
教育	18,625	2,792	6,546	6,411	5,995	6,965	7,750	9,913	10,825
教養娯楽	34,279	8,289	13,288	16,185	17,643	19,330	22,317	25,852	27,713
その他の消費支出	96,164	24,594	35,937	45,038	46,816	52,326	56,530	62,200	64,509
非消費支出	90,117	10,264	20,108	22,951	31,639	36,377	41,186	47,420	53,241
実支出以外の支出	460,169	91,012	157,065	171,646	214,188	243,404	268,590	315,361	341,475
繰越金	98,832	64,129	71,014	74,286	81,210	81,252	85,619	87,894	84,778

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

5,500,000	6,000,000	6,500,000	7,000,000	7,500,000	8,000,000	9,000,000	10,000,000	12,500,000	15,000,000
5,999,999	6,499,999	6,999,999	7,499,999	7,999,999	8,999,999	9,999,999	12,499,999	14,999,999	~
360	379	327	334	273	437	319	492	219	130
3.68	3.73	3.76	3.83	3.78	3.80	3.75	3.87	3.82	3.95
1.51	1.58	1.62	1.72	1.77	1.77	1.86	2.00	2.11	2.20
827,587	937,928	979,513	1,002,086	1,075,082	1,166,151	1,243,818	1,418,426	1,590,483	1,929,144
454,390	511,310	536,619	566,028	600,187	660,406	707,129	815,134	919,190	1,178,472
424,449	469,907	509,300	535,878	564,846	625,203	667,886	771,795	869,034	1,112,973
391,418	425,900	457,407	477,354	496,281	544,517	558,588	641,053	700,562	900,460
26,385	37,906	41,204	48,682	53,967	62,940	85,444	94,245	121,250	142,275
6,646	6,101	10,689	9,842	14,598	17,746	23,854	36,496	47,222	70,238
3,388	2,974	5,610	5,542	7,445	6,570	5,549	9,849	9,063	17,945
26,553	38,429	21,709	24,608	27,896	28,634	33,693	33,490	41,094	47,555
285,765	329,968	347,265	339,997	368,552	397,705	419,596	482,312	535,204	607,728
87,431	96,652	95,629	96,060	106,344	108,039	117,094	120,980	136,089	142,944
827,587	937,928	979,513	1,002,086	1,075,082	1,166,151	1,243,818	1,418,426	1,590,483	1,929,144
382,284	397,895	415,682	442,291	480,007	516,110	549,936	626,395	705,847	882,837
300,964	328,257	339,490	356,984	379,812	407,640	432,935	476,898	516,429	592,666
79,614	83,680	84,197	86,858	90,330	92,983	92,478	98,520	102,720	107,268
19,444	19,205	21,433	19,237	21,884	17,843	18,057	17,888	23,674	19,832
16,765	17,461	17,877	18,169	19,072	19,736	19,927	21,109	21,879	23,305
11,333	11,457	13,285	13,819	14,843	16,330	14,899	18,113	20,990	25,287
19,253	21,820	22,983	23,712	25,364	28,386	30,684	34,238	41,580	46,918
8,626	9,890	8,164	8,356	9,058	8,152	10,288	9,885	11,847	12,084
30,075	32,908	34,340	33,219	41,949	40,655	41,743	50,031	47,954	57,996
13,446	15,119	19,502	23,805	18,805	25,038	29,156	33,543	29,102	25,176
31,224	34,058	33,407	35,725	36,914	40,967	43,094	45,429	49,905	61,108
71,184	82,661	84,303	94,085	101,592	117,549	132,607	148,142	166,779	211,691
61,320	69,638	76,192	85,307	100,196	108,470	117,001	149,497	189,418	290,171
379,543	442,859	468,464	464,380	485,140	540,289	579,133	676,355	757,066	920,691
85,759	97,174	95,366	95,415	109,935	109,753	114,749	115,675	127,570	125,616

第54表 消費者物価指数(中分類)

(i) 全国

平成2年(1990)=100

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費
昭和63年平均(1988)	94.9	94.1	94.2	98.1	99.4	91.4	98.0	97.5	91.6	93.7	97.5
平成元年(1989)	97.0	96.1	97.0	97.7	99.9	95.5	99.5	98.6	95.3	96.7	98.9
2(1990)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3(1991)	103.3	104.8	103.1	102.3	100.8	104.7	100.6	100.7	104.8	102.9	101.9
4(1992)	105.0	105.4	106.3	102.4	102.0	107.9	103.3	101.2	109.4	106.2	103.6

(ii) 人口5万人以上の都市

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費
昭和63年平均(1988)	94.8	93.9	94.3	98.3	99.6	91.2	98.0	97.5	91.4	93.5	97.5
平成元年(1989)	97.0	96.1	97.3	97.8	99.9	95.3	99.6	98.6	95.1	96.6	98.8
2(1990)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3(1991)	103.2	104.8	103.0	101.9	100.9	104.8	100.6	100.7	104.9	102.9	101.9
4(1992)	105.1	105.3	106.2	102.1	102.0	107.9	103.3	101.5	109.4	106.2	103.7

資料：総務庁統計局「消費者物価指数年報」

第55表 農村消費者物価指数

平成2年度(1990)=100

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	雑費	臨時費
昭和62年度(1987)	94.0	92.7	93.8	99.7	102.1	87.6	96.0	96.3	87.3	95.9	94.3	94.0
63(1988)	94.0	92.7	94.9	97.3	101.9	88.2	96.0	95.2	89.5	96.5	94.3	93.9
平成元年度(1989)	96.5	94.7	98.3	99.5	102.9	91.5	97.3	98.5	93.9	99.1	96.8	96.5
2(1990)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3(1991)	102.4	103.9	102.5	101.5	101.1	103.7	100.6	99.0	104.4	102.0	102.3	102.1
4(1992)	103.6	104.0	104.0	101.8	102.0	105.6	105.1	99.2	108.7	105.3	103.7	103.1

資料：農林水産省統計情報部「農村物価賃金統計」

第56表 農家家計費(全国1戸当り平均)

区分	昭和63年度(1988)	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)
年間月平均世帯員数	4.28	4.26	4.25	4.20	4.25
家計費合計	4,934,100	5,091,800	5,274,300	5,415,000	5,584,800
飲食費	1,033,000	1,056,200	1,098,800	1,137,800	1,143,000
住居費	276,500	283,400	294,900	325,900	314,000
家計光熱費・水道料	180,400	185,100	199,100	206,600	212,200
家具・家事用品費	199,800	203,500	219,700	221,200	225,200
被服及び履物費	290,300	302,800	309,800	319,300	299,700
保健医療費	119,600	130,300	132,100	138,800	135,600
交通通信費	670,900	651,000	671,200	622,700	636,900
教育費	138,000	147,100	156,800	168,200	171,600
教養娯楽費	409,000	427,100	450,000	469,800	498,000
雑費	1,273,200	1,332,600	1,393,300	1,454,800	1,543,100
臨時費	343,400	372,700	348,600	349,900	405,500
農家経済の総括計算					
(1)農業所得(農業粗収益-農業経営費)	952,700 (963,000)	1,111,700	1,163,100	1,120,200	1,136,500
(2)農外所得(農外収入-農外支出)	4,822,200 (4,811,900)	5,110,300	5,438,400	5,714,000	5,804,300
(3)農家所得((1)+(2))	5,774,900	6,222,000	6,601,500	6,834,200	6,940,800
(4)年金・被贈等の収入	1,676,800	1,762,600	1,797,200	1,903,900	1,972,300
(5)農家総所得((3)+(4))	7,451,700	7,984,600	8,398,700	8,738,100	8,913,100
(6)租税公課諸負担	1,281,100	1,333,500	1,408,800	1,440,800	1,474,300
(7)可処分所得((5)-(6))	6,170,600	6,651,100	6,989,900	7,297,300	7,438,800
(8)農家経済余剰((7)-家計費合計)	1,236,500	1,559,300	1,715,600	1,882,300	1,854,000
分析指標					
農業依存度(農業所得/農家所得)	% 16.5 (16.7)	% 17.9	% 17.6	% 16.4	% 16.4
農業所得率(農業所得/農業粗収益)	35.6 (35.7)	38.7	38.7	37.2	37.3
家計費充足率(農業所得/家計費合計)	19.3 (19.5)	21.8	22.1	20.7	20.3

(注) 1 昭和63年度まで、農外事業等の収支に計上していた農作業受託収支を平成元年度から農業収支に計上した。なお、昭和63年度の()内の数値は修正値である。

2 平成3年度以降の数値は農業経営費等の計上範囲の見直し後の数値である。

資料：農林水産省統計情報部「農家経済調査」

第5節 社会保障関係

1 総括

第57表 医療保険適用者数 (制度別)

年度末現在 (単位 千人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)
合 計	90,244	103,645	117,037	124,260	124,233
被 用 者 保 険	44,073	60,282	72,501	81,191	81,616
被 保 険 者	18,662	28,146	31,753	37,926	38,993
被 扶 養 者	25,412	32,136	40,748	43,265	42,624
政府管掌健康保険					
一 般 被 保 険 者	18,579	26,020	31,289	36,666	36,674
被 保 険 者	8,902	13,183	14,562	17,983	18,574
被 扶 養 者	9,677	12,837	16,727	18,683	18,101
法第69条の7被保険者	2,535	1,192	518	155	141
被 保 険 者 ^(注)	1,142	638	318	103	93
被 扶 養 者 ^(注)	[1,393]	[554]	[200]	52	47
組合管掌健康保険	12,736	21,236	27,502	32,009	32,519
被 保 険 者	5,046	9,697	11,431	14,668	15,145
被 扶 養 者	7,690	11,539	16,071	17,341	17,374
船 員 保 険	597	741	672	409	387
被 保 険 者	216	262	212	137	131
被 扶 養 者	381	479	460	272	257
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	6,002	2,960	3,042	2,805	2,783
組 合 員	2,160	1,149	1,200	1,158	1,162
被 扶 養 者	3,842	1,811	1,842	1,647	1,621
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	2,339	2,203	2,072	1,475	1,448
組 合 員	694	789	807	513	504
被 扶 養 者	1,645	1,414	1,265	962	944
地方公務員等共済組合	1,129	5,583	6,803	6,902	6,880
組 合 員	416	2,237	2,902	2,963	2,973
被 扶 養 者	714	3,346	3,901	3,939	3,907
私立学校教職員共済組合	156	347	603	770	784
組 合 員	86	191	321	401	411
被 扶 養 者	70	156	282	369	373
国民健康保険	46,171	43,363	44,536	43,069	42,617

(注) 法第69条の7被保険者は年度末現在有効被保険者手帳所有者数、被扶養者数の〔 〕は社会保障庁推定数値。

第58表 公的年金適用者数 (制度別)

年度末現在 (単位 千人)

区 分	昭和35年度 (1960)	36 (1961)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)
合 計	17,411	37,254	51,934	59,032	66,311	68,353
厚生年金保険	13,240	14,726	22,260	25,239	30,997	31,959
(再掲)厚生年金基金	・	・	3,910	5,964	9,845	10,678
船 員 保 険 ^(注)	216	225	262	205	(126)	(120)
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	1,190	1,217	1,149	1,179	1,126	1,132
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	694	707	789	788	496	493
地方公務員等共済組合	151	164	2,536	3,225	3,286	3,301
町村職員恩給組合	192	200	・	・	・	・
恩給退職年金関係	1,340	1,374	・	・	・	・
私立学校教職員共済組合	88	92	194	319	373	381
農林漁業団体職員共済組合	300	308	407	481	498	501
国 民 年 金	・	18,241	24,337	27,596	29,535	30,586
(再掲)農業者年金	・	・	787	1,057	574	526

(注) 1 船員保険は、平成2年度以降は厚生年金の再掲
2 地方公務員等共済組合は、36年度までは旧町村職員共済組合の数値
3 農業者年金の45年度数値は、46年9月末現在

第59表 雇用保険適用者数 (制度別)

年度末現在 (単位 千人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)
合 計	13,781	21,401	25,295	31,586	32,433
雇 用 保 険	13,655	21,220	25,128	31,483	32,334
船 員 保 険	126	181	167	103	99

第60表 業務災害補償保険適用者数 (制度別)

年度末現在 (単位 千人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)
合 計	19,765	31,507	37,193	47,713	48,960
労働者災害補償保険	16,186	26,530	31,840	43,222	44,469
船 員 保 険	216	262	205	127	121
国家公務員災害補償 ^(注)					
国 家 公 務 員	1,007	1,423	1,125	1,081	1,091
公 共 企 業 体 職 員	696	789	807	・	・
地方公務員災害補償	1,660	2,503	3,216	3,283	3,279

(注) 7月1日現在である。

第61表 社会保険被保険者(組合員)1人当り平均標準報酬月額(制度別)
年度末現在(単位:円)

区分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)
政府管掌健康保険 一般被保険者	15,012	49,960	167,852	251,505	263,696
法第69条の7被保険者 ^(注1)	509	1,899	5,870	10,604	11,385
組合管掌健康保険	22,157	61,915	210,985	315,243	326,079
船員保険					
普通保険	18,272	66,200	234,778	323,582	339,888
失業保険	20,173	71,316	245,662	343,582	359,995
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	22,882	60,730	190,796	339,463	346,749
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	・	62,716	173,546	358,471	378,739
地方公務員等共済組合 ^(注2)	15,358	65,643	204,035	292,057	304,275
私立学校教職員共済組合 ^(注3)	16,426	50,731	199,827	302,599	315,351
*厚生年金保険	16,849	54,806	188,534	273,684	284,362
厚生年金基金	・	57,726	202,550	293,162	302,637
農林漁業団体職員共済組合 ^(注3)	12,356	43,986	165,201	238,183	249,058
(参考)国民年金	[36年度] 20-34歳 100 35-59歳 150	450	3,770	8,400	9,000

(注) 1) 平均賃金日額である。
2) 平均給料月額である。
3) 平均標準給与月額である。
* 平成2年度以降の厚生年金保険には船員保険(年金部分)を含む。

第62表 制度別被保険者1人当り診療費
年度末現在(単位:円)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
政府管掌健康保険 一般被保険者	39,903	172,608	170,138	174,077	180,590
被保険者分	32,786	107,009	105,182	108,183	113,232
被扶養者分	7,117	65,599	64,956	65,894	68,358
法第69条の7被保険者	55,568	246,433	207,426	208,368	211,016
被保険者分	48,327	196,079	169,004	170,048	173,142
被扶養者分	7,241	50,354	38,422	38,320	37,874
組合管掌健康保険	32,683	143,855	146,067	147,510	152,651
被保険者分	23,406	75,280	80,385	82,128	86,284
被扶養者分	9,277	68,575	65,682	65,382	66,367
船員保険	48,697	260,687	269,260	275,484	283,117
被保険者分	35,071	124,783	140,800	143,720	148,650
被扶養者分	13,626	135,904	128,460	131,764	134,467
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	35,372	149,003	154,817	158,185	162,677
組合員分	23,800	72,402	77,071	78,333	80,606
被扶養者分	11,572	76,601	77,746	79,852	82,071
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	37,321	161,595	170,746	181,433	190,242
組合員分	25,073	82,510	81,494	85,731	90,575
被扶養者分	12,248	79,085	89,270	95,702	99,667
地方公務員等共済組合	41,775	158,764	171,118	175,271	180,904
組合員分	29,320	85,180	94,610	97,184	100,691
被扶養者分	12,455	73,584	76,508	78,087	80,213
私立学校教職員共済組合	38,640	145,417	155,868	160,420	167,376
組合員分	31,556	94,568	99,054	102,072	107,505
被扶養者分	7,084	50,849	56,814	58,348	59,871
国民健康保険	17,454 (57,151)	97,993 (279,268)	195,085 (470,028)	207,418 (488,434)	222,177 (510,807)

(注) 1 「1人当り診療費」とは、療養の給付(家族療養の給付)と特定療養給付費(家族特定療養給付費)を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。
2 国民健康保険の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。
3 国民健康保険の()内は、1世帯当りの医療費である。
4 平成2年度以降は老人保健による給付分を除く。ただし、国民健康保険は老人保健分を含む。

第63表 公的年金受給権者数

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)
合 計	1,117,195	3,074,220	3,314,262	9,829,857	11,692,207
老 齢 年 金 (退職年金)	794,159	1,536,952	2,029,461	6,559,504	8,152,911
老 齢 基 礎 年 金	.	.	.	973,344	1,761,208
老 齢 厚 生 年 金 (老齢相当) (通老相当)	.	.	.	1,294,713	1,616,267
退 職 共 済 年 金	.	.	.	823,128	1,060,902
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	.	.	.	140,880	165,986
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	.	78,912	85,844
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	.	.	268,726	336,146
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	.	44,063	52,662
厚 生 年 金 基 金	.	41,758	690,701	1,923,638	2,098,391
恩 給 (文 官 軍 人 都道府県知事裁定)	149,033 470,313 174,813	100,507 1,256,409 138,278	61,626 1,187,941 89,193	27,221 892,517 44,883	24,414 851,488 40,992
障 害 年 金	73,301	136,104	132,317	1,088,871	1,151,417
障 害 基 礎 年 金	.	.	.	904,093	942,280
障 害 厚 生 年 金	.	.	.	87,196	104,204
障 害 共 済 年 金
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	.	.	.	1,460	2,127
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	.	423	591
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	.	.	4,208	5,601
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	.	264	335
厚 生 年 金 基 金	.	.	.	875	1,047
恩 給 (文 官 軍 人 都道府県知事裁定)	987 71,898 416	1,292 134,389 423	1,101 130,917 299	718 99,238 172	678 94,129 161
船 員 保 險 (職 務 上)	—	—	—	224	264
遺 族 年 金	249,735	1,401,164	1,152,484	2,171,482	2,387,879
遺 族 基 礎 年 金	.	.	.	206,834	224,487
遺 族 厚 生 年 金	.	.	.	755,145	916,000
遺 族 共 済 年 金
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	.	.	.	41,926	51,949
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	.	36,528	44,732
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	.	.	91,019	112,269
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	.	8,866	11,089
厚 生 年 金 基 金	.	.	.	13,580	16,912
恩 給 (文 官 軍 人 都道府県知事裁定)	79,980 95,871 73,884	96,339 1,223,970 80,855	92,077 980,110 80,297	68,813 881,620 66,524	65,783 879,724 64,207
船 員 保 險 (職 務 上)	.	.	.	627	727

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。
2 恩給の老齢・障害・遺族年金欄はそれぞれ普通恩給・増加恩給及び傷病年金・扶助料等を掲げた。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)
合 計	3,036,719	5,976,687	16,823,448	20,296,449	19,729,499
老 齢 年 金 (退職年金)	2,280,967	4,528,024	12,128,225	13,094,960	12,613,707
厚 生 年 金 保 險	41,408	520,073	2,022,741	3,464,916	3,376,689
船 員 保 險	2,420	13,945	40,308	.	.
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	21,464 123,860	120,366 169,534	287,006 281,252	364,542 398,974	354,180 388,615
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	228,418	567,067	798,673	778,907
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	1,655	3,590	10,430	16,350	15,852
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	17,684	60,106	87,055	84,970
国民年金 (老 齢 年 金 老 齢 福 祉 年 金)	2,090,160	3,454,414	5,323,938 3,535,377	6,752,662 1,211,788	6,569,273 1,045,221
通 算 老 齢 年 金 (通 算 退 職 年 金)	.	94,743	1,945,213	4,626,376	4,626,962
厚 生 年 金 保 險	.	90,157	1,349,589	2,349,413	2,327,832
船 員 保 險	.	290	9,025	.	.
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	.	150	4,320	9,686	9,479
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	19	290	871	853
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	940	26,620	47,554	46,389
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	2,681	23,947	32,853	31,221
国民年金 (老 齢 年 金 老 齢 福 祉 年 金)	.	506	16,308	28,417	27,485
障 害 年 金 (疾病年金)	308,526	543,396	1,091,445	546,299	525,109
厚 生 年 金 保 險	83,923	95,166	200,598	239,710	231,319
船 員 保 險	2,601	3,869	5,857	.	.
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	2,282 3,773	2,895 3,658	4,809 4,188	7,712 4,682	7,646 4,534
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	3,946	11,011	21,472	21,241
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	93	202	529	962	936
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	59	732	2,173	3,161	3,093
国民年金 (障 害 年 金 障 害 福 祉 年 金)	215,795	384,888	236,568 625,712	268,600	256,340
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)	429,493	801,229	1,651,466	2,023,127	1,958,270
厚 生 年 金 保 險	177,154	482,243	1,112,414	1,505,043	1,458,919
船 員 保 險	20,876	18,427	32,372	.	.
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	6,346 29,848	31,567 59,133	75,657 95,561	96,001 103,373	93,601 100,123
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	41,967	130,038	183,000	179,422
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	58	1,242	7,466	12,395	12,063
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	436	4,820	16,274	24,172	23,770
国民年金 (母 子 年 金 準 母 子 年 金 遺 児 年 金 寡 婦 年 金 母 子 福 祉 年 金 準 母 子 福 祉 年 金)	.	122,051 78 6,700	124,658 166 6,059	42,652 58 1,568	33,345 49 1,100
船 員 給 付	45	95	299	1,555	1,521
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	45	56	81	406	397
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	39	218	1,149	1,124
公 務 災 害 給 付	17,688	9,200	6,800	4,132	3,930
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	298 17,390	212 8,968	146 6,641	95 4,037	86 3,844
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	20	13	.	.

(注) 1 老齢年金(退職年金)には特例老齢年金、減額退職年金を含む。
2 私立学校教職員共済組合の退職年金には恩給財団年金を含む。

第64表 公的年金における年金総額 (制度別)

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)
合 計	146,791	345,432	1,387,461	8,244,535	10,021,094
老 齢 年 金 (退職年金)	43,488	122,601	283,293	5,298,699	6,768,411
老 齢 基 礎 年 金	.	.	.	372,487	830,310
老 齢 厚 生 年 金 (老齢相当) (通老相当)	.	.	.	2,287,685	2,907,388
退 職 共 済 年 金	.	.	.	282,434	345,549
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	.	.	.	343,119	402,434
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	.	149,389	167,290
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	.	.	669,297	831,586
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	.	48,427	57,767
厚 生 年 金 基 金	.	892	68,745	63,879	79,194
恩 給 (文 官 軍 人 都道府県知事裁定)	14,170 11,984 17,334	22,449 64,610 34,650	64,063 43,011 107,474	34,461 490,715 67,146	31,783 484,619 62,756
障 害 年 金	8,363	24,441	171,948	977,236	1,040,046
障 害 基 礎 年 金	.	.	.	729,130	779,299
障 害 厚 生 年 金	.	.	.	58,209	71,650
障 害 共 済 年 金	.	.	.	1,643	2,339
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	.	.	.	340	497
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	.	5,387	6,978
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	.	.	269	333
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	.	905	1,094
恩 給 (文 官 軍 人 都道府県知事裁定)	142 8,188 33	390 23,913 138	2,190 169,125 633	1,947 178,534 473	1,898 175,043 426
船 員 保 険 (職 務 上)	.	.	.	399	489
遺 族 年 金	94,940	198,390	932,220	1,968,600	2,212,637
遺 族 基 礎 年 金	.	.	.	135,836	151,910
遺 族 厚 生 年 金	.	.	.	587,863	743,684
遺 族 共 済 年 金	.	.	.	55,583	70,942
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	.	.	.	45,747	58,725
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	.	120,308	153,336
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	.	.	5,791	7,346
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	.	12,780	16,337
恩 給 (文 官 軍 人 都道府県知事裁定)	4,736 87,190 3,014	11,607 177,332 9,451	68,884 857,197 6,139	68,132 864,730 70,751	67,370 870,912 70,786
船 員 保 険 (職 務 上)	.	.	.	1,079	1,289

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者を掲げた。
2 恩給の老齢・障害・遺族年金欄はそれぞれ普通恩給・増加恩給及び傷病年金・扶助料等を掲げた。
3 平成3年度の厚生年金は基金代行分を含む。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)
合 計	54,736	499,097	8,857,568	16,198,037	16,336,458
老 齢 年 金 (退職年金)	38,685	374,339	6,760,927	12,616,635	12,718,327
厚 生 年 金 保 険	1,727	89,032	2,443,658	5,820,604	5,957,589
船 員 保 険	129	3,205	65,394	.	.
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	2,117	40,119	449,559	793,355	789,244
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	10,982	62,968	475,041	875,227	870,290
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	91,679	990,889	1,913,554	1,915,857
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	87	850	13,563	31,229	30,996
国民年金 (老 齢 年 金 老 齢 福 祉 年 金)	23,643	82,906	1,430,985	2,616,655	2,634,380
通 算 老 齢 年 金 (通算退職年金)	.	6,355	484,513	1,302,977	1,352,488
厚 生 年 金 保 険	.	6,213	410,410	853,078	882,704
船 員 保 険	.	24	2,797	.	.
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	.	8	1,957	6,748	6,801
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	1	145	503	508
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	39	11,238	32,908	33,100
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	55	7,595	17,774	17,350
国民年金 (老 齢 年 金 老 齢 福 祉 年 金)	.	15	4,936	13,319	13,261
障 害 年 金 (疾病年金)	7,092	35,353	558,980	550,880	544,446
厚 生 年 金 保 険	2,809	12,724	167,712	269,678	266,940
船 員 保 険	90	656	6,828	.	.
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	116	540	6,186	14,565	14,784
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	203	568	4,039	6,993	6,905
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	960	15,848	44,470	44,732
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	6	35	475	1,402	1,399
国民年金 (障 害 年 金 障 害 福 祉 年 金)	3,868	5,439	135,935	209,357	205,262
遺 族 年 金 (通算遺族を含む)	8,231	81,309	1,043,254	1,715,071	1,708,789
厚 生 年 金 保 険	4,087	47,922	669,675	1,204,185	1,202,383
船 員 保 険	92	2,676	28,981	.	.
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	236	3,836	60,398	108,665	108,957
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	1,111	7,183	74,028	109,378	108,849
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	6,072	106,705	205,841	207,337
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	3	151	3,720	7,344	7,328
国民年金 (母 子 年 金 準 母 子 年 金 遺 児 年 金 寡 婦 年 金 母 子 福 祉 年 金 準 母 子 福 祉 年 金)	0 . . . 2,702 .	398 11,560 7 433 1,066 5	9,261 80,811 109 2,284 6,766 3	18,940 36,597 51 922 23,148 .	19,184 29,300 43 677 24,731 .
船 員 給 付	2	11	288	3,832	3,855
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	2	5	92	887	892
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	6	196	2,945	2,963
公 務 災 害 給 付	726	1,730	9,606	8,642	8,553
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	17	31	179	163	154
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	709	1,694	9,398	8,479	8,399

第65表 公的年金受給権者1人当り年金額

(1) 新制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)
老 齢 年 金 (退職年金)					
老 齢 基 礎 年 金	・	・	・	382,688	471,443
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当) (通老相当)	・	・	・	1,766,944	1,893,890
退 職 共 済 年 金				343,123	438,842
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	・	・	・	2,435,543	2,424,507
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	・	1,893,111	1,948,772
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	・	・	・	2,490,630	2,473,885
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	・	1,099,032	1,096,933
厚 生 年 金 基 金	・	21,369	99,530	1,345,412	1,351,175
恩 給 (文 官)	95,079	223,358	1,039,540	254,549	270,557
恩 給 (軍 人)	25,480	51,424	361,980	1,265,980	1,301,819
都 道 府 県 知 事 裁 定	99,155	250,581	1,204,964	549,810	569,144
障 害 年 金				1,496,030	1,530,931
障 害 基 礎 年 金	・	・	・	806,477	827,035
障 害 厚 生 年 金	・	・	・	1,057,708	1,089,783
障 害 共 済 年 金					
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	・	・	・	1,125,407	1,099,615
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	・	802,774	841,061
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	・	・	・	1,289,221	1,245,821
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	・	1,020,703	993,964
恩 給 (文 官)	137,003	301,858	1,989,339	1,034,347	1,045,012
恩 給 (軍 人)	98,788	177,940	1,291,851	2,711,568	2,799,754
都 道 府 県 知 事 裁 定	77,114	326,459	2,117,435	1,799,052	1,859,609
船 員 保 険 (職 務 上)	・	・	・	2,747,169	2,643,106
遺 族 年 金				1,782,906	1,842,060
遺 族 基 礎 年 金	・	・	・	656,740	676,700
遺 族 厚 生 年 金	・	・	・	889,630	915,388
遺 族 共 済 年 金					
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	・	・	・	1,325,735	1,365,617
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	・	1,252,382	1,312,826
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	・	・	・	1,321,794	1,365,792
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	・	653,160	662,482
恩 給 (文 官)	42,663	120,477	748,113	941,102	965,996
恩 給 (軍 人)	20,406	144,883	874,593	990,101	1,024,121
都 道 府 県 知 事 裁 定	38,885	116,883	773,861	980,842	989,984
船 員 保 険 (職 務 上)	・	・	・	1,063,543	1,102,467
				1,721,164	1,766,502

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者を掲げた。
2 恩給の老齢・障害・遺族年金欄はそれぞれ普通恩給・増加恩給及び傷病年金・扶助料等を掲げた。

(II) 旧制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)
老 齢 年 金 (退職年金)					
厚 生 年 金 保 険	41,714	171,191	1,208,092	1,679,869	1,764,329
船 員 保 険	53,479	229,807	1,622,362	・	・
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	98,616	332,810	1,566,376	2,173,874	2,228,371
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	88,686	371,420	1,689,023	2,194,754	2,239,467
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	・	401,572	1,747,393	2,395,917	2,459,673
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	52,750	236,810	1,300,356	1,910,035	1,955,319
国民年金 (老 齢 年 金)	・	202,456	1,089,728	1,649,391	1,700,932
国民年金 (老 齢 福 祉 年 金)	11,311	28,505	268,783	387,500	401,015
			233,734	348,595	359,200
通 算 老 齢 年 金 (通 算 退 職 年 金)					
厚 生 年 金 保 険	・	68,913	304,100	363,103	379,196
船 員 保 険	・	83,969	309,933	・	・
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	・	52,192	453,027	696,694	717,466
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	65,053	498,514	577,715	596,077
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	・	43,160	422,146	692,018	713,523
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	317,177	541,020	541,020	555,716
国民年金 (障 害 年 金)	・	29,103	302,679	468,713	482,474
国民年金 (障 害 福 祉 年 金)	・	・	88,204	175,496	182,609
障 害 年 金 (疾病年金)					
厚 生 年 金 保 険	33,477	133,702	836,061	1,125,020	1,153,991
船 員 保 険	50,229	169,601	1,165,718	・	・
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	51,038	186,405	1,286,340	1,888,665	1,933,570
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	53,801	205,920	1,352,247	1,493,509	1,523,040
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	・	243,360	1,439,328	2,071,057	2,105,906
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	67,417	175,078	897,143	1,457,346	1,494,685
国民年金 (障 害 年 金)	60,732	154,156	926,755	1,396,629	1,430,429
国民年金 (障 害 福 祉 年 金)	17,926	113,217	574,615	779,437	800,740
		39,987	351,508	・	・
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)					
厚 生 年 金 保 険	23,068	99,372	602,002	798,107	824,160
船 員 保 険	28,810	145,199	895,241	・	・
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	37,234	121,565	798,316	1,132,918	1,164,056
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	37,176	124,491	789,104	1,058,090	1,087,153
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	・	144,674	820,568	1,124,814	1,155,580
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	55,152	121,310	498,284	592,466	607,490
国民年金 (母 子 年 金)	20,781	82,473	569,091	783,549	807,069
国民年金 (準 母 子 年 金)	・	94,713	648,265	858,038	878,688
国民年金 (遺 児 年 金)	・	92,795	659,410	877,707	883,755
国民年金 (寡 婦 年 金)	・	64,670	376,930	588,301	615,331
国民年金 (母 子 福 祉 年 金)	13,872	36,551	320,339	421,903	442,597
国民年金 (準 母 子 福 祉 年 金)	・	34,833	298,273	・	・
船 員 給 付					
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	55,444	97,330	1,132,865	2,184,326	2,247,445
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	145,872	901,119	2,562,827	2,635,846
公 務 災 害 給 付					
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	54,232	144,514	1,222,870	1,716,982	1,792,588
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	53,698	262,550	2,257,308	2,100,319	2,184,838

(注) 1 船員保険には寡婦年金、遺児年金を含む。
2 平成2年度以降の厚生年金保険はそれぞれ併給している基礎年金分を含む。
3 平成3年度の厚生年金保険は、基金代行支給分を含む。

第66表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)

区分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)
合計	...	7,964,568	48,513,543	138,441,486	152,128,039
厚生年金保険	350,131	4,420,194	27,983,796	76,860,463	83,997,040
厚生年金基金	·	187,058	4,922,815	25,580,100	29,032,346
国民年金	[37年度] (30,469)	727,124	2,638,731	4,356,319	5,081,779
船員保険	2,962	110,757	410,679	69,557	82,887
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	87,938	668,552	2,631,396	5,740,766	6,052,921
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	...	466,264	1,341,812	2,162,060	2,213,848
地方公務員等共済組合	[37年度] (70,167)	1,207,585	7,466,385	20,485,949	22,245,465
私立学校教職員共済組合	5,295	55,474	468,022	1,709,999	1,862,427
農林漁業団体職員共済組合	8,761	121,560	649,907	1,476,273	1,559,326

(注) 1 船員保険は、船員保険特別会計全体の積立金である。
2 国民年金は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。

第67表 年金財政指標

(i) 昭和62年度(1987年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	老齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	27,675,524	6,438,332	3,937,561	7.03	—	10.32	7.19	64.44	6.75
国共済連合会	1,151,386	448,671	436,473	2.64	4.85	12.09	9.46	63.20	9.04
鉄道共済	216,487	353,735	353,278	0.61	1.53	38.94	35.13	147.07	1.30
N T T 共済	296,017	91,521	90,981	3.25	4.64	15.22	12.54	81.35	8.48
たばこ共済	28,053	22,818	22,689	1.24	2.58	21.14	18.37	95.48	4.31
地共済連合会	3,287,269	969,945	915,821	3.59	6.67	8.25	5.95	44.55	13.91
私学共済	364,952	66,046	20,360	17.92	—	7.02	4.61	42.24	14.12
農林年金	495,574	138,626	100,262	4.94	—	14.04	10.73	72.22	6.56

(注) 地共済連合会には、公立学校共済・警察共済を含む。

(ii) 昭和63年度(1988年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	老齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	28,769,153	6,945,827	4,222,143	6.81	—	10.47	7.63	66.43	6.80
国共済連合会	1,148,279	472,565	458,929	2.50	4.40	13.20	10.41	68.84	8.65
鉄道共済	209,233	348,020	347,543	0.60	1.59	30.99	27.86	111.82	1.20
N T T 共済	290,049	98,466	97,776	2.97	4.26	14.48	11.78	80.97	8.64
たばこ共済	26,806	23,540	23,394	1.15	2.28	22.60	19.83	107.56	4.06
地共済連合会	3,272,309	1,020,754	958,868	3.41	6.14	9.20	6.83	49.19	13.27
私学共済	374,697	70,626	21,858	17.14	—	5.99	3.46	35.63	17.37
農林年金	495,830	146,913	104,804	4.73	—	15.44	12.01	79.65	6.21

(iii) 平成元年度(1989年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数(人)	高齢・退職年金受給権者数(人) (注1)	同左(加入期間20年以上)(人) (注2)	年金扶養比率	補正した年金扶養比率	総合費用率(%)	独自給付費用率(%)	収支比率(%)	積立比率(倍)
厚生年金	29,921,063	7,454,381	4,507,307	6.64	—	10.63	8.02	67.18	6.78
国共済連合会	1,140,400	495,751	446,620	2.55	4.41	13.97	11.32	67.88	8.43
鉄道共済	204,752	343,368	342,817	0.60	1.58	28.44	25.91	99.86	1.12
N T T 共済	281,462	105,451	105,073	2.68	3.83	14.41	11.97	76.76	8.33
たばこ共済	26,048	24,702	24,504	1.06	1.91	24.39	21.84	124.59	3.36
地共済連合会	3,277,039	1,070,344	1,004,180	3.26	5.64	8.29	6.05	43.09	15.13
私学共済	384,013	76,284	23,560	16.30	—	6.04	3.62	35.99	17.79
農林年金	496,886	154,997	108,667	4.57	—	16.36	13.06	84.71	6.06

(iv) 平成2年度(1990年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数(人)	高齢・退職年金受給権者数(人) (注1)	同左(加入期間20年以上)(人) (注2)	年金扶養比率	補正した年金扶養比率	総合費用率(%)	独自給付費用率(%)	収支比率(%)	積立比率(倍)
厚生年金	30,997,056	7,932,170	4,759,629	6.51	—	10.52	7.67	60.74	6.70
国共済連合会	1,126,206	515,108	498,492	2.26	3.38	15.56	12.86	68.43	7.97
鉄道共済	196,107	341,431	340,742	0.58	0.97	38.18	35.05	101.00	0.83
N T T 共済	275,602	111,468	110,461	2.50	3.34	15.09	12.54	73.32	8.45
たばこ共済	24,657	25,858	25,672	0.96	1.39	30.69	27.92	100.53	2.66
地共済連合会	3,286,206	1,114,953	1,044,592	3.15	5.34	10.50	8.18	45.90	12.75
私学共済	373,312	93,167	29,033	12.86	—	8.12	5.45	41.84	14.84
農林年金	498,598	162,951	112,204	4.44	—	16.65	13.26	75.07	5.98

(v) 平成3年度(1991年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数(人)	高齢・退職年金受給権者数(人) (注1)	同左(加入期間20年以上)(人) (注2)	年金扶養比率	補正した年金扶養比率	総合費用率(%)	独自給付費用率(%)	収支比率(%)	積立比率(倍)
厚生年金	31,959,272	8,381,690	4,992,956	6.40	—	10.79	7.78	61.38	6.63
国共済連合会	1,131,934	529,645	511,497	2.21	3.19	16.32	13.55	72.60	7.78
鉄道共済	197,026	333,749	332,995	0.59	0.96	34.10	30.89	92.99	0.86
N T T 共済	270,588	116,193	115,045	2.35	3.04	15.85	13.26	72.58	8.23
たばこ共済	24,894	25,370	25,187	0.99	1.38	28.89	26.22	100.28	2.64
地共済連合会	3,300,633	1,161,442	1,087,173	3.04	5.01	10.84	8.45	47.58	12.86
私学共済	381,010	99,630	31,217	12.21	—	8.46	5.69	43.58	14.75
農林年金	500,704	171,066	116,318	4.30	—	17.04	13.54	76.17	5.90

(注) 1) 通算老齢(退職)年金受給権者を含む。
2) 旧法分の退職年金(含減額)年金受給権者を全て含めている。

年金財政指標について

- 年金扶養比率 (Pensioner Support Ratio)

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者・組合員数}}{\text{年度末高齢・退職年金受給権者数(20年以上加入)}}$$

$$\text{補正した年金扶養比率} = \text{年金扶養比率} \times \frac{\text{支出総額}}{\text{支出総額} - \text{追加費用}}$$
- 総合費用率 (Total Cost Rate)

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

$$\text{国民年金の1人当り総合費用} = \frac{\text{支出総額} - \text{国庫負担額}}{\text{1号被保険者数}}$$
- 独自給付費用率 (Supplementary Benefits Cost Rate)

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{独自給付の給付費} - \text{追加費用} - \text{独自給付に対する国庫・公経済負担額} - \text{制度間調整交付金}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

$$\text{国民年金の1人当り独自給付費} = \frac{\text{独自給付の給付費} - \text{国庫負担額}}{\text{1号被保険者数}}$$
- 収支比率 (Income Outgo Ratio)

$$\text{収支比率} = \frac{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}{\text{収入総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}$$
- 積立比率 (Reserve Fund Ratio)

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}$$

注) 1) 支出総額：基礎年金拠出金+給付費+制度間調整交付金
ただし、国共済連合会、N T T共済、たばこ共済は長期財調拠出金を含む。
2) 収入総額：拠出保険料+国庫・公経済負担額+基礎年金交付金+制度間調整交付金+利息及び配当金
ただし、鉄道共済は長期財調交付金、地共済連合会は払込金、私学共済は都道府県補助金を含む。

第68表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計	58,116	153,656	199,294	202,492	205,355
障 害 補 償 年 金	20,872	58,815	82,804	84,786	86,502
労働者災害補償保険	20,390	57,276	81,390	83,310	84,978
国家公務員災害補償					
国家公務員	136	396	471	490	506
公共企業体職員	305	564	—	—	—
地方公務員災害補償	41	579	943	986	1,018
傷 病 補 償 年 金	9,331	21,773	21,650	20,814	20,001
労働者災害補償保険	9,331	21,607	21,496	20,653	19,854
国家公務員災害補償					
国家公務員	—	71	61	61	57
地方公務員災害補償	—	95	93	100	90
遺 族 補 償 年 金	27,913	73,068	94,840	96,892	98,852
労働者災害補償保険	25,144	67,871	90,840	92,800	94,672
国家公務員災害補償					
国家公務員	255	1,044	1,372	1,392	1,426
公共企業体職員	2,263	2,290	—	—	—
地方公務員災害補償	251	1,863	2,628	2,700	2,754

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

第70表 業務災害補償保険年金受給者1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
障 害 補 償 年 金					
労働者災害補償保険	168,719	881,154	1,239,843	1,287,988	1,347,444
国家公務員災害補償					
国家公務員	285,191	1,213,124	1,634,667	1,778,606	1,837,671
公共企業体職員	287,279	2,049,543	—	—	—
地方公務員災害補償	237,317	1,430,097	2,017,354	2,139,441	2,200,361
傷 病 補 償 年 金					
労働者災害補償保険	317,129	1,648,637	2,366,561	2,441,342	2,530,911
国家公務員災害補償					
国家公務員	—	1,975,141	2,349,689	2,614,547	3,018,954
地方公務員災害補償	—	2,237,011	3,372,000	3,397,196	3,325,631
遺 族 補 償 年 金					
労働者災害補償保険	215,178	1,023,535	1,383,985	1,434,420	1,498,288
国家公務員災害補償					
国家公務員	367,839	1,234,126	1,672,186	1,766,842	1,836,326
公共企業体職員	178,641	1,125,889	—	—	—
地方公務員災害補償	455,749	1,367,708	1,904,669	2,031,690	2,124,896

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

第69表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在 (単位 千円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計	12,558,366	164,791,118	287,932,545	302,289,518	318,725,601
障 害 補 償 年 金	3,576,336	52,933,337	103,583,088	110,301,551	117,672,504
労働者災害補償保険	3,440,200	50,468,972	100,910,795	107,302,275	114,500,441
国家公務員災害補償					
国家公務員	38,786	480,397	769,928	883,880	932,826
公共企業体職員	87,620	1,155,942	—	—	—
地方公務員災害補償	9,730	828,026	1,902,365	2,115,396	2,239,237
傷 病 補 償 年 金	2,959,132	35,974,870	51,328,521	50,920,240	50,720,099
労働者災害補償保険	2,959,132	35,622,119	50,871,594	50,421,033	50,248,712
国家公務員災害補償					
国家公務員	—	140,235	143,331	159,487	172,080
地方公務員災害補償	—	212,516	313,596	339,720	299,307
遺 族 補 償 年 金	6,022,898	75,882,911	133,020,936	141,067,727	150,332,998
労働者災害補償保険	5,410,441	69,468,344	125,721,226	133,114,151	141,845,917
国家公務員災害補償					
国家公務員	93,799	1,288,428	2,294,239	2,459,444	2,618,601
公共企業体職員	404,265	2,578,285	—	—	—
地方公務員災害補償	114,393	2,547,854	5,005,471	5,494,132	5,868,480

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第71表 政府管掌健康保険適用状況

年度末現在

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
(一般被保険者関係)					
事業所数	988,996	1,085,474	1,184,155	1,278,138	1,354,056
被保険者数	15,862,623	16,594,829	17,336,258	17,983,054	18,573,730
男	10,171,420	10,609,517	11,047,485	11,425,680	11,746,603
女	5,691,203	5,985,312	6,288,773	6,557,374	6,827,127
強制適用	14,883,018	15,743,300	16,480,995	17,114,623	17,663,018
任意包括適用	687,824	567,581	571,864	585,077	612,761
任意継続適用	291,781	283,948	283,399	283,354	297,951
被扶養者数	17,356,387	17,883,707	18,357,994	18,682,657	18,100,597
(被保険者1人当り被扶養者数)	1.09	1.08	1.06	1.04	0.98
平均標準報酬月額	221,074	228,705	238,588	251,505	263,696
男	260,540	269,653	281,270	296,353	310,381
女	150,540	156,120	163,608	173,362	183,370
(法第69条の7被保険者関係)					
有効健康保険印紙購入通帳数 (事業所数)	10,277	9,609	9,105	8,482	7,869
有効被保険者手帳所有者数 (被保険者数)	139,060	123,975	111,013	103,123	93,187
男	68,515	60,682	53,678	50,314	45,569
女	70,545	63,293	57,335	52,809	47,618
被扶養者数	72,281	62,435	57,479	51,605	47,334
(被保険者1人当り被扶養者数)	0.52	0.50	0.52	0.50	0.51
平均賃金日額	8,371	8,907	9,427	10,604	11,385

資料：社会保険庁調

第72表 政府管掌健康保険被保険者数(一般被保険者・標準報酬等級別)

平成4年3月末現在

等級	標準報酬	被保険者数		
	月額	計	男	女
総数	(千円)	18,573,730	11,746,603	6,827,127
第1級	68	25,351	8,047	17,304
2	72	23,789	5,272	18,517
3	76	22,197	3,337	18,860
4	80	73,153	14,014	59,139
5	86	75,974	10,833	65,141
6	92	153,468	46,071	107,397
7	98	266,982	61,098	205,884
8	104	205,568	23,428	182,140
9	110	323,674	43,057	280,617
10	118	473,663	70,168	403,495
11	126	468,313	71,845	396,468
12	134	580,956	116,015	464,941
13	142	592,660	138,370	454,290
14	150	802,851	254,184	548,667
15	160	769,598	268,943	500,655
16	170	735,501	301,977	433,524
17	180	751,524	370,372	381,152
18	190	671,617	369,567	302,050
19	200	1,139,702	702,615	437,087
20	220	1,199,802	850,162	349,640
21	240	1,108,048	863,846	244,202
22	260	1,232,945	1,010,067	222,878
23	280	909,624	784,591	125,033
24	300	955,083	808,650	146,433
25	320	695,543	631,243	64,300
26	340	584,751	538,919	45,832
27	360	581,129	522,857	58,272
28	380	503,916	471,899	32,017
29	410	558,595	500,231	58,364
30	440	363,746	335,819	27,927
31	470	228,032	215,352	12,680
32	500	290,631	246,612	44,019
33	530	117,621	110,669	6,952
34	560	114,431	103,671	10,760
35	590	137,649	118,363	19,286
36	620	52,863	48,996	3,867
37	650	62,874	56,617	6,257
38	680	34,045	31,555	2,490
39	710	685,861	617,271	68,590

資料：社会保険庁調

第73表 政府管掌健康保険適用状況 (一般被保険者・業態別)

平成4年10月1日現在

区 分	事業所数	被 保 険 者 数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平 均	男	女
合 計	1,390,043	18,802,864	11,804,856	6,998,008	280,411	331,634	194,003
農 林 水 産 業	12,529	116,988	78,602	38,386	257,904	297,955	175,893
石 炭 鉱 業	160	3,335	2,875	460	297,392	314,634	189,630
石 炭 以 外 の 鉱 業	5,176	79,734	64,951	14,783	306,710	329,163	208,057
総 合 工 事 業	106,898	1,257,135	1,023,456	233,679	313,228	337,650	206,268
職 別 工 事 業	58,497	459,840	369,155	90,685	338,671	363,879	236,056
設 備 工 事 業	62,099	540,756	438,845	101,911	338,050	363,604	228,010
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	30,299	696,817	358,310	338,507	238,730	311,213	162,007
織 維 製 品 製 造 業	40,482	718,727	241,769	476,958	207,308	324,616	147,846
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	25,841	320,974	229,691	91,283	258,836	293,408	171,843
紙 製 品 製 造 業	7,969	161,056	107,622	53,434	273,454	321,705	176,271
出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業	28,143	340,033	229,715	110,318	313,772	360,657	216,143
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	28,927	609,695	415,525	194,170	284,686	333,053	181,179
金 属 工 業	44,198	630,175	477,628	152,547	313,232	348,477	202,879
機 械 器 具 製 造 業	82,967	1,744,945	1,154,232	590,713	275,262	329,353	169,570
そ の 他 の 製 造 業	25,277	409,206	262,838	146,368	279,088	332,953	182,361
卸 売 業	119,878	1,570,498	1,066,358	504,140	304,214	351,565	204,056
飲 食 料 品 小 売 業	43,026	430,558	226,786	203,772	257,958	324,097	184,350
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	166,313	1,647,427	987,092	660,335	278,828	332,198	199,049
飲 食 店	30,758	314,022	184,456	129,566	269,626	317,279	201,785
金 融 ・ 保 険 業	10,558	176,613	107,856	68,757	313,757	375,695	216,599
不 動 産 業	42,629	275,726	173,581	102,145	316,986	369,441	227,845
運 輸 ・ 通 信 業	50,651	1,205,604	1,044,053	161,551	293,403	308,207	197,727
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	6,706	88,434	67,658	20,776	304,667	336,479	201,069
物 品 賃 貸 業	8,232	106,599	71,547	35,052	296,409	338,861	209,756
旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	12,135	290,876	152,110	138,766	246,522	291,744	196,951
対 個 人 サ ー ビ ス 業	21,733	277,784	142,313	135,471	264,800	325,138	201,416
放 送 ・ 情 報 サ ー ビ ス 業	27,146	289,875	190,757	99,118	303,644	347,776	218,708
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	41,598	843,001	534,616	308,385	245,501	283,767	179,164
修 理 業	35,738	260,195	209,255	50,940	289,247	310,309	202,726
映 画 ・ 娯 楽 業	14,872	354,027	181,938	172,089	273,889	324,044	220,863
医 療 ・ 保 健 ・ 廃 棄 物 処 理 業	49,903	1,063,632	278,372	785,260	262,522	385,873	218,795
教 育	12,279	177,101	83,406	93,695	253,176	306,917	205,337
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	21,196	356,485	84,257	272,228	222,329	280,089	204,452
学 術 研 究 機 関	1,758	23,904	14,372	9,532	302,827	373,088	196,890
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	24,062	181,964	104,314	77,650	262,209	308,076	200,592
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	76,072	602,298	382,147	220,151	300,451	352,714	209,730
公 務	13,338	176,825	62,398	114,427	171,450	202,044	154,767

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。
2 任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第74表 政府管掌健康保険保険料徴収状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
徴 収 決 定 額	3,533,709,542	3,775,701,706	4,100,272,744	4,531,365,471	4,929,940,440
前年度より繰越額(再掲)	43,016,909	40,777,802	36,936,789	32,041,957	29,703,165
収 納 済 額	3,488,231,889	3,733,808,421	4,063,873,571	4,497,674,437	4,891,160,819
不 納 欠 損 額	4,558,266	4,829,263	4,253,477	3,773,674	3,587,941
収 納 未 済 額	40,919,387	37,064,022	32,145,696	29,917,360	35,191,679
収 納 率 (%)	98.7	98.9	99.1	99.3	99.2

資料：社会保険庁調

(ii) 法第69条の7被保険者関係

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
《印紙売さばき状況》					
印紙枚数(千枚)	24,846	22,489	20,087	18,075	16,421
第 1 級	46	40	26	21	15
第 2 級	212	177	152	114	105
第 3 級	420	302	241	185	155
第 4 級	7,112	4,957	3,532	2,466	1,633
第 5 級	3,628	3,779	3,163	2,568	2,069
第 6 級	3,642	3,450	3,105	2,668	1,741
第 7 級	2,762	2,661	2,229	2,173	2,556
第 8 級	3,004	2,711	2,839	2,606	2,620
第 9 級	2,509	2,649	2,736	2,629	2,349
第 10 級	840	951	1,042	1,257	1,529
第 11 級	670	812	1,020	1,389	1,649
《保険料徴収状況》					
徴 収 決 定 額	3,413,128	3,425,353	3,403,590	3,583,795	3,554,082
収 納 済 額	3,380,197	3,386,121	3,376,077	3,560,884	3,539,301
不 納 欠 損 額	1,438	4,399	1,766	2,023	7,093
収 納 未 済 額	31,493	34,833	25,747	20,888	7,689

資料：社会保険庁調

第75表 政府管掌健康保険給付決定状況

(i) 一般被保険者関係

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	225,875,878	236,263,517	248,022,057	257,772,815	271,977,188
被保険者分	2,964,287,998	3,097,721,299	3,303,659,655	3,517,146,483	3,775,947,880
診療費	1,860,673,306	1,933,184,647	2,068,859,757	2,214,612,891	2,398,146,864
薬剤の支給	1,592,032,245	1,663,638,904	1,786,111,646	1,912,864,176	2,071,707,018
療養費	102,124,330	107,085,190	112,706,018	118,381,806	126,285,173
高額療養費	19,804,432	21,587,551	25,250,870	28,069,579	30,343,832
看護費	142,130	145,026	145,043	147,113	147,113
移送費	6,381,530	6,492,744	6,576,614	6,873,821	7,258,826
傷病手当金	11,123	11,391	12,220	12,649	13,038
埋葬料	250,830	260,123	275,254	286,618	301,519
分娩費	1,025,496	1,043,306	1,099,555	1,135,269	1,183,967
出産手当金	217	223	215	223	218
育児手当金	9,701	9,831	11,120	12,255	12,525
被扶養者分	1,323,143	1,249,249	1,203,576	1,215,186	1,214,830
診療費	39,685,739	38,228,942	38,005,345	38,709,605	38,900,937
薬剤の支給	141,632,583	138,600,877	140,553,299	148,146,464	156,276,784
療養費	34,956	35,000	36,959	39,092	41,012
高額療養費	8,631,176	8,863,204	9,558,606	10,569,867	11,431,915
看護費	126,887	123,556	124,482	124,190	128,678
移送費	25,422,519	24,775,253	24,370,050	24,928,865	25,854,295
傷病手当金	114,568	110,014	106,834	109,248	113,937
埋葬料	8,751,881	8,518,978	8,441,168	8,692,757	9,124,211
分娩費	23,770,827	23,811,422	24,232,491	26,112,541	28,875,811
出産手当金	124,103	120,956	119,001	121,766	126,245
育児手当金	248,206	241,912	238,002	243,532	252,490
世帯合算高額療養費	111,022,916	115,729,811	120,601,607	123,468,808	128,270,484
合計	1,102,524,276	1,163,291,001	1,233,445,477	1,301,077,408	1,376,220,468
診療費	100,280,831	104,185,139	107,924,759	109,832,200	113,473,557
薬剤の支給	257,575,453	263,587,827	269,317,084	270,123,776	276,599,650
療養費	981,761,204	1,038,103,829	1,103,030,832	1,165,119,241	1,232,382,546
高額療養費	7,687,146	8,392,164	9,296,817	10,069,005	11,127,917
看護費	13,444,607	14,563,899	15,959,963	17,043,212	18,854,602
移送費	21,662,265	24,118,954	28,738,182	31,305,770	36,917,141
傷病手当金	2,027,177	2,099,551	2,335,613	2,504,124	2,590,381
埋葬料	10,691,412	11,184,351	12,824,784	13,913,563	14,301,575
分娩費	322,657	339,199	344,822	351,567	350,008
出産手当金	16,949,383	17,616,395	18,062,317	18,753,155	18,966,437
育児手当金	11,602	12,586	13,759	14,431	14,329
世帯合算高額療養費	288,128	313,291	347,370	361,561	360,342
合計	993,668	1,078,331	1,176,949	1,213,944	1,211,300
診療費	166	163	176	215	166
薬剤の支給	4,998	6,425	6,773	7,446	7,117
療養費	80,274	84,394	83,998	88,545	102,927
高額療養費	8,027,280	8,439,400	8,399,800	8,854,500	10,292,700
看護費	309,131	310,657	303,043	306,527	307,673
移送費	61,826,200	62,131,400	60,608,600	61,305,400	61,534,600
傷病手当金	303,932	305,958	298,620	302,194	303,526
埋葬料	607,864	611,916	597,240	604,388	607,052
分娩費	12,174	13,740	14,798	15,461	16,596
世帯合算高額療養費	1,070,417	1,245,661	1,354,421	1,456,185	1,580,549

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

(ii) 法第69条の7被保険者関係

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	1,898,888	1,730,765	1,571,284	1,451,850	1,351,614
被保険者分	35,384,199	31,124,619	27,793,078	25,785,730	23,967,857
診療費	1,560,589	1,421,649	1,294,162	1,201,705	1,124,801
薬剤の支給	29,555,603	25,827,165	22,961,076	21,439,564	19,987,887
療養費	1,319,565	1,201,969	1,090,499	1,007,148	939,904
高額療養費	4,883,258	4,338,315	3,804,910	3,397,539	3,090,085
看護費	22,946,203	20,707,788	19,004,658	17,696,334	16,599,261
移送費	153,040	142,974	135,721	130,926	127,165
特別療養費	325,233	300,075	277,893	263,324	251,121
家族埋葬料	875,485	826,477	818,449	783,704	787,819
配偶者分娩費	39,662	38,043	37,892	36,577	33,973
配偶者育児手当金	343,596	321,052	335,878	314,139	295,500
世帯合算高額療養費	2,758	2,515	2,027	1,734	1,407
合計	105,742	95,318	77,477	67,885	55,939
診療費	426	465	297	231	273
薬剤の支給	9,988	10,778	7,361	5,376	6,316
療養費	40,392	44,177	28,822	20,667	24,319
看護費	1	1	1	—	—
移送費	14	36	—	—	—
特別療養費	2,769	2,821	3,168	3,304	3,358
家族埋葬料	35,121	36,676	37,630	36,134	40,995
配偶者分娩費	41,601	32,268	24,034	21,275	18,018
配偶者育児手当金	1,285,857	1,005,178	756,704	645,288	563,906
世帯合算高額療養費	5,107,166	3,714,865	2,583,610	2,446,875	2,111,333
合計	463	417	364	328	264
診療費	59,705	55,622	51,056	47,516	39,502
薬剤の支給	104	60	51	63	82
療養費	20,800	12,000	10,200	12,600	16,400
看護費	99	58	57	58	75
移送費	7,639	4,595	4,458	4,378	5,609
特別療養費	21,175	13,036	13,159	13,587	16,666
家族埋葬料	101	58	51	61	82
配偶者分娩費	202	116	102	122	164
配偶者育児手当金	338,190	308,989	277,008	250,045	226,908
世帯合算高額療養費	5,820,917	5,287,141	4,822,703	4,338,307	3,972,931
合計	297,195	270,026	240,608	216,113	194,841
診療費	1,114,154	1,000,544	877,449	764,542	673,463
薬剤の支給	5,368,978	4,848,138	4,417,622	3,987,800	3,631,043
療養費	26,981	25,665	23,972	22,666	21,888
高額療養費	53,038	50,171	46,796	42,880	41,344
看護費	101,288	96,089	94,351	91,208	92,125
移送費	6,019	5,772	5,560	5,505	4,823
特別療養費	36,391	36,618	38,505	38,820	36,023
家族埋葬料	4,021	3,934	3,400	2,749	2,368
配偶者分娩費	154,315	159,084	141,824	119,141	106,730
配偶者育児手当金	78	101	82	88	85
世帯合算高額療養費	2,040	2,783	2,504	2,325	2,294
合計	6,578	9,292	7,917	7,403	7,062
診療費	—	—	1	—	—
薬剤の支給	—	—	140	—	—
療養費	2,693	2,413	2,414	2,178	2,127
看護費	31,253	28,945	24,608	18,606	21,790
移送費	612	556	535	412	416
特別療養費	61,130	55,600	53,500	41,200	41,600
家族埋葬料	299	264	219	169	181
配偶者分娩費	59,800	52,800	43,800	33,800	36,200
配偶者育児手当金	292	257	217	165	179
世帯合算高額療養費	584	514	434	330	358
合計	109	127	114	100	105
世帯合算高額療養費	8,279	10,313	9,300	7,858	7,029

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

第76表 政府管掌健康保険診療費決定状況

(i) 一般被保険者関係

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
被保険者分件数	102,124,330	107,085,190	112,706,018	118,381,806	126,285,173
日数	299,958,703	299,340,670	308,278,295	317,170,392	332,842,954
金額	1,592,032,245	1,663,638,904	1,786,111,646	1,912,864,176	2,071,707,018
一般診療件数	83,311,106	87,024,264	91,372,998	95,806,328	102,220,610
日数	237,627,196	240,559,079	246,847,359	253,345,957	265,496,540
金額	1,332,913,225	1,390,484,478	1,497,169,497	1,605,793,392	1,742,419,496
入院件数	2,083,106	2,127,588	2,229,062	2,316,137	2,393,548
日数	33,781,785	33,734,115	34,728,914	35,706,182	36,345,398
金額	503,390,790	515,299,811	548,632,832	585,497,443	617,489,604
入院外件数	81,228,000	84,896,676	89,143,936	93,490,191	99,827,062
日数	203,845,411	206,824,964	212,118,445	217,639,775	229,151,142
金額	829,522,435	875,184,667	948,536,665	1,020,295,949	1,124,929,892
歯科診療件数	18,813,224	20,060,926	21,333,020	22,575,478	24,064,563
日数	56,331,507	58,781,591	61,430,936	63,824,435	67,346,414
金額	259,119,020	273,154,426	288,942,148	307,070,784	329,287,522
被扶養者分件数	100,280,831	104,185,139	107,924,759	109,832,200	113,473,557
日数	257,575,453	263,587,827	269,317,084	270,123,776	276,589,850
金額	981,761,204	1,038,103,829	1,103,030,832	1,165,119,241	1,232,382,546
一般診療件数	82,456,544	85,391,415	88,455,945	89,655,497	92,647,775
日数	210,653,786	214,980,577	219,828,463	219,668,383	225,126,229
金額	840,226,763	889,833,357	950,542,191	1,005,703,580	1,067,453,883
入院件数	2,059,018	2,135,549	2,226,813	2,257,033	2,321,591
日数	30,853,368	31,787,024	32,883,156	33,378,800	33,857,012
金額	375,029,618	391,980,124	414,113,110	435,639,723	453,655,615
入院外件数	80,397,526	83,255,866	86,229,132	87,398,464	90,326,184
日数	179,800,418	183,193,553	186,945,307	186,289,583	191,269,217
金額	465,197,145	497,853,233	536,429,081	570,063,857	613,798,268
歯科診療件数	17,824,287	18,793,724	19,468,814	20,176,703	20,825,782
日数	46,921,667	48,607,250	49,488,621	50,455,393	51,473,421
金額	141,534,442	148,270,471	152,488,641	159,415,661	164,928,663

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

(ii) 法第69条の7被保険者関係

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
被保険者分件数	1,319,565	1,201,969	1,090,499	1,007,148	939,904
日数	4,883,258	4,338,315	3,804,910	3,397,539	3,090,085
金額	22,946,203	20,707,788	19,004,658	17,696,334	16,599,261
一般診療件数	1,164,942	1,055,601	955,857	880,703	819,851
日数	4,378,368	3,870,310	3,382,652	3,007,662	2,723,785
金額	20,553,497	18,469,248	16,970,471	15,766,304	14,740,510
入院件数	29,762	26,540	23,075	20,897	18,551
日数	584,351	509,940	436,319	389,004	342,080
金額	7,820,598	6,818,280	6,145,550	5,680,916	5,042,114
入院外件数	1,135,180	1,029,061	932,782	859,806	801,300
日数	3,794,017	3,360,370	2,946,333	2,618,658	2,381,705
金額	12,732,899	11,650,968	10,824,921	10,085,388	9,698,396
歯科診療件数	154,623	146,368	134,642	126,445	120,053
日数	504,890	468,005	422,258	389,877	366,300
金額	2,392,705	2,238,541	2,034,187	1,930,030	1,858,751
被扶養者分件数	297,195	270,026	240,608	216,113	194,841
日数	1,114,154	1,000,544	877,449	764,542	673,465
金額	5,368,978	4,848,138	4,417,622	3,987,800	3,631,043
一般診療件数	252,781	229,522	204,954	183,877	166,111
日数	976,512	876,189	769,242	668,310	589,869
金額	4,921,661	4,438,892	4,056,402	3,649,748	3,337,911
入院件数	13,959	12,401	10,655	9,092	7,895
日数	312,673	277,370	236,508	198,795	169,371
金額	2,946,896	2,602,871	2,341,368	2,033,354	1,797,346
入院外件数	238,822	217,121	194,299	174,785	158,216
日数	663,839	598,769	532,734	469,515	420,498
金額	1,974,765	1,836,021	1,715,034	1,616,394	1,540,564
歯科診療件数	44,414	40,504	35,654	32,236	28,730
日数	137,642	124,405	108,207	96,232	83,596
金額	447,317	409,246	361,220	338,052	293,133

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

第77表 政府管掌健康保険給付率

(i) 一般被保険者関係

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
《被保険者分》					
診療費	100,825	101,171	105,182	108,183	113,232
1,000人当り件数	6,468	6,512	6,637	6,695	6,902
1件当り日数	2.9	2.8	2.7	2.7	2.6
1件当り金額	15,589	15,536	15,848	16,158	16,405
一般診療	84,414	84,560	88,166	90,816	95,234
1,000人当り件数	5,276	5,292	5,381	5,418	5,587
1件当り日数	2.9	2.8	2.7	2.6	2.6
1件当り金額	15,999	15,978	16,385	16,760	17,046
入院	31,880	31,337	32,308	33,113	33,750
1,000人当り件数	132	129	131	131	131
1件当り日数	16.2	15.9	15.6	15.4	15.2
1件当り金額	241,654	242,199	246,127	252,791	257,981
入院外	52,534	53,223	55,858	57,703	61,485
1,000人当り件数	5,144	5,163	5,250	5,287	5,456
1件当り日数	2.5	2.4	2.4	2.3	2.3
1件当り金額	10,212	10,309	10,641	10,913	11,269
歯科診療	16,410	16,611	17,015	17,366	17,998
1,000人当り件数	1,191	1,220	1,256	1,277	1,315
1件当り日数	3.0	2.9	2.9	2.8	2.8
1件当り金額	13,773	13,616	13,544	13,602	13,684
看護費	15.9	15.8	16.0	16.0	16.2
1日当り金額	4,088	4,011	3,995	3,961	3,927
傷病手当金	84	76	70	69	65
1人当り日数	2.5	2.3	2.2	2.2	2.1
1件当り金額	107,043	110,947	116,780	121,913	128,641
埋葬料	2	2	2	2	2
1,000人当り件数	8	8	7	7	7
分娩費	7	7	6	6	6
1,000人当り件数	207,482	216,440	226,824	239,021	253,437
1件当り金額					
《被扶養者分》					
診療費	62,176	63,130	64,956	65,894	67,358
1,000人当り件数	6,351	6,336	6,356	6,212	6,202
1件当り日数	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4
1件当り金額	9,790	9,964	10,220	10,608	10,861
一般診療	53,212	54,114	55,976	56,878	58,343
1,000人当り件数	5,222	5,193	5,209	5,070	5,064
1件当り日数	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4
1件当り金額	10,190	10,421	10,746	11,522	11,522
入院	23,751	23,838	24,387	24,638	24,795
1,000人当り件数	130	130	131	128	127
1件当り日数	15.0	14.9	14.8	14.8	14.6
1件当り金額	182,140	183,550	185,967	193,014	195,407
入院外	29,461	30,276	31,590	32,240	33,548
1,000人当り件数	5,092	5,063	5,078	4,943	4,937
1件当り日数	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1
1件当り金額	5,786	5,980	6,221	6,523	6,795
歯科診療	8,964	9,017	8,980	9,016	9,014
1,000人当り件数	1,129	1,143	1,146	1,141	1,138
1件当り日数	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5
1件当り金額	7,941	7,889	7,832	7,901	7,919
看護費	18.2	19.1	20.2	20.2	19.4
1,000人当り日数	3,449	3,442	3,388	3,358	3,362
1日当り金額	5	5	5	5	6
1,000人当り件数	20	19	18	17	17
配偶者分娩費					
1,000人当り件数					

(注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当り件数」及び「1000人当り日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。
 2 平成元年度以降の「診療費」は、老人保健対象者を含まない数値で割って計算しているが、「その外の給付」については、老人保健対象者を含む数値で割って計算している。
 3 平成3年度の平均被保険者数は、老人保健対象者を含めなければ18,296,114人、含めれば18,557,678人である。
 資料：社会保険庁調

(ii) 法第69条の7被保険者関係

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
《被保険者分》					
診療費	164,048	158,548	169,004	170,048	173,142
1,000人当り件数	9,434	9,203	9,698	9,678	9,804
1件当り日数	3.7	3.6	3.5	3.4	3.3
1件当り金額	17,389	17,228	17,427	17,571	17,661
一般診療	146,942	141,409	150,914	151,501	153,754
1,000人当り件数	8,329	8,082	8,500	8,463	8,552
1件当り日数	3.8	3.7	3.5	3.4	3.3
1件当り金額	17,643	17,496	17,754	17,902	17,979
入院	55,911	52,204	54,651	54,589	52,593
1,000人当り件数	213	203	205	200	194
1件当り日数	19.6	19.2	18.9	18.6	18.4
1件当り金額	262,771	256,906	266,329	271,853	271,797
入院外	91,031	89,205	96,263	96,912	101,161
1,000人当り件数	8,116	7,879	8,295	8,262	8,358
1件当り日数	3.3	3.3	3.2	3.1	3.0
1件当り金額	11,217	11,322	11,605	11,730	12,103
歯科診療	17,106	17,139	18,090	18,546	19,388
1,000人当り件数	1,105	1,121	1,197	1,215	1,252
1件当り日数	3.3	3.2	3.1	3.1	3.1
1件当り金額	15,474	15,294	15,108	15,264	15,483
看護費	71.4	82.5	65.5	51.7	65.9
1,000人当り日数	4,044	4,099	3,915	3,844	3,850
1日当り金額	297	247	209	200	184
傷病手当金	9.2	7.7	6.6	6.1	5.9
1人当り日数	122,765	115,125	107,498	115,012	117,179
1件当り金額	3	3	3	3	3
埋葬料(費)	1	1	0	1	1
1,000人当り件数	1	0	0	1	1
分娩費	213,889	224,753	230,852	234,254	222,213
1,000人当り件数					
1件当り金額					
《被扶養者分》					
診療費	38,384	37,119	39,285	38,320	37,874
1,000人当り件数	2,125	2,067	2,140	2,077	2,032
1件当り日数	3.8	3.7	3.7	3.5	3.5
1件当り金額	18,066	17,954	18,360	18,452	18,636
一般診療	35,186	33,986	36,073	35,071	34,817
1,000人当り件数	1,807	1,757	1,823	1,767	1,733
1件当り日数	3.9	3.8	3.8	3.6	3.6
1件当り金額	19,470	19,340	19,792	19,849	20,094
入院	21,068	19,929	20,821	19,539	18,748
1,000人当り件数	100	95	95	87	82
1件当り日数	22.4	22.4	22.2	21.9	21.4
1件当り金額	211,111	209,892	219,744	223,642	227,656
入院外	14,118	14,057	15,251	15,532	16,069
1,000人当り件数	1,707	1,662	1,728	1,680	1,650
1件当り日数	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7
1件当り金額	8,269	8,456	8,827	9,248	9,737
歯科診療	3,198	3,133	3,212	3,248	3,058
1,000人当り件数	318	310	317	310	300
1件当り日数	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9
1件当り金額	10,072	10,104	10,131	10,487	10,203
看護費	14.6	21.3	21.8	21.8	23.4
1,000人当り日数	3,224	3,339	3,162	3,184	3,078
1日当り金額	4	4	5	4	4
1,000人当り件数	2	2	2	2	2
配偶者分娩費					
1,000人当り件数					

(注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当り件数」及び「1000人当り日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。
 2 平成元年度以降の「診療費」は、老人保健対象者を含まない数値で割って計算しているが、「その外の給付」については、老人保健対象者を含む数値で割って計算している。
 3 平成3年度の平均被保険者数は、老人保健対象者を含めなければ95,871人、含めれば98,106人である。
 資料：社会保険庁調

第78表 政府管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
収 入	5,702,342,972	5,905,582,378	6,311,418,286	6,914,359,589	7,407,507,779
保険料収入	3,511,685,676	3,756,552,366	4,085,618,679	4,518,906,896	4,912,120,464
国庫負担金	619,440,119	699,057,491	759,748,784	879,569,702	956,461,564
事務費	47,888,333	47,251,776	51,136,734	56,469,046	59,040,827
給付費	571,551,786	651,805,715	708,612,050	823,100,656	897,420,737
その他の収入	1,571,217,177	1,449,972,521	1,466,050,822	1,515,882,992	1,538,925,751
借入金	1,389,481,653	1,407,994,456	1,426,251,053	1,463,933,919	1,479,228,213
雑収入等	181,735,524	41,978,065	39,799,769	51,949,073	59,697,538
支 出	5,693,539,217	5,852,618,037	6,095,571,595	6,571,408,559	7,037,596,070
保険給付費	2,997,043,635	3,147,724,646	3,333,482,927	3,548,465,632	3,813,210,051
老人保健拠出金	963,009,406	916,473,292	945,082,390	1,139,762,446	1,271,777,015
退職者給付拠出金	173,641,712	209,104,061	214,946,126	232,329,163	262,578,698
事務費	51,997,898	54,172,639	57,243,034	61,795,594	65,105,344
借入金償還金	1,447,308,427	1,457,836,110	1,475,340,914	1,516,828,815	1,547,528,213
保健施設費	32,695,946	37,725,867	40,504,894	43,334,628	48,419,403
福祉施設費	26,700,732	28,245,441	27,488,841	27,264,707	27,171,213
その他の支出	1,141,461	1,335,981	1,482,470	1,627,574	1,806,133
収支差引残	8,803,755	52,964,341	215,846,691	342,951,031	369,911,709
翌年度の繰越	5,022,825	2,150,155	855,024	1,309,345	237,676
積立金へ繰入	4,698,118	50,814,186	214,991,666	341,641,686	369,674,033
積立金から補足	917,188	—	—	—	—
年度末現在積立金	438,430,253	489,244,439	704,236,105	1,045,877,791	1,415,551,824

資料：社会保険庁調

② 組合管掌健康保険

第79表 組合管掌健康保険適用状況

年度末現在

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
組 合 数	1,800	1,814	1,818	1,822	1,823
被 保 険 者 数	13,322,318	13,720,670	14,172,682	14,868,156	15,145,286
男	9,698,464	9,950,508	10,222,523	10,532,269	10,832,094
女	53,623,854	3,770,162	3,950,159	4,135,887	4,313,192
被 扶 養 者 数	17,222,634	17,366,797	17,285,760	17,341,424	17,373,924
(被保険者1人当り被扶養者数)	1.29	1.27	1.22	1.18	1.15
平均標準報酬月額	281,884	291,658	302,385	315,243	326,079
男	320,279	331,837	344,669	359,543	371,784
女	179,127	185,616	192,961	202,432	211,299

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第80表 組合管掌健康保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成4年4月末現在

標 準 報 酬 等 級	被 保 険 者 数	被 保 険 者 数		
		計	男	女
総 数	(千円)	15,105,985	10,799,615	4,306,370
第1級	68	6,621	1,941	4,680
2	72	3,923	450	3,473
3	76	5,392	422	4,970
4	80	10,817	1,205	9,612
5	86	17,159	2,226	14,933
6	92	42,904	18,787	24,117
7	98	47,958	6,662	41,296
8	104	50,947	4,189	46,758
9	110	89,334	7,795	81,539
10	118	119,070	10,484	108,586
11	126	132,906	14,232	118,674
12	134	172,782	25,355	147,427
13	142	237,373	50,966	186,407
14	150	341,322	82,223	259,099
15	160	444,875	110,609	334,266
16	170	482,726	130,395	352,331
17	180	499,027	166,714	332,313
18	190	508,481	204,264	304,217
19	200	751,872	366,632	385,240
20	220	897,010	526,488	370,522
21	240	825,164	563,561	261,603
22	260	789,332	595,727	193,605
23	280	741,530	601,727	139,803
24	300	725,693	616,157	109,536
25	320	690,005	606,349	83,656
26	340	657,623	591,526	66,097
27	360	644,572	589,837	54,735
28	380	758,760	706,301	52,459
29	410	829,820	780,317	49,503
30	440	710,009	674,676	35,333
31	470	589,284	563,787	25,497
32	500	483,488	462,524	20,964
33	530	369,860	355,633	14,227
34	560	287,543	276,027	11,516
35	590	224,479	214,826	9,653
36	620	168,539	161,655	6,884
37	650	130,117	124,156	5,961
38	680	101,399	96,569	4,830
39	710	516,269	486,221	30,048

(注) 特例退職被保険者分を除く。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第81表 組合管掌健康保険適用状況(業態別)

平成4年3月末現在

区分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総数	1,823	15,145,286	10,832,094	4,313,192	326,079	371,784	211,299
化学工業	170	863,591	694,279	169,312	348,747	385,905	196,375
窯業並びに土石業	36	114,271	93,194	21,077	341,324	374,575	194,302
紡織工業	49	137,043	74,603	62,440	246,026	315,910	162,529
機械器具工業	401	3,592,397	2,889,605	702,792	332,510	367,350	189,263
その他の工業	93	433,606	316,081	117,525	314,168	363,416	181,717
金属鉱業	6	55,991	47,245	8,746	340,943	370,619	180,635
運送の事業	116	867,783	718,985	148,798	346,709	374,712	211,398
物品販売事業	174	1,054,573	614,762	439,811	291,617	364,441	189,824
金融保険の事業	209	1,569,094	717,838	851,256	336,906	443,210	247,264
その他の事業	180	901,847	729,200	172,647	369,641	404,582	222,061
法人又は団体の事務所	79	549,353	358,965	190,388	376,571	420,702	293,364
石炭鉱業	5	9,268	8,274	994	330,612	350,405	165,859
小計	1,518	10,148,817	7,263,031	2,885,786	335,413	382,874	215,963
総合組合	305	4,996,469	3,569,063	1,427,406	307,120	349,215	201,868

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第82表 組合管掌健康保険平均保険料率

年度末現在

区分	保険料率(%)			負担割合(%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
昭和62年度	81.37	35.23	46.14	100	43	57
63	81.84	35.48	46.37	100	43	57
平成元年度	82.21	35.67	46.54	100	43	57
2	82.46	35.81	46.66	100	43	57
3	82.54	35.85	46.69	100	43	57

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第83表 組合管掌健康保険給付決定状況

(i) 法定給付

(金額 単位 千円)

区分		昭和62年度	63	平成元年度	2	3
		(1987)	(1988)	(1989)	(1990)	(1991)
合計	件数	197,379,220	203,236,199	209,586,793	214,291,435	224,244,593
	金額	2,184,231,595	2,259,770,377	2,363,624,642	2,472,354,791	2,641,731,636
被保険者分	件数	82,904,214	86,397,352	90,614,209	95,037,563	101,774,891
	金額	1,190,080,765	1,232,841,878	1,304,697,675	1,381,396,969	1,498,478,011
診療費	件数	74,127,359	77,022,011	80,357,348	83,999,093	89,666,836
	金額	188,241,874	190,523,603	194,415,755	199,412,443	209,672,380
薬剤支給	件数	1,033,753,841	1,073,350,489	1,138,373,697	1,205,998,066	1,306,729,858
	金額	6,082,873	6,504,334	7,191,102	7,773,104	8,649,400
療養費	件数	9,817,198	10,358,552	11,254,763	12,033,812	13,378,596
	金額	31,065,459	32,942,765	38,337,362	41,098,671	47,322,495
高額療養費	件数	1,798,153	1,987,017	2,207,552	2,404,335	2,576,965
	金額	11,726,758	12,667,138	14,309,328	15,815,663	16,991,982
看護費	件数	123,039	127,867	129,988	129,101	132,199
	金額	5,010,089	5,261,043	5,258,528	5,518,432	6,141,408
移送費	件数	7,075	7,281	7,206	7,400	7,958
	金額	152,693	154,353	156,135	162,251	176,002
傷病手当金	件数	635,070	638,778	631,080	648,538	693,213
	金額	325	312	353	338	378
埋葬料	件数	16,637	16,039	19,052	18,836	20,849
	金額	487,876	479,563	463,209	463,908	467,960
分娩費	件数	13,853,242	14,263,034	13,359,811	13,531,069	13,720,074
	金額	62,944,332	63,467,432	63,751,077	66,758,072	69,933,572
出産手当金	件数	19,934	20,307	20,527	21,262	21,919
	金額	6,324,097	6,601,389	6,870,163	7,360,511	7,753,708
育児手当金	件数	89,122	86,236	82,834	82,525	86,369
	金額	17,850,528	17,276,972	16,602,897	16,550,792	17,341,684
被扶養者分	件数	81,197	77,866	74,887	75,295	79,717
	金額	6,515,937	6,322,594	6,066,127	6,115,691	6,505,824
診療費	件数	20,579,432	20,450,717	20,382,085	21,466,984	25,378,902
	金額	87,261	84,558	81,203	81,202	85,190
薬剤支給	件数	174,522	169,116	162,406	162,404	170,340
	金額	114,459,973	116,822,387	118,955,973	119,236,319	122,451,119
療養費	件数	993,029,359	1,025,695,335	1,057,661,984	1,089,569,058	1,141,484,962
	金額	103,124,694	104,684,249	105,774,804	105,520,583	107,663,148
看護費	件数	248,029,941	247,602,605	246,058,831	241,559,983	244,411,139
	金額	871,266,943	900,731,198	930,157,879	960,092,732	1,005,092,561
移送費	件数	8,252,924	8,915,033	9,870,694	10,336,540	11,355,502
	金額	14,033,855	15,055,132	16,445,741	16,986,899	18,598,649
家族埋葬料	件数	23,091,965	25,443,661	30,003,889	31,652,018	36,464,165
	金額	2,039,115	2,168,843	2,286,050	2,364,207	2,406,549
配偶者分娩費	件数	10,377,569	11,071,599	11,948,589	12,657,284	13,071,919
	金額	317,083	333,617	331,770	329,212	329,458
配偶者育児手当金	件数	14,664,669	15,445,628	15,420,865	15,794,992	16,420,187
	金額	8,099	9,049	9,091	9,078	9,904
世帯合算	件数	189,735	216,535	217,659	215,769	242,833
	金額	680,290	768,701	760,595	743,887	810,932
高額療養費	件数	261	225	206	229	272
	金額	10,355	8,596	12,623	11,387	12,014
配偶者分	件数	52,889	54,371	56,156	54,862	55,029
	金額	5,287,550	5,436,720	5,615,300	5,486,200	5,502,500
配偶者育児手当金	件数	334,973	330,695	315,612	312,556	317,415
	金額	66,990,382	66,137,850	63,119,050	62,510,100	63,483,000
世帯合算	件数	329,935	326,255	311,590	309,052	313,842
	金額	659,636	651,382	623,194	620,458	627,684
高額療養費	件数	15,033	16,460	16,611	17,553	18,583
	金額	1,121,471	1,233,161	1,264,983	1,388,764	1,768,663

(注) 老人保健による給付分を除く。

(ii) 附加給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
附加給付件数	18,560,057	19,721,770	19,422,730	19,941,172	20,899,020
金額	106,428,361	112,967,194	112,640,104	115,804,489	123,306,865
被保険者分件数	3,664,548	3,830,634	3,898,386	4,029,501	4,321,099
金額	35,313,278	37,416,584	37,881,553	38,514,389	42,058,132
一部負担金 還元金	3,330,486	3,506,261	3,581,963	3,719,781	3,991,282
金額	19,432,390	21,198,273	21,545,797	22,647,347	24,127,192
傷病手当に 関するもの	222,581	217,871	212,430	206,038	218,261
金額	11,195,082	11,374,354	11,454,520	10,794,077	12,432,183
その他件数	111,481	106,502	103,993	103,682	111,556
金額	4,685,806	4,843,957	4,881,236	5,072,965	5,498,757
被扶養者分件数	14,877,037	15,870,104	15,499,107	15,887,667	16,553,533
金額	70,632,038	75,011,556	74,098,491	76,655,925	80,589,976
家族療養 附加金	14,408,776	15,404,454	15,057,726	15,449,921	16,097,207
金額	64,217,696	68,371,429	67,855,670	70,190,091	73,786,500
その他件数	468,261	465,650	441,381	437,746	456,326
金額	6,414,342	6,640,127	6,242,821	6,465,834	6,803,476
合算高額療養 附加金	18,472	21,032	25,237	24,004	24,388
金額	483,045	539,054	660,060	634,175	658,757

(iii) 法定給付・附加給付合計

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計件数	215,939,277	222,957,969	229,009,523	234,232,607	245,143,613
金額	2,290,659,956	2,372,737,571	2,476,264,746	2,588,159,280	2,765,038,501
被保険者分件数	86,568,762	90,227,986	94,512,595	99,067,064	106,095,990
金額	1,225,394,043	1,270,258,462	1,342,579,228	1,419,911,358	1,540,536,143
被扶養者分件数	129,337,010	132,692,491	134,455,080	135,123,986	139,004,652
金額	1,063,661,397	1,100,706,891	1,131,760,475	1,166,224,983	1,222,074,938

(注) 合計には世帯合算高額療養費及び合算高額療養附加金を含む。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第04表 組合管掌健康保険診療費決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
被保険者分件数	74,127,359	77,022,011	80,357,348	83,999,093	89,666,836
日数	188,241,874	190,523,603	194,415,755	199,412,443	209,672,380
金額	1,033,753,841	1,073,350,489	1,138,373,697	1,205,998,066	1,306,729,858
一般診療件数	57,939,775	60,025,945	62,478,972	65,127,184	69,590,905
日数	142,086,641	143,221,866	145,655,392	148,954,484	156,651,892
金額	823,692,400	855,858,036	911,192,878	966,628,910	1,050,683,002
入院件数	1,212,293	1,232,639	1,270,874	1,307,007	1,363,203
日数	17,586,382	17,619,620	17,934,312	18,265,009	18,716,858
金額	294,525,227	301,444,128	316,511,006	332,707,545	353,107,884
入院外件数	56,727,482	58,793,306	61,208,098	63,820,177	68,227,702
日数	124,500,259	125,602,246	127,721,080	130,689,475	137,935,034
金額	529,167,173	554,413,908	594,681,872	633,921,365	697,575,118
歯科診療件数	16,187,584	16,996,066	17,878,376	18,871,909	20,075,931
日数	46,155,233	47,301,737	48,760,363	50,457,959	53,020,488
金額	210,061,441	217,492,453	227,180,819	239,369,156	256,046,856
被扶養者分件数	103,124,694	104,684,249	105,774,804	105,520,583	107,683,148
日数	248,029,941	247,602,605	246,058,831	241,559,983	244,411,139
金額	871,266,943	900,731,198	930,157,879	960,092,732	1,005,092,561
一般診療件数	83,404,810	84,265,510	85,192,045	84,553,144	86,295,103
日数	198,423,367	197,213,812	196,159,668	191,462,703	193,917,543
金額	723,469,391	749,064,009	778,261,138	804,265,152	845,478,671
入院件数	1,675,735	1,678,440	1,695,316	1,680,378	1,725,750
日数	21,484,986	21,594,741	21,702,064	21,493,008	21,739,460
金額	284,979,219	291,431,735	299,946,728	308,014,778	319,360,707
入院外件数	81,729,075	82,587,070	83,496,729	82,872,766	84,569,353
日数	176,938,381	175,619,071	174,457,604	169,969,695	172,178,083
金額	438,490,172	457,632,274	478,314,410	496,250,375	526,117,964
歯科診療件数	19,719,884	20,418,739	20,582,759	20,967,439	21,368,045
日数	49,606,574	50,388,793	49,899,163	50,097,280	50,493,596
金額	147,797,552	151,667,189	151,896,741	155,827,579	159,613,889

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第85表 組合管掌健康保険給付率

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)		
《被保険者分》								
診療費	被保険者1人当診療費	77,484	78,331	80,385	82,128	86,284		
	被保険者1,000人当件数	5,556	5,621	5,674	5,720	5,921		
	診療1件当日数	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3		
	診療1件当金額	13,946	13,936	14,166	14,357	14,573		
	一般診療	被保険者1人当診療費	61,739	62,458	64,343	65,827	69,377	
		被保険者1,000人当件数	4,343	4,381	4,412	4,435	4,595	
		診療1件当日数	2.5	2.4	2.3	2.3	2.3	
		診療1件当金額	14,216	14,258	14,584	14,842	15,098	
		入院	被保険者1人当診療費	22,076	21,999	22,350	22,657	23,316
			被保険者1,000人当件数	91	90	90	89	90
	入院外	診療1件当日数	14.5	14.3	14.1	14.0	13.7	
		診療1件当金額	242,949	244,552	249,050	254,557	259,028	
被保険者1人当診療費		39,663	40,460	41,993	43,170	46,061		
被保険者1,000人当件数		4,252	4,291	4,322	4,364	4,505		
歯科診療	診療1件当日数	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0		
	診療1件当金額	9,328	9,430	9,716	9,933	10,224		
	被保険者1人当診療費	15,745	15,872	16,042	16,301	16,907		
	被保険者1,000人当件数	1,213	1,240	1,262	1,285	1,325		
看護費	診療1件当日数	2.9	2.8	2.7	2.7	2.6		
	診療1件当金額	12,977	12,797	12,707	12,684	12,754		
	被保険者1,000人当日数	11	11	11	11	12		
傷病手当金	1日当金額	4,159	4,138	4,042	3,997	3,939		
	被保険者1,000人当件数	37	35	33	32	31		
	被保険者1人当日数	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9		
埋葬料	1件当金額	129,017	132,344	137,629	143,904	149,443		
	被保険者1,000人当件数	1	1	1	1	1		
	被保険者1,000人当日数	7	6	6	6	6		
分娩費	被保険者1,000人当件数	6	6	5	5	5		
	被保険者1,000人当日数	253,451	262,640	272,171	285,105	318,362		
	1件当金額	65,305	65,733	65,682	65,382	66,367		
《被扶養者分》								
診療費	被保険者1人当診療費	65,305	65,733	65,682	65,382	66,367		
	被保険者1,000人当件数	7,730	7,640	7,469	7,186	7,109		
	診療1件当日数	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3		
	診療1件当金額	8,449	8,604	8,794	9,099	9,336		
	一般診療	被保険者1人当診療費	54,227	54,665	54,956	54,770	55,827	
		被保険者1,000人当件数	6,252	6,149	6,016	5,758	5,698	
		診療1件当日数	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	
		診療1件当金額	8,674	8,889	9,135	9,512	9,798	
		入院	被保険者1人当診療費	21,360	21,268	21,180	20,976	21,088
			被保険者1,000人当件数	126	122	120	114	114
	入院外	診療1件当日数	12.8	12.9	13.0	13.0	12.6	
		診療1件当金額	170,062	173,633	176,927	183,301	185,056	
被保険者1人当診療費		32,867	33,397	33,776	33,795	34,740		
被保険者1,000人当件数		6,126	6,027	5,896	5,644	5,584		
歯科診療	診療1件当日数	2.2	2.1	2.1	2.1	2.0		
	診療1件当金額	5,365	5,541	5,729	5,988	6,221		
	被保険者1人当診療費	11,078	11,068	10,726	10,612	10,539		
	被保険者1,000人当件数	1,478	1,490	1,453	1,428	1,411		
看護費	診療1件当日数	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4		
	診療1件当金額	7,495	7,428	7,380	7,432	7,470		
	被保険者1,000人当日数	14	16	15	15	16		
家族埋葬料	1日当金額	3,585	3,550	3,494	3,448	3,339		
	被保険者1,000人当件数	4	4	4	4	4		
配偶者分娩費	被保険者1,000人当件数	25	24	22	21	21		

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：厚生省保険局調

第86表 組合管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
収	入	3,987,947,113	4,207,394,491	4,461,743,666	4,873,992,968	5,229,701,851
	保険料	3,490,620,675	3,698,546,596	3,985,370,295	4,317,540,875	4,651,537,351
	国庫支出金	4,390,045	11,537,318	12,509,874	58,539,368	64,538,228
	事務負担金	3,090,045	4,487,318	4,759,874	4,892,688	5,215,852
	療養補助金	1,300,000	7,050,000	7,750,000	53,646,680	59,322,376
	前年度より繰越金	149,313,577	106,111,169	91,153,363	91,545,417	79,773,748
	積立金より繰入金	89,693,554	128,677,354	94,028,714	73,652,677	62,657,218
	その他の収入	253,929,262	262,525,054	278,681,420	332,714,631	371,195,306
	支出	3,732,126,718	3,947,457,868	4,135,822,714	4,452,209,346	4,776,528,813
	保険給付費	2,267,852,617	2,371,417,676	2,461,596,879	2,578,757,701	2,758,605,999
	老人保健拠出金	750,373,389	809,213,849	881,248,159	1,024,693,031	1,067,718,945
	退職者給付拠出金	196,436,058	228,207,914	232,660,697	234,103,297	259,018,214
	日雇拠出金	4,845,007	3,752,945	1,717,721	1,440,732	1,612,968
	事務費	95,330,055	99,439,107	104,644,858	111,699,973	120,001,520
保健施設費	244,305,016	254,633,655	271,500,303	303,814,909	334,491,273	
その他の支出	172,984,576	180,792,722	182,454,097	197,699,703	235,079,894	
収支差引残	255,820,395	259,936,623	325,920,952	421,783,622	453,173,038	
翌年度への繰越	106,217,386	91,255,412	91,565,220	79,717,587	99,481,289	
法定準備金へ繰入	41,530,864	49,934,589	58,409,470	68,557,590	68,333,256	
別途積立金へ繰入	108,642,248	117,144,166	173,653,243	272,390,132	284,923,410	
その他	429,897	1,605,456	2,293,019	1,118,313	435,083	
年度末現在積立金	2,319,852,873	2,365,584,817	2,512,346,473	2,781,398,224	3,082,783,806	
法定準備金	752,369,313	799,452,972	856,408,839	923,222,626	991,870,543	
別途積立金	1,567,483,560	1,566,131,845	1,655,937,634	1,858,175,598	2,090,913,263	

(注) 療養補助金欄

前年度までは、財政状態の悪い組合に対し、国から保険給付臨時補助金が交付されていたが、2年度よりこれと併せ老人保健拠出金の負担増緩和措置として、拠出金負担助成金が国から交付された。また、老人医療費適正化等のための先駆・先進的な事業を行った組合に対しては、特別事業助成金が交付されている。

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

3 国民健康保険

第87表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
保 険 者 数	3,429	3,429	3,428	3,424	3,420
市 町 村	3,262	3,262	3,262	3,258	3,254
国 保 組 合	167	167	166	166	166
世 帯 数	18,144,967	18,249,386	18,317,837	18,434,056	18,690,432
市 町 村	16,739,113	16,770,061	16,764,825	16,806,938	16,979,956
国 保 組 合	1,405,854	1,479,325	1,553,012	1,627,118	1,710,476
被 保 険 者 数	45,337,985	44,614,199	43,788,893	43,069,122	42,617,242
市 町 村	41,560,262	40,690,110	39,728,856	38,881,720	38,293,693
国 保 組 合	3,777,723	3,924,089	4,060,037	4,187,402	4,323,549

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第88表 国民健康保険給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
総 件 数	272,983,012	276,895,450	279,281,764	279,684,693	284,912,187
金 額	4,925,669,959	5,072,659,584	5,277,713,815	5,442,698,941	5,670,087,624
療 養 諸 費 件 数	271,218,162	275,135,746	277,512,858	277,888,311	283,066,678
金 額	4,860,035,155	5,006,684,857	5,213,568,680	5,378,652,204	5,604,198,066
療 養 の 給 付 件 数	264,371,264	268,081,221	270,111,283	270,287,971	275,213,696
金 額	4,799,346,256	4,942,758,053	5,141,437,776	5,303,858,919	5,525,709,892
療 養 費 件 数	6,846,898	7,054,525	7,401,575	7,600,340	7,852,982
金 額	60,688,899	63,926,804	72,130,904	74,793,285	78,488,174
高 額 療 養 費 (再 掲) 件 数	5,053,651	5,225,781	5,322,900	5,402,466	5,408,090
金 額	348,082,435	359,702,522	369,266,916	384,616,133	393,148,458
医 療 給 付 費 (再 掲) 件 数	3,851,023,248	3,972,980,335	4,138,055,149	4,277,773,314	4,493,844,218
そ の 他 の 給 付 件 数	1,764,850	1,759,704	1,768,906	1,796,382	1,845,509
金 額	65,634,804	65,974,727	64,145,135	64,046,736	65,889,558

(注) 1 医療給付費は、療養諸費用額の保険者負担分+高額療養費である。
2 老人保健による給付分を除く。

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第89表 国民健康保険療養の給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計 件 数	354,029,458	363,352,282	370,494,030	378,328,592	391,495,458
金 額	8,029,608,470	8,384,148,720	8,851,919,137	9,276,332,580	9,843,981,521
診 療 費 件 数	327,948,719	335,431,063	340,246,477	345,422,995	355,475,065
日 数	1,154,526,667	1,172,044,982	1,178,701,612	1,187,040,641	1,214,441,227
金 額	7,856,280,601	8,194,241,482	8,617,813,093	8,998,796,337	9,506,865,090
入 院 件 数	13,093,796	13,556,066	13,892,883	14,080,994	14,286,989
日 数	277,468,095	287,011,389	293,481,045	297,901,574	301,657,117
金 額	3,791,419,784	3,925,751,226	4,107,397,636	4,262,782,318	4,422,593,807
入 院 外 件 数	267,032,503	272,850,097	277,337,371	281,826,782	290,795,256
日 数	737,137,039	743,459,296	745,973,014	750,164,284	772,682,239
金 額	3,405,681,731	3,589,877,616	3,830,294,371	4,032,332,459	4,360,033,074
歯 科 診 療 件 数	47,822,420	49,024,900	49,016,193	49,515,219	50,392,820
日 数	139,921,533	141,574,297	139,247,553	138,974,783	140,101,871
金 額	659,179,087	678,612,641	680,121,085	703,681,560	724,238,209
薬 剤 の 支 給 件 数	26,080,739	27,907,013	30,141,320	32,669,987	35,658,950
金 額	173,327,869	187,679,384	216,372,772	235,635,772	273,037,197
老 人 保 健 件 数	—	14,206	106,233	235,610	361,443
施 設 療 養 費 金 額	—	2,227,854	17,733,273	41,900,471	64,079,234

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局調

第90表 国民健康保険療養費決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計 件 数	9,179,399	9,604,134	10,196,141	10,624,873	11,635,106
金 額	139,447,454	151,480,368	169,743,758	178,245,399	191,107,099
診 療 費 件 数	99,757	93,160	184,518	137,151	86,539
金 額	1,671,870	1,557,951	6,957,613	3,614,926	1,711,482
そ の 他 件 数	9,073,642	9,510,974	10,011,623	10,487,722	11,548,567
金 額	137,775,585	149,922,417	162,786,145	174,630,473	189,395,616

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局調

第91表 国民健康保険療養の給付諸率

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	
診 療 費	被保険者1人当診療費	172,534	182,157	195,085	207,418	
	被保険者1,000人当件数	7,202	7,457	7,702	7,962	
	診 療 1 件 当 日 数	3.5	3.5	3.5	3.4	
	診 療 1 件 当 金 額	23,956	24,429	25,328	26,052	
入 院	被保険者1人当診療費	83,264	87,269	92,981	98,255	
	被保険者1,000人当件数	288	301	346	325	
	診 療 1 件 当 日 数	21.2	21.2	21.1	21.2	
	診 療 1 件 当 金 額	289,558	289,594	295,648	302,733	
入 院 外	被保険者1人当診療費	74,793	79,802	86,708	92,943	
	被保険者1,000人当件数	5,864	6,065	6,278	6,406	
	診 療 1 件 当 日 数	2.8	2.7	2.7	2.7	
	診 療 1 件 当 金 額	12,754	13,157	13,811	14,308	
歯科診療	被保険者1人当診療費	14,476	15,085	15,396	16,220	
	被保険者1,000人当件数	1,050	1,090	1,110	1,141	
	診 療 1 件 当 日 数	2.9	2.9	2.8	2.8	
	診 療 1 件 当 金 額	13,784	13,842	13,875	14,211	
療 養 費	被保険者1,000人当件数	201	213	231	245	272

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局調

第92表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計 件 数	1,764,843	1,759,704	1,768,906	1,796,382	1,845,509
金 額	65,634,804	65,974,727	64,145,135	64,046,736	65,889,558
助 産 給 付 件 数	309,980	291,430	263,448	248,949	243,292
金 額	38,447,614	37,403,560	34,478,812	33,249,806	33,035,605
葬 祭 給 付 件 数	447,907	466,109	476,000	481,161	495,788
金 額	14,814,883	15,762,704	16,397,891	16,871,488	17,891,456
育 児 手 当 件 数	97,288	90,214	80,812	76,220	73,913
金 額	501,190	469,399	426,784	407,876	474,337
そ の 他 件 数	909,668	911,951	948,755	990,052	1,032,516
金 額	11,871,118	12,339,064	12,841,648	13,517,565	14,488,160

資料：厚生省保険局調

第93表 国民健康保険諸率

(金額 単位 円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
保 険 料 (税) 現 年 分	1 世帯当調定額	137,118	142,539	147,370	150,352
	被保険者1人当調定額	54,526	57,855	61,166	63,848
	被保険者1人当収納額	51,552	54,825	57,937	60,572
被 保 険 者 一 人 当 国 庫 支 出 金	合 計	54,030	52,256	56,365	57,937
	事 務 費 負 担 額	1,848	1,928	1,984	2,190
	療養給付費等負担金	40,322	40,591	43,915	44,892
	普通調整交付金	6,015	6,580	7,121	7,748
	特別調整交付金	3,387	2,909	3,099	2,869
	そ の 他	2,459	247	247	238
被 保 険 者 一 人 当 諸 費	都道府県支出金	905	964	1,008	1,070
	一般会計繰入金	5,137	5,711	6,282	6,865
	総 務 費	3,949	4,207	4,493	4,902
	保 健 施 設 費	430	511	594	823
	療 養 諸 費	179,403	189,746	204,227	217,923
	老 携 入 出 保 健 金	事 務 費	180	197	224
医 療 費	29,834	31,850	36,244	36,015	
診 療 費	被保険者1,000人当受診件数	7,202	7,457	7,702	7,962
	診 療 1 日 当 金 額	6,805	6,991	7,311	7,581

(注) 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、老人保健医療給付対象者を含む。

資料：厚生省保険局調

第94表 国民健康保険診療施設経理状況

(単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
収入	59,754,856	61,828,089	85,397,030	67,710,889	70,929,619
診療収入	44,046,901	44,939,740	47,616,313	48,210,200	50,255,282
入院	3,580,994	3,393,480	3,346,967	3,057,733	2,982,758
外来	39,695,337	40,761,065	43,473,917	44,208,211	46,266,128
その他	770,569	785,196	795,429	944,256	1,006,396
国庫支出金	179,722	175,790	155,988	212,255	187,011
繰入金	10,217,078	10,786,908	11,544,596	12,705,092	13,762,915
他会計	7,120,353	8,062,010	8,429,702	9,094,574	9,814,950
基金	799,995	327,045	442,059	498,063	687,587
事業勘定	2,296,730	2,397,854	2,672,835	3,112,455	3,260,378
前年度繰越金	3,328,517	3,667,417	3,635,894	4,046,000	3,968,183
その他の収入	1,982,438	2,258,234	2,150,110	2,255,737	2,756,228
支出	59,655,016	61,580,411	64,320,240	66,897,081	69,418,145
総務費	31,243,637	31,622,464	33,660,959	35,666,782	36,969,950
医療費	19,786,583	20,951,884	22,585,866	22,986,512	24,441,172
医療費	19,411,748	20,586,616	22,192,982	22,605,148	24,064,830
給食費	374,835	365,268	392,884	381,364	376,342
施設整備費	2,073,652	2,726,033	2,011,520	2,074,323	2,200,322
公償費	2,035,999	1,842,177	1,892,402	1,924,945	1,922,554
その他の支出	4,515,146	4,437,853	4,169,493	4,044,519	3,884,148
収支差引額	99,840	247,678	1,076,790	1,013,808	1,511,474
積立金保有額	5,092,384	5,843,302	6,200,882	6,694,012	7,318,019
市町村債	9,105,175	9,236,221	9,807,060	9,907,891	12,145,919

(注) 国民健康保険直営診療施設のうち、地方公営企業法の適用を受けない施設に係る分である。

資料：厚生省保険局調

第95表 国民健康保険料(税)収納状況

(金額 単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
保険料(税)現年分					
調定額	2,492,814,627	2,602,593,367	2,697,479,982	2,770,047,919	2,875,716,516
収納額	2,347,424,970	2,466,291,814	2,559,359,749	2,627,897,879	2,728,837,797
収納率(%)	94.55	94.76	94.88	94.87	94.89

資料：厚生省保険局調

第96表 国民健康保険収支状況

(単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
収入	5,900,401,919	6,145,710,697	6,490,617,247	6,677,581,423	6,918,967,174
保険料(税)	2,419,305,990	2,541,731,403	2,637,463,483	2,705,823,718	2,804,128,045
国庫支出金	2,460,265,004	2,350,703,450	2,489,912,456	2,513,572,725	2,569,818,180
事務費負担金	84,148,293	86,742,835	87,631,047	94,997,521	101,204,411
療養給付費等負担金	1,836,072,733	1,825,980,083	1,939,945,814	1,947,642,862	1,990,486,801
調整交付金	528,903,406	426,848,292	451,431,954	460,627,719	468,429,518
その他の支出金	11,140,572	11,132,240	10,903,641	10,304,623	9,697,450
療養給付費交付金	491,614,468	497,531,339	549,004,633	597,929,721	633,966,346
都道府県支出金	41,224,490	43,366,327	44,517,734	46,409,515	47,346,226
保険基盤安定繰入金	—	100,002,505	100,000,955	98,760,335	103,951,981
一般会計繰入金	233,906,906	256,898,019	277,518,648	297,828,886	294,476,727
基金繰入金	20,963,107	22,180,591	28,824,613	27,312,795	34,480,540
繰越金	144,622,058	223,007,137	242,484,235	247,359,887	277,811,653
その他の収入	88,499,895	110,289,927	120,890,491	142,583,841	152,987,476
支出	5,749,290,419	5,960,991,320	6,294,770,410	6,441,352,953	6,634,891,160
総務費	179,799,314	189,249,648	198,465,921	212,656,411	228,469,346
保険給付費	3,947,237,570	4,069,345,265	4,233,628,305	4,374,950,347	4,553,835,229
一般被保険者分					
療養諸費	2,848,081,307	2,899,764,786	2,986,537,259	3,058,950,873	3,164,244,340
高額療養費	309,225,477	318,064,090	324,917,553	337,374,358	344,173,044
退職被保険者等分					
療養諸費	672,479,587	730,222,436	799,460,511	852,090,868	914,526,048
高額療養費	39,027,289	41,817,142	44,576,202	47,459,269	49,165,305
助産諸費	38,460,747	37,415,017	34,489,657	33,258,866	33,046,771
育児諸費	494,379	492,374	428,259	409,422	407,251
葬祭諸費	14,832,121	15,772,424	16,404,307	16,879,800	17,905,854
その他(傷病・出産手当)	11,885,298	12,329,355	12,868,166	13,534,388	14,576,051
手数料	12,751,365	13,467,642	13,946,391	14,992,503	15,790,565
老人保健拠出金	1,366,662,872	1,441,627,860	1,610,981,384	1,573,345,484	1,550,919,721
保健施設費	19,568,459	22,989,392	26,245,650	35,695,302	50,001,787
直診勘定繰入金	3,617,631	3,941,094	4,327,288	5,335,531	5,970,551
前年度繰上充用金	125,022,619	101,929,882	87,130,041	85,570,681	72,507,626
その他の支出	107,381,954	131,908,177	133,991,821	153,799,197	173,186,900
収支差引残	151,111,499	184,719,377	195,846,837	236,228,470	284,076,014
赤字保険者分	△101,870,360	△87,117,512	△80,557,512	△72,467,894	△60,328,295
黒字保険者分	252,981,859	271,836,889	276,404,349	308,696,365	344,404,309
市町村(組合)債	306,999	414,098	388,329	591,752	2,542,782
保険給付費未払額	132,038	314,089	81,518	50,881	175,006

資料：厚生省保険局調

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第97表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
事業所数	1,104,675	1,207,141	1,310,876	1,409,015	1,488,393
船舶所有者数	9,116	8,927	8,738	8,535	8,268
被保険者数	27,675,524	28,769,153	29,921,063	30,997,056	31,959,272
男子	18,643,013	19,341,213	20,046,000	20,699,100	21,257,910
女子	8,779,549	9,212,743	9,689,017	10,131,532	10,552,166
坑内員	14,455	12,275	9,113	8,422	7,774
任意継続	92,441	65,095	45,445	32,099	21,799
船員	145,917	137,737	131,430	125,870	119,603
船員任意継続	149	90	58	33	20
平均標準報酬月額	241,299	248,667	261,829	273,684	284,362
男子	280,533	289,120	305,200	318,682	330,566
女子	158,168	163,789	172,036	181,493	190,914
坑内員	305,829	315,727	327,465	342,224	354,887
任意継続	146,458	150,279	154,339	161,061	168,119
船員	284,135	286,059	301,435	318,666	333,511
船員任意継続	149,114	144,067	149,655	157,212	153,400

資料：社会保険庁調

第98表 厚生年金保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成4年3月末現在

等級	標準報酬 月額	被 保 険 者 数				
		計	男子	女子	坑内員	船 員
総数		31,937,453	21,257,910	10,552,166	7,774	119,603
第1級	80	134,633	18,709	115,634	—	290
2	86	81,176	8,180	72,879	—	117
3	92	160,440	42,859	117,432	—	149
4	98	262,639	39,704	222,610	1	324
5	104	233,673	19,102	214,105	—	466
6	110	377,920	36,704	340,625	1	590
7	118	545,395	60,074	484,838	—	483
8	126	557,012	66,226	490,255	11	520
9	134	702,976	115,247	586,989	3	737
10	142	779,836	161,106	618,129	6	595
11	150	1,061,857	283,418	777,268	13	1,158
12	160	1,150,677	337,382	811,888	20	1,387
13	170	1,158,117	392,653	764,223	18	1,223
14	180	1,193,879	496,310	695,521	33	2,015
15	190	1,128,116	535,891	590,235	53	1,937
16	200	1,789,796	993,066	792,881	136	3,713
17	220	2,002,258	1,305,040	692,206	302	4,710
18	240	1,848,379	1,362,139	479,673	352	6,215
19	260	1,839,051	1,449,415	381,370	482	7,784
20	280	1,592,396	1,338,618	243,860	527	9,391
21	300	1,607,871	1,362,717	234,476	590	10,088
22	320	1,330,985	1,189,212	132,146	620	9,007
23	340	1,197,113	1,091,344	97,631	631	7,507
24	360	1,175,699	1,069,230	98,702	650	7,117
25	380	1,221,736	1,141,298	71,485	774	8,179
26	410	1,339,054	1,236,636	93,262	790	8,366
27	440	1,036,945	976,742	53,167	643	6,393
28	470	790,978	753,229	32,639	465	4,645
29	500	740,591	676,852	59,862	290	3,587
30	530	2,896,255	2,698,807	186,175	363	10,910

(注) 第4種被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第99表 厚生年金保険適用状況(業態別)

平成4年10月1日現在

区 分	事業所数	被 保 険 者 数			平均標準報酬月額(円)				
		計	男子	女子	坑内員	平均	男子	女子	坑内員
合 計	1,525,712	32,756,598	21,784,404	10,964,927	7,267	291,270	337,714	198,950	363,092
農 林 水 産 業	10,753	107,898	72,684	35,214	—	258,027	298,500	174,487	—
石 炭 鉱 業	189	10,346	3,828	919	5,599	334,110	323,975	185,639	365,408
石 炭 以 外 の 鉱 業	5,464	110,651	90,577	19,007	1,067	313,884	337,389	198,534	373,318
総 合 工 事 業	115,116	1,820,460	1,492,024	328,192	244	320,359	346,101	203,294	372,131
職 別 工 事 業	61,606	509,237	410,177	99,027	33	315,005	336,550	225,760	321,515
設 備 工 事 業	67,239	743,968	612,010	131,901	57	323,067	345,614	218,457	304,386
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	32,235	991,136	563,328	427,806	2	254,651	322,409	165,429	134,000
織 維 製 品 製 造 業	44,038	936,155	350,777	585,378	—	214,010	315,615	153,125	—
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	27,597	372,260	269,319	102,940	1	256,535	288,837	172,091	126,000
紙 製 品 製 造 業	9,585	305,663	223,022	82,641	—	293,864	335,665	181,057	—
出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業	35,008	690,595	496,553	194,041	1	316,926	356,374	215,980	200,000
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	33,349	1,566,627	1,182,961	383,638	28	314,675	355,214	189,671	323,929
金 属 工 業	49,407	1,187,293	948,666	238,560	67	316,580	347,342	194,267	251,791
機 械 器 具 製 造 業	92,974	4,620,548	3,429,558	1,190,957	33	296,899	338,335	177,578	345,758
そ の 他 の 製 造 業	28,011	713,102	488,829	224,272	1	290,033	338,238	184,963	240,000
卸 売 業	138,782	3,004,770	2,040,853	963,852	65	300,000	344,650	205,460	283,692
飲 食 料 品 小 売 業	44,939	542,875	297,247	245,628	—	253,697	313,011	181,918	—
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	179,972	2,889,479	1,747,108	1,142,369	2	271,798	322,783	193,824	320,000
飲 食 店	32,054	431,101	269,498	161,603	—	267,494	308,682	198,807	—
金 融 ・ 保 険 業	18,578	1,730,446	822,815	907,631	—	317,365	402,114	240,536	—
不 動 産 業	44,283	374,039	242,110	131,929	—	300,362	347,017	214,743	—
運 輸 ・ 通 信 業	61,981	2,483,910	2,136,895	347,004	11	318,369	335,773	211,192	341,818
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	7,486	297,527	249,528	47,999	—	355,375	382,149	216,191	—
物 品 賃 貸 業	8,623	136,153	90,014	46,139	—	286,225	327,661	205,388	—
旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	12,857	369,607	204,369	165,238	—	247,674	289,290	196,203	—
対 個 人 サ ー ビ ス 業	22,108	297,767	153,721	144,046	—	254,765	309,233	196,638	—
放 送 ・ 情 報 サ ー ビ ス 業	33,148	854,088	607,279	246,809	—	308,063	340,930	227,192	—
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	39,094	771,265	487,737	283,527	1	253,532	295,414	181,485	300,000
修 理 業	40,084	382,684	311,819	70,831	34	291,650	311,964	202,232	263,824
映 画 ・ 娯 楽 業	15,537	408,315	208,074	200,239	2	264,307	308,358	218,532	240,000
医 療 ・ 保 健 ・ 廃 棄 物 処 理 業	54,857	1,237,851	319,908	917,942	1	252,373	339,633	221,963	160,000
教 育	12,611	200,747	98,417	102,329	1	265,237	322,510	210,153	220,000
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	22,942	378,891	92,574	286,316	1	227,848	295,560	205,955	200,000
学 術 研 究 機 関	2,022	71,697	52,822	18,860	15	335,107	378,553	213,480	263,333
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	25,805	212,628	122,074	90,554	—	276,681	328,476	206,858	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	81,987	790,247	519,908	270,338	1	292,469	335,785	209,164	280,000
公 務	13,391	204,572	75,321	129,251	—	186,569	234,683	158,531	—

(注) 1 産業分類は社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。
2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第100表 厚生年金保険年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計	881,495	891,952	911,254	878,748	910,923
人 員 額	884,042,562	879,569,283	901,537,117	920,393,137	971,180,970
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当)	431,405	294,175	314,527	295,310	349,746
人 員 額	514,490,913	490,144,117	515,927,973	530,027,881	657,268,277
老 齢 厚 生 年 金 (通 老 相 当)	—	192,864	209,747	220,657	275,782
人 員 額	—	64,575,167	67,685,105	73,349,182	88,599,322
障 害 厚 生 年 金	21,778	20,563	25,597	20,453	22,115
人 員 額	13,701,692	12,975,596	16,399,823	13,877,234	15,583,741
遺 族 厚 生 年 金	174,697	181,343	184,372	185,042	189,052
人 員 額	118,499,826	125,312,032	131,399,546	141,158,396	150,736,316
老 齢 年 金	115,977	89,751	77,911	67,650	22,153
人 員 額	196,006,124	154,753,803	141,893,616	135,213,547	42,527,482
通 算 老 齢 年 金	131,100	109,910	96,579	88,017	50,608
人 員 額	35,917,184	29,195,465	26,112,949	25,559,792	15,346,439
障 害 年 金	4,075	2,125	1,601	995	919
人 員 額	4,325,882	2,056,110	1,515,972	937,617	867,760
遺 族 年 金	1,406	633	458	261	238
人 員 額	1,001,972	441,860	313,138	191,847	187,077
通 算 遺 族 年 金	1,057	588	462	363	310
人 員 額	188,971	115,135	88,995	77,642	64,556

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計	8,641,516	9,278,699	9,919,263	10,519,264	11,092,132
人 員 額	8,787,238,769	9,431,912,604	10,477,495,563	11,360,737,125	12,377,866,878
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当)	623,227	690,282	1,003,704	1,294,713	1,616,267
人 員 額	750,281,962	1,159,412,352	1,730,075,181	2,287,685,159	2,907,388,481
老 齢 厚 生 年 金 (通 老 相 当)	—	413,377	613,575	823,128	1,060,902
人 員 額	—	193,337,579	209,645,909	282,433,766	345,549,255
障 害 厚 生 年 金	31,548	49,246	71,013	87,196	104,204
人 員 額	19,789,163	30,803,672	46,389,052	58,208,939	71,649,652
遺 族 厚 生 年 金	258,226	426,581	593,231	755,145	916,000
人 員 額	180,150,273	301,460,094	446,069,470	587,862,650	743,683,512
老 齢 年 金	3,542,054	3,531,861	3,503,603	3,464,916	3,376,689
人 員 額	5,545,459,279	5,544,088,589	5,732,816,573	5,820,604,326	5,957,588,951
通 算 老 齢 年 金	2,273,051	2,310,307	2,333,499	2,349,413	2,327,832
人 員 額	788,227,606	795,033,053	830,298,270	853,078,348	882,704,225
障 害 年 金	267,368	257,766	248,574	239,710	231,319
人 員 額	285,828,480	274,891,798	274,382,145	269,678,491	266,940,137
遺 族 年 金	1,474,692	1,431,213	1,387,753	1,344,712	1,302,553
人 員 額	1,181,477,880	1,151,514,763	1,171,927,618	1,165,301,981	1,166,323,833
通 算 遺 族 年 金	171,350	168,066	164,311	160,331	156,366
人 員 額	36,024,125	35,370,704	35,951,344	35,883,466	36,058,832

(注) 1 通算老齢年金には特例老齢年金を含む。
2 遺族年金には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。
3 通算遺族年金には、特例遺族年金を含む。
4 船員保険の旧法分を含む。
5 平成3年度の金額には、基金代行支給分を含む。
6 昭和62年度の老齢厚生年金(老齢相当)には、通老相当分を含む。

資料：社会保険庁調

第101表 厚生年金保険一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計件数	4,565	4,661	4,753	4,965	5,099
金額	1,008,177	1,006,509	1,033,044	1,083,397	1,069,894
脱退手当金件数	4,301	4,433	4,518	4,756	4,941
金額	672,815	719,265	751,953	829,850	871,384
障害手当金件数	264	228	235	209	158
金額	335,362	287,244	281,091	253,547	198,510

(注) 船員保険の旧法分を含む。

資料：社会保険庁調

第102表 厚生年金保険給付受給権者1人当り金額

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
年 金					
新規裁定	1,041,835	1,022,594	1,026,623	1,084,113	1,130,806
老齢厚生年金(老齢相当)	1,192,594	1,666,165	1,640,330	1,794,819	1,931,641
老齢厚生年金(通老相当)	...	334,822	322,699	332,413	349,988
障害厚生年金	1,000,634	991,836	1,008,681	1,064,767	1,098,733
遺族厚生年金	828,515	829,520	845,886	894,537	923,984
老 齢 年 金	1,690,043	1,724,257	1,821,227	1,998,722	1,919,717
通算老齢年金	273,968	265,631	270,379	290,396	303,241
障 害 年 金	1,039,480	967,581	946,891	942,329	944,244
遺 族 年 金	712,640	698,042	683,708	735,046	786,036
通算遺族年金	178,780	195,807	192,629	213,890	208,245
年 度 末 現 在	1,022,333	1,024,162	1,066,188	1,091,207	1,152,914
老齢厚生年金(老齢相当)	1,203,866	1,679,621	1,723,691	1,766,944	1,893,890
老齢厚生年金(通老相当)	...	337,071	341,679	343,123	438,842
障害厚生年金	994,691	986,719	1,035,545	1,057,708	1,089,783
遺族厚生年金	835,822	831,388	871,769	889,630	915,388
老 齢 年 金	1,565,606	1,569,736	1,636,263	1,679,869	1,764,329
通算老齢年金	346,771	344,124	355,817	363,103	379,196
障 害 年 金	1,069,045	1,066,439	1,103,825	1,125,020	1,153,991
遺 族 年 金	801,169	804,573	844,479	866,581	895,414
通算遺族年金	210,237	210,451	218,801	223,809	230,605
一 時 金	220,849	215,943	217,346	218,207	209,824
脱退手当金	156,432	162,252	166,435	174,485	176,358
障 害 手 当 金	1,270,311	1,259,842	1,196,133	1,213,144	1,256,393

(注) 1 第100表及び第101表の(注)参照

2 1人当り金額には、それぞれ併給している基礎年金分を含む。

3 平成3年度の1人当り金額は、基金代行支給分を含む。

資料：社会保険庁調

第103表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
徴収決定額	9,003,645,319	9,532,318,538	10,563,789,995	13,122,301,520	14,298,370,574
前年度からの繰越額	86,048,448	81,924,771	73,626,082	65,396,232	64,562,311
現年度分	8,917,596,871	9,450,393,767	10,490,163,913	13,056,905,288	14,233,808,263
取納済額	8,914,254,875	9,450,492,983	10,490,993,235	13,050,692,259	14,214,107,462
不納欠損額	7,257,642	8,008,356	7,248,685	6,668,950	6,450,235
取納未済額	82,141,802	73,817,199	65,548,075	64,940,312	77,812,878
取納率(%)	99.0	99.1	99.3	99.5	99.4

資料：社会保険庁調

第104表 厚生年金保険収支状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
収 入	16,549,737,484	18,247,241,046	17,984,288,779	26,101,214,315	29,557,559,389
保険料収入	8,914,245,875	9,450,492,983	10,490,993,235	13,050,692,259	14,214,107,462
国庫負担金	1,676,785,208	2,994,696,759	1,730,295,965	2,183,354,903	2,413,946,312
事務費	33,213,177	32,795,549	36,036,574	39,182,514	40,089,157
給付費	1,643,572,031	2,961,901,209	1,694,259,391	2,144,172,389	2,373,857,155
制度間調整勘定より受入	.	.	.	4,411,515,045	5,943,874,081
国年特会より受入	2,137,811,800	1,945,725,701	1,819,435,821	2,212,159,617	2,292,094,372
運用収入	3,787,678,653	3,826,823,529	3,915,945,428	4,215,186,878	4,665,221,044
その他の収入	33,215,948	29,302,074	27,618,330	28,305,615	28,316,118
積立金より受入	—	—	—	—	—
雑収入等	33,215,948	29,302,074	27,618,330	28,305,615	28,316,118
支 出	12,226,709,812	12,597,308,570	13,379,020,861	19,457,558,921	22,420,861,631
保険給付費	8,236,025,411	8,768,318,580	9,628,350,303	10,503,093,202	11,322,974,252
制度間調整勘定へ繰入	.	.	.	4,487,407,799	6,034,871,115
国年特会へ繰入	3,730,978,672	3,596,889,622	3,563,797,092	4,264,603,940	4,840,410,050
事務費	35,667,589	36,686,836	39,541,405	42,408,898	43,496,415
福祉施設費	214,596,684	184,556,807	124,042,752	132,838,448	146,093,554
その他の支出	9,441,456	10,856,724	23,289,308	27,206,634	33,016,245
収支差引残	4,323,027,672	5,649,932,476	4,605,267,918	6,643,655,394	7,136,697,758
翌年度への繰越	2,180,884	1,105,839	438,126	669,146	121,165
積立金への繰入	4,320,846,788	5,648,826,637	4,604,829,792	6,642,986,248	7,136,576,594
積立金から補足	—	—	—	—	—
年度末現在積立金	59,963,820,485	65,612,647,122	70,217,476,914	76,860,463,162	83,997,039,756

(注) 雑収入には、前年度からの繰越額を含む。

資料：社会保険庁調

② 厚生年金基金

第105表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
基金数	1,194	1,258	1,358	1,474	1,593
設立事業所数	97,242	106,221	119,755	135,478	153,934
加入員数	7,644,948	8,268,082	9,033,924	9,844,597	10,678,024
特例第1種	5,577,617	6,032,632	6,557,769	7,122,900	7,686,937
2	2,067,263	2,235,358	2,476,022	2,721,575	2,990,972
3	68	92	133	122	115
平均標準給与月額	261,593	269,654	282,450	293,162	302,637
特例第1種	294,086	307,406	322,874	334,905	345,182
2	162,388	167,771	175,388	183,909	193,293
3	252,205	244,826	258,135	275,082	278,000

(注) 特例第1種 一般男子、特例第2種 女子、特例第3種 坑内員。

資料：厚生省年金局調

第106表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計件数	1,492,129	1,623,005	1,764,147	1,923,638	2,098,391
金額	309,238,425	361,001,373	420,754,902	489,660,209	567,735,139
基金裁定件数	1,140,950	1,233,860	1,334,844	1,452,189	1,584,944
金額	295,355,968	345,142,094	402,803,731	469,558,062	545,400,428
基金連合会裁定件数	351,179	389,145	429,303	471,449	513,447
金額	13,882,457	15,859,279	17,951,171	20,102,147	22,334,711

資料：厚生省年金局調

第107表 厚生年金基金一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計件数	188,176	202,877	214,003	243,498	264,962
金額	100,502,230	110,607,099	132,603,344	174,149,513	214,701,879
脱退一時金件数	164,729	178,408	187,547	210,930	225,948
金額	35,284,337	38,954,002	43,818,759	52,988,088	58,498,160
死亡一時金件数	5,546	6,088	6,803	7,737	8,736
金額	9,356,313	11,030,196	13,019,546	16,485,544	19,697,767
選択一時金件数	17,901	18,381	19,653	24,831	30,278
金額	55,861,580	60,622,901	75,765,040	104,675,881	136,505,952

(注) 選択一時金とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：厚生省年金局調

第108表 厚生年金基金給付1人当り金額

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
年金	207,246	222,428	238,503	254,549	270,557
一時金	534,086	545,193	619,787	715,199	810,312
脱退一時金	214,196	218,342	233,675	251,212	258,901
死亡一時金	1,687,038	1,811,793	1,913,795	2,130,741	2,254,781
選択一時金	3,120,584	3,298,129	3,855,139	4,215,532	4,508,420

(注) 年金については年度末現在のものである。

資料：厚生省年金局調

○参考 税制適格年金

第109表 税制適格年金加入件数

年度末現在

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
保険型	69,493	73,561	77,227	80,888	82,511
共済型	1,277	1,272	1,227	1,268	1,206
信託型	7,785	7,960	8,144	8,286	8,366
計	78,555	82,793	86,648	90,442	92,083

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会調

第110表 税制適格年金加入者数

(単位 千人)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
保険型	4,547	4,907	5,164	5,457	5,973
共済型	92	102	106	111	109
信託型	3,799	4,036	4,104	4,205	4,314
加入者数	8,438	9,045	9,374	9,773	10,396

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会調

5 国民年金

第111表 国民年金被保険者数

区 分	年度末現在				
	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
総 数	30,590,170	30,342,171	29,943,431	29,535,384	30,586,353
第1号被保険者	18,954,510	18,396,653	17,799,439	17,191,454	18,172,831
任意加入被保険者	337,148	330,342	355,969	387,582	363,623
第3号被保険者 (再掲)	11,298,512	11,615,176	11,788,023	11,956,348	12,049,899
付加保険料納付被保険者	1,731,046	1,825,330	1,711,957	1,595,246	1,424,841
強 制	675,365	636,779	588,671	539,085	491,414
任 意	1,055,681	1,188,551	1,123,286	1,056,161	933,427
保険料免除被保険者	2,246,166	2,235,841	1,226,670	2,162,466	2,550,243
法 定 免 除	899,353	896,907	893,974	881,163	870,194
申 請 免 除	1,346,813	1,338,934	1,332,696	1,281,303	1,680,049

資料：社会保険庁調

第112表 国民年金印紙売さばき状況及び保険料収納状況

区 分	(単位 千円)				
	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
印紙売さばき代金収納済額	1,205,844,510	1,222,249,089	1,222,651,066	1,240,878,399	1,363,899,038
保 険 料 収 納 済 額	1,250,872,877 (9,231,027)	1,278,788,003 (8,720,176)	1,281,975,323 (8,180,284)	1,307,864,701 (7,656,077)	1,464,872,475 (6,973,688)
検 認 済 保 険 料 収 入	1,194,649,442 (9,145,567)	1,216,616,890 (8,615,567)	1,220,499,303 (8,128,934)	1,243,479,520 (7,618,273)	1,378,270,534 (6,942,056)
過 年 度 保 険 料	49,794,023 (79,169)	54,178,032 (99,533)	52,677,840 (47,628)	54,181,300 (34,294)	61,975,665 (28,400)
前 納 保 険 料	394,356 (6,291)	387,861 (5,075)	305,629 (3,723)	293,062 (3,509)	309,485 (3,233)
追 納 保 険 料	6,035,055	7,605,221	8,492,550	9,910,820	24,316,791

(注) () 内の計数は、付加保険料(再掲)である。

資料：社会保険庁調

第113表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計 人 員 額	854,062	813,756	851,738	835,648	825,923
老 齢 基 礎 年 金 人 員 額	271,616,175	258,877,342	285,179,298	298,426,051	332,236,178
障 害 基 礎 年 金 人 員 額	67,470,127	67,217,832	78,798,979	81,544,029	207,264,185
遺 族 基 礎 年 金 人 員 額	69,847	59,925	67,314	62,589	61,879
老 齢 年 金 人 員 額	50,518,086	43,481,687	49,617,060	49,105,363	49,917,795
通 算 老 齢 年 金 人 員 額	70,330	64,526	62,712	57,081	53,736
障 害 年 金 人 員 額	42,378,625	38,993,948	38,437,869	37,191,948	35,960,024
母 子 年 金 人 員 額	156,494	143,197	140,025	139,056	33,033
準 母 子 年 金 人 員 額	76,985,879	75,120,547	78,677,098	85,267,680	20,645,962
遺 児 年 金 人 員 額	148,868	144,172	155,966	163,230	64,024
寡 婦 年 金 人 員 額	28,919,158	30,238,286	35,311,767	41,331,292	14,646,115
母 子 年 金 人 員 額	3,364	1,648	1,574	887	656
準 母 子 年 金 人 員 額	2,417,564	1,181,445	1,140,134	690,637	516,503
遺 児 年 金 人 員 額	101	103	61	12	10
寡 婦 年 金 人 員 額	84,761	81,573	52,350	11,777	8,437
遺 児 年 金 人 員 額	—	1	—	—	—
寡 婦 年 金 人 員 額	—	815	—	—	—
遺 児 年 金 人 員 額	42	21	14	4	6
寡 婦 年 金 人 員 額	18,048	10,095	6,938	1,756	2,578
寡 婦 年 金 人 員 額	6,968	6,266	7,537	7,373	7,090
寡 婦 年 金 人 員 額	2,823,928	2,551,114	3,137,103	3,281,569	3,274,578

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計 人 員 額	10,357,165	10,962,496	11,041,572	11,382,258	12,027,663
老 齢 基 礎 年 金 人 員 額	3,765,390,585	3,910,926,723	4,246,817,728	4,502,830,059	5,054,676,151
障 害 基 礎 年 金 人 員 額	330,032	533,523	759,841	973,344	1,761,208
遺 族 基 礎 年 金 人 員 額	112,439,765	183,288,030	280,797,850	372,487,376	830,309,906
老 齢 年 金 人 員 額	778,782	819,069	863,992	904,093	942,280
通 算 老 齢 年 金 人 員 額	587,574,175	615,256,458	684,622,507	729,129,921	779,298,553
障 害 年 金 人 員 額	100,715	144,332	181,365	206,834	224,487
母 子 年 金 人 員 額	61,139,410	87,855,981	116,272,490	135,836,170	151,910,349
準 母 子 年 金 人 員 額	6,915,588	6,876,480	6,817,387	6,752,662	6,569,273
遺 児 年 金 人 員 額	2,430,246,067	2,445,893,211	2,547,582,469	2,616,655,158	2,634,379,666
寡 婦 年 金 人 員 額	1,788,258	1,904,593	2,028,613	2,157,582	2,183,703
母 子 年 金 人 員 額	265,383,147	292,194,758	334,757,486	378,646,624	398,764,422
準 母 子 年 金 人 員 額	306,033	293,558	280,888	268,600	256,340
遺 児 年 金 人 員 額	221,806,533	212,234,570	214,724,871	209,356,748	205,261,785
寡 婦 年 金 人 員 額	80,870	65,838	53,503	42,652	33,345
母 子 年 金 人 員 額	65,772,001	53,207,033	45,150,310	36,597,017	29,299,864
準 母 子 年 金 人 員 額	118	94	68	58	49
遺 児 年 金 人 員 額	97,603	77,516	59,240	50,907	43,304
寡 婦 年 金 人 員 額	3,831	2,811	2,178	1,568	1,100
母 子 年 金 人 員 額	1,963,775	1,476,510	1,224,888	922,456	676,864
準 母 子 年 金 人 員 額	52,938	52,198	53,737	54,865	55,878
遺 児 年 金 人 員 額	18,968,111	19,442,658	21,625,617	23,147,682	24,731,439

資料：社会保険庁調

第114表 福祉年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計人員	1,406	1,018	733	636	502
金額	455,621	332,396	243,388	220,988	180,067
老齢福祉年金人員	1,379	1,003	727	633	501
金額	452,705	330,776	242,740	220,664	179,959
老齢特別給付金人員	27	15	6	3	1
金額	2,916	1,620	648	324	108

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計人員	1,803,499	1,592,001	1,395,293	1,211,788	1,045,237
金額	592,982,964	525,353,004	475,508,405	422,422,801	375,445,111
老齢福祉年金人員	1,803,465	1,591,968	1,395,261	1,211,761	1,045,221
金額	592,979,292	525,349,440	475,504,949	422,419,885	375,443,383
再掲 一部支給停止人員	198,420	178,686	160,538	138,956	122,577
金額	47,312,592	43,122,851	39,096,067	31,450,003	30,690,340
再掲 全部支給停止人員	315,612	294,201	268,977	248,267	229,220
老齢特別給付金人員	34	33	32	27	16
金額	3,672	3,564	3,456	2,916	1,728
再掲 一部支給停止人員	—	—	1	1	1
金額	—	—	68	68	68
再掲 全部支給停止人員	2	2	3	2	2

(注) 一部支給停止金額欄については、支給額に変更。

資料：社会保険庁調

第115表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
基礎年金勘定	6,409,140,188	6,763,813,655	6,991,009,887	7,735,568,451	8,493,467,680
歳入	6,409,140,188	6,763,813,655	6,991,009,887	7,735,568,451	8,493,467,680
歳入歳出差引	262,101,804	527,500,109	679,884,225	679,351,173	743,739,062
(翌年度へ繰越)	262,101,804	527,500,109	679,884,225	673,351,173	743,739,062
年度末現在積立金	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812
歳入	5,188,209,462	5,538,908,283	5,637,489,734	5,714,790,674	6,239,948,546
歳入歳出差引	262,101,804	527,500,109	679,884,225	673,351,173	743,739,062
(翌年度へ繰越)	262,101,804	527,500,109	679,884,225	673,351,173	743,739,062
年度末現在積立金	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812
国民年金勘定	2,823,005,403	2,944,183,097	2,991,732,418	3,041,094,315	3,276,870,663
歳入	2,823,005,403	2,944,183,097	2,991,732,418	3,041,094,315	3,276,870,663
歳入歳出差引	235,932,484	235,701,272	235,046,811	233,887,164	233,030,433
(超過受入)	235,932,484	235,701,272	235,046,811	233,887,164	233,030,433
積立金から補足	427,874,029	321,092,411	280,646,545	409,958,571	725,401,097
歳入	2,619,651,535	2,940,879,669	3,221,581,913	3,631,711,593	4,357,171,434
歳入歳出差引	617,213,837	558,253,772	535,475,412	473,206,803	402,567,150
(超過受入)	617,213,837	558,253,772	535,475,412	473,206,803	402,567,150
年度末現在積立金	617,213,837	558,253,772	535,475,412	473,206,803	402,567,150
福祉年金勘定	1,059,999,918	1,059,999,918	1,059,999,918	1,059,999,918	1,059,999,918
歳入	1,059,999,918	1,059,999,918	1,059,999,918	1,059,999,918	1,059,999,918
歳入歳出差引	89,855,612	97,190,788	130,480,794	111,251,332	88,272,764
(超過受入)	89,855,612	97,190,788	130,480,794	111,251,332	88,272,764
年度末現在積立金	1,059,999,918	1,059,999,918	1,059,999,918	1,059,999,918	1,059,999,918
業務勘定	1,205,844,510	1,222,249,089	1,222,651,066	1,240,878,399	1,363,899,038
歳入	1,205,844,510	1,222,249,089	1,222,651,066	1,240,878,399	1,363,899,038
歳入歳出差引	3,864,547	1,272,724	982,072	2,571,130	3,971,940
(翌年度へ繰越)	2,799,534	1,137,001	926,373	2,400,021	3,913,196
(国民年金勘定積立金へ繰入)	565,014	135,723	55,699	171,109	58,744

資料：社会保険庁調

6 農業者年金基金

第116表 農業者年金被保険者数

年度末現在 (単位 人・%)

区分 年度	総数	当然加入 被保険者	任意加入 被保険者	30a以上 50a未満 の経営者			
				農業生産 法人構成員	後継者	その他	
昭和62年度	733,542	470,679	262,863	11,339	1,955	249,063	506
63	676,791	419,635	257,156	9,924	1,832	244,754	646
平成元年度	625,756	374,248	251,508	8,727	1,726	240,304	751
2	574,232	330,667	243,565	7,619	1,653	233,511	782
3	525,718	291,220	234,498	6,582	1,555	225,479	882
構成比	100.0	55.4	44.6	1.2	0.3	42.9	0.2

(注) 任意加入被保険者の内訳欄の「その他」とは、特例任意、高齢任意及び任意継続の被保険者である。

資料：農業者年金基金「事業年報」

第117表 農業者年金受給権者状況

(金額 単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
経営移譲年金人員 金額	519,442 191,559,108	559,550 197,160,548	595,643 198,127,740	629,855 195,676,943	652,645 181,682,453
農業者老齢年金人員 金額	307,717 27,445,936	352,064 33,189,688	399,650 40,187,186	448,094 49,067,699	496,098 57,599,142

(注) 受給権者数の合計は、併給者の数は除いて計算してある。

資料：農業者年金基金調

第118表 農業者年金年金勘定経理状況

(単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
収益	1,620,665,370	1,662,603,486	1,711,306,988	1,666,150,742	814,503,579
(年金給付関係)	1,616,413,849	1,658,192,424	1,706,862,207	1,661,397,020	809,515,626
保険料収入	72,075,445	73,349,977	71,728,182	72,733,311	72,238,511
運用収入	37,940,300	32,727,882	30,827,006	27,649,689	22,678,015
国庫補助金・負担金収入	95,793,198	98,592,500	99,063,870	97,838,472	99,707,827
支払・責任準備金戻入	1,214,419,087	1,392,900,247	1,421,784,998	1,463,152,029	581,313,427
雑益	9,727	26,104	39,997	23,520	39,300
当期欠損金	196,176,089	60,595,713	83,418,154	—	33,538,547
(年金給付関係以外)	4,251,520	4,411,062	4,444,780	4,753,721	4,987,952
国庫補助金収入	3,721,875	3,790,296	3,883,558	4,126,490	4,369,808
資産見返補助金収入	2,892	2,677	3,181	4,195	4,758
運用収入	521,333	612,287	551,821	611,329	605,191
雑益	5,419	5,801	6,220	11,707	8,195
費用	1,620,665,370	1,662,603,486	1,711,306,988	1,666,150,742	814,503,579
(年金給付関係)	1,616,413,849	1,658,192,424	1,706,862,207	1,661,397,020	809,515,627
給付金	222,162,523	233,962,227	241,921,101	248,101,206	242,262,906
支払・責任準備金繰入	1,392,900,246	1,421,784,998	1,463,152,029	581,313,427	565,717,885
保険料還付金	1,351,079	2,445,198	1,789,077	1,509,040	1,534,836
当期利益金	—	—	—	830,473,347	—
(年金給付関係以外)	4,251,520	4,411,062	4,444,780	4,753,721	4,987,952
一般管理費	4,250,907	410,625	443,874	49,481	4,985,734
固定資産除却損	213	164	428	823	0
当期利益金	400	273	478	3,417	2,217

資料：農業者年金基金調

7 国家公務員等共済組合

① 各省各庁組合

第119表 国家公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区 分	組 合 員 数			
	長期組合員	短期組合員	その他	計
昭和62年度 (1987)	< 2> (3,085)901,016	(38,021) 96	247,283	(41,108)1,148,395
63 (1988)	< 3> (3,153)895,617	(38,222) 95	249,506	(41,378)1,145,218
平成元年度 (1989)	< 2> (3,198)891,497	(37,801) 95	248,903	(40,801)1,140,495
2 (1990)	< 2> (3,195)887,738	(35,278) 95	235,271	(38,475)1,123,104
3 (1991)	< 1> (3,255)887,025	(33,163) 94	241,653	(36,418)1,128,772
衆議院	2,643	(162) —	—	(162) 2,643
参議院	1,296	(86) —	—	(86) 1,296
総理府	(285) 21,045	(514) 43	—	(799) 21,088
法務省	29,484	(1,557) 5	—	(1,557) 29,489
外務省	(10) 4,447	(69) 2	—	(79) 4,449
大蔵省	(319) 69,656	(2,699) 3	—	(3,018) 69,659
文部省	(271) 135,780	(3,313) 2	—	(3,584) 135,782
農林水産省	(204) 37,073	(2,173) 3	—	(2,377) 37,076
通商産業省	(448) 12,194	(309) 3	—	(757) 12,197
運輸省	(639) 37,168	(787) 11	—	(1,426) 37,179
厚生省	(213) 5,600	(148) 8	—	(361) 5,608
厚生省第二	(10) 55,594	(1,549) —	—	(1,559) 55,594
労働省	(171) 23,097	(378) 8	—	(549) 23,105
裁判所	25,357	(2,083) —	—	(2,083) 25,357
会計検査院	(17) 1,234	(22) —	—	(39) 1,234
刑務	20,947	(489) —	—	(489) 20,947
防衛施設庁	(1) 3,353	(45) —	—	(46) 3,353
防衛庁	23,711	(1,760) 2	241,653	(1,760) 265,366
印刷局	(1) 6,207	(279) —	—	(280) 6,207
造幣局	1,491	(68) —	—	(68) 1,491
林野庁	(22) 30,334	(2,684) —	—	(2,706) 30,334
建設省	(493) 25,263	(710) 2	—	(1,203) 25,265
郵政省	< 1> (151)302,896	(10,917) 2	—	(11,068) 302,898
連合会職員	11,155	(362) —	—	(362) 11,155

被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数	組 合 員 1 人 当 り 標 準 報 酬 月 額			
		長期組合員	短期組合員	その他	平均
(34,950)1,688,278	(0.92)1.47	<274,500> (397,604)290,445	(265,862) 469,688	254,261	290,460
(35,026)1,665,328	(0.92)1.45	<266,667> (405,852)298,767	(266,029) 470,000	258,194	298,781
(34,264)1,641,203	(0.91)1.44	<240,000> (439,153)311,157	(273,913) 724,947	266,026	314,964
(31,307)1,615,686	(0.89)1.44	<365,000> (447,678)332,247	(283,239) 710,000	288,536	339,463
(29,785)1,591,347	(0.90)1.41	<530,000> (451,303)339,950	(297,257) 710,000	297,835	346,749
(155) 2,877	(0.96)1.09	391,291	(388,457) —	—	420,054
(66) 1,634	(0.77)1.26	406,412	(390,233) —	—	436,366
(460) 30,838	(0.89)1.46	(429,088)361,447	(283,642) 710,000	—	370,995
(1,598) 42,299	(1.03)1.43	351,055	(321,601) 710,000	—	361,046
(94) 7,235	(1.36)1.63	(515,000)372,321	(333,333) 710,000	—	391,427
(2,858) 103,534	(1.06)1.49	(456,771)349,119	(326,578) 710,000	—	357,195
(2,610) 207,637	(0.79)1.53	(399,188)380,241	(307,861) 710,000	—	392,326
(1,924) 56,920	(0.89)1.54	(454,265)336,060	(291,262) 710,000	—	340,578
(314) 17,848	(1.02)1.46	(450,201)383,243	(343,981) 710,000	—	398,326
(775) 65,547	(0.98)1.76	(457,374)369,380	(320,262) 710,000	—	377,914
(99) 7,589	(0.67)1.35	(427,230)375,916	(317,365) 710,000	—	390,398
(665) 47,519	(0.43)0.85	(367,000)355,358	(290,296) —	—	367,361
(293) 30,795	(0.78)1.33	(474,444)333,571	(298,624) 710,000	—	336,331
(1,840) 28,928	(0.88)1.14	352,098	(303,389) —	—	372,412
(20) 1,618	(0.91)1.31	(482,353)373,793	(318,182) —	—	385,194
(441) 37,020	(0.90)1.77	365,893	(321,595) —	—	370,186
(22) 5,441	(0.49)1.62	(360,000)350,306	(261,556) —	—	356,793
(2,095) 349,466	(1.19)1.32	311,493	(271,520) 710,000	297,835	301,738
(138) 6,649	(0.49)1.07	(410,000)311,053	(278,065) —	—	313,542
(49) 2,276	(0.72)1.53	335,596	(325,294) —	—	338,474
(2,452) 44,272	(0.91)1.46	(472,273)323,914	(251,133) —	—	324,891
(580) 38,140	(0.82)1.51	(482,211)357,285	(265,383) 710,000	—	360,118
(10,103) 447,524	(0.93)1.48	<530,000> (451,325)341,171	(296,387) 710,000	—	346,556
(134) 7,723	(0.37)0.69	352,941	(293,072) —	—	369,790

(注) 1 長期組合員は短期保険及び長期保険両方の適用者、短期組合員は短期保険のみの適用者、その他は自衛官である。
 2 長期組合員欄内の()書は、継続長期組合員(公社又は公益等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける組合員)の別掲である。
 3 短期組合員欄内の()書は、任意継続組合員(退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者)の別掲である。
 資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

員)の、< >書は特例継続組合員の別掲である。

第120表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	18,261,965	18,907,008	18,284,883	18,410,371	18,595,849
組合員分	199,104,004	204,380,919	203,550,175	206,624,539	212,257,083
療養の給付	6,932,337	7,018,818	6,819,752	6,881,846	6,971,081
療養の給付	95,582,815	96,876,637	96,266,895	97,169,250	99,773,305
療養の給付	6,355,424	6,424,933	6,222,976	6,258,997	6,323,693
療養の給付	16,110,252	15,889,061	15,155,504	14,860,823	14,691,629
療養の給付	90,215,654	91,402,023	90,749,854	91,458,323	93,728,248
療養の給付	409,668	425,229	424,316	446,632	467,064
療養の給付	2,234,685	2,330,461	2,383,803	2,496,122	2,669,503
療養の給付	118,840	120,656	126,607	131,229	135,236
療養の給付	762,450	779,257	847,661	875,368	924,405
療養の給付	419	526	564	522	429
療養の給付	37,949	52,402	53,191	49,820	38,087
療養の給付	41	39	31	44	27
療養の給付	2,433	1,768	1,665	4,318	1,710
療養の給付	7,065	6,869	6,462	6,348	6,470
療養の給付	1,563,444	1,528,200	1,476,278	1,525,696	1,650,354
療養の給付	38,805	38,463	36,820	36,175	36,333
療養の給付	93,146	92,362	88,430	86,837	87,258
療養の給付	2,075	2,103	1,976	1,899	1,829
療養の給付	673,054	690,163	666,013	672,766	673,741
被扶養者分	11,329,628	11,888,190	11,465,131	11,528,525	11,624,768
被扶養者分	103,521,189	107,504,282	107,283,280	109,455,289	112,483,778
被扶養者分	10,319,081	10,700,713	10,335,570	10,324,388	10,335,319
被扶養者分	24,913,444	25,375,556	24,202,305	23,832,351	23,453,058
被扶養者分	88,319,698	91,854,462	91,544,370	93,231,483	95,431,674
被扶養者分	802,387	887,635	918,451	990,805	1,074,933
被扶養者分	2,157,823	2,439,931	2,658,973	2,899,254	3,311,991
被扶養者分	167,839	259,622	172,582	175,717	176,914
被扶養者分	805,837	795,629	889,353	905,777	926,646
被扶養者分	(45,594)	(45,520)	(46,189)	(45,258)	(42,820)
被扶養者分	2,001,989	2,085,759	2,074,233	2,036,425	2,007,821
被扶養者分	(27,406)	(27,200)	(27,034)	(32,048)	(29,299)
被扶養者分	1,647,989	1,658,724	1,671,160	1,861,169	2,033,886
被扶養者分	767	803	783	765	691
被扶養者分	65,350	69,585	67,570	66,515	57,867
被扶養者分	38	24	32	27	29
被扶養者分	1,247	695	1,389	1,304	1,262
被扶養者分	32,365	32,277	30,949	30,472	30,504
被扶養者分	6,806,810	6,850,910	6,651,360	6,721,162	6,897,975
被扶養者分	7,151	7,116	6,764	6,351	6,378
被扶養者分	1,714,446	1,748,587	1,724,882	1,732,200	1,814,655

(注) 1 高額療養の給付及び高額療養費の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲である。
2 老人保健による給付分を除く。

(ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	14,937	14,430	13,596	13,287	12,787
合計	351,971	337,241	311,717	403,836	269,502
傷病手当金	1,329,395	1,210,606	1,118,315	1,143,426	1,190,866
傷病手当金	13,760	13,243	12,469	12,170	11,590
傷病手当金	321,552	308,193	282,198	374,895	261,351
傷病手当金	1,175,435	1,060,320	956,636	972,945	983,554
出産手当金	1,028	964	923	893	1,011
出産手当金	29,655	27,840	28,735	28,247	34,522
休業手当金	151,373	146,053	159,395	167,754	204,600
休業手当金	149	223	204	224	186
休業手当金	764	1,208	784	694	629
休業手当金	2,587	4,232	2,284	2,727	2,712

(iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	380	343	303	479	443
弔慰金	174,857	149,897	154,538	215,303	226,394
弔慰金	34	30	36	44	57
家族弔慰金	11,765	8,772	11,048	14,982	20,682
家族弔慰金	42	33	38	31	35
災害見舞金	10,876	8,267	9,415	8,993	9,744
災害見舞金	304	280	229	404	351
災害見舞金	152,216	132,858	134,075	191,328	195,968

(iv) 附加給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	639,178	614,660	593,938	603,570	649,070
家族療養費	6,731,233	6,674,234	6,607,651	6,740,732	7,574,538
家族療養費	421,394	402,007	389,946	399,492	440,784
家族療養費	3,266,226	3,181,129	3,189,550	3,257,638	3,621,286
出産費	4,554	4,216	3,820	3,528	3,296
出産費	69,733	63,990	58,382	52,982	74,790
配偶者出産費	18,516	18,272	16,696	15,927	15,972
配偶者出産費	286,603	284,346	262,452	250,382	407,284
育児手当金	27,695	27,422	25,876	25,334	25,774
育児手当金	143,696	143,354	135,945	132,932	152,928
埋葬料	966	959	926	908	400
埋葬料	9,596	10,271	9,287	9,666	5,617
家族埋葬料	4,654	4,593	4,343	4,048	2,090
家族埋葬料	53,727	57,904	51,777	47,212	45,588
傷病手当金	3,834	4,153	4,194	4,198	4,033
傷病手当金	477,426	505,980	506,986	517,379	519,993
その他	157,565	153,038	148,137	150,135	156,721
その他	2,424,226	2,427,260	2,393,272	2,472,541	2,747,052

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第121表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況 (診療費分)
(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
組合員分件数	6,355,424	6,424,933	6,222,976	6,258,997	6,323,693
日数	16,110,252	15,889,061	15,155,504	14,860,823	14,691,629
金額	90,215,654	91,402,023	90,749,854	91,458,323	93,728,248
一般診療件数	5,216,874	5,289,280	5,093,303	5,122,370	5,171,896
日数	12,808,966	12,643,971	11,972,310	11,757,005	11,592,897
金額	75,636,900	76,880,810	76,485,404	77,162,801	79,119,185
入院件数	115,595	113,457	111,512	107,684	109,627
日数	1,748,444	1,697,350	1,651,859	1,570,568	1,523,334
金額	27,941,548	28,045,640	27,620,616	27,089,779	27,293,092
外来件数	5,101,279	5,175,823	4,981,791	5,014,686	5,062,269
日数	11,060,522	10,946,621	10,320,451	10,186,437	10,069,563
金額	47,695,352	48,835,170	48,864,788	50,073,022	51,826,093
歯科診療件数	1,138,550	1,135,653	1,129,673	1,136,627	1,151,797
日数	3,301,286	3,245,090	3,183,194	3,103,818	3,098,732
金額	14,578,753	14,521,213	14,264,450	14,295,522	14,609,063
被扶養者分件数	10,319,081	10,700,713	10,335,570	10,324,388	10,335,319
日数	24,913,444	25,375,556	24,202,305	23,732,351	23,453,058
金額	88,319,698	91,854,462	91,544,370	93,231,483	95,431,674
一般診療件数	8,333,986	8,707,022	8,330,865	8,334,919	8,339,820
日数	19,819,734	20,320,118	19,221,137	18,880,029	18,659,312
金額	72,934,886	76,430,523	76,316,935	77,989,277	80,153,558
入院件数	184,042	189,742	183,558	180,162	180,996
日数	2,460,799	2,448,748	2,394,252	2,340,119	2,284,416
金額	29,990,400	30,398,756	30,605,216	30,755,762	31,531,502
外来件数	8,149,944	8,517,280	8,147,307	8,154,757	8,158,824
日数	17,358,935	17,871,370	16,826,885	16,539,910	16,374,896
金額	42,944,486	46,031,767	45,711,719	47,233,515	48,622,057
歯科診療件数	1,985,095	1,993,691	2,004,705	1,989,469	1,995,499
日数	5,093,710	5,055,438	4,981,168	4,852,322	4,793,746
金額	15,384,812	15,423,939	15,227,436	15,242,206	15,278,116

(注) 老人保健による給付費を除く。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第122表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(金額 単位 円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
〈組合員分〉					
診療費					
診療1件当日数	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3
診療1件当金額	14,195	14,226	14,583	14,612	14,822
組合員1人当金額	75,948	77,204	77,071	78,333	80,606
入院診療1件当日数	5.350	5.427	5.285	5.361	5.438
診療1件当金額	15.1	15.0	14.8	14.6	13.9
診療1件当金額	241,719	247,192	247,692	251,567	248,963
組合員1人当金額	23,522	23,689	23,457	23,202	23,472
組合員1,000人当件数	97	96	95	92	94
入院外診療1件当日数	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0
診療1件当金額	9,350	9,435	9,809	9,985	10,238
組合員1人当金額	40,152	41,249	41,499	42,887	44,570
組合員1,000人当件数	4,294	4,372	4,231	4,295	4,354
歯科診療					
診療1件当日数	2.9	2.9	2.8	2.7	2.7
診療1件当金額	12,805	12,787	12,627	12,577	12,684
組合員1人当金額	12,273	12,266	12,114	12,244	12,564
組合員1,000人当件数	958	959	959	974	991
出産費					
組合員1,000人当件数	5.9	5.8	5.5	5.4	5.6
埋葬料					
組合員1,000人当件数	1.7	1.8	1.7	1.6	1.6
〈被扶養者分〉					
診療費					
診療1件当日数	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3
診療1件当金額	8,559	8,584	8,857	9,030	9,234
組合員1人当金額	74,352	77,586	77,746	79,852	82,071
組合員1,000人当件数	8,687	9,038	8,778	8,843	8,888
入院診療1件当日数	13.4	12.9	13.0	13.0	12.6
診療1件当金額	162,954	160,211	166,733	170,712	174,211
組合員1人当金額	25,247	25,676	25,992	26,342	27,117
組合員1,000人当件数	155	160	156	154	156
入院外診療1件当日数	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0
診療1件当金額	5,269	5,405	5,611	5,792	5,959
組合員1人当金額	36,153	38,881	38,822	40,455	41,815
組合員1,000人当件数	6,861	7,194	6,919	6,984	7,017
歯科診療					
診療1件当日数	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4
診療1件当金額	7,750	7,736	7,596	7,661	7,656
組合員1人当金額	12,952	13,028	12,932	13,055	13,139
組合員1,000人当件数	1,671	1,684	1,703	1,704	1,716
配偶者出産費					
組合員1,000人当件数	27.2	27.3	26.3	26.1	26.2
家族埋葬料					
組合員1,000人当件数	6.0	6.0	5.7	5.4	5.5

(注) 第119表の(注)参照

(ii) 休業給付

(金額 単位 円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
傷病手当金					
組合員1,000人当件数	11.6	11.2	10.9	10.4	10.0
1件当日数	23.4	23.3	22.6	30.8	22.5
1日当金額	3,656	3,440	3,390	2,595	3,763
出産手当金					
組合員1,000人当件数	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9
1件当日数	28.8	28.9	31.1	31.6	34.1
1日当金額	5,104	5,246	5,547	5,939	5,927
休業手当金					
組合員1,000人当件数	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
1件当日数	5.1	5.4	3.8	3.1	3.4
1日当金額	3,386	3,503	2,913	3,929	4,312

(iii) 災害給付

(金額 単位 円)

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	346,029	292,400	306,889	340,500	362,842
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	258,952	250,515	247,763	290,097	278,400
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.3	0.2	0.2	0.4	0.3
	1件当金額	500,711	474,493	585,480	473,584	558,313

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第123表 国家公務員等共済組合長期部門支払状況

(金額 単位 千円)

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	件数	2,223,764	2,341,741	2,465,760	3,847,988	3,982,562
	金額	1,033,012,165	1,102,780,931	1,195,035,563	1,277,760,166	1,352,994,349
退職共済年金	件数	146,802	279,562	410,223	783,661	937,449
	金額	85,449,434	160,954,230	239,871,072	313,649,492	376,962,014
障害共済年金	件数	441	1,156	1,898	4,031	5,467
	金額	249,216	522,928	703,155	895,964	1,139,175
遺族共済年金	件数	39,737	71,337	105,180	212,488	267,031
	金額	12,020,950	22,585,425	34,343,410	47,391,272	61,318,742
退職年金	件数	1,207,683	1,173,313	1,142,949	1,659,112	1,607,412
	金額	658,257,263	644,516,896	644,012,510	639,001,814	635,231,963
減額退職年金	件数	348,493	346,132	344,344	512,196	507,368
	金額	147,158,177	146,253,076	147,186,795	148,008,421	149,482,236
通算退職年金	件数	39,687	39,191	38,785	57,290	56,247
	金額	6,622,537	6,499,582	6,732,104	6,794,608	6,823,136
退職一時金	件数	13	19	12	15	13
	金額	14,537	33,181	24,312	22,110	21,352
障害年金	件数	27,762	28,051	28,253	41,924	41,180
	金額	12,825,939	13,110,708	13,480,866	13,592,543	13,469,311
障害一時金	件数	16	14	10	8	5
	金額	16,880	13,854	8,729	9,328	5,933
遺族年金	件数	408,357	398,306	389,546	570,585	553,833
	金額	109,064,887	107,039,905	107,412,439	107,133,092	107,246,568
通算遺族年金	件数	2,580	2,535	2,495	3,657	3,606
	金額	198,976	191,403	192,873	192,463	198,777
死亡一時金	件数	48	18	27	19	33
	金額	53,497	19,401	28,573	15,199	46,718
船員給付	件数	1,683	1,680	1,636	2,427	2,379
	金額	891,614	863,427	868,572	889,089	888,671
公務災害給付	件数	462	427	402	575	539
	金額	188,260	176,915	170,154	164,770	159,754

(注) 1 退職一時金には、返還一時金と脱退一時金を、死亡一時金には特例死亡一時金を含む。

2 本表における、各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第124表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	人員	44,445	46,580	46,727	43,655	51,775
	金額	94,965,306	98,252,550	98,820,172	90,937,179	105,189,280
退職共済年金	人員	33,367	34,758	35,066	32,039	39,007
	金額	80,107,842	82,591,706	83,103,249	75,365,908	87,697,182
障害共済年金	人員	230	393	433	604	807
	金額	328,140	443,745	463,730	605,487	822,434
遺族共済年金	人員	8,763	9,533	9,634	9,762	10,808
	金額	10,866,897	11,871,360	12,533,336	12,959,161	14,806,916
退職年金	人員	691	610	607	509	463
	金額	1,539,910	1,269,922	1,205,111	892,686	798,127
減額退職年金	人員	421	382	344	181	200
	金額	550,432	503,376	464,135	223,023	277,418
通算退職年金	人員	138	44	94	75	59
	金額	64,393	22,413	52,212	43,555	34,980
障害年金	人員	678	711	439	424	330
	金額	1,367,666	1,411,989	902,543	794,763	665,608
遺族年金	人員	130	141	105	59	100
	金額	113,207	128,102	90,382	50,837	86,032
通算遺族年金	人員	12	3	1	1	1
	金額	2,893	506	329	170	583
船員年金	人員	15	2	1	1	—
	金額	23,926	5,722	1,352	1,589	—
公務災害給付	人員	—	3	3	—	—
	金額	—	3,709	3,793	—	—

資料：大蔵省主計局調

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	人員	573,107	604,807	635,770	662,708	685,451
	金額	1,076,123,360	1,147,043,140	1,244,855,390	1,323,842,479	1,396,548,226
退職共済年金	人員	46,516	79,447	111,997	140,880	165,986
	金額	113,616,699	191,780,510	271,728,520	343,119,296	402,434,298
障害共済年金	人員	246	600	975	1,460	2,127
	金額	355,097	759,589	1,161,965	1,643,095	2,338,881
遺族共済年金	人員	14,131	23,428	32,703	41,926	51,949
	金額	17,631,324	29,251,545	42,386,464	55,582,767	70,942,461
退職年金	人員	303,461	295,303	286,830	278,325	268,890
	金額	664,753,705	648,172,094	648,804,287	641,799,605	636,784,768
減額退職年金	人員	88,530	87,828	87,063	86,217	85,290
	金額	149,310,761	148,347,840	149,925,161	150,668,971	152,459,721
通算退職年金	人員	10,164	9,987	9,861	9,686	9,479
	金額	6,662,831	6,548,322	6,721,280	6,748,176	6,800,859
障害年金	人員	7,339	7,542	7,644	7,712	7,646
	金額	13,183,605	13,567,084	14,248,577	14,565,385	14,784,079
遺族年金	人員	101,531	99,505	97,560	95,381	92,993
	金額	109,350,338	107,386,519	108,643,401	108,469,778	108,759,832
通算遺族年金	人員	647	640	626	620	608
	金額	194,083	191,060	192,759	195,457	196,928
船員年金	人員	428	420	412	406	397
	金額	877,072	863,420	878,653	886,836	892,236
公務災害給付	人員	114	107	99	95	86
	金額	187,846	175,157	164,323	163,113	154,163

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第125表 国家公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
〈年 金〉					
新規裁定	2,136,693	2,109,329	2,114,841	2,083,087	2,031,662
退職共済年金	2,400,810	2,376,193	2,369,910	2,352,318	2,248,242
障害共済年金	1,426,696	1,129,122	1,070,970	1,002,461	1,019,125
遺族共済年金	1,240,089	1,245,291	1,300,948	1,327,511	1,369,996
退職年金	2,228,524	2,081,839	1,985,356	1,753,804	1,723,816
減額退職年金	1,307,439	1,317,738	1,349,230	1,232,169	1,387,092
通算退職年金	466,616	509,386	555,447	580,736	592,883
障害年金	2,017,206	1,985,920	2,055,907	1,874,441	2,016,993
遺族年金	870,823	908,525	860,781	861,647	860,322
通算遺族年金	241,083	168,667	329,000	170,100	582,900
船員年金	1,595,067	2,861,000	1,352,000	1,589,000	—
公務災害給付	—	1,236,333	1,264,333	—	—
年 度 末 現 在					
退職共済年金	2,442,529	2,413,943	2,426,212	2,435,543	2,424,507
障害共済年金	1,443,485	1,265,982	1,191,759	1,125,407	1,099,615
遺族共済年金	1,247,705	1,248,572	1,296,103	1,325,735	1,365,617
退職年金	2,190,574	2,194,939	2,261,982	2,305,936	2,368,198
減額退職年金	1,686,556	1,689,072	1,722,031	1,747,555	1,787,545
通算退職年金	655,532	655,685	681,602	696,694	717,466
障害年金	1,796,376	1,798,871	1,864,021	1,888,665	1,933,570
遺族年金	1,077,014	1,079,207	1,113,606	1,137,226	1,169,549
通算遺族年金	299,974	298,532	307,922	315,254	323,895
船員年金	2,049,233	2,055,762	2,132,653	2,184,326	2,247,445
公務災害給付	1,647,775	1,636,986	1,659,831	1,716,982	1,792,588
〈一 時 金〉					
退職一時金	1,118,213	1,746,352	2,026,017	1,473,987	1,642,454
障害一時金	1,054,990	989,538	872,862	1,166,028	1,186,660
死亡一時金	—	—	—	—	—

(注) 退職一時金には返還一時金と脱退一時金を、死亡一時金には特例死亡一時金を含む。

資料：大蔵省主計局調

第126表 国家公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
利 益	304,674,984	323,090,503	333,590,211	360,802,383	411,079,689
負担金収入(負担金)	134,338,094	152,013,696	158,974,962	169,291,324	174,722,754
掛金収入(掛金)	141,783,082	159,853,548	166,929,849	177,247,188	182,814,363
雑 収 入	4,043	1,032	3,779	116,234	88
国庫補助金収入(補助金)	481,788	706,327	743,258	5,006,520	6,303,675
交付金収入(交付金)	400,774	1,251,751	1,207,044	956,512	914,402
支払準備金戻入	—	—	—	—	35,789,384
受 取 利 息	—	—	—	—	7,210,350
有 価 証 券 利 息	—	—	—	—	523,582
受 取 配 当 金	—	—	—	—	404,576
信 託 収 益 (利息及び配当金)	3,739,567	2,883,451	4,055,019	6,972,237	—
還 付 金 収 入	—	—	—	—	545,361
賠償金収入(賠償金)	407,507	473,895	442,846	426,271	426,620
雑 益	—	—	—	—	10,320
前期損益修正益	—	—	—	—	187,918
当期損失差金 (償還差益)	8,658	6,592	1,443	100	—
(財産処分益)	23,702	—	—	—	—
(当期不足金)	23,487,769	5,900,209	1,232,011	785,997	—
損 失	304,674,984	323,090,503	333,590,211	360,802,383	411,079,689
短期給付金	206,176,492	211,271,031	210,299,719	213,590,459	220,018,530
保健給付	188,197,444	193,424,492	192,052,340	195,122,087	200,044,030
直営保健給付	3,964,048	3,943,964	4,138,949	4,087,938	4,296,409
連合会直営保健給付	6,942,511	7,012,462	7,358,888	7,414,514	7,916,644
休業給付	1,329,395	1,210,604	1,118,471	1,143,426	1,190,866
災害給付	174,857	149,897	154,538	215,303	226,394
附加給付	5,568,237	5,529,611	5,476,533	5,607,191	6,344,187
老人保健拠出金	78,103,656	78,675,744	81,811,038	92,351,019	95,806,755
一部負担金返還金	8,634	8,876	9,586	12,305	10,816
退職者給付拠出金	18,486,731	21,283,992	20,748,623	19,726,159	21,271,412
一部負担金払戻金	1,162,996	1,144,624	1,133,396	1,133,540	1,230,337
信託等売買手数料	3,745	3,340	—	—	—
償 還 差 損	2,945	19	—	—	—
負 担 金	348	27	35	—	—
雑 費	1,258	1,722	372	90	—
雑 損	—	—	—	—	58
特別拠出金	—	—	102,877	239,363	184,254
支払準備金繰入	—	—	—	—	36,876,654
前期損益修正損	—	—	—	—	61,966
当期利益金	728,179	10,701,128	19,484,564	33,749,448	35,618,908

(注) 平成3年4月1日より大蔵省令の改正により、会計処理基準(勘定科目)の見直しを行った。

資料：大蔵省主計局調

第127表 国家公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
利益	1,538,699,684	1,680,639,201	1,726,759,713	2,028,525,134	2,159,508,155
負担金収入(負担金)	878,618,101	983,225,487	958,758,583	964,511,444	988,441,982
掛金収入(掛金)	251,158,214	256,225,041	291,878,843	335,453,253	349,079,748
受取利息	189,610,561
有価証券利息	55,002,103
受取配当金	408,407
信託取益	21,367,992
生命保険資産取益 (利息及び配当金)	263,947,815	275,398,768	301,048,664	315,967,839	49,539,222
貸付料	21,384,027	21,637,615	25,427,450	25,452,437	25,406,724
有価証券売却益	426,316
固定資産売却益 (財産処分益)	1,347,715	2,002,996	5,090,943	5,277,351	5,283,555
償還差益	3,990,605	6,408,509	5,212,005	2,374,678	2,671,507
財産評価益	.	.	.	3,656	.
雑収入	98,207	86,328	75,183	34,187	434,786
退職一時金等返還金収入 (退職一時金等返還金)	2,573,660	2,196,182	2,343,504	2,170,092	2,113,384
基礎年金交付金収入 (基礎年金交付金)	115,581,340	.	136,924,538	158,030,636	174,417,303
交付金	.	133,458,276	.	.	.
制度間調整交付金収入 (制度間調整交付金)	.	.	.	219,249,561	294,240,273
移換金収入	604,329
前期損益修正益	459,963
損失	1,538,699,684	1,680,639,201	1,726,759,713	2,028,525,134	2,159,508,155
長期給付金	1,033,012,166	1,102,780,931	1,195,035,563	1,277,760,166	1,352,994,348
退職給付	897,501,947	958,256,965	1,037,826,792	1,107,476,445	1,168,520,700
障害給付	13,092,035	13,647,490	14,192,750	14,497,835	14,614,418
遺族給付	121,338,310	129,836,134	141,977,295	154,732,027	168,810,805
船員給付	891,614	863,427	868,572	889,089	888,671
公務災害給付	188,260	176,915	170,154	164,770	159,754
公庫等負担金返還金	942	.	822	.	.
公庫等職員掛金返還金	681	.	593	.	.
旅費	1,722	2,737	1,441	3,748	.
保険料	.	.	58,609	58,758	55,950
負担金	44,090	83,130	2,851,854	2,858,206	2,915,319
消費税	.	.	711,674	692,335	381,619
雑費	23,820	59,349	95,737	71,790	103,987
財産評価損	.	.	.	148	.
財産処分損	.	48	.	.	.
有価証券売却損	355,654
償還差損	58,832	220,328	229,664	9,594	9,574
長期財調拠出金	35,033,000	36,084,000	37,167,000	8,000,000	8,000,000
基礎年金拠出金	158,420,864	172,519,697	171,520,057	175,974,303	188,292,345
制度間調整拠出金	.	.	.	219,249,561	294,240,273
前期損益修正損	3,439
当期利益金	312,103,568	368,888,981	319,086,698	343,846,225	312,155,646
年度末現在長期給付積立金	4,703,705,128	5,074,874,331	5,395,550,957	5,740,765,688	6,052,921,313

(注) 第126表の(注)参照

資料：大蔵省主計局調

第128表 国家公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
利益	2,678,506	2,795,909	3,156,119	3,529,286	3,778,401
負担金収入(負担金)	2,640,145	2,738,538	3,017,899	5,463,168	3,612,088
受取利息(利息及び配当金)	3,867	5,443	7,907	16,304	18,749
雑収入	11,218	10,606	30,086	29,662	26,912
雑益	3,408
前期損益修正益	17
当期損失金	117,227
当期不足金	23,276	41,321	100,227	20,152	.
損失	2,678,506	2,795,909	3,156,119	3,529,286	3,778,401
職員給与	995,657	1,081,007	1,135,957	1,209,192	1,188,739
厚生費	11,242	10,162	10,642	11,711	11,931
旅費	53,384	52,544	57,090	68,060	68,806
事務費	995,216	1,059,769	1,263,399	1,532,189	1,502,996
その他	617,062	585,435	672,506	678,112	986,588
前期損益修正損	8,497
当期利益金	5,945	6,991	16,524	30,022	10,843

資料：大蔵省主計局調

第129表 国家公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
利益	16,508,013	20,088,217	18,435,304	20,067,340	20,777,958
負担金収入(負担金)	5,000,716	5,094,445	5,255,363	5,614,187	5,863,227
掛金収入(掛金)	5,337,682	5,426,743	5,595,163	5,952,469	6,197,537
国庫補助金収入(補助金)	.	.	.	154,979	83,464
交付金収入	.	.	.	269,329	454,008
寄附金	64
受取利息等(利息及び配当金)	127,631	128,497	287,523	572,405	622,166
繰入金受入	4,362,817	4,806,118	5,016,057	5,745,429	5,740,348
施設取入	1,411,055	1,411,346	1,872,627	1,454,958	1,428,426
財産処分益	979	2,980,684	.	.	37
その他	141,388	149,031	157,839	295,447	239,232
当期不足金	125,681	91,354	250,732	8,138	.
当期損失金	139,620
前期損益修正益	9,892
損失	16,508,013	20,088,217	18,435,304	20,067,340	20,777,958
職員給与	538,007	445,021	457,417	499,705	553,753
厚生費	5,174,168	5,516,873	5,864,653	6,432,261	6,819,459
旅費	59,526	55,337	64,549	74,747	74,259
事務費	94,376	96,286	90,971	91,585	98,721
その他	1,125,224	1,217,939	1,572,270	1,195,698	1,347,333
財産処分損	30,372
当期利益金	165,150	3,439,983	697,029	1,794,354	1,384,169
連合会繰入金	4,271,850	4,354,832	4,487,449	4,778,424	4,982,036
他経理への繰入	5,079,712	4,961,946	5,200,967	5,200,566	5,483,664
前期損益修正損	4,192

資料：大蔵省主計局調「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第130表 国家公務員等共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)			63 (1988)			平成元年度 (1989)			2 (1990)			3 (1991)		
	人員	年金額	1人 当り 年金額	人員	年金額	1人 当り 年金額	人員	年金額	1人 当り 年金額	人員	年金額	1人 当り 年金額	人員	年金額	1人 当り 年金額
合 計	14,321	13,484,746	942	13,432	12,762,149	950	12,631	12,192,222	965	11,817	11,714,943	991	11,028	11,277,698	1,029
退職年金	3,887	3,947,955	1,016	3,428	3,510,818	1,024	3,012	3,133,784	1,040	2,622	2,790,514	1,064	2,280	2,502,836	1,098
障害年金	16	3,385	212	15	2,961	197	16	3,463	216	16	3,536	221	16	3,629	227
遺族年金	8,818	6,662,204	756	8,441	6,439,782	763	8,118	6,298,063	776	7,739	6,186,620	799	7,372	6,097,291	827
公務傷病年金	345	980,642	2,842	332	957,423	2,884	319	943,600	2,958	302	914,876	3,029	288	901,464	3,130
公務傷病遺族年金	135	164,725	1,220	137	169,087	1,234	135	170,356	1,262	145	188,557	1,300	151	203,603	1,348
殉職年金	1,120	1,725,835	1,541	1,079	1,682,078	1,559	1,031	1,642,956	1,594	993	1,630,840	1,642	921	1,568,875	1,703

資料：国家公務員等共済組合連合会旧令年金部調

② 適用法人組合

第131表 国家公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
組 合 員 数	570,305	544,486	529,341	513,249	504,417
旅客鉄道会社等	230,619	213,815	206,193	198,926	198,290
短期組合員	3	3	3	2	2
長期組合員	215,982	209,143	204,690	196,033	196,937
船員組合員	457	59	62	47	65
任意継続組合員	14,129	4,579	1,411	2,817	1,262
継続長期組合員	48	31	27	27	24
日本電信電話(株)	308,906	301,832	295,680	288,194	280,470
普通組合員	295,781	289,824	281,270	275,422	270,424
船員組合員	236	225	192	180	164
短期組合員	7	4	4	2	2
任意継続組合員	12,882	11,779	14,214	12,590	9,880
継続長期組合員	0	0	0	0	0
日本たばこ産業(株)	30,780	28,839	27,468	26,129	25,657
長期組合員	28,053	26,806	26,048	24,657	24,894
短期組合員	7	3	2	0	0
任意継続組合員	2,720	2,030	1,418	1,472	763
継続長期組合員	0	0	0	0	0
被 扶 養 者 数	986,636	989,523	980,205	961,927	943,763
旅客鉄道会社等	460,612	454,728	446,697	434,490	424,639
日本電信電話(株)	484,412	494,271	493,336	487,510	479,278
日本たばこ産業(株)	41,612	40,524	40,172	39,927	39,846
組合員1人当たり被扶養者数	1.7	1.8	1.9	1.9	1.9
旅客鉄道会社等	2.0	2.1	2.2	2.2	2.2
日本電信電話(株)	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8
日本たばこ産業(株)	1.3	1.4	1.5	1.5	1.6
平均標準報酬月額	288,110	306,573	336,164	358,471	378,739
旅客鉄道会社等	268,924	288,530	307,723	330,914	351,338
日本電信電話(株)	293,520	320,056	355,835	377,594	397,681
日本たばこ産業(株)	284,929	299,223	337,774	357,349	383,413

- (注) 1 旅客鉄道会社等 短期組合員は短期給付のみ適用され、長期組合員、船員組合員は短期及び長期給付が適用される。
 2 日本電信電話(株) 普通及び船員組合員は短期及び長期給付が適用され、短期組合員は短期給付のみが適用される。
 3 日本たばこ産業(株) 長期組合員は短期及び長期給付が適用され、短期組合員は短期給付のみが適用される。
 4 任意継続組合員は退職後も引き続き短期給付の適用を受けることを希望した者、継続長期組合員は国家公務員又は地方公務員等として転出した後も引き続き長期給付の適用を受ける者である。

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

第132表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計 件 数	10,600,514	10,490,065	9,726,615	9,972,239	9,972,416
金 額	110,857,747	107,067,775	100,958,154	103,911,028	107,013,578
組 合 員 分 件 数	3,714,877	3,506,473	3,249,685	3,303,657	3,328,895
金 額	52,146,742	48,514,504	45,490,311	46,360,922	48,057,265
療 養 の 給 付 件 数	3,408,066	3,197,745	2,967,891	3,004,133	3,023,253
日 数	8,877,889	7,937,396	7,108,602	7,042,636	6,702,245
金 額	49,987,186	46,435,787	43,539,221	44,340,242	45,950,479
薬 剤 支 給 件 数	230,673	233,788	209,380	224,455	232,644
金 額	1,073,066	1,069,525	1,033,490	1,117,531	1,197,636
療 養 費 件 数	52,769	53,198	53,632	57,565	56,545
金 額	335,698	337,559	347,723	370,813	370,500
看 護 料 件 数	252	262	208	179	144
金 額	23,705	26,724	20,328	15,373	12,299
移 送 料 件 数	17	18	7	11	14
金 額	577	477	292	708	792
出 産 費 件 数	1,949	1,567	1,243	1,104	969
金 額	414,441	341,900	279,910	262,500	233,760
育 児 手 当 金 件 数	20,253	19,077	16,625	15,597	14,628
金 額	48,607	45,785	39,900	37,438	35,107
埋 葬 料 件 数	898	818	699	613	698
金 額	263,462	256,747	229,447	216,317	256,692
被 扶 養 者 分 件 数	6,885,637	6,983,592	6,476,930	6,668,582	6,643,521
金 額	58,711,006	58,553,271	55,467,844	57,550,106	58,956,314
療 養 の 給 付 件 数	6,324,604	6,388,704	5,874,832	6,009,670	5,954,887
日 数	15,247,648	15,093,651	13,654,613	13,679,585	12,850,588
金 額	50,687,255	50,588,697	47,693,852	49,497,174	50,562,957
薬 剤 支 給 件 数	471,359	502,907	514,653	566,852	597,781
金 額	1,194,077	1,306,069	1,416,705	1,585,339	1,757,461
療 養 費 件 数	67,452	70,851	68,612	74,275	73,757
金 額	353,859	379,069	355,595	380,605	382,958
高 額 療 養 費 件 数	(13,453)	(12,531)	(9,928)	(9,629)	(9,491)
金 額	611,762	548,492	457,747	434,870	436,694
高 額 療 養 の 給 付 件 数	(24,700)	(24,371)	(27,398)	(29,544)	(30,305)
金 額	1,294,620	1,285,693	1,476,726	1,649,636	1,809,988
看 護 料 件 数	303	273	286	286	236
金 額	23,103	22,211	23,073	22,341	20,835
移 送 料 件 数	11	16	2	5	11
金 額	217	572	199	714	758
配 偶 者 出 産 費 件 数	18,613	17,766	15,641	14,713	13,878
金 額	3,811,371	3,696,252	3,323,538	3,230,726	3,137,805
家 族 埋 葬 料 件 数	3,295	3,075	2,904	2,781	2,971
金 額	734,742	726,216	720,409	748,701	846,858

(注) 1 高額療養の給付及び高額療養費の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲である。
2 老人保健による給付分を除く。

(ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計 件 数	14,768	14,094	12,979	12,859	13,185
日 数	197,972	190,882	182,075	181,391	188,035
金 額	1,249,648	1,273,037	1,284,891	1,336,688	1,467,857
傷 病 手 当 金 件 数	11,322	10,809	10,062	9,925	10,669
日 数	180,368	174,999	167,133	164,649	173,165
金 額	1,164,028	1,193,479	1,207,586	1,243,395	1,384,875
出 産 手 当 金 件 数	313	271	377	468	380
日 数	6,222	5,248	6,081	8,008	6,757
金 額	34,161	29,833	33,365	47,507	36,919
休 業 手 当 金 件 数	3,133	3,014	2,540	2,466	2,136
日 数	11,382	10,635	8,861	8,734	8,113
金 額	51,459	49,725	43,940	45,785	46,063

(iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計 件 数	143	155	144	177	156
金 額	62,581	76,792	76,049	81,031	82,555
弔 慰 金 件 数	17	14	23	10	19
金 額	4,302	4,000	7,262	3,620	6,440
家 族 弔 慰 金 件 数	12	12	22	22	15
金 額	2,465	2,716	5,467	6,146	4,620
災 害 見 舞 金 件 数	114	129	99	145	122
金 額	55,814	70,076	63,320	71,265	71,495

(iv) 附加給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計 件 数	339,161	346,330	362,031	359,016	356,722
金 額	2,588,686	2,710,708	2,880,407	3,119,716	3,240,984
家 族 療 養 費 件 数	312,142	311,962	300,880	286,268	282,682
金 額	2,065,480	2,015,326	1,943,940	1,956,975	2,033,529
出 産 費 件 数	6,653	6,861	5,209	4,097	9,279
金 額	407,582	238,120	95,861	73,830	266,518
埋 葬 料 件 数	9	14	1	—	8
金 額	323	472	10	—	229
家 族 埋 葬 料 件 数	107	240	275	147	251
金 額	1,902	5,262	5,530	2,829	5,681
そ の 他 件 数	20,255	27,253	55,666	68,504	64,502
金 額	113,400	451,528	835,066	1,086,082	1,115,028

(注) 出産費には配偶者分を含む。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第133表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況 (診療費分)
(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
組合員分件数	3,408,066	3,197,745	2,967,891	3,004,133	3,023,253
日数	8,877,889	7,937,396	7,108,602	7,042,636	6,702,245
金額	49,987,186	46,435,787	43,539,221	44,340,242	45,950,479
一般診療件数	2,757,457	2,576,784	2,372,913	2,406,276	2,420,145
日数	6,989,149	6,174,253	5,466,571	5,413,140	5,151,270
金額	41,207,092	38,135,097	35,733,462	36,398,294	37,859,271
入院件数	72,179	63,029	50,030	48,183	48,659
日数	968,468	832,195	729,837	700,287	663,733
金額	15,064,342	13,546,667	12,362,898	12,071,606	12,434,706
外来件数	2,685,278	2,513,755	2,322,883	2,358,093	2,371,486
日数	6,020,681	5,342,058	4,736,734	4,712,853	4,487,537
金額	26,142,749	24,588,429	23,370,564	24,326,688	25,424,565
歯科診療件数	650,609	620,961	594,978	597,857	603,108
日数	1,888,740	1,763,143	1,642,031	1,629,496	1,550,975
金額	8,780,095	8,300,690	7,805,759	7,941,948	8,091,208
被扶養者分件数	6,324,604	6,388,704	5,874,832	6,009,670	5,954,887
日数	15,247,648	15,093,851	13,654,613	13,679,585	12,850,588
金額	50,687,255	50,588,697	47,693,852	49,497,174	50,562,957
一般診療件数	5,138,954	5,193,343	4,721,590	4,828,442	4,773,819
日数	12,250,304	12,169,711	10,860,144	10,872,782	10,068,174
金額	41,843,180	41,880,673	39,263,210	40,831,819	41,850,618
入院件数	106,698	103,940	92,941	88,420	87,677
日数	1,289,368	1,212,808	1,113,893	1,088,823	1,059,586
金額	16,337,246	15,641,827	14,783,349	14,555,399	14,812,084
外来件数	5,032,256	5,089,403	4,628,649	4,740,022	4,686,142
日数	10,960,936	10,956,903	9,746,251	9,783,959	9,008,588
金額	25,505,934	26,238,846	24,479,861	26,276,420	27,038,534
歯科診療件数	1,185,650	1,195,361	1,153,242	1,181,228	1,181,068
日数	2,997,344	2,923,940	2,794,469	2,806,803	2,782,414
金額	8,844,074	8,708,024	8,430,642	8,665,355	8,712,339

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第134表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
《組合員分》					
診療費					
組合員1,000人当件数	5,816	5,806	5,555	5,808	5,959
組合員1人当金額	85,303	84,312	81,494	85,731	90,575
診療1件当金額	14,667	14,521	14,670	14,760	15,199
診療1件当日数	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2
一般診療					
組合員1,000人当件数	4,706	4,679	4,441	4,653	4,770
組合員1人当金額	70,320	69,240	66,884	70,376	74,626
診療1件当金額	14,944	14,799	15,059	15,126	15,643
診療1件当日数	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1
入院					
組合員1,000人当件数	123	114	94	93	96
組合員1人当金額	25,707	24,596	23,140	23,340	24,511
診療1件当金額	208,708	214,928	247,110	250,537	255,548
診療1件当日数	13.4	13.2	14.6	14.5	13.6
外来					
組合員1,000人当件数	4,536	4,564	4,348	4,559	4,675
組合員1人当金額	44,612	44,644	43,743	47,035	50,116
診療1件当金額	9,736	9,782	10,061	10,316	10,721
診療1件当日数	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9
歯科診療					
組合員1,000人当件数	1,110	1,127	1,113	1,156	1,189
組合員1人当金額	14,983	15,071	14,610	15,356	15,949
診療1件当金額	13,495	13,367	13,119	13,284	13,416
診療1件当日数	2.9	2.8	2.8	2.7	2.6
看護料					
組合員1,000人当日数	9.5	10.3	9.8	7.4	5.8
1日当金額	4,253	4,732	3,888	3,990	4,181
出産費					
組合員1,000人当件数	3.3	2.8	2.3	2.1	1.9
埋葬料					
組合員1,000人当件数	1.5	1.5	1.3	1.2	1.4
《被扶養者分》					
診療費					
組合員1,000人当件数	10,793	11,600	10,996	11,620	11,738
組合員1人当金額	86,497	91,852	89,270	95,702	99,667
診療1件当金額	8,014	7,918	8,118	8,236	8,491
診療1件当日数	2.4	2.4	2.3	2.3	2.2
一般診療					
組合員1,000人当件数	8,770	9,429	8,838	9,336	9,410
組合員1人当金額	71,405	76,041	73,490	78,948	82,494
診療1件当金額	8,142	8,064	8,316	8,457	8,767
診療1件当日数	2.4	2.3	2.3	2.3	2.1
入院					
組合員1,000人当件数	182	189	174	171	173
組合員1人当金額	27,879	28,400	27,670	28,143	29,197
診療1件当金額	153,117	150,489	159,062	164,617	168,939
診療1件当日数	12.1	11.7	12.0	12.3	12.1
外来					
組合員1,000人当件数	8,588	9,241	8,664	9,165	9,237
組合員1人当金額	43,526	47,641	45,820	50,805	53,297
診療1件当金額	5,068	5,156	5,289	5,544	5,770
診療1件当日数	2.2	2.2	2.1	2.1	1.9
歯科診療					
組合員1,000人当件数	2,023	2,170	2,159	2,284	2,328
組合員1人当金額	15,092	15,811	15,780	16,754	17,173
診療1件当金額	7,459	7,285	7,310	7,336	7,377
診療1件当日数	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4
看護料					
組合員1,000人当日数	12.9	11.2	13.5	12.4	11.2
1日当金額	3,046	3,616	3,201	3,486	3,132
配偶者出産費					
組合員1,000人当件数	31.8	32.3	29.3	28.4	27.4
家族埋葬料					
組合員1,000人当件数	5.6	5.6	5.4	5.4	5.9

(注) 老人保健による給付分を除く。

(ii) 休業給付

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
傷病手当金	組合員1,000人当件数	19.3	19.6	18.8	19.2	21.0
	1件当日数	15.9	16.2	16.6	16.6	16.2
	1日当金額	6,454	6,820	7,225	7,552	7,994
出産手当金	組合員1,000人当件数	0.5	0.5	0.7	0.9	0.7
	1件当日数	19.9	19.4	16.1	17.1	17.8
	1日当金額	5,490	5,685	5,487	5,932	5,464
失業手当金	組合員1,000人当件数	5.3	5.5	4.8	4.8	4.2
	1件当日数	3.6	3.5	3.5	3.5	3.8
	1日当金額	4,521	4,676	4,959	5,242	5,678

(iii) 災害給付

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	253,037	285,714	315,739	362,000	338,947
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	205,417	226,333	248,500	279,364	308,000
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2
	1件当金額	489,596	543,225	528,118	491,483	586,025

資料：大蔵省主計局共済課「国家公務員等共済組合決算事業報告書」

第135表 国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	件数	2,979,347	2,419,577	2,478,298	3,719,113	3,741,796
	金額	1,116,796,398	1,136,817,626	1,160,207,122	1,185,088,241	1,210,143,483
退職共済年金	件数	123,905	183,824	236,834	436,745	494,992
	金額	51,287,976	81,602,406	108,350,993	137,651,156	158,091,661
障害共済年金	件数	199	462	706	1,253	1,780
	金額	68,448	172,132	226,003	205,492	270,722
遺族共済年金	件数	34,800	64,838	96,204	186,126	232,788
	金額	9,980,430	18,988,413	29,221,915	39,861,145	51,127,690
退職年金	件数	1,396,289	1,362,864	1,340,490	1,933,895	1,877,903
	金額	767,887,891	751,080,058	739,929,331	726,677,803	720,159,033
減額退職年金	件数	327,713	326,072	328,935	482,911	478,628
	金額	156,994,668	156,180,276	156,299,336	155,846,145	156,334,368
通算退職年金	件数	3,690	3,543	3,719	5,308	5,150
	金額	521,844	510,077	521,927	519,268	524,227
退職一時金	件数	1	1	1	4	3
	金額	2,113	2,873	3,547	11,735	3,332
障害年金	件数	19,016	18,762	18,503	26,777	25,999
	金額	7,058,914	6,927,058	6,867,860	6,821,958	6,742,818
障害一時金	件数	—	—	1	—	3
	金額	—	—	1,223	—	3,558
遺族年金	件数	454,780	441,137	435,631	621,617	601,292
	金額	113,860,836	111,531,561	110,225,084	109,116,880	108,625,556
通算遺族年金	件数	465	451	421	620	602
	金額	27,764	28,164	22,138	22,449	22,656
死亡一時金	件数	2	2	2	5	10
	金額	1,202	8,106	1,396	3,003	17,571
公務災害給付	件数	18,487	17,621	16,851	23,855	22,586
	金額	9,044,251	8,786,501	8,536,369	8,351,208	8,220,293

(注) 1 退職一時金には、返還一時金と脱退一時金を、死亡一時金には、特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第136表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	人員	49,489	20,247	29,060	24,782	17,394
	金額	62,521,132	34,614,150	38,473,305	37,939,523	26,877,156
退職共済年金	人員	34,744	11,642	13,974	15,474	7,589
	金額	52,410,674	24,485,177	27,471,505	26,535,190	14,431,081
障害共済年金	人員	100	123	142	138	217
	金額	100,369	142,651	114,981	103,739	198,829
遺族共済年金	人員	7,623	7,733	8,295	8,596	9,015
	金額	8,964,126	9,287,693	10,115,394	10,718,940	11,682,035
退職年金	人員	26	22	15	12	42
	金額	51,449	48,768	28,118	25,705	63,724
減額退職年金	人員	99	73	43	33	99
	金額	93,342	74,967	41,685	31,331	107,910
通算退職年金	人員	18	3	9	3	5
	金額	12,080	1,618	1,870	1,782	2,125
障害年金	人員	260	85	67	89	29
	金額	420,968	131,942	145,748	164,835	47,465
遺族年金	人員	575	528	469	402	369
	金額	423,642	394,051	497,018	313,320	305,282
通算遺族年金	人員	3	—	1	1	—
	金額	675	—	519	400	—
船員年金	人員	—	1	1	—	—
	金額	—	1,623	1,340	—	—
公務災害給付	人員	36	37	44	34	29
	金額	43,807	45,661	55,127	44,281	38,705

資料：国鉄清算事業団、日本電信電話株式会社、日本たばこ産業株式会社調

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	人員	610,380	617,423	619,755	628,949	630,260
	金額	1,139,777,702	1,152,268,794	1,174,441,575	1,198,999,843	1,224,427,080
退職共済年金	人員	44,894	56,718	63,872	78,912	85,844
	金額	72,323,878	96,533,095	119,589,591	149,389,181	167,290,403
障害共済年金	人員	102	217	345	423	591
	金額	104,417	235,329	324,971	339,561	497,067
遺族共済年金	人員	13,018	20,523	28,485	36,528	44,732
	金額	15,245,255	24,313,850	34,843,596	45,746,998	58,725,225
退職年金	人員	345,835	337,034	327,933	318,341	308,714
	金額	761,508,448	744,271,556	733,428,169	719,023,177	713,299,131
減額退職年金	人員	82,334	81,864	81,301	80,633	79,901
	金額	157,520,313	156,590,836	156,790,082	156,203,509	156,991,150
通算退職年金	人員	923	903	900	871	853
	金額	516,805	502,788	512,140	503,190	508,454
障害年金	人員	4,946	4,873	4,756	4,682	4,534
	金額	7,154,955	7,024,852	6,977,458	6,992,608	6,905,464
遺族年金	人員	112,335	109,513	106,610	103,270	100,021
	金額	113,265,397	110,976,680	110,323,851	109,355,268	108,825,717
通算遺族年金	人員	105	103	104	103	102
	金額	21,515	21,692	22,711	22,676	23,263
船員年金	人員	1,241	1,222	1,195	1,149	1,124
	金額	2,988,008	2,940,382	2,986,225	2,944,689	2,962,690
公務災害給付	人員	4,647	4,453	4,254	4,037	3,844
	金額	9,128,711	8,857,734	8,642,781	8,478,987	8,398,516

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第137表 国家公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
《年 金》					
新規 裁定	1,437,631	1,709,594	1,668,400	1,530,931	1,545,197
退職共済年金	1,508,481	2,103,176	1,965,901	1,714,824	1,901,579
障害共済年金	1,003,690	1,159,764	809,725	751,732	916,263
遺族共済年金	1,175,161	1,201,047	1,219,457	1,246,968	1,295,844
退職年金	1,978,808	2,216,727	1,874,533	2,142,083	1,517,238
減額退職年金	942,848	1,026,945	969,419	949,424	1,090,000
通算退職年金	671,111	539,333	207,778	594,000	425,000
障害年金	1,619,108	1,552,259	2,175,349	1,852,079	1,636,724
遺族年金	736,769	746,309	1,059,740	779,403	827,322
通算遺族年金	225,000	—	519,000	400,000	—
船員年金	—	1,623,000	1,340,000	—	—
公務災害給付	1,216,861	1,234,081	1,252,886	1,302,382	1,334,655
年度末現在	1,867,325	1,866,255	1,895,009	1,906,355	1,942,733
退職共済年金	1,610,992	1,701,983	1,872,332	1,893,111	1,948,772
障害共済年金	1,023,696	1,084,467	941,944	802,774	841,061
遺族共済年金	1,171,090	1,184,712	1,223,226	1,252,382	1,312,826
退職年金	2,201,942	2,208,298	2,236,518	2,258,657	2,310,550
減額退職年金	1,913,187	1,912,817	1,928,514	1,937,216	1,964,821
通算退職年金	559,919	556,797	569,045	577,715	596,077
障害年金	1,446,615	1,441,587	1,467,085	1,493,509	1,523,040
遺族年金	1,008,282	1,013,365	1,034,836	1,058,926	1,088,029
通算遺族年金	204,907	210,606	218,374	220,151	228,071
船員年金	2,407,742	2,406,204	2,498,933	2,562,827	2,635,846
公務災害給付	1,964,431	1,989,161	2,031,683	2,100,319	2,184,838
《一時金》					
返還一時金	—	—	—	—	—
障害一時金	—	—	—	—	1,119,367

資料：大蔵省主計局共済課「国家公務員等共済組合決算事業報告書」

第138表 国家公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
利益	167,081,799	167,575,787	178,992,153	191,902,873	218,811,183
負担金収入(負担金)	64,628,897	78,759,729	85,204,491	88,699,687	92,973,610
掛金収入(掛金)	72,724,473	83,787,742	90,011,497	93,926,217	96,735,647
雑収入等	508,609	162,054	120,447	215,067	3,588,737
国庫補助金収入(補助金)	—	200,000	203,069	3,777,297	587,234
支払準備金戻入	—	—	—	—	18,074,744
受取利息	—	—	—	—	1,953,029
有価証券利息	—	—	—	—	3,611,425
信託取損益	—	—	—	—	1,233,031
(利息及び配当金)	5,104,914	2,766,714	3,452,649	5,283,355	—
前期損益修正益	—	—	—	—	24,275
償還差益	—	16,902	—	1,250	29,452
当期不足金	24,114,906	1,882,646	—	—	—
損失	167,081,799	167,575,787	178,992,153	191,902,873	218,811,183
短期給付金	115,136,980	111,128,312	104,810,593	107,807,939	111,331,058
保健給付	110,857,747	107,067,776	100,958,154	103,911,028	107,013,578
休業給付	1,249,648	1,273,037	1,284,891	1,336,688	1,467,857
災害給付	62,581	76,792	76,049	81,031	82,555
附加給付	2,967,003	2,710,707	2,491,499	2,479,191	2,767,068
老人保健拠出金	42,261,570	41,350,666	42,154,321	45,650,062	46,637,277
退職者給付拠出金	8,935,437	9,540,342	9,449,841	9,246,646	10,428,555
一部負担金払戻金	746,317	681,930	611,293	640,524	653,916
償還差損	1,495	2,319	0	—	1,166
負担金	—	—	6,226	1,742	—
特別拠出金	—	—	52,033	113,443	87,469
支払準備金繰入	—	—	—	—	18,664,162
前期損益修正損	—	—	—	—	5,657
当期利益金	—	4,872,218	21,907,846	28,442,518	31,001,922

(注) 平成3年4月1日より大蔵省令の改正により、会計処理基準(勘定科目)の見直しを行った。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第139表 国家公務員等共済組合長期経理状況

(i) 適用法人合計

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
利 益	1,281,452,593	1,298,864,464	1,334,312,860	1,456,502,738	1,532,900,074
負担金収入(負担金)	819,254,376	847,666,138	858,444,814	840,105,219	835,208,486
掛金収入(掛金)	127,234,775	130,612,653	144,044,954	163,823,129	172,429,629
受取利息	26,304,742
有価証券利息	57,016,807
受取配当金	1,876,815
信託収益	4,809,874
投資不動産収益	16,684,825
生命保険資産収益 (利息及び配当金)	122,425,821	118,792,032	115,563,745	96,489,224	.
貸貨料	16,988,697	17,051,028	17,392,017	17,163,251	—
有価証券売却益 (財産処分益)	374,716	1,028,845	1,149,571	414,133	1,083,945
償還差益	271,211	1,247,117	1,000,966	904,657	1,007,730
雑収入	56,377	5,041	18,457	41,199	8,240
退職一時金等返還金収入 (退職一時金等返還金)	262,364	62,981	58,971	56,369	57,027
基礎年金交付金収入 (基礎年金交付金)	67,562,697	103,417,327	117,354,235	127,669,120	150,283,275
長期財調交付金 (負担調整交付金)	47,770,000	61,373,000	72,489,000	8,000,000	8,000,000
制度間調整交付金収入 (負担調整交付金)	—	—	—	197,269,726	251,542,937
前期損益修正益	—	—	—	—	120,878
その他の	71	71	179	—	—
当期不足金	79,251,487	17,408,232	6,795,950	4,566,712	107,774
損 失	1,281,452,593	1,298,864,464	1,334,312,860	1,456,502,738	1,532,900,074
長期給付金	1,116,736,338	1,135,817,627	1,160,207,121	1,185,088,241	1,210,143,484
退職給付	976,694,492	989,375,691	1,005,105,132	1,020,706,108	1,035,112,620
障害給付	7,127,363	7,099,190	7,095,085	7,027,450	7,017,098
遺族給付	123,870,232	130,556,243	139,470,535	149,003,475	159,793,473
公務災害給付	9,044,251	8,786,502	8,536,369	8,351,208	8,220,293
旅業務費	1,807	5,264	2,091	1,191	—
事務費	416	507	477	728	—
保険料	599	83	—	—	—
諸謝金	430	430	323	460	—
負担金	1,763,571	1,726,203	1,747,100	1,864,442	—
その他の	87,220	97,304	2,569,191	1,781,717	3,235,372
償還差損	20,520	12,075	48	—	79,065
長期財調拠出金	9,938,000	10,236,000	10,543,000	—	—
基礎年金拠出金	86,363,442	83,579,639	77,187,149	85,367,114	90,965,953
制度間調整拠出金	—	—	—	100,107,029	134,946,786
前期損益修正損	—	—	—	—	2,204
当期利益金	66,540,250	67,189,332	82,056,360	82,291,816	93,527,210

(注) 第138表の(注)参照

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

(ii) 平成3年度(1991年度)適用法人別内訳

(単位 千円)

区 分	旅客鉄道会社等	日本電信電話株	日本たばこ産業株	計
利 益	967,443,150	491,458,532	73,998,392	1,532,900,074
負担金収入	469,934,525	203,080,062	40,193,899	713,208,486
掛金収入	76,682,806	86,518,753	9,228,070	172,429,629
基礎年金交付金収入	111,374,894	31,383,129	7,525,252	150,283,274
長期財調交付金収入	8,000,000	—	—	8,000,000
制度間調整交付金収入	168,024,869	72,126,522	11,391,546	251,542,937
旅客鉄道会社等負担金収入	22,000,000	—	—	22,000,000
清算事業団負担金収入	100,000,000	—	—	100,000,000
退職一時金等返還金収入	52,090	4,936	—	57,027
雑収入	—	—	8,240	8,240
利息及び配当金等	11,073,780	97,565,014	5,495,304	114,134,097
償還差益	225,732	739,948	42,050	1,007,730
その他の	74,454	40,168	6,256	120,878
当期不足金	—	—	107,774	107,774
損 失	967,443,150	491,458,532	73,998,392	1,532,900,074
長期給付	854,762,080	293,193,519	62,187,884	1,210,143,483
退職給付	719,057,059	261,021,075	54,506,928	1,034,585,062
障害給付	4,878,750	1,873,759	295,588	7,017,097
遺族給付	122,679,177	29,805,053	7,291,672	159,775,902
公務災害給付	8,000,215	206,390	13,687	8,220,293
通算退職年金	165,161	279,397	79,668	524,227
脱退一時金	3,332	—	—	3,332
死亡一時金	310	194	341	845
特例死亡一時金	9,076	7,650	—	16,726
移換金	1,180,162	—	—	1,180,162
その他の	1,922	2,055,222	271	2,057,414
償還差損	1,165	—	77,900	79,065
基礎年金拠出金	38,665,977	47,963,138	4,336,838	90,965,953
制度間調整拠出金	53,024,869	74,526,418	7,395,499	134,946,786
当期利益金	19,806,975	73,720,235	—	93,527,210
年度末現在長期給付積立金	299,926,257	1,829,948,445	84,349,689	2,214,224,391

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第140表 国家公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
利 益	1,005,203	1,091,720	1,672,474	1,789,663	1,883,414
負担金収入(負担金)	447,066	508,313	1,128,773	1,180,697	1,164,011
国庫補助金収入(補助金)	516,361	515,593	531,238	569,038	568,757
受取利息等(利息及び配当金)	3,800	3,201	10,223	38,914	41,049
雑 収 入	37,976	38,092	2,240	1,014	629
前期損益修正益	—	—	—	—	0
当期損失金	—	—	—	—	108,968
当期不足金	—	26,521	—	—	—
損 失	1,005,203	1,091,720	1,672,474	1,789,663	1,883,414
職員給与	16,723	16,985	8,957	1,891	2,016
厚生費	3	6	—	—	—
旅 費	75,551	94,623	69,610	71,945	67,934
事務費	596,366	610,448	493,009	541,446	572,425
その他の他	237,082	349,293	983,269	1,054,514	1,213,292
財産処分損	135	41	682	448	37
当期利益金	79,343	20,324	116,947	119,419	27,710

(注) 平成3年4月1日より大蔵省令の改正により、会計処理基準(勘定科目)の見直しを行った。

資料: 大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第141表 国家公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
利 益	7,944,716	8,236,909	8,844,248	7,710,486	8,635,303
負担金収入(負担金)	2,355,189	2,421,839	2,535,389	2,639,803	3,077,426
掛金収入(掛金)	2,649,446	2,580,380	2,679,056	2,797,539	3,204,516
国庫補助金収入(補助金)	—	—	—	190,737	43,498
交付金収入	—	—	—	—	71,116
受取利息等(利息及び配当金)	646,962	776,295	864,679	953,420	1,024,089
相互繰入金	—	37,714	—	—	—
施設収入	2,140,101	2,292,903	2,597,052	1,064,061	1,083,792
雑 収 入	153,017	127,779	168,072	64,926	38,235
償還差益	—	—	—	—	7,130
その他の他	—	—	—	—	62,133
前期損益修正益	—	—	—	—	23,368
損 失	7,944,716	8,236,909	8,844,248	7,710,486	8,635,303
職員給与	1,052,662	1,029,574	1,010,009	26,652	24,251
厚生費	1,357,010	1,445,959	1,534,406	1,625,364	2,144,007
旅 費	36,781	47,089	44,020	33,302	32,010
事務費	45,337	55,285	67,571	48,316	54,203
その他の他	3,523,474	3,518,656	4,382,277	3,402,093	2,383,069
財産処分損	162,230	236,831	271,656	198,668	159,230
当期利益金	1,633,222	1,781,515	1,409,309	2,256,091	2,390,533
繰入金	—	—	—	—	1,328,000
相互繰入金	134,000	122,000	125,000	120,000	120,000

(注) 第140表の(注)参照

資料: 大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第142表 国家公務員等共済組合等所要財源率

平成5年4月1日現在 (単位 %)

区 分	短 期 給 付			長 期 給 付		
	組合員掛金率	国庫(地方) 負担率	計	組合員 掛金率	国庫(地方) 負担率	整理 資源率
衆議院	30.00	30.02	60.02			
参議院	39.00	39.02	78.02			
総理府	43.50	43.52	87.02			
法務省	42.50	42.52	85.02			
外務省(本)	37.50	37.52	75.02			
(在)	21.00	21.02	42.02			
大蔵省	40.00	40.02	80.02			
文部省	37.00	37.02	74.02			
農林水産省	43.50	43.52	87.02			
通商産業省	35.00	35.02	70.02	一般 組合員	76.4	
運輸省	43.50	43.52	87.02			
厚生省	36.50	36.52	73.02			
厚生省第二	37.50	37.52	75.02	任期 自衛官	64.0	64.9
労働省	42.70	42.72	85.42			
裁判所	38.00	38.02	76.02			
会計検査院	26.00	26.02	52.02	非任期 自衛官	84.0	85.3
刑務所	42.50	42.52	85.02			
防衛施設庁	40.00	40.02	80.02			
防衛庁(自)	26.00	26.02	52.02			
(文)	45.00	45.02	90.02			
印刷局	41.00	41.02	82.02			
造幣局	41.10	41.12	82.22			
林野庁	51.30	51.32	102.62			
建設省	38.90	38.92	77.82			
連合会職員	36.00	36.02	72.02			
郵政省	39.00	39.02	78.02			
J R	45.00	45.02	90.02	95.45	95.45	
N T T	41.00	41.02	82.02	70.10	70.10	
J T T	38.25	38.27	76.52	85.35	85.35	
地方職員	48.5	48.5	97.0			
(38.8)	(38.8)	(77.6)				
公立学校	42.7	42.7	85.4			
(34.16)	(34.16)	(68.32)				
警 察	52.75	52.75	105.5			
(42.2)	(42.2)	(84.4)				
東京都職員	45.5	45.5	91.0			
(36.4)	(36.4)	(72.8)	88.0	89.0		
指定都市職員	49.0~68.23	49.0~68.23	98.0~136.46	(70.4)	(71.2)	
(39.2)(54.584)	(39.2)(54.584)	(78.4)(109.168)				
都市職員	50.0~57.5	50.0~57.5	100.0~115.0			
(40.0)(46.0)	(40.0)(46.0)	(80.0)(92.0)				
市町村職員	44.0~58.34	44.0~58.34	88.0~116.68			
(35.2)(46.672)	(35.2)(46.672)	(70.4)(93.344)				

(注) 1 地方公務員共済組合における短期給付は、指定都市職員については札幌市職員組合及び名古屋市職員共済組合(名古屋港管理組合職員に限る。)に係る率並びに都市職員については北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合に係る率であり、長期給付は、一般組合員に係る率である。また、地方公務員共済組合の財源率は、給料に対する率であり、() 書は給料に対する率を標準報酬に対する率とした場合の率(当該財源率を手当率1.25で除した率)である。

2 短期給付の財源率には福祉財源を含む。

資料: 大蔵省主計局、自治省及び各共済組合調

8 地方公務員等共済組合

第143表 地方公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区分	組合数	組合員数						被扶養者数		組合員1人当り本俸月額					
		合計	短期 長期	短期	長期	任継	継続 長期	被扶養 者数	組合員1 人当り被 扶養者数	平均	短期 長期	短期	長期	任継	継続 長期
昭和62年度	91	3,362,014	2,890,200	81	(21) 396,955	74,664	114	3,986,732 (60,393)	1.3 (0.8)	257,643	257,662	336,383	259,685	245,895	304,246
63	90	3,345,688	2,878,307	73	(15) 393,890	73,306	112	3,980,932 (61,547)	1.3 (0.8)	265,152	265,199	346,945	268,229	246,644	304,152
平成元年度	90	3,351,792	2,882,363	63	(6) 394,559	74,690	117	3,973,977 (62,311)	1.3 (0.8)	278,645	279,024	383,854	281,291	249,903	318,379
2	90	3,359,021	2,889,706	56	(7) 396,373	72,759	127	3,938,574 (59,784)	1.3 (0.8)	292,405	290,955	397,553	294,183	260,051	328,772
3		3,371,621	2,901,987	47	(1) 398,515	70,941	131	3,906,738 (57,829)	1.3 (0.8)	302,457	302,399	406,702	306,917	260,246	339,252
地方職員共済組合	1	395,579	375,412	—	(1) 13,699	6,405	63	561,145 (5,034)	1.5 (0.8)	300,916	301,849	—	289,360	270,712	329,222
警察共済組合	1	262,836	261,018	3	—	1,774	41	516,368 (1,818)	2.0 (1.0)	306,659	306,876	381,333	—	273,427	355,293
公立学校共済組合	1	1,156,643	1,117,270	—	—	39,367	6	1,236,807 (21,902)	1.1 (0.8)	316,329	316,927	—	—	299,321	369,833
東京都職員共済組合	1	173,462	171,679	—	—	1,770	13	205,834 (1,178)	1.2 (0.7)	310,108	310,467	—	—	274,826	366,846
指定都市職員共済組合	10	214,178	18,120	—	—	195,727	331	30,806 (302)	1.7 (0.9)	306,308	299,207	—	307,034	265,870	—
都市職員共済組合	29	160,922	35,535	—	—	124,757	630	53,101 (560)	1.5 (0.9)	302,281	300,072	—	303,028	278,949	—
市町村職員共済組合	47	1,008,001	922,953	44	(6) 64,332	20,664	8	1,302,677 (17,035)	1.4 (0.8)	283,942	282,418	408,432	317,220	248,182	268,250

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のみの適用者、「任継」は退職後も引き続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等に転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける者である。
 2 本俸月額は各年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの平均である。
 3 被扶養者数の()は任意継続組合員の再掲である。
 4 長期の()は特例継続、再掲
 5 地方職員共済組合には、団体共済部の団体組合員数を含む。

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第144表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況

(1) 保健給付

(金額 単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	48,943,008	51,224,647	50,375,143	51,118,678	52,174,164
組合員分	546,012,708	566,659,998	571,024,646	585,774,657	606,547,928
診療費	21,648,108	22,387,765	22,027,614	22,518,349	23,181,540
薬剤支給	297,588,434	305,466,209	307,806,503	316,431,344	328,851,447
療養費	19,417,403	20,049,249	19,651,818	20,021,493	20,543,119
看護料	48,843,816	49,317,123	47,520,810	47,360,133	47,813,192
移送料	269,973,826	277,611,041	279,788,301	287,911,689	298,835,591
埋葬料	1,503,534	1,597,311	1,620,349	1,739,810	1,854,015
出産費	7,671,703	8,263,638	8,631,156	9,294,531	10,216,491
育児手当金	539,998	562,938	589,451	600,142	632,944
被扶養者分	3,266,120	3,405,297	3,750,384	3,836,422	4,104,469
診療費	1,571	1,630	1,613	1,551	1,445
薬剤支給	30,332	34,378	33,223	32,054	30,730
療養費	120,482	134,843	132,295	124,040	116,816
看護料	85	101	69	98	71
移送料	5,373	6,014	3,002	3,612	3,694
埋葬料	4,448	4,310	4,328	4,337	4,209
出産費	1,618,278	1,605,658	1,664,683	1,786,991	1,790,941
育児手当金	60,668	56,921	52,433	49,339	47,393
合計	14,643,563	14,162,862	13,578,427	13,230,142	13,547,290
組合員分	120,401	115,305	107,553	101,579	98,344
被扶養者分	289,089	276,856	258,255	243,917	236,155
診療費	27,294,900	28,836,882	28,552,397	28,600,329	28,992,624
薬剤支給	248,424,274	261,193,789	263,218,143	269,343,314	277,696,481
療養費	24,800,098	26,120,835	25,530,584	25,610,705	25,807,640
看護料	60,054,016	62,272,532	60,009,247	59,015,629	58,700,378
移送料	213,063,313	224,692,621	226,256,035	231,333,390	238,060,115
埋葬料	1,954,792	2,169,156	2,252,613	2,425,148	2,618,767
出産費	5,328,949	6,143,460	6,715,044	7,307,569	8,301,255
育児手当金	456,323	464,425	485,669	488,156	492,277
合計	2,170,190	2,224,201	2,456,687	2,470,218	2,520,215
高額療養の給付	(71,633)	(76,604)	(78,017)	(79,411)	(83,747)
高額療養費	4,307,649	4,504,305	4,753,407	5,170,846	5,646,551
看護料	(128,189)	(131,301)	(126,851)	(126,437)	(121,767)
移送料	5,458,587	5,531,398	5,432,619	5,454,601	5,485,284
埋葬料	2,200	2,285	2,412	2,347	2,214
出産費	50,945	52,369	57,805	55,863	51,517
育児手当金	177,819	179,556	195,610	186,384	172,424
合計	91	99	75	77	66
組合員分	3,051	2,629	2,990	3,480	2,418
被扶養者分	18,973	19,619	19,138	19,026	18,461
診療費	4,968,911	5,222,348	5,251,198	5,525,283	5,641,270
薬剤支給	62,423	60,463	57,038	54,870	53,199
合計	12,945,805	12,693,271	12,154,553	11,891,543	11,866,949

(注) 1 老人保健による給付分を除く。
 2 高額療養の給付及び高額療養費の件数は診療費及び療養費の件数の再掲である。

(ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計	22,245	23,174	24,133	24,915	26,082
日数	569,767	594,538	591,671	601,632	620,157
金額	3,993,146	4,238,690	4,318,331	4,558,608	5,029,278
傷病手当金	18,987	19,748	20,744	20,941	21,564
日数	460,036	484,983	490,387	478,218	488,476
金額	3,389,268	3,626,151	3,733,888	3,805,248	4,159,811
出産手当金	1,448	1,365	1,118	1,246	1,336
日数	80,421	77,437	64,016	76,781	76,484
金額	432,001	425,135	363,008	460,306	491,910
休業手当金	1,810	2,061	2,271	2,728	3,182
日数	29,310	32,118	37,268	46,633	55,197
金額	171,877	187,404	221,435	293,054	377,556

(iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計	1,040	1,191	898	1,667	1,527
金額	536,426	605,756	533,420	774,622	802,913
弔慰金	84	97	80	94	99
金額	28,527	31,013	27,129	36,526	36,730
家族弔慰金	127	122	129	125	116
金額	30,855	30,549	34,079	34,011	34,467
災害見舞金	829	972	689	1,448	1,312
金額	477,044	544,194	472,212	704,085	731,716

(iv) 附加給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計	9,338,323	9,746,120	8,840,349	8,886,742	8,981,713
金額	40,882,508	42,050,520	37,594,708	40,049,188	42,122,189
家族療養費	6,777,361	7,173,455	6,443,381	6,452,440	6,676,993
金額	25,151,925	26,178,127	24,970,061	25,072,066	25,988,287
出産費	50,447	46,775	42,793	39,637	38,373
金額	981,087	926,934	849,134	804,413	1,040,502
配偶者出産費	47,265	45,426	42,617	40,987	39,543
金額	908,182	863,339	807,079	768,804	894,596
育児手当金	83,285	79,575	74,265	70,213	68,893
金額	426,845	410,161	384,626	364,516	357,128
埋葬料	3,086	2,936	2,960	2,939	2,876
金額	162,455	150,904	159,262	168,007	188,067
家族埋葬料	14,255	14,598	14,080	13,855	13,456
金額	457,754	470,663	468,312	472,738	534,003
災害見舞金	1,596	3,202	1,537	2,144	2,789
金額	427,013	716,221	433,896	556,653	741,303
傷病手当金	1,930	1,721	1,869	2,501	2,573
金額	348,375	316,383	337,015	416,286	438,516
結婚手当金	63,118	61,069	57,413	56,725	56,998
金額	2,397,595	2,317,655	2,178,965	2,158,170	2,509,555
入院附加金	202,135	200,976	199,055	195,765	192,743
金額	1,087,830	1,074,691	1,042,784	1,022,550	995,848
一部負担金の額等の払戻し	2,093,845	2,116,387	1,960,379	1,809,536	1,886,476
金額	8,533,447	8,625,442	5,963,574	8,244,984	8,434,384

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第145表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況 (診療費分)
(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
組合員分	19,417,403	20,049,249	19,651,818	20,021,493	20,543,119
日数	48,843,816	49,317,123	47,520,810	47,360,133	47,813,192
金額	269,973,826	277,611,041	279,788,301	287,911,689	298,835,591
一般診療	15,719,942	16,321,186	15,894,360	16,236,812	16,663,891
日数	38,471,653	39,008,109	37,364,536	37,318,540	37,648,421
金額	223,861,037	231,206,703	233,654,110	241,557,605	251,062,984
入院	356,855	354,847	352,592	345,992	348,002
日数	4,824,471	4,755,434	4,690,976	4,646,051	4,575,624
金額	78,755,938	78,515,910	79,396,492	80,912,842	81,598,584
外来	15,363,087	15,966,339	15,541,768	15,890,820	16,315,889
日数	33,647,182	34,252,675	32,673,560	32,672,489	33,072,797
金額	145,060,099	152,690,793	154,257,618	160,644,763	169,464,400
歯科診療	3,697,461	3,728,063	3,757,458	3,784,681	3,879,228
日数	10,372,163	10,309,014	10,156,274	10,041,593	10,164,771
金額	46,157,789	46,404,338	46,134,191	46,354,083	47,772,607
被扶養者分	24,800,098	26,120,835	25,530,584	25,610,705	25,807,640
日数	60,054,016	62,272,532	60,009,247	59,015,629	58,700,378
金額	213,063,313	224,692,621	226,256,035	231,333,390	238,060,115
一般診療	20,273,732	21,461,526	20,796,559	20,858,671	20,969,529
日数	48,738,479	50,818,819	48,621,018	47,766,031	47,421,164
金額	179,143,131	190,084,754	191,553,823	196,359,664	202,441,276
入院	430,760	438,009	434,839	434,960	422,409
日数	6,136,159	6,172,746	6,100,895	5,947,299	5,814,784
金額	73,738,170	75,252,568	75,846,959	76,473,755	77,593,302
外来	19,842,972	21,023,517	20,361,720	20,423,711	20,547,120
日数	42,602,320	44,646,073	42,520,123	41,818,732	41,606,380
金額	105,404,961	114,832,186	115,706,864	119,885,909	124,847,974
歯科診療	4,526,366	4,659,309	4,734,025	4,752,034	4,838,111
日数	11,315,537	11,453,713	11,388,338	11,249,598	11,279,214
金額	33,920,182	34,607,867	34,702,212	34,973,726	35,618,839

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：自治省行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第146表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	
《組合員分》							
診療費	組合員1,000人当件数	6,549	6,793	6,645	6,758	6,922	
	組合員1人当金額	91,059	94,055	94,610	97,184	100,691	
	診療1件当日数	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3	
	診療1件当金額	13,904	13,846	14,237	14,380	14,547	
	一般診療	組合員1,000人当件数	5,302	5,530	5,375	5,481	5,615
		組合員1人当金額	75,490	78,333	79,010	81,538	84,594
		診療1件当日数	2.4	2.4	2.4	2.3	2.1
		診療1件当金額	14,241	14,166	14,700	14,877	15,066
	入院	組合員1,000人当件数	120	120	119	117	117
		組合員1人当金額	26,563	26,601	26,848	27,312	27,494
	入院外	診療1件当日数	13.5	13.4	13.3	13.4	13.1
		診療1件当金額	220,695	221,267	225,179	233,858	234,477
組合員1,000人当件数		5,182	5,409	5,256	5,364	5,498	
組合員1人当金額		48,927	51,732	52,162	54,226	57,100	
歯科診療	診療1件当日数	2.2	2.1	2.1	2.1	2.0	
	診療1件当金額	9,442	9,563	9,925	10,109	10,386	
	組合員1,000人当件数	1,247	1,263	1,271	1,278	1,307	
	組合員1人当金額	15,568	15,722	15,600	15,647	16,097	
看護料	診療1件当日数	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	
	診療1件当金額	12,484	12,447	12,278	12,248	12,315	
	組合員1,000人当日数	10	12	11	11	10	
	1日当金額	3,972	3,922	3,982	3,870	3,801	
埋葬料	組合員1,000人当件数	2	1	1	1	1	
	出産費	20	19	18	16	16	
育児手当金	組合員1,000人当件数	41	39	36	34	33	
《被扶養者分》							
診療費	組合員1,000人当件数	8,365	8,850	8,633	8,645	8,696	
	組合員1人当金額	71,863	76,126	76,508	78,087	80,213	
	診療1件当日数	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	
	診療1件当金額	8,591	8,602	8,862	9,033	9,224	
	一般診療	組合員1,000人当件数	6,838	7,271	7,032	7,041	7,066
		組合員1人当金額	60,423	64,401	64,774	66,281	68,211
		診療1件当日数	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3
		診療1件当金額	8,836	8,857	9,211	9,414	9,654
	入院	組合員1,000人当件数	145	148	147	147	142
		組合員1人当金額	24,871	25,496	25,648	25,814	26,145
	入院外	診療1件当日数	14.2	14.1	14.0	13.7	13.8
		診療1件当金額	171,182	171,806	174,425	175,818	183,692
組合員1,000人当件数		6,693	7,123	6,885	6,894	6,923	
組合員1人当金額		35,552	38,905	39,126	40,468	42,067	
歯科診療	診療1件当日数	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0	
	診療1件当金額	5,312	5,462	5,683	5,870	6,076	
	組合員1,000人当件数	1,527	1,579	1,601	1,604	1,630	
	組合員1人当金額	11,441	11,725	11,735	11,805	12,002	
看護料	診療1件当日数	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3	
	診療1件当金額	7,494	7,428	7,330	7,360	7,362	
埋葬料	組合員1,000人当日数	17	18	20	19	17	
	1日当金額	3,490	3,429	3,384	3,336	3,347	
配偶者出産費	組合員1,000人当件数	6	7	6	6	6	
	組合員1,000人当件数	21	20	19	19	18	

(注) 第143表の(注)1参照

(ii) 休業給付

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	組合員1,000人当件数	7.5	7.9	8.2	8.4	8.8
	1日当金額	7,008	7,129	7,299	7,577	8,110
	1件当金額	179,508	182,907	178,939	182,966	192,826
傷病手当金	組合員1,000人当件数	6.4	6.7	7.0	7.1	7.3
	1日当金額	7,367	7,477	7,614	7,957	8,516
	1件当金額	178,505	183,621	179,998	181,713	192,905
出産手当金	組合員1,000人当件数	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5
	1日当金額	5,372	5,490	5,671	5,995	6,432
	1件当金額	298,343	311,454	324,694	369,427	368,196
休業手当金	組合員1,000人当件数	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1
	1日当金額	5,864	5,835	5,942	6,284	6,840
	1件当金額	94,960	90,929	97,506	107,424	118,654

(iii) 災害給付

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	組合員1,000人当件数	0.4	0.4	0.3	0.6	0.5
	1件当金額	515,794	508,611	594,009	464,680	525,811
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	339,607	319,722	339,113	388,574	371,010
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	242,953	250,402	264,178	272,088	297,129
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.2	0.3	0.2	0.5	0.4
	1件当金額	575,445	559,870	685,358	486,247	557,710

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第147表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計件数	5,137,103	5,344,949	5,802,735	8,259,123	8,644,726
金額	2,367,989,626	2,515,087,275	2,712,826,447	2,898,757,970	3,098,659,154
退職共済年金件数	239,138	498,264	823,461	1,491,419	1,895,184
金額	128,762,106	284,166,133	451,723,641	615,840,058	782,856,108
障害共済年金件数	1,505	3,673	6,869	13,856	17,792
金額	686,500	1,576,040	2,382,590	3,046,891	3,640,402
遺族共済年金件数	95,841	171,554	257,838	461,857	582,455
金額	25,671,254	47,058,035	72,184,504	100,002,486	130,126,138
退職年金件数	3,557,223	3,465,649	3,503,807	4,653,554	4,542,379
金額	1,895,330,866	1,867,462,687	1,868,133,648	1,861,971,719	1,863,239,937
減額退職年金件数	101,355	100,765	106,099	146,344	145,938
金額	39,210,184	39,426,735	40,455,958	41,272,885	42,102,471
通算退職年金件数	211,964	206,075	203,156	284,108	279,561
金額	32,931,069	32,310,349	32,653,831	32,771,400	32,886,118
障害年金件数	82,236	84,087	87,118	119,660	117,256
金額	39,479,585	40,547,018	41,705,125	41,236,134	40,812,062
遺族年金件数	833,013	800,560	800,385	1,068,551	1,044,980
金額	204,670,416	201,347,344	202,354,568	201,397,033	201,754,603
通算遺族年金件数	14,633	14,170	13,846	19,602	19,024
金額	1,020,818	997,819	1,002,096	997,108	1,000,544
公務傷病年金件数	32	—	—	—	—
金額	23,720	—	—	—	—
退職一時金件数	△2	△1	1	3	1
金額	△4,604	△4,141	△2,195	△2,917	640
脱退一時金件数	38	31	33	24	32
金額	73,108	61,833	70,846	49,620	69,495
返還一時金件数	51	52	44	69	62
金額	52,506	46,005	52,608	71,807	83,256
障害一時金件数	15	7	18	10	10
金額	21,905	9,859	25,186	16,161	14,677
特例死亡一時金件数	20	23	22	23	23
金額	30,527	37,863	50,868	47,821	54,156
死亡一時金件数	41	40	38	43	29
金額	29,666	43,622	33,203	39,765	18,548

(注) 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第148表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(1) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計人員	82,946	90,748	95,542	87,959	93,041
金額	189,890,639	198,381,441	206,347,677	192,100,631	204,962,152
退職共済年金人員	62,847	67,119	71,730	67,397	69,345
金額	162,756,667	166,432,640	174,909,701	164,063,303	171,495,170
障害共済年金人員	410	1,094	1,031	878	1,082
金額	747,432	1,496,769	1,088,726	940,940	1,152,273
遺族共済年金人員	17,305	19,551	20,605	18,066	21,161
金額	21,682,339	24,785,997	26,124,353	23,956,564	29,233,775
退職年金人員	535	832	915	847	780
金額	1,262,047	2,040,994	2,307,728	2,062,863	2,117,835
減額退職年金人員	227	336	320	171	181
金額	434,032	514,092	476,960	259,038	280,655
通算退職年金人員	54	249	121	91	57
金額	26,899	132,430	50,583	33,593	25,052
障害年金人員	1,131	1,310	584	354	280
金額	2,641,167	2,785,288	1,196,084	657,159	525,937
遺族年金人員	391	241	224	149	152
金額	333,547	190,178	190,105	125,430	130,856
通算遺族年金人員	46	16	12	6	3
金額	6,509	3,503	3,437	1,741	599

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料：自治省行政局調

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計人員	1,219,265	1,283,713	1,350,932	1,414,652	1,479,975
金額	2,437,719,821	2,598,231,341	2,806,098,301	2,991,765,702	3,192,924,878
退職共済年金人員	67,790	134,987	203,694	268,726	336,146
金額	168,037,376	333,374,105	505,166,470	669,297,077	831,586,493
障害共済年金人員	606	1,767	2,993	4,208	5,601
金額	944,286	2,559,926	4,017,586	5,387,173	6,977,845
遺族共済年金人員	29,461	49,758	69,515	91,019	112,269
金額	36,614,138	62,227,756	89,562,358	120,308,397	153,336,142
退職年金人員	827,581	811,489	793,404	774,098	754,410
金額	1,912,247,884	1,880,889,412	1,883,500,495	1,871,735,253	1,873,059,676
減額退職年金人員	24,276	24,524	24,616	24,575	24,497
金額	39,569,178	39,919,051	41,118,033	41,818,854	42,797,017
通算退職年金人員	50,298	49,754	48,630	47,554	46,389
金額	32,662,043	32,371,705	32,889,567	32,908,208	33,099,606
障害年金人員	20,090	21,313	21,516	21,472	21,241
金額	39,956,990	42,580,761	44,010,904	44,469,733	44,731,549
遺族年金人員	189,118	186,678	183,257	179,741	176,233
金額	205,839,930	203,318,538	204,880,441	204,845,327	206,333,876
通算遺族年金人員	3,484	3,443	3,357	3,259	3,189
金額	1,002,116	990,087	1,000,453	995,679	1,002,676
船員年金人員	553	—	—	—	—
金額	822,118	—	—	—	—
公務傷病年金人員	8	—	—	—	—
金額	23,762	—	—	—	—

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第149表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
《年 金》					
新規裁定	2,289,328	2,186,070	2,159,759	2,183,979	2,202,923
退職共済年金	2,589,728	2,479,665	2,438,446	2,434,282	2,473,072
障害共済年金	1,823,005	1,368,162	1,055,990	1,071,686	1,064,947
遺族共済年金	1,252,952	1,267,761	1,267,865	1,326,058	1,381,493
退職年金	2,358,966	2,453,118	2,522,107	2,435,494	2,715,173
減額退職年金	1,912,035	1,530,036	1,490,500	1,514,842	1,550,580
通算退職年金	498,130	531,847	418,041	369,154	439,509
障害年金	2,335,249	2,126,174	2,048,089	1,856,381	1,878,346
遺族年金	853,061	789,120	848,683	841,812	860,895
通算遺族年金	141,500	218,938	286,417	290,167	199,667
年度末現在	2,009,223	2,023,997	2,077,114	2,114,842	2,157,417
退職共済年金	2,478,793	2,469,676	2,480,026	2,490,630	2,473,885
障害共済年金	1,558,228	1,448,741	1,342,328	1,289,221	1,245,821
遺族共済年金	1,242,800	1,250,608	1,288,389	1,321,794	1,365,792
退職年金	2,310,647	2,317,825	2,373,949	2,417,956	2,482,814
減額退職年金	1,629,971	1,627,754	1,670,256	1,701,683	1,747,031
通算退職年金	649,371	650,635	676,323	692,018	713,523
障害年金	1,988,899	1,997,877	2,045,506	2,071,057	2,105,906
遺族年金	1,088,421	1,089,140	1,117,995	1,139,669	1,170,802
通算遺族年金	287,634	287,565	298,020	305,517	314,417
船員年金	1,486,651	—	—	—	—
公務傷病年金	2,970,250	—	—	—	—
《一時金》					
脱退一時金	1,923,895	1,994,613	2,146,855	2,067,500	2,171,719
返還一時金	1,029,529	88,712	1,195,639	1,040,681	1,342,839
障害一時金	1,460,333	1,408,429	1,399,228	1,616,100	1,467,700
特例死亡一時金	2,035,133	1,646,217	2,312,177	2,079,174	2,354,609
死亡一時金	723,561	1,090,550	873,776	924,767	639,586

資料：自治省行政局調

第150表 地方公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
収 入	917,000,193	962,719,992	1,028,951,706	1,098,923,865	1,156,117,869
負担金	377,503,902	398,553,798	439,693,521	470,699,484	486,577,274
掛金	375,742,208	394,711,311	436,806,727	468,157,253	485,885,216
任意継続掛金	18,522,201	18,649,063	20,985,576	21,366,944	22,248,054
利息及び配当金	13,438,911	11,806,442	12,768,782	17,228,961	22,595,809
雑収入	50,270	562,388	122,071	54,132	53,793
その他の収入	1,851,229	1,876,720	10,372,800	17,682,010	26,394,227
交付金	3,750,378	4,886,395	5,122,171	—	—
前年度繰越支払準備金	95,316,278	98,299,398	102,032,934	102,464,802	104,953,542
償還差益	20,942	59,344	21,906	74,499	43,305
当期不足金	30,803,874	33,315,133	1,025,218	1,195,782	3,065,846
支 出	917,000,193	962,719,992	1,028,951,706	1,098,923,860	1,156,117,869
保健給付	540,243,954	560,773,051	565,118,648	579,802,345	600,567,350
直営保健給付	5,768,754	5,886,946	5,903,979	5,972,312	5,980,578
災害給付	536,426	605,756	533,420	774,622	802,913
休業給付	3,993,146	4,238,690	4,318,331	4,558,608	5,029,278
一部負担金返還金	3,546	2,843	2,681	3,379	2,976
一部負担金払戻金	8,533,447	8,625,376	8,353,762	8,241,606	8,434,261
老人保健拠出金	171,797,625	182,373,311	200,687,660	231,623,616	238,826,115
退職者給付拠出金	49,046,653	56,212,686	56,179,710	53,678,977	59,277,017
附加給付	32,349,061	33,425,078	31,631,134	31,804,203	33,687,805
繰入金	929,000	727,000	765,000	—	917,000
その他の収入	5,354,446	6,186,486	13,479,550	10,401,168	15,321,952
当期利益金	144,736	1,629,833	37,182,836	67,109,488	71,411,089
次年度繰越支払準備金	98,299,399	102,032,936	102,464,802	104,953,542	108,835,264
次年度繰越交付金準備金	—	—	2,330,193	—	7,026,877

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第151表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
収 入	17,208,990,098	18,392,275,962	19,867,580,829	23,833,345,362	21,716,410,216
負担金	2,186,200,155	2,328,591,316	2,555,168,139	2,585,081,252	2,687,308,227
掛金	716,581,114	734,109,716	824,406,201	1,002,835,834	1,047,759,442
基礎年金交付金	296,242,138	273,873,492	249,536,380	368,622,279	424,511,117
利息及び配当金	905,331,670	951,780,658	1,049,141,119	1,179,703,193	1,240,998,485
その他の収入	214,936,343	198,664,436	252,470,123	2,625,228,042	1,391,858,808
償還差益	2,264,498	2,962,879	2,685,381	2,460,841	3,254,640
前年度繰越支払準備金	35,809	28,163	28,374	32,682	26,276
前年度繰越長期給付給付金	12,887,398,369	13,902,265,302	14,934,144,912	16,069,381,239	14,920,794,699
支 出	17,208,990,098	18,392,275,962	19,867,580,829	23,833,345,362	21,716,410,216
退職給付	2,093,097,095	2,220,512,713	2,390,397,932	2,549,531,924	2,719,016,581
障害給付	40,152,924	42,074,053	43,875,721	44,241,351	44,412,742
遺族給付	226,590,260	244,706,401	270,295,933	297,777,585	328,276,578
制度間調整拠出金	—	—	—	17,974,579	21,599,295
基礎年金拠出金	437,956,266	463,764,449	462,413,499	486,358,513	526,974,039
業務経理へ繰入金	1,103,043	1,117,273	2,420,183	1,313,703	1,480,955
その他の収入	207,916,922	188,837,357	254,350,614	2,627,042,019	1,394,577,636
当期利益金	299,771,893	297,294,958	374,939,967	2,888,510,383	764,370,163
次年度繰越支払準備金	28,166	28,378	32,682	26,276	28,822
次年度繰越長期給付給付金	13,902,373,527	14,933,940,380	16,068,854,098	14,920,569,029	15,915,682,106
年度末現在長期給付積立金	15,907,008,242	17,235,870,051	18,745,723,738	20,485,949,052	22,245,465,465

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第152表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
収 入	18,731,129	19,384,933	21,727,815	22,597,893	24,800,021
負 担 金	15,255,501	15,749,721	16,489,170	17,824,040	19,260,438
補 助 金	260,866	280,587	273,117	303,703	398,686
繰 入 金	1,860,819	1,892,240	3,247,081	2,177,306	2,401,712
利 息 及 び 配 当 金	806,386	873,745	1,040,861	1,516,315	1,551,480
そ の 他	540,050	586,613	665,428	601,220	1,136,214
不 足 金	7,507	2,027	12,158	175,309	51,491
支 出	18,731,129	19,384,933	21,727,815	22,597,893	24,800,021
報 酬	296,194	308,950	320,560	373,464	404,774
職 員 給 与	10,079,484	10,405,603	10,994,634	11,879,079	12,599,171
厚 生 費	20,804	22,343	24,757	27,346	28,716
旅 費	545,005	564,442	535,993	604,997	612,957
事 務 費	1,361,456	1,413,622	1,479,574	1,659,708	1,699,757
そ の 他	5,962,672	6,033,682	7,882,694	7,202,422	7,929,304
当 期 利 益 金	465,514	636,291	489,603	850,877	1,525,342

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第153表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
収 入	47,340,618	50,566,198	53,254,250	55,181,417	71,924,142
負 担 金	19,776,890	20,442,881	21,214,996	22,345,066	24,086,221
掛 金	19,728,921	20,342,525	21,113,577	22,247,231	23,941,620
補 助 金	2,914,015	3,319,510	3,509,521	3,758,986	3,932,029
利 息 及 び 配 当 金	1,377,338	1,496,476	1,907,994	2,777,072	2,402,497
繰 入 金 受 入	1,038,903	859,199	867,963	1,696,055	2,326,228
そ の 他	1,461,047	2,440,584	3,709,676	1,453,283	1,459,621
施 設 取 入	639,407	772,238	820,090	903,724	920,329
当 期 不 足 金	404,097	892,785	110,433	—	12,855,597
支 出	47,340,618	50,566,198	53,254,250	55,181,417	71,924,124
職 員 給 与	2,482,381	2,681,432	2,799,855	2,734,061	2,945,560
厚 生 費	24,307,579	25,173,628	26,556,116	28,405,045	30,416,010
旅 費	255,069	248,102	160,936	279,801	290,247
事 務 費	317,753	322,843	309,815	383,993	415,444
他 経 理 へ の 繰 入	14,983,957	15,137,838	14,243,274	15,056,171	29,942,476
そ の 他	3,064,949	3,129,767	3,192,373	3,214,972	3,581,483
当 期 利 益 金	1,928,930	3,872,588	5,991,881	5,107,374	4,332,904

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

9 私立学校教職員共済組合

第154表 私立学校教職員共済組合適用状況 (学校種別)

年度末現在

区 分	合 計	甲 種	乙 種	丙 種	任 継	再 掲		学 校 数	被 扶 養 者 数	組 合 員 1 人 当 り 被 扶 養 者 数
						短 期 (甲乙 任継)	長 期 (甲丙)			
昭和62年度 (1987)	376,058	361,423	159	3,529	10,947	372,529	364,952	13,132	350,497	0.94
63 (1988)	386,369	371,168	163	3,529	11,509	382,840	374,697	13,244	357,967	0.94
平成元年度 (1989)	396,134	380,499	164	3,514	11,957	392,620	384,013	13,364	364,189	0.93
平成2年度 (1990)	404,670	369,711	162	3,415	12,295	401,255	373,312	13,477	369,013	0.92

区 分	合 計	甲 1	甲 2	乙 1	乙 2	丙 1	丙 2	任 継	再 掲		学 校 数	被 扶 養 者 数	組 合 員 1 人 当 り 被 扶 養 者 数
									短 期	長 期			
平成3年度 (1991)	414,251	377,508	92	158	20,581	3,410	—	12,502	410,841	381,010	13,552	373,175	0.91
大 学	145,554	136,117	38	—	7,910	1,489	—	—	144,065	137,644	418	156,952	1.09
短 大	28,369	25,074	6	—	2,792	497	—	—	27,872	25,577	492	25,873	0.93
高 専	217	207	—	—	10	—	—	—	217	207	3	406	1.87
高 校	86,350	82,293	8	—	3,616	433	—	—	85,917	82,734	1,301	113,045	1.32
中 学	9,107	8,720	—	—	272	115	—	—	8,992	8,835	547	9,739	1.08
小 学	3,521	3,385	—	—	92	44	—	—	3,477	3,429	164	2,933	0.84
幼 稚 園	88,566	84,612	28	15	3,911	—	—	—	88,566	84,640	8,752	21,272	0.24
盲・ろう	364	346	—	—	18	—	—	—	364	346	15	241	0.66
各 種	11,190	10,566	8	143	473	—	—	—	11,190	10,574	472	10,824	0.97
専 修	27,438	25,123	4	—	1,479	832	—	—	26,606	25,959	1,363	21,674	0.81
組 合	1,073	1,065	—	—	8	—	—	—	1,073	1,065	25	1,131	1.05
任 継	12,502	—	—	—	—	—	—	12,502	12,502	—	—	9,085	0.73

(注) 私学共済法の一部改正(平成元年法律第94号)に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者で65歳未満者は甲1種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員(短期のみ適用)に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員(短期のみ適用)と名称だけの変更となりました。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員(長期のみ適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員(長期のみ適用)に変更になりました。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第155表 私立学校教職員共済組合平均標準給与月額（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任 継	再 掲	
						短 期 (甲乙任継)	長期(甲丙)
昭和62年度 (1987)	264,383	264,975	381,610	364,247	210,951	263,437	265,935
63 (1988)	269,984	270,668	373,405	370,274	215,700	269,060	271,606
平成元年度 (1989)	290,692	291,862	419,841	397,633	220,271	289,735	285,578
2 (1990)	302,599	299,213	395,649	401,745	232,656	301,755	292,380

区分	合計	甲 1 ・ 甲 2		乙 1 ・ 2	丙 1 ・ 2	任 継	再 掲	
		短 期	長 期				短 期	長 期
平成3年度 (1991)	315,351	312,019	302,307	405,397	407,270	241,523	314,588	303,246
大 学	375,495	365,686	347,658	529,953	451,827	—	374,706	348,785
短 大	359,826	353,393	343,107	415,966	369,066	—	359,661	343,612
高 専	440,442	442,444	428,531	399,000	—	—	440,442	428,531
高 校	359,890	360,291	352,846	343,913	417,025	—	359,602	353,181
中 学	368,390	367,441	358,909	385,551	399,757	—	367,989	359,441
小 学	347,080	345,429	339,305	398,500	366,545	—	346,833	339,655
幼 稚 園	180,696	177,276	176,505	254,428	—	—	180,696	176,505
盲・ろう	258,720	253,653	253,220	356,111	—	—	258,720	253,220
各 種	264,324	260,418	254,641	331,377	—	—	264,324	254,641
専 修	277,712	273,705	269,371	305,984	348,464	—	275,500	271,906
組 合	305,556	304,901	296,620	392,750	—	—	305,556	296,620
任 継	241,523	—	—	—	—	241,523	241,523	—

(注) 第154表の(注)参照

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第156表 私立学校教職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成4年3月末現在

標準給与 等級	月 額 (千円)	短 期 (除任継)			長 期			任継給与 (千円)	任 継		
		計	男	女	計	男	女		計	男	女
合 計		398,339	202,659	195,680	381,010	187,654	193,356		12,502	7,741	4,761
第1級	80	1,524	582	942	1,259	439	820	105以下	453	211	242
2	86	874	255	619	786	199	587	110	121	56	65
3	92	998	199	799	904	143	761	112	27	4	23
4	98	1,812	507	1,305	1,585	361	1,224	118	153	63	90
5	104	2,067	398	1,669	1,953	317	1,636	119	29	8	21
6	110	3,637	510	3,127	3,480	409	3,071	120	2	—	2
7	118	5,928	766	5,162	5,716	607	5,109	126	214	68	146
8	126	7,454	697	6,757	7,283	572	6,711	130	3	1	2
9	134	10,364	942	9,422	10,134	764	9,370	133	41	8	33
10	142	12,588	1,152	11,436	12,332	953	11,379	134	216	76	140
11	150	14,123	1,651	12,472	13,768	1,389	12,379	140	87	28	59
12	160	13,949	2,060	11,889	13,612	1,787	11,825	142	236	82	154
13	170	12,550	2,313	10,237	12,245	2,046	10,199	150	290	103	187
14	180	11,854	2,891	8,963	11,525	2,596	8,929	154	110	28	82
15	190	12,475	3,169	9,306	12,165	2,874	9,291	160	316	132	184
16	200	18,202	5,947	12,255	17,626	5,436	12,190	168	100	30	70
17	220	22,220	8,653	13,567	21,544	8,043	13,501	170	314	133	181
18	240	20,798	9,321	11,477	20,136	8,725	11,411	180	291	120	171
19	260	19,568	9,512	10,056	18,890	8,903	9,987	182	103	41	62
20	280	17,391	9,321	8,070	16,738	8,775	7,963	190	312	148	164
21	300	15,569	9,131	6,438	14,913	8,569	6,344	196	121	54	67
22	320	14,249	8,907	5,342	13,660	8,387	5,273	200	494	275	219
23	340	13,197	8,629	4,568	12,730	8,210	4,520	210	113	52	61
24	360	12,819	8,679	4,140	12,312	8,205	4,107	220	704	401	303
25	380	15,170	10,627	4,543	14,571	10,074	4,497	224	128	52	76
26	410	16,954	12,272	4,682	16,228	11,640	4,588	238	113	57	56
27	440	15,589	11,723	3,866	15,112	11,298	3,814	240	535	314	221
28	470	14,779	11,466	3,313	14,307	11,038	3,269	250	1	—	1
29	500	13,196	10,537	2,659	12,764	10,167	2,597	252	142	82	60
30	530	11,453	9,425	2,028	10,732	8,728	2,004	260	462	299	163
31	560	10,018	8,588	1,430	—	—	—	266	153	79	74
32	590	8,367	7,346	1,021	—	—	—	280	419	282	137
33	620	6,833	6,105	728	—	—	—	287	209	105	104
34	650	5,650	5,188	462	—	—	—	290	1	—	1
35	680	4,591	4,240	351	—	—	—	300	332	236	96
36	710	9,529	8,950	579	—	—	—	303	5,157	4,113	1,044

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第157表 私立学校教職員共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	5,344,298	5,753,396	5,831,879	6,079,304	6,383,127
組合員分	60,654,666	65,027,208	67,861,849	71,316,837	76,379,324
診療費	2,869,820	3,088,984	3,146,462	3,315,029	3,507,931
調剤	37,418,700	40,005,783	41,703,566	44,020,582	47,824,337
療養費	2,567,899	2,757,722	2,791,663	2,926,695	3,081,260
調剤費	6,259,380	6,571,669	6,564,524	6,752,460	7,019,847
看護料	34,339,232	36,783,319	38,314,300	40,403,996	43,681,331
移送料	225,155	250,459	266,835	297,003	328,827
出産費	1,221,678	1,371,422	1,525,093	1,696,744	1,936,141
育児手当金	58,410	63,162	71,282	74,952	81,706
埋葬料	364,538	394,833	475,428	514,279	556,185
被扶養者分	61	69	171	155	60
診療費	342	348	1,188	1,254	409
調剤	295	308	324	417	314
療養費	6,081	6,402	6,609	9,665	6,753
調剤費	26,509	27,569	27,379	40,087	28,044
看護料	17	15	12	11	15
移送料	580	661	3,423	576	784
出産費	5,523	5,318	4,938	4,669	4,736
育児手当金	1,210,201	1,176,830	1,108,115	1,063,449	1,104,696
埋葬料	11,740	11,232	10,585	10,391	10,242
被扶養者分	28,387	27,166	25,586	25,133	24,799
診療費	720	699	652	736	771
調剤	227,234	223,635	223,054	275,064	291,948
療養費	2,474,478	2,664,412	2,685,417	2,764,275	2,875,196
調剤費	22,787,910	24,519,095	25,419,497	26,733,275	28,165,577
看護料	2,225,903	2,383,568	2,382,658	2,438,222	2,518,374
移送料	5,388,305	5,695,705	5,625,456	5,662,361	5,792,627
出産費	19,607,209	21,183,039	21,975,971	23,096,383	24,326,651
育児手当金	187,822	216,472	234,104	255,017	283,442
埋葬料	560,791	668,118	748,232	825,221	975,653
被扶養者分	38,856	41,167	45,469	47,817	49,961
診療費	199,459	207,557	251,919	266,252	280,568
調剤	13,674	15,131	15,324	15,323	15,748
療養費	589,895	647,441	659,544	669,510	692,698
調剤費	65	80	98	130	95
看護料	218	230	425	533	426
移送料	253	278	343	282	282
出産費	5,344	5,681	7,414	6,305	6,012
育児手当金	20,471	21,627	27,466	23,118	21,182
埋葬料	5	7	8	3	5
被扶養者分	378	269	205	164	113
診療費	6,397	6,082	5,814	5,857	5,623
調剤	1,433,067	1,381,309	1,342,060	1,380,827	1,358,988
療養費	1,503	1,627	1,599	1,624	1,666
調剤費	376,422	409,504	413,675	471,268	509,298
看護料	488,056	502,330	538,787	562,980	589,409
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤					
療養費					
調剤費					
看護料					
移送料					
出産費					
育児手当金					
埋葬料					
被扶養者分					
診療費					
調剤</					

第158表 私立学校教職員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況 (診療費分)
(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
組合員分件数	2,567,899	2,757,722	2,791,663	2,926,695	3,081,260
日数	6,259,380	6,571,669	6,564,524	6,752,460	7,019,847
金額	34,339,232	36,783,319	38,314,300	40,403,997	43,681,331
一般診療件数	2,045,740	2,210,832	2,228,551	2,345,392	2,475,050
日数	4,813,517	5,077,185	5,060,476	5,226,848	5,443,243
金額	28,159,449	30,367,059	31,775,906	33,657,387	36,546,599
入院件数	37,574	39,136	40,292	40,693	42,536
日数	506,422	524,622	540,444	540,236	556,306
金額	9,332,388	9,784,566	10,286,706	10,566,223	11,343,826
入院外件数	2,008,166	2,171,696	2,188,259	2,304,699	2,432,514
日数	4,307,095	4,552,563	4,520,032	4,686,612	4,886,937
金額	18,827,061	20,582,493	21,489,200	23,091,164	25,202,773
歯科診療件数	522,159	546,890	563,112	581,303	606,210
日数	1,445,863	1,494,484	1,504,048	1,525,612	1,576,604
金額	6,179,783	6,416,261	6,538,394	6,746,610	7,134,732
被扶養者分件数	2,225,903	2,383,568	2,382,658	2,438,222	2,518,374
日数	5,388,305	5,695,705	5,625,456	5,662,361	5,792,627
金額	19,607,209	21,183,039	21,975,971	23,096,383	24,326,651
一般診療件数	1,812,543	1,950,196	1,934,386	1,976,575	2,039,697
日数	4,349,101	4,625,356	4,541,692	4,562,153	4,667,399
金額	16,544,887	17,998,708	18,714,387	19,719,274	20,808,812
入院件数	35,873	37,540	38,319	38,632	39,316
日数	501,845	521,344	535,878	545,484	555,436
金額	6,555,217	6,908,008	7,291,601	7,639,255	7,891,880
入院外件数	1,776,670	1,912,656	1,896,067	1,937,943	2,000,381
日数	3,847,256	4,104,012	4,005,814	4,016,669	4,111,963
金額	9,989,670	11,090,700	11,422,786	12,080,019	12,916,932
歯科診療件数	413,360	433,372	448,272	461,647	478,677
日数	1,039,204	1,070,349	1,083,764	1,100,208	1,125,228
金額	3,062,322	3,184,331	3,261,584	3,377,109	3,517,840

(注) 第157表の(注)参照

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第159表 私立学校教職員共済組合短期部門給付諸率

(1) 保健給付

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
《組合員分》					
診療費					
組合員1,000人当件数	7,026	7,321	7,217	7,394	7,583
組合員1人当金額	93,953	97,643	99,054	102,072	107,505
診療1件当金額	13,373	13,338	13,725	13,805	14,176
診療1件当日数	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3
一般診療					
組合員1,000人当件数	5,597	5,869	5,761	5,925	6,091
組合員1人当金額	77,045	80,611	82,150	85,028	89,946
診療1件当金額	13,765	13,736	14,259	14,350	14,766
診療1件当日数	2.4	2.3	2.3	2.2	2.2
入院					
組合員1,000人当件数	103	104	104	103	105
組合員1人当金額	25,534	25,974	26,594	26,693	27,919
診療1件当金額	248,374	250,014	255,304	259,657	266,688
診療1件当日数	13.5	13.4	13.4	13.3	13.1
入院外					
組合員1,000人当件数	5,494	5,765	5,657	5,822	5,987
組合員1人当金額	51,511	54,637	55,556	58,335	62,027
診療1件当金額	9,375	9,478	9,820	10,019	10,361
診療1件当日数	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0
歯科診療					
組合員1,000人当件数	1,429	1,452	1,456	1,469	1,492
組合員1人当金額	16,908	17,032	16,903	17,044	17,559
診療1件当金額	11,835	11,732	11,611	11,606	11,769
診療1件当日数	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6
看護料					
組合員1,000人当日数	16.6	17.0	17.1	24.4	16.6
1日当金額	4,359	4,306	4,143	4,148	4,153
出産費					
組合員1,000人当件数	15	14	13	12	12
埋葬料					
組合員1,000人当件数	2.0	1.9	1.7	1.9	1.9
《被扶養者分》					
診療費					
組合員1,000人当件数	6,090	6,327	6,160	6,160	6,198
組合員1人当金額	53,646	56,231	56,814	58,348	59,871
診療1件当金額	8,809	8,887	9,223	9,473	9,660
診療1件当日数	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3
一般診療					
組合員1,000人当件数	4,959	5,177	5,001	4,993	5,020
組合員1人当金額	45,267	47,778	48,382	49,816	51,213
診療1件当金額	9,128	9,229	9,675	9,976	10,202
診療1件当日数	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3
入院					
組合員1,000人当件数	98	100	99	98	97
組合員1人当金額	17,935	18,338	18,851	19,299	19,423
診療1件当金額	182,734	184,017	190,287	197,744	200,729
診療1件当日数	14.0	13.9	14.0	14.1	14.1
入院外					
組合員1,000人当件数	4,861	5,077	4,902	4,896	4,923
組合員1人当金額	27,332	29,441	29,531	30,517	31,790
診療1件当金額	5,623	5,799	6,024	6,233	6,457
診療1件当日数	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1
歯科診療					
組合員1,000人当件数	1,131	1,150	1,159	1,166	1,178
組合員1人当金額	8,379	8,453	8,432	8,532	8,658
診療1件当金額	7,408	7,348	7,276	7,315	7,349
診療1件当日数	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4
看護料					
組合員1,000人当日数	14.6	15.1	19.2	15.9	14.8
1日当金額	3,831	3,807	3,705	3,667	3,523
配偶者出産費					
組合員1,000人当件数	18	16	15	15	14
家族埋葬料					
組合員1,000人当件数	4	4	4	4	4

(注) 1 第157表の(注)参照

2 平成3年度の組合員の数は、4月～3月の平均を使用。

(ii) 休業給付

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
傷病手当金	組合員1,000人当件数	21	20	18	19	19
	1件当日数	23.3	23.7	23.6	23.4	23.5
	1日当金額	5,684	5,814	5,987	6,597	6,630
出産手当金	組合員1,000人当件数	9	8	7	8	7
	1件当日数	65.3	65.2	66.6	75.2	75.5
	1日当金額	4,492	4,644	4,770	4,957	5,224
休業手当金	組合員1,000人当件数	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当日数	16.7	13.1	15.2	9.9	9.6
	1日当金額	3,065	3,784	1,834	2,072	2,706

(iii) 災害給付

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	235,000	174,000	205,000	227,333	321,636
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	281,167	271,600	288,167	352,800	330,225
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.1	0.2	0.1	0.2	0.3
	1件当金額	585,019	696,566	570,220	428,974	440,735

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第160表 私立学校教職員共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合	計件数	325,743	352,178	379,475	660,664	719,894
	金額	67,679,574	73,641,516	82,290,510	100,697,307	112,553,093
退職共済年金	件数	37,147	64,585	92,711	233,907	294,643
	金額	6,716,557	13,065,571	20,908,650	38,360,454	49,576,096
障害共済年金	件数	176	426	642	1,131	1,454
	金額	47,684	117,848	157,463	192,563	244,919
遺族共済年金	件数	9,188	16,820	24,394	47,655	60,044
	金額	1,253,669	2,285,228	3,471,548	4,706,902	6,030,116
退職年金	件数	67,689	65,831	64,145	93,632	90,840
	金額	30,425,736	29,838,405	29,672,429	29,712,700	29,507,745
減額退職年金	件数	1,403	1,399	1,432	2,213	2,247
	金額	471,043	480,131	497,750	524,508	539,895
通算退職年金	件数	149,957	144,468	139,018	199,637	190,664
	金額	19,261,723	18,569,406	18,376,083	18,022,777	17,641,902
障害年金	件数	4,188	4,089	3,937	5,507	5,295
	金額	1,403,937	1,401,301	1,377,939	1,342,850	1,311,943
遺族年金	件数	32,601	31,873	31,133	45,142	43,930
	金額	6,342,758	6,210,061	6,162,113	6,110,769	6,067,548
通算遺族年金	件数	21,893	21,356	20,836	30,177	29,254
	金額	1,319,877	1,287,775	1,294,710	1,286,109	1,279,966
恩給財団給付年金	件数	1,386	1,249	1,147	1,554	1,423
	金額	304,788	278,598	264,949	245,582	232,570
退職一時金	件数	—	—	2	1	—
	金額	—	—	716	7	—
返還一時金	件数	16	6	9	14	29
	金額	7,779	6,404	6,710	17,471	17,663
脱退一時金	件数	47	34	25	65	37
	金額	73,810	56,239	53,660	147,977	64,067
障害一時金	件数	1	4	1	—	—
	金額	2,538	7,033	1,051	—	—
遺族一時金	件数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—
死亡一時金	件数	13	4	12	6	8
	金額	5,679	2,251	15,684	3,533	8,741
特例死亡一時金	件数	7	5	4	2	4
	金額	14,727	11,748	7,802	3,255	11,229
恩給財団給付一時扶助金	件数	31	29	27	21	22
	金額	27,267	23,515	21,252	19,850	18,694

(注) 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第161表 私立学校教職員共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合	計人員	10,577	10,370	13,222	26,819	17,105
	金額	9,120,989	9,224,789	11,120,875	27,814,740	14,565,772
退職共済年金	人員	8,037	7,775	10,759	24,329	14,382
	金額	7,343,341	7,464,370	9,362,265	26,190,780	12,729,111
障害共済年金	人員	66	99	87	90	116
	金額	78,964	97,247	92,474	85,043	101,837
遺族共済年金	人員	1,826	2,039	1,929	2,178	2,430
	金額	1,093,418	1,270,964	1,254,957	1,326,259	1,530,373
退職年金	人員	168	143	180	57	59
	金額	169,768	148,966	171,457	83,977	81,728
減額退職年金	人員	10	5	7	4	2
	金額	13,181	6,496	9,447	5,346	3,226
通算退職年金	人員	252	191	158	99	58
	金額	102,589	77,621	65,851	33,225	23,351
障害年金	人員	194	98	96	55	55
	金額	308,375	145,600	159,162	84,761	94,519
遺族年金	人員	13	17	4	4	3
	金額	8,930	13,138	4,199	4,447	1,627
通算遺族年金	人員	11	3	1	3	—
	金額	1,924	388	135	902	—

(ii) 年度末現在

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合	計人員	83,862	90,152	97,316	115,753	124,158
	金額	72,160,235	78,501,404	87,902,585	112,235,806	122,518,829
退職共済年金	人員	10,156	17,083	24,772	44,063	52,662
	金額	7,965,836	15,960,502	24,206,238	48,426,636	57,766,679
障害共済年金	人員	57	153	208	264	335
	金額	66,880	163,681	228,577	269,466	332,978
遺族共済年金	人員	3,079	5,012	6,838	8,866	11,089
	金額	1,890,445	3,115,849	4,454,808	5,790,913	7,346,260
退職年金	人員	17,235	16,807	16,331	15,700	15,223
	金額	31,814,899	31,107,485	30,940,727	30,422,803	30,189,504
減額退職年金	人員	394	395	401	402	401
	金額	540,654	543,178	562,412	570,149	580,870
通算退職年金	人員	37,939	36,304	34,776	32,853	31,221
	金額	19,386,978	18,528,044	18,425,326	17,774,136	17,350,012
障害年金	人員	994	1,002	990	962	936
	金額	1,360,775	1,390,040	1,423,890	1,401,967	1,399,025
遺族年金	人員	8,040	7,829	7,617	7,425	7,242
	金額	6,318,155	6,152,388	6,131,323	6,071,390	6,056,990
通算遺族年金	人員	5,414	5,269	5,113	4,970	4,821
	金額	1,306,025	1,270,306	1,279,833	1,272,232	1,271,167
恩給財団年金	人員	330	298	270	248	228
	金額	293,959	269,933	249,433	236,115	225,359

(注) 退職年金には在職分(既裁定)の退職年金、減額退職年金、通算退職年金を含む。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第162表 私立学校教職員共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区	分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
《年金》						
新規裁定		862,342	889,565	841,089	1,037,128	851,551
退職共済年金		913,692	960,048	870,180	1,076,525	885,072
障害共済年金		1,196,427	982,295	1,062,922	944,921	877,902
遺族共済年金		598,805	623,327	650,574	608,934	629,783
退職年金		1,511,097	1,628,232	1,507,852	1,545,549	1,559,532
減額退職年金		1,318,090	1,299,220	1,349,514	1,336,375	1,612,950
通算退職年金		407,098	406,393	416,777	335,602	402,605
障害年金		1,633,739	1,598,683	1,812,376	1,592,612	1,739,056
遺族年金		686,885	772,835	1,049,775	1,111,925	542,267
通算遺族年金		174,927	129,167	135,400	300,700	—
年度末現在		860,464	870,767	903,269	969,615	986,798
退職共済年金		784,348	934,292	977,161	1,099,032	1,096,933
障害共済年金		1,173,328	1,069,811	1,098,930	1,020,703	993,964
遺族共済年金		613,980	621,678	651,478	653,160	662,482
退職年金		1,863,874	1,865,977	1,907,915	1,939,677	1,984,765
減額退職年金		1,372,219	1,375,133	1,402,522	1,418,280	1,448,555
通算退職年金		511,004	510,358	529,829	541,020	555,716
障害年金		1,381,066	1,400,856	1,451,134	1,466,508	1,503,940
遺族年金		785,840	785,846	804,952	817,696	836,370
通算遺族年金		241,231	241,090	250,310	255,982	263,673
恩給財団年金		890,785	905,815	923,827	952,077	988,415
《一時金》						
脱退一時金		1,570,432	1,654,079	2,146,404	2,276,569	1,731,543
退職一時金		—	—	358,130	7,111	—
返還一時金		486,181	1,067,300	745,556	1,247,893	609,066
障害一時金		2,538,000	1,758,350	1,051,200	—	—
遺族一時金		—	—	—	—	—
死亡一時金		436,869	562,825	1,307,025	588,817	1,092,652
特例死亡一時金		2,103,914	2,349,540	1,950,400	1,627,500	2,807,225
恩給財団給付一時扶助金		879,587	810,848	787,122	945,243	849,727

(注) 退職年金、障害年金は、在職分(既裁定)を除く。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第163表 私立学校教職員共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
収 入	91,920,046	98,437,983	103,507,370	118,234,772	127,264,861
掛 金	84,903,988	89,237,746	101,072,248	117,418,674	126,006,077
助 成 金	—	—	—	246,137	255,467
利息及び配当金	805,273	486,991	115,390	141,650	768,793
延滞金	19,924	8,590	17,023	39,753	13,876
損害賠償金	97,734	110,951	67,267	102,370	112,000
事業雑収入	—	—	1,216	199	5,739
事業外収入	181,465	296,557	138,538	285,989	102,910
当期不足	5,911,662	8,297,147	2,095,690	—	—
支 出	91,920,046	98,437,983	103,507,370	118,234,772	127,264,861
保健給付金	60,654,666	65,027,208	67,661,849	71,316,837	76,379,324
災害給付金	34,103	46,077	31,060	35,730	58,256
休業給付金	2,041,560	1,999,456	1,917,414	2,307,793	2,344,654
附加給付金	3,765,627	3,973,833	4,082,562	4,138,667	4,403,822
老人保健拠出金	18,948,714	19,913,644	22,259,322	26,766,498	28,033,330
退職者給付拠出金	5,422,782	6,368,170	6,371,020	6,331,906	6,905,789
財産処分損	—	—	—	18,315	78,534
その他	1,052,594	1,109,596	1,184,143	1,249,130	1,353,205
当期利益金	—	—	—	6,069,895	7,707,947

資料：私立学校教職員共済組合調

第164表 私立学校教職員共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
収 入	224,873,966	265,193,661	276,368,429	303,100,938	324,052,130
掛 金	111,110,267	116,632,581	123,373,768	144,561,740	154,011,403
補助金	23,637,019	35,850,989	28,427,721	28,993,275	32,039,741
国庫補助金	17,468,694	29,385,562	21,562,494	22,012,609	24,615,963
都道府県補助金	6,168,325	6,465,428	6,865,227	6,980,666	7,423,778
助成金	369,115	369,115	325,620	311,129	311,129
厚生保険特別会計からの繰入金	189	128	121	150	175
退職一時金等返還金	169,992	146,430	149,226	225,429	186,704
交付金	10,576,590	28,018,444	29,020,937	27,371,567	31,305,359
利息及び配当金	76,243,284	82,024,775	90,744,334	99,811,394	104,599,319
延滞金	19,917	8,585	17,017	39,744	13,870
事業雑収入	174	136	82,554	103,169	58,565
事業外収入	2,747,419	2,142,477	4,227,132	1,683,340	1,525,866
支 出	224,873,966	265,193,661	276,368,429	303,100,938	324,052,130
退職給付金	56,956,648	62,016,157	69,515,998	86,785,895	97,347,367
障害給付金	1,454,159	1,526,183	1,536,452	1,535,413	1,556,862
遺族給付金	8,936,710	9,797,064	10,951,858	12,110,567	13,397,599
恩給給付金	332,056	302,113	286,202	265,432	251,264
基礎年金拠出金	42,104,069	46,305,455	47,825,383	51,877,501	56,898,372
調整拠出金	—	—	—	1,984,099	2,399,899
管理費	1,226	378	398	4,385	1,285
負担金	63,117	74,947	78,414	87,163	101,184
支払交付金	213	—	459	1,959	—
事業外支出	161	15	—	20,553	116,878
当期利益金	115,025,607	145,171,350	146,173,267	148,427,971	151,981,419
年度末現在責任準備金	1,842,574,037	1,981,367,415	2,367,890,274	2,540,998,308	2,683,125,705
整理資源等将来収入現価	594,820,725	613,473,092	808,178,988	852,732,297	902,661,355

資料：私立学校教職員共済組合調

第165表 私立学校教職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
収 入	2,912,820	3,043,574	3,295,904	3,603,321	3,588,381
掛 金	2,312,687	2,428,935	2,578,549	2,720,260	2,669,444
補助金	333,883	345,688	399,081	466,771	478,297
利息及び配当金	224,378	242,520	274,374	397,992	422,598
事業雑収入	605	14	26,391	603	319
貸 貸 料	8,517	8,764	9,822	9,632	9,216
その他の	32,750	17,653	7,688	8,063	8,507
支 出	2,912,820	3,043,574	3,295,904	3,603,321	3,588,381
給 与	1,291,984	1,337,126	1,467,602	1,590,530	1,614,560
委員手当	1,216	1,271	1,402	1,219	1,261
厚生費	94,224	98,132	105,186	121,666	129,918
旅 費	17,125	16,458	14,939	18,958	18,429
事務 費	286,982	301,649	317,727	274,721	342,945
その他の	843,735	951,562	1,076,391	1,169,206	1,418,540
当期利益金	377,554	337,377	312,657	427,021	62,728

資料：私立学校教職員共済組合調

第166表 私立学校教職員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
収 入	3,661,856	3,823,166	4,070,565	4,456,443	4,787,000
掛 金	3,485,127	3,659,740	3,884,606	4,169,273	4,430,417
助 成 金	—	—	—	17,159	6,041
利息及び配当金	167,484	157,245	182,905	266,922	348,112
その他の	9,245	6,182	3,054	3,088	2,430
支 出	3,661,856	3,823,166	4,070,565	4,456,443	4,787,000
職員給与	146,749	161,447	173,370	210,989	213,591
厚生費	12,290	12,720	13,691	15,983	16,242
旅 費	25,972	22,278	24,842	20,477	25,279
事務 費	13,045	12,337	13,201	12,913	15,310
他経理への繰入	1,999,534	2,148,832	1,899,173	1,829,954	1,824,154
その他の	1,198,291	1,307,917	1,396,946	1,573,142	1,723,368
当期利益金	265,975	157,635	549,342	792,984	969,054

資料：私立学校教職員共済組合調

10 農林漁業団体職員共済組合

第167表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
団体数	12,570	12,352	12,060	11,880	11,662
組合員数	493,899	494,333	495,697	497,881	500,505
男	319,091	318,565	318,076	317,642	316,202
女	174,808	175,768	177,621	180,239	184,303
平均標準給与月額	215,650	220,728	228,141	238,183	249,058
男	244,636	250,504	259,707	271,303	284,197
女	162,742	166,762	171,614	179,815	188,773

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第168表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成3年度末現在

標準給与等級	計	男	女	標準給与等級	計	男	女
合計	500,505	316,202	184,303				
第1級	80	1,184	115	第21級	300	26,994	21,189
2	86	869	46	22	320	23,590	19,557
3	92	1,779	146	23	340	19,854	17,258
4	98	3,703	376	24	360	16,834	15,077
5	104	5,101	526	25	380	16,644	15,233
6	110	8,468	1,103	26	410	14,650	13,746
7	118	12,798	2,248	27	440	10,093	9,610
8	126	14,918	3,648	28	470	6,830	6,630
9	134	16,701	4,889	29	500	4,540	4,419
10	142	16,943	5,985	30	530	13,894	13,567
11	150	19,481	7,930				
12	160	20,795	9,493				
13	170	20,126	10,284				
14	180	19,700	11,116				
15	190	19,419	11,602				
16	200	28,763	17,945				
17	220	36,954	23,684				
18	240	35,412	23,529				
19	260	33,455	23,189				
20	280	30,013	22,062				

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第169表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(金額 単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計件数	627,608	673,541	719,782	1,133,492	1,203,088
合計金額	183,793,678	198,440,595	218,797,327	236,472,438	256,834,031
退職共済年金件数	45,320	87,019	128,896	248,065	314,128
退職共済年金金額	14,521,361	28,301,470	43,588,150	57,262,548	72,836,138
障害共済年金件数	514	1,195	1,905	3,660	4,383
障害共済年金金額	158,542	345,553	529,755	643,971	772,855
遺族共済年金件数	12,378	23,825	35,242	69,659	89,075
遺族共済年金金額	2,801,672	5,095,089	7,791,929	10,688,808	13,937,722
退職年金件数	310,808	306,068	302,145	443,688	435,457
退職年金金額	122,884,823	121,460,064	123,065,920	123,785,006	124,893,158
減額退職年金件数	24,239	24,781	25,304	38,100	37,975
減額退職年金金額	7,401,185	7,600,455	7,954,259	8,209,048	8,416,462
通算退職年金件数	121,503	119,355	116,926	170,092	165,438
通算退職年金金額	13,601,444	13,334,370	13,380,270	13,340,598	13,288,507
障害年金件数	11,239	11,272	11,190	16,336	15,868
障害年金金額	3,846,234	3,971,618	3,950,895	3,947,615	3,919,029
遺族年金件数	89,887	88,457	86,811	127,305	124,585
遺族年金金額	17,857,260	17,622,467	17,811,904	17,873,496	18,025,825
通算遺族年金件数	11,634	11,467	11,283	16,483	16,079
通算遺族年金金額	660,376	652,056	656,754	657,036	660,368
脱退一時金件数	19	12	15	8	14
脱退一時金金額	17,327	12,642	19,455	8,062	23,363
退職一時金件数	9	24	16	18	19
退職一時金金額	130	648	471	253	665
障害一時金件数	3	1	3	3	4
障害一時金金額	2,570	1,560	3,286	5,468	3,566
遺族一時金件数	0	0	0	0	0
遺族一時金金額	0	0	0	0	0
返還一時金件数	15	15	9	15	8
返還一時金金額	13,567	9,135	7,183	16,552	8,719
死亡一時金件数	32	39	26	51	39
死亡一時金金額	15,451	15,257	15,098	17,542	13,099
特例死亡一時金件数	8	11	11	9	16
特例死亡一時金金額	11,736	18,213	21,998	16,435	34,554

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第170表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計 人 員	14,897	16,998	16,482	15,446	15,705
金 額	17,054,343	19,953,702	18,272,984	17,953,924	19,519,739
退職共済年金 人 員	9,312	11,229	11,093	11,345	11,703
金 額	12,697,615	15,274,759	14,146,017	14,244,868	15,701,216
障害共済年金 人 員	214	223	261	247	216
金 額	232,118	233,756	256,334	233,842	211,029
遺族共済年金 人 員	3,046	2,935	3,119	3,358	3,536
金 額	2,697,494	2,477,807	2,795,589	3,079,223	3,335,266
退職年金 人 員	75	62	34	29	28
金 額	108,556	86,883	54,457	43,447	43,340
減額退職年金 人 員	220	186	144	70	79
金 額	276,411	225,583	184,759	91,413	100,325
通算退職年金 人 員	1,772	2,174	1,687	287	63
金 額	699,066	813,448	648,911	101,651	18,418
障害年金 人 員	226	164	130	96	72
金 額	329,696	230,449	183,659	154,200	109,078
遺族年金 人 員	13	11	4	5	1
金 額	10,379	8,259	2,122	3,881	315
通算遺族年金 人 員	19	14	10	9	7
金 額	3,008	2,758	1,137	1,399	753

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計 人 員	172,061	183,053	193,899	204,739	215,888
金 額	204,597,242	219,251,681	239,829,036	257,825,815	278,022,073
退職共済年金 人 員	14,812	25,814	36,583	47,479	58,611
金 額	19,534,850	34,586,823	49,257,161	63,878,809	79,193,731
障害共済年金 人 員	256	449	686	875	1,047
金 額	277,897	479,890	713,546	905,054	1,094,127
遺族共済年金 人 員	4,557	7,403	10,387	13,580	16,912
金 額	4,134,269	6,565,544	9,598,667	12,780,160	16,336,926
退職年金 人 員	86,229	84,377	82,501	80,534	78,437
金 額	135,844,851	133,374,706	135,140,606	135,016,381	135,695,827
減額退職年金 人 員	6,324	6,452	6,526	6,521	6,533
金 額	7,849,120	8,010,079	8,391,043	8,571,312	8,832,325
通算退職年金 人 員	31,261	30,270	29,387	28,417	27,485
金 額	13,948,845	13,442,228	13,495,805	13,319,420	13,260,792
障害年金 人 員	3,223	3,246	3,205	3,161	3,093
金 額	4,237,532	4,286,358	4,365,404	4,414,743	4,424,318
遺族年金 人 員	22,505	22,188	21,814	21,411	21,061
金 額	18,117,716	17,864,189	18,212,052	18,283,378	18,520,164
通算遺族年金 人 員	2,894	2,854	2,810	2,761	2,709
金 額	652,163	641,863	654,752	656,557	663,863

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第171表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り金額

(単位 円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
《年 金》					
新規裁定	1,144,817	1,138,587	1,108,663	1,162,367	1,242,900
退職共済年金	1,363,576	1,360,296	1,275,220	1,255,608	1,341,640
障害共済年金	1,084,661	1,048,234	982,121	946,728	976,988
遺族共済年金	885,586	844,227	896,309	916,981	943,231
退職年金	1,447,409	1,401,342	1,601,676	1,498,172	1,547,843
減額退職年金	1,256,415	1,212,812	1,283,048	1,305,903	1,269,930
通算退職年金	394,507	374,171	384,654	354,184	292,346
障害年金	1,458,833	1,405,178	1,412,762	1,606,254	1,514,965
遺族年金	798,369	750,782	530,550	776,160	315,300
通算遺族年金	158,326	196,993	113,740	155,489	107,500
年度末現在	1,189,097	1,197,750	1,236,876	1,259,290	1,287,807
退職共済年金	1,318,853	1,339,847	1,346,449	1,345,412	1,351,175
障害共済年金	1,085,535	1,068,798	1,040,154	1,034,347	1,045,012
遺族共済年金	907,235	886,876	924,104	941,102	965,996
退職年金	1,575,396	1,580,700	1,638,048	1,676,514	1,729,998
減額退職年金	1,241,164	1,241,488	1,285,786	1,314,417	1,351,955
通算退職年金	446,206	444,078	459,244	468,713	482,474
障害年金	1,314,779	1,320,505	1,362,060	1,396,629	1,430,429
遺族年金	805,053	805,128	834,879	853,925	879,358
通算遺族年金	225,350	224,899	233,008	237,797	245,058
《一 時 金》					
退職一時金	14,483	26,987	29,411	14,081	35,021
脱退一時金	911,963	1,053,500	1,297,007	1,007,713	1,668,807
障害一時金	856,583	1,560,000	1,095,233	1,822,700	891,450
遺族一時金	—	—	—	—	—
返還一時金	904,442	608,987	798,156	1,103,460	1,089,900
死亡一時金	482,857	391,208	580,708	343,961	335,868
特例死亡一時金	1,466,975	1,655,709	1,999,818	1,826,111	2,159,625

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第172表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
収 入	326,116,247	358,128,014	334,698,113	393,770,016	421,304,634
掛 金 収 入	170,033,872	174,180,814	179,089,469	224,400,046	238,680,663
国 庫 補 助 金	33,761,274	65,177,049	36,695,882	37,751,502	40,090,166
基 礎 年 金 交 付 金	33,597,119	29,065,878	26,864,654	38,125,747	45,248,173
運 用 収 入	79,266,230	80,301,925	83,576,803	86,198,982	89,803,761
助 成 金	4,620,000	2,890,000	2,950,000	4,220,000	4,620,000
給 付 金 返 還 金	883,736	376,412	351,685	438,236	539,745
事 業 外 収 入	5,773,852	6,134,519	5,169,439	2,635,265	2,321,674
そ の 他 の 収 入	164	1,417	181	238	453
支 出	326,116,247	358,128,014	334,698,113	393,770,016	421,304,634
退 職 給 付 金	158,439,837	170,718,783	188,015,708	202,622,067	219,467,014
障 害 給 付 金	4,007,346	4,318,730	4,483,936	4,597,054	4,695,450
遺 族 給 付 金	21,346,495	23,403,081	26,297,683	29,253,317	32,671,567
基 礎 年 金 拠 出 金	63,620,645	67,446,877	67,276,032	71,249,460	77,109,412
調 整 拠 出 金	—	—	—	1,311,265	1,599,923
償 却 費	251	251	91	62	62
事 業 外 支 出	383,119	459,886	386,256	295,516	305,448
業 務 経 理 へ 繰 入 金	1,939,958	2,103,871	2,135,541	2,235,605	2,402,973
当 期 利 益 金	76,378,596	89,676,535	46,102,866	82,205,670	83,052,785
年 度 末 現 在 給 付 準 備 金	1,258,287,971	1,347,964,505	1,394,067,371	1,476,273,041	1,559,325,826

(注) 1 事業外収入には給付金返還金と雑収入を含まない。
2 「その他の収入」とは、雑収入と受取延滞金をいう。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第173表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
収 入	2,389,278	2,518,423	2,670,067	2,830,063	3,009,206
事 務 費 国 庫 補 助 金	327,255	337,179	386,706	463,828	475,494
給 付 経 理 より 繰 入 金	1,932,014	2,061,622	2,130,540	2,231,659	2,400,389
受 取 利 息	76,463	65,970	97,627	79,458	78,838
資 産 見 返 繰 入 金 戻 入	42,844	42,515	43,538	43,206	42,441
雑 収 入	10,702	11,137	11,656	11,912	12,043
支 出	2,389,278	2,518,423	2,670,067	2,830,063	3,009,206
人 件 費	1,286,634	1,338,558	1,386,598	1,471,840	1,587,346
事 務 費	1,052,319	1,137,182	1,240,099	1,315,017	1,379,418
償 却 費	41,377	42,116	43,205	42,423	42,328
固 定 資 産 処 分 損	1,468	398	334	783	113
当 期 剰 余 金 (不 足 金)	7,480	169	△169	0	0

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

11 船員保険

第174表 船員保険適用状況

年度末現在

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
《船舶所有者数》					
普 通 保 険	9,230	9,132	9,877	9,600	9,305
漁 船	4,040	3,995	4,655	4,441	4,209
そ の 他	5,222	5,164	5,243	5,181	5,117
失 業 保 険	6,440	6,289	6,240	6,125	5,971
《被保険者数》					
普 通 保 険					
強 制 適 用	146,549	138,429	132,205	126,724	120,634
漁 船	73,503	69,392	64,237	58,786	53,140
そ の 他	73,046	69,037	67,968	67,938	67,494
任 意 継 続 適 用	15,857	14,145	11,416	10,184	10,011
失 業 保 険	116,696	109,836	106,018	102,945	99,395
《被扶養者数》	343,795	314,721	297,287	272,349	256,669
(被保険者1人当り被扶養者数)	2.12	2.06	2.07	1.99	1.97
《平均標準報酬月額》					
普 通 保 険					
強 制 適 用	290,405	291,752	304,955	323,582	339,888
漁 船	258,004	257,422	267,167	283,128	290,712
そ の 他	323,008	326,259	340,669	358,586	378,885
任 意 継 続 適 用	259,722	257,845	264,296	268,818	281,833
失 業 保 険	308,616	311,471	324,430	343,582	359,995

(注) 船舶所有者数の漁船、その他は延数である。

資料：社会保険庁調

第175表 船員保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成4年3月末現在

標準報酬		普通保険(強制適用)			失業保険
等級	月額	合計	漁船	その他	
総数	(千円)	120,634	53,140	67,494	99,395
第1級	68	114	114	—	2
2	72	30	28	2	2
3	76	37	36	1	1
4	80	146	144	2	14
5	86	135	135	—	51
6	92	160	148	12	76
7	98	342	327	15	105
8	104	489	478	11	180
9	110	613	601	12	152
10	118	525	505	20	166
11	126	545	509	36	179
12	134	757	639	118	249
13	142	626	541	85	225
14	150	1,206	966	240	530
15	160	1,422	1,199	223	690
16	170	1,247	974	273	504
17	180	2,048	1,411	637	1,151
18	190	1,963	1,308	655	1,228
19	200	3,786	2,498	1,288	2,283
20	220	4,753	2,983	1,770	3,213
21	240	6,282	4,093	2,189	4,512
22	260	7,841	4,681	3,160	6,011
23	280	9,447	4,895	4,552	7,781
24	300	10,163	5,172	4,991	8,461
25	320	9,057	4,269	4,788	7,834
26	340	7,535	2,384	5,151	6,953
27	360	7,140	1,843	5,297	6,671
28	380	8,212	2,143	6,069	7,684
29	410	8,391	2,092	6,299	7,923
30	440	6,415	1,493	4,922	6,120
31	470	4,655	1,080	3,575	4,448
32	500	3,601	806	2,795	3,441
33	530	2,644	586	2,058	2,564
34	560	1,894	479	1,415	1,826
35	590	1,444	337	1,107	1,396
36	620	1,114	224	890	1,051
37	650	889	204	685	845
38	680	580	152	428	569
39	710	2,386	663	1,723	2,304

資料：社会保険庁調

第176表 船員保険疾病部門給付決定状況

(金額 単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	3,436,801	3,233,980	3,038,800	2,851,029	2,767,480
被保険者分	59,162,007	55,468,598	52,846,145	51,263,232	50,206,928
診療費	1,143,375	1,082,273	1,034,662	991,881	975,839
薬剤の支給	35,039,357	32,662,846	31,246,040	30,272,238	29,676,435
療養費	974,049	922,794	880,741	844,310	819,651
高額療養費	3,564,453	3,267,891	3,022,434	2,823,883	2,257,572
看護費	23,177,784	21,696,865	20,901,873	20,224,190	17,313,393
移送費	77,639	74,684	74,376	72,868	73,238
傷病手当金	132,964	125,970	121,921	117,843	116,978
葬祭料	454,870	426,424	447,691	432,913	448,777
分娩費	29,578	28,689	28,491	28,233	26,773
出産手当金	410,333	364,173	415,910	457,408	422,124
育児手当金	1,311	1,086	1,172	1,068	1,061
被扶養者分	54,348	44,175	51,814	44,385	48,613
診療費	133	112	152	134	121
薬剤の支給	2,492	2,108	2,492	3,079	2,741
療養費	10,653	8,997	14,217	12,466	11,305
高額療養費	228	202	148	163	165
看護費	65,694	64,099	46,031	101,122	81,487
移送費	(18,120)	(16,995)	(15,697)	(14,228)	(12,476)
傷病手当金	59,695	54,085	48,967	44,498	40,208
葬祭料	(504,742)	(480,158)	(439,070)	(402,883)	(358,128)
分娩費	1,738,310	1,585,796	1,433,126	1,315,385	1,200,353
出産手当金	(3,942,564)	(3,850,370)	(3,632,432)	(3,471,715)	(3,252,266)
育児手当金	10,466,216	9,726,011	9,044,238	8,669,797	8,314,953
被扶養者分	(194)	(134)	(149)	(160)	(108)
診療費	704	600	595	572	605
薬剤の支給	(106,243)	(75,523)	(81,831)	(89,973)	(66,340)
療養費	387,097	327,906	320,092	321,585	359,616
高額療養費	11	7	7	10	8
看護費	2,200	1,400	1,400	2,000	1,600
移送費	16	8	7	15	8
傷病手当金	1,359	738	905	1,896	1,093
育児手当金	4,138	2,784	2,762	6,351	3,380
被扶養者分	11	6	6	10	6
診療費	22	12	12	20	12
薬剤の支給	2,293,147	2,151,468	2,003,932	1,856,952	1,791,366
療養費	23,643,127	22,783,132	21,584,151	20,971,078	20,507,653
高額療養費	2,065,630	1,932,974	1,790,886	1,652,118	1,301,824
看護費	5,606,184	5,171,073	4,737,042	4,313,487	3,338,678
移送費	21,301,256	20,161,657	19,069,983	18,541,640	15,649,862
傷病手当金	166,617	162,556	158,593	153,898	155,538
葬祭料	296,991	287,754	276,337	264,050	265,385
分娩費	459,459	463,437	481,087	471,538	521,289
出産手当金	42,325	38,611	38,583	38,149	36,774
育児手当金	203,604	187,876	200,118	196,656	190,537
被扶養者分	7,683	7,469	7,053	6,747	6,137
診療費	405,772	381,094	353,549	345,030	316,327
薬剤の支給	103	141	114	90	113
療養費	2,243	3,211	2,775	1,950	2,943
高額療養費	7,768	11,149	9,558	7,057	9,564
看護費	10	10	7	5	6
移送費	608	406	224	102	454
傷病手当金	1,984	1,887	1,806	1,728	1,730
葬祭料	827,409	779,179	768,595	775,892	822,930
分娩費	4,440	3,953	3,471	3,135	2,816
出産手当金	888,000	790,600	694,200	627,000	563,200
育児手当金	4,355	3,867	3,419	3,082	2,765
被扶養者分	8,710	7,734	6,838	6,164	5,530
診療費	279	239	206	196	275
薬剤の支給	26,064	22,620	15,953	19,915	22,841

(注) 1 () 内の数字は職務上を示す。(再掲)

2 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

第177表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
被 保 険 者 分					
件数	974,049	922,794	880,741	844,310	839,646
日数	3,564,453	3,267,891	3,022,434	2,823,883	2,689,454
金額	23,177,784	21,696,865	20,901,873	20,224,190	19,984,567
一 般 診 療 件 数	791,152	748,444	715,012	685,256	679,651
日数	3,022,627	2,761,318	2,549,471	2,370,922	2,257,572
金額	20,057,721	18,754,315	18,087,400	17,445,216	17,313,393
入 院 件 数	52,659	48,453	45,373	42,240	39,807
日数	1,011,299	918,457	839,195	776,034	717,518
金額	11,610,737	10,713,306	10,210,428	9,760,494	9,473,974
入 院 外 件 数	738,493	699,991	669,639	643,016	639,844
日数	2,011,328	1,842,861	1,710,276	1,594,888	1,540,054
金額	8,446,983	8,041,009	7,876,972	7,684,722	7,839,419
歯 科 診 療 件 数	182,897	174,350	165,729	159,054	153,995
日数	541,826	506,573	472,963	452,961	431,882
金額	3,120,064	2,942,550	2,814,473	2,778,974	2,671,174
被 扶 養 者 分					
件数	2,065,630	1,932,974	1,790,886	1,652,118	1,585,487
日数	5,606,184	5,171,073	4,737,042	4,313,487	4,081,204
金額	21,301,256	29,161,657	19,069,983	18,541,640	18,077,823
一 般 診 療 件 数	1,704,577	1,589,252	1,473,116	1,353,796	1,301,824
日数	4,611,383	4,234,045	3,884,093	3,525,396	3,338,678
金額	18,241,165	17,240,587	16,383,479	16,001,461	15,649,862
入 院 件 数	45,105	41,901	39,183	36,340	34,230
日数	730,098	679,132	623,458	584,272	538,039
金額	8,525,847	7,896,517	7,336,133	7,251,550	6,828,807
入 院 外 件 数	1,659,472	1,547,351	1,433,933	1,317,456	1,267,594
日数	3,881,285	3,554,913	3,260,635	2,941,124	2,800,639
金額	9,715,318	9,344,070	9,047,347	8,749,911	8,821,055
歯 科 診 療 件 数	361,053	343,722	317,770	298,322	283,663
日数	994,801	937,028	852,949	788,091	742,526
金額	3,060,091	2,921,069	2,686,503	2,540,179	2,427,961

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

第178表 船員保険疾病部門給付率

(金額 単位 円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
《被保険者分》					
診 療 費	136,770	137,005	140,915	143,720	148,650
1,000人当件数	5,748	5,827	5,938	6,000	6,201
診療1件当日数	3.7	3.5	3.4	3.3	3.2
診療1件当金額	23,795	23,512	23,732	23,954	23,972
一 般 診 療	118,358	118,425	121,940	123,972	128,781
1,000人当件数	4,668	4,726	4,820	4,870	5,055
診療1件当日数	3.8	3.7	3.6	3.5	3.3
診療1件当金額	25,353	25,058	25,297	25,458	25,474
入 院	68,514	67,649	68,836	69,362	70,470
1,000人当件数	311	306	306	300	296
診療1件当日数	19.2	19.0	18.5	18.4	18.0
診療1件当金額	220,489	221,107	225,033	231,072	237,998
入 院 外	49,845	50,775	53,104	54,610	58,311
1,000人当件数	4,358	4,420	4,515	4,570	4,759
診療1件当日数	2.7	2.6	2.6	2.5	2.4
診療1件当金額	11,438	11,487	11,763	11,951	12,252
歯 科 診 療	18,411	18,581	18,974	19,748	19,869
1,000人当件数	1,079	1,101	1,117	1,130	1,145
診療1件当日数	3.0	2.9	2.9	2.9	2.8
診療1件当金額	17,059	16,877	16,982	17,472	17,346
看 護 費	15	13	17	22	20
1日当金額	4,275	4,268	5,705	4,049	4,124
傷 病 手 当 金	352	342	330	316	299
1人当日数	10.2	10.0	9.7	9.3	8.9
1件当金額	175,328	179,828	184,701	194,836	206,798
葬 祭 料	4	4	4	4	4
1,000人当件数	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
分 娩 費	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
1,000人当件数	258,625	348,000	394,571	423,400	422,562
出 産 手 当 金					
1件当金額					
《被扶養者分》					
診 療 費	125,696	127,311	128,565	131,764	134,467
1,000人当件数	12,189	12,206	12,074	11,741	11,793
診療1件当日数	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6
診療1件当金額	10,312	10,430	10,648	11,223	11,402
一 般 診 療	107,639	108,866	110,453	113,712	116,407
1,000人当件数	10,059	10,035	9,931	9,621	9,683
診療1件当日数	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6
診療1件当金額	10,701	10,848	11,122	11,820	12,021
入 院	50,310	49,863	49,458	51,532	50,794
1,000人当件数	266	265	264	258	255
診療1件当日数	16.2	16.2	15.9	16.1	15.7
診療1件当金額	189,022	188,457	187,227	199,547	199,498
入 院 外	57,329	59,003	60,995	62,180	65,613
1,000人当件数	9,792	9,771	9,667	9,362	9,429
診療1件当日数	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
診療1件当金額	5,854	6,039	6,309	6,642	6,959
歯 科 診 療	18,057	18,445	18,112	18,051	18,060
1,000人当件数	2,131	2,170	2,142	2,120	2,110
診療1件当日数	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6
診療1件当金額	8,475	8,498	8,454	8,515	8,559
看 護 費	13	20	19	14	22
1日当金額	3,463	3,472	3,444	3,619	3,250
家 族 葬 祭 料	12	12	12	12	13
1,000人当件数	26	25	23	22	21
配 偶 者 分 娩 費					
1,000人当件数					

(注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当り件数」及び「1000人当り日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。

2 平成元年度以降の「診療費」は、老人保健対象者を含まない数値で割って計算しているが、「その外の給付」については、老人保健対象者を含む数値で割って計算している。

3 平成3年度の平均被保険者数は、老人保健対象者を含まなければ134,441人、含めれば134,613人である。

資料：社会保険庁調

第179表 船員保険年金部門(職務上)年金受給権者状況

(i) 新規裁定分 (金額 単位 千円)

区	分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
合	計人員	188	186	233	228	149
	金額	330,545	316,535	387,911	384,550	258,886
障害	年金人員	33	58	57	71	42
	金額	57,428	99,139	102,900	117,703	74,148
遺族	年金人員	155	128	176	157	107
	金額	273,117	217,396	285,011	266,847	184,738

(ii) 年度末現在 (金額 単位 千円)

区	分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
合	計人員	229	411	633	851	991
	金額	397,709	708,806	1,091,519	1,478,541	1,778,556
障害	年金人員	47	104	157	224	264
	金額	81,851	182,322	282,648	399,371	489,192
遺族	年金人員	182	307	476	627	727
	金額	315,858	526,484	808,871	1,079,170	1,289,364

資料：社会保険庁調

第180表 船員保険年金部門(職務上)一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区	分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
合	計件数	444	520	511	443	358
	金額	1,173,594	1,321,530	1,378,362	1,306,325	976,379
障害	手当件数	417	501	487	412	341
	金額	962,312	1,185,783	1,171,506	1,063,163	839,722
遺族	一時金件数	24	17	24	29	14
	金額	193,040	123,696	206,856	235,440	121,464
その他	の一時金件数	3	2	—	2	3
	金額	18,242	12,051	—	7,722	15,193

資料：社会保険庁調

第181表 船員保険年金部門(職務上)1人当り金額

(i) 年金 (金額 単位 円)

区	分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
新規	裁定分	1,758,218	1,701,800	1,664,853	1,686,624	1,737,488
障害	年金	1,740,248	1,709,297	1,805,256	1,657,800	1,765,424
遺族	年金	1,762,044	1,698,403	1,619,381	1,699,656	1,726,522
年度	末現在	1,736,719	1,724,589	1,724,358	1,737,415	1,786,422
障害	年金	1,741,494	1,753,094	1,800,308	1,782,906	1,842,060
遺族	年金	1,735,486	1,714,933	1,699,308	1,721,164	1,766,502

(ii) 一時金 (金額 単位 円)

区	分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
障害	手当金	2,307,702	2,366,833	2,405,556	2,580,492	2,462,527
遺族	一時金	8,043,320	7,276,235	8,619,000	8,118,621	8,676,000
その他	の一時金	6,080,660	6,025,353	—	3,861,000	5,064,272

資料：社会保険庁調

第182表 船員保険失業部門給付決定状況

(金額 単位 千円)

区	分	昭和62年度(1987)	63(1988)	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)
合	計件数	109,019	105,550	69,167	50,471	49,432
	金額	15,594,561	14,727,343	9,356,277	7,170,382	7,575,620
失業	保険金件数	98,340	91,212	58,443	44,182	43,400
	日数	2,387,371	2,212,027	1,391,956	1,051,861	1,031,623
	金額	14,679,921	13,534,622	8,460,270	6,444,962	6,713,824
傷病	給付金件数	483	405	426	286	305
	日数	11,636	10,844	10,975	7,576	8,119
	金額	70,127	71,413	64,911	47,275	53,688
技能	習得手当件数	7,327	10,251	7,381	3,808	3,392
	日数	147,151	196,243	137,644	73,142	65,900
	金額	86,819	115,783	81,210	43,154	38,881
通所	手当件数	5,861	8,666	6,088	3,011	2,613
	月数	6,012	8,833	7,747	3,419	2,874
	金額	52,982	78,807	53,809	29,007	26,248
寄宿	手当件数	602	728	712	373	285
	日数	19,354	21,606	19,557	10,859	8,655
	金額	6,154	7,021	6,222	3,496	2,821
再就	職手当件数	1,781	2,420	1,834	1,443	1,650
	日数	89,910	113,180	85,470	68,204	79,416
	金額	478,439	672,889	506,618	406,317	504,301
高齢	求職者給付金件数	486	534	371	379	400
	日数	44,177	49,125	34,339	36,507	39,969
	金額	220,119	246,807	183,237	196,171	235,863
移転	に要する費用件数	536	468	386	217	239
	金額	25,008	20,786	17,886	10,425	14,559
失業	保険金 月末受給者数(年間平均)	6,551	6,160	4,001	3,090	3,021
	1,000人当り失業者数	54	54	37	29	30
	1件当り日数	24.3	24.3	23.8	23.8	23.8
	1日当り金額	6,149	6,119	6,078	6,127	6,058
傷病	給付金 1件当り金額	149,277	148,386	144,761	145,873	154,698
	1件当り日数	24.1	26.8	25.8	26.5	26.6
	1日当り金額	6,027	6,585	5,914	6,240	6,613
受講	手当 1件当り金額	145,191	176,327	152,372	165,298	176,026
	1件当り日数	20.1	19.1	18.7	19.2	19.4
	1日当り金額	590	590	590	590	590
寄宿	手当 1件当り金額	11,849	11,295	11,003	11,332	11,463
	1件当り日数	32.1	29.7	27.5	29.1	30.4
	1日当り金額	318	325	318	322	326
	1件当り金額	10,223	9,644	8,739	9,371	9,898

(注) 1 通所手当の件数は、受講手当の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まない。

2 移転に要する費用は合計には含まない。

資料：社会保険庁調

第183表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
収 入	115,272,344	115,191,438	108,347,277	110,488,467	113,840,100
保 険 料	103,540,830	96,923,374	95,746,334	98,165,682	100,720,656
疾 病 給 付	74,369,202	69,433,230	68,038,953	69,114,338	66,554,679
年 金 給 付	11,997,638	10,961,203	11,345,219	12,499,229	17,421,604
失 業 給 付	8,989,993	8,901,633	8,868,953	9,005,586	9,103,455
福 祉 施 設	7,529,227	7,017,082	6,893,736	6,594,611	6,653,249
業 務 取 扱 費	654,770	610,226	599,473	951,918	987,669
利 子	2,405,539	1,795,549	2,285,856	2,501,509	2,934,622
国 庫 負 担 金	7,750,117	15,476,824	9,225,699	5,721,855	5,966,909
疾 病 給 付	2,700,000	2,700,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
年 金 給 付	56,465	7,391,655	46,771	40,912	42,898
失 業 給 付	3,630,325	4,037,420	4,843,227	1,330,333	1,571,243
業 務 取 扱 費	1,363,327	1,347,749	1,335,701	1,350,610	1,352,768
厚年特会業務勘定より受入	—	—	—	1,633,991	2,464,238
積立金より受入	—	—	289,137	—	—
雑 収 入	733,101	827,721	800,251	1,136,610	794,910
前年度より繰越	842,757	167,970	—	1,328,820	958,765
支 出	119,332,622	115,294,163	107,799,298	101,553,512	99,747,525
保 険 給 付 費	76,610,049	72,721,676	64,858,351	61,306,946	60,365,039
疾 病 給 付	59,522,254	56,010,360	53,325,459	51,652,324	50,467,682
年 金 給 付	1,433,989	1,930,919	2,139,604	2,445,586	2,318,071
失 業 給 付	15,653,806	14,780,397	9,393,288	7,209,036	7,579,286
老人保健拠出金	15,100,140	15,056,441	15,540,789	14,552,065	13,862,135
退職者給付拠出金	2,486,107	2,560,331	2,585,967	2,148,955	1,721,520
福 祉 施 設 費	7,991,993	7,858,629	7,541,536	6,849,024	6,583,678
業 務 取 扱 費	2,602,906	2,652,795	2,662,350	2,740,419	2,750,190
諸 支 出 金	14,500,342	14,442,605	14,609,513	13,955,760	14,464,963
年金福祉事業団出資	—	—	—	—	—
厚生保険特別会計児童手当勘定へ繰入	41,085	1,686	792	343	46
収 入 支 出 差 引	△4,060,278	△102,725	547,979	8,934,955	14,092,575
翌年度へ繰越	167,970	—	1,328,820	958,764	761,725
積立金へ繰入	—	—	—	7,976,191	13,330,850
積立金から補足	△4,228,248	△102,725	△780,841	—	—
年度末現在積立金	62,753,049	62,650,324	61,580,346	69,556,537	82,887,387

資料：社会保険庁調

第184表 船員保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
徴 収 決 定 額	113,076,440	105,247,695	103,130,898	104,219,736	105,745,999
現 年 度 分	103,064,460	96,666,251	95,655,380	98,365,110	100,875,922
前年度からの繰越額	10,011,980	8,581,444	7,475,518	5,854,626	4,870,077
収 納 済 額	103,540,830	96,923,374	95,746,334	98,165,682	100,720,656
不 納 欠 損 額	952,369	847,887	1,528,455	1,174,767	718,486
収 納 未 済 額	8,583,241	7,476,433	5,856,109	4,879,288	4,306,857
収 納 率 (%)	91.6	92.1	92.8	94.2	95.2

資料：社会保険庁調

12 雇用保険

第185表 雇用保険適用状況

(単位 所・人)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
《一般・高年齢及び短期雇用特例被保険者関係》					
適用事業所数 ^(注1)	1,571,733	1,637,182	1,698,185	1,757,084	1,805,299
新規加入	103,575	116,358	109,705	106,261	101,598
廃止・脱退	56,574	53,382	52,286	50,952	57,130
被保険者数 ^(注2)	28,633,586	29,487,166	30,444,353	31,397,790	32,254,447
資格取得者数 ^(注2)	497,962	513,694	535,014	550,800	550,771
資格喪失者数 ^(注2)	428,244	441,783	453,946	470,942	478,410
《日雇労働被保険者関係》					
被保険者数 ^(注1)・3)	125,991	108,141	94,867	84,793	79,803

(注) 1) 適用事業所数、被保険者数は年度末現在。

2) 年度平均を示す。

3) 日雇労働被保険者手帳交付数より推計した。

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第186表 雇用保険適用状況(一般・高年齢及び短期雇用特例)(産業・規模別)

平成4年3月末現在 (単位 所・人)

区 分	総 数	4人以下	5～29人	30～99人	100～499人	500人以上
《事業所数》						
合 計	1,805,299	985,414	645,304	125,016	43,122	6,443
農 業	8,147	5,625	2,262	228	32	0
林 業	3,822	2,557	1,080	178	7	0
漁 業	2,874	2,052	727	78	14	3
鉱 業	4,878	2,037	2,391	367	73	10
建設業	277,864	165,323	99,721	10,349	2,170	301
製造業	434,880	205,978	169,349	41,799	15,087	2,667
電気・ガス・熱供給・水道業	1,761	733	540	209	191	88
運輸・通信業	69,074	20,602	32,857	11,093	3,915	607
卸売・小売業・飲食店	450,638	266,810	148,360	25,505	8,747	1,216
金融・保険・不動産業	54,810	28,900	17,147	5,945	2,312	506
サービス業	483,379	276,932	166,741	28,377	10,306	1,023
公務 務 類	12,554	7,493	3,925	857	258	21
分 類 不 能	618	372	204	31	10	1
《被保険者数》						
合 計	32,254,447	1,855,287	7,202,071	6,453,065	8,373,399	8,370,625
農 業	47,897	7,480	23,770	11,214	5,433	0
林 業	24,172	2,906	12,064	8,293	909	0
漁 業	18,937	2,286	8,055	3,617	2,401	2,578
鉱 業	73,426	3,886	28,186	17,473	13,740	10,141
建設業	2,551,240	284,560	1,038,465	503,526	404,463	320,226
製造業	11,095,531	403,313	1,991,921	2,176,536	2,977,450	3,546,311
電気・ガス・熱供給・水道業	225,688	1,370	6,656	12,220	42,037	163,405
運輸・通信業	2,833,017	42,556	426,825	577,074	745,582	1,040,980
卸売・小売業・飲食店	6,619,018	496,464	1,610,167	1,308,644	1,705,381	1,498,362
金融・保険・不動産業	1,853,406	50,399	224,158	306,547	481,633	790,669
サービス業	6,723,011	546,877	1,783,446	1,482,410	1,941,964	968,314
公務 務 類	181,829	12,412	45,969	43,958	50,371	29,119
分 類 不 能	7,275	778	2,389	1,553	2,035	520

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第187表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

区 分	平成2年度 (1990)			平成3年度 (1991)		
	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 月平均	給 付 額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 月平均	給 付 額 年度合計
失 業 給 付 計	—	—	968,692,423	—	—	1,047,714,698
I 一般求職者給付	—	—	704,370,851	—	—	768,940,860
基本手当	—	—	695,219,490	—	—	759,537,279
基本分	1,037,233	482,233	668,330,195	88,147	494,012	733,138,027
(うち短時間分)	551	103	—	7,171	2,306	—
個別延長給付	19,228	5,295	6,368,083	14,264	3,928	4,846,195
訓練延長給付	29,004	11,703	19,387,526	29,355	11,715	20,417,836
広域延長給付	0	0	0	0	0	0
特例訓練給付	1,167	598	1,133,686	979	550	1,135,221
技能習得手当	—	—	4,297,580	—	—	4,413,164
受講手当	34,210	18,658	2,540,824	34,420	19,066	2,593,715
特定職種受講手当	2,678	1,673	40,897	2,274	1,420	35,615
通所手当	31,586	17,286	1,715,859	31,989	17,729	1,783,834
寄宿手当	—	107	12,848	—	88	10,670
傷病手当	12,474	2,841	4,840,933	12,243	2,745	4,979,747
II 高年齢求職者給付	54,492	—	28,128,765	58,825	—	32,331,000
(うち短時間分)	31	—	—	362	—	—
III 短期雇用特例求職者給付	523,738	—	130,199,725	501,354	—	134,657,603
IV 就職促進給付	—	—	70,706,795	—	—	79,649,182
再就職手当	242,161	—	68,351,199	259,528	—	77,382,592
常用就職支度金	14,963	—	2,234,582	13,955	—	2,203,619
移 転 費	980	—	109,766	526	—	60,730
広域求職活動費	325	—	11,248	42	—	2,241
V 日雇求職者給付	—	—	35,286,287	—	—	2,136,053
普通給付	—	60,458	4,877,643	—	52,843	31,862,477
第 1 級	—	45,334	528,913	—	42,103	28,579,325
第 2 級	—	9,072	3,253,625	—	6,814	2,545,919
第 3 級	—	5,646	1,024,948	—	3,485	665,012
第 4 級	—	406	70,157	—	441	72,221
特 例 給 付	659	178	205,444	513	142	166,294

(注) 1 給付額は決算値である。ただし、V日雇求職者給付の普通給付、特別給付については、暫定数であり年度計と一致しない。

2 初回受給者数欄は、II高年齢求職者給付、III短期雇用特例求職者給付については支給人員数である。

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第188表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）

（単位 千円）

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
《保険料収入》					
徴収決定済額	1,487,257,759	1,618,430,521	1,755,877,034	1,906,949,942	2,082,293,180
収納済歳入額	1,464,514,125	1,599,980,832	1,738,786,661	1,890,943,569	2,063,286,806
不納欠損額	3,474,170	1,282,898	1,134,461	873,210	786,531
収納未済歳入額	19,269,463	17,166,790	15,955,911	15,133,162	18,219,842
収納率(%)	98.5	98.9	99.0	99.2	99.1
郵政事業特別会計より受入	2,156,345	2,026,311	1,819,966	1,681,934	1,541,163

資料：労働省職業安定局調

第189表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

（単位 千円）

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
収 入	1,876,652,524	1,980,755,046	2,106,804,160	2,307,028,964	2,551,407,986
徴収勘定より受入	1,477,843,509	1,597,700,809	1,740,160,583	1,898,795,304	2,066,924,589
一般会計より受入	297,510,000	252,424,669	222,132,816	232,546,530	250,033,538
運用取入	87,381,893	100,569,454	108,003,734	149,407,640	204,449,171
雇用安定資金より受入	—	—	—	—	—
雑取入	4,538,177	7,242,577	8,740,512	8,817,880	7,471,805
前年度繰越資金受入	9,378,943	22,817,537	27,766,514	17,461,609	22,528,883
支 出	1,604,861,896	1,600,044,001	1,624,243,371	1,509,109,777	1,558,672,566
失業給付費	1,191,997,702	1,041,036,757	980,354,723	968,692,423	1,047,714,699
業務取扱費	46,918,351	48,629,811	49,695,758	52,012,056	53,520,173
施設整備費	3,276,072	3,281,141	3,569,329	2,972,067	4,046,359
雇用安定等事業費	253,279,192	405,976,403	491,339,380	398,594,577	348,051,086
雇用促進事業団出資	93,221,223	84,672,059	81,716,112	67,840,885	64,674,814
徴収勘定へ繰入	16,169,355	16,447,830	17,568,069	18,997,767	19,733,659
雇用安定資金へ繰入	—	—	—	—	20,931,777
収支差引残	271,790,627	380,711,045	482,560,789	797,919,186	992,735,420

資料：決算書

13 労働者災害補償保険

第190表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在（単位 場、人）

区 分	昭和62年 (1986)	63 (1987)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
適用事業場数	2,176,827	2,270,467	2,342,024	2,421,318	2,491,801
新規加入	284,576	309,933	371,527	315,951	304,480
消 減	218,054	216,273	299,990	236,657	233,997
適用労働者数	38,799,735	39,724,637	41,249,304	43,222,324	44,469,300
新規加入	6,127,492	5,586,074	8,854,746	7,094,210	7,459,155
消 減	4,024,732	4,661,172	7,330,079	5,121,190	6,212,179

《業種別》

年度末現在（単位 場、人）

区 分	昭和62年 (1986)	63 (1987)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
全 業 種	2,176,827 (38,799,735)	2,270,467 (39,724,637)	2,342,024 (41,249,304)	2,421,318 (43,222,324)	2,491,801 (44,469,300)
林 業	32,631 (164,403)	32,300 (159,995)	31,092 (156,512)	30,416 (153,600)	29,705 (146,023)
漁 業	7,184 (44,046)	6,997 (50,994)	6,904 (57,179)	6,855 (58,114)	6,716 (57,511)
鉱 業	6,460 (66,522)	6,431 (60,460)	6,351 (56,321)	6,314 (52,438)	6,245 (50,300)
建設事業	570,737 (5,098,911)	594,681 (5,345,562)	603,231 (5,545,040)	622,043 (5,837,942)	635,196 (5,837,428)
製造業	515,790 (10,928,411)	526,501 (10,938,655)	537,347 (11,190,742)	548,075 (11,522,541)	556,543 (11,744,379)
運輸業	58,077 (2,007,186)	60,191 (2,061,191)	62,502 (2,121,489)	64,988 (2,178,205)	67,198 (2,251,408)
電気、ガス、 水道又は熱供 給の事業	1,786 (180,513)	1,825 (181,021)	1,868 (178,572)	1,911 (161,361)	1,929 (167,000)
その他の事業	984,162 (20,309,743)	1,041,561 (20,926,759)	1,092,729 (21,943,449)	1,140,716 (23,258,123)	1,188,269 (24,215,251)

(注) ()は適用労働者数。

資料：労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

第191表 労働者災害補償保険給付支払状況

(単位 件、日、千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計 件 数	5,364,925	5,291,420	5,292,359	5,166,480	5,066,634
金 額	725,922,490	739,379,996	741,378,235	753,128,106	770,681,749
療 養 補 償 給 付 件 数	3,315,412	3,283,304	3,229,228	3,195,011	3,120,529
日 数	69,274,770	68,570,527	67,114,866	66,714,967	65,499,557
金 額	232,960,564	232,736,786	230,073,817	228,384,455	225,960,463
休 業 補 償 給 付 件 数	942,619	909,762	879,334	844,827	819,439
日 数	28,856,610	27,895,299	27,104,719	26,219,144	25,634,482
金 額	133,496,028	132,240,834	132,824,488	134,197,091	137,776,497
障 害 補 償 一 時 金 件 数	44,256	43,181	40,759	38,716	37,108
金 額	63,788,184	63,802,473	62,625,199	61,983,427	62,486,470
遺 族 補 償 一 時 金 件 数	704	773	768	819	894
金 額	4,340,987	4,850,217	5,145,626	5,579,612	6,364,285
葬 祭 料 件 数	3,570	3,789	3,894	3,846	4,015
金 額	1,767,062	1,918,351	2,023,908	2,094,820	2,332,401
年 金 等 給 付 件 数	1,058,364	1,050,611	1,078,376	1,083,261	1,084,649
金 額	289,569,665	297,831,334	308,685,197	320,888,701	335,761,633
障 害 補 償 年 金 件 数	298,257	308,801	317,942	326,076	332,985
金 額	90,448,016	95,406,497	100,910,795	107,302,275	114,500,441
遺 族 補 償 年 金 件 数	324,208	333,460	342,884	352,238	360,717
金 額	115,796,256	119,590,586	125,721,226	133,114,151	141,845,917
傷 病 補 償 年 金 件 数	93,224	91,034	88,134	84,736	81,370
金 額	51,414,731	51,157,672	50,871,594	50,421,033	50,248,712
傷病補償年金に係る 療養補償給付 件 数	342,675	317,316	329,416	320,211	309,577
金 額	31,910,662	31,676,579	31,181,582	30,051,243	29,166,563

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には、前払一時金を含む。

資料：労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

第192表 労働者災害補償保険給付平均支払額

(単位 日、円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
1日当り療養補償給付	3,363	3,394	3,428	3,423	3,450
1日当り休業補償給付	4,626	4,741	4,900	5,118	5,375
1件当り療養日数	20.9	20.9	20.8	20.9	21.0
1件当り休業日数	30.6	30.7	30.8	31.0	31.3
1件当り障害補償一時金	1,441,345	1,477,559	1,536,475	1,600,977	1,683,908
1件当り遺族補償一時金	6,166,174	6,274,538	6,700,034	6,812,713	7,118,887
1件当り葬祭料	494,975	506,295	519,750	544,675	580,922
平均給付基礎日額	7,710	7,901	8,167	8,530	8,958
1日当り療養補償費の平均 給付基礎日額に対する比(%)	43.6	43.0	42.0	40.1	38.5

資料：労働省労働基準局労働災害補償業務室「労災保険事業月報」

第193表 労働保険保険料徴収状況(労災勘定)

(単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
徴収決定済額	1,131,114,208	1,223,460,644	1,409,510,667	1,535,922,919	1,651,298,758
収 納 済 額	1,103,932,507	1,198,256,368	1,388,016,325	1,515,077,761	1,628,323,361
不 納 欠 損 額	4,225,088	1,024,084	1,205,878	1,795,818	912,900
収 納 未 済 入 額	22,956,614	24,180,191	20,288,463	19,049,340	22,062,497
収 納 率(%)	97.6	97.9	98.5	98.6	98.6

資料：労働省労働基準局調

第194表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

(単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
収入	1,771,053,014	1,858,452,186	2,070,213,205	2,173,477,734	2,246,925,172
徴収勘定より受入	1,111,582,380	1,183,131,982	1,377,715,240	1,532,432,405	1,640,477,853
一般会計より受入	1,433,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000
未経過保険料受入	27,877,369	33,608,824	41,049,448	52,314,560	63,184,427
支払備金受入	577,464,216	579,687,028	580,723,065	480,216,203	400,241,072
雑収入	52,448,221	60,344,023	67,566,942	106,385,923	140,120,642
前年度繰越資金受入	247,829	373,329	1,851,510	821,642	1,594,179
支出	1,008,789,976	1,021,500,920	1,057,233,491	1,087,945,730	1,131,455,206
保険給付費	725,922,490	733,379,996	741,378,235	753,128,106	770,681,749
業務取扱費等	36,205,566	37,478,562	39,486,642	41,496,531	43,611,316
労働福祉事業費	169,216,933	169,061,950	185,983,216	193,137,313	211,220,789
労働福祉事業団出資	22,945,446	22,294,957	24,844,328	28,995,527	22,699,681
徴収勘定へ繰入	54,499,541	59,285,455	65,541,071	71,188,253	83,241,671
収支差引残	762,263,038	836,951,266	1,012,979,713	1,085,532,004	1,115,469,966

資料：決算書

14 公務災害補償

第195表 国家公務員災害補償費支払状況

(金額 単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合計	25,756 8,300,383	26,017 8,332,823	25,727 8,817,960	24,245 8,917,300	24,475 9,362,825
療養補償	21,122 538,203	21,128 504,125	20,652 509,036	19,149 461,205	18,999 528,551
休業補償	2,561 170,111	2,765 166,871	2,881 182,536	2,921 199,681	3,280 200,028
傷病補償年金	719,645 66	716,909 59	794,139 61	858,557 61	926,976 57
障害補償年金	144,935 465	146,472 464	143,331 471	159,487 488	172,080 505
障害補償一時金	732,381 194	747,445 215	769,928 250	867,960 194	928,024 168
遺族補償年金	273,075 1,302	282,563 1,336	401,623 1,370	296,530 1,392	300,224 1,426
遺族補償一時金	2,131,165 5	2,220,100 8	2,282,135 7	2,459,444 5	2,618,601 3
葬祭補償	32,844 38	47,694 41	34,892 33	29,856 33	26,115 36
障害補償年金差額一時金	24,536 2	25,653 —	19,556 —	21,633 2	29,489 1
障害補償年金前払一時金	15,177 —	— —	— —	15,920 —	4,802 —
遺族補償年金前払一時金	— —	— —	— —	— —	— —
遺族補償年金前払一時金	8,824 —	13,510 —	12,104 —	— —	— —
行方不明補償	— —	— —	— —	— —	— —

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。
2 通勤災害を含む。

資料：人事院職員局「国家公務員災害補償統計」

第196表 国家公務員災害補償1件当り補償費

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
療養補償	199,688	195,592	211,130	219,746	229,302
休業補償	281,002	259,280	275,647	293,926	282,615
傷病補償年金	2,195,991	2,482,580	2,349,695	2,614,547	3,018,954
障害補償一時金	1,575,012	1,610,873	1,634,666	1,778,606	1,837,671
遺族補償年金	1,407,603	1,314,245	1,606,494	1,528,506	1,787,050
遺族補償一時金	1,636,840	1,661,752	1,665,792	1,766,842	1,836,326
葬祭補償	6,568,880	5,961,780	4,984,508	5,971,253	8,705,008
障害補償年金差額一時金	645,684	625,674	592,609	655,532	819,151
障害補償年金前払一時金	7,588,500	—	—	7,960,071	4,801,620
障害補償年金前払一時金	—	—	—	—	—
遺族補償年金前払一時金	8,824,000	13,510,000	6,051,958	—	—
行方不明補償	—	—	—	—	—

資料：人事院職員局「国家公務員災害補償統計」

第197表 地方公務員災害補償費支払状況

(金額 単位 千円)

区	分	昭和162年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合	計	47,952	45,438	42,206	40,956	41,215
	件数	47,952	45,438	42,206	40,956	41,215
	金額	16,273,481	16,028,811	16,034,456	16,810,137	17,887,880
療	養	39,410	37,289	33,986	32,882	33,326
	件数	39,410	37,289	33,986	32,882	33,326
	日数	830,136	776,203	723,942	719,566	734,514
	金額	7,179,109	6,793,230	6,456,451	6,623,883	6,947,743
休	業	4,272	3,827	3,877	3,645	3,346
	件数	4,272	3,827	3,877	3,645	3,346
	日数	176,900	158,068	162,704	149,486	148,621
	金額	1,178,174	1,083,324	1,168,394	1,096,823	1,157,507
傷	病	98	103	93	100	90
	件数	98	103	93	100	90
	金額	312,618	329,800	313,596	339,720	299,307
障	害	885	918	943	984	1,017
	件数	885	918	943	984	1,017
	金額	1,731,856	1,833,878	1,902,365	2,105,210	2,237,767
障	害	706	634	592	555	576
	件数	706	634	592	555	576
	金額	1,136,497	1,003,212	1,064,536	1,040,538	1,187,826
遺	族	2,508	2,559	2,627	2,699	2,752
	件数	2,508	2,559	2,627	2,699	2,752
	金額	4,643,891	4,852,673	5,003,471	5,483,531	5,847,714
遺	族	10	14	12	6	15
	件数	10	14	12	6	15
	金額	45,170	77,613	73,212	39,684	123,616
葬	祭	59	93	75	82	90
	件数	59	93	75	82	90
	金額	32,673	54,885	50,431	59,962	64,164
障	害	1	1	—	1	1
	件数	1	1	—	1	1
	金額	900	196	—	1,125	1,470
障	害	1	—	—	1	—
	件数	1	—	—	1	—
	金額	1,354	—	—	9,061	—
遺	族	2	—	1	1	2
	件数	2	—	1	1	2
	金額	11,239	—	2,000	10,601	20,766

(注) 1 通勤災害を含む。
2 休業補償については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

第198表 地方公務員災害補償1件当り補償費

区	分	昭和162年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
療	養	182,165	182,178	189,974	201,444	208,478
休	業	275,790	283,074	301,365	300,912	345,938
傷	病	3,189,976	3,201,937	3,372,004	3,397,196	3,325,631
障	害	1,956,899	1,997,689	2,017,354	2,139,441	2,200,361
障	害	1,609,770	1,582,354	1,798,202	1,874,844	2,062,198
遺	族	1,851,631	1,896,316	1,904,633	2,031,690	2,124,896
遺	族	4,516,970	5,543,769	6,100,977	6,613,963	8,241,057
葬	祭	553,777	590,162	672,412	731,248	712,934
障	害	899,694	196,024	—	1,125,251	1,470,209
障	害	1,353,940	—	—	9,060,600	—
遺	族	5,619,500	—	2,000,400	10,601,000	10,383,000

(注) 1 通勤災害を含む。
2 休業補償については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

第6節 高齢者保健（医療）福祉

1 総括

第199表 「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」の推進

事	項	3年度予算	4年度予算	5年度予算	整備目標(11年度)
1.	在宅福祉対策の緊急整備				
(1)	ホームヘルパー（訪問し介護を行う者）の充実	40,905人 (+ 5,000人)	46,405人 (+ 5,500人)	52,405人 (+ 6,000人)	100,000人
(2)	ショートステイ（特別養護老人ホーム等に短期滞在する事業）の充実	11,674床 (+ 4,000床)	15,674床 (+ 4,000床)	19,674床 (+ 4,000床)	50,000床
(3)	デイ・サービス（日帰りで介護サービスを受ける事業）の充実	2,630か所 (+ 850か所)	3,480か所 (+ 850か所)	4,330か所 (+ 850か所)	10,000か所
(4)	在宅介護支援センターの充実	700か所 (+ 400か所)	1,200か所 (+ 500か所)	1,800か所 (+ 600か所)	10,000か所
(5)	「住みよい福祉のまちづくり事業」の推進	100市町村 (新規 50市町村)	150市町村 (新規 50市町村)	150市町村 (新規 50市町村)	—
2.	「わたさき老人ゼロ作戦」の展開				
(1)	機能訓練の充実				
①	機能訓練を行う場の確保 (市町村保健センター等の活用)	4,783か所 (+ 467か所)	4,998か所 (+ 215か所)	5,213か所 (+ 215か所)	—
②	機能訓練会場への送迎のためのリフト付バスの配備	1,287台 (+ 233台)	1,502台 (+ 215台)	1,717台 (+ 215台)	—
(2)	脳卒中情報システムの整備	15県 (+ 5県)	15県	15県	—
(3)	脳卒中、骨折等の予防のための健康教育等の充実	18,026百万円	22,992百万円	24,171百万円	—
3.	在宅福祉等充実のための長寿社会福祉基金	—	—	—	700億円
4.	施設の緊急整備（整備費）				
(1)	特別養護老人ホームの整備	182,019床 (+ 10,000床)	192,019床 (+ 10,000床)	202,019床 (+ 10,000床)	240,000床
(2)	老人保健施設の整備	69,811床 (+ 22,000床)	91,811床 (+ 22,000床)	113,811床 (+ 22,000床)	3,500か所 (280,000床)
(3)	軽費老人ホーム(ケアハウス)の整備	4,700人 (+ 3,000人)	9,700人 (+ 5,000人)	16,700人 (+ 7,000人)	100,000人
(4)	高齢者生活福祉センターの整備	80か所 (+ 40か所)	120か所 (+ 40か所)	160か所 (+ 40か所)	400か所

事 項	3年度予算	4年度予算	5年度予算	整備目標(11年度)
5. 高齢者の生きがい対策の推進				
(1) 「明るい長寿社会づくり推進機構」の設置	47県 (+ 17県)	47県	47県	47県
(2) 「高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル事業」	304市町村 (新規152市町村)	305市町村 (新規153市町村)	306市町村 (新規153市町村)	—
6. 長寿科学研究の推進				
(1) 長寿科学医療体制確立のための国立病院施設の整備	—	509百万円	2,332百万円	—
(2) 長寿科学総合研究経費	1,392百万円	1,654百万円	1,785百万円	—
7. 高齢者のための総合的な福祉施設の整備				
「ふるさと21健康長寿のまちづくり事業」基本計画策定費	60百万円	60百万円	60百万円	—
8. ゴールドプラン推進支援方策				
(1) 福祉人材の確保				
① 福祉人材情報センターの設置	15か所	32か所 (+ 7か所)	47か所 (+ 15か所)	—
② 福祉人材バンク事業の推進	95か所	95か所	95か所	—
(2) 在宅福祉サービス推進等事業	1,000百万円	1,000百万円	1,000百万円	—
(3) 介護実習・普及センターの設置 (平成4年度から実施)	—	7か所	14か所 (+ 7か所)	—

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第200表 老人関係施設の比較

	老人病院	老人保健施設	特別養護老人ホーム
機能	治療機能	家庭復帰・療養機能	介護機能
対象者	病状の急性期又は慢性期の治療を必要とする患者	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリ、看護・介護を必要とする寝たきり老人等	常時介護が必要で在宅生活が困難な寝たきり老人等
主要たる件	療養が必要な場合 (治療が重点)	リハビリ、看護・介護等の施設療養が必要な場合 (入院治療は要さない)	居宅での介護が困難で常時介護が必要な場合 (入院治療は要さない)
費用の支払	医療費 ・老人診療報酬による出来高払い(入院医療管理料のような定額制も一部あり) ・生保対象者には医療扶助	療養費 ・老人保健施設療養費を支給(月252,240円) ・生保対象者には医療扶助	措置費 ・介護費用・生活費全般について施設に措置費を支給(月24万円程度)
財源	介護・看護体制の整ったものについて ・保険者拠出金1/2、国1/3、県・市町村それぞれ1/12 それ以外 ・保険者拠出金7/10、国2/10、県・市町村それぞれ0.5/10	保険者拠出金 1/2 国 1/3 県・市町村 1/12	国 1/2 市部については 市 1/2 町村部については 県・町村 1/4
利用者負担	一部負担(入院) ・月 21,000円	利用料 ・施設ごとに設定(月6万円程度) ・生保対象者には一定額の生活扶助	費用徴収 ・本人の収入等に応じ負担(平均月3.6万円程度)
利用手続	病院と個人の契約	施設と個人の契約	市町村長の入所措置
開設者	医療法人、国、地方自治体、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社、厚生連、社会保険関係団体、医師等	医療法人、社会福祉法人、地方自治体、その他厚生大臣が定める者	社会福祉法人、地方自治体
開設許可等	都道府県知事の許可	都道府県知事の許可	県……………許認可不要 市町村……………知事への届出 社会福祉法人……………知事への許可
施設	病室(1人当り4.3㎡以上) 診察室 手術室 処置室 臨床検査室等 廊下幅 片廊下1.2m以上 中廊下1.6m以上	療養室(1人当り8㎡以上) 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上	居室(1人当り8.25㎡以上) 医務室 機能回復訓練室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上
スタッフ(1人当り)	(特例許可老人病院) 医師 3人 看護婦 17人 介護職員 13人 その他 薬剤師・診療放射線技師等	医師 1人(常勤) 看護婦 8人 介護職員 20人 PT又はOT 1人 その他 相談指導員等	医師 1人(非常勤可) 看護婦 3人 介護職員 22人 その他 生活指導員、機能回復訓練指導員等 (最低基準。この外、措置費による上乗せあり)
施病床数	1,486 177,668床 (平成4年10月1日現在)	795 66,940床 (平成5年7月末現在)	2,576 182,280床 (平成4年10月1日現在)

資料：厚生省老人保健福祉局調

2 老人福祉

第201表 老人福祉施設の施設数及び在所者数

10月1日現在

区分	昭和62年 (1987)	63 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
	総数施設数	4,972	5,170	5,350	6,506
在所者数	216,383	225,115	233,147	241,931	252,057
養護老人ホーム施設数	945	945	949	950	947
在所者数	65,826	65,480	65,238	65,036	65,043
特別養護老人ホーム施設数	1,855	1,995	2,125	2,260	2,403
在所者数	134,461	143,496	151,743	160,476	170,132
軽費老人ホーム施設数	288	288	290	295	306
在所者数	16,096	16,139	16,166	16,419	16,843
老人短期入所施設施設数	—	—	—	—	3
在所者数	—	—	—	—	39
老人福祉センター施設数	1,884	1,942	1,986	2,024	2,080
老人デイサービスセンター施設数	—	—	—	977	1,416

(注) 老人デイサービスセンターは、平成2年法律改正により老人福祉施設となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査報告」

第202表 老人ホームヘルパー設置団体数・老人ホームヘルパー数及び派遣対象世帯数

年度末現在

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
	設置市町村数	3,230	3,237	3,248	3,248
運営委託している市町村数(再掲)	1,596	1,689	1,873	2,029	2,167
ホームヘルパー数	17,486	19,180	23,151	29,888	37,544
派遣対象世帯数	82,776	87,867	102,757	124,801	147,510
老人世帯	60,237	63,064	72,336	85,759	100,328
被保護世帯	16,610	16,063	16,533	16,932	17,860
その他の世帯	43,627	47,001	55,803	68,827	82,468
その他の世帯	22,539 (17,159)	24,803 (18,649)	30,421 (23,045)	39,042 (30,763)	47,182 (38,261)
被保護世帯	2,746 (1,287)	2,886 (1,392)	2,878 (1,276)	3,106 (1,536)	3,109 (1,550)
その他の世帯	19,793 (15,872)	21,917 (17,257)	27,543 (21,769)	35,936 (29,227)	44,073 (36,711)

(注) ()内は、老人同居世帯の再掲である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第203表 性・年齢階級別にみた要介護者数・寝たきり者数(推計数)

(単位 千人)

要介護者の 年齢階級	昭和61年 (1986)						平成元年 (1989)						平成4年 (1992)					
	総数		男		女		総数		男		女		総数		男		女	
	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	
総数	537	357	241	163	296	194	826	400	365	170	461	230	1,118	338	493	137	625	201
6～17歳	15	10	9	6	6	4	26	7	16	4	9	2	30	4	17	1	13	2
18～59歳	85	46	46	28	39	18	119	37	65	20	54	17	175	29	94	16	80	13
60～69歳	74	45	42	23	32	20	119	52	66	28	53	23	179	42	98	22	81	20
70～79歳	158	104	78	55	80	49	240	125	114	59	126	66	298	94	142	46	156	47
80歳以上	206	152	67	50	139	103	322	181	103	58	220	123	436	170	141	52	295	118
(再掲)65歳以上	407	282	169	120	237	163	630	335	251	132	379	203	836	289	335	110	501	179

(注) 1 寝たきり者数には、在宅者のみで入院者は含まれていない。

2 「寝たきり者」とは要介護者のうち寝たきり等の程度区分の「(1) 全く寝たきり」と「(2) ほとんど寝たきり」とを合わせたものをいう。

「寝たきり等の程度区分」は、平成3年10月に厚生省が策定した『寝たきり老人の判定基準』に準拠したものである。

従来調査における「寝たきり者」の定義は、要介護者のうち病氣(老衰を含む。)やけが等で日常生活をほとんど寝ている状態にある者をいう。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第204表 性・年齢階級別にみた寝たきり者数(推計数)

(単位 千人)

寝たきり者の 年齢階級	昭和61年 (1986)						平成元年 (1989)						平成4年 (1992)					
	世帯 人員数		寝たきり者数		寝たきり 者の割合 (人口千対)		世帯 人員数		寝たきり者数		寝たきり 者の割合 (人口千対)		世帯 人員数		寝たきり者数		寝たきり 者の割合 (人口千対)	
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
総数	112,024	357	163	194	3.2	114,202	400	170	230	3.5	115,776	338	137	201	2.9			
6～17歳	22,932	10	6	4	0.4	21,665	7	4	2	0.3	19,696	4	1	2	0.2			
18～59歳	70,692	46	28	18	0.7	71,664	37	20	17	0.5	72,853	29	16	13	0.4			
60～69歳	10,050	45	23	20	4.5	11,563	52	28	23	4.5	12,958	42	22	20	3.2			
70～79歳	6,146	104	55	49	16.9	6,716	125	59	66	18.6	7,216	94	46	47	13.0			
80歳以上	2,204	152	50	103	69.0	2,593	181	58	123	69.6	3,053	170	52	118	55.7			
(再掲)65歳以上	12,626	282	120	163	22.3	14,239	335	132	203	23.5	15,986	289	110	179	18.1			

(注) 第203表と同じ。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

3 老人医療

第205表 老人医療受給対象者数

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
総数	8,804,624	9,084,366	9,362,828	9,732,390	10,112,208
政府管掌健康保険 一般被保険者	1,428,011	1,483,223	1,553,023	1,638,441	1,719,766
法第69条の7被保険者	18,866	15,307	13,357	11,789	10,976
組合管掌健康保険	855,139	869,483	881,645	900,124	918,540
船員保険	30,231	28,898	27,835	27,022	26,457
国民健康保険	6,005,478	6,225,151	6,425,420	6,690,877	6,971,870
共済組合	466,900	462,303	461,549	464,137	464,599

(注) 1 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。
2 各年度における各月末平均である。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第206表 老人医療費の状況

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
総数					
件数	134,253,253	142,216,809	149,971,804	160,519,065	171,951,489
金額(千円)	4,830,917,288	5,159,286,671	5,557,826,307	5,926,861,101	6,409,529,166
診療費					
件数	119,526,991	126,141,557	132,169,499	140,541,724	149,685,747
金額(千円)	4,610,404,727	4,913,827,620	5,257,261,285	5,566,937,267	5,980,353,649
薬剤の支給					
件数	11,251,265	12,256,963	13,491,855	15,160,254	16,896,297
金額(千円)	103,684,712	113,276,437	131,221,241	145,743,150	168,903,971
医療費の支給					
件数	3,474,997	3,801,582	4,158,047	4,470,149	4,819,124
金額(千円)	116,827,849	129,562,535	144,080,237	152,259,944	163,271,239
施設療養費					
件数	—	16,707	152,403	346,938	550,321
金額(千円)	—	2,620,078	25,263,543	61,920,740	97,000,306
1人当り老人医療費(円)	548,680	567,930	593,606	608,983	633,841

(注) 金額は一部負担金を含む。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第207表 制度別老人医療費の状況

年度	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	69条の7	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
昭和58(1983)	5,932	3,473	179	149	2,048	11,781	20,625	779	21,403	33,185
59(1984)	6,323	3,698	177	153	2,137	12,488	22,750	860	23,610	36,098
60(1985)	7,015	4,099	166	163	2,296	13,739	25,968	966	26,934	40,673
61(1986)	7,508	4,417	130	168	2,391	14,614	28,707	1,056	29,763	44,377
62(1987)	8,127	4,724	62	169	2,482	15,565	31,578	1,166	32,745	48,309
63(1988)	8,766	4,936	57	165	2,537	16,460	33,863	1,269	35,133	51,593
平成元(1989)	9,601	5,207	51	166	2,635	17,660	36,533	1,385	37,918	55,578
2(1990)	10,370	5,460	46	164	2,712	18,751	39,043	1,474	40,517	59,269
3(1991)	11,297	5,796	43	168	2,814	20,118	42,374	1,603	43,977	64,095
構成比(%)										
昭和58(1983)	17.88	10.47	0.54	0.45	6.17	35.50	62.15	2.35	64.50	100.00
59(1984)	17.52	10.24	0.49	0.42	5.92	34.59	63.02	2.38	65.41	100.00
60(1985)	17.25	10.08	0.41	0.40	5.65	33.78	63.84	2.38	66.22	100.00
61(1986)	16.92	9.95	0.29	0.38	5.39	32.93	64.69	2.38	67.07	100.00
62(1987)	16.82	9.78	0.13	0.35	5.14	32.22	65.37	2.41	67.78	100.00
63(1988)	16.99	9.57	0.11	0.32	4.91	31.90	65.64	2.46	68.10	100.00
平成元(1989)	17.27	9.37	0.09	0.30	4.74	31.78	65.73	2.49	68.22	100.00
2(1990)	17.50	9.21	0.08	0.28	4.58	31.64	65.87	2.49	68.36	100.00
3(1991)	17.62	9.04	0.07	0.26	4.39	31.39	66.11	2.50	68.61	100.00

(注) 市町村からの老人医療実施状況を集計したものである。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第208表 老人医療費(診療費)の状況

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
総数					
件数	119,526,991	126,141,557	132,169,499	140,541,724	149,685,747
日数	594,384,252	617,028,171	634,432,992	658,002,029	686,262,483
金額(千円)	4,610,404,727	4,913,827,620	5,257,261,285	5,566,937,267	5,980,353,649
入院					
件数	8,308,293	8,842,910	9,209,310	9,521,923	9,805,933
日数	195,455,996	205,987,784	212,929,544	219,021,596	223,871,387
金額(千円)	2,624,659,845	2,779,821,727	2,939,982,962	3,072,441,783	3,232,548,456
入院外					
件数	103,793,379	109,279,388	114,516,191	121,893,990	130,033,971
日数	374,484,490	385,206,044	394,816,436	410,583,558	432,198,947
金額(千円)	1,860,536,589	1,997,539,247	2,174,276,336	2,331,532,619	2,570,468,050
歯科					
件数	7,425,319	8,019,259	8,443,998	9,125,811	9,845,843
日数	24,443,766	25,834,343	26,687,012	28,396,875	30,192,149
金額(千円)	125,208,293	136,466,646	143,001,986	162,962,866	177,337,144

(注) 金額は一部負担金を含む。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第209表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

年 度	老人医療受給対象者数		老人医療費		1人当り老人医療費	
	千人	対前年度比 %	億円	対前年度比 %	千円	対前年度比 %
昭和48(1973)	4,237		4,289		101	
49(1974)	4,493	6.0	6,652	55.1	148	46.3
50(1975)	4,700	4.6	8,666	30.3	184	24.5
51(1976)	4,894	4.1	10,780	24.4	220	19.5
52(1977)	5,146	5.1	12,872	19.4	250	13.6
53(1978)	5,408	5.1	15,948	23.9	295	17.9
54(1979)	5,675	4.9	18,503	16.0	326	10.6
55(1980)	5,907	4.1	21,269	14.9	360	10.4
56(1981)	6,158	4.3	24,281	14.2	394	9.5
昭和57(1982)	6,465	(5.0)	27,487	(13.2)	425	(7.8)
58(1983)	7,491	(15.9)	33,185	(20.7)	443	(4.2)
59(1984)	7,823	4.4	36,098	8.8	461	4.2
60(1985)	8,157	4.3	40,673	12.7	499	8.1
61(1986)	8,484	4.0	44,377	9.1	523	4.9
62(1987)	8,805	3.8	48,309	8.9	549	4.9
63(1988)	9,084	3.2	51,593	6.8	568	3.5
平成元(1989)	9,362	3.1	55,578	7.7	594	4.5
2(1990)	9,732	3.9	59,269	6.6	609	2.6
3(1991)	10,112	3.9	64,095	8.1	634	4.1

(注) 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

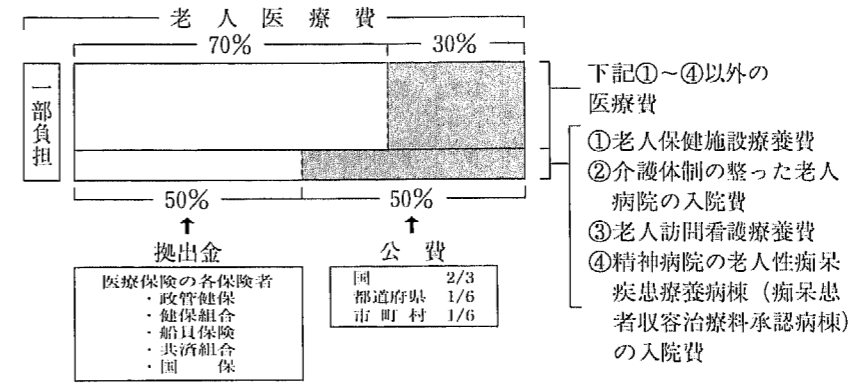
第210表 老人医療費と国民医療費の推移

年 度	老人医療費		国民医療費		老人医療費の国民医療費に対する割合 %	国民所得に対する割合	
	実数 億円	伸率 %	実数 億円	伸率 %		老人医療費 %	国民医療費 %
昭和48(1973)	4,289		39,496		10.9	0.45	4.12
49(1974)	6,652	55.1	53,786	36.2	12.4	0.59	4.78
50(1975)	8,666	30.3	64,779	20.4	13.4	0.70	5.22
51(1976)	10,780	24.4	76,684	18.4	14.1	0.77	5.46
52(1977)	12,872	19.4	85,686	11.7	15.0	0.83	5.50
53(1978)	15,948	23.9	100,042	16.8	15.9	0.93	5.82
54(1979)	18,503	16.0	109,510	9.5	16.9	1.02	6.01
55(1980)	21,269	14.9	119,805	9.4	17.8	1.07	6.00
56(1981)	24,281	14.2	128,709	7.4	18.9	1.16	6.14
57(1982)	27,487	(13.2)	138,659	7.7	19.8	1.25	6.32
58(1983)	33,185	(20.7)	145,438	4.9	22.8	1.44	6.30
59(1984)	36,098	8.8	150,932	3.8	23.9	1.48	6.20
60(1985)	40,673	12.7	160,159	6.1	25.4	1.57	6.17
61(1986)	44,377	9.1	170,690	6.6	26.0	1.65	6.34
62(1987)	48,309	8.9	180,759	5.9	26.7	1.71	6.42
63(1988)	51,593	6.8	187,554	3.8	27.5	1.72	6.26
平成元(1989)	55,578	7.7	197,290	5.2	28.2	1.74	6.16
2(1990)	59,269	6.6	206,074	4.5	28.8	1.73	6.01
3(1991)	64,095	8.1	218,260	5.9	29.4	1.79	6.08

(注) 1 国民医療費は「平成2年度国民医療費」（厚生省大臣官房統計情報部）による。
 2 国民所得額は経済企画庁発表による。
 3 第209表の(注)を参照。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第211表 老人医療費の負担



第212表 老人医療費の負担の状況

(単位 億円、%)

区 分	昭和62年度 (1987)		昭和63年度 (1988)		平成元年度 (1989)		平成2年度 (1990)		平成3年度 (1991)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
公 費	13,992	29.0	14,947	28.9	16,119	29.0	17,200	29.0	18,703	29.2
国	9,328	19.3	9,965	19.3	10,746	19.3	11,466	19.3	12,469	19.5
都 道 府 県	2,332	4.8	2,491	4.8	2,687	4.8	2,867	4.8	3,117	4.9
市 町 村	2,332	4.8	2,491	4.8	2,687	4.8	2,867	4.8	3,117	4.9
保 険 者	32,647	67.6	34,877	67.6	37,611	67.7	40,132	67.7	43,271	67.5
被 用 者 保 険	19,297	39.9	20,847	40.4	22,766	41.0	25,868	43.6	28,083	43.8
政 管 一 般	8,617	17.8	9,341	18.1	10,409	18.7	11,786	19.9	12,920	20.2
組 合	7,406	15.3	8,070	15.6	8,716	15.7	10,053	17.0	10,901	17.0
法第69条の7	40	0.1	41	0.1	42	0.1	41	0.1	40	0.1
船 保	145	0.3	139	0.3	142	0.3	143	0.2	146	0.2
共 済	3,089	6.4	3,256	6.3	3,457	6.2	3,845	6.5	4,075	6.4
国 保	13,350	27.6	14,030	27.2	14,845	26.7	14,264	24.1	15,188	23.7
患 者 負 担	1,671	3.5	1,769	3.4	1,848	3.3	1,937	3.3	2,120	3.3
合 計	48,309	100.0	51,593	100.0	55,578	100.0	59,269	100.0	64,095	100.0

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第213表 老人医療費拠出金積算内訳(平成3年度)(加入者按分率1.0)

(単位 億円)

区分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	69条の7	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
医療費	11,297	5,796	43	168	2,814	20,118	42,374	1,603	43,977	64,095
一部負担金	377	196	1	6	96	676	1,392	51	1,444	2,120
医療給付費	10,920	5,600	42	162	2,719	19,442	40,981	1,552	42,533	61,976
拠出金	12,920	10,901	40	146	4,075	28,083	13,713	1,475	15,188	40,271
調整対象外	0	7	0	0	4	11	123	1	124	134
確定加入者調整率	1.715	2.814	1.408	1.306	2.135	2.095	0.467	1.359	0.500	1.000

(注) 医療給付費は、医療費から一部負担金を控除したものである。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第214表 開設者別老人施設数、病床数(実数、構成割合(%))

平成2年10月1日現在

	総数		特例許可老人病院		特例許可外老人病院	
	施設数(%)	病床数(%)	施設数(%)	病床数(%)	施設数(%)	病床数(%)
総数	1,165(100.0)	148,863(100.0)	1,094(100.0)	145,336(100.0)	74(100.0)	3,527(100.0)
公的医療機関	18 (1.5)	1,165 (0.8)	15 (1.4)	1,035 (0.7)	3 (4.1)	130 (3.7)
社会保険関係団体	—	—	—	—	—	—
医療法人	667 (57.3)	98,006 (65.8)	648 (59.2)	96,899 (66.7)	20 (27.0)	1,107 (31.4)
個人	445 (38.2)	45,698 (30.7)	400 (36.6)	43,545 (30.0)	47 (63.5)	2,153 (61.0)
その他	35 (3.0)	3,994 (2.7)	31 (2.8)	3,857 (2.7)	4 (5.4)	137 (3.9)

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

第215表 老人病院等の区別状況

	平成2年度 (1990)	平成3年度 (1991)	平成4年度 (1992)	備考	
全病院数	10,081 (100.0)	10,096 (100.0)	10,066 (100.0)	平成4年度において老病院制度の見直しを図り、診療報酬点数上特例許可外老人病院という取扱いを廃止した。 ただし、特例許可を受けず老人(65歳以上)の収容比率が60%以上の病院も老人病院として取り扱うこととなり、特例許可以外の老人病院として分類している。	
老人病院	特例許可	1,081 (10.7)	1,121 (11.1)		1,273 (12.6)
	特例許可外	91 (0.9)	78 (0.8)		—
	特例許可以外(60%)	—	—		226 (2.2)
	合計	1,169 (11.6)	1,197 (11.9)		1,486 (14.8)
適用除外	96 (1.0) ※知事認定	79 (0.8) ※知事認定	316 (3.1)		

(注) 1 ()内は全病院数に占める割合である。

2 老人病院の合計数に差異があるのは、特例許可と特例許可外又は特例許可以外で収容比率が60%以上の病棟を併せ持つ病院が重複しているためである。

資料：厚生省老人保健福祉局老人保健課調

4 老人保健施設

第216表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

平成4年12月末現在

開設者	施設数	入所定員数
総数	680	56,143
都道府県	1	116
市町村	37	2,391
医療法人	484	39,869
社会福祉法人	129	11,432
国	—	—
日赤	1	22
厚生連	5	314
健康保険組合	—	—
共済組合	—	—
国民健康保険	—	—
その他	23	1,999

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健施設報告概数」

5 老人保健(ヘルス事業)

第217表 老人保健事業の概要

平成5年度

保健事業の種類	対象者	内 容	備 考
健康手帳の交付	・老人保健法の医療の受給資格のある者 ・40歳以上70歳未満で健康管理上必要な者	健康手帳の様式 ・医療の受給資格を証するページおよび医療の記録に係わるページは全国統一の様式 ・健康診査、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の記録、健康についての知識等については市町村が創意工夫する ・大きさ、日本工業規格A列6番程度	・医療を受けることができる者に対する健康手帳は、おおむね5年ごとに更新
健康教育	一般健康教育 ・40歳以上の者 ・必要に応じ、本人に代わってその家族等	高血圧教室等の保健学級や講演会などを開催 ・成人病予防のための日常生活上の心得 ・食生活のあり方 ・健康増進の方法 ・かかりやすい病気とその予防 ・医師にかかる時の心得について ・家庭における看護 ・その他 以下の項目について重点的に健康教育を行う ・肺がん予防健康教育 ・乳がん予防健康教育 ・大腸がん予防健康教育 ・糖尿病予防健康教育 ・骨粗しょう症予防健康教育 ・病態別健康教育 ・寝たきり予防健康教育 ・歯の健康教育	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………13 1万以上3万未満……………25 3万以上10万未満……………49 10万以上30万未満……………61 30万以上……………81
健康教育	重点健康教育	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………16 1万以上3万未満……………32 3万以上10万未満……………64 10万以上30万未満……………80 30万以上……………100	
健康相談	一般健康相談 ・40歳以上の者 ・必要に応じ、本人に代わってその家族等	健康相談室等気軽にかつ幅広く相談できる窓口の開設 ・必要に応じ血圧測定、検尿を行う	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………75 1万以上3万未満……………150 3万以上10万未満……………230 10万以上30万未満……………270 30万以上……………390
健康相談	重点健康相談	以下の項目について重点的に健康相談を行う ・糖尿病健康相談 ・病態別食生活健康相談 ・歯の健康相談 ・老人健康相談	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………13 1万以上3万未満……………26 3万以上10万未満……………50 10万以上30万未満……………70 30万以上……………90

保健事業の種類	対象者	内 容	備 考
基本健康診査	基本健康診査	・40歳以上	・問診、身体計測、理学的検査、血圧、検尿(蛋白、潜血、糖) ・循環器検査(心電図、眼底、血液化学検査(総コレステロール、HDL-コレステロール及び中性脂肪))、貧血検査(赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン)、肝機能検査(GOT、GPT、r-GTP)、腎機能(クレアチニン)検査、血糖検査 ・基本健康診査に準ず
	訪問基本健康診査	・40歳以上おむねたきり者等	
健康診査	胃がん検診	・40歳以上	・問診、胃部エックス線検査(原則として間接撮影7枚どり)
	子宮がん検診	・30歳以上 ^(注)	・問診、視診、子宮頸部及び体部の細胞診、内診
	肺がん検診	・40歳以上	・問診、胸部エックス線フィルム読影(結核検診のフィルムを利用)、喀痰細胞診(必要と認められた者)
	乳がん検診 大腸がん検診	・30歳以上 ^(注) ・40歳以上	・問診、視診、触診 ・問診、便潜血検査
	総合健康診査	・40歳及び50歳の者	・基本健康診査とがん検診の全てを同時に実施し、さらに次の検査項目を追加 ○血液化学検査(血清尿酸及び血清総蛋白) ○直腸検査(原則として直腸鏡検査)
機能訓練	・40歳以上の者で (1)医療終了後も継続し訓練を行う必要のある者 (2)必要な訓練を受けていない者 (3)老化等で心身機能が低下している者	市町村保健センター等適切な施設に通所 ・歩行、おきあがり等の基本動作の訓練 ・食事、衣服の着脱等の日常生活動作の訓練 ・習字、くみひも編等の手工業 ・レクリエーション、スポーツ	・おおむね週2回、6ヵ月を1単位とする
訪問指導	・40歳以上の者で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にある者又は痴呆性老人(精神症状を呈する者又は行動異常を有する者を除く)	初回訪問は原則として保健婦、必要に応じ、ホームヘルパー、民生委員等との連携をとりチームアプローチを行う。 ・家庭における療育、看護方法に関する指導 ・家庭における機能訓練の方法 ・家族への支援 ・諸制度の紹介	・主治医との連携をはかり、その指導のもとに実施 ・医療においても6ヵ月を限度に月2回(初回4回)、看護婦等を訪問させ保健指導や看護が行われるため、継続して指導が必要な者に対し、連携を十分に保つこと

(注) 子宮がん検診と乳がん検診については、予算措置によって対象者を30歳まで下げている。

資料：厚生省老人保健福祉局調

第218表 老人保健事業実施状況

(単位 人)

事業	項目	昭和62年度	63	平成元年度	2	3
		(1987)	(1988)	(1989)	(1990)	(1991)
健康手帳の交付	医療受給資格者(年度末現在)					
	総数	8,961,788	9,240,190	9,554,689	9,939,822	10,347,132
	70歳以上	8,763,088	9,023,602	9,326,671	9,695,819	10,086,794
	65～69歳	198,700	216,588	228,018	244,003	260,338
健康教育 ^(注)1)	医療受給者以外の者(年度中)	2,619,325	2,401,325	1,981,872	1,956,586	1,966,169
	開催回数	238,252	253,910	264,926	282,861	294,177
	参加延人員	8,613,532	9,021,659	9,554,193	10,482,736	10,710,405
	1回当たり参加人員	36.2	35.5	36.1	37.1	36.4
健康相談 ^(注)2)	従事者延人員	537,760	576,737	592,412	640,645	682,005
	開催回数	424,897	437,862	446,797	444,822	448,885
	被指導延人員	8,889,071	8,904,916	8,957,526	8,760,949	8,694,613
	1回当たり被指導延人員	20.9	20.3	20.0	19.7	19.4
基本・一般健康診査	従事者延人員	818,642	849,271	876,885	870,848	878,314
	受診者数					
	基本・一般診査	8,515,554	8,654,180	8,818,694	9,102,809	9,283,533
	選択・精密診査	4,595,102	5,657,411	6,183,586	6,815,604	7,568,331
がん検診	(再掲)要指導・要医療者					
	総数	4,853,757	5,667,842	6,072,165	6,162,665	6,570,976
	高血圧境界域	1,274,824	1,429,821	1,502,372	1,574,024	1,696,628
	高血圧	1,265,097	1,282,619	1,270,868	1,273,611	1,290,641
機能訓練	受診者数					
	胃がん	3,631,285	3,729,591	3,874,541	4,048,233	4,162,911
	子宮がん	3,674,936	3,715,572	3,710,182	3,843,501	4,182,270
	子宮体がん(再掲)	20,115	40,251	68,697	91,944	131,013
訪問指導	肺がん	2,661,807	3,884,028	4,688,291	5,281,214	5,623,351
	乳がん	1,434,392	1,818,168	2,098,831	2,466,020	2,781,373
	訓練実施施設数	2,708	2,655	2,838	3,059	3,455
	実施回数	109,192	115,431	122,191	130,114	142,871
傷病事由	被指導実人員	66,174	71,447	75,664	83,575	91,013
	脳血管疾患の後遺症	30,672	34,967	39,114	43,828	49,378
	その他	35,502	36,480	36,550	39,747	41,635
	被指導延人員	1,314,680	1,405,844	1,499,109	1,595,560	1,744,011
訪問指導	1回当たり被指導人員	12.0	12.2	12.3	12.3	12.2
	従事者延人員	342,344	383,879	420,535	463,727	534,366
	被訪問指導実人員	828,987	850,081	862,876	868,207	885,209
	脳血管疾患の後遺症	174,687	176,313	176,185	176,096	185,976
訪問指導	その他	654,300	673,768	686,691	692,111	699,233
	被訪問指導延人員	1,907,729	1,993,747	2,081,854	2,140,327	2,293,523
	訪問従事者延人員	1,171,961	1,258,043	1,356,433	1,415,640	1,580,502

(注) 1) 一般健康教育と重点健康教育の合計
2) 一般健康相談と重点健康相談の合計

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第219表 老人保健健康手帳の交付状況

区分	総数			左のうち70歳以上の者(再掲)		
	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
新規交付	1,047,689	1,118,867	1,155,679	981,411	1,047,207	1,080,120
資格喪失	728,402	729,590	751,010	678,865	675,867	692,690
年度末	9,554,689	9,939,822	10,347,132	9,326,671	9,695,819	10,086,794

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第220表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

区分	総数		左のうち70歳以上の者(再掲)	
	平成2年度 (1990)	平成3年度 (1991)	平成2年度 (1990)	平成3年度 (1991)
受診者				
基本健康診査	7,115,118	8,399,129	1,491,285	1,840,388
選択実施実人員(再)	6,158,906	7,316,563	1,278,675	1,586,020
一般健康診査	1,987,691	884,404	498,170	225,497
精密診査	656,698	251,768	182,545	76,699
判定・指導区分				
異常認めず	2,856,421	2,668,072	434,169	419,007
要指導	3,142,012	3,363,947	589,629	641,268
要医療	3,020,653	3,207,029	949,860	997,673

(注) 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第221表 基本健康診査・一般健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

区分	総数		左のうち70歳以上の者(再掲)	
	平成2年度(1990)	平成3年度(1991)	平成2年度(1990)	平成3年度(1991)
高血圧境界領域	1,574,024	1,696,628	426,107	473,074
心電図異常あり(再)	320,427	350,760	116,786	131,205
高血圧	1,273,611	1,290,641	427,077	434,615
心電図異常あり(再)	335,700	356,443	135,706	145,912
心電図異常あり	1,345,096	1,437,590	480,995	520,343
貧血(疑いを含む)	943,354	1,034,745	281,530	314,060
肝疾患(疑いを含む)	681,748	758,449	120,925	134,584
糖尿病(疑いを含む)	680,558	768,331	185,948	214,715

(注) 1 高血圧境界領域とは、最大血圧140～159mmHg、最小血圧90～94mmHgのいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)
 2 高血圧とは、最大血圧160mmHg以上、最小血圧95mmHg以上のいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)
 3 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。
 4 「心電図異常あり」については、昭和62年度より計上することとした。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第222表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

区分	総数		左のうち70歳以上の者(再掲)	
	平成2年度(1990)	平成3年度(1991)	平成2年度(1990)	平成3年度(1991)
胃がん				
受診人員	4,048,233	4,162,911	440,866	489,375
正常人員	3,553,601	3,677,618	368,845	411,754
がん・がんの疑いのある人員	11,455	10,844	2,481	2,412
子宮がん				
頸部受診人員	3,843,501	4,182,270	94,289	115,727
正常人員	3,669,888	4,021,592	90,514	112,200
がん・がんの疑いのある人員	7,165	7,788	255	311
体部受診人員	91,944	131,013	1,595	2,351
正常人員	87,649	126,028	1,430	2,199
がん・がんの疑いのある人員	411	419	19	36
肺がん				
受診人員	5,281,214	5,623,351	1,067,519	1,165,618
正常人員	5,006,787	5,426,254	984,314	1,100,482
がん・がんの疑いのある人員	5,399	6,074	2,144	2,418
乳がん				
受診人員	2,466,020	2,781,373	72,667	90,876
正常人員	2,339,865	2,660,324	70,505	88,800
がん・がんの疑いのある人員	3,879	4,295	156	188

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第7節 医療供給と医療費

1 総括

第223表 国民医療費推計額

	推計額(億円)					構成割合(%)				
	昭和62年度(1987)	63年度(1988)	平成元年度(1989)	2年度(1990)	3年度(1991)	昭和62年度(1987)	63年度(1988)	平成元年度(1989)	2年度(1990)	3年度(1991)
国民医療費	180,759	187,554	197,290	206,074	218,260	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	11,544	11,101	11,094	11,001	11,133	6.4	5.9	5.6	5.3	5.1
生活保護法	7,950	7,642	7,571	7,396	7,417	4.4	4.1	3.8	3.6	3.4
結核予防法	493	429	404	390	378	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
精神保健法	868	728	692	669	627	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3
その他 ^(注1)	2,233	2,302	2,427	2,546	2,712	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
医療保険等給付分	99,625	103,279	107,868	112,543	118,695	55.1	55.1	54.7	54.6	54.4
医療保険	96,159	99,790	104,473	109,217	115,425	53.2	53.2	53.0	53.0	52.9
被用者保険	57,648	60,060	63,093	66,440	70,870	31.9	32.0	32.0	32.2	32.5
被保険者	32,917	34,172	36,181	38,393	41,399	18.2	18.2	18.3	18.6	19.0
被扶養者	24,732	25,888	26,912	28,046	29,471	13.7	13.8	13.6	13.6	13.5
政府管掌健康保険	27,242	28,575	30,579	32,596	35,025	15.1	15.2	15.5	15.8	16.0
組合管掌健康保険	20,876	21,697	22,766	25,501	25,501	11.5	11.6	11.5	11.6	11.7
船員保険	466	438	421	409	401	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
国家公務員等共済組合	3,009	3,023	2,956	3,017	3,106	1.7	1.6	1.5	1.5	1.4
地方公務員共済組合	5,450	5,675	5,689	5,849	6,063	3.0	3.0	2.9	2.8	2.8
私立学校教職員共済組合	607	653	682	720	773	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4
国民健康保険	38,510	39,730	41,381	42,778	44,555	21.3	21.2	21.0	20.8	20.4
退職者医療制度(再掲)	7,100	7,703	8,422	8,974	9,617	3.9	4.1	4.3	4.4	4.4
その他	3,467	3,489	3,394	3,326	3,270	1.9	1.9	1.7	1.6	1.5
労働者災害補償保険	2,649	2,644	2,613	2,584	2,551	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2
その他 ^(注2)	818	845	782	742	719	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3
老人保健給付分	47,084	50,002	54,097	57,646	62,305	26.0	26.7	27.4	28.0	28.5
患者負担分	22,508	23,173	24,231	24,884	26,127	12.5	12.4	12.3	12.1	12.0
全額自費	3,526	3,479	3,581	3,520	3,561	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6
公費・保険又は老人保健の一部負担	18,980	19,694	20,605	21,364	22,566	10.5	10.5	10.5	10.4	10.3

(注) 1) 公費負担医療給付分のうち「その他」とは、母子保健法、児童福祉法、身体障害者福祉法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。
 2) 医療保険等給付分のうち「その他」とは、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法及び公害健康被害の補償等に関する法律等による医療費である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第224表 治療費支払方法別患者数 (病院・診療所別)

区分	総 数					病 院			
	昭和 57.7.14	58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	昭和 57.7.14	58.7.13	59.10.	62.10.
総 数	8,076.8	8,873.7	7,698.7	8,069.5	8,366.3	2,631.7	2,818.5	2,766.1	3,090.9
全 額 自 費	144.9	112.3	168.9	154.8	180.2	50.8	49.2	69.0	67.4
健保・共済の本人	1,903.9	2,041.5	1,693.4	1,641.0	1,695.3	559.4	580.7	505.6	527.4
日雇健保の本人	34.5	39.7	—	—	—	11.4	8.8	—	—
健保・共済の家族	2,359.9	2,093.9	1,616.8	1,695.2	1,711.2	629.4	499.7	460.2	504.8
日雇健保の家族	14.6	11.7	—	—	—	5.4	3.2	—	—
国 保	2,970.2	2,272.1	1,985.5	1,854.8	1,817.3	981.2	693.7	690.2	696.7
労 災	79.7	92.9	81.9	76.6	71.7	52.8	52.1	50.3	49.8
自 賠 法	63.5	72.0	61.6	64.0	56.5	34.8	37.2	36.2	36.7
そ の 他	494.7	500.4	500.3	754.9	756.1	303.5	295.6	303.8	268.4
不 詳	10.8	6.4	11.2	22.2	40.2	3.0	2.7	3.0	7.8
老 人 保 健 法	—	1,630.7	1,579.3	1,806.0	2,037.7	—	595.5	647.6	812.6
結核予防法(再掲)	26.5	24.8	24.4	23.3	13.5	23.9	21.3	21.2	21.8
精神保健法(再掲)	56.5	41.5	46.1	36.7	42.4	52.3	40.4	44.5	33.0
生活保護法(再掲)	310.9	363.0	309.4	282.4	247.1	217.4	226.4	214.7	190.5

(注) 1 全国推計数である。
 2 船員保険は、「その他」を含む。
 3 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。
 4 昭和59年以降の調査については、日雇健保の本人、家族と退職者医療を「その他」に含めた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「患者調査」

第225表 患者数及び受療率 (入院・外来、病院・診療所別)

区分		総 数			病 院		
		総 数	入 院	外 来	総 数	入 院	外 来
全国推計患者数 (単位 千人)	昭57.7.14	8,076.8	1,344.9	6,731.9	2,631.7	1,181.3	1,450.4
	58.7.13	8,873.7	1,378.2	7,495.5	2,818.5	1,217.3	1,601.2
	59.10.	7,698.7	1,343.8	6,354.9	2,766.1	1,208.1	1,558.0
	62.10.	8,069.5	1,436.0	6,633.5	3,090.9	1,324.6	1,766.2
	平2.10.	8,366.3	1,550.9	6,865.4	3,384.1	1,407.0	1,977.1
受 療 率 (人口10万対)	昭57.7.14	6,805	1,133	5,672	2,217	995	1,222
	58.7.13	7,427	1,153	6,273	2,359	1,019	1,340
	59.10.	6,403	1,118	5,285	2,301	1,005	1,296
	62.10.	6,600	1,174	5,426	2,528	1,083	1,445
	平2.10.	6,768	1,214	5,554	2,738	1,138	1,599

(注) 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「患者調査」

(単位 千人)

平成 2.10.	一 般 診 療 所				歯 科 診 療 所					
	昭和 57.7.14	58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	昭和 57.7.14	58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.
3,384.1	4,121.7	4,723.9	3,831.2	3,768.4	3,737.8	1,323.3	1,331.3	1,101.4	1,210.3	1,244.4
74.8	79.5	47.9	86.8	73.1	85.3	14.6	15.2	13.1	14.4	20.2
578.8	956.8	1,061.1	848.6	756.8	745.0	387.9	399.7	339.1	356.7	371.5
—	19.7	28.2	—	—	—	3.4	2.7	—	—	—
544.8	1,300.1	1,168.0	853.4	853.2	815.8	430.4	426.2	303.0	337.3	350.5
—	7.4	7.4	—	—	—	1.8	1.0	—	—	—
734.1	1,533.4	1,187.6	949.0	817.6	745.1	455.6	390.8	346.2	340.5	338.1
46.9	26.8	40.7	31.6	26.7	24.8	—	—	0.0	0.0	0.0
36.0	28.6	34.8	25.3	27.3	20.5	—	—	0.1	0.0	—
377.6	164.6	176.7	173.1	159.3	320.5	26.6	28.1	23.4	22.7	58.0
15.5	4.7	2.3	4.6	9.4	21.1	3.0	1.5	3.5	5.0	3.6
975.6	—	906.2	858.8	898.5	959.7	—	66.0	72.9	94.9	102.5
13.1	2.5	3.4	3.1	1.5	0.5	0.1	0.1	—	0.0	—
28.3	4.2	0.7	1.5	3.3	14.1	—	0.4	0.1	0.4	—
171.0	79.9	120.4	81.9	80.1	67.1	13.6	16.2	12.8	11.8	9.0

総 数	一 般 診 療 所		歯 科 診 療 所		
	入 院	外 来	総 数	入 院	外 来
4,121.7	163.6	3,958.1	1,323.3	—	1,323.3
4,723.9	160.9	4,563.0	1,331.3	—	1,331.3
3,831.2	135.8	3,695.5	1,101.4	—	1,101.4
3,768.4	111.3	3,657.0	1,210.3	—	1,210.3
3,737.8	93.9	3,644.0	1,244.4	—	1,244.4
3,473	138	3,335	1,115	—	1,115
3,954	135	3,819	1,114	—	1,114
3,186	113	3,074	916	—	916
3,082	91	2,991	990	—	990
3,024	76	2,948	1,007	—	1,007

2 医療機関

第226表 病院・診療所数 (開設者別)

各年 10月1日現在

区分	病院						一般診療所			歯科診療所 総数
	総数	精神病院	伝染病院	結核療養所	らい療養所	一般病院	総数	有床	無床	
昭和61年(1986)	9,699	1,035	13	22	16	8,613	79,369	25,740	53,629	47,174
62(1987)	9,841	1,044	13	19	16	8,749	79,134	24,975	54,159	48,300
63(1988)	10,034	1,048	12	18	16	8,940	79,752	24,598	55,154	49,756
平成元年(1989)	10,081	1,047	11	16	16	8,991	80,572	24,372	56,200	51,196
2(1990)	10,086	1,049	10	15	16	9,006	80,852	23,589	57,263	52,216
3(1991)	10,066	1,046	10	13	16	8,981	82,118	23,369	58,749	53,633
国 厚生省 文部省 労働福祉事業団 その他の 都道府県 市町村 日赤 済生会 北海道社会事業協会 厚生連 国民健康保険団体連合会 全国社会保険協会連合会 厚生団 船員保険会 健康保険組合及びその連合会 共済組合及びその連合会 国民健康保険組合 公益法人 医療法人 学校法人 会社 その他の法人 個人 医育機関(再掲)	252	3	—	—	13	236	10	1	9	—
	67	—	—	—	—	67	17	1	16	—
	39	—	—	—	—	39	10	—	10	—
	42	—	—	—	—	42	453	230	223	1
	306	37	—	1	—	268	354	18	336	12
	773	10	10	1	—	752	3,242	456	2,786	329
	97	—	—	—	—	97	187	2	185	—
	71	1	—	—	—	70	33	3	30	1
	7	—	—	—	—	7	1	—	1	—
	114	2	—	—	—	112	68	5	63	—
4	—	—	—	—	4	—	—	—	—	
53	—	—	—	—	53	14	—	14	—	
7	—	—	—	—	7	3	—	3	—	
3	—	—	—	—	3	14	1	13	—	
23	—	—	—	—	23	452	6	446	11	
49	—	—	—	—	49	325	—	325	5	
1	—	—	—	—	1	6	—	6	—	
404	63	—	2	2	337	868	62	806	167	
4,377	666	—	5	—	3,706	9,671	3,753	5,918	3,030	
92	2	—	—	—	90	74	4	70	11	
84	—	—	—	—	84	2,967	49	2,918	59	
283	14	—	—	1	268	3,299	137	3,162	65	
2,918	248	—	4	—	2,666	60,050	18,641	41,409	49,942	
169	2	—	—	—	167	·	·	·	·	

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

第227表 病床数 (開設者・種類別)

各年 10月1日現在

区分	病院					一般診療所 病床数
	病院 病床数合計	精神病床	伝染病床	結核病床	らい病床	
昭和61年(1986)	1,533,887	340,506	14,109	51,367	10,205	1,117,700
62(1987)	1,582,393	347,196	13,772	48,938	9,997	1,162,490
63(1988)	1,634,309	352,504	13,226	46,256	9,887	1,212,436
平成元年(1989)	1,661,952	355,743	12,621	44,050	9,655	1,239,883
2(1990)	1,676,803	359,087	12,199	42,210	9,398	1,253,909
3(1991)	1,685,589	360,905	11,868	41,280	9,394	1,262,142
国 厚生省 文部省 労働福祉事業団 その他の 都道府県 市町村 日赤 済生会 北海道社会事業協会 厚生連 国民健康保険団体連合会 全国社会保険協会連合会 厚生団 船員保険会 健康保険組合及びその連合会 共済組合及びその連合会 国民健康保険組合 公益法人 医療法人 学校法人 会社 その他の法人 個人 医育機関(再掲)	104,731	6,962	1,121	17,747	9,237	69,664
	33,319	1,894	56	571	—	30,798
	15,470	34	—	284	—	15,152
	5,851	454	43	194	—	5,160
	86,922	17,232	1,449	4,002	—	64,239
	164,172	8,272	6,546	5,096	—	144,258
	39,559	1,821	785	1,138	—	35,815
	19,738	466	121	283	—	18,868
	2,119	138	66	30	—	1,885
	37,724	3,510	888	805	—	32,521
790	—	—	33	—	757	
14,737	42	136	580	—	13,979	
2,947	—	—	—	—	2,947	
940	—	—	—	—	940	
3,947	—	—	—	—	3,947	
15,870	276	43	518	—	15,033	
295	—	—	—	—	295	
94,972	28,923	270	2,380	125	63,274	
673,466	228,705	192	4,346	—	440,223	
49,377	2,428	114	179	—	46,656	
17,148	330	38	145	—	16,635	
51,177	6,216	—	1,033	32	43,896	
250,318	53,202	—	1,916	—	195,200	
91,136	4,798	242	1,006	—	85,090	

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

第228表 医療法人数の推移

年末現在

	昭和62年 (1987)	63 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
厚生大臣所管	125	128	137	154	172
都道府県知事所管	4,698	5,787	11,107	14,158	16,152
全医療法人数	4,823	5,915	11,244	14,312	16,324

資料：厚生省健康政策局指導課調

第229表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

年末現在

区 分	昭和63年 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
	薬 局 数	36,142	36,670	36,981	36,979
開設者が自ら管理している薬局	15,090	15,104	14,832	14,462	14,308
開設者が自ら管理していない薬局	21,052	21,566	22,149	22,517	23,224
無 薬 局 町 村	865	845	856	838	837
医 薬 品 販 売 業	63,821	63,966	62,871	61,837	61,454
一 般 販 売 業	9,734	10,189	10,618	11,320	11,876
薬 種 商 販 売 業	19,001	18,985	18,749	18,453	18,247
特 例 販 売 業	19,068	18,596	17,371	16,371	15,949
配 置 販 売 業	16,018	16,196	16,133	15,693	15,382

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第230表 1病院当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）

平成3年6月1ヵ月間

	一 般 病 院						精 神 病 院					
	法人・その他		個 人		総 数		法人・その他		個 人		総 数	
	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%
I 医 業 収 入	147,463	100.0	43,520	100.0	117,289	100.0	81,308	100.0	49,084	100.0	73,373	100.0
1. 入 院 収 入	88,445	60.0	24,996	57.4	70,026	59.7	73,366	90.2	43,004	87.6	65,889	89.8
2. 室 料 差 額 収 入	2,145	1.4	763	1.8	1,744	1.5	120	0.1	264	0.5	155	0.2
3. 外 来 収 入	52,740	35.8	16,319	37.5	42,167	35.9	7,049	8.7	5,436	11.1	6,652	9.1
4. その他の医業収入	4,133	2.8	1,442	3.3	3,352	2.9	773	1.0	380	0.8	677	0.9
II 医 業 費 用	148,934	101.0	39,059	89.7	117,039	99.8	80,634	99.2	42,511	86.6	71,246	97.1
1. 給 与 費	75,328	51.1	16,953	38.9	58,383	49.8	49,370	60.7	22,353	45.5	42,717	58.2
2. 医 薬 品 費	33,954	23.0	8,891	20.4	26,678	22.8	9,317	11.5	6,543	13.3	8,634	11.8
3. 経 費	13,956	9.5	6,311	14.5	11,737	10.0	9,655	11.9	6,544	13.3	8,889	12.1
4. 減 価 償 却 費	6,413	4.3	1,336	3.1	4,939	4.2	3,017	3.7	1,594	3.3	2,666	3.6
5. そ の 他	19,283	13.1	5,568	12.8	15,302	13.0	9,275	11.4	5,477	11.2	8,340	11.4
III 医業収支差額(I-II)	△1,471	△1.0	4,461	10.3	250	0.2	674	0.8	6,573	13.4	2,127	2.9
IV その他の医業関連収入 うち補助金・負担金	8,344	5.7	581	1.3	6,091	5.2	5,984	7.4	779	1.6	4,702	6.4
うち補助金・負担金	3,912	2.6	25	0.1	2,784	2.4	1,861	2.3	6	0.0	1,404	1.9
V その他の医業関連費用 うち支払利息	5,908	4.1	2,109	4.8	4,805	4.1	3,628	4.5	2,133	4.3	3,259	4.4
うち支払利息	3,959	2.7	1,892	4.3	3,359	2.9	2,453	3.0	1,931	3.9	2,324	3.2
VI 総収支差額(III+IV-V)	965	0.6	2,933	6.7	1,536	1.3	3,030	3.7	5,219	10.6	3,570	4.9
病 院 数	709		290		999		101		33		134	

(注) 1 個人病院においては、院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医業費用」の「1.給与費」には含まれていない。

2 「II医業費用」の「5.その他」は、診療材料費、給食用材料費、委託費などの費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成3年6月医療経済実態調査（医療機関調査）報告」

第231表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）

平成3年6月1ヵ月間

	有 床						無 床					
	個 人		そ の 他		総 数		個 人		そ の 他		総 数	
	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%
I 医 業 収 入	9,999	100.0	17,064	100.0	11,121	100.0	5,933	100.0	11,170	100.0	6,585	100.0
1. 保 険 診 療 収 入	8,782	87.8	15,340	89.9	9,823	88.3	5,709	96.2	10,804	96.7	6,343	96.3
2. 労 災 ・ 自 賠 ・ 自 費	1,061	10.6	1,321	7.7	1,102	9.9	89	1.5	114	1.0	93	1.4
3. その他の医業収入	157	1.6	403	2.4	196	1.8	135	2.3	252	2.3	149	2.3
II 医 業 費 用	7,537	75.4	14,484	84.9	8,640	77.7	3,850	64.9	9,482	84.9	4,551	69.1
1. 給 与 費	2,646	26.5	6,423	37.6	3,246	29.2	1,127	19.0	4,483	40.1	1,544	23.5
2. 医 薬 品 費	2,210	22.1	3,577	21.0	2,428	21.8	1,506	25.4	2,252	20.2	1,599	24.3
3. 材 料 費	329	3.3	758	4.5	397	3.6	77	1.3	262	2.4	100	1.5
4. 委 託 費	357	3.6	466	2.7	374	3.4	163	2.7	404	3.6	194	2.9
5. その他の医業費用	1,995	19.9	3,260	19.1	2,195	19.7	977	16.5	2,081	18.6	1,114	16.9
III 収 支 差 額 (I - II)	2,462	24.6	2,580	15.1	2,481	22.3	2,083	35.1	1,688	15.1	2,034	30.9
診 療 所 数	408		77		485		725		103		828	

(注) 1 個人立診療所においては、院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医業費用」の「1.給与費」には含まれていない。

2 「II医業費用」の「5.その他の医業費用」は、賃借料、光熱水費、福利厚生費などの経費、減価償却費の費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成3年6月医療経済実態調査（医療機関調査）報告」

第232表 歯科診療所（個人立）1施設当り収支状況（構成比率）

平成3年6月1ヵ月間

	金 額 (千円)	%
I 医 業 収 入	4,243	100.0
1. 保 険 診 療 収 入	3,525	83.1
2. 労 災 ・ 自 賠 ・ 自 費	691	16.3
3. その他の医業収入	27	0.6
II 医 業 費 用	2,833	66.8
1. 給 与 費	1,112	26.2
2. 医 薬 品 費 ・ 材 料 費	328	7.7
3. 外 注 技 工 料	408	9.6
4. その他の医業費用	985	23.2
III 収 支 差 額 (I - II)	1,410	33.2

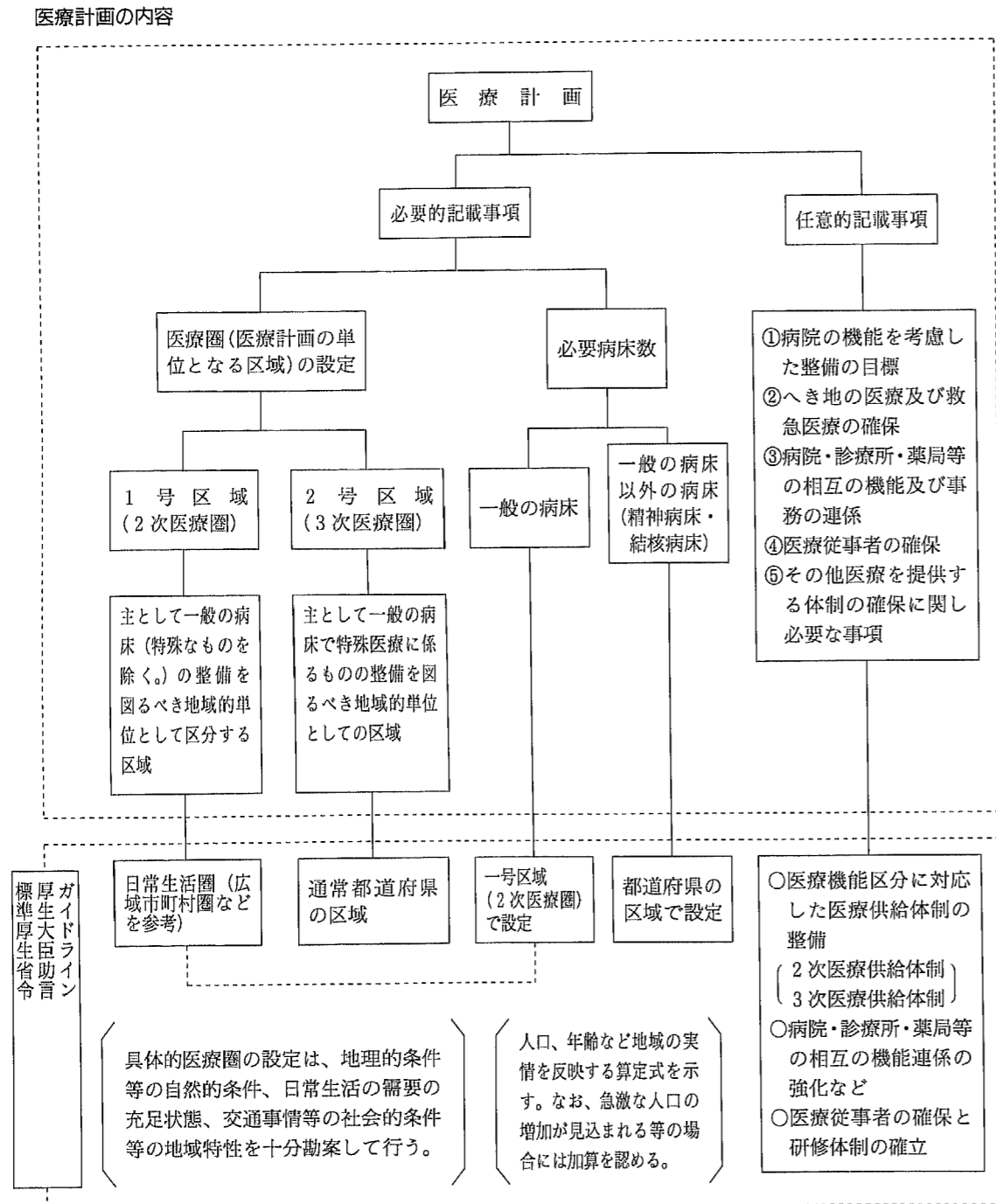
(注) 1 院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医業費用」の「1.給与費」には含まれていない。

2 「II医業費用」の「4.その他の医業費用」は、賃借料、光熱水費、福利厚生費などの経費、減価償却費の費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成3年6月医療経済実態調査（医療機関調査）報告」

3 地域医療計画

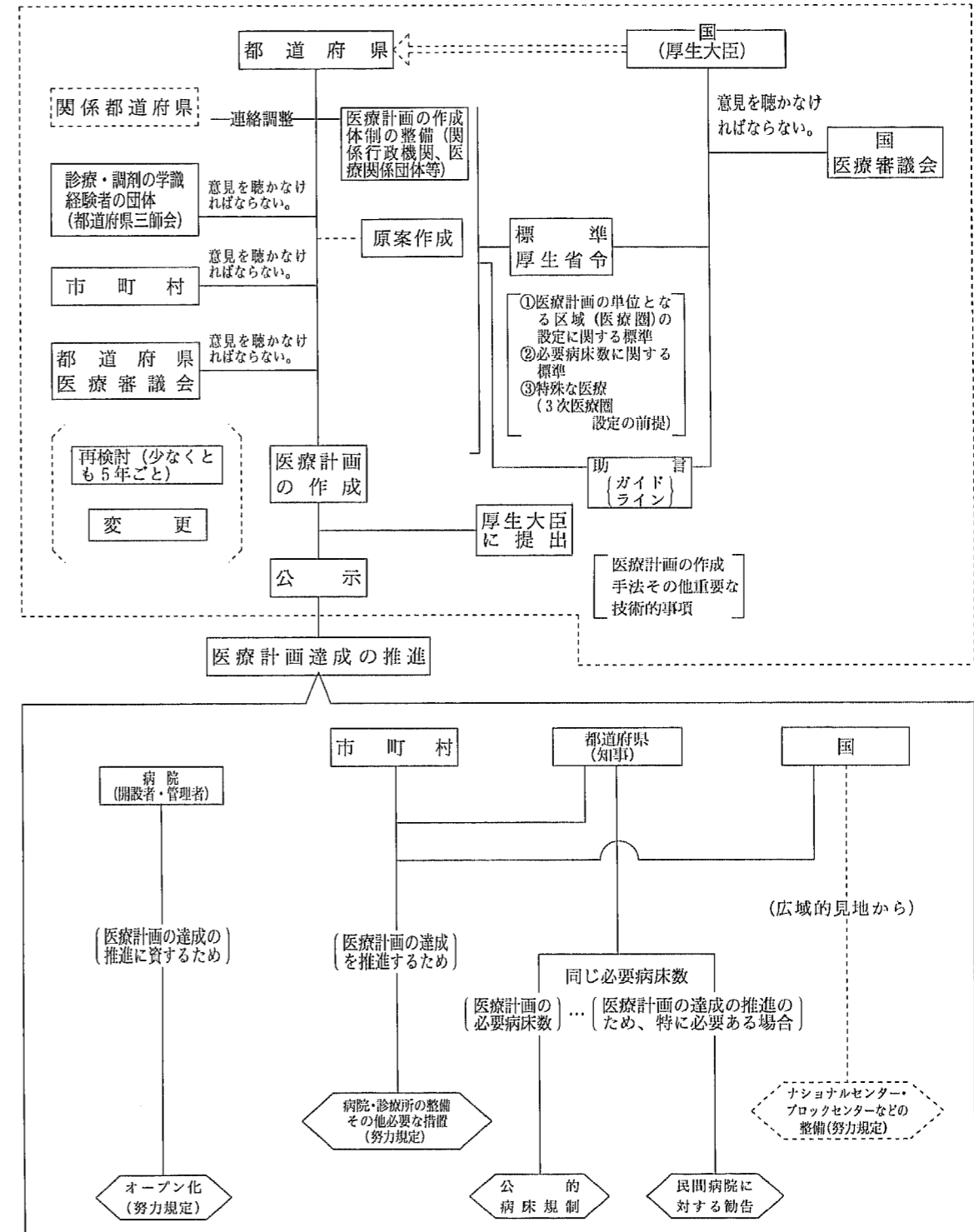
第233表 地域医療計画の内容



資料：厚生省健康政策局作成

第234表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成手続



資料：厚生省健康政策局作成

第235表 都道府県別必要病床数及び既存病床数の状況

平成5年('93)3月31日現在

区 分	公示年月日 (昭和、平成)	一 般 病 床				精 神 病 床		結 核 病 床	
		二 次 医 療 圏 数	過 剩 医 療 圏 数	必 要 病 床 数	既 存 病 床 数	必 要 病 床 数	既 存 病 床 数	必 要 病 床 数	既 存 病 床 数
総 数		341	164	1,183,426	1,262,249	349,104	362,305	50,302	38,251
北 海 道	63.4.1	21	12	77,476	85,794	20,683	21,147	1,860	1,933
青 森 県	*5.3.1	6	5	13,074	15,202	4,696	5,011	307	793
岩 手 県	*3.4.1	9	1	15,528	16,053	4,470	4,897	815	553
宮 城 県	63.8.3	5	2	19,476	18,887	6,658	5,128	1,085	689
秋 田 県	*5.3.30	8	6	11,745	13,241	3,996	4,761	257	397
山 形 県	*4.12.25	4	0	12,543	10,513	4,023	3,227	285	207
福 島 県	*5.3.12	7	6	19,586	24,096	6,755	8,788	447	780
茨 城 県	63.10.31	6	5	20,609	24,353	6,728	8,747	1,079	769
栃 木 県	63.6.20	5	5	15,075	16,607	4,711	5,773	813	596
群 馬 県	63.6.17	10	8	16,543	17,931	4,441	5,814	765	322
埼 玉 県	*4.1.31	9	3	47,283	46,151	13,673	12,005	894	985
千 葉 県	*3.4.1	8	3	39,934	40,163	14,696	12,502	2,144	820
東 京 都	1.2.25	13	8	104,819	105,070	28,783	27,234	4,849	2,912
神 奈 川 県	*4.2.20	8	6	60,046	61,026	15,760	12,927	1,096	893
新 潟 県	*4.6.26	13	1	24,839	22,665	5,750	7,637	508	417
富 山 県	1.3.31	4	2	14,290	14,384	3,631	3,897	677	473
石 川 県	*4.4.1	4	2	14,641	16,751	3,321	4,137	234	448
福 山 県	*5.3.31	4	1	10,322	9,463	2,303	2,427	183	484
山 梨 県	*4.12.24	8	1	9,202	8,301	1,968	2,696	168	232
長 野 県	*4.12.10	10	1	20,160	18,565	5,073	6,042	454	461
岐 阜 県	1.1.17	5	1	16,139	17,015	4,353	4,479	1,024	622
静 岡 県	*3.4.1	10	5	30,623	30,352	8,135	7,583	1,868	771
愛 知 県	*4.8.31	8	3	50,820	57,059	14,054	14,274	1,337	1,859
三 重 県	63.12.27	4	2	15,396	16,174	3,861	5,376	970	799
滋 賀 県	63.4.1	7	1	11,250	10,200	2,437	2,347	810	329
京 都 府	63.4.8	6	2	27,144	30,451	6,377	6,770	1,751	1,183
大 阪 府	63.6.20	4	4	71,751	97,859	20,957	21,404	5,270	3,356
兵 庫 県	*4.4.1	10	1	52,608	49,961	11,729	12,078	1,471	1,929
和 歌 山 県	63.4.30	3	0	12,478	12,139	3,206	2,920	862	329
鳥 取 県	63.7.1	6	4	11,819	12,565	2,582	2,981	801	469
島 根 県	*5.3.26	3	0	7,031	6,142	2,057	2,000	159	150
岡 山 県	*4.11.10	6	0	10,103	8,396	2,776	2,644	226	229
広 島 県	*4.9.29	5	4	21,907	24,004	6,691	6,111	570	795
山 口 県	62.7.20	10	2	32,411	30,569	9,167	9,281	1,562	997
徳 島 県	*3.5.21	9	5	19,008	22,054	5,636	6,653	1,013	605
香 川 県	*4.9.1	3	3	10,267	12,670	3,381	4,650	258	624
愛 媛 県	1.2.25	5	0	14,460	12,925	4,450	4,310	800	487
高 知 県	*4.4.1	6	4	18,785	19,398	5,929	5,237	460	642
福 岡 県	*5.3.31	4	4	11,435	16,509	3,440	4,203	273	627
佐 賀 県	63.12.27	10	8	54,457	67,083	22,315	22,164	3,546	1,963
長 崎 県	63.4.1	3	1	10,628	10,805	4,431	4,529	748	440
熊 本 県	*4.3.31	9	7	17,612	20,052	6,471	8,626	568	759
大 分 県	62.9.1	10	4	24,798	26,387	8,801	9,126	1,617	870
宮 崎 県	63.2.23	10	6	14,921	15,033	5,880	5,521	1,048	572
鹿 児 島 県	62.8.21	6	6	13,013	14,215	5,550	6,332	931	682
沖 縄 県	*4.6.1	12	6	24,078	24,622	7,422	10,315	694	765
	1.1.25	5	3	11,293	12,394	4,897	5,594	745	234

(注) 公示年月日欄の*は見直し公示年月日を示す。

資料：厚生省健康政策局計画課調

第8節 公衆衛生

1 結核等

第236表 結核医療費推計額

(単位 億円)

区 分	推 計 額				
	昭和62年度(1987)	63(1988)	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)
合 計	1,644	1,548	1,402	1,407	1,502

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第237表 結核医療費公費負担承認件数(治療費支払方法別)

区 分	総 数	被 用 者 保 険		国民健康保険	老人保健	生活保護	そ の 他
		本 人	家 族				
昭和62年('87)	137,728	41,094	21,910	58,588	258	15,283	595
63('88)	125,244	37,235	20,237	53,814	223	13,200	535
平成元年度('89)	115,628	34,804	18,769	49,460	239	11,787	569
2('90)	106,553	33,079	17,229	45,115	214	10,440	476
3('91)	99,110	31,650	16,109	41,296	191	9,337	527

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

第238表 結核医療費公費負担額

(単位 百万円)

区 分	合 計	法第34条1項による一般患者に対する適正医療費	法第35条1項による措置患者に対する医療費
昭和62年度('87)	49,873	3,916	45,957
63('88)	43,133	3,448	39,685
平成元年度('89)	40,553	3,275	37,278
2('90)	39,161	3,028	36,133
3('91)	37,853	2,927	34,926

資料：厚生省保健医療局調

第239表 結核登録者

(1) 結核登録者数(活動性分類別)

年末現在

区 分	総 計	活 動 性 肺 結 核				活 動 性 肺 外 結 核	不 活 動 性	不 明
		感 染 性			非 感 染 性			
		計	広汎空洞型	その他の感染性				
昭和62年('87)	268,146	29,473	1,194	28,279	79,970	7,650	81,117	69,936
63('88)	252,146	27,890	1,073	26,817	71,684	6,590	87,681	58,301
平成元年度('89)	238,189	25,903	980	24,923	67,408	6,213	89,854	48,811
2('90)	223,863	24,944	996	23,948	62,625	5,874	87,839	42,581
3('91)	210,423	24,090	918	23,172	57,993	5,381	86,955	36,004

(ii) 新登録結核患者数

区分	総計	活動性肺結核				活動性肺外結核	不明
		感染性			非感染性		
		計	広汎空洞型	その他の感染性			
昭和62年('87)	56,496	27,267	1,035	26,232	24,777	4,452	0
63 ('88)	54,357	26,369	940	25,429	23,645	4,336	7
平成元年('89)	53,112	25,848	945	24,903	22,979	4,273	12
2 ('90)	51,821	26,182	1,018	25,164	21,592	4,016	31
3 ('91)	50,612	25,759	974	24,785	21,050	3,771	32

資料：厚生省保健医療局結核感染症サーベイランス年報集計

第240表 結核病床数・患者数・病床利用率

区分	昭和62年(1987)	63(1988)	平成元年(1989)	2(1990)	3(1991)
結核病床数	49,343	46,594	44,409	42,850	41,665
1日平均在院患者数	26,832	24,383	22,398	20,726	19,342
病床利用率(%)	54.4	52.3	50.4	48.4	46.4

(注) 病床数は、6月末現在の数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

第241表 ハンセン病患者数・有病率の年次推移

	患者数(人)			有病率 (人口10万対)
	総数	入所患者	在宅患者	
明治33年(1900)	30,359	69.2
39(1906)	23,819	226	23,593	50.6
大正8年(1919)	16,261	1,491	14,770	29.5
14(1925)	15,351	2,176	13,175	25.7
昭和5年(1930)	14,261	3,261	11,000	22.1
10(1935)	14,193	9,735	4,458	20.5
15(1940)	11,326	8,855	2,471	15.7
25(1950)	11,094	8,325	2,769	13.3
30(1955)	12,169	10,057	1,112	13.6
35(1960)	11,587	10,645	942	12.4
40(1965)	10,607	9,874	733	10.8
45(1970)	9,565	8,958	607	9.3
50(1975)	10,199	9,166	1,033	9.2
55(1980)	9,458	8,509	949	8.1
60(1985)	8,452	7,568	884	7.0
平成2年(1990)	7,348	6,597	751	5.9
3(1991)	7,130	6,422	708	5.8
4(1992)	6,947	6,249	697	5.6

(注) 昭和25～46年は沖繩を含まず。

資料：厚生省保健医療局エイズ結核感染症課調

第242表 未収容らい患者・一時救護患者数

区分	前年末の患者	本年中増			本年中減			本年末の患者	本年末の一時救護患者(本年未患者再掲)
		計	新発見	その他	計	入所	死亡		
昭和63年度('88)	816	38	33	5	86	9	9	68	768
平成元年度('89)	764	66	26	40	52	17	5	30	778
2 ('90)	779	13	12	1	41	5	12	24	751
3 ('91)	752	27	17	10	71	4	9	58	708
4 ('92)	695	36	15	21	34	2	10	22	697

(注) 「本年中増」の「その他」は、らい療養所から当該都道府県内に移動した患者であって、外出の許可期間経過後正当な理由がなく帰所しない者又は無断外出逃亡等により退所処分に付された旨らい療養所から通知された者等を、「本年中減」の「その他」は、当該都道府県外に移動した未収容らい患者及び法第4条第2項の規定により治めした旨医師から届け出られた者等を集計したものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第243表 らい療養所入所患者数

区分	昭和63年度(1988)			平成元年度(1989)			2(1990)			3(1991)		
	計	国立療養所	公益法人立病院	計	国立療養所	公益法人立病院	計	国立療養所	公益法人立病院	計	国立療養所	公益法人立病院
前年度繰越患者数	7,102	6,995	107	6,896	6,805	91	6,713	6,638	75	6,564	6,493	71
本年度入所患者数	147	147	—	161	161	—	176	176	—	109	109	—
退所患者数	353	337	16	334	328	6	325	321	4	301	295	6
本年度末患者数	6,896	6,805	91	6,723	6,638	85	6,564	6,493	71	6,372	6,307	65

資料：厚生省保健医療局調

第244表 らい予防法による生活援護人員(種類別)

区分	生活援助		教育援助 人員	住宅援助 人員	出産援助 人員	生業援助 人員	葬祭援助 人員
	世帯	人員					
昭和63年度('88)	4,573	7,249	1,220	3,600	—	—	5
平成元年度('89)	4,252	6,693	1,075	3,451	3	—	4
2 ('90)	3,883	6,042	1,001	3,147	—	—	1
3 ('91)	3,642	5,538	861	2,853	—	1	1
4 ('92)	3,395	5,017	663	2,553	1	—	2

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

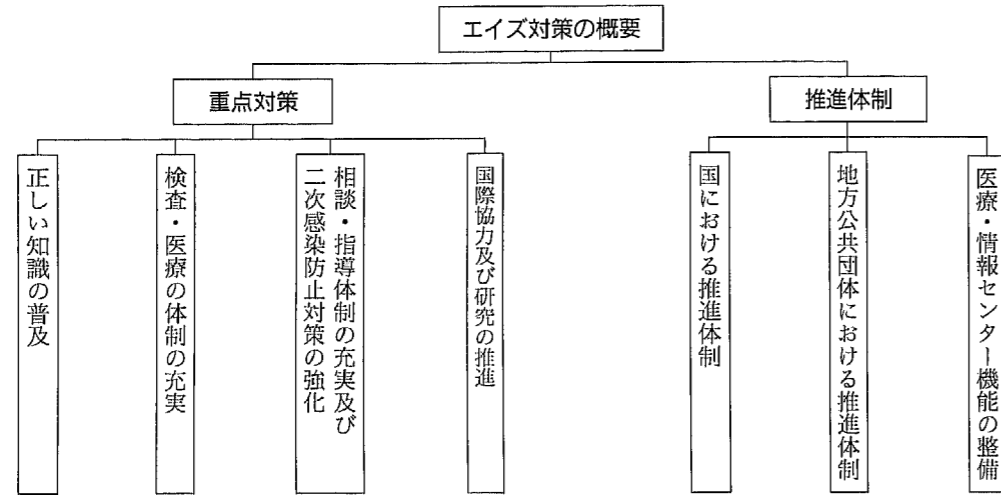
第245表 らい患者家族生活援護委託費・らい療養所運営費国庫負担額

(単位 百万円)

区分	らい患者家族生活援護委託費	らい療養所運営費	
		国立療養所	公益法人立病院
昭和62年度('87)	371	24,701	364
63 ('88)	348	24,999	382
平成元年度('89)	348	25,769	362
2 ('90)	314	27,987	373
3 ('91)	303	30,118	377

資料：厚生省保健医療局調

第246表 エイズ対策の概要



資料：厚生省保健医療局エイズ結核感染症課

第247表 エイズ患者及びHIV感染者の現状及び将来予測

	患者数		感染者数		備 考
	現 状 (人)	将来予測 (人)	現 状 (人)	将来予測 (人)	
日 本	592	2,700 (1997年)	2,765 ※ (7,400)	23,200 (1997年)	1. 現状の数字は1993年6月30日現在。 2. 将来予測及び※の数字は厚生省の研究班の推計(平成4年度研究報告)。
アメリカ	289,320		100万		1. 現状の数字は1993年3月31日現在 2. 感染者の現状の予測はWHOによる。
全 世 界	718,894	1,000万 (2000年)	1,400万以上	3,000万～4,000万 (2000年)	1. 現状の数字は1993年6月30日現在 2. 感染者の現状及び患者の予測はWHOによる。

資料：厚生省保健医療局エイズ結核感染症課

2 伝 染 病

第248表 法定・指定伝染病患者数

(各年の1年間に届出られた伝染病患者数)

区 分	昭和62年 (1987)	63 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
法定伝染症					
コ レ ラ 患者数	34	33	95	73	90
り患率	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
赤 痢 患者数	1,275	1,046	924	920	1,120
り患率	1.0	0.9	0.7	0.7	0.9
腸 チ フ ス 患者数	145	111	105	120	106
り患率	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
パ ラ チ フ ス 患者数	27	32	65	26	25
り患率	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
し ょ う 紅 熱 患者数	222	185	96	29	22
り患率	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0
ジ フ テ リ ア 患者数	7	9	4	5	2
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流行性脳脊髄膜炎 患者数	21	9	10	12	10
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日 本 脳 炎 患者数	44	31	32	55	14
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
指定伝染病					
急 性 灰 白 髄 炎 患者数	2	—	—	—	—
り患率	0.0	—	—	—	—
ラ ッ サ 熱 患者数	1	—	—	—	—
り患率	0.0	—	—	—	—

(注) 1. り患率、死亡率は人口10万対で、総務庁統計局発表の当該年10月1日現在の「推計人口」を用いた。

2. 上記の伝染病は、法定・指定伝染病中で過去5か年に患者の発生があった主な疾病である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「伝染病統計」

第249表 届出伝染病等患者数

区 分	昭和62年 (1987)	63 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
届出伝染病					
インフルエンザ 患者数	5,759	17,859	11,508	25,021	5,868
り患率	4.7	14.5	9.3	20.2	4.7
伝染病下痢症 患者数	—	3	—	—	—
り患率	—	0.0	—	—	—
百日せき 患者数	909	499	229	583	536
り患率	0.7	0.4	0.2	0.5	0.4
ましん 患者数	5,872	3,109	1,753	3,259	5,452
り患率	4.8	2.5	1.4	2.6	4.4
破傷風 患者数	50	53	42	47	34
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
マラリア 患者数	45	55	57	55	58
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
つつが虫病 患者数	804	608	754	941	937
り患率	0.7	0.5	0.6	0.8	0.8
フィラリア病 患者数	1	1	2	—	1
り患率	0.0	0.0	0.0	—	0.0
住血吸虫病 患者数	2	2	3	5	3
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
性病					
梅毒 患者数	2,928	2,530	2,108	1,877	1,494
り患率	2.4	2.1	1.7	1.5	1.2
りん病 患者数	6,528	5,931	5,439	5,646	5,567
り患率	5.3	4.8	4.4	4.6	4.5
軟性下かん 患者数	72	34	54	53	22
り患率	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
そけいりんば肉芽 患者数	1	8	9	8	12
しゅ症 患者数	—	—	—	—	—
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
結核 患者数	56,496	54,357	53,112	51,821	50,612
り患率	46.2	44.3	43.1	41.9	40.8
らい 患者数	15	33	26	12	17
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
エイズ 患者数	—	—	13	31	38
り患率	—	—	0.0	0.0	0.0
食中毒 患者数	25,368	41,439	36,479	37,561	39,745
り患率	20.7	33.7	29.6	30.4	32.0

(注) 1 り患率・死亡率は人口10万対で、総務庁統計局発表の当該年10月1日現在の「推計人口」を用いた。
 2 上記の伝染症は過去5か年に患者の発生があった主な疾病である。
 3 結核については、「結核・感染症サーベイランス年報集計結果」による。
 4 らいについては、「厚生省報告例(衛生関係)」による。
 5 エイズ「厚生省保健医療局疾病対策課結核・感染症対策室」調による。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「伝染病統計」「食中毒統計」

第250表 予防接種被接種者数

平成3年

区 分	被 接 種 者 数		
	法 による		そ の 他
	定 期	臨 時	
ジフテリア	1,355,854	—	8,123
百日せき	…	…	—
ジフテリア・破傷風混合	…	—	159,791
百日せき・ジフテリア・破傷風混合	2,232,045	—	151,868
インフルエンザ	…	4,309,076	769,734
コレラ	…	—	256
ワイル病	…	2,974	111
日本脳炎	…	6,078,306	743,814
急性灰白髄炎	1,183,095	—	474,318
風しん	585,528	—	70,678
麻疹	837,763	—	21,596
破傷風	…	—	2,788

(注) 1 「法による」は、2回及び3回に分けて接種されるものについては第1回の被接種者による。
 なお、日本脳炎は、初回免疫(1回、2回)、追加免疫の合計した延数を計上してある。
 2 「ジフテリア」には、「ジフテリアトキソイド」、「ジフテリア破傷風混合トキソイド」及び「沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド」を使用した被接種者数を計上してある。
 3 「その他」は、予防接種法の規定による定期及び臨時又は法によらないでその年中に保健所の医師が行った予防接種のすべてについて被接種延人員を計上してある。
 4 該当数値が得られないものは「…」としてある。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

3 精神保健

第251表 精神病床数・患者数・病床利用率

各年 6月末現在

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
精神病床数	345,495	351,469	355,334	358,251	360,303
1日平均在院患者数	342,459	344,709	346,754	348,500	349,215
病床利用率(%)	99.1	98.1	97.6	97.3	96.9

(注) 病床数は、6月末現在のものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

第252表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(金額 単位 百万円)

区 分	措置入院患者数(12月現在)	措置入院医療費国庫負担額
昭和63年(1988)	16,756	36,798
平成元年(1989)	13,843	34,698
2 (1990)	11,457	29,379
3 (1991)	9,120	24,347
4 (1992)	7,794	19,654

(注) 国庫負担額は当初予算額である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」
厚生省補助金ハンドブック

第253表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助額

(金額 単位 百万円)

区 分	承 認	通院医療費国庫補助額
昭和63年(1988)	579,350	13,853
平成元年(1989)	606,179	15,409
2 (1990)	629,514	16,045
3 (1991)	654,710	16,923
4 (1992)	677,944	18,378

(注) 国庫補助額は当初予算額である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」
厚生省補助金ハンドブック

第254表 精神病床数・在院患者数・措置患者数・措置率・利用率の年次推移

各年6月末

	全精神 病床数	月 末 在院患者数	措 置 患者数	措 置 率 (%)	病 床 利 用 率 (%)
昭和40年(1965)	164,027	177,170	63,894	36.1	108.5
45 (1970)	242,022	253,769	76,597	30.2	104.7
50 (1975)	275,468	281,346	65,571	23.3	102.0
55 (1980)	304,469	311,584	47,400	15.2	102.3
60 (1985)	333,570	339,989	30,543	9.0	101.9
平成2年(1990)	358,251	348,859	12,570	3.6	97.4
3 (1991)	360,303	349,052	10,013	2.9	96.9
4 (1992)	361,830	346,775			95.8

(注) 1 月末在院患者数のうち昭和40、45、50年は1日平均在院患者数である。

2 平成4年の全精神病床数、月末在院患者数、病床利用率については概数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」「衛生行政業務報告」

第255表 医療保護入院・仮入院届出件数

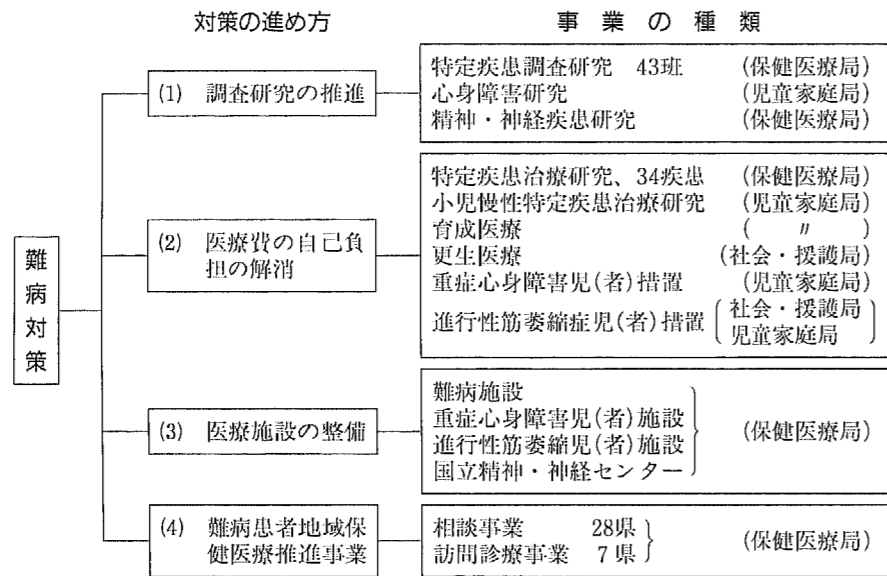
区 分	医療保護入院・仮入院届出件数
昭和63年(1988)	126,563
平成元年(1989)	85,951
2 (1990)	81,914
3 (1991)	81,187
4 (1992)	79,086

(注) 法律第98号により題名を「精神保健法」に改め、昭和63年7月1日から施行されたため、平成元年以降の数値は「保護義務者の同意による医療保護入院」+「扶養義務者の同意による医療保護入院」+「仮入院」である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

4 難 病

第256表 難病対策の概要



資料：厚生省保健医療局疾病対策課作成

第257表 特定疾患治療研究対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数

平成4年度末現在

疾患名	受給者証交付件数	疾患名	受給者証交付件数
1 ベーチェット病	13,383	18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	619
2 多発性硬化症	4,156	19 悪性関節リウマチ	4,532
3 重症筋無力症	8,299	20 パーキンソン病	27,061
4 全身性エリテマトーデス	35,618	21 アミロイドーシス	521
5 スモン	2,012	22 後縦靭帯骨化症	9,585
6 再生不良性貧血	7,563	23 ハンチントン舞踏病	361
7 サルコイドーシス	9,668	24 ウィリス動脈輪閉塞症	4,200
8 筋萎縮性側索硬化症	2,966	25 ウェゲナー肉芽腫症	460
9 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	16,691	26 特発性拡張型(うっ血型)心筋症	4,466
10 特発性血小板減少性紫斑病	19,320	27 シャイ・ドレーガー症候群	339
11 結節性動脈周囲炎	1,540	28 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	256
12 潰瘍性大腸炎	29,661	29 膿疱性乾癬	546
13 大動脈炎症候群	4,434	30 広範脊柱管狭窄症	465
14 ビュルガー病	9,428	31 原発性胆汁性肝硬変	2,921
15 天疱瘡	1,906	32 重症急性膵炎	456
16 脊髄小脳変性症	10,483	33 特発性大腿骨頭壊死症	2,008
17 クローン病	8,862	34 混合性結合組織病	409
		合 計	245,195

資料：厚生省保健医療局疾病対策課調

5 環境衛生

第258表 全国水道普及状況

年度末現在 (単位 千人)

区 分	昭和62年度 (1987)		63 (1988)		平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合 計	17,268	114,773	17,131	115,637	16,979	116,379	16,892	116,962	16,711	117,798
上 水 道	1,939	106,338	1,947	107,286	1,957	108,201	1,964	108,885	1,969	109,834
簡 易 水 道	11,010	7,581	10,841	7,519	10,670	7,359	10,546	7,269	10,390	7,171
専 用 水 道	4,218	854	4,241	833	4,252	819	4,277	808	4,247	793
水道用水供給	101	—	102	—	100	—	105	—	105	—
普及率(%)	93.9		94.2		94.4		94.7		94.9	

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調

第259表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在 (1日当り)

区 分	昭和61年度 (1986)	62 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)
下水道終末処理(万人)	4,541	4,753	4,953	5,182	5,397
ごみ処理(トン)	162,265	164,280	164,322	169,082	173,456
し尿処理(kl)	107,677	109,914	109,875	108,135	108,365

(注) 現有処理能力(着工ベース含む)

資料：「下水道終末処理」建設省都市局調

「ごみ・し尿処理」厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課調

第260表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区 分	昭和61年度 (1986)	62 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)
下水道終末処理					
総事業費	1,555,186	1,855,364	1,875,459	1,913,947	1,785,363
国庫支出金	464,554	562,502	545,956	552,877	550,292
地方債	921,528	1,174,166	1,212,692	1,241,147	1,160,486
その他	169,104	118,696	116,811	119,923	74,585
ごみ処理					
総事業費	1,041,869	1,085,764	1,154,028	1,264,088	1,387,735
国庫支出金	46,191	49,290	52,761	45,977	52,816
地方債	110,926	124,059	120,677	135,378	148,637
その他	884,752	912,415	980,590	1,082,733	1,186,282
し尿処理					
総事業費	350,750	356,952	345,290	358,926	371,578
国庫支出金	16,181	16,858	11,893	14,233	13,867
地方債	28,344	35,640	29,941	31,844	34,359
その他	306,225	304,454	303,456	312,849	323,352

(注) 1 下水道終末処理は公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

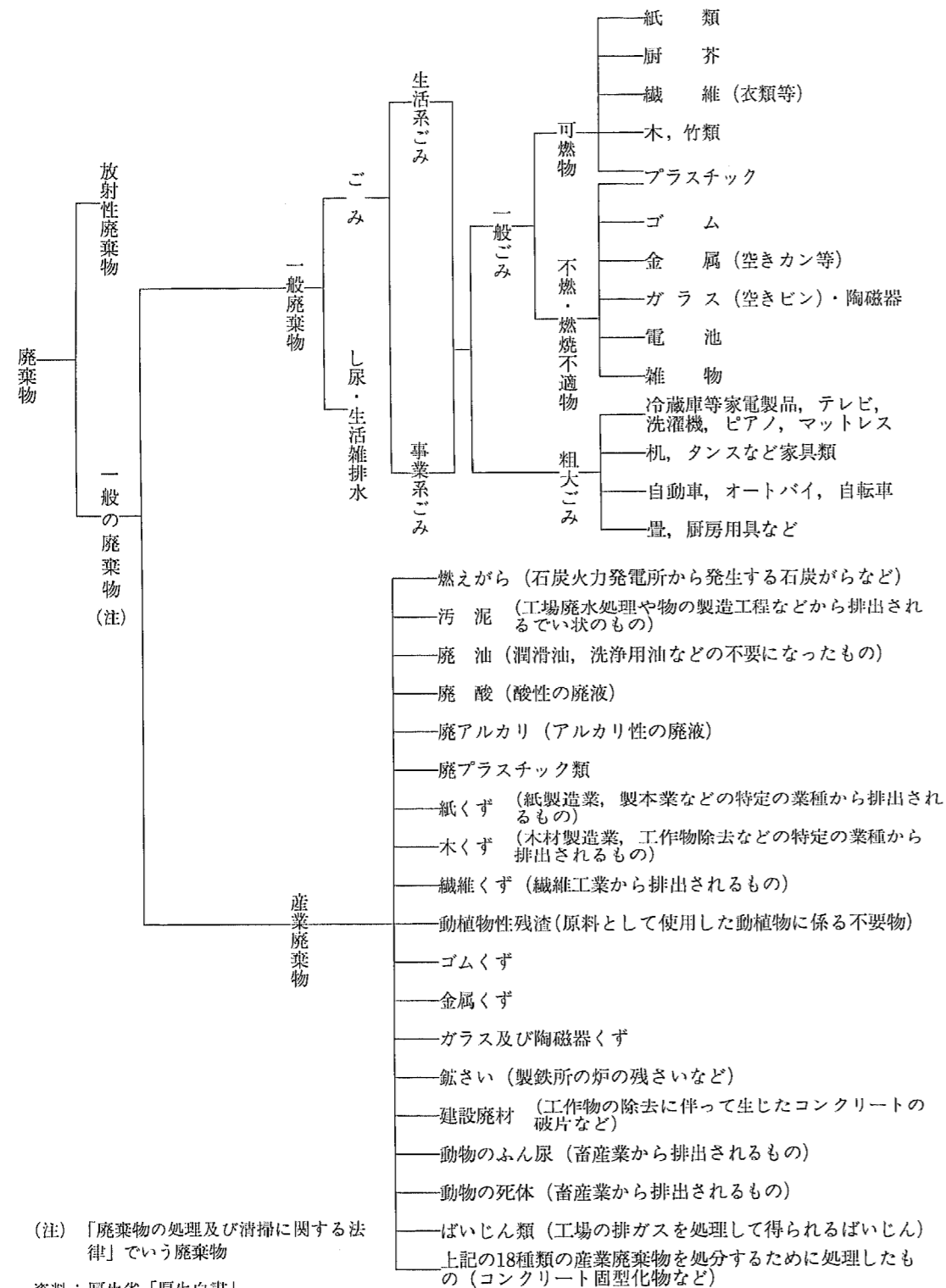
2 「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び市町村一般財源等を含む。

資料：「下水道終末処理」建設省都市局調

「ごみ・し尿処理」厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課調

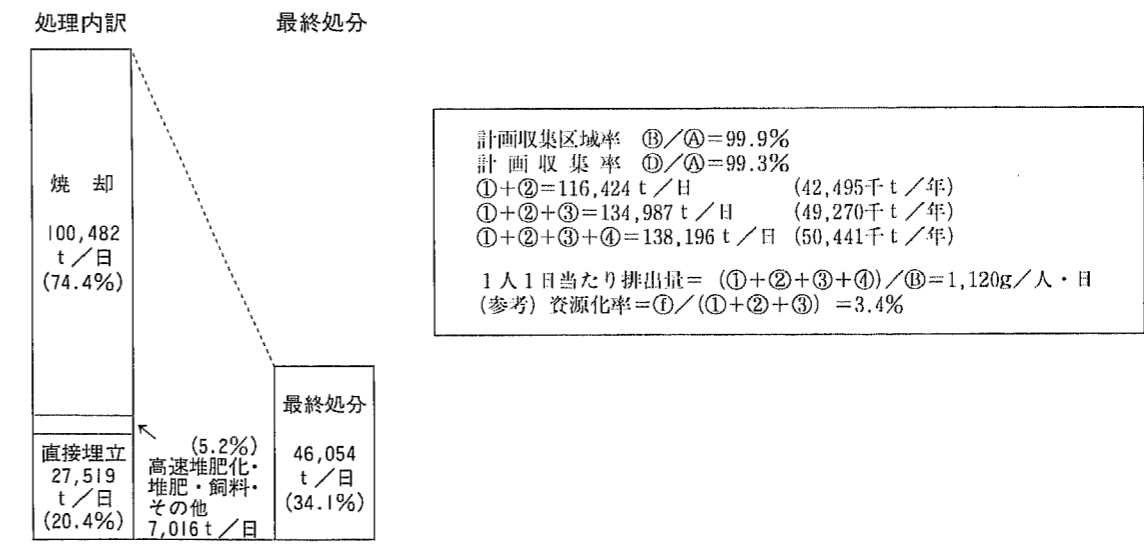
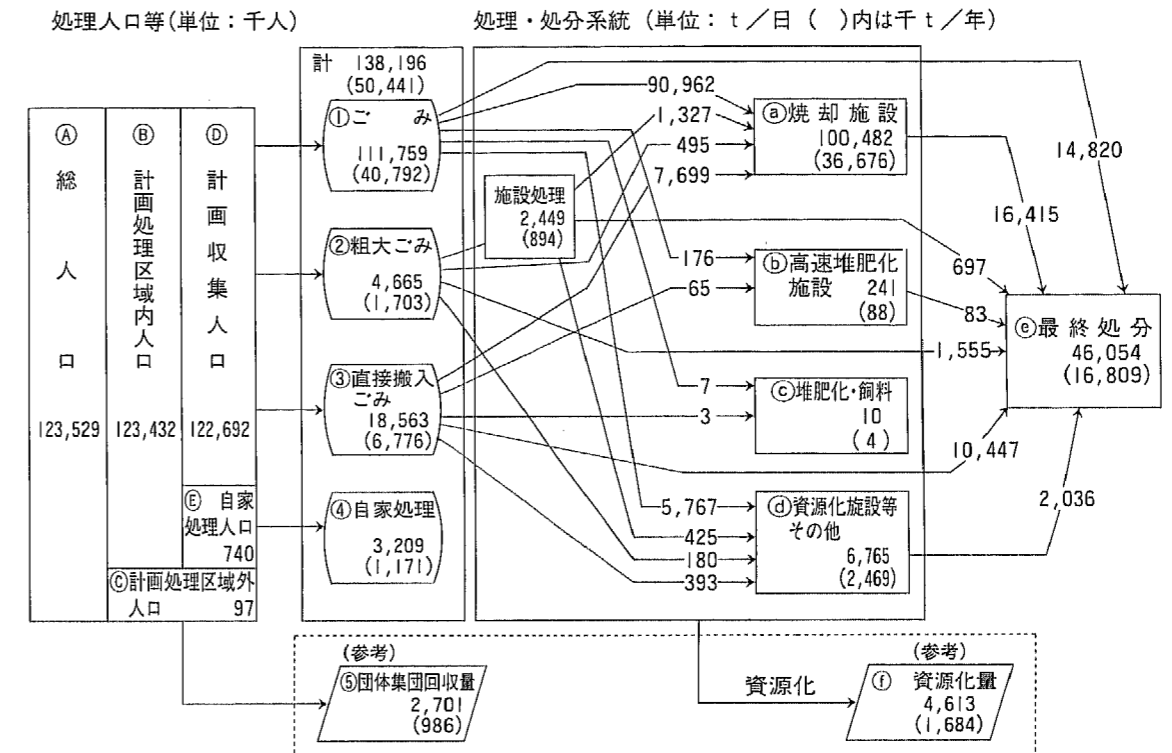
第261表 廃棄物の分類と処理体制

[廃棄物の分類]



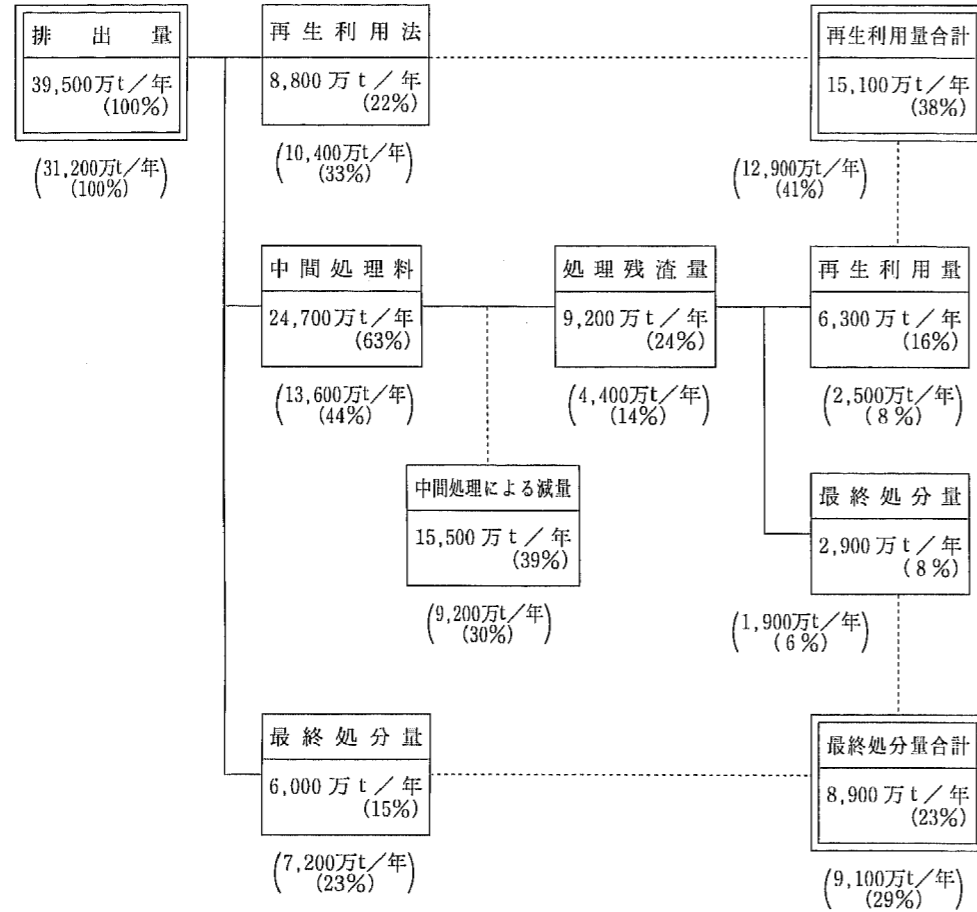
第262表 ゴミ処理等の流れ

(i) ゴミ処理の流れ(平成2年度('90)実績)



資料：厚生省水道環境部調べ

(ii) 産業廃棄物の処理の流れ (平成2年度)



(注) 枠外の()内は昭和60年度の数値である。
 (資料) 厚生省生活衛生局水道環境部調

第263表 市町村のごみ処理費用の推移

()内は対前年増加率(%)

年次	昭和61年 (1986)	62 (1987)	63 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)
処理費用総額 (百万円)	1,041,869 〔3.2〕	1,085,764 〔4.2〕	1,154,028 〔6.3〕	1,261,089 〔9.3〕	1,385,150 〔9.8〕
国民1人当たり の処理費用(円)	8,563 〔2.7〕	8,880 〔3.7〕	9,399 〔5.8〕	10,257 〔9.1〕	11,222 〔9.4〕

(注) 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。
 資料: 厚生省水道環境部「廃棄物処理事業実態調査」

6 公 書

第264表 公害等調整委員会に所属した事件の処理件数

年度	調停			仲裁			裁定			その他			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	所属	うち新規受付	終結	未済
昭和45・46年度	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	7
47	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	62	33	105	0	0	0	0	2	0	0	0	0	142	62	35	107
53	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	42	46	71	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元年度	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
計	671	667	—	1	1	—	25(6)	22(6)	—	1	1	—	—	698	691	—

(注) 1. 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2. 「裁定」()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。 3. 「その他」は、義務履行勧告申出事件である。
 資料: 公害等調整委員会「年次報告」

第265表 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付及び処理状況

年度	区分	受付件数				処理件数					年度末 係属件数
		合計	あっせん	調停	仲裁	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和45・46年度		25	8	17	0	15	10	2	2	1	10
47		25	3	20	2	14	8	4	1	1	21
48		30	6	23	1	28	19	6	3	0	23
49		24	4	19	1	27	22	5	0	0	20
50		21	3	18	0	22	9	9	4	0	19
51		22	3	19	0	21	12	5	4	0	20
52		25	1	24	0	15	12	1	2	0	30
53		22	2	20	0	21	11	6	4	0	31
54		22	1	21	0	24	12	7	5	0	29
55		27	0	27	0	22	13	8	1	0	34
56		19	1	18	0	21	4	13	4	0	32
57		15	0	15	0	23	13	8	2	0	24
58		26	0	26	0	19	12	5	0	2	31
59		20	1	19	0	24	14	5	5	0	27
60		29	0	29	0	21	11	9	1	0	35
61		23	0	23	0	26	18	6	2	0	32
62		28	0	28	0	27	15	10	1	1	33
63		26	1	25	0	22	11	7	4	0	37
平成元年度		36	0	36	0	23	13	6	4	0	50
2		55	0	55	0	39	9	23	5	2	66
3		43	0	43	0	43	15	20	8	0	66
4		51	0	51	0	36	7	22	6	1	81
計		614	34	576	4	533	270	187	68	8	—

(注) 1. 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2. 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3. 昭和56年度受付数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。
 資料: 公害等調整委員会事務局調

第266表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

年 度	典 型 7 公 害	大気汚染	水質汚染	土壌 汚染	騒 音 ・ 振 動			地盤 沈下	悪 臭
					計	騒 音	振 動		
昭和41年度	19,517	4,962	2,197	—	8,833	…	…	31	3,494
45	59,467	12,911	8,913	67	22,568	…	…	11	14,997
50	67,315	11,873	13,453	593	23,812	…	…	68	17,516
55	54,809	9,282	8,269	230	24,094	21,063	3,031	34	12,900
60	51,413	9,036	7,617	222	21,946	19,364	2,582	39	12,553
61	50,129	8,851	7,324	165	21,512	19,077	2,435	28	12,249
62	51,665	9,430	7,114	150	22,639	20,083	2,556	32	12,300
63	51,223	8,978	7,551	175	22,746	20,080	2,666	41	11,732
平成元年度	49,036	9,036	7,513	175	20,826	18,495	2,331	47	11,439
2	49,359	9,496	7,739	233	20,431	18,287	2,144	37	11,423
3	46,650	9,489	7,753	208	18,657	16,830	1,827	37	10,506

資料：公害等調整委員会「年次報告」

第267表 典型7公害以外の種類別苦情件数の推移

年 度	典 型 7 公 害 以 外	廃棄物	日照	電波 障害	通風	そ の 他						
						計	製造事 業所に 関する もの	建築工 事に 関する もの	空地の 管理に 関する もの	農・畜 産業に 関する もの	動物に 関する もの	その他 に関する もの
昭和52年度('77)	7,967	2,593	120	276	40	4,938	…	…	…	…	…	…
55 ('80)	9,881	2,619	136	403	23	6,700	479	458	2,417	751	1,414	2,035
60 ('85)	13,137	3,799	411	317	24	8,586	330	398	3,663	742	1,958	1,762
61 ('86)	15,338	3,914	703	363	70	10,288	272	310	5,295	691	1,958	1,762
62 ('87)	17,648	4,394	846	336	53	12,019	299	360	5,867	856	2,875	1,762
63 ('88)	21,342	5,000	435	372	14	15,521	322	390	9,341	856	2,827	1,785
平成元年度('89)	23,123	5,147	352	327	34	17,263	324	480	8,635	987	4,976	1,861
2 ('90)	24,935	5,029	408	372	23	19,103	334	503	8,694	1,117	6,207	2,248
3 ('91)	30,063	6,175	262	648	3	22,975	336	503	9,446	821	9,449	2,420

公害等調整委員会事務局「公害苦情件数調査結果報告書」

資料：公害等調整委員会「年次報告」

第268表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

平成4年('92)12月末現在

地 域	疾 病 名	指 定 地 域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数	
旧 第 一 種 地 域	慢性気管支炎、 気管支喘息、喘 息性気管支炎及 び肺気腫並び にこれらの続発 症	総 数			89,035	
		千葉県 南部臨海地域	千葉市	49.11.30	588	
		東京都 千代田区 全域	千代田区	"	254	
		東京都 中央区 全域	中央区	50.12.19	400	
		東京都 港区 全域	港区	49.11.30	874	
		東京都 新宿区 全域	新宿区	"	2,109	
		東京都 文京区 全域	文京区	"	1,050	
		東京都 台東区 全域	台東区	50.12.19	911	
		東京都 品川区 全域	品川区	49.11.30	1,730	
		東京都 大田区 全域	大田区	"	3,959	
		東京都 目黒区 全域	目黒区	50.12.19	1,070	
		東京都 渋谷区 全域	渋谷区	49.11.30	1,198	
		東京都 豊島区 全域	豊島区	50.12.19	1,356	
		東京都 北区 全域	北区	"	2,114	
		東京都 板橋区 全域	板橋区	"	2,656	
		東京都 墨田区 全域	墨田区	"	1,256	
		東京都 江東区 全域	江東区	49.11.30	2,689	
		東京都 荒川区 全域	荒川区	50.12.19	1,547	
		東京都 足立区 全域	足立区	"	3,982	
		東京都 葛飾区 全域	葛飾区	"	2,246	
		東京都 江戸川区 全域	江戸川区	"	3,289	
		東京都 小計				34,690
		横浜市 鶴見臨海地域	横浜市	47.2.1	813	
		川崎市 川崎区・幸区	川崎市	44.12.27	2,967	
		富士市 中部地域	富士市	47.2.1	667	
		名古屋市 中南部地域	名古屋市	49.11.30	4,774	
		東海市 北部・中部地域	愛知県	47.2.1	860	
		四日市市 臨海地域	四日市市	52.1.13	754	
		桶町 全域	三重県	48.2.1	81	
		大阪市 全域	大阪市	44.12.27	16,259	
		豊中市 南部地域	豊中市	49.11.30	480	
		吹田市 南部地域	吹田市	48.2.1	418	
		守口市 全域	守口市	49.11.30	2,456	
		東大阪市 中西部地域	東大阪市	52.1.13	3,121	
		八尾市 中西部地域	八尾市	53.6.2	1,551	
		堺市 西部地域	堺市	48.8.1	3,681	
		神戸市 臨海地域	神戸市	52.1.13	1,882	
尼崎市 東部・南部地域	尼崎市	"	4,623			
倉敷市 水島地域	倉敷市	45.12.1	2,549			
玉野市 南部臨海地域	岡山県	49.11.30	89			
備前市 片上湾周辺地域	"	50.12.19	125			
北九州市 洞海湾沿岸地域	北九州市	"	1,794			
大牟田市 中部地域	大牟田市	48.2.1	2,118			
計			87,340			
第一種地域 (特異的疾患)	水俣病	阿賀野川下流地域	新潟県	44.12.27	211	
	"	"	新潟市	"	213	
	"	水俣湾沿岸地域	鹿児島県	"	297	
	"	"	熊本県	"	881	
	イタイイタイ病	神通川下流地域	富山県	"	11	
	慢性砒素中毒症	島根県 笹ヶ谷地区	島根県	49.7.4	6	
	"	宮崎県 土呂久地区	宮崎県	48.2.1	76	
		計			1,695	

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

資料：環境庁調

第269表 環境事業団事業状況

(i) 譲渡（売買予約）契約ベース

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
造成建設事業	70	20	26	26	29
金額	53,745,950	40,000,000	49,000,000	49,000,000	50,000,000
共同公害防止施設	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
集団設置建物	8	5	10	9	7
金額	19,385,000	15,510,000	24,950,000	26,121,000	25,019,000
工場移転用地	6	6	5	5	9
金額	9,260,000	12,000,000	11,497,000	11,000,000	12,665,000
共同福利施設	3	7	7	6	7
金額	12,094,000	10,490,000	7,373,000	7,432,000	7,041,000
大気汚染対策緑地	—	1	2	3	3
金額	—	1,000,000	2,405,000	2,390,000	3,227,000
国立・国定公園施設	—	1	2	3	3
金額	—	1,000,000	2,775,000	2,057,000	2,058,000
貸付事業	53	61	51	80	99
金額	13,006,950	17,280,350	20,000,000	25,000,000	30,000,000

(注) 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。

(ii) 確定（売買）契約ベース

(金額 単位 千円)

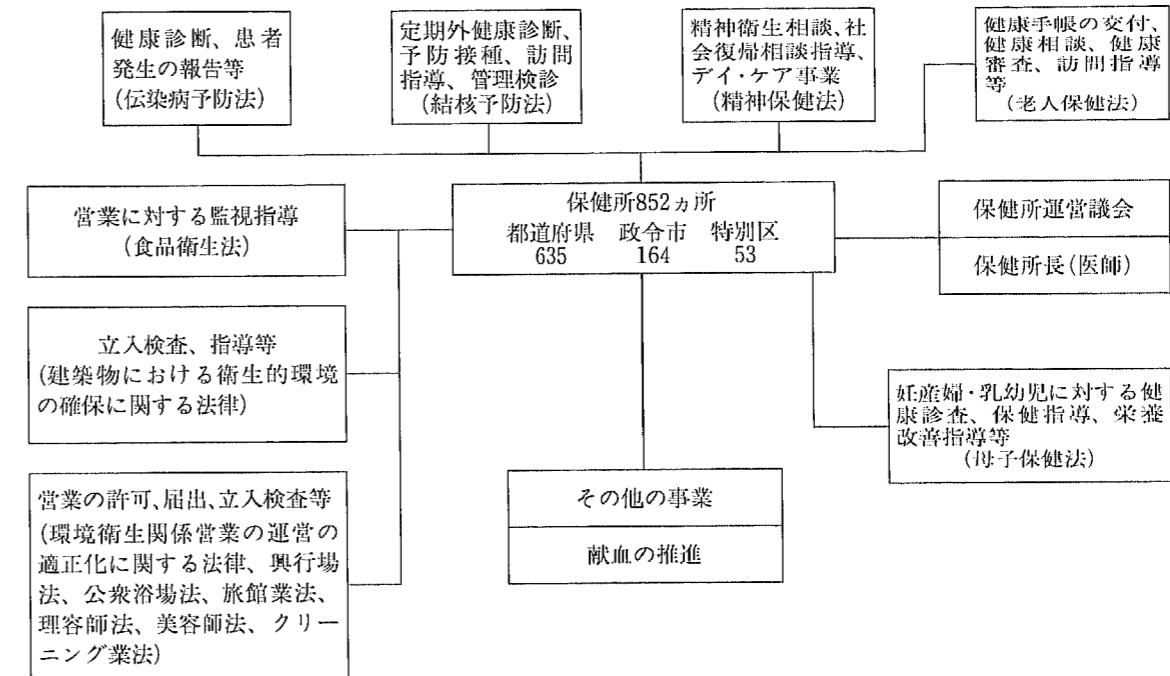
区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
共同公害防止施設	1	—	—	—	—
金額	167,600	—	—	—	—
集団設置建物	12	5	3	4	6
金額	17,579,868	14,638,770	3,061,735	14,969,583	28,855,501
工場移転用地	7	8	4	5	2
金額	10,321,787	11,118,433	10,338,083	10,848,102	7,817,481
共同福利施設	6	3	4	2	3
金額	17,479,388	11,012,520	5,050,106	4,993,107	6,402,552

(注) 前表を参照
資料：環境事業団調

7 保健所及び保健センター

第270表 保健所の活動

平成5年3月31日現在



資料：厚生省健康政策局作成

第271表 保健所数及び保健所職員総数

	昭和63年('88)	平成元年('89)	2('90)	3('91)	4('92)
保健所数	850	848	850	852	852
都道府県立	637	632	634	636	635
政令市	160	163	163	163	164
特別区	53	53	53	53	53
職員総数	34,684	34,680	34,571	34,470	34,463
医師	1,260	1,239	1,245	1,256	1,288
歯科医師	66	67	70	72	72
薬剤師獣医師	1,627	1,580	1,625	1,752	2,043
保健婦	8,134	8,224	8,305	8,386	8,408
看護婦	308	306	281	277	278
助産婦	85	81	76	76	79
X線技術者	1,312	1,295	1,274	1,259	1,257
管理栄養士	957	993	1,026	998	1,115
栄養士	299	283	254	290	188
歯科衛生士	328	337	350	348	349
試験検査技術者	1,693	1,615	1,613	1,606	1,533
理学療法士	22	25	22	23	28
作業療法士	—	—	—	—	—
その他	18,593	18,635	18,430	18,127	17,825

資料：厚生省健康政策局調

第272表 保健所活動状況

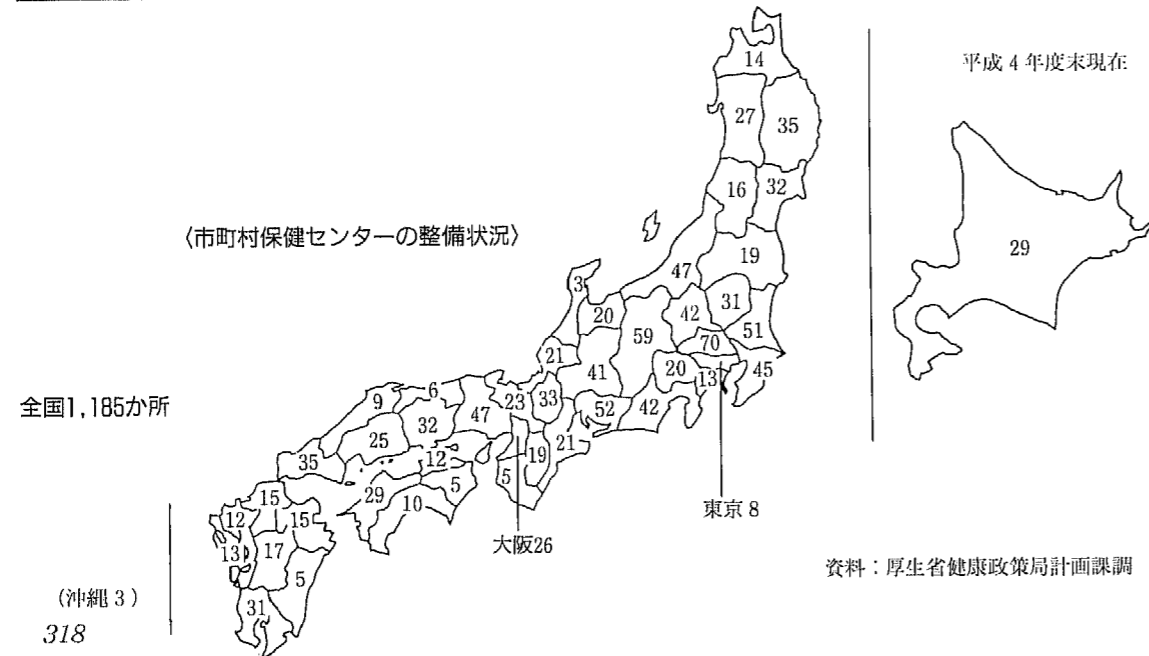
(実数)

業務の種類	平成3年(1991)	平成4年(1992)
健康診断 {開設回数	346,285	335,559
健康診断 {受診延人数	11,547,270	10,964,076
環境衛生監視指導延施設数	692,138	678,944
食品衛生監視指導延施設数 {許可を要する施設	3,570,679	3,546,502
食品衛生監視指導延施設数 {許可を要しない施設	2,037,758	2,044,060
結核予防 (結核予防法第34条による医療費公費負担承認件数)	99,110	92,072
梅毒血清反応検査被検査者数※	98,643	97,405
保健所活動による予防接種被接種者延数	2,871,575	3,403,077
寄生虫検査被検査者数(保健所活動分)	157,473	142,587
母子衛生 {妊婦保健指導延人員	207,013	199,667
母子衛生 {産婦保健指導延人員	267,060	259,078
母子衛生 (保健所活動分) {乳児保健指導延人員	1,219,171	1,184,770
母子衛生 (保健所活動分) {幼児保健指導(3歳児(実人員)延人員}その他	1,095,639	1,072,087
母子衛生 (保健所活動分) {延人員}その他	759,506	729,640
歯科衛生 {検診・保健指導受診延人員	2,924,957	2,887,012
歯科衛生 {予防処置延人員	510,393	515,895
歯科衛生 {治療延人員	2,637	2,035
栄養改善指導 {個別指導 {栄養指導延人員	1,350,816	1,306,830
栄養改善指導 {個別指導 {施設指導延施設数	41,046	39,418
栄養改善指導 {個別指導 {施設指導 {開設回数	116,835	113,848
栄養改善指導 {個別指導 {施設指導 {延人員	3,175,496	3,172,714
栄養改善指導 {集団指導 {施設指導 {開設回数	5,452	5,298
栄養改善指導 {集団指導 {施設指導 {延施設数	97,523	89,492
衛生教育開催回数	296,660	292,264
保健婦 {家庭訪問被訪問延数	1,076,021	1,019,904
保健婦 (保健所保健婦) {家庭訪問以外の活動実施回数	556,815	560,216
医療社会事業 {面接延回数	192,189	189,672
医療社会事業 {訪問延回数	126,245	124,250
試験検査検体数	34,007,792	33,791,697

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」※「厚生省報告例」

第273表 市町村保健センター数

市町村保健センター数	昭和63年(1988)	平成元年(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)
	979	1,038	1,106	1,152	1,185



第274表 保健所と市町村保健センターの比較 (現行)

	保健所	市町村保健センター
設置主体	都道府県・政令で定める市(32市)・特別区	市町村
根拠法令	保健所法(昭和22年9月)	公衆衛生局長通知(昭和53年4月)
目的	地方における公衆衛生の向上及び増進	地域住民に密着した健康相談、健康教育、健康診査等の保健サービスを総合的に行う拠点
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・所長 = 医師 ・その他の職員 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健婦、助産婦、看護婦、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、歯科衛生士、統計技術者等 ※総職員数 34,470人(平成3年度末)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の配置義務はない ※市町村保健センター等実態調査(平成4年度)にれば、平均14.2人の職員が配置されている。
事業内容	都道府県等の業務(専門的、広域的対応が望ましい保健サービス) <ul style="list-style-type: none"> ・結核予防対策(定期外予防接種、定期外健康診断、管理検診等) ・精神保健対策(精神保健相談、社会復帰相談指導等) ・難病対策(難病相談等) ・母子保健対策(三歳児健康診査、身体障害児の療育指導等) 	市町村の業務(日常生活に密着し、かつ頻度の高い保健サービス) <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健対策 ・母子保健対策(一歳六カ月健康診査等) ・結核予防対策(定期予防接種、定期健康診断) ・予防接種
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生対策(営業の許可、立入検査等) ・食品衛生対策(営業許可、営業施設等の監査、指導等) ・医療監視 ・衛生統計業務 	
財政措置	<ul style="list-style-type: none"> ・施設費 補助率 新設1/2、増改築1/3 ・設備費 補助率 初度調弁費1/2、その他 1/3 ・運営費 保健所運営費交付金 補助率 定額 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設費 補助率 1/3 ・設備費 補助率 1/3
設置数	852カ所(平成5年3月末) 都道府県(47) 636カ所 政令市(32) 163カ所 特別区(23) 53カ所	1,185カ所(平成5年3月末)

資料：厚生省健康政策局企画課作成

第9節 福祉サービス

1 身体障害者及び精神薄弱者福祉

第275表 身体障害者手帳交付台帳登録数

平成3年度末

区分	総数	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害
18歳未満	120,950	7,906	22,200	1,522	72,136	17,186
18歳以上	3,404,731	427,502	425,114	41,526	1,986,862	523,727

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第276表 福祉事務所における精神薄弱者相談状況

区分	相談 実人員	相談内容							
		総数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	その他
昭和62年度('87)	141,357	242,417	68,936	1,449	20,354	20,668	38,293	12,395	80,322
63 ('88)	147,165	248,930	72,733	1,405	20,187	22,228	37,832	12,008	82,537
平成元年度('89)	148,115	257,072	76,393	1,291	20,284	21,979	39,138	12,439	85,548
2 ('90)	149,647	251,913	76,338	1,405	19,185	19,985	38,774	12,611	83,615
3 ('91)	70,231	267,835	78,494	1,159	19,407	19,436	39,150	11,332	98,857

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第277表 身体障害者更生援護施設・精神薄弱者援護施設の施設数及び在所者数

各年 10月1日現在

区分	昭和62年('87)	63('88)	平成元年度('89)	2 ('90)	3 ('91)
肢体不自由者更生施設	施設数 45	45	45	44	44
	在所者数 1,266	1,295	1,252	1,246	1,196
視覚障害者更生施設	施設数 16	16	16	16	15
	在所者数 1,266	1,315	1,266	1,220	1,194
聴覚・言語障害者更生施設	施設数 3	3	3	3	3
	在所者数 131	140	152	151	156
内部障害者更生施設	施設数 14	14	14	13	11
	在所者数 544	541	520	511	458
身体障害者療護施設	施設数 186	194	203	210	223
	在所者数 11,621	12,079	12,723	13,219	13,945
重度身体障害者更生援護施設	施設数 59	61	61	61	63
	在所者数 3,480	3,561	3,569	3,577	3,701
身体障害者福祉ホーム	施設数 —	5	9	10	11
	在所者数 —	73	123	140	182
身体障害者授産施設	施設数 86	85	84	85	85
	在所者数 4,116	4,143	4,082	4,025	4,006
重度身体障害者授産施設	施設数 118	118	119	119	121
	在所者数 7,081	7,149	7,188	7,241	7,423
身体障害者通所授産施設	施設数 82	95	101	109	120
	在所者数 1,743	2,019	2,188	2,349	2,597
身体障害者福祉工場	施設数 23	23	24	24	27
	在所者数 1,157	1,147	1,210	1,210	1,258
身体障害者福祉センター	施設数 168	182	187	190	202
在宅障害者デイ・サービス施設	施設数 —	—	9	25	35
障害者更生センター	施設数 8	8	9	9	9
補装具製作施設	施設数 38	28	29	28	28
点字図書館	施設数 73	74	74	74	74
点字出版施設	施設数 13	13	13	13	13
聴覚障害者情報提供施設	施設数 —	—	—	—	2
精神薄弱者更生施設	施設数 849	899	946	999	1,066
	在所者数 54,461	57,554	60,343	63,438	67,432
精神薄弱者授産施設	施設数 464	510	542	577	620
	在所者数 20,359	22,240	23,684	25,186	26,719
精神薄弱者通所寮	施設数 95	99	102	106	109
	在所者数 2,109	2,244	2,293	2,347	2,394
精神薄弱者福祉ホーム	施設数 27	34	39	46	49
	在所者数 240	307	356	439	477

(注) 1 身体障害者福祉センター及び障害者更生センターは昭和59年法律改正により身体障害者更生援護施設となった。
2 精神薄弱者通所寮及び精神薄弱者福祉ホームは平成2年法律改正により精神薄弱者援護施設となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査報告」

第278表 身体障害者更生援護状況

区分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2 ('90)	3 ('91)
更生援護取扱実人員	1,044,167	1,087,047	1,156,680	1,183,000	1,204,998
身体障害者手帳新規交付者数 (18歳以上)	205,106	200,097	203,201	201,797	211,541
相談指導及び措置件数	1,476,261	1,535,995	1,659,820	1,707,169	1,767,260
身体障害者更生援護施設等への 入所その利用及び紹介(再掲)	42,337	41,663	41,965	42,925	45,019
補装具件数 { 交付	287,275	324,879	367,752	414,127	460,030
修理	42,198	42,240	44,338	46,601	49,550
更生医療給付決定件数	70,330	83,803	86,750	91,720	93,063

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第279表 身体障害者に対する補装具交付等の状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
交 付	件数 287,275 公費負担額 7,537,076	件数 324,879 公費負担額 8,021,027	件数 367,752 公費負担額 8,691,811	件数 414,127 公費負担額 9,793,962	件数 460,030 公費負担額 10,856,016
義 手	件数 3,027 公費負担額 204,817	件数 2,995 公費負担額 198,676	件数 2,835 公費負担額 206,531	件数 2,753 公費負担額 225,492	件数 2,755 公費負担額 234,078
義 足	件数 8,367 公費負担額 1,287,344	件数 8,194 公費負担額 1,299,386	件数 7,671 公費負担額 1,277,353	件数 7,954 公費負担額 1,420,792	件数 7,824 公費負担額 1,469,680
装 具	件数 19,312 公費負担額 942,380	件数 19,413 公費負担額 986,486	件数 18,831 公費負担額 1,004,135	件数 19,807 公費負担額 1,071,430	件数 20,796 公費負担額 1,149,157
盲人安全つえ	件数 8,129 公費負担額 19,476	件数 7,989 公費負担額 19,110	件数 7,631 公費負担額 19,531	件数 7,473 公費負担額 19,635	件数 7,436 公費負担額 20,241
補 聴 器	件数 30,438 公費負担額 1,054,511	件数 29,704 公費負担額 1,057,384	件数 29,007 公費負担額 1,095,671	件数 29,475 公費負担額 1,169,809	件数 30,474 公費負担額 1,264,033
車 い す	件数 30,997 公費負担額 2,856,781	件数 32,486 公費負担額 3,063,347	件数 34,200 公費負担額 3,383,950	件数 37,415 公費負担額 3,790,412	件数 39,213 公費負担額 4,208,168
歩行補助つえ	件数 12,518 公費負担額 43,266	件数 11,779 公費負担額 42,956	件数 11,369 公費負担額 43,709	件数 11,715 公費負担額 46,376	件数 11,913 公費負担額 49,696
そ の 他	件数 174,487 公費負担額 1,128,501	件数 212,359 公費負担額 1,353,683	件数 256,208 公費負担額 1,660,932	件数 297,535 公費負担額 2,050,015	件数 339,619 公費負担額 2,460,964
修 理	件数 42,198 公費負担額 869,743	件数 42,240 公費負担額 890,019	件数 44,338 公費負担額 972,230	件数 46,601 公費負担額 1,033,581	件数 49,550 公費負担額 1,131,948
義 手	件数 1,155 公費負担額 38,664	件数 1,115 公費負担額 38,020	件数 1,068 公費負担額 38,071	件数 1,647 公費負担額 46,434	件数 1,120 公費負担額 46,051
義 足	件数 6,620 公費負担額 377,427	件数 6,054 公費負担額 364,846	件数 6,023 公費負担額 391,750	件数 6,010 公費負担額 405,557	件数 5,826 公費負担額 431,568
装 具	件数 5,831 公費負担額 81,969	件数 5,816 公費負担額 84,848	件数 6,248 公費負担額 92,936	件数 6,314 公費負担額 96,019	件数 6,966 公費負担額 103,518
盲人安全つえ	件数 39 公費負担額 40	件数 40 公費負担額 43	件数 20 公費負担額 14	件数 35 公費負担額 30	件数 31 公費負担額 44
補 聴 器	件数 14,220 公費負担額 55,418	件数 14,530 公費負担額 60,468	件数 15,532 公費負担額 65,863	件数 16,404 公費負担額 72,428	件数 18,445 公費負担額 77,562
車 い す	件数 11,811 公費負担額 310,828	件数 12,219 公費負担額 336,381	件数 12,910 公費負担額 377,689	件数 13,646 公費負担額 406,716	件数 14,677 公費負担額 465,656
歩行補助つえ	件数 1,791 公費負担額 2,020	件数 1,792 公費負担額 2,038	件数 1,870 公費負担額 2,133	件数 1,828 公費負担額 2,122	件数 1,775 公費負担額 2,455
そ の 他	件数 731 公費負担額 3,377	件数 674 公費負担額 3,375	件数 667 公費負担額 3,773	件数 717 公費負担額 4,276	件数 710 公費負担額 5,094

(注) 車いすには電動車いすを含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第280表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計	件数 70,330 公費負担額 3,826,988	件数 83,803 公費負担額 3,916,250	件数 86,750 公費負担額 4,017,061	件数 91,720 公費負担額 4,157,916	件数 93,063 公費負担額 4,416,094
視 覚 障 害	件数 107 公費負担額 8,127	件数 63 公費負担額 7,055	件数 61 公費負担額 4,592	件数 58 公費負担額 4,054	件数 53 公費負担額 3,081
聴覚・平衡機能障害	件数 16 公費負担額 1,143	件数 16 公費負担額 623	件数 21 公費負担額 668	件数 14 公費負担額 1,091	件数 17 公費負担額 952
音声・言語・そしゃく機能障害	件数 126 公費負担額 3,175	件数 115 公費負担額 2,746	件数 135 公費負担額 3,964	件数 123 公費負担額 3,588	件数 163 公費負担額 2,800
肢体不自由	件数 2,832 公費負担額 318,103	件数 3,505 公費負担額 326,200	件数 3,628 公費負担額 341,216	件数 3,693 公費負担額 323,533	件数 4,162 公費負担額 359,867
心臓機能障害	件数 9,292 公費負担額 892,839	件数 10,600 公費負担額 917,614	件数 11,356 公費負担額 998,786	件数 13,087 公費負担額 996,921	件数 13,791 公費負担額 1,137,300
じん臓機能障害	件数 57,719 公費負担額 2,601,751	件数 69,489 公費負担額 2,657,768	件数 71,523 公費負担額 2,664,092	件数 74,485 公費負担額 2,755,623	件数 74,800 公費負担額 2,900,028
小腸障害	件数 238 公費負担額 1,850	件数 15 公費負担額 4,244	件数 26 公費負担額 3,744	件数 260 公費負担額 4,471	件数 77 公費負担額 12,067

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第281表 障害者職業訓練校修了者数

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
総 数	1,251	1,239	1,159	1,204	1,172
※電子機器・修理工	147	124	136	87	81
※衣服製作工	183	164	165	129	140
※木 工	37	39	39	43	48
※製 図 工	83	87	78	64	96
※印刷・写植工	216	193	190	207	159
塗 装 工	12	14	7	9	9
製 ク ッ 工	28	15	18	10	6
義 肢 装 具 工	35	33	30	21	18
印 章 彫 刻	29	21	11	15	13
陶 磁 器 工	28	22	21	20	21
意 匠 図 案 工	18	22	22	19	15
理 美 容 員	6	8	3	7	0
園 芸 芸 員	27	19	35	34	30
※事 務 員	213	227	186	210	312
臨 床 検 査 員	8	10	14	16	10
そ の 他	181	241	204	313	214

(注) ※印は類似のものをまとめた数を掲げた。

資料：労働省職業能力開発局調

第282表 障害者雇用率

(i) 民間企業における障害者数および実雇用率の推移

各年6月1日現在

区 分	年	障害者数(人)		実雇用率(%)	
			前年比増減		前年比増減
一般の民間企業	昭和52年	128,429		1.09	
	昭和53年	126,493	△1,936	1.11	0.02
	昭和54年	128,493	2,000	1.12	0.01
	昭和55年	135,228	6,735	1.13	0.01
	昭和56年	144,713	9,485	1.18	0.05
	昭和57年	152,603	7,890	1.22	0.04
	昭和58年	155,515	2,912	1.23	0.01
	昭和59年	159,909	4,394	1.25	0.02
	昭和60年	168,276	8,367	1.26	0.01
	昭和61年	170,247	1,971	1.26	0.00
	昭和62年	171,880	1,633	1.25	△0.01
	昭和63年	187,115 (177,708)	15,235 (5,828)	1.31 (1.25)	0.06 (0.00)
	平成元年	195,276	8,161	1.32	0.01
	平成2年	203,634	8,358	1.32	0.00
	平成3年	214,814	11,180	1.32	0.00
	平成4年	229,627	14,813	1.36	0.04
	特殊法人	昭和52年	689		0.95
昭和53年		868	179	1.20	0.25
昭和54年		949	81	1.28	0.08
昭和55年		994	45	1.34	0.06
昭和56年		1,172	178	1.56	0.22
昭和57年		1,347	175	1.79	0.23
昭和58年		1,366	19	1.81	0.02
昭和59年		1,348	△18	1.79	△0.02
昭和60年		1,373	25	1.84	0.05
昭和61年		1,390	17	1.87	0.03
昭和62年		1,401	11	1.47	△0.40
昭和63年		1,457 (1,457)	56 (56)	1.74 (1.74)	0.27 (0.27)
平成元年		1,429	△28	1.79	0.05
平成2年		1,412	△17	1.88	0.09
平成3年		1,446	34	1.93	0.05
平成4年		1,433	△13	1.90	△0.03

(注) 1 障害者数とは、身体障害者と精神薄弱者の計であり、重度身体障害者については、ダブルカウントしてある。
 ただし、昭和62年以前は、身体障害者のみである。
 2 昭和63年の()内は、身体障害者のみの数値である。

(ii) 国、地方公共団体における機関区分別障害者の在職状況

平成4年6月1日現在

区 分	雇用率2%が適用される非現業的機関			雇用率1.9%が適用される非現業的機関		
	職員数 (除外職員除く)	障害者数	実雇用率	職員数 (除外職員除く)	障害者数	実雇用率
国の機関	人 365,070	人 7,503	% 2.06 (2.04)	人 214,229	人 4,358	% 2.03 (2.04)
都道府県の機関	772,764	12,350	1.60 (1.59)	18,464	539	2.92 (3.02)
市町村の機関	890,806	20,409	2.29 (2.28)	46,354	1,159	2.50 (2.43)

(注) ()内は、平成3年6月1日現在の数値である。
 資料：労働省職業安定局調

2 児童福祉

第283表 児童相談所処理件数

区 分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
総 数	248,912	248,898	260,343	275,653	275,711
調 戒 審 判	2,262	2,073	1,731	1,362	1,257
児童福祉司の指導	5,812	5,237	5,198	4,640	4,526
福祉事務所へ送致又は通知	1,641	1,454	1,539	1,415	1,195
児童委員の指導	57	56	50	42	36
里親・保護受託者委託	814	822	812	789	742
児童福祉施設に人所・通所	23,235	22,588	22,450	22,153	22,036
他の機関に所・通所	1,393	1,114	1,279	2,636	3,022
面接指導	190,917	192,332	201,746	215,450	215,952
その他	22,181	23,222	25,538	27,166	26,945
法第27条の2により家庭裁判所に送致されたもの(再掲)	36	25	25	42	27
年度末現在未処理件数	16,430	17,481	16,931	16,716	16,053

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第284表 児童福祉施設数及び在所者数

各年 10月1日現在

区 分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年('89)	2('90)	3('91)
総 数	33,229	33,232	33,180	33,176	33,128
施設数	1,862,643	1,844,195	1,820,771	1,797,950	1,782,560
在所者数	703	670	655	635	622
助産施設	121	120	119	118	117
乳児施設	2,804	2,734	2,661	2,599	2,583
母子寮	339	336	329	327	325
保育所	13,681	12,889	12,442	11,936	11,822
施設数	22,826	22,776	22,737	22,703	22,668
在所者数	1,784,193	1,767,275	1,745,296	1,723,775	1,709,148
養護施設	538	538	534	533	533
施設数	29,595	28,876	28,252	27,423	26,882
在所者数	317	313	309	307	304
精神薄弱児施設	17,921	17,485	17,067	16,754	16,339
施設数	8	8	8	8	8
在所者数	314	318	316	313	314
精神薄弱児通園施設	216	216	216	215	214
施設数	6,019	6,059	6,070	6,207	6,394
在所者数	26	24	22	21	21
盲児施設	539	459	400	365	348
施設数	22	20	20	18	17
在所者数	366	327	311	293	275
難聴幼児通園施設	26	27	27	27	27
施設数	710	729	723	710	676
在所者数	34	33	33	33	33
虚弱児施設	1,648	1,601	1,595	1,578	1,548
施設数	73	72	72	72	72
在所者数	6,823	6,678	6,325	6,217	6,093
肢体不自由児施設	71	72	71	73	73
施設数	2,252	2,202	2,336	2,407	2,446
在所者数	8	8	8	8	8
肢体不自由児療護施設	271	271	268	269	268
施設数	58	60	62	65	65
在所者数	6,105	6,313	6,397	6,551	6,795
情緒障害児短期治療施設	12	13	13	13	13
施設数	472	495	474	460	490
在所者数	57	57	57	57	57
教 護 院	2,611	2,373	2,280	2,029	1,961
施設数	3,667	3,746	3,788	3,840	3,893
児童遊園	4,107	4,123	4,100	4,103	4,058
施設数					

(注) 在所者数には母子寮を含まない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査報告」

第285表 里親・保護受託者及び委託児童数

年度末現在

区 分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
登録里親数	8,565	8,114	7,841	8,046	8,163
児童が委託されている里親数	2,659	2,570	2,472	2,312	2,183
里親に委託されている児童数	3,322	3,199	3,069	2,876	2,671
登録保護受託者数	351	317	321	306	292
児童が委託されている保護受託者数	6	9	9	6	3
保護受託者に委託されている児童数	6	10	9	8	5

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。

2 保護受託者とは義務教育を終了した養護に欠ける児童の保護及び技能指導を行うものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第286表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
<養 育 医 療>					
決定件数	19,197	20,225	21,689	21,178	21,256
母子保健法による公費負担額	1,809,646	1,881,228	1,895,439	2,023,935	2,228,946
社会保険・結核予防法による負担額	16,709,936	18,059,686	18,017,370	19,828,891	21,056,411
<療 育 の 給 付>					
決定件数	111	84	65	71	88
骨関節結核以外の結核	2	—	—	—	7
骨関節結核以外の結核	109	84	65	71	81
児童福祉法による公費負担額	31,533	21,326	21,294	31,367	23,308
社会保険・結核予防法による負担額	89,214	79,454	54,486	51,440	73,133
<育 成 医 療>					
決定件数	50,976	51,518	55,603	52,235	51,663
視覚障害	6,328	5,890	5,902	5,464	5,620
聴覚・平衡機能障害	1,806	1,862	1,936	1,678	1,742
音声・言語・そしゃく機能障害	10,766	11,548	12,683	12,295	12,185
肢體不自由	11,843	11,605	13,075	11,185	11,317
心臓機能障害	8,286	8,423	8,665	8,357	7,887
腎臓機能障害	899	935	1,181	1,064	1,103
その他	11,048	11,255	12,161	12,192	11,809
児童福祉法による公費負担額	2,592,406	2,475,968	2,644,759	2,616,410	2,599,234
社会保険・結核予防法による負担額	30,761,836	31,074,009	35,137,969	33,166,829	33,526,849
<補 装 具 交 付>					
決定件数	35,966	38,958	39,171	41,852	45,816
盲人安全つえ	145	105	111	208	96
補聴器	6,309	6,530	6,555	6,920	6,988
義肢(義手)	291	281	280	222	198
義足	626	641	687	560	537
装車	11,349	12,019	12,154	12,524	13,369
歩行補助つえ	8,058	8,100	8,165	8,213	8,111
その他	1,163	1,219	1,163	1,195	1,314
児童福祉法による公費負担額	8,025	10,063	10,056	12,010	15,203
社会保険・結核予防法による負担額	1,805,204	1,894,624	2,059,590	2,345,889	2,655,207
<補 装 具 修 理>					
決定件数	9,224	9,722	10,385	12,388	14,081
盲人安全つえ	1	—	3	—	—
補聴器	5,944	6,491	7,185	8,985	10,608
義肢(義手)	35	30	32	35	35
義足	194	182	167	191	154
装車	1,149	1,208	1,168	1,230	1,276
歩行補助つえ	1,678	1,586	1,644	1,732	1,506
その他	40	49	34	55	55
児童福祉法による公費負担額	183	176	152	160	447
社会保険・結核予防法による負担額	90,259	91,017	105,451	116,978	125,049

(注) 1 養育医療及び療育の公費負担額中には自己負担額を含む。

2 車いすには電動車いすを含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第287表 1歳6か月児健診実施人数

区分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
人数	1,172,080	1,176,353	1,145,472	1,120,614	1,096,555

(注) 再健診は含まない。
資料：厚生省児童家庭局調

第288表 3歳児健康診査成績

区分	昭和63年('88)	平成元年('89)	2('90)	3('91)	4('92)
被検者数	1,184,676	1,139,185	1,125,700	1,095,639	1,072,087
健康管理上注意すべきもの	171,840	169,445	173,749	200,768	210,065
身体面	108,764	107,223	110,917	140,011	152,606
精神発達面	63,076	62,222	62,832	60,757	57,459

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

第289表 児童扶養手当受給世帯数

区分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
総数	628,620	618,128	604,581	588,782	574,100
生別母子世帯					
離婚世帯	507,645	506,615	503,201	494,561	486,860
その他	2,211	2,014	1,880	1,703	1,354
死別母子世帯	25,650	23,167	20,669	18,326	16,167
未婚の母子世帯	32,771	32,069	31,431	30,943	30,594
障害者世帯	12,661	10,853	9,302	8,114	7,101
遺棄世帯	38,066	34,252	29,315	26,315	23,728
その他の世帯	9,616	9,158	8,783	8,820	8,296

(注) 1 受給世帯数は、年度末現在である。
2 生別母子世帯のその他とは、父が生死不明の児童、父が引き続き1年以上法令により拘禁されている児童を母が監護している世帯をいう。
3 その他の世帯とは、支給要件該当事由の異なる2人以上の児童を母が監護する世帯及び支給要件に該当する児童を母以外の者が養育している世帯をいう。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第290表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

区分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
特別児童扶養手当					
受給者数	126,052	126,596	125,939	125,314	122,271
受給対象障害児数	128,844	129,388	128,747	128,131	125,023
福祉手当受給者数
障害児福祉手当受給者数	55,187	54,592	53,897	52,915	51,553
特別障害者手当受給者数	62,983	69,415	74,076	76,611	79,791
経過的福祉手当受給者数	100,012	85,694	74,243	64,563	55,304

(注) 受給者数及び受給対象児童数は、年度末現在。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第291表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

(i) 受給者数

平成3年度

区分	総計	支給対象児童数別		
		1人	2人	3人以上
総計	2,573,508	2,235,025	313,805	24,678
児童手当	958,823	805,486	140,460	12,877
特例給付	1,614,685	1,429,539	173,345	11,801
市町村支給分計	2,197,743	1,911,861	265,378	20,504
児童手当	934,114	785,731	135,964	12,419
特例給付	1,263,629	1,126,130	129,414	8,085
被用者	1,769,657	1,555,012	200,957	13,688
児童手当	506,028	428,882	71,543	5,603
特例給付	1,263,629	1,126,130	129,414	8,085
非被用者	428,086	356,849	64,421	6,816
公務員分	375,765	323,164	48,427	4,174
児童手当	24,709	19,755	4,496	458
特例給付	351,056	303,409	43,931	3,716

(ii) 支給対象児童数の合計及び支給額

区分	総計	支給額
総計	2,939,125	137,896,277.5
児童手当	1,126,643	58,913,545
特例給付	1,812,482	78,982,732.5
市町村支給分計	2,506,385	118,488,907.5
児童手当	1,096,486	57,521,640
特例給付	1,409,899	60,967,267.5
被用者	1,999,310	91,002,042.5
児童手当	589,411	30,034,775
特例給付	1,409,899	60,967,267.5
非被用者	507,075	27,486,865
公務員分	432,740	19,407,370
児童手当	30,157	1,391,905
特例給付	402,583	18,015,465

(注) 受給者数及び支給対象児童数は、平成4年2月末現在の数である。
資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第292表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

区分	平成3年2月末現在 受給者数	新規認定件数	受給資格 消滅件数	被用者と非被用 者の区分の変更 による増減数	平成4年2月末現在 受給者数
総計	3,090,664人	1,093,783人	1,610,939人	0人	2,573,508人
児童手当	1,327,526	342,901	711,604	0	958,823
特例給付	1,763,138	750,882	899,335	—	1,614,685
市町村支給分計	2,631,477	960,907	1,394,641	0	2,197,743
児童手当	1,289,701	332,028	687,615	0	934,114
特例給付	1,341,776	628,879	707,026	—	1,263,629
被用者	2,042,694	806,735	1,091,963	12,191	1,769,657
児童手当	700,918	177,856	384,937	12,191	506,028
特例給付	1,341,776	628,879	707,026	—	1,263,629
非被用者	588,783	154,172	302,678	△12,191	428,086
公務員分	459,187	132,876	216,298	—	375,765
児童手当	37,825	10,873	23,989	—	24,709
特例給付	421,362	122,003	192,309	—	351,056

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第293表 児童手当拠出金徴収状況

(平成3年度)

区分	徴収決定済額	収納済額	収納率
総計	101,069,878,918円	100,504,749,701円	99.4%
厚生年金保険関係	96,552,135,359	95,988,238,714	99.4
船員保険関係	1,278,815	46,243	3.6
共済組合関係	4,516,464,744	4,516,464,744	100.0

(注) 船員保険は過年度に係る額である。

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第294表 児童手当制度の費用負担

平成5年度

費用負担	<p>サラリーマン</p> <p>625.0万円 (所得制限4人世帯)</p> <p>事業主拠出金 $\frac{10}{10}$</p> <p>特例給付</p> <p>事業主拠出金 $\frac{7}{10}$ 国 $\frac{2}{10}$ 地方 $\frac{1}{10}$</p> <p>358.9万円 (所得制限4人世帯)</p> <p>国 $\frac{4}{6}$ 地方 $\frac{2}{6}$</p> <p>自営業者等</p>
	<p>地方負担分は都道府県と市町村で折半</p> <p>公務員分の児童手当、特例給付は、所属庁が全額負担</p>
拠出金率	<p>標準報酬月額等の1,000分の1.1</p> <p>厚生年金等の保険料に上乘せして徴収</p>

資料：厚生省児童家庭局児童手当課作成

3 社会福祉関係機関・施設等

第295表 社会福祉行政機関等設置状況

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	
事務所数	都道府県	342	342	340	340	338
	区市町村	837	840	839	844	846
福祉事務所 職員数	査察指導員	2,790	2,866	2,892	2,902	2,893
	現業員	15,851	15,859	16,015	15,811	15,928
	身体障害者福祉司	228	219	201	193	183
	精神薄弱者福祉司	147	126	124	119	115
	老人福祉指導主事	199	172	174	180	173
	家庭児童福祉主事	56	54	50	46	51
	身体障害者更生相談所 相談所数	62	62	62	62	63
	精神薄弱者更生相談所 相談所数	54	56	56	56	57
児童相談所	相談所数	167	167	170	171	171
	職員数	4,690	4,781	4,892	5,011	5,083
民生(児童)委員定数	179,061	179,061	184,321	184,321	184,321	

(注) 1 福祉事務所関係は6月1日現在。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。
 2 身体障害者更生相談所関係は、10月末現在。
 3 精神薄弱者更生相談所関係は、4月1日現在。
 4 児童相談所関係は、5月1日現在。

資料：(注)1・2関係 厚生省社会・援護局調
 (注)3・4関係 厚生省児童家庭局調

第296表 社会福祉施設数(年次・施設の種別)

区 分	昭和 31年 ('56)	35 ('60)	40 ('65)	45 ('70)	50 ('75)	55 ('80)	60 ('85)	61 ('86)	62 ('87)	63 ('88)	平成 元年 ('89)	2 ('90)	3 ('91)
総数	12,086	13,707	16,453	23,917	33,096	41,931	47,943	48,366	48,731	49,215	49,589	51,006	51,857
保護施設	1,150	1,208	504	400	349	347	353	350	350	352	351	351	348
救護施設	51	81	108	131	145	160	169	169	169	171	171	173	173
更生施設	90	54	40	22	16	16	18	18	18	18	18	18	17
医療保護施設	.	103	88	78	72	68	69	69	69	69	69	69	67
授産施設	339	245	184	118	81	76	76	75	76	76	76	76	75
宿所提供施設	160	118	84	51	35	27	21	19	18	18	17	16	16
養老施設	510	607
老人福祉施設	.	.	795	1,194	2,155	3,354	4,610	4,787	4,972	5,170	5,350	5,529	7,155
養護老人ホーム(一般)	.	.	702	810	909	910	902	902	901	901	904	904	901
養護老人ホーム(盲)	.	.	.	25	34	42	42	44	44	44	45	46	46
特別養護老人ホーム	.	.	27	152	539	1,031	1,619	1,731	1,855	1,995	2,125	2,260	2,403
軽費老人ホーム(A型)	.	.	.	99	170	242	248	250	250	251	251	254	254
軽費老人ホーム(B型)	.	.	36	52	22	36	38	38	38	38	39	38	38
軽費老人ホーム(ケアハウス)	3	14
老人福祉センター	.	.	30	180	561	1,173	1,767	1,826	1,884	1,942	1,986	2,024	2,080
老人デイサービスセンター(A型)	100	.
老人デイサービスセンター(B型)	1,139	.
老人デイサービスセンター(C型)	177	.
短期入所施設	3	.
身体障害者更生援護施設	105	139	169	263	384	530	848	892	932	964	1,000	1,033	1,086
肢体不自由者更生施設	30	43	44	50	53	51	48	45	45	45	45	44	44
視覚障害者更生施設	8	11	14	13	12	13	16	16	16	16	16	16	15
聴覚・言語障害者更生施設	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3
内部障害者更生施設	.	.	.	28	24	21	15	14	14	14	14	14	13
身体障害者療護施設	36	109	167	178	186	194	203	210	223
重度身体障害者更生援護施設	.	.	3	18	30	39	52	56	59	61	61	61	63
身体障害者福祉ホーム	5	9	10	11
身体障害者授産施設	29	31	43	59	67	76	87	88	86	85	84	85	85
重度身体障害者授産施設	.	.	.	12	43	79	110	110	118	118	119	119	121
身体障害者通所授産施設	8	64	74	82	95	101	109	120
身体障害者福祉工場	12	19	21	23	23	23	24	24	27
身体障害者福祉センター(A型)	24	29	29	29	30	33	34
身体障害者福祉センター(B型)	114	129	139	153	157	157	168
在宅障害者アイ・サービス施設	9	25	35
障害者更生センター	8	8	8	8	9	9	9
補装具製作施設	19	28	30	30	31	29	34	34	38	28	29	28	28
点字図書館	10	18	26	41	63	70	73	73	73	74	74	74	74
点字出版施設	6	5	6	9	10	12	12	12	13	13	13	13	13
聴覚障害者情報提供施設	2
婦人保護施設	.	65	67	61	60	58	56	55	55	53	53	53	53
児童福祉施設	10,558	11,916	14,020	20,484	26,546	31,980	33,309	33,297	33,229	33,232	33,180	33,176	33,128
助産施設	271	288	479	960	1,032	937	780	733	703	670	655	635	622
乳児院	130	131	127	126	129	125	122	122	121	120	119	118	117
母子寮	640	650	621	527	424	369	348	343	339	336	329	327	325
保育所	8,749	9,782	11,199	14,101	18,238	22,036	22,899	22,879	22,826	22,776	22,737	22,703	22,668
養護施設	527	551	546	522	525	531	538	538	538	538	534	533	533
精神薄弱児施設	85	131	219	315	349	349	321	319	317	313	309	307	304
自閉症児施設	3	8	8	8	8	8	8	8
精神薄弱児通園施設	.	28	56	96	175	217	218	215	216	216	216	215	214
盲児施設	29	32	32	32	32	29	28	26	26	24	22	21	21

区 分	昭和31年('56)	35('60)	40('65)	45('70)	50('75)	55('80)	60('85)	61('86)	62('87)	63('88)	平成元年('89)	2('90)	3('91)
ろ う あ 児 施 設	34	41	38	37	34	29	24	23	22	20	20	18	17
難 聴 幼 児 通 園 施 設	・	・	・	・	・	13	23	25	26	27	27	27	27
虚 弱 児 施 設	21	29	32	34	34	33	34	34	34	33	33	33	33
肢 体 不 自 由 児 施 設	19	45	62	75	77	76	74	73	73	72	72	72	72
肢 体 不 自 由 児 通 園 施 設	13	39	57	70	71	71	72	71	73	73
肢 体 不 自 由 児 療 護 施 設	・	・	・	・	・	7	8	8	8	8	8	8	8
重 症 心 身 障 害 児 施 設	・	・	3	25	39	48	56	58	58	60	62	65	65
情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設	・	・	4	6	10	11	11	11	12	13	13	13	13
教 護 院	53	57	58	57	58	58	57	57	57	57	57	57	57
児 童 館	・	151	544	1,417	2,117	2,815	3,517	3,596	3,667	3,746	3,788	3,840	3,893
児 童 遊 園	2,141	3,234	4,237	4,173	4,158	4,107	4,123	4,100	4,103	4,058
精 神 薄 弱 者 援 護 施 設	・	・	70	204	430	723	1,140	1,221	1,313	1,409	1,488	1,576	1,844
精 神 薄 弱 者 更 生 施 設 (入 所)	}	}	70	169	304	476	680	712	753	794	829	862	916
精 神 薄 弱 者 更 生 施 設 (通 所)	}	}	・	19	39	76	88	96	105	117	137	150	150
精 神 薄 弱 者 授 産 施 設 (入 所)	}	}	・	62	101	144	153	160	167	173	181	184	184
精 神 薄 弱 者 授 産 施 設 (通 所)	}	}	35	45	107	240	268	304	343	369	396	436	436
精 神 薄 弱 者 通 勤 寮	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	109	・	・
精 神 薄 弱 者 福 祉 ホ ー ム	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	49	・	・
母 子 福 祉 施 設	・	・	52	60	75	88	88	89	94	95	92	93	93
母 子 福 祉 セ ン タ ー	・	・	35	40	49	59	60	62	67	69	68	70	70
母 子 休 養 ホ ー ム	・	・	17	20	26	29	28	27	27	26	24	23	23
精 神 障 害 者 社 会 復 帰 施 設	・	・	・	・	・	・	・	・	・	38	90	118	118
精 神 障 害 者 援 護 寮	・	・	・	・	・	・	・	・	・	11	31	40	40
精 神 障 害 者 福 祉 ホ ー ム	・	・	・	・	・	・	・	・	・	18	33	45	45
精 神 障 害 者 通 所 授 産 施 設	・	・	・	・	・	・	・	・	・	9	26	33	33
そ の 他 の 社 会 福 祉 施 設	273	379	828	1,259	3,112	4,864	7,539	7,676	7,791	7,941	8,014	9,106	8,032
生 活 の 扶 助 を 行 う 施 設	172	10	55	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・
授 産 施 設	172	180	165	157	160	145	147	150	142	144	143	156	155
宿 所 提 供 施 設	100	94	100	107	89	68	54	54	53	50	50	48	47
盲 人 ホ ー ム	・	・	25	34	35	33	30	29	29	30	30	29	29
無 料 低 額 診 療 施 設	229	219	227	246	235	234	233	236	243	243	237
隣 へ き 地 保 健 福 祉 館	...	75	280	599	853	1,076	1,196	1,218	1,238	1,257	1,264	1,266	1,268
へ き 地 保 健 福 祉 館	・	・	92	191	242	240	237	237	235	234	232	228	228
有 料 老 人 ホ ー ム	・	・	50	73	76	97	111	119	141	155	173	200	200
老 人 憩 の 家	・	・	...	1,415	2,800	3,739	3,834	3,926	4,026	4,091	4,171	4,254	4,254
老 人 休 養 ホ ー ム	・	・	...	59	71	67	67	66	71	71	71	70	70
身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー (A 型)	}	}	}	10	14	・	・	・	・	・	・	・	・
身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー (B 型)	}	}	}	30	・	・	・	・	・	・	・	・	・
障 害 者 更 生 セ ン タ ー	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
精 神 薄 弱 者 通 勤 寮	・	・	・	・	63	88	90	95	99	102	106	・	・
結 核 回 復 者 後 保 護 施 設	・	20	24	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
へ き 地 保 育 所	・	・	・	・	・	1,630	1,628	1,626	1,615	1,589	1,584	1,537	1,537
精 神 薄 弱 者 福 祉 ホ ー ム	・	・	・	・	・	16	24	27	34	39	46	・	・
精 神 薄 弱 者 福 祉 工 場	・	・	・	・	・	・	・	・	3	3	4	7	7
在 宅 老 人 デ イ ・ サ ー ビ ス セ ン タ ー	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	977	・	・

(注) 1 昭和46年までは12月31日現在、昭和47年以降は10月1日現在である。
 2 身体障害者福祉法の改正(昭和59年)により、身体障害者福祉センター(A型、B型)、障害者更生センターが「その他の社会福祉施設」から「身体障害者更生援護施設」に、老人福祉法の改正(平成2年)により、老人デイサービスセンターが「その他の社会福祉施設」から「老人福祉施設」に、精神薄弱者福祉法の改正(平成2年)により、精神薄弱者通勤寮精神薄弱者福祉ホームが「その他の社会福祉施設」から「精神薄弱者援護施設」となった。
 3 昭和31年の「その他の社会福祉施設」には助産施設「1」を含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査報告」

第297表 生活福祉資金貸付状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和63年度(1988)		平成元年度(1989)		2(1990)		3(1991)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	18,733	13,855,695	19,938	17,763,681	20,153	19,534,015	19,958	18,963,870
更 生 資 金	2,321	2,348,155	1,842	2,078,514	1,576	1,920,100	1,454	1,755,958
身体障害者更生資金	1,964	2,826,599	2,453	3,929,044	2,417	3,980,508	2,208	3,628,347
生 活 資 金	558	214,077	547	243,390	481	220,294	442	195,863
福 祉 資 金	421	83,653	2,889	3,738,949	3,762	4,870,932	2,955	3,334,501
住 宅 資 金	2,523	2,604,416	2,394	2,736,109	2,680	3,335,921	2,853	3,664,388
修 学 資 金	9,925	4,920,193	8,873	4,685,064	8,349	4,786,802	8,418	5,285,840
療 養 資 金	837	199,999	752	191,364	607	161,189	527	146,820
災 害 援 護 資 金	184	158,603	188	161,247	281	258,269	1,101	952,153

資料：厚生省社会・援護局調

第298表 母子福祉資金貸付状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和63年度(1988)		平成元年度(1989)		2(1990)		3(1991)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	64,107	13,911,705	62,647	14,093,905	60,007	14,442,188	59,520	15,723,935
事 業 開 始 資 金	486	860,596	422	747,331	436	817,820	407	779,372
事 業 継 続 資 金	503	442,815	465	419,925	440	403,373	383	359,902
修 学 資 金	49,863	10,673,774	48,620	10,927,062	46,418	11,145,930	44,723	11,487,732
技 能 修 得 資 金	339	71,633	344	78,270	359	88,061	374	93,406
修 業 資 金	908	196,613	949	218,497	935	227,707	995	253,694
就 職 支 度 資 金	245	18,263	230	17,930	243	19,340	238	19,708
療 養 資 金	100	16,134	104	15,752	82	12,960	82	16,557
生 活 資 金	163	72,439	180	86,585	161	81,251	378	154,526
住 宅 資 金	595	527,190	501	484,001	528	531,697	630	650,247
転 宅 資 金	292	34,924	296	44,885	361	61,187	418	76,088
就 学 支 度 資 金	10,243	958,564	10,286	1,028,219	9,846	1,026,163	10,740	1,810,259
結 婚 資 金	38	7,620	28	6,360	57	14,200	43	10,900
児 童 扶 養 資 金	332	31,140	222	19,088	141	12,499	109	11,544

資料：厚生省児童家庭局調

第299表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
法適用都道府県延数	4	6	8	10	13
法適用都道府県実数	4	6	7	10	10
法適用市町村延数	8	11	13	45	39
災害救助費支出額	68,806	114,348	41,405	247,866	3,844,677
災害救助費国庫負担額	34,403	57,174	20,703	123,933	2,553,395
国庫負担対象都道府県数	4	5	7	9	9

(注) 各年度の災害救助費支出額及び災害救助費国庫負担額は、各年度発生災害に係る額である。

資料：厚生省社会・援護局調

第10節 生活保護

第300表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
被保護世帯数					
年度合計	8,565,895	8,172,213	7,858,977	7,485,054	7,208,368
1か月平均	713,825	681,018	654,915	623,755	600,697
被保護人員					
年度合計	15,193,510	14,115,099	13,194,245	12,178,098	11,356,484
1か月平均	1,266,126	1,176,258	1,099,520	1,014,842	946,374
保護率(人口千対)	10.4	9.6	8.9	8.2	7.6
総人口(千人)	122,264	122,783	123,255	123,612	124,043

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務庁統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。

平成2年度については、平成2年国勢調査要計表による人口で除した。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第301表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計	713,825	681,018	654,915	623,755	600,697
世帯主が働いている世帯	111,876	105,287	98,711	90,200	81,959
常 用	60,278	57,854	55,456	51,065	46,383
日 雇	18,150	16,403	14,595	13,144	11,921
内 職	12,776	11,972	11,077	10,226	9,453
そ の 他	20,673	19,059	17,583	15,765	14,202
そ の 他 の 世 帯	600,426	574,223	554,703	532,035	517,524
世帯員が働いている世帯	37,171	33,550	30,547	26,769	23,708
働いている者のいない世帯	563,255	540,673	524,156	505,266	493,816
停 止 中 の 世 帯	1,523	1,508	1,510	1,519	1,215

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第302表 扶助別人員

区分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
被保護実人員	1,266,126	1,176,258	1,099,520	1,014,842	946,374
生活扶助	1,127,592	1,044,267	969,319	889,607	826,462
住宅扶助	895,716	841,121	789,295	730,134	681,412
教育扶助	207,915	181,570	158,323	135,793	117,140
医療扶助	832,453	787,869	752,956	711,268	680,735
入院	156,211	147,532	140,815	133,105	129,057
単給	95,260	89,538	84,859	80,788	78,780
併給	57,993	55,956	52,317	50,277	50,277
入院	676,242	640,338	612,141	578,163	551,678
単給	13,863	13,209	13,591	13,599	12,879
併給	662,379	627,129	598,550	564,564	538,799
出産扶助	138	113	88	73	71
生業扶助	2,401	2,337	2,175	1,899	1,707
葬祭扶助	1,147	1,108	1,092	1,108	1,084

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第303表 保護開始世帯数(理由・種類別)

平成3年9月現在

労働力類型保護開始の主な理由	総数	医療扶助単給	医療扶助併給	その他の扶助
総数	7,906	3,218	3,571	1,117
世帯主の傷病	6,188	3,157	2,798	233
世帯員の傷病	182	18	155	9
働いていた者の死亡・離別等	540	3	196	341
「働きによる収入」の減少・喪失	329	4	135	190
年金・仕送りの減少・喪失	154	6	76	72
貯金等の減少・喪失	299	11	155	133
その他の	214	19	56	139
世帯主が働いている世帯	722	182	306	234
世帯主の傷病	332	166	146	20
世帯員の傷病	62	13	47	2
働いていた者の死亡・離別等	176	—	60	116
「働きによる収入」の減少・喪失	67	1	28	38
年金・仕送りの減少・喪失	31	—	10	21
貯金等の減少・喪失	35	1	10	24
その他の	19	1	5	13
世帯員が働いている世帯	242	11	207	24
世帯主の傷病	205	10	183	12
世帯員の傷病	12	1	11	—
働いていた者の死亡・離別等	6	—	4	2
「働きによる収入」の減少・喪失	8	—	2	6
年金・仕送りの減少・喪失	5	—	3	2
貯金等の減少・喪失	5	—	4	1
その他の	1	—	—	1
働いている者がいない世帯	6,942	3,025	3,058	859
世帯主の傷病	5,651	2,981	2,469	201
世帯員の傷病	108	4	97	7
働いていた者の死亡・離別等	358	3	132	223
「働きによる収入」の減少・喪失	254	3	105	146
年金・仕送りの減少・喪失	118	6	63	49
貯金等の減少・喪失	259	10	141	108
その他の	194	18	51	125

資料：厚生省大臣官房統計情報部「生活保護動態調査報告」

第304表 保護廃止世帯数(理由・種類別)

平成3年9月現在

労働力類型保護廃止の主な理由	総数	医療扶助単給	医療扶助併給	その他
総数	9,007	3,549	4,576	882
世帯主の傷病治癒	2,333	1,408	846	79
世帯員の傷病治癒	65	5	54	6
死	1,461	646	772	43
失	1,102	887	174	41
「働きによる収入」の増加・取得	1,449	44	1,012	393
「働き手」の転入	228	7	176	45
社会保障給付金の増加	517	153	312	52
仕送りなどの増加	260	34	175	51
親類・縁者等の引取り	504	70	374	60
施設入所	352	97	225	30
医療費の他法負担	109	63	45	1
その他の	627	135	411	81
世帯主が働いている世帯	2,195	222	1,444	529
世帯主の傷病治癒	624	162	409	53
世帯員の傷病治癒	31	1	25	5
死	22	5	12	5
失	39	25	10	4
「働きによる収入」の増加・取得	1,094	15	732	347
「働き手」の転入	88	0	60	28
社会保障給付金の増加	63	5	42	16
仕送りなどの増加	73	2	43	28
親類・縁者等の引取り	55	0	43	12
施設入所	6	0	6	0
医療費の他法負担	7	3	4	0
その他の	93	4	58	31
世帯員が働いている世帯	385	31	333	21
世帯主の傷病治癒	47	7	38	2
世帯員の傷病治癒	22	1	21	0
死	12	2	10	0
失	3	0	2	1
「働きによる収入」の増加・取得	188	12	163	13
「働き手」の転入	18	0	17	1
社会保障給付金の増加	43	6	36	1
仕送りなどの増加	9	0	8	1
親類・縁者等の引取り	8	0	8	0
施設入所	3	0	3	0
医療費の他法負担	0	0	0	0
その他の	32	3	27	2
働いている者がいない世帯	6,427	3,296	2,799	332
世帯主の傷病治癒	1,662	1,239	399	24
世帯員の傷病治癒	12	3	8	1
死	1,427	639	750	38
失	1,060	862	162	36
「働きによる収入」の増加・取得	167	17	117	33
「働き手」の転入	122	7	99	16
社会保障給付金の増加	411	142	234	35
仕送りなどの増加	178	32	124	22
親類・縁者等の引取り	441	70	323	48
施設入所	343	97	216	30
医療費の他法負担	102	60	41	1
その他の	502	128	326	48

資料：厚生省大臣官房統計情報部「生活保護動態調査報告」

第305表 保護費（扶助別）

区 分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
総額(千円)	1,454,035,086	1,389,736,303	1,368,692,736	1,318,052,469	1,309,808,482
1人当り月額(円)	95,701	98,457	103,734	108,231	115,336
生活扶助費(千円)	493,566,022	480,694,946	460,497,960	439,999,785	433,594,453
1人当り月額(円)	36,476	38,360	39,589	41,217	43,720
住宅扶助費(千円)	103,427,493	103,643,447	104,140,887	102,586,574	102,668,228
1人当り月額(円)	9,622	10,268	10,995	11,709	12,556
教育扶助費(千円)	14,158,046	12,409,487	11,470,411	9,962,032	8,833,522
1人当り月額(円)	5,675	5,695	6,037	6,113	6,284
医療扶助費(千円)	818,976,734	768,409,942	767,200,845	737,903,668	735,310,806
出産扶助費(千円)	233,657	198,354	166,725	143,285	134,940
生業扶助費(千円)	455,394	445,858	482,519	425,723	381,554
葬祭扶助費(千円)	1,657,997	1,632,749	1,711,535	1,756,558	1,732,640
施設事務費及び委託事務費(千円)	21,559,724	22,301,520	23,021,852	25,274,845	27,152,338

資料：厚生省社会・援護局「生活保護費事業実績報告」

第306表 医療扶助決定状況（診療費分）

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
合計件数	13,461,891	13,003,435	12,430,138	11,780,677	11,544,721
金額	752,139,168	731,179,714	716,388,525	690,153,564	700,293,425
一般診療件数	12,280,478	11,871,862	11,356,667	10,784,332	10,581,925
金額	730,852,305	710,898,208	697,179,496	671,208,402	682,613,417
入院件数	2,087,123	1,979,939	1,886,312	1,773,040	1,745,451
金額	534,975,195	514,992,733	500,320,035	478,324,139	484,360,389
入院外件数	10,193,355	9,891,923	9,470,355	9,011,292	8,836,474
金額	195,877,110	195,905,475	196,859,461	192,884,263	198,253,028
歯科診療件数	1,181,413	1,131,573	1,073,471	996,345	962,796
金額	21,286,863	20,281,507	19,209,027	18,945,161	17,680,008

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第307表 生活保護基準額改定の推移

(1級地—1標準3人世帯)(金額単位 円)

区 分	第44次改定(63.4.1)	第45次改定(元.4.1)	第46次改定(2.4.1)	第47次改定(3.4.1)	第48次改定(4.4.1)	第49次改定(5.5.1)
生活扶助{金額	130,944	136,444	140,674	145,457	149,966	153,265
改定率	101.4	104.2	103.1	103.4	103.1	102.2
住宅扶助	9,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
合計	139,944	149,444	153,674	158,457	162,966	166,265

(注) 1 標準3人世帯の構成は33歳男、29歳女、4歳子。

2 本表では勤労控除分は計上していない。

資料：厚生省社会・援護局調

第308表 生活扶助基準額の推移

区 分	実施年月日	基準額	対前回比	区 分	実施年月日	基準額	対前回比
第1回	21.3.13	199.80	—	第35次	54.4.1	114,340	108.3
第1次	21.4.1	252	126.6	第40次	59.4.1	152,960	102.9
第5次	22.7.1	912	144.8	第42次	61.4.1	126,977	102.0
第10次	24.5.1	5,200	114.7	第43次	62.4.1	129,136	101.7
第15次	34.4.1	9,346	105.6	第44次	63.4.1	130,944	101.4
第16次	35.4.1	9,621	102.9	第45次	元.4.1	136,444	104.2
第17次	36.4.1	10,344	116.0	第46次	2.4.1	140,674	103.1
第20次	39.4.1	16,147	113.0	第47次	3.4.1	145,457	103.4
第21次	40.4.1	18,084	112.0	第48次	4.4.1	149,966	103.1
第25次	44.4.1	29,945	113.0	第49次	5.5.1	153,265	102.2
第30次	49.4.1	60,690	120.0				

(注) 1 第16次改定までは1級地標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)、第17次以降は1級地標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)である。なお、第21次の基準額は18,204円であるが、前年との比較上乳幼児分120円を除いている。第42次以降は1級地標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)である。第43次以降は1級地—1である。

2 上記の他に、米価補正による改定等がある。

資料：厚生省社会・援護局調

第309表 保護施設の施設数及び在所者数

各年 10月1日現在

区 分	昭和62年(1987)	63(1988)	平成元年(1989)	2(1990)	3(1991)
総数施設数	350	352	351	351	348
在所者数	21,760	21,678	21,647	21,519	21,424
救護施設施設数	169	171	171	173	173
在所者数	16,093	16,202	16,220	16,293	16,315
更生施設施設数	18	18	18	18	17
在所者数	1,632	1,589	1,597	1,576	1,602
医療保護施設施設数	69	69	69	68	67
在所者数	15,932	16,429	16,543	16,569	16,281
授産施設施設数	76	76	76	76	75
在所者数	3,006	2,931	2,884	2,804	2,738
宿所提供施設施設数	18	18	17	16	16
在所者数	1,029	956	946	846	769

(注) 総数の在所者数には医療保護施設を含まない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査報告」

第11節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩 給

第310表 文官恩給年金受給権者状況

各年度末現在

区 分	合 計			普通恩給			増加恩給		
	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額
		千円	円		千円	円		千円	円
昭和62年度(87)	114,273	119,256,809	1,043,813	36,591	45,028,205	1,230,581	722	2,057,496	2,849,717
63 (88)	108,198	113,208,156	1,046,305	33,273	40,950,358	1,230,738	674	1,935,204	2,871,223
平成元年度(89)	103,176	109,322,481	1,059,573	30,560	38,159,583	1,248,677	643	1,878,681	2,921,743
2 (90)	96,752	104,539,988	1,080,494	27,221	34,461,255	1,265,980	610	1,815,297	2,975,896
3 (91)	90,875	101,050,582	1,111,973	24,414	31,782,610	1,301,819	575	1,768,846	3,076,253
文 官	51,519	58,498,367	1,135,472	11,434	15,346,031	1,342,140	359	1,127,754	3,141,377
教 育 職 員	13,933	18,925,653	1,358,333	4,136	7,245,528	1,751,820	63	197,414	3,133,557
警 察 監 獄 職 員	23,940	20,594,557	860,257	8,239	7,295,884	885,530	148	429,291	2,900,612
待 遇 職 員	600	571,485	952,476	92	95,601	1,039,136	5	14,387	2,877,320
執 行 官	87	118,902	1,366,690	87	118,902	1,366,690	—	—	—
備 外 国 人	23	36,967	1,607,257	23	36,967	1,607,257	—	—	—
国 会 議 員	773	2,304,652	2,981,438	403	1,643,697	4,078,652	—	—	—

資料：総務庁恩給局調

第311表 軍人恩給年金受給権者状況

各年度末現在

区 分	合 計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額
		千円	円		千円	円		千円	円		千円
昭和62年度	1,992,923	1,592,019,142	798,836	999,761	618,479,500	618,603	41,056	111,905,160	2,725,671	67,442	73,653,964
63	1,952,070	1,555,880,719	797,041	966,617	507,363,603	524,886	39,520	108,845,475	2,754,187	65,370	72,107,341
平成元年度	1,916,602	1,542,686,023	804,907	933,677	499,400,641	534,875	38,120	107,184,887	2,811,776	63,509	71,856,964
2	1,873,375	1,533,979,380	818,832	892,517	490,715,123	549,810	36,469	105,326,978	2,888,124	61,328	71,013,170
3	1,825,341	1,530,574,428	838,514	851,488	484,619,151	568,144	34,641	103,526,057	2,988,541	58,089	69,317,597

資料：総務庁恩給局調

第312表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

各年度末現在

区 分	合 計			普通恩給			増加恩給		
	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額
		千円	円		千円	円		千円	円
昭 和 62 年 度	130,335	156,370,935	1,199,762	57,405	83,217,934	1,449,664	187	529,239	2,830,156
63	124,215	149,504,473	1,203,594	53,167	77,331,339	1,454,499	181	498,155	2,752,239
平 成 元 年 度	117,861	143,280,957	1,215,677	48,907	71,748,851	1,467,047	171	479,739	2,805,493
2	111,579	138,369,950	1,240,107	44,883	67,146,296	1,496,030	161	459,172	2,851,997
3	105,360	133,967,546	1,271,522	40,992	62,755,908	1,530,931	151	419,232	2,736,634
文 官	7,818	9,566,717	1,223,678	2,087	3,676,826	1,761,776	17	42,893	2,523,141
教 育 職 員	61,652	90,220,809	1,463,388	26,231	45,801,611	1,746,087	13	43,750	3,365,385
警 察 監 獄 職 員	35,183	33,559,094	953,844	12,619	13,217,071	1,047,394	121	326,588	2,699,077
待 遇 職 員	707	620,926	878,254	55	60,401	1,098,196	—	—	—

資料：総務庁恩給局調

傷病年金	扶 助 料						傷病者遺族特別年金				
	普通扶助料			公務関係扶助料			傷病者遺族特別年金				
人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額
	千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
124	140,486	1,132,952	69,140	59,865,998	865,866	7,675	12,156,841	1,583,953	21	7,783	370,600
117	135,316	1,156,547	66,739	58,372,915	874,645	7,372	11,805,750	1,601,431	23	8,614	374,500
115	136,493	1,186,896	64,725	57,510,063	888,529	7,110	11,628,851	1,635,563	23	8,830	383,900
108	131,609	1,218,602	61,998	56,692,906	914,431	6,791	11,429,372	1,683,018	24	9,550	397,900
103	129,387	1,256,184	59,239	55,985,848	945,084	6,519	11,373,535	1,744,675	25	10,358	414,300
63	80,685	1,280,714	34,508	33,000,360	956,310	5,138	8,936,494	1,739,294	17	7,043	414,300
4	4,466	1,116,500	9,332	10,737,132	1,150,571	398	741,112	1,862,091	—	—	—
33	40,381	1,223,667	14,595	11,235,472	769,817	920	1,591,457	1,729,845	5	2,072	414,300
3	3,855	1,285,000	434	351,929	810,897	63	104,471	1,658,270	3	1,243	414,300
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	370	660,955	1,786,365	—	—	—	—	—	—

平均額	特例傷病恩給						扶 助 料						傷病者遺族特別年金		
	普通扶助料			公務関係扶助料			普通扶助料			公務関係扶助料			傷病者遺族特別年金		
	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額
		千円	円		千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
1,092,108	1,517	2,169,117	1,429,873	437,068	218,665,791	500,302	432,028	661,945,993	1,532,183	14,051	5,199,617	370,053	14,960	5,594,104	373,937
1,103,065	1,484	2,151,597	1,449,963	457,784	230,857,673	504,294	406,335	628,960,925	1,547,888	14,960	5,594,104	373,937	15,772	6,044,989	383,273
1,131,445	1,467	2,182,830	1,487,955	477,097	244,255,123	511,961	386,960	611,760,590	1,580,940	16,772	6,044,989	383,273	16,718	6,641,083	397,242
1,157,924	1,441	2,194,136	1,522,648	499,572	263,170,987	526,793	365,330	594,917,904	1,628,440	16,718	6,641,083	397,242	17,522	7,246,563	413,569
1,193,300	1,399	2,199,316	1,572,063	517,695	282,477,475	545,645	344,507	581,188,269	1,687,014	17,522	7,246,563	413,569	—	—	—

傷病年金	扶 助 料						傷病者遺族特別年金					
	普通扶助料			公務関係扶助料			傷病者遺族特別年金					
人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	人 員	金 額	平均額	
	千円	円		千円	円		千円	円		千円	円	
15	16,609	1,107,267	71,446	70,580,978	987,893	1,274	2,023,210	1,588,077	8	2,965	370,600	
14	15,519	1,108,500	69,609	69,676,316	1,000,967	1,235	1,979,778	1,603,059	9	3,371	374,500	
12	14,104	1,175,333	67,574	69,085,582	1,022,369	1,188	1,949,226	1,640,762	9	3,455	383,900	
11	13,341	1,212,818	65,365	68,799,603	1,052,545	1,150	1,947,957	1,693,876	9	3,581	397,900	
10	12,308	1,230,800	63,080	68,819,120	1,090,982	1,118	1,963,249	1,756,037	9	3,729	414,300	
—	—	—	—	5,598	5,640,064	1,007,514	116	206,934	1,783,910	—	—	—
2	2,142	1,071,000	35,198	43,954,352	1,248,774	208	418,954	2,014,203	—	—	—	
8	10,166	1,270,750	21,637	18,673,126	863,018	789	1,328,415	1,683,669	9	3,729	414,300	
—	—	—	—	647	551,578	852,516	5	8,947	1,789,400	—	—	—

2 戦争犠牲者援護

第313表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(金額 単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)		63 (1988)		平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	334	1,617	174	1,334	251	2,762	84	731	187	5,076
留守家族手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
帰郷旅費	321	322	162	146	224	216	78	76	141	132
葬祭料	11	1,285	10	1,178	20	2,508	5	650	35	4,889
遺骨引取経費	2	10	2	10	6	30	1	5	11	55
未支給給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
葬祭諸費	—	—	—	—	1	8	—	—	—	—

資料：厚生省社会・援護局調

第314表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(金額 単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)		63 (1988)		平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	71,720	4,187,197	63,845	3,880,893	61,639	3,740,005	56,823	3,480,844	52,283	3,285,334
療養の給付	67,270	3,879,283	59,104	3,587,280	57,323	3,453,109	52,794	3,207,824	48,899	3,032,665
療養手当	689	16,240	581	13,828	554	13,739	497	12,429	374	12,175
葬祭費	158	18,652	159	18,871	176	22,287	133	17,043	136	17,727
更生医療費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補装具給付費	4,246	273,022	4,001	260,914	3,586	250,870	3,399	243,548	2,874	222,767

資料：厚生省社会・援護局調

第315表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(金額 単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)		63 (1988)		平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額
交付	2,595	209,095	2,522	203,257	2,244	194,858	2,149	189,176	1,783	176,225
修理	1,651	63,927	1,479	57,657	1,342	56,012	1,250	54,372	1,091	46,542

資料：厚生省社会・援護局調

第316表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)		63 (1988)		平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	93,021	144,675,967	87,423	146,635,285	83,418	139,921,510	79,162	135,174,898	74,922	127,593,474
障害年金	5,213	11,384,112	5,154	11,522,790	5,071	10,546,718	4,974	10,640,938	4,926	10,606,127
遺族年金	59,786	86,698,472	55,731	85,649,818	52,510	82,159,343	49,504	79,870,546	46,705	77,238,639
遺族給与金	28,022	46,593,383	26,538	49,462,677	25,837	47,215,449	24,684	44,663,414	23,291	39,748,708
弔慰金 (国債) 支給人数	2,079,505		2,080,842		2,081,910		2,082,543		2,082,929	

(注) 遺族年金、遺族給与金の人員数は後順位の人員を含めた数である。

資料：厚生省社会・援護局調

第317表 原爆被爆者対策状況

(金額 単位 千円)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
健康手帳交付	359,931	356,488	352,550	348,030	343,712
認定被爆者(再掲)	2,062	2,016	2,035	2,038	1,997
健康診断受診者証交付	3,637	3,486	3,313	3,153	3,033
医療給付	20,387,869	20,922,964	21,265,258	21,793,327	22,306,077
原疾患	189,579	164,037	140,067	153,692	162,638
爆病	8,972	8,431	8,244	8,231	8,163
1件当り金額(円)	21,130	19,456	16,990	18,672	19,924
一般病	20,198,290	20,758,927	21,125,191	21,639,635	22,143,439
1件当り金額(円)	4,243,364	4,362,239	4,342,909	4,403,670	4,420,203
1件当り金額(円)	4,760	4,759	4,864	4,914	5,010

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料：厚生省保健医療局調

第12節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第318表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居住室の畳数
(地域・住宅の所有関係別)

昭和63('88)年10月1日現在

区 分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当り居住室数	1住宅当り居住室の畳数	1住宅当り延べ面積(m ²)	1人当り居住室の畳数
全 国	37,413,400	37,595,200	119,542,800	4.86	30.61	89.29	9.55
持 家	22,948,200	23,034,100	83,946,600	6.03	39.22	116.78	10.72
借 家	14,014,600	14,109,100	34,587,300	2.94	16.51	44.27	6.69
公 営 の 借 家	1,989,500	1,990,500	6,035,600	3.31	17.55	47.00	5.79
公 団 ・ 公 社 の 借 家	809,300	810,500	2,350,600	3.07	16.49	44.84	5.68
民営借家(木造・設備専用)	5,652,600	5,679,700	13,738,800	2.98	16.41	45.61	6.75
民営借家(木造・設備共用)	549,600	551,100	651,900	1.31	6.73	16.32	5.67
民営借家(非木造・設備専用)	3,399,300	3,422,900	7,046,800	2.66	15.90	39.97	7.67
民営借家(非木造・設備共用)	64,900	65,500	75,900	1.24	6.88	17.16	5.88
給 与 住 宅	1,549,500	1,588,800	4,687,700	3.53	20.76	56.07	6.86
市 部 ※	29,922,600	30,087,700	92,252,800	4.57	28.44	81.93	9.19
持 家	16,789,300	16,866,900	60,294,200	5.83	37.68	111.21	10.49
借 家	12,696,100	12,782,300	30,988,600	2.90	16.22	43.21	6.65
公 営 の 借 家	1,642,000	1,642,800	5,000,600	3.33	17.57	46.84	5.77
公 団 ・ 公 社 の 借 家	771,800	772,900	2,233,900	3.06	16.45	44.76	5.68
民営借家(木造・設備専用)	5,118,500	5,142,900	12,281,400	2.92	15.96	44.02	6.65
民営借家(木造・設備共用)	528,100	529,600	622,100	1.30	6.63	16.04	5.63
民営借家(非木造・設備専用)	3,230,800	3,253,000	6,664,400	2.64	15.80	39.64	7.66
民営借家(非木造・設備共用)	58,400	59,000	67,900	1.24	6.77	16.95	5.82
給 与 住 宅	1,346,400	1,382,000	4,118,300	3.51	20.59	55.25	6.73
人口集中地区(再掲) ※	24,344,700	24,491,100	71,716,800	4.26	26.14	74.81	8.83
持 家	12,310,700	12,380,400	42,751,600	5.58	35.70	105.33	10.28
借 家	11,616,300	11,691,700	28,050,700	2.87	16.01	42.46	6.63
公 営 の 借 家	1,404,400	1,405,100	4,253,500	3.33	17.53	46.38	5.79
公 団 ・ 公 社 の 借 家	741,500	742,600	2,137,800	3.07	16.47	44.81	5.71
民営借家(木造・設備専用)	4,682,200	4,703,900	11,064,900	2.87	15.63	42.92	6.61
民営借家(木造・設備共用)	507,700	509,000	598,400	1.30	6.62	15.99	5.62
民営借家(非木造・設備共用)	3,016,100	3,036,200	6,212,200	2.63	15.73	39.38	7.64
民営借家(非木造・設備専用)	55,800	56,200	64,700	1.23	6.67	16.50	5.76
給 与 住 宅	1,208,600	1,238,600	3,719,200	3.50	20.52	54.70	6.67

(注) 1 ※印は住宅の所有関係「不詳」を含む。
2 標本調査による推定結果であるため、10位を4捨5入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

資料：総務庁統計局「昭和63年住宅統計調査報告」

第319表 居住状況(地域別)

昭和63('88)年10月1日現在

区 分	全 国	市 部
世 帯 総 数	37,562,500	30,037,200
持 家	22,948,200	16,789,300
借 家	14,014,600	12,696,100
公 営	1,989,500	1,642,000
公 団 ・ 公 社	809,300	771,800
民 営	9,666,300	8,935,800
木造・設備専用	5,652,600	5,118,500
木造・設備共用	549,600	528,100
非 木 造	3,464,100	3,289,200
給 与 住 宅	1,549,500	1,346,400
住宅所有関係不詳	450,600	437,200
同 居	59,000	54,000
住宅以外の建物に居住	90,100	60,500

(注) 標本調査による推定結果であるため、10位を4捨5入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

資料：総務庁統計局「昭和63年住宅統計調査報告」

第320表 住宅の所有関係

(単位 百)

区 分	全 国			京 浜 大 都 市 圏		
	世帯総数	持 家	借 家	世帯総数	持 家	借 家
昭和43年('68)	241,979	145,942	96,036	56,687	27,194	29,492
48 ('73)	292,328	173,950	118,379	73,112	34,980	38,132
53 ('78)	325,042	196,501	127,826	84,591	42,130	41,969
58 ('83)	349,032	217,585	130,406	92,538	49,663	42,429
63 ('88)	375,952	230,341	141,091	103,247	53,570	47,045

(注) 1 世帯総数は、「主所帯」と「同居所帯又は住宅以外の建物に居住する所帯」の合計である。ただし、昭和43年は、「主所帯」のみの数である。

2 世帯総数は、「持家」、「借家」のほか、住宅の所有関係「不詳」を含む。

3 京浜大都市圏は、東京都特別区部、横浜市、川崎市及びこれらの周辺市町村(東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県)からなる。

資料：総務庁統計局「昭和63年住宅統計調査報告」

第321表 公営住宅等建設戸数

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)			
合 計	52,100(39,830)戸	52,081(40,797)戸	52,072(38,240)戸	53,079(44,278)戸	61,792(50,074)戸			
建設戸数	公営住宅	第一種	木 造	0(917)	0(888)	0(951)	0(1,012)	0(1,257)
			簡易耐火構造平家建	2,170(65)	1,320(71)	1,180(57)	1,110(68)	1,101(52)
		簡易耐火構造2階建	1,160(388)	820(326)	810(406)	790(319)	1,210(400)	
		中高層耐火構造	27,990(19,491)	26,673(19,895)	24,411(17,376)	23,096(18,976)	24,599(18,458)	
		小 計	31,320(20,861)	28,813(21,180)	26,401(18,790)	24,996(20,375)	26,910(20,167)	
		第二種	木 造	0(1,137)	0(1,130)	0(950)	0(1,128)	0(1,175)
			簡易耐火構造平家建	950(286)	580(297)	720(251)	970(209)	811(134)
			簡易耐火構造2階建	820(934)	530(789)	540(909)	700(970)	924(951)
			中高層耐火構造	15,010(15,956)	18,158(16,279)	20,411(16,186)	21,413(15,653)	22,871(17,405)
		小 計	16,780(18,313)	19,268(18,495)	21,671(18,269)	23,083(17,960)	24,606(19,665)	
地域特別賃貸住宅	4,000(656)	4,000(1,122)	4,000(1,154)	5,000(5,943)	10,276(10,242)			
補助金額(千円)	257,282.124	265,834.973	269,469.316	340,964.701	308,852.640			

(注) 1 予算戸数である(補正予算分を含む)。
 2 ()内は実績戸数である。
 3 地域特別賃貸住宅戸数については、A型(建設戸数)とB型(供給計画策定戸数)の合計である。

資料: 建設省住宅局住宅建設課調

第322表 1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）

昭和63（'88）年10月1日現在

区 分	総 数	50円未満	50～ 2,499	2,500～ 4,999	5,000～ 7,499	7,500～ 9,999	10,000～ 12,499	12,500～ 14,999
全 国	140,146	4,499	1,225	3,647	5,938	5,062	7,122	4,326
借 家（専用住宅）	134,759	3,930	1,202	3,605	5,864	5,017	6,959	4,270
公 営 の 借 家	19,822	183	528	1,615	2,120	1,998	2,019	1,698
公 団 ・ 公 社 の 借 家	8,025	1	2	3	19	94	333	235
民 営 借 家（木造・設備専用）	53,713	1,344	142	348	685	398	1,489	727
民 営 借 家（木造・設備共用）	5,352	57	13	33	134	229	755	559
民 営 借 家（非木造）	32,851	389	26	106	168	171	293	150
給 与 住 宅	14,998	1,955	491	1,500	2,738	2,128	2,070	901
借 家（併用住宅）	5,987	569	23	42	75	45	163	56
市 部	126,961	3,521	830	2,573	4,590	4,299	6,150	3,854
借 家（専用住宅）	122,147	3,110	816	2,543	4,534	4,261	6,016	3,806
公 営 の 借 家	16,350	159	314	963	1,451	1,625	1,719	1,471
公 団 ・ 公 社 の 借 家	7,650	1	2	3	16	84	284	211
民 営 借 家（木造・設備専用）	48,711	970	84	233	479	333	1,171	639
民 営 借 家（木造・設備共用）	5,147	53	11	27	113	201	711	537
民 営 借 家（非木造）	31,207	333	22	92	149	157	262	130
給 与 住 宅	13,081	1,593	382	1,225	2,327	1,861	1,869	818
借 家（併用住宅）	4,815	412	14	30	55	39	134	48

（注） 標本調査による推定結果であるため、10位を4捨5入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個資料：総務庁統計局「昭和63年住宅統計調査報告」

昭和63（'88）年10月1日現在

15,000～ 17,499	17,500～ 19,999	20,000～ 24,999	25,000～ 29,999	30,000～ 34,999	35,000～ 39,999	40,000～ 49,999	50,000～ 59,999	60,000～ 69,999	70,000～ 79,999	80,000 円以上	不 詳
6,442	3,918	11,861	12,462	14,631	12,901	17,362	10,983	6,901	3,975	6,317	575
6,283	3,855	11,563	12,199	14,203	12,523	16,725	10,372	6,483	3,673	5,512	523
1,505	1,221	2,252	1,663	1,183	858	760	171	27	11	1	10
253	430	1,354	1,450	1,043	724	751	432	289	259	338	14
2,280	1,195	5,634	6,646	8,266	6,874	8,263	4,539	2,359	1,022	1,244	260
1,081	493	1,026	485	274	82	63	18	7	5	9	29
330	176	777	1,731	3,240	3,851	6,651	4,999	3,649	2,268	3,711	163
834	340	520	223	198	134	239	213	153	107	209	47
158	63	299	263	428	378	637	610	418	302	806	51
5,718	3,540	10,654	11,281	13,408	12,028	16,436	10,627	6,756	3,917	6,238	541
5,589	3,485	10,396	11,044	13,030	11,674	15,837	10,054	6,359	3,628	5,473	495
1,311	1,041	1,942	1,462	1,124	815	735	169	26	11	1	9
235	406	1,295	1,364	989	718	737	422	278	256	336	13
1,931	1,078	4,975	6,012	7,500	6,345	7,816	4,374	2,306	998	1,224	242
1,050	480	1,004	477	272	81	63	18	7	5	9	29
292	163	692	1,520	2,966	3,591	6,267	4,867	3,595	2,253	3,695	160
769	316	488	209	179	123	220	204	145	104	207	41
128	55	258	237	378	353	599	573	397	289	765	47

々の数字の合計がかならずしも総数と一致しない。

第323表 住宅建設戸数

（単位 千戸）

区 分	公営住宅 等	改良住宅	公庫住宅	公団住宅	公的助成 民間住宅	その他の 住 宅	公的資金に よる住宅計
昭和62年度(実績)	42	3	506	22		60	634
63 (実績)	40	3	498	21		59	622
平成元年度(実績)	40	2	505	22		62	631
2 (実績)	38	2	501	22		68	631
3 (実績)	44	2	483	22	13	68	633
4 (実績見込)	50	1	498	22	14	94	679
5 (計画)	45	2	535	26	34	99	743

（注） 1 戸数は、住宅建設五箇年計画ベースのものである。
 2 公庫住宅については、既存住宅購入融資戸数及び財形住宅融資戸数を含まない。
 3 平成3年度及び平成4年度の実績見込戸数は平成5年6月末日現在のものである。
 4 公的助成民間住宅は、特定賃貸住宅、農地所有者等賃貸住宅、大都市優良住宅供給促進事業による住宅等である。（昭和62年度から平成2年度までは、その他の住宅に含まれる。）
 5 その他の住宅は、平成3年度以降においては、厚生年金住宅、雇用促進住宅、地方公共団体単独住宅等であり、平成2年度以前においては、厚生年金住宅、雇用促進住宅、特定賃貸住宅、農地所有者等賃貸住宅、地方公共団体単独住宅等である。
 6 建設戸数は、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

資料：建設省住宅局住宅政策課調

② 雇用関係一般

第324表 労働力人口・非労働力人口〔年平均〕

(単位 万人)

区分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率(%)	
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他		
男	昭和35年(1960)	9,326	6,520	4,511	4,436	75	1,998	—	—	—	69.2
	45(1970)	10,357	7,885	5,153	5,094	59	2,723	1,379	735	609	65.4
	55(1980)	11,683	8,932	5,650	5,536	114	3,249	1,568	834	847	63.3
	60(1985)	12,078	9,465	5,963	5,807	156	3,450	1,539	903	1,009	63.0
女	平成2年(1990)	12,354	10,089	6,384	6,249	134	3,657	1,528	989	1,140	63.3
	3(1991)	12,398	10,199	6,505	6,369	136	3,649	1,527	981	1,142	63.8
	4(1992)	12,431	10,283	6,578	6,436	142	3,679	1,570	964	1,145	64.0
	昭和35年(1960)	4,580	3,151	2,673	2,629	44	472	—	—	—	84.8
45(1970)	5,090	3,825	3,129	3,091	38	691	6	412	273	81.8	
55(1980)	5,753	4,341	3,465	3,394	71	859	8	464	386	79.8	
60(1985)	5,942	4,602	3,596	3,503	93	978	11	496	472	78.1	
男	平成2年(1990)	6,072	4,911	3,791	3,713	77	1,095	14	538	543	77.2
	3(1991)	6,093	4,965	3,854	3,776	78	1,088	15	531	543	77.6
	4(1992)	6,103	5,002	3,899	3,817	82	1,090	17	518	555	77.9
	昭和35年(1960)	4,746	3,370	1,838	1,807	31	1,526	—	—	—	54.5
45(1970)	5,268	4,060	2,024	2,003	21	2,032	1,373	323	335	49.9	
55(1980)	5,930	4,591	2,185	2,142	43	2,391	1,560	370	461	47.6	
60(1985)	6,136	4,863	2,367	2,304	63	2,472	1,528	407	537	48.7	
女	平成2年(1990)	6,282	5,178	2,593	2,536	57	2,562	1,514	451	597	50.1
	3(1991)	6,305	5,233	2,651	2,592	59	2,561	1,512	450	599	50.7
	4(1992)	6,327	5,281	2,679	2,619	60	2,590	1,553	446	591	50.7

(注) 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

第325表 年齢階級別労働力人口比率の推移〔年平均〕

(%)

		総数	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
男	昭和35年(1960)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	45(1970)	65.4	32.5	75.6	71.2	72.9	77.7	80.1	78.6	75.6	68.6	59.2	31.8
	55(1980)	63.3	17.9	69.8	72.7	73.0	77.9	80.8	80.5	77.4	68.9	55.9	26.3
	60(1985)	63.0	17.0	71.0	75.2	73.8	78.8	82.7	82.5	78.0	70.0	53.7	24.3
女	平成2年(1990)	63.3	18.0	73.4	79.0	74.8	80.2	83.6	84.3	80.7	72.7	55.5	24.3
	3(1991)	63.8	18.4	74.1	80.0	75.5	80.0	84.1	84.7	81.1	74.0	56.8	25.2
	4(1992)	64.0	18.5	75.1	80.4	75.7	80.4	84.3	85.0	82.2	74.2	57.2	25.4
	昭和35年(1960)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45(1970)	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5	49.4	
55(1980)	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0	
60(1985)	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5	37.0	
男	平成2年(1990)	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5
	3(1991)	77.6	19.1	72.8	96.1	97.4	97.9	97.9	97.4	96.3	93.2	74.2	38.0
	4(1992)	77.9	19.4	74.5	96.4	98.0	98.1	98.2	98.0	97.1	93.6	75.0	38.2
	昭和35年(1960)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45(1970)	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1	17.9	
55(1980)	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5	
60(1985)	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5	15.5	
女	平成2年(1990)	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2
	3(1991)	50.7	17.8	75.6	63.2	52.9	62.1	70.4	72.1	66.5	55.5	40.7	16.6
	4(1992)	50.7	17.6	75.6	64.0	52.7	62.4	70.5	72.0	67.6	55.6	40.7	16.7

(注) 労働力人口比率 = (労働力人口) ÷ (15歳以上人口) × 100

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

第326表 就業者数(産業別)〔年平均〕

区分	就業者数(万人)									
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業・運輸業・通信業	卸売業・小売業・飲食店・金融業・保険業・不動産業	サービス業	公務
男	昭和35年(1960)	4,436	1,273	67	43	253	946	191	899	574
	45(1970)	5,094	899	44	20	394	1,377	353	1,144	751
	55(1980)	5,536	532	45	11	548	1,367	381	1,439	1,001
	60(1985)	5,807	464	45	9	530	1,453	376	1,535	1,173
女	平成2年(1990)	6,249	411	40	6	588	1,505	406	1,674	1,394
	3(1991)	6,369	391	36	6	604	1,550	411	1,696	1,446
	4(1992)	6,436	375	36	6	619	1,569	418	1,698	1,481
	昭和35年(1960)	2,629	612	49	39	220	597	210	505	279
男	45(1970)	3,091	401	35	17	341	859	307	618	372
	55(1980)	3,394	260	34	10	472	894	335	776	494
	60(1985)	3,503	233	32	7	454	879	329	812	578
	平成2年(1990)	3,713	206	29	5	492	910	347	858	687
女	3(1991)	3,776	199	27	5	503	941	348	859	712
	4(1992)	3,817	194	27	5	518	960	351	850	727
	昭和35年(1960)	1,807	661	18	4	33	349	29	394	295
	男	45(1970)	2,003	442	9	3	53	518	45	526
55(1980)		2,142	272	11	1	77	527	46	663	508
60(1985)		2,304	231	13	1	76	574	48	722	595
平成2年(1990)		2,536	204	11	1	96	595	59	817	706
女	3(1991)	2,592	192	9	1	101	609	62	836	734
	4(1992)	2,619	181	9	1	101	609	67	847	754

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数との内訳の合計とは必ずしも一致しない。
2 産業別構成比は、社会保障制度審議会事務局で算出した。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

公務	産業別構成比(%)									
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業・運輸業・通信業	卸売業・小売業・飲食店・金融業・保険業・不動産業	サービス業	公務
142	100.0	28.7	1.5	1.0	5.7	21.3	4.3	20.3	12.9	3.2
161	100.0	17.6	0.9	0.4	7.7	27.0	6.9	22.5	14.7	3.2
199	100.0	9.6	0.8	0.2	9.9	24.7	6.9	26.0	18.1	3.6
199	100.0	8.0	0.8	0.2	9.1	25.0	6.5	26.4	20.2	3.4
195	100.0	6.6	0.6	0.1	9.4	24.1	6.5	26.8	22.3	3.1
199	100.0	6.1	0.6	0.1	9.5	24.3	6.5	26.6	22.7	3.1
204	100.0	5.8	0.6	0.1	9.6	24.4	6.5	26.4	23.0	3.2
119	100.0	23.3	1.9	1.5	8.4	22.8	8.0	19.2	10.6	4.5
136	100.0	13.0	1.1	0.5	11.0	27.8	9.9	20.0	12.0	4.4
166	100.0	7.7	1.0	0.3	13.9	24.7	9.9	22.9	14.6	4.9
164	100.0	6.7	0.9	0.2	13.0	25.1	9.4	23.2	16.5	4.7
159	100.0	5.5	0.8	0.1	13.3	24.5	9.3	23.1	18.5	4.3
163	100.0	5.3	0.7	0.1	13.3	24.9	9.2	22.7	18.9	4.3
166	100.0	5.1	0.7	0.1	13.6	25.2	9.2	22.3	19.0	4.3
23	100.0	36.6	1.0	0.2	1.8	19.3	1.6	21.8	16.3	1.3
25	100.0	22.1	0.4	0.1	2.6	25.9	2.2	26.3	18.9	1.2
33	100.0	12.7	0.5	0.0	3.6	24.6	2.1	31.0	23.7	1.5
35	100.0	10.0	0.6	0.0	3.3	24.9	2.1	31.3	25.8	1.5
36	100.0	8.0	0.4	0.0	3.8	23.5	2.3	32.2	27.8	1.4
37	100.0	7.4	0.3	0.0	3.9	23.5	2.4	32.2	28.3	1.4
38	100.0	6.9	0.3	0.0	3.9	23.3	2.6	32.3	28.8	1.5

も一致しない。

第327表 就業者数(従業上の地位・職業別)〔年平均〕

(単位 万人)

区分	総数	全 産 業							* 専門的・ 技術的職 業従事者
		自営業主	家 族 従事者	雇 用 者					
				計	常 雇	臨時雇	日 雇		
男	昭和35年 (1960)	4,436	1,006	1,061	2,370	—	—	—	220
	45 (1970)	5,094	977	805	3,306	3,023	165	118	295
	55 (1980)	5,536	951	603	3,971	3,586	256	130	438
	60 (1985)	5,807	916	559	4,313	3,866	321	126	538
	平成2年 (1990)	6,249	878	517	4,835	4,316	393	126	690
計	3 (1991)	6,369	859	489	5,002	4,477	398	127	733
	4 (1992)	6,436	843	456	5,119	4,589	409	121	755
	昭和35年 (1960)	2,629	721	277	1,632	—	—	—	138
	45 (1970)	3,091	692	186	2,210	2,082	62	66	178
男	55 (1980)	3,394	658	112	2,617	2,476	74	67	233
	60 (1985)	3,503	628	99	2,764	2,619	85	61	293
	平成2年 (1990)	3,713	607	93	3,001	2,836	108	58	401
	3 (1991)	3,776	594	87	3,084	2,917	111	57	430
	4 (1992)	3,817	580	81	3,145	2,980	113	52	446
女	昭和35年 (1960)	1,807	285	784	738	—	—	—	82
	45 (1970)	2,003	285	619	1,096	941	103	52	117
	55 (1980)	2,142	293	491	1,354	1,109	182	63	205
	60 (1985)	2,304	288	461	1,548	1,247	237	65	245
	平成2年 (1990)	2,536	271	424	1,834	1,480	286	68	290
	3 (1991)	2,592	265	402	1,918	1,561	287	70	303
	4 (1992)	2,619	263	375	1,974	1,609	296	69	309

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずし
2 * 職業：国勢調査の職業分類に基づいて分類している。なお、昭和62年1月から昭和60年国勢調査に合わせて職業の
職業従事者が1万人減、事務従事者が3万人減、技能工、生産工程作業者が20万人減、保安職業、サービ
資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

職 業 別 構 成 比								
* 管理的職 業従事者	* 事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	保安職業、 サービス職業 従 事 者	農林漁業 作 業 者	運輸・通 信従事者	採 掘 作 業 者	* 技能工、 製造・建 設作業者	* 労 務 作 業 者
91	499	596	298	1,322	100	32	1,279	—
134	755	662	387	880	232	11	1,511	218
220	924	797	501	570	248	5	1,653	168
211	1,021	861	501	502	227	4	1,689	230
239	1,157	940	535	448	233	3	1,702	274
252	1,206	944	552	425	231	3	1,718	279
259	1,223	944	568	407	228	3	1,726	293
86	303	328	136	656	93	26	864	—
129	388	390	160	431	210	11	1,048	141
209	429	490	228	290	233	5	1,169	100
197	453	537	228	261	216	4	1,171	128
220	462	579	245	235	223	3	1,172	155
231	476	576	253	226	221	2	1,184	160
239	477	576	256	220	217	3	1,199	167
5	196	268	162	666	7	6	415	—
5	367	272	228	449	22	1	463	76
11	495	307	273	280	15	0	485	67
14	568	324	273	241	11	0	517	102
19	695	360	290	213	10	0	530	118
21	731	368	299	199	10	0	534	118
21	745	369	312	187	11	0	527	126

も一致しない。
分類の一部改訂を行った。改訂による数字の差異は、昭和62年1月～4月平均で、専門的・技術的職業従事者が25万人増、管理
ス職業従事者が1万人減である。

第328表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区 分	昭和63年 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
計	1.16	1.39	1.51	1.41	1.02
29 歳 以 下	1.50	1.75	1.86	1.70	1.22
30 歳 ~ 44 歳	1.84	2.24	2.39	2.20	1.63
45 歳 ~ 54 歳	0.98	1.29	1.48	1.50	1.06
55 歳 ~ 64 歳	0.23	0.31	0.38	0.36	0.26
65 歳 以 上	0.39	0.57	0.67	0.60	0.50

(注) 各年10月の常用労働者(学卒者を除きパートタイムを含む。)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。
資料: 労働省職業安定局「職業安定業務統計」

第329表 失業対策事業実施状況

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
失業対策事業紹介対象者数	26,577	20,876	15,416	11,072	7,456
男	5,978	4,798	3,684	2,623	1,670
女	20,599	16,078	11,732	8,449	5,786
1日平均吸収人員	21,500	16,900	13,000	9,000	6,200
失業対策事業予算額(百万円)	28,317	22,461	18,911	14,524	12,961
全国1人当たり労力費(円)	4,535	4,638	4,861	5,029	5,220

(注) 1 失業対策事業紹介対象者数は9月末現在である。
2 失業対策事業予算額は、年度当初のものである。

資料: 労働省職業安定局調

第330表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
合 計	33,449,291	31,284,192	26,668,593	26,647,840	27,409,027
就 職 促 進 手 当	11,094,876	8,761,247	2,565,900	1,657,759	1,549,260
職 業 転 換 特 別 給 付 金	426,345	377,429	224,937	180,630	196,164
職 業 転 換 訓 練 費 負 担 金	4,570,711	4,187,573	3,939,448	3,405,939	3,396,489
職 業 転 換 訓 練 費 補 助 金	62,842	64,929	66,589	68,249	68,413
高 年 齢 者 労 働 能 力 活 用 事 業 費 等 補 助 金	11,809,799	12,392,570	14,371,275	15,834,819	16,698,257
職 業 転 換 訓 練 費 交 付 金	5,484,718	5,500,444	5,500,444	5,500,444	5,500,444

(注) 平成2年度、3年度、4年度は補正後予算額である。

資料: 労働省職業安定局調

第331表 93年度地域別最低賃金改正状況

(単位 円)

都道府県名	事項別	日 額	時間額	発効年月日
北海道	北 海 道	4,467	559	5.10.1
青森県	青 森	4,224	528	5.10.8
岩手県	岩 手	4,223	529	5.10.3
宮城県	宮 城	4,305	540	5.10.1
秋田県	秋 田	4,224	528	5.10.9
山形県	山 形	4,227	529	5.10.1
福島県	福 島	4,258	534	5.10.1
茨城県	茨 城	4,521	567	5.10.1
栃木県	栃 木	4,518	566	5.10.1
群馬県	群 馬	4,516	565	5.10.1
埼玉県	埼 玉	4,754	595	5.10.1
千葉県	千 葉	4,751	594	5.10.1
東京都	東 京	4,910	620	5.10.1
神奈川県	神 奈 川	4,910	619	5.10.1
新潟県	新 潟	4,496	563	5.10.1
富山県	富 山	4,523	566	5.10.1
石川県	石 川	4,530	568	5.10.1
福井県	福 井	4,500	565	5.10.1
山梨県	山 梨	4,537	568	5.10.1
長野県	長 野	4,530	568	5.10.1
岐阜県	岐 阜	4,703	588	5.10.1
静岡県	静 岡	4,709	589	5.10.1
愛知県	愛 知	4,782	598	5.10.1
三重県	三 重	4,701	589	5.10.1
滋賀県	滋 賀	4,535	567	5.10.14
京都市	京 都	4,754	595	5.10.1
大阪府	大 阪	4,910	620	5.9.30
兵庫県	兵 庫	4,732	594	5.9.30
奈良県	奈 良	4,531	568	5.10.24
和歌山県	和 歌 山	4,529	569	5.10.1
鳥取県	鳥 取	4,269	534	5.10.1
島根県	島 根	4,256	533	5.10.1
岡山県	岡 山	4,473	560	5.10.6
広島県	広 島	4,496	564	5.10.16
山口県	山 口	4,460	559	5.10.1
徳島県	徳 島	4,282	536	5.10.1
香川県	香 川	4,283	537	5.10.1
愛媛県	愛 媛	4,283	536	5.10.1
高知県	高 知	4,281	536	5.10.1
福岡県	福 岡	4,508	564	5.10.1
佐賀県	佐 賀	4,220	528	5.10.3
長崎県	長 崎	4,222	528	5.10.14
熊本県	熊 本	4,221	528	5.10.3
大宮市	大 宮	4,220	528	5.10.1
宮崎県	宮 崎	4,220	528	5.10.2
鹿児島県	鹿 児 島	4,220	528	5.10.1
沖縄県	沖 縄	4,220	528	5.9.30

(注) 時間額は、賃金の大部分が時間によって定められている者に適用される。

資料: 労働省労働基準局賃金課調

第332表 産業別最低賃金決定状況

平成5年3月末現在

産 業	決 定 件 数	適用使用者数	適用労働者数
	件	百人	千人
食料品・飲料・飼料製造業	7	400	199
織 維 産 業	11	37	731
木材・木製品・家具・装備品製造業	4	12	74
パルプ・紙・紙加工品製造業	4	3	284
出版・印刷・同関連産業	4	47	764
窯業・土石製品製造業	13	47	769
機械・金属製品等製造業	162	1,225	41,816
上記以外の製造業	6	5	175
小 計	211	1,380	44,812
非製造業			
卸売・小売業、飲食店	53	325	5,704
自動車整備業	2	16	94
上記以外の非製造業	2	12	61
小 計	57	353	5,859
合 計	268	1,733	50,671
鉱 業 (労働大臣決定)	3	1	70
総 合 計	271	1,734	50,741

(注) 1 新産業別最低賃金および従来の産業別最低賃金の合計である。
 2 機械・金属製品製造業と自動車整備業が一括して決定されているものについては、機械・金属製品等製造業に計上している。

資料：労働省労働基準局調

2 関係機関

第333表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額 (年度別)

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
合 計	件数 540,997,983 金額 7,728,141,998	566,403,943 8,032,773,996	582,697,382 8,451,073,630	601,286,045 8,860,348,460	631,468,671 9,428,303,411
審査及び支払取扱分	件数 540,350,536 金額 7,728,141,998	566,358,284 8,032,773,996	582,653,488 8,451,073,630	601,245,114 8,860,348,460	631,430,112 9,428,303,411
社会保険合計	件数 476,717,895 金額 5,336,982,258	501,069,946 5,597,810,590	515,215,950 5,905,783,405	531,205,319 6,229,389,080	558,406,769 6,667,982,438
政府管掌健康保険	件数 217,413,411 金額 2,643,666,918	230,615,351 2,792,937,848	238,538,394 2,969,788,475	248,707,598 3,168,204,633	263,469,012 3,414,127,258
船 員 保 険	件数 3,275,297 金額 45,427,960	3,131,207 43,028,515	2,905,929 41,031,260	2,734,104 39,782,846	2,665,592 39,085,273
共 済 組 合	件数 73,661,312 金額 762,236,261	76,101,424 784,392,066	79,553,436 834,150,101	79,902,699 853,535,296	82,051,652 888,351,951
健康保険組合	件数 182,367,875 金額 1,885,651,118	191,221,964 1,977,452,161	194,218,191 2,060,813,569	199,860,918 2,167,866,304	210,220,513 2,326,417,956
社会保険以外の諸法	件数 63,632,641 金額 2,391,159,741	65,288,338 2,434,963,406	67,437,538 2,545,290,225	70,039,795 2,630,959,381	73,023,343 2,760,320,973
合計	件数 548,027 金額 39,763,188	484,840 33,730,403	447,156 31,585,450	417,548 30,888,561	392,050 29,831,779
結核予防法	件数 14,387,519 金額 772,112,129	13,874,134 744,241,909	13,408,698 736,357,389	12,862,942 719,371,142	12,547,184 721,409,647
生活保護法	件数 14,587 金額 1,283,460	13,656 1,215,226	12,664 1,161,333	11,361 1,040,146	10,602 995,036
戦傷病者特別援護法	件数 151,399 金額 1,814,054	157,627 1,802,299	165,409 1,904,728	172,633 1,944,596	176,250 2,040,804
身体障害者福祉法	件数 77,917 金額 1,868,477	79,133 1,881,365	82,033 1,963,469	83,381 2,003,961	83,571 2,059,138
児童福祉法	件数 1,868,477 金額 548,255	1,881,365 563,187	1,963,469 557,335	2,003,961 558,768	2,059,138 586,246
自衛官等	件数 9,670,493 金額 1,904,099	9,917,283 1,898,988	9,886,981 1,882,506	9,799,524 1,868,109	10,056,993 1,858,963
原爆医療	件数 9,009,977 金額 1,816,567	8,955,228 1,867,899	9,165,924 1,941,264	9,257,599 2,001,534	9,353,277 2,076,268
精神保健法	件数 68,806,257 金額 2 299	60,918,221 6 741	54,478,106 2 452	50,899,488 — —	46,164,342 2 363
麻薬取締法	件数 35,764 金額 1,680,836	36,688 1,749,023	37,099 1,799,516	38,990 1,942,891	39,925 2,101,307
母子保健法	件数 920,386 金額 6,999,426	1,023,143 7,620,568	1,147,586 8,740,240	1,289,006 9,711,716	1,427,455 10,876,108
特定疾患	件数 693,586 金額 9,044,268	756,263 9,458,759	826,802 10,658,940	892,888 11,968,289	978,833 14,216,886
小児慢性	件数 3 金額 —	— —	— —	— —	— —
老人医療	件数 739,761 金額 14,442,679	762,523 14,552,692	777,955 14,877,552	791,664 15,351,194	826,260 15,744,690
措置医療	件数 41,411,300 金額 1,454,114,458	43,379,597 1,538,358,180	45,750,227 1,662,139,011	48,641,868 1,766,197,125	51,597,534 1,894,845,791
老人保健	件数 383,469 金額 549,739	390,654 561,508	400,802 571,133	409,103 583,149	422,200 624,812
老人被爆者	件数 47,447 金額 —	45,659 —	43,894 —	40,931 —	38,559 —
審査のみ取扱分	件数 47,447 金額 —	45,659 —	43,894 —	40,931 —	38,559 —
戦傷病者特別援護法 (療養費分)	件数 — 金額 —	— —	— —	— —	— —
麻薬取締法	件数 — 金額 —	— —	— —	— —	— —

資料：社会保険診療報酬支払基金調

第334表 年金福祉事業団福祉施設設置整備資金融資決定状況（施設別・事業主体別）

（単位 件、千円）

区分	合計		住宅		療養施設	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和62年度(1987)	99	28,532,400	50	5,980,700	17	15,617,500
63 (1988)	96	25,912,800	43	12,104,800	8	7,711,700
平成元年度(1989)	148	33,196,000	80	14,924,100	13	11,410,600
2 (1990)	254	52,000,000	148	26,330,800	11	13,850,800
3 (1991)	233	57,967,400	141	36,927,800	16	10,039,900
厚生年金保険事業主	196	33,045,000	139	27,667,800	0	0
健康保険組合	0	0	0	0	0	0
国民健康保険組合	0	0	0	0	0	0
厚生年金基金	3	969,600	0	0	0	0
事業協同組合	0	0	0	0	0	0
生活協同組合	4	985,600	0	0	4	985,600
農業協同組合	0	0	0	0	0	0
民法法人・その他	20	13,948,900	2	9,259,800	2	36,000
社会福祉法人・日本赤十字社	10	9,018,300	0	0	10	9,018,300
商工会等	0	0	0	0	0	0

資料：年金福祉事業団調

厚生福祉施設									
休養施設		体育施設		教養文化施設		給食施設		その他の施設	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
20	3,731,100	5	571,000	4	2,238,100	2	94,000	1	300,000
28	3,649,500	1	43,200	11	1,224,900	3	68,700	2	1,110,000
40	3,174,000	5	804,300	7	1,236,300	1	17,400	2	1,629,300
68	4,065,900	4	888,700	9	684,000	11	965,900	3	5,213,900
58	7,114,000	8	2,353,100	7	1,234,000	3	298,800	0	0
42	2,664,100	6	1,647,100	6	767,200	3	298,800	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	969,600	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	3,480,300	2	706,000	1	466,800	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第335表 資金運用事業各年度別運用額の推移

（単位：兆円）

	昭和63年度('88)	平成元年度('89)	2 ('90)	3 ('91)	4 ('92)	累計
年金財源強化事業	1.27	1.53	1.80	2.05	2.59	10.24
資金確保事業	0.95	0.85	1.05	1.10	1.11	5.54
合計	2.22	2.38	2.85	3.15	3.70	15.78

資料：厚生省年金局

第336表 年金福祉事業団被保険者住宅資金融資決定状況（資金別）

（単位 件、戸、千円）

区分	合計			厚生年金保険			国民年金		
	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額
昭和62年度	188,181	188,181	1,638,615,300	164,520	164,520	970,857,800	23,661	23,661	67,757,500
(29,099)	(29,099)	(161,834,000)	(23,505)	(23,505)	(145,075,000)	(5,594)	(5,594)	(16,759,000)	
63	167,879	167,879	1,005,182,500	145,982	145,982	939,452,000	21,887	21,887	65,730,500
(26,493)	(26,493)	(159,759,500)	(21,017)	(21,017)	(142,322,400)	(5,476)	(5,476)	(17,497,100)	
平成元年度	163,092	163,092	1,043,550,600	141,110	141,110	975,829,300	21,982	21,982	67,721,300
(25,567)	(25,567)	(188,766,400)	(20,957)	(20,957)	(153,273,400)	(4,610)	(4,610)	(15,493,000)	
2	156,902	156,902	1,046,892,600	139,376	139,376	992,192,200	17,526	17,526	54,700,400
(29,125)	(29,125)	(203,395,300)	(24,423)	(24,423)	(187,691,500)	(4,702)	(4,702)	(15,703,800)	
3	163,867	163,867	1,151,258,100	142,660	142,660	1,082,887,100	21,207	21,207	68,369,000
(29,824)	(29,824)	(215,024,800)	(24,849)	(24,849)	(197,668,300)	(4,975)	(4,975)	(17,358,500)	
転貸融資	119,939	119,939	919,592,000	119,939	119,939	919,592,000	—	—	—
(19,924)	(19,924)	(160,393,900)	(19,924)	(19,924)	(160,393,900)	(—)	(—)	(—)	
個人融資	43,928	43,928	231,664,100	22,721	22,721	163,295,100	21,207	21,207	68,369,000
(9,900)	(9,900)	(54,630,900)	(4,925)	(4,925)	(37,272,400)	(4,975)	(4,975)	(17,358,500)	

（注）（ ）内は大型住宅の再掲である。

資料：年金福祉事業団「年金福祉事業団年報」

第337表 社会福祉・医療事業団貸付状況（施設・資金別）

（単位 件、百万円）

施設種類別	昭和35年度(1960)発足		45(1970)		55(1980)		平成2年度(1990)		3(1991)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
施設種類別										
総数	1,230	2,865	4,348	35,000	1,764	82,842	557	101,000	1,139	112,000
病院	381	2,179	773	21,082	308	39,382	99	28,994	114	41,644
老人保健施設	—	—	—	—	—	—	241	62,278	193	38,550
診療所										
一般診療所	609	549	2,852	11,511	1,059	38,007	147	7,335	607	26,781
歯科診療所	240	136	675	1,826	377	4,783	55	934	207	3,475
共同利用施設	—	—	10	119	—	—	—	—	1	82
薬局	—	—	9	26	—	—	—	—	—	—
助産所	—	—	5	3	—	—	—	—	3	10
医療従事者養成施設	—	—	24	434	4	585	7	1,393	6	1,370
歯科技工所	—	—	—	—	2	5	—	—	1	5
衛生検査所	—	—	—	—	2	48	—	—	1	50
施術所	—	—	—	—	12	32	6	30	6	33
疾病予防運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
温泉療養運動施設	—	—	—	—	—	—	2	36	—	—
国立病院等購入資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資金種類別										
総数	1,230	2,865	4,348	35,000	1,764	82,842	557	101,000	1,139	112,000
新築資金	233	863	808	11,907	701	45,107	317	72,033	623	63,931
甲種増改築資金	317	1,279	695	12,485	305	25,034	69	15,152	152	25,994
乙種増改築資金	216	382	403	6,003	102	7,972	48	11,776	85	18,314
機械購入資金	420	325	1,673	4,223	481	4,547	62	1,557	155	3,065
長期運転資金	44	13	769	381	173	182	61	482	124	696

資料：社会福祉・医療事業団調

第338表 社会福祉・医療事業団福祉貸付状況(事業種別)

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
合 計 件 数	584	728	614	589	722
金 額	35,700,000	40,999,300	43,700,000	54,900,000	80,200,000
保 護 施 設 件 数	7	6	8	3	7
金 額	771,200	139,800	244,300	73,000	1,585,300
児 童 福 祉 施 設 件 数	132	159	154	115	129
金 額	3,501,500	6,177,100	5,748,500	4,114,400	6,599,900
身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設 件 数	33	44	38	36	43
金 額	2,203,200	2,184,300	2,054,100	3,099,800	4,687,200
老 人 福 祉 施 設 件 数	285	390	263	295	378
金 額	23,283,800	24,144,700	24,726,900	34,279,700	53,341,500
精 神 薄 弱 者 援 護 施 設 件 数	103	104	109	110	144
金 額	4,321,700	4,967,700	5,201,100	7,573,000	10,604,900
婦 人 保 護 施 設 件 数	1	—	1	2	—
金 額	20,000	—	13,500	64,000	—
母 子 休 養 ホ ー ム 件 数	2	—	—	—	—
金 額	213,700	—	—	—	—
精 神 障 害 者 社 会 復 帰 施 設 件 数	—	2	11	7	6
金 額	—	55,400	386,000	283,700	173,300
社 会 福 祉 事 業 法 に よ る 施 設 及 び 事 業 有 料 老 人 ホ ー ム 件 数	18	19	23	16	12
金 額	843,400	1,059,200	1,665,900	1,674,100	1,817,400
そ の 他 の 施 設 及 び 事 業 件 数	2	3	4	4	1
金 額	438,500	2,241,000	3,450,000	3,500,000	1,000,000
償 還 額	1	1	3	1	2
金 額	103,000	30,000	209,700	238,300	390,500
償 還 額	20,801,758	22,883,366	24,073,891	25,629,310	27,318,864

資料：厚生省社会・援護局調

第339表 労働福祉事業団経営施設数

年度末現在

区 分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
労 災 病 院	36	36	36	36	37
医 療 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー	1	1	1	1	1
総 合 せ き 損 セ ン タ ー	1	1	1	1	1
看 護 専 門 学 校	12	12	12	12	12
休 養 所	10	10	9	9	9
労 災 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 作 業 所	8	8	8	8	8
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 大 学 校	1	1	1	1	1
労 災 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 工 学 セ ン タ ー	1	1	1	1	1
健 康 診 断 セ ン タ ー	8	8	8	8	8
納 骨 堂	1	1	1	1	1
労 災 保 険 会 館	1	1	1	1	1

資料：労働福祉事業団調

第340表 雇用促進事業団設置運営施設数

年度末現在

区 分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
職 業 能 力 開 発 大 学 校	1	1	1	1	1
職 業 能 力 開 発 短 期 大 学 校	14	15	17	19	20
総 合 高 等 職 業 訓 練 校	17	13	8	6	4
職 業 能 力 開 発 促 進 セ ン タ ー	60	64	67	67	67
移 転 就 職 者 用 宿 舎	140,941	142,481	144,391	146,131	148,197
全 国 勤 労 青 少 年 会 館	1	1	1	1	1
心 身 障 害 者 職 業 セ ン タ ー	47	—	—	—	—
簡 易 宿 泊 所	25	25	25	24	23
出 稼 労 働 者 援 護 相 談 所	5	—	—	—	—
就 職 援 護 セ ン タ ー	1	—	—	—	—
雇 用 職 業 総 合 研 究 所	1	1	—	—	—
福 祉 セ ン タ ー 等	1,733	1,812	1,881	1,856	1,906

資料：雇用促進事業団調

第341表 中小企業退職金共済加入状況

(i) 産業別

平成4年3月末現在在籍

区 分	合 計	農 林 漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	運 輸 公 益 事 業	商 業	金 融 不 動 産 業	サ ー ビ ス 業
共 済 契 約 者 数	379,351	3,649	949	54,042	119,111	13,284	110,914	5,591	71,811
被 共 済 者 数	2,652,047	28,740	10,461	374,494	1,153,196	214,247	500,213	24,469	346,227

(ii) 規模別

区 分	合 計	1人~4人	5~9	10~19	20~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301人以上
共 済 契 約 者 数	379,351	170,693	103,275	63,763	20,985	12,279	6,356	1,697	252	51
被 共 済 者 数	2,652,047	401,577	547,800	626,279	343,420	302,909	272,384	121,483	27,011	9,184

資料：中小企業退職金共済事業団調

第342表 中小企業退職金共済支給状況

(金額 単位 千円)

区 分	昭和62年度('87)	63('88)	平成元年度('89)	2('90)	3('91)
退 職 金 件 数	165,657	174,092	181,221	196,424	208,095
金 額	86,488,753	93,533,224	101,324,753	115,637,019	132,442,064
解 約 手 当 金 件 数	15,285	12,294	11,597	13,149	15,672
金 額	5,806,712	4,567,028	4,453,504	5,506,060	7,560,463
計 件 数	180,942	186,386	192,818	209,573	223,767
金 額	92,295,466	98,100,252	105,778,258	121,143,079	140,002,527
1 件 当 り 金 額	510,337	526,328	548,591	578,047	625,662
国 庫 補 助 金 件 数	1,598	530	188	60	20
金 額	23,355	7,208	2,304	1,022	368

資料：中小企業退職金共済事業団調

第13節 社会保障分野における人的資源の状況

第343表 医師数（業務別）

年末現在

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)
総 数	181,101	191,346	201,658	211,797
医療施設の従事者	173,452	183,129	193,682	203,797
病院の開設者	3,539	3,670	3,565	2,936
診療所の開設者	62,201	61,910	61,582	58,213
病院（医育機関附属のものを除く）の勤務者	64,886	72,678	81,071	87,887
診療所の勤務者	9,620	10,086	11,075	16,819
医育機関附属の病院の勤務者	33,206	34,785	36,389	37,942
老人保健施設の従事者	—	—	22	204
老人保健施設の開設者	—	—	—	—
老人保健施設の勤務者	—	—	22	204
医療施設・老人保健施設以外の従事者	5,906	6,402	6,254	6,196
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	3,743	4,190	4,111	3,991
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	2,163	2,212	2,143	2,205
その他	1,743	1,815	1,700	1,600

(注) 1 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。
2 老人保健施設の開設者・勤務者は昭和63年から業務の種別に加えられた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第344表 歯科医師数（業務別）

年末現在

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)
総 数	63,145	66,797	70,572	74,028
医療施設の従事者	61,283	64,904	68,692	72,087
病院の開設者	5	4	2	2
診療所の開設者	40,563	42,997	45,367	46,121
病院（医育機関附属のものを除く）の勤務者	1,701	1,736	1,860	1,951
診療所の勤務者	13,092	13,906	14,778	17,147
医育機関附属の病院の勤務者	5,922	6,261	6,685	6,866
老人保健施設の勤務者	—	—	—	—
医療施設・老人保健施設以外の従事者	628	701	807	954
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	473	551	653	782
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	155	150	154	172
その他	1,234	1,190	1,073	987

(注) 1 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。
2 老人保健施設の勤務者は昭和63年から業務の種別に加えられた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第345表 歯科衛生士数（就業場所別）

年末現在

区 分	昭和57年 (1982)	59 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)
総 数	24,836	29,178	32,666	36,986	40,932
保健所	348	399	417	503	602
病院	1,953	2,270	2,415	2,637	2,764
診療所	21,759	25,568	28,889	32,775	36,258
学校	417	485	465	541	535
その他	359	456	480	530	773

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。
資料：厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課調

第346表 歯科技工士数（就業場所別）

年末現在

区 分	昭和57年 (1982)	59 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)
総 数	26,658	29,339	31,139	32,518	32,433
技工所	10,662	11,526	13,652	14,828	14,862
病院・診療所	15,218	17,111	16,700	16,953	16,085
その他	778	702	787	737	1,486

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。
資料：厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課調

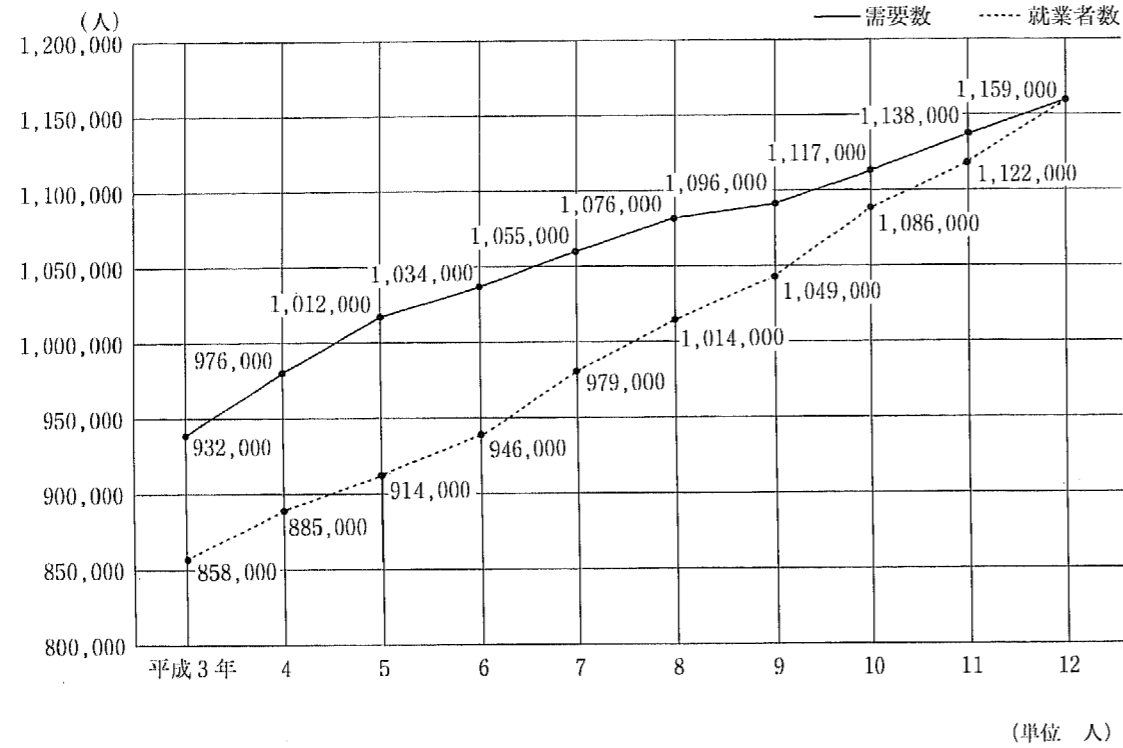
第347表 薬剤師数（業務別）

年末現在

区 分	昭和57年 (1982)	59 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)
総 数	124,390	129,700	135,990	143,429	150,627
薬局の開設者	16,333	16,462	17,379	17,046	17,461
薬局の勤務者	23,418	25,711	26,370	28,917	31,350
病院又は診療所の勤務者	30,220	32,503	34,799	38,339	41,214
大学において教育又は研究に従事する者	2,937	2,976	3,082	3,111	2,969
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	4,923	4,881	5,007	4,879	4,931
医薬品営業（製造・輸入・販売）従事者	23,909	25,149	26,793	28,931	31,358
毒物劇物営業（製造・輸入・販売）従事者	299	242	240	192	179
その他の化学工業従事者	874	882	1,010	965	1,142
その他	21,477	20,894	21,310	21,049	20,023

(注) 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第348表 看護職員需給見通し



年次	需要数 A	年当初就業数 B	新卒就業数 C	再就業数 D	退職等による減少数 E	年末就業数 F=B+C+D-E	(%) F/A×100
平3	932,000	834,000	56,100	14,500	46,400	858,000	92.1
4	976,000	858,000	57,500	16,200	47,000	885,000	90.7
5	1,012,000	885,000	58,600	18,200	47,600	914,000	90.3
6	1,034,000	914,000	59,900	19,800	48,000	946,000	91.5
7	1,055,000	946,000	60,900	21,100	48,900	979,000	92.8
8	1,076,000	979,000	62,100	22,200	49,900	1,014,000	94.2
9	1,096,000	1,014,000	62,900	23,400	50,600	1,049,000	95.7
10	1,117,000	1,049,000	63,400	24,500	51,800	1,086,000	97.2
11	1,138,000	1,086,000	63,700	25,700	52,900	1,122,000	98.6
12	1,159,000	1,122,000	63,800	27,000	54,100	1,159,000	100.0

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第349表 保健婦数 (就業場所別)

区 分	昭和57年 (1982)	59 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)
総 数	19,137	20,858	22,050	23,559	25,303
保健婦学校・養成所	188	215	227	293	258
保健所	7,478	7,745	8,061	8,142	8,440
{ 市内勤務	392	405	325	318	309
{ 市町村駐在	8,390	9,486	10,273	11,033	11,673
{ 町	1,246	1,320	1,439	1,842	1,331
{ 診療施設	24
{ 老人保健施設	953	1,112	1,080	1,154	1,254
{ 事業所	490	575	645	777	943
{ その他

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」、衛生統計課調

第350表 助産婦数 (就業場所別)

区 分	昭和57年 (1982)	59 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)
総 数	25,416	24,649	24,056	23,320	22,918
助産婦学校・養成所	229	251	307	283	305
保健所	141	169	203	220	258
病院	12,627	13,308	13,998	14,512	14,933
診療所	3,075	2,993	2,678	2,491	2,514
助産所	8,781	7,244	6,182	5,100	4,194
{ 開設者	2,533	2,118	1,944	1,757	1,518
{ 従事者	838	635	497	323	233
{ 出張のみによる者	5,410	4,491	3,741	3,020	2,443
{ その他	563	684	688	714	714

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」、衛生統計課調

第351表 看護婦(士)及び准看護婦(士)数 (就業場所・資格別)

区 分	昭和57年 (1982)	59 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)
総 数	540,971	590,177	639,936	694,999	745,301
就業場所別					
{ 看護婦学校・養成所	5,734	6,093	6,308	6,359	6,665
{ 保健所	569	721	886	1,051	1,228
{ 病院	419,978	459,177	503,781	549,727	581,249
{ 診療所	106,657	115,077	119,887	126,400	138,549
{ 老人保健施設	.	.	.	346	2,559
{ 学校	585	630	520	615	747
{ 派出看護婦	366	304	150	167	281
{ その他	7,082	8,175	8,404	10,334	14,023
資格別					
{ 看護婦	275,578	303,734	333,040	365,298	395,496
{ 准看護婦	251,882	270,499	288,411	308,474	325,907
{ 看護士	3,608	4,681	6,218	7,845	9,268
{ 准看護士	9,903	11,263	12,267	13,382	14,630

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」、衛生統計課調

第352表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

区分	昭和57年 (1982)	59 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)
あん摩マッサージ指圧師	83,113	86,024	86,806	87,519	91,969
はり師	49,901	52,794	55,086	56,465	60,546
きゅう師	48,596	51,433	53,696	54,950	59,414
柔道整復師	14,689	16,779	18,728	20,571	22,904

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第353表 理学療法士及び作業療法士数(就業者数)

年末現在

区分	昭和62年 (1987)	63 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
理学療法士	7,042	7,994	8,976	10,035	11,012
作業療法士	3,003	3,525	4,081	4,689	5,284

資料：厚生省健康政策局医事課調

第354表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

各年12月末現在

	社会福祉士	介護福祉士				合計
		法第39条1号	法第39条2号	法第39条3号	法第39条4号	
	人	人	人	人	人	人
平成元年 (1989)	172	0	0	8	2,688	2,696
2 (1990)	534	951	0	204	6,258	7,413
3 (1991)	1,042	3,460	18	495	10,497	14,470
4 (1992)	1,903	7,086	40	878	15,821	23,825

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条1号 高卒後養成施設(2年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条2号 福祉系大卒後養成施設(1年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条3号 高卒後保母養成所等終了後養成施設(1年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条4号 介護福祉士試験に合格した者

資料：社会福祉振興・試験センター調

第355表 全医療施設の従事者数(業務の種類別)

	昭和53年 (1978)	56 (1981)	59 (1984)	62 (1987)	平成2年 (1990)
総数	1,523,599	1,753,778	1,926,662	1,989,163.1	2,182,975.5
医師	217,367	257,069	289,462	229,789.4	250,471.0
非常勤	142,306	156,721	170,029	187,360	201,316
非常勤	75,061	100,348	119,433	42,429.4	49,155.0
歯科医師	57,538	69,813	79,263	74,304.7	81,709.5
非常勤	48,708	55,568	61,355	67,538	72,734
非常勤	8,830	14,245	17,908	6,766.7	8,975.5
介輔・歯科介輔	45	44	40	34	20
薬剤師	25,522	31,675	35,887	39,308	44,125
保健婦	2,284	2,836	4,706
助産婦	16,205	16,838	17,539	17,803	18,231
看護婦(士)	219,789	267,822	311,865	356,224	403,286
准看護婦(士)	231,861	266,832	297,985	327,361	354,092
看護業務補助者	160,287	157,382	162,920	166,835	178,401
理学療法士(PT)	2,813	3,501	4,678	7,114	9,849
作業療法士(OT)	743	934	1,420	2,558	3,816
視能訓練士	491	785	927	1,218	1,509
義肢装具士	55
歯科衛生士	19,964	27,600	35,379	41,992	48,974
歯科技工士	13,509	18,579	22,008	22,049	20,898
歯科業務補助者	53,160	68,983	78,843	85,446	93,586
診療放射線技師	13,821	17,262	20,643	24,109	28,207
診療エックス線技師	4,142	3,943	4,199	3,507	2,978
臨床検査技師	26,827	33,689	39,284	43,605	47,353
臨床検査 衛生検査技師	2,443	2,085	1,719	1,496	1,252
その他	8,209	9,256	6,152	4,894	3,991
臨床工学技士	1,857
あん摩マッサージ指圧師	7,567	9,009	9,460	10,350	11,048
管理栄養士	2,053	3,043	3,234	5,509	7,452
栄養士	17,009	19,533	20,561	20,451	20,187
その他の技術員	24,235	22,808	24,899	27,721	30,009
医療社会事業従事者	2,570	3,916	3,048	3,957	4,630
事務職員	207,679	237,183	254,865	270,296	303,416
その他の職員	187,750	204,194	198,098	198,396	206,867

(注) 1 昭和56年までは12月31日現在、昭和59年以降は10月1日現在である。

2 非常勤職員を含む。

3 昭和62年から、非常勤の医師・歯科医師については、各施設における常勤医師・歯科医師の通常の勤務時間に換算(常勤換算)して計上した。ただし、その他の職種については、常勤換算は行っていない。

資料 厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

第14節 財政

第356表 一般関係歳出予算額の推移 (当初予算)

(単位 億円)

事 項	昭 和 59年度 (1984)	60 (1985)	61 (1986)	62 (1987)	63 (1988)	平 成 元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
一般会計予算	506,272 (0.5)	524,996 (3.7)	540,886 (3.0)	541,010 (0.0)	566,997 (4.8)	604,142 (6.6)	662,368 (9.6)	703,474 (6.2)	722,180 (2.7)	723,548 (0.2)
1.国債費	91,551 (11.7)	102,242 (11.7)	113,195 (10.7)	113,335 (0.1)	115,120 (1.6)	116,649 (1.3)	142,886 (22.5)	160,360 (12.2)	164,473 (2.6)	154,423 (△6.1)
2.地方交付税 交付金	88,864 (21.5)	96,901 (9.0)	101,849 (5.1)	101,841 (△0.0)	109,056 (7.1)	133,688 (22.6)	152,751 (14.3)	159,749 (4.6)	157,719 (△1.3)	156,174 (△1.0)
3.一般歳出	325,857 (△0.1)	325,854 (△0.0)	325,842 (△0.0)	325,834 (△0.0)	329,821 (1.2)	340,805 (3.3)	353,731 (3.8)	370,365 (4.7)	386,988 (4.5)	399,168 (3.1)
4.産業投資特別 会計へ繰入	—	—	—	—	13,000	13,000	13,000	13,000	2,166	1,866
社会保障関係費	93,211 (2.0) 〔18.4〕 <28.6>	95,736 (2.7) 〔18.2〕 <29.4>	98,346 (2.7) 〔18.2〕 <30.2>	100,896 (2.6) 〔18.7〕 <31.0>	103,845 (2.9) 〔18.3〕 <31.5>	108,947 (4.9) 〔18.0〕 <32.0>	116,148 (6.6) 〔17.5〕 <32.8>	122,128 (5.1) 〔17.4〕 <33.0>	127,378 (4.3) 〔17.6〕 <32.9>	131,457 (3.2) 〔18.2〕 <32.9>
厚生省予算	92,491 (2.1) 〔18.3〕 <28.4>	95,028 (2.7) 〔18.1〕 <29.2>	97,721 (2.8) 〔18.1〕 <30.0>	100,265 (2.6) 〔18.5〕 <30.8>	103,211 (2.9) 〔18.2〕 <31.3>	108,372 (5.0) 〔17.9〕 <31.8>	115,652 (6.7) 〔17.5〕 <32.7>	121,819 (5.3) 〔17.3〕 <32.9>	127,670 (4.8) 〔17.7〕 <33.0>	131,752 (3.2) 〔18.2〕 <33.0>
防衛関係費	29,346 (6.6) 〔5.8〕 <9.0>	31,371 (6.9) 〔6.0〕 <9.6>	33,435 (6.6) 〔6.2〕 <10.3>	35,174 (5.2) 〔6.5〕 <10.8>	37,003 (5.2) 〔6.5〕 <11.2>	39,198 (5.9) 〔6.5〕 <11.5>	41,593 (6.1) 〔6.3〕 <11.8>	43,860 (5.5) 〔6.2〕 <11.8>	45,518 (3.8) 〔6.3〕 <11.8>	46,406 (2.0) 〔6.4〕 <11.6>

(注) 1 ()内は、対前年度伸び率(%)である。
2 []内は、一般会計に占める割合である。
3 < >内は、一般歳出に占める割合である。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第357表 一般会計歳入・歳出 (目的別)

(単位 百万円)

区 分	元成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
歳 入	67,247,823	71,703,468	72,990,559	71,489,671	72,354,824
租税及び印紙収入	54,921,817	60,105,865	59,820,384	57,631,000	61,303,000
租 税	53,096,746	58,211,829	58,071,587	55,968,000	59,547,000
印 紙 収 入	1,825,071	1,894,037	1,748,797	1,663,000	1,756,000
専 売 納 付 金	9,505	11,084	11,997	10,067	10,956
官業益金及び官業収入	22,516	22,420	23,684	18,882	20,701
政府資産整理収入	306,765	162,033	134,141	109,315	107,604
雑 収 入	2,212,356	2,701,139	3,835,561	2,514,139	2,778,600
公 債 金	6,638,546	7,312,043	6,729,999	9,536,000	8,130,000
前年度剰余金受入	3,136,318	1,388,884	2,434,792	1,670,268	3,963
歳 出	65,858,939	69,268,676	70,547,185	71,489,671	72,354,824
国 家 機 関 費	3,056,269	4,691,676	3,342,045	3,533,066	3,631,960
地 方 財 政 費	14,995,685	15,958,861	15,825,816	14,230,430	15,643,979
防 衛 関 係 費	3,945,852	4,276,945	4,464,775	4,601,625	4,664,546
国土保全及び開発費	5,775,047	5,899,030	6,297,236	8,422,823	7,323,445
産 業 経 済 費	4,748,789	4,089,606	4,118,833	3,242,635	3,063,079
教 育 文 化 費	5,167,104	5,411,923	5,589,187	5,825,117	5,807,765
社会保険関係費	14,166,861	12,725,584	13,482,153	14,391,768	14,574,806
社会 保 険 費	8,386,387	7,400,494	7,857,071	8,115,782	8,394,351
生 活 保 護 費	1,053,379	1,016,301	1,010,942	1,018,570	1,043,353
社 会 福 祉 費	2,378,884	2,511,828	2,696,407	2,944,682	3,081,201
住 宅 対 策 費	1,507,448	920,983	981,981	1,183,634	990,334
失 業 対 策 費	50,122	47,011	46,149	45,614	45,419
保 健 衛 生 費	712,128	753,572	805,410	980,322	927,056
そ の 他	78,513	75,395	84,192	103,163	93,093
恩 給 費	1,846,265	1,831,457	1,815,214	1,783,501	1,776,287
文 官 恩 給 費	111,702	107,392	104,385	100,979	100,005
旧軍人遺族等恩給費	1,577,617	1,572,563	1,567,295	1,547,516	1,543,792
そ の 他	156,945	151,501	143,534	135,005	132,490
国 債 費	12,089,793	14,314,215	15,536,573	15,181,807	15,442,348
予 備 費	—	—	—	200,000	350,000
そ の 他	67,274	69,380	75,853	75,648	76,610

(注) 平成4年度は補正後予算額、平成5年度は当初予算額、他は決算額
資料：大蔵省「財政金融統計月報」、歳出決算額は大蔵省主計局調

第358表 地方財政(普通会計)歳入歳出

(単位 百万円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
歳 入 合 計	67,912,392	71,627,288	78,663,383	85,036,661	90,503,077
地 方 税	27,203,986	30,116,924	31,795,097	33,450,373	35,072,745
地 方 譲 与 税	512,268	526,404	1,482,245	1,662,693	1,719,344
利 子 割 交 付 金	—	167,806	351,980	684,196	644,661
ゴルフ場利用税交付金	46,821	50,308	57,266	62,648	67,752
特別地方消費税交付金	11,620
自動車取得税交付金	296,894	356,660	400,243	434,351	430,511
軽油引取税交付金	57,927	68,079	80,352	79,003	80,021
地方交付税	10,561,000	11,210,407	13,455,216	14,327,988	14,888,675
交通安全対策特別交付金	95,197	78,266	68,391	75,760	90,910
分担金及び負担金	979,450	991,519	1,071,335	1,079,476	1,159,370
使 用 料	1,303,821	1,374,119	1,465,312	1,540,963	1,585,095
手 数 料	345,264	362,370	380,137	399,332	425,905
国 庫 支 出 金	10,361,701	9,911,601	10,283,307	10,629,210	11,165,580
義務教育費負担金	2,471,584	2,551,959	2,564,480	2,796,217	2,910,610
生活保護費負担金	1,039,892	1,001,705	1,046,344	1,008,704	1,002,712
児童保護費負担金	331,435	342,040	363,862	400,295	433,942
結核医療費負担金	35,524	29,055	29,261	29,782	28,152
精神衛生費負担金	51,203	46,381	43,387	40,308	35,821
老人保護費負担金	194,843	206,994	226,051	247,582	273,931
普通建設事業費支出金	4,374,868	3,482,617	3,531,506	3,547,065	3,763,852
災害復旧事業費支出金	352,431	362,684	397,086	452,821	525,873
失業対策事業費支出金	49,697	43,693	39,801	33,554	31,252
委 託 金	179,169	194,963	263,035	245,776	219,867
財 政 補 給 金	18,201	14,410	12,685	12,643	11,504
そ の 他	1,262,854	1,635,101	1,765,808	1,814,463	1,928,066
国有提供施設等所在市町村 助成交付金	25,150	25,150	26,150	26,150	26,150
都 道 府 県 支 出 金	1,608,227	1,636,876	1,754,294	1,867,921	1,967,876
財 産 収 入	1,050,013	1,120,035	1,353,586	1,900,832	2,076,111
寄 附 金	194,074	191,889	192,999	192,099	186,713
繰 入 金	738,039	903,246	1,212,568	1,880,423	2,537,480
繰 越 金	1,282,468	1,348,860	1,521,455	1,730,440	1,827,208
諸 収 入	4,601,647	4,799,362	5,278,167	5,929,040	6,439,842
地 方 債	6,078,231	5,752,797	5,762,416	6,416,210	7,424,132
特別区財政調整交付金・納付金	570,216	634,613	671,869	667,553	675,378

(単位 百万円)

区 分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
歳 出 合 計	66,470,665	70,019,461	76,825,652	83,099,863	88,599,647
議 会 費	426,244	446,803	466,949	509,045	544,320
総 務 費	6,498,374	7,448,446	9,841,003	11,107,703	11,244,325
民 生 費	7,200,563	7,668,711	8,202,709	8,796,828	9,627,653
社 会 福 祉 費	1,663,414	1,940,711	2,126,556	2,311,695	2,590,805
老 人 福 祉 費	1,629,887	1,802,221	1,995,702	2,265,519	2,581,557
児 童 福 祉 費	2,271,138	2,349,589	2,514,664	2,696,694	2,911,379
生 活 保 護 費	1,628,296	1,570,484	1,559,380	1,510,716	1,510,756
災 害 救 助 費	7,828	5,705	6,407	12,204	33,156
衛 生 費	3,716,406	3,907,820	4,205,487	4,709,812	5,233,309
公 衆 衛 生 費	1,942,385	2,054,949	2,220,094	2,552,330	2,782,819
結 核 対 策 費	71,038	65,048	62,812	61,391	60,835
保 健 所 費	221,243	234,801	242,086	264,667	288,347
清 掃 費	1,481,740	1,553,022	1,680,495	1,831,425	2,101,308
労 働 費	450,283	447,515	468,539	470,149	485,758
失 業 対 策 費	145,747	130,437	1,117,759	99,850	93,149
そ の 他	304,536	317,078	350,780	370,299	392,609
農 林 水 産 業 費	5,316,725	5,303,639	5,523,416	5,684,183	5,920,164
商 工 費	2,631,478	2,786,827	3,099,653	3,480,112	3,967,142
土 木 費	14,293,850	15,082,579	16,713,431	17,816,835	19,446,844
消 防 費	1,117,859	1,200,586	1,304,411	1,425,727	1,542,587
警 察 費	2,216,287	2,306,710	2,435,868	2,625,675	2,779,852
教 育 費	13,983,273	14,597,017	15,374,780	16,679,746	17,575,270
災 害 復 旧 費	603,564	626,031	680,322	806,340	935,360
公 債 費	6,344,188	6,360,965	6,492,666	6,658,371	6,977,241
諸 支 出 金	675,008	536,837	440,370	392,879	405,513
前年度繰上充用金	24,709	21,506	14,341	8,705	4,365
特別区財政調整交付金・納付金	570,216	634,613	671,869	667,553	675,378
利 子 割 交 付 金	—	167,806	351,980	684,196	644,661
ゴルフ場利用税交付金	46,821	50,308	57,266	62,648	67,752
特別地方消費税交付金	11,620
自動車取得税交付金	296,892	356,660	400,243	434,351	430,510
軽油引取税交付金	57,927	68,079	80,352	79,003	80,021

(注) 「ゴルフ場利用交付金」欄の昭和63年度までの数値は、娯楽施設利用税交付金である。
資料：自治省「地方財政統計年報」

第359表 地方の民生費と衛生費の状況

(i) 民生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区分	平成3年度(1991年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
社会福祉費	798,979	28.9	1,791,826	26.1	2,438,529	27.0
老人福祉費	907,568	32.9	1,673,989	24.4	2,369,215	26.2
児童福祉費	755,999	27.4	2,155,379	31.4	2,711,620	30.0
生活保護費	277,494	10.1	1,233,262	18.0	1,483,364	16.4
災害救助費	20,384	0.7	12,773	0.2	28,739	0.3
合計	2,760,424	100.0	6,867,229	100.0	9,031,467	100.0

平成2年度(1990年度) 純計額		比較			
		増減額		増減率	前年度増減率
2,172,227	26.4	266,302	33.1	12.3	8.9
2,047,317	24.9	321,898	40.1	15.7	11.4
2,513,499	30.5	198,121	24.7	7.9	7.1
1,484,374	18.0	△ 1,010	△ 0.1	△ 0.1	△ 3.1
10,639	0.1	18,100	2.3	170.1	74.4
8,228,055	100.0	803,412	100.0	9.8	6.6

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区分	平成3年度(1991年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	269,860	9.8	1,540,823	22.4	1,810,683	20.0
物件費	99,687	3.6	430,300	6.3	529,987	5.9
扶助費	1,035,818	37.5	2,961,213	43.1	3,997,031	44.3
補助費等	979,290	35.5	304,158	4.4	738,337	8.2
普通建設事業費	223,230	8.1	601,562	8.8	780,312	8.6
補助事業費	115,171	4.2	96,410	1.4	184,676	2.0
単独事業費	108,059	3.9	505,064	7.4	595,636	6.6
県営事業負担金	—	—	88	0.0	—	—
貸付金	55,189	2.0	49,416	0.7	98,010	1.1
繰出金	95	0.0	772,579	11.3	772,674	8.6
その他	97,255	3.5	207,178	3.0	304,433	3.3
合計	2,760,424	100.0	6,867,229	100.0	9,031,467	100.0

平成2年度(1990年度) 純計額		比較			
		増減額		増減率	前年度増減率
1,697,206	20.6	113,477	14.1	6.7	7.5
469,505	5.7	60,482	7.5	12.9	11.3
3,773,025	45.9	224,006	27.9	5.9	3.8
655,967	8.0	82,370	10.3	12.6	3.8
633,728	7.7	146,584	18.2	23.1	33.0
159,210	1.9	25,466	3.2	16.0	21.5
474,518	5.8	121,118	15.1	25.5	37.3
—	—	—	—	—	—
86,472	1.1	11,538	1.4	13.3	6.7
737,063	9.0	35,611	4.4	4.8	5.1
175,089	2.0	129,344	16.2	73.9	△ 8.0
8,228,055	100.0	803,412	100.0	9.8	6.6

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区分	平成3年度(1991年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	661,880	24.0	1,760,689	25.6	2,422,569	26.8
都道府県支出金	—	—	540,784	7.9	—	—
使用料、手数料	35,183	1.3	200,292	2.9	235,475	2.6
分担金、負担金、寄附金	77,316	2.8	250,401	3.6	293,442	3.2
地方債	32,950	1.2	172,599	2.5	193,008	2.1
その他特定財源	136,092	4.9	202,423	3.0	333,739	3.8
一般財源等	1,817,003	65.8	3,740,041	54.5	5,553,234	61.5
合計	2,760,424	100.0	6,867,229	100.0	9,031,467	100.0

平成2年度(1990年度) 純計額		比較			
		増減額		増減率	前年度増減率
2,296,591	27.9	125,978	15.7	5.5	3.2
—	—	—	—	—	—
228,659	2.8	6,816	0.8	3.0	1.3
267,549	3.3	25,893	3.2	9.7	1.8
124,068	1.5	68,940	8.6	55.6	67.9
291,189	3.5	42,550	5.3	14.6	11.6
5,019,999	61.0	533,235	66.4	10.6	7.6
8,228,055	100.0	803,412	100.0	9.8	6.6

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成3年度(1991年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
公衆衛生費	1,203,499	72.4	1,579,319	44.2	2,677,676	52.4
結核対策費	28,546	1.7	32,289	0.9	60,674	1.2
保健所費	182,200	11.0	106,147	3.0	287,707	5.6
清掃費	247,667	14.9	1,853,641	51.9	2,085,038	40.8
合 計	1,661,913	100.0	3,571,396	100.0	5,111,095	100.0

平成2年度(1990年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
2,459,205	53.5	218,471	42.7	8.9	15.4
61,247	1.3	△ 573	△ 0.1	△ 0.9	△ 2.2
264,096	5.7	23,611	4.6	8.9	9.4
1,814,931	39.5	270,107	52.8	14.9	8.9
4,599,479	100.0	511,616	100.0	11.1	12.1

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成3年度(1991年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	413,250	24.9	943,661	26.4	1,356,911	26.5
物件費	190,217	11.4	831,375	23.3	1,021,592	20.0
扶助費	185,649	11.2	141,148	4.0	326,797	6.4
補助費等	394,837	23.8	425,445	11.9	737,206	14.4
普通建設事業費	189,238	11.4	849,823	23.8	1,007,823	19.7
補助事業費	21,004	1.3	264,595	7.4	283,402	5.5
単独事業費	168,234	10.1	584,961	16.4	724,422	14.2
県営事業負担金	—	—	268	0.0	—	—
繰出金	26,127	1.6	92,097	2.6	118,224	2.3
その他	262,595	15.7	287,847	8.0	542,542	10.7
合 計	1,661,913	100.0	3,571,396	100.0	5,111,095	100.0

平成2年度(1990年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
1,286,269	28.0	70,642	13.8	5.5	6.5
931,412	20.3	90,180	17.6	9.7	8.7
323,402	7.0	3,395	0.7	1.0	△ 0.6
655,659	14.3	81,547	15.9	12.4	13.4
776,509	16.9	231,314	45.2	29.8	18.8
244,940	5.3	38,462	7.5	15.7	8.4
531,569	11.6	192,853	37.7	36.3	24.3
—	—	—	—	—	—
104,857	2.3	13,367	2.6	12.7	12.0
521,371	11.2	21,171	4.2	4.1	34.8
4,599,479	100.0	511,616	100.0	11.1	12.1

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成3年度(1991年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	190,714	11.5	178,619	5.0	369,333	7.2
都道府県支出金	—	—	90,978	2.5	—	—
使用料、手数料	68,801	4.1	160,943	4.5	229,745	4.5
分担金、負担金、寄附金	6,365	0.4	66,546	1.9	57,495	1.1
地方債	73,606	4.4	425,754	11.9	476,451	9.3
その他特定財源	176,405	10.6	176,232	5.0	345,784	6.8
一般財源等	1,146,022	69.0	2,472,324	69.2	3,632,287	71.1
合 計	1,661,913	100.0	3,571,396	100.0	5,111,095	100.0

平成2年度(1990年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
347,451	7.6	21,882	4.3	6.3	△ 1.0
—	—	—	—	—	—
219,309	4.8	10,436	2.0	4.8	5.2
55,989	1.2	1,506	0.3	2.7	△ 6.1
338,894	7.4	137,557	26.9	40.6	45.3
284,926	6.1	60,858	11.9	21.4	10.5
3,352,910	72.9	279,377	54.6	8.3	12.1
4,599,479	100.0	511,616	100.0	11.1	12.1

資料：自治省「地方財政の状況」

第360表 生活保護費等国庫負担(補助)の推移

区分	昭和59年度 (84)まで	60年度 (85)	61~63年度 (86~88)(暫定)	平成元年度 (89)(恒久化)
生活保護費等 生活保護 結核・精神 児童扶養手当	8/10 8/10 10/10	7/10 7/10 8/10	7/10 7/10 7/10	3/4 3/4 3/4
措置費等 特養、保育所、身体障害者、精神薄弱者施設への入所措置等	8/10	7/10	1/2	1/2

(参考)

区分	昭和59年度 (84)まで	60年度 (85)	61~63年度 (86~88)(暫定)	平成元年度 (89)(恒久化)
在宅福祉サービス ショートステイ デイサービス ホームヘルプサービス	1/3	1/3	1/2 1/2 1/3	1/2

第361表 国民総支出に対する財政規模

(単位 億円・%)

区分	昭和62年度 (1987)	63 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
国民総支出(A)	3,562,636	3,792,300	4,060,129	4,369,275	4,585,991
歳出総額					
国(B)	607,294	644,937	708,508	741,907	756,274
地方(C)	632,201	664,016	727,290	784,732	838,065
国から地方に対する支出(D)	218,513	225,976	262,015	275,996	288,021
地方から国に対する支出(E)	9,870	10,036	10,715	11,319	10,729
歳出純計額					
国(B)-(D)(F)	388,781	418,961	446,493	465,911	468,253
地方(C)-(E)(G)	622,331	653,980	716,575	773,413	827,336
合計(F)+(G)(H)	1,011,112	1,072,941	1,163,068	1,239,324	1,295,589
国民総支出に対する比率					
(F)/(A)×100	10.9	11.0	11.0	10.7	10.2
(G)/(A)×100	17.5	17.2	17.6	17.7	18.0
(H)/(A)×100	28.4	28.3	28.6	28.4	28.3

- (注) 1 国民総支出は、経済企画庁の推計により、新SNA(昭和60年基準)によっており名目値である。
 2 国の歳出額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業(治山勘定のみ)、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策、厚生保険(児童手当勘定のみ)及び電源開発促進対策(電源立地勘定のみ)の10特別会計との統計決算額である。
 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業償還交付金等を含む。)、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債を含む。)の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。

資料：自治省「地方財政統計年報」

第362表 国民年金保険料免除ライン・非免除ラインと課税最低限・生活扶助基準との比較

平成4年度(単位 千円)

級地区分	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
所得税課税最低限	2,484	2,484	2,484	2,484	2,484	2,484
非免除ライン (収入ベース)	2,085	2,021 (2,029)	1,950	1,887 (1,926)	1,815	1,744 (1,775)
免除ライン (収入ベース)	1,887	(1,823)	1,767	(1,704)	1,648	(1,600)
市町村民税課税最低限	1,807	1,807	1,650	1,650	1,530	1,530
生活扶助基準	1,800	1,719	1,638	1,557	1,476	1,395

- (注) 1 標準3人世帯(夫33歳、妻29歳、子4歳)を想定した。
 2 カッコ内は、経過的に当分の間、免除ライン・非免除ラインを引き上げた場合の額である。

資料：厚生省年金局

第363表 国税及び地方税

(単位 億円)

区分	平成元年度(89)	2(90)	3(91)	4(92)	5(93)
国税及び地方税合計	889,312	962,301	632,110	605,004	642,902
国税	571,361	627,798	632,110	605,004	642,902
直轄	423,926	462,971	463,073	438,170	466,810
所得税	213,815	259,955	267,493	253,500	270,460
源泉分	153,087	187,787	195,710	188,350	200,310
申告分	60,728	72,168	71,783	65,150	70,150
法人税	189,933	183,836	165,951	149,810	159,520
法人特別税	—	—	—	3,410	3,610
相続税	20,178	19,180	25,830	27,200	26,990
地価税	—	—	—	4,200	6,230
旧税	0	0	0	—	—
法人臨時特別税(特)	—	—	3,799	50	—
間接税等	147,435	164,827	169,037	166,834	176,092
地方税	317,951	334,504	350,727	340,240	345,552
道府県税	147,541	156,463	161,835	155,194	148,735
市町村税	170,410	178,040	188,892	185,046	196,817

- (注) 国税は、平成3年度以前は決算額、平成4年度は補正後予算額、平成5年度は当初予算額であり、地方税は、平成3年度以前は決算額、平成4年度及び平成5年度は地方財政計画額である。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第364表 長寿社会対策関係予算(一般会計)の推移

(単位 億円)

	雇用・所得保障	健康・福祉	学習・社会参加	住宅・生活環境	研究開発の推進	計	対前年度伸び率
昭和61年度	31,163	19,095	332	1,027	21	51,639	
62	31,056	20,819	324	1,020	26	53,245	(3.1%)
63	31,905	21,496	365	1,237	24	55,027	(3.3%)
平成元年度	32,553	23,646	485	1,292	28	58,005	(5.4%)
2	36,565	24,733	519	1,316	36	63,169	(8.9%)
3	39,624	25,879	543	1,523	106	67,677	(7.1%)
4	42,456	27,842	593	1,803	132	72,828	(7.6%)
5	45,602	29,829	719	1,964	157	78,271	(7.5%)

- (注) 各年度における「長寿社会対策関係予算等調」による。

資料：総務庁長官官房老人対策室「長寿社会対策の動向及び今後の課題と展望」

第365表 年金積立金還元融資資金配分の推移

(単位 億円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
総 額	36,717	40,659	46,753	51,880	60,648
年金福祉事業団	31,261	34,662	40,112	43,828	51,792
大規模年金保養基地	18	27	28	32	33
福祉施設設置整備資金貸付	261	287	362	367	486
(1)住宅(社宅・分譲住宅)	72	107	146	138	218
(2)療 養 施 設	85	102	127	132	158
(3)厚生福祉施設	104	78	89	97	110
被保険者住宅資金貸付	9,612	9,528	10,322	11,009	13,393
年金担保貸付	1,170	1,020	900	920	930
資金確保事業	9,500	8,500	10,500	11,000	11,050
年金財源強化事業	12,700	15,300	18,000	20,500	25,900
特 別 地 方 債	4,600	4,798	5,300	6,030	6,715
住 宅	89	80	73	73	68
病 院	1,515	1,677	2,090	2,480	3,062
厚生福祉施設等	1,194	1,256	1,290	1,396	1,580
(1)社会福祉施設等	844	931	957	1,036	1,204
(2)リクリエーション・スポーツ施設	350	325	333	360	376
一般廃棄物処理	1,359	1,367	1,397	1,559	1,305
簡 易 水 道	440	415	450	522	700
地 域 改 善 対 策	3	3	—	—	—
下 水 道					
上 水 道					
社会福祉・医療事業団	400	710	877	1,484	1,555
一 般 勘 定	400	403	487	761	868
医 療 勘 定	—	307	390	723	687
国立病院特別会計	420	440	410	470	508
公 害 防 止 事 業 団	36	49	54	68	78

(注) 1 当初計画である。
2 年金福祉事業団資金確保事業については、当初計画に昭和61年度末2,000億円、昭和62年度末1,000億円、昭和63年度末2,000億円が追加され、表中の計数となっている。

資料：厚生省年金局調

第366表 市町村税納税義務者数

平成3年7月1日現在

区 分	市町村数	市 町 村 民 税					固 定 資 産 税
		個 人 均 等 割	法 人 均 等 割		所 得 割	法 人 税 割	
			法 人	法 人 で な い 団 体			
合 計	3,239	42,463,101	2,969,149	4,205	47,679,048	2,885,356	36,845,455
人口50万以上の市	21	11,802,168	1,215,129	2,178	13,168,706	1,166,346	8,391,540
人口5万以上50万未満の市	408	19,333,194	186,094	1,373	21,937,009	1,178,322	15,953,631
人口5万未満の市	228	2,555,658	148,047	301	2,856,925	145,252	2,622,628
町 村	2,582	8,772,081	419,879	353	9,716,408	395,436	9,877,656

資料：自治省税務局調

第15節 国際統計及び比較

1 人 口

第367表 世界の主要地域別人口及び人口増加率

地 域	年 央 推 計 人 口 (1,000人)					年 平 均 増 加 率 (%)			
	1950年	1990年	1995年	2000年	2025年	1950~ 55年	1990~ 95年	2000~ 05年	2020~ 25年
世 界 全 域	2,516,443	5,292,195	5,770,286	6,260,800	8,504,223	1.79	1.73	1.47	0.99
先 進 地 域 1)	832,425	1,206,556	1,236,045	1,264,078	1,353,936	1.28	0.48	0.38	0.18
発 展 途 上 地 域 2)	1,684,018	4,085,638	4,534,241	4,996,722	7,150,287	2.04	2.08	1.74	1.15
ア フ リ カ	221,984	642,111	746,819	866,585	1,596,855	2.21	3.02	2.89	1.90
ア メ リ カ	331,955	723,941	778,923	833,151	1,089,348	2.27	1.46	1.25	0.88
ラテンアメリカ	165,880	448,076	493,080	538,439	757,391	2.73	1.91	1.62	1.12
北 部 ア メ リ カ	166,075	275,865	285,843	294,712	331,957	1.80	0.71	0.55	0.34
ア ジ ア	1,377,259	3,112,695	3,413,343	3,712,542	4,912,484	1.89	1.84	1.43	0.88
東 ア ジ ア	671,391	1,335,605	1,426,268	1,510,009	1,736,879	1.75	1.31	0.79	0.42
南 東 部 ア ジ ア	182,033	444,767	490,104	535,057	726,017	1.92	1.94	1.51	0.99
南 部 ア ジ ア	481,403	1,200,569	1,345,776	1,495,500	2,161,837	1.99	2.28	1.91	1.12
西 部 ア ジ ア	42,432	131,754	151,196	171,975	287,751	2.70	2.75	2.39	1.70
ヨ ー ロ ッ パ	392,523	498,371	504,247	510,015	515,212	0.79	0.23	0.15	-0.05
ヨ ー ロ ッ パ 共 同 体 3)	278,194	341,560	344,602	347,419	343,578	0.60	0.18	0.07	-0.13
オ セ ア ニ ア	12,647	26,481	28,338	30,144	38,207	2.25	1.36	1.13	0.76
ソ ビ エ ト 連 邦	180,075	288,595	298,616	308,363	352,116	1.71	0.68	0.61	0.47

UN, *World Population Prospects : 1990* による。

- 1) ヨーロッパ、北部アメリカ(合衆国とカナダ)、ソビエト連邦、日本、オーストラリアおよびニュージーランドからなる地域。
- 2) 先進地域以外の地域。
- 3) 1991年1月現在ヨーロッパ共同体を構成する12カ国(ドイツ(統一)、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、デンマーク、アイルランド、イギリス、ギリシャ、スペイン、ポルトガル)の合計。

資料：厚生省人口問題研究所「人口統計資料集 1992」

第368表 平均寿命の国際比較

国名	年 1926~1930	1947	1955	1965	1975	1985	直近の 実績
男							
日本	44.82	50.06	63.60	67.74	71.73	74.78	(1992) 76.09
アメリカ	(1929~31) 57.71	—	66.60	66.8	68.8	71.2	(1990) 72.0
イギリス	(1930~32) 58.74	(1948) 66.39	67.52	(1963~65) 68.3	(1974~76) 69.6	(1983~85) 71.80	(1988~90) 72.97
ドイツ	(1924~26) 55.97	(1946~47) 57.72	(1957~58) 66.21	(1963~65) 67.41	(1974~76) 68.30	(1984~86) 71.54	(1988~90) 72.55
フランス	(1928~33) 54.30	(1946~49) 61.87	(1952~56) 65.04	67.8	69.00	(1982~84) 70.86	(1990) 72.75
スウェーデン	(1921~30) 60.97	(1946~50) 69.04	(1951~55) 70.49	71.13	72.12	73.79	(1990) 74.81
女							
日本	46.54	53.96	67.75	72.92	76.89	80.48	(1992) 82.22
アメリカ	(1929~31) 60.99	—	72.70	73.8	76.6	78.2	(1990) 78.8
イギリス	(1930~32) 62.88	(1948) 71.15	72.99	(1963~65) 74.4	(1974~76) 75.7	(1983~85) 77.74	(1988~90) 78.48
ドイツ	(1924~26) 58.82	(1946~47) 63.44	(1957~58) 71.34	(1963~65) 73.22	(1974~76) 74.81	(1984~86) 78.10	(1988~90) 78.98
フランス	(1928~33) 59.02	(1946~49) 67.43	(1952~56) 71.15	75.0	76.86	(1982~84) 78.99	(1990) 80.94
スウェーデン	(1921~30) 63.16	(1946~50) 71.58	(1951~55) 73.43	76.09	77.87	79.68	(1990) 80.41

(注) 1 日本は厚生省大臣官房統計情報部「生命表」、諸外国は UN, "Demographic Yearbook 1991" 等
 2 イギリスはイングランド・ウェールズ。ドイツの1957~58年以降の数値は旧西ドイツのものである。
 3 年次()内は作成基礎期間
 4 平均寿命とは0歳児の平均余命をいう。

資料：総理府社会保障制度審議会事務局作成

第369表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測

(i) 主要先進国の65歳以上人口割合

(%)

年次	アメリカ 合衆国	日本 ¹⁾	フランス	ドイツ(統一) ²⁾	イギリス	イタリア	スウェー デン	スイス	オースト ラリア
1850年	6.47 ³⁾	...	4.64 ³⁾	...	4.78
1860	6.89 ⁴⁾	...	4.68 ⁴⁾	4.19 ⁴⁾	5.22	5.11	...
1870	...	6.69	7.41 ⁵⁾	...	4.79 ¹²⁾	5.11 ¹²⁾	5.43	5.54	...
1880	...	6.43	8.11 ⁶⁾	4.72	4.62 ⁶⁾	5.12 ⁶⁾	5.90	5.53	...
1890	...	6.34	8.28 ⁷⁾	5.10	4.77 ⁷⁾	...	7.68	5.81 ¹⁸⁾	...
1900	4.07	5.43	8.20 ⁸⁾	4.88	4.69 ⁸⁾	6.16 ⁸⁾	8.37	5.84	...
1910	4.30	5.20	8.36 ⁹⁾	5.04	5.22 ⁹⁾	6.50 ⁹⁾	8.44	5.80	4.29 ⁹⁾
1920	4.67	5.26	9.05 ¹⁰⁾	5.77 ¹²⁾	6.03 ¹⁰⁾	6.75 ¹⁰⁾	8.40	5.83	4.42 ¹⁰⁾
1930	5.41	4.75	9.35 ¹¹⁾	7.36 ¹³⁾	7.40 ¹¹⁾	...	9.20	6.87	6.49 ¹³⁾
1940	6.85	4.73	11.42	8.86 ¹⁴⁾ (9.98 ¹⁵⁾)	8.97 ¹⁶⁾	7.43 ¹⁷⁾	9.41	8.56 ¹⁹⁾	8.04 ²⁰⁾
1950	8.1	4.94	11.4	9.7	10.7	8.3	10.3	9.6	8.1
1960	9.2	5.72	11.6	11.5	11.7	9.3	12.0	10.1	8.5
1970	9.8	7.06	12.9	13.7	12.9	10.9	13.7	11.3	8.3
1975	10.5	7.92	13.5	14.8	14.0	12.0	15.1	12.6	8.7
1980	11.3	9.10	14.0	15.6	15.1	13.1	16.3	13.8	9.6
1985	11.9	10.30	13.0	14.6	15.1	12.7	17.9	14.6	10.1
1990	12.6	12.05	13.8	14.9	15.4	14.3	18.1	15.0	10.9
1995	12.9	14.49	14.6	15.5	15.3	15.6	17.7	15.6	11.5
2000	12.8	16.94	15.4	16.4	15.2	16.9	17.1	16.3	11.7
2010	13.6	21.06	15.7	19.7	15.7	18.7	18.8	18.8	12.8
2020	17.5	25.19	19.3	21.2	18.2	21.2	21.8	21.9	15.9
2025	19.8	25.38	20.8	23.2	19.4	22.8	22.4	23.3	17.5

1940年以前は UN, *The Aging of Populations and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956) 1950年以降は同じく UN, *World Population Prospects : 1990* による各年中央推計人口に基づく算定。ただし、日本は国勢調査および人口問題研究所の推計(1962.2、1991.6)による。

1)すべての年次で沖縄県を含む。2)全ドイツ。1930年以前は1937年の領域による。3)1851年。4)1861年。5)1872年。6)1881年。7)1891年。8)1901年。9)1911年。10)1921年。11)1931年。12)1871年。13)1933年。14)西ドイツ1946年。15)東ドイツ1946年。16)1939年。17)1936年。18)1888年。19)1941年。20)1947年。

(ii) 主要先進国の65歳以上人口割合別の到達年次とその倍化年数

年次(年間)

65歳以上 人口割合	アメリカ	日本	フランス	ドイツ(統一)	イギリス	スウェーデン	スイス
7%	1945	1970	1865	1930	1930	1890	1935
10	1975	1985	1940	1955	1950	1950	1960
14	2010(65)	1995(25)	1980(115)	1975(45)	1975(45)	1975(85)	1985(50)
15	2015	2000	2000	1980	1980	1975	1990
20	—	2010(25)	2025(85)	2015(60)	—	2015(65)	2015(55)
21	—	2010	—	2020	—	2015	2020
23	—	2015	—	2025	—	—	2025

1940年以前は UN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降は UN, *World Population Prospects : 1990*。ただし、日本は、人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成3年6月暫定推計)」による。年次は5年単位。ただし、5年単位のデータが得られない場合には、前後の年次データを直線補間し、それぞれの人口割合を越えた年次についてのもの。該当年次が2回生じた場合前の年次。()内は倍化年数。

資料：厚生省人口問題研究所「人口統計資料集 1992」

第370表 人口高齢化速度の国際比較

国名	65歳以上人口比率の到達年次		所要年数
	7%	14%	
日本	1970年	1995年	25年
アメリカ	1945	2015	70
イギリス	1930	1975	45
旧西ドイツ	1930	1975	45
フランス	1865	1995	130
スウェーデン	1890	1975	85

(注) UN "The Aging of Population and its Economic and Social Implications (1956)", UN "Demographic Year Book", UN "World Population Prospects 1988"

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第371表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

国名	昭和40年 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成元年 (1989)
日本	18.6	18.8	17.1	13.6	11.9	10.2
エジプト	41.5	34.8	36.0	...	37.5	...
カナダ	21.3	17.4	15.8	15.4	14.9	...
アメリカ合衆国	19.4	18.2	14.6	15.9	15.6	* 16.3
メキシコ	44.6 ¹⁾	43.9 ²⁾	41.8 ³⁾	38.3 ⁴⁾	31.7 ⁵⁾	29.0 ⁶⁾
アルゼンチン	21.7	22.9	...	24.7	21.5	...
インド	...	36.8	35.2	33.7	32.9	30.5
タイ	43.7 ¹⁾	41.9 ²⁾	37.9 ³⁾	32.3 ⁴⁾	27.8 ⁵⁾	22.3 ⁶⁾
フランス	17.8	16.7	14.1	14.9	13.9	13.6
旧西ドイツ	17.7	13.4	9.7	10.1	9.6	11.0
イタリア	19.1	16.8	14.8	11.4	10.3	9.7
チェコスロバキア	16.4	15.9	19.6	16.3	14.6	13.3
デンマーク	18.0	14.4	14.2	11.2	10.5	12.0
イギリス	18.3	16.3	12.5	13.4	13.3	13.6
オーストラリア	19.6	20.6	16.9	15.3	15.7	14.9
旧ソビエト連邦	18.4	17.4	18.1	18.3	19.4	17.7

(注) 1 国連人口部による ¹⁾1960年~1965年、²⁾1965年~1970年、³⁾1970年~1975年、⁴⁾1975年~1980年、⁵⁾1980年~1985年、⁶⁾1985年~1990年についての推計。*は暫定値

2 UN "Demographic Yearbook, 1981, 1984, 1989, 1990"

3 日本 厚生省「人口動態統計」

資料：厚生省大臣官房統計情報部「厚生統計要覧」

第372表 主要先進国の合計特殊出生率

地域・国	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1987年	1988年	1989年	1990年
日本	2.00	2.14	2.14	1.91	1.75	1.76	1.69	1.66	1.57	1.54
北アメリカ										
カナダ	3.81	3.11	2.25	1.82	1.70	1.63	1.66	1.66
アメリカ合衆国	1) 3.61	2.91	2.48	1.77	1.84	1.84	1.87	1.93	2.01	...
南太平洋										
オーストラリア	3.45	2.98	2.86	2.22	1.92	...	1.85
ニュージーランド1)	4.03	3.33	3.16	2.37	2.03
北ヨーロッパ										
デンマーク	2.54	2.61	1.95	1.92	1.55	1.45	1.50	1.56	1.62	E1.67
フィンランド	2.71	2.40	1.83	1.69	1.63	1.64	1.59	1.70	P1.71	P1.79
アイスランド	4.17	3.71	2.81	2.65	2.48	1.93	2.07	2.27	2.20	P2.13
アイルランド	3.75	4.03	3.87	3.40	3.23	2.50	2.32	2.18	P2.11	P2.17
ノルウェー	2.83	2.93	2.50	1.98	1.72	1.68	1.75	1.84	1.89	1.93
スウェーデン	2.17	2.41	1.94	1.78	1.68	1.73	1.84	1.96	2.02	2.14
イギリス	2.69	2.86	2.45	1.81	1.89	1.80	1.82	1.84	1.81	1.84
西ヨーロッパ										
オーストリア	2.69	2.68	2.29	1.83	1.65	1.47	1.43	1.44	*1.45	1.45
ベルギー	2.52	2.59	2.25	1.74	1.69	1.51	1.54	E1.58	1.59	...
フランス	2.73	2.84	2.47	1.93	1.95	1.82	1.82	1.82	1.81	1.80
西ドイツ	2.37	2.51	2.02	1.45	1.45	1.28	1.37	1.41	*1.44	...
ルクセンブルグ	2.28	2.34	1.97	1.53	1.51	1.38	1.39	1.51	1.52	1.62
オランダ	3.12	3.04	2.57	1.66	1.60	1.51	1.56	1.55	1.55	P1.62
スイス	2.44	2.61	...	1.61	1.55	1.51	1.52	1.57	1.56	1.59
南ヨーロッパ										
ギリシャ	2.28	2.30	2.34	2.37	2.23	1.68	1.52	1.52	1.43	...
イタリア	2.41	2.67	2.43	2.21	1.69	1.41	1.34	1.34	E1.33	E1.29
ポルトガル	3.07	3.07	2.76	2.52	2.19	1.70	1.57	1.53	1.48	...
スペイン	2.79	2.90	2.82	2.80	2.22	1.63	1.48	E1.38	E1.30	...
ユーゴスラビア	...	2.70	2.28	2.26	2.12	...	2.00	1.85
東ヨーロッパ										
ブルガリア	2.31	2.08	2.18	2.23	2.05	1.97	...	*1.90
チェコスロバキア	2.39	2.37	2.08	2.46	2.15	2.06	2.00	*2.01	1.95	P1.94
東ドイツ	2.37	2.46	2.17	1.54	1.95	1.76	1.81	1.69
ハンガリー	2.02	1.81	1.96	2.38	1.92	1.83	1.81	1.79	1.78	E1.79
ポーランド	3.01	2.51	2.23	2.27	2.28	2.33	...	*2.20
ルーマニア	...	1.91	2.89	2.62	2.45	2.27
ソ連2)	...	2.46	2.39	2.41	2.26	2.40	2.53	2.38

P=暫定値 E=推計値、1)ニュージーランドの資料と同じ。2)Indices calculés sur deux années (1980~81 pour l'indice attache a 1981 etc.) 3)国連人口部による1980~85についての推計。

日本は、『人口動態統計』、アメリカは、U. S. National Center for Health Statistics, Vital Statistics of the United States, annual, and unpublished data. カナダ、オーストラリア、フィンランド、ユーゴスラビア、東ドイツ (ソ連は除く) は United Nations, Demographic Yearbook 1986, 1987, 1988, 1989. ニュージーランドは、Kingsley, D. (et al.), Below-Replacement Fertility in Industrial Societies, Vol. 12, 1986. ソ連は L'INED, Population 1986, 1987, 1988, 1989. その他の国は、Council of Europe 1982, 1983, 1989. *印は各国中央統計局資料による。

資料：厚生省人口問題研究所「人口統計資料集1992」

第373表 先進国政府の自国の出生率に対する認識と政策

1990年

認 識	出生率が低すぎる		出生率が一応満足な水準にある				出生率が高すぎる	
	直接介入せず	増加促進政策	増加保持政策	直接介入せず	低下促進政策	直接介入せず		
組 合 せ	1	2	3	4	5	6	7	8
国 名	西ドイツ	ブルガリア フランス ギリシャ ハンガリー イタリア リヒテンシュタイン ルクセンブルグ モナコ ルーマニア スイス		アルバニア チェコスロバキア アイルランド ウクライナ共和国 ソ 連 白ロシア共和国 ユーゴスラビア	オーストラリア オーストリア ベルギー カナダ デンマーク フィンランド アイスランド 日 本 マ ル タ オ ラ ン グ ニュージーランド ノルウェー ポーランド ポルトガル サン・マリノ ス ペ イ ン スウェーデン イギリス アメリカ合衆国 バチカン			
計38ヶ国	1	10	0	7	20	0	0	0

資料：United Nations. "Wold Population Monitoring. 1991" New York. ESA/P/WP. 114. 14 January 1991. Draft.

2 社会保障

第374表 社会保障制度類型別国数

制 度 の 類 型	1940年	1949	1958	1967	1977	1988
何らかの社会保障制度	57	58	80	120	129	145
老 齢 ・ 障 害 ・ 遺 族	33	44	58	92	114	135
疾病手当・分娩手当	24	36	59	65	72	84
労 働 災 害	57	57	77	117	129	136
失 業	21	22	26	34	38	40
家 族 手 当	7	27	38	62	65	63

資料：アメリカ合衆国社会保障局 "Social Security Programs Throughout The World 1989"

第375表 ILO条約及び勧告 (社会保障関係)

(i) ILO条約

総会会期	条約番号	条 約 の 名 称	批准国数	日本批准登録
1 (1919)	2	失業ニ関スル条約	50	大11.11.23
1 (1919)	3	産前産後に於ける婦人使用に関する条約	29	
2 (1920)	8	船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約	53	昭30.8.22
3 (1921)	12	農業に於ける労働者補償に関する条約	69	
7 (1925)	17	労働者災害補償に関する条約	66	
7 (1925)	18	労働者職業病補償ニ関スル条約	61	昭3.10.8
7 (1925)	19	労働者災害補償ニ付テノ内外人労働者ノ均等待遇ニ関スル条約	111	昭3.10.8
9 (1926)	23	海員の送還に関する条約	38	
10(1927)	24	工業及商業に於ける労働者並に家庭使用人の為の疾病保険に関する条約	25	
10(1927)	25	農業労働者の為の疾病保険に関する条約	18	
17(1933)	35	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制老令保険に関する条約	12	
17(1933)	36	農業的企業に使用せらるる者の為の強制老令保険に関する条約	11	
17(1933)	37	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制廃疾保険に関する条約	10	
17(1933)	38	農業的企業に使用せらるる者の為の強制廃疾保険に関する条約	9	
17(1933)	39	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	7	
17(1933)	40	農業的企業に使用せらるる者の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	6	
18(1934)	42	労働者職業病補償ニ関スル条約 (1934年改正)	51	昭11.6.6
18(1934)	44	非任意的失業者に対し給付又は手当を確保する条約	15	

19(1935)	48	廃疾、老令並に寡婦及孤児保険に基く権利の保全の為の国際制度の確立に関する条約	9	
21(1936)	55	海員の疾病、傷痕又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約	16	
21(1936)	56	海員の為の疾病保険に関する条約	16	
28(1946)	70	船員のための社会保障に関する条約	7	
28(1946)	71	船員の年金に関する条約	12	
35(1952)	102	社会保障の最低基準に関する条約	35	昭51.2.2
35(1952)	103	母性保護に関する条約(1952年改正)	27	
46(1962)	118	社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約	36	
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する条約	19	昭49.6.7
51(1967)	128	障害、老齢及び遺族給付に関する条約	15	
53(1969)	130	医療及び疾病給付に関する条約	13	
67(1981)	156	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約	19	
68(1982)	157	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する条約	2	
68(1982)	158	使用者の発意による雇用の終了に関する条約	17	
69(1983)	159	障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約	43	平3.6.1
74(1987)	164	船員の健康の保護及び医療に関する条約	5	
74(1987)	165	船員のための社会保障に関する条約(1987年改正)	2	
75(1988)	168	雇用の促進及び失業に対する保護に関する条約	4	

28(1946)	76	船員の被扶養者に対する医的保護に関する勧告
35(1952)	95	母性保護に関する勧告
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する勧告
51(1967)	131	障害、老齢及び遺族給付に関する勧告
53(1969)	134	医療及び疾病給付に関する勧告
66(1980)	162	高齢労働者に関する勧告
67(1981)	165	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告
68(1982)	166	使用者の発意による雇用の終了に関する勧告
69(1983)	167	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する勧告
69(1983)	168	職業リハビリテーション及び雇用(障害者)に関する勧告
75(1988)	176	雇用の促進及び失業に対する保護に関する勧告

- (注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部(医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付)を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。
- 2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。
- 3 条約の批准国数は、1993年6月現在である。
- 4 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表I(職業病の一覧表)の改正(第121号)」が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

資料：ILO資料に基づき、社会保障制度審議会事務局作成

(参考) ILOの現勢

1993年6月22日現在

加盟国数	167
条約数	174
勧告数	181
加盟国の平均批准数	34
OECD諸国の平均批准数	66
日本の批准条約数	41

資料：ILO東京支局

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧告の名称
1(1919)	1	失業に関する勧告
2(1920)	10	海員の失業保険に関する勧告
3(1921)	12	産前産後に於ける農業婦人賃金労働者の保護に関する勧告
3(1921)	17	農業に於ける社会保険に関する勧告
7(1925)	22	労働者補償の最小限度の規模に関する勧告
7(1925)	23	労働者補償に付ての争議の裁判に関する勧告
7(1925)	24	労働者職業病補償に関する勧告
7(1925)	25	労働者災害補償に付ての内外人労働者の均等待遇に関する勧告
9(1926)	27	船員及見習の送還に関する勧告
10(1927)	29	疾病保険の一般原則に関する勧告
17(1933)	43	疾病、老令並に寡婦及孤児保険の一般原則に関する勧告
18(1934)	44	失業保険及失業者の為の各種の扶助に関する勧告
26(1944)	67	所得保障に関する勧告
26(1944)	68	軍隊及び類似の任務から解除された者並びに戦時雇用から解除された者に対する所得保障及び医的保護に関する勧告
26(1944)	69	医的保護に関する勧告
28(1946)	75	船員の社会保障に関する協定に関する勧告

第376表 ILO第102号条約の批准状況

国	部	2 医療	3 傷病	4 失業	5 老齢	6 業災	7 家族	8 母性	9 廃疾	10 遺族
オーストリア (注2)		○		○	○		○	○		
バルバドス (注2)			○		○	○			○	○
ベルギー (注1)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
ボリビア (注1),2,3)		○	○		○	○	○	○	○	○
コスタリカ		○			○	○	○	○	○	○
キプロス (注1),2)			○	○	○			○	○	○
チェコスロバキア (注2),3)		○	○		○		○	○	○	○
デンマーク		○		○	○	○		○	○	
エクアドル (注1),2,3)			○		○	○		○	○	○
フランス		○		○	○	○	○	○	○	
西ドイツ (注1),2,3)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
ギリシャ		○	○	○	○			○	○	○
アイスランド					○		○	○		
アイルランド			○	○					○	○
イスラエル					○	○				○
イタリア					○		○			
日本 (注1)			○	○	○	○				
リビア (注1),2,3)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
ルクセンブルク (注1)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
モリタニア					○	○	○	○	○	○
メキシコ		○	○		○	○	○	○	○	○
オランダ (注1),2,3)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
ニジェール					○	○	○	○		
ノルウェー (注2),3)		○	○	○	○	○				
ペルー		○	○		○			○		
セネガル (注1)					○		○	○		
スペイン										
スウェーデン (注1)		○	○	○		○	○	○		
スイス (注2),3)					○	○	○		○	○
スロベニア (注1)		○			○	○		○	○	○
トルコ		○	○		○	○		○	○	○
英国		○	○	○	○		○		○	○
ベネズエラ (注1)		○	○		○	○		○	○	○
ユーゴスラビア (注1)		○	○	○	○	○		○	○	○
ザイール					○			○		○
合計		21	21	16	30	26	20	21	22	23

(注) 1) 業務災害給付条約(第121号)の批准により、本条約の第6部及び関係規定は適用されない。
 2) 障害、老齢及び遺族給付条約(第128条)の批准、各部の義務受諾により、本条約の対応する部及び関係規定は適用されない。
 3) 医療及び疾病給付に関する条約(第130号)の批准により、本条約の第3部及び関係規定は適用されない。
 4) 1993年1月現在

資料：ILO資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

第377表 諸外国の社会保障給付費の対国民所得比

(単位 %)

国名	昭和40年 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)
日本	6.0	5.8	9.4	12.3	13.7
カナダ	11.3	18.6	18.0	16.9	20.8
アメリカ	7.9	10.8	15.2	14.8	15.1
オーストラリア	10.3	10.2	14.0	18.3	14.0
ニュージーランド	12.4	11.8	17.3	20.0	22.8
オーストリア	22.8	24.2	26.3	28.9	33.1
ベルギー	18.2	20.9	27.2	30.2	31.0
デンマーク	15.4	22.4	29.2	35.8	35.2
フィンランド	12.6	15.6	20.0	23.7	29.8
フランス	18.9	17.8	26.9	33.2	36.8
旧西ドイツ	20.1	20.5	29.0	30.0	30.1
ギリシャ	11.2	12.5	12.1	13.9	22.8
アイスランド	9.7	12.7	18.7	a) 17.5	14.8
アイルランド	12.2	14.9	22.3	25.0	31.3
イタリア	13.5	14.3	20.0	20.6	12.4
ルクセンブルグ	18.4	17.9	22.8	23.5	19.6
オランダ	16.9	22.2	30.2	33.9	34.8
ノルウェー	14.0	20.4	24.4	27.4	38.8
ポルトガル	5.2	5.6	12.1	10.3	12.2
スペイン	3.8	.	12.9	18.2	.
スウェーデン	16.8	23.0	30.9	39.2	39.3
スイス	9.4	11.1	16.4	14.6	14.9
トルコ	1.9	3.5	3.3	4.4	4.3
イギリス	14.1	15.9	19.3	22.4	25.1
ユーゴスラビア	11.4	12.6	.	b) 11.7	15.5

(注) a) 1977年、b) 1981年

(資料) ILO「The Cost of Social Security」、OECD「National Accounts」

資料：厚生省大臣官房統計情報部「厚生統計要覧」

第378表 社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の国際比較

(単位 %)

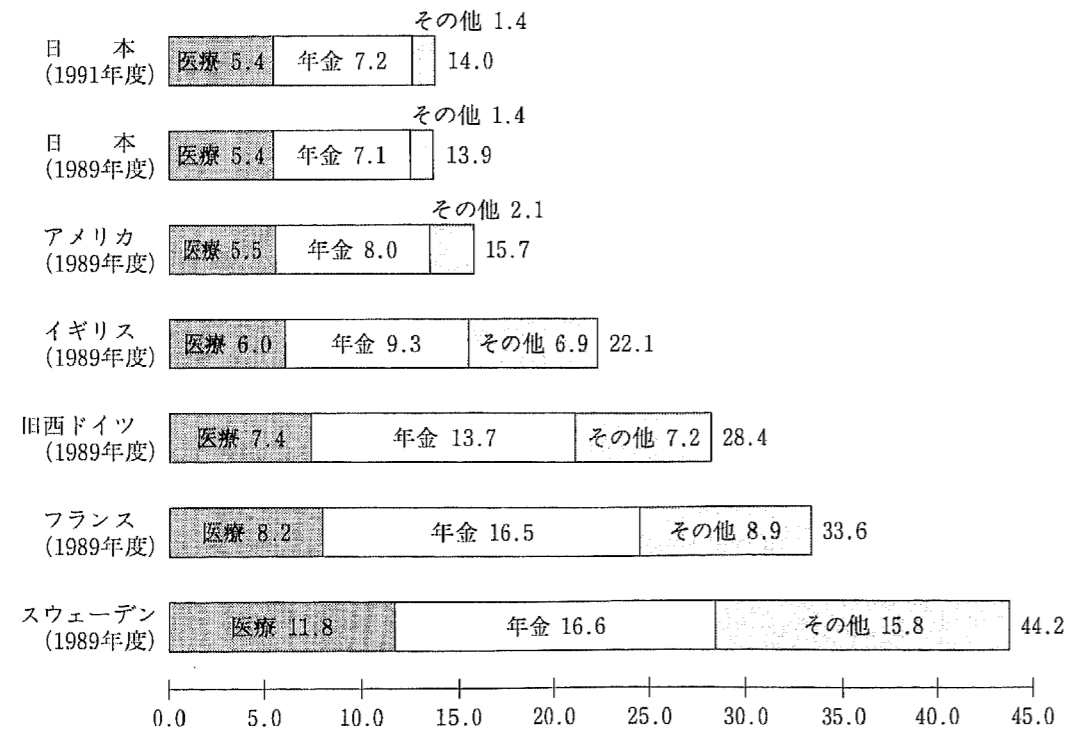
国名	社会保障給付費 の対国民所得比 1989年度	老年人口比率 (65歳以上 人口比率) 1989年	租税・社会保障負担の 対国民所得比(1989年)		
			租税負担	社会保障 負担	計
日本 (1991年度)	13.9% (14.0)	11.6% (12.6)	27.8% (27.4)	10.9% (11.8)	38.7% (39.2)
アメリカ	15.7	12.5	26.1	10.4	36.5
イギリス	22.1	15.6	40.7	10.8	51.5
旧西ドイツ	28.4	15.4	30.9	22.1	53.0
フランス	33.6	13.9	34.1*	28.0*	62.1*
スウェーデン	44.2	17.8	55.8	20.0	75.8

(注) フランスの租税・社会保障負担の対国民所得比(*)については、1988年の数値である。

資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第379表 社会保障給付費(対国民所得比)の部門別構成割合の国際比較

(単位 %)



資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第380表 国民負担率の国際比較等

(i) 国民負担率の国際比較

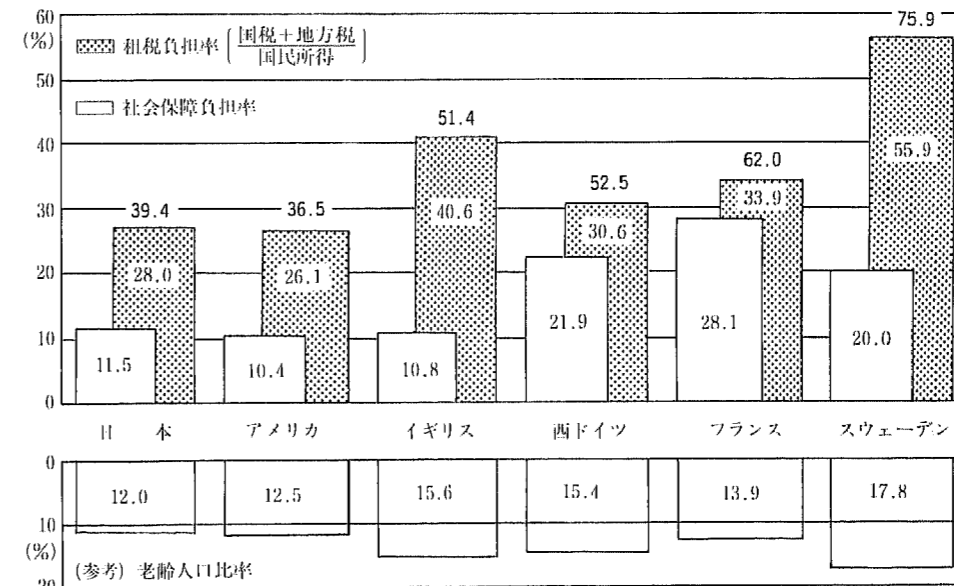
(単位 %)

区分	日本 (1993(平5)年度)	アメリカ (1989)	イギリス (1990)	ドイツ (1990)	フランス (1988)	スウェーデン (1990)
租税負担率	26.1	26.1	39.9	29.4	34.2	56.5
社会保障負担率	12.5	10.8	10.3	21.9	28.0	20.9
国民負担率	38.6	36.5	50.2	51.3	62.1	77.4
(注) 高齢人口比率	(1993(平5)) 13.5	(1990) 12.6	(1990) 15.4	(1990) 15.4	(1990) 13.8	(1990) 18.1
(65歳以上人口)	(2000(平12)) 17.0	(2000) 12.8	(2000) 15.2	(2000) 17.0	(2000) 15.4	(2000) 17.1

(注) 過去15年間の高齢人口比率の上昇：3.2%ポイント (7.1%→10.3%)
今後15年間の高齢人口比率の上昇：6.6%ポイント (10.3%→17.0%)

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

(ii) 国民所得に対する租税負担率と社会保障負担率の国際比較(1989年)



(注) 1 負担率については、フランスは昭和63年の数値である。太字は、社会保障負担率と租税負担率の合計(国民負担率)である。

2 高齢人口比率は、65歳以上人口の総人口に対する割合である。

資料：社会保障研究所調

第381表 日本の社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障	医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
	1. 沿革 恤救規則(1874) 健康保険法(1922) 救護法(1929) 国民健康保険法(1938) 労働者年金保険法(1941) 厚生年金保険法(1944) 旧生活保護法(1946) 児童福祉法(1947) アメリカ社会保障制度調査団報告書(ワンデル報告)(1948) 身体障害者福祉法(1949) 生活保護法(1950) 社会保障制度審議会(1950) 「社会保障制度に関する勧告」 社会福祉事業法(1951) 国民年金法(1959) 精神薄弱者福祉法(1960) 国民皆保険・皆年金の実施(1961) 児童扶養手当法(1961) 老人福祉法(1963) 母子福祉法(1964) 児童手当法(1971) 福祉元年(1973) 雇用保険法(1974) 老人保健法(1982) 基礎年金制度の導入(1985)	1. 年金制度 ①制度概要 基礎年金部分が国民年金制度20歳以上の国民が対象 2階部分は各制度の報酬比例部分に相当 (国民年金は報酬比例部分はなし) 3階部分は各制度の基金部分に相当 2. 国民年金(老齢年金) ①制度概要 他の年金制度を受けない全ての成人市民 ②給付資格 老齢年金は60歳から支給、加入期間原則25年以上 ③給付内容(モデル額) 夫婦平均月額122,884円(1993年度) ④財源 ・被保険者 保険料10,500円(1993年度) ・使用者 負担なし ・政府 基礎年金拠出額の1/3 3. 厚生年金(老齢年金) ①制度概要 ・法人の事業所又は常時5人以上の従業員を使用する事業所に使用される65歳未満の者に適用される ・厚生年金の被保険者は同時に国民年金の被保険者となり、基礎年金部分は国民年金による ②給付資格 国民年金の老齢基礎年金の受給権を取得すること ③給付内容(モデル額) 夫婦平均月額216,408円(1993年度) ④財源(1993年度) 被用者 保険料率7.25%(男子) 使用者 保険料率7.25% 政府 基礎年金拠出額の1/3 4. 特別制度 船員、国家公務員、地方公務員、私立学校共済、農林漁業者等	1. 雇用保険 ①適用範囲 適用事業に雇用される労働者(短期の季節労働者等を除く) ②給付内容 ・一般制度は、一般、高齢者継続、短期雇用特例、日雇労働の4種類あり、給付が異なる ・一般被保険者：離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あることが必要 ・基本手当(日額) 前職賃金の80~60%。年齢、被保険者期間に応じ90~300日迄支給、5種の延長給付あり ・特別手当(3種類) ・就職促進給付(4種類) ③費用負担(1993年度) 被保険者 賃金の0.40% 事業主 賃金の0.75% 国庫 給付費の原則1/4 *暫定措置として1993年度以降は80% 2. 労働保険 ①適用範囲 適用事業に雇用される労働者特別制度(公務員・船員) ②給付内容 (通勤災害も同内容) ・休業補償給付 基礎給付日額の60%(特別支給金との合計で80%) ・障害補償給付 給付基礎日額の313日~131日分の年金或いは503~56日分の一時金 ・傷病補償給付 給付基礎日額の313日~245日分 ・療養補償給付 療養の給付(現物又は費用) ・遺族補償給付 給付基礎日額の245~153日分の年金或いは1000日分の一時金 ・埋葬料 労働福祉事業による各種特別支給金等あり ③費用負担 事業主 業種別災害率等に応じ賃金支払総額の0.6~14.9%の保険料を全額事業主負担 政府 一部費用負担	1. 医療給付(現物給付) ①健康保険(勤労者及びその家族) 本人 1割負担 家族 入院2割 外来3割 自己負担額には一定限度あり、(2)も同じ ②国民健康保険(自営業者及びその家族) 3割負担(但し、退職被保険者及びその家族の入院は2割負担) ③老人保健(70歳以上) 入院 700円/日負担 外来 1,000円/日負担(1993年度) 2. 傷病手当金(健康保険) ・標準報酬日額の60% ・支給期間 1年6月 3. 出産手当金 ・標準報酬日額の60% ・支給期間 産前6週 産後8週 4. その他 出産費、埋葬料等 5. 医療供給体制 ・医療の非営利原則 ・医療計画に沿った病院開設の推進	1. 老人福祉 ① 老人医療 左項③を参照 ② 介護体制 ・ホームヘルプサービス ・デイサービス ・ショートステイサービス ・福祉施設の整備 2. 母子福祉 ① 保育所の整備援助 ② 母子保健体制 ・妊婦、乳幼児の健康診査 ・母子健康手帳の交付 ③ 母子家庭対策 ・母子福祉施設の設置 3. 障害者福祉 ① 身体障害者福祉 ・身体障害者手帳の交付 ・相談指導 ・医療、補助具の支給 ・特別障害者手当の支給 ・家庭奉仕員の派遣 ・更生施設等への入所等 ② 精神薄弱者福祉 ・療養手帳の交付 ・相談指導 ・日常生活用具の給付 ・家庭奉仕員の派遣 ・更生施設等への入所等 4. 総合対策 ① 高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)の策定	1. 児童手当 ①制度概要 第1子から3歳未満までの児童に支給 ②給付内容 第1子及び第2子 5,000円 第3子以降 10,000円 2. 育児休業制度 ①制度概要 児童が1歳までの1年間に育児休業を請求できる(1992年から実施されているが、一定の中小企業には5年間の猶予期間あり) 2. 児童扶養手当 ①制度概要 離婚等により父がいないうち母子家庭に対する扶助 ②給付資格 離婚等により父と生計を同じくしていない18歳未満(一定の障害のある場合は20歳)の児童を監護養育している母又はその他の者 ③給付内容 児童1人の場合 38,860円(1993年度) 所得制限 年収1,929,000円未満(2人世帯)	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」

等を基に社会保障制度審議会事務局作成

第382表 イギリスの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障	医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
1. 沿革 ・エリザベス救貧法(1601) ・1906年から始まるリベラル・リフォーム ・ベヴァリッジ報告(1942)	1. 退職年金 ・適用範囲 基本年金—全居住者 付加年金—被用者 ・支給開始年齢 男65歳 女60歳 ・資格期間—拠出すべき年数の1/4以上の拠出年数があること	1. 失業保険 ・適用範囲：賃金が週給38ポンド以上である15歳以上の雇用労働者。[年金受給開始年齢以上の者、減額保険料を支払う既婚女性を除く] ・主な受給要件：失業給付申請日以前の各租税年度において拠出算定収入の下限額(週単位)の25倍に相当する第1種保険料を実際に支払ったこと ・給付内容(1週当り)：単身者：43.10ポンド。有配偶者：69.70ポンド。扶養する子1子当り9.65ポンド加算 ・費用負担：週給に応じ、賃金の5%、7%、9%(労使とも)政府；総合保険料収入の14.5%	1. 医療給付 現金給付—一定以上の収入のある被用者並びに拠出要件をみたす自営業者	1. 老人福祉 ① 在宅サービス ソーシャル・ワーク ・相談、情報の提供、病院への同行、外出の援助 ホームヘルプサービス ・家事、対人ケア、社会的ケア ミールズ・オン・ウィール ・食事の配達 ② デイケア デイセンター、老人ホームにおけるデイケア	1. 児童給付 ・16歳(修学中の場合は19歳)未満のすべての児童を対象に母親に支払 ・非課税、所得制限はない 2. 単親給付 児童給付の資格を有し、単身、死別、離婚もしくは永久別居等により児童扶養の責任を単独で負っている等の要件により支給 3. 上記以外に障害者移動手当、障害者介護手当等あり	1. 世帯給付 所得補助が受けられない常勤(週16時間以上勤務、自営業者も含む)の有子低所得世帯の援助 2. 所得補助 個々の世帯の持つニーズを標準化し、基礎額とこれに対する加算で各世帯単位の基準額を計算し、基準に満たない当該世帯の所得の不足分を補助 3. 社会基金 ・所得補助で対応できない個々の世帯の特別なニーズに対応 ・所得補助受給世帯に対して、特別な生活資金を貸し付ける制度	
2. 根拠法令 社会保障法(1986)	2. 障害給付 28週までは疾病給付 28週以降は障害年金	2. 労災保険・補償制度 ・国民保険制度の中の制度 ・全被用者 ・障害補償年金：(業務上の傷病、障害程度20%以上)傷病開始日から90日経過後支給(それまでは法定傷病給与又は傷病手当が支給される) ・障害賜金：(障害程度20%未満)障害の程度等に応じた一時金 ・特別困難手当：通常及びそれに匹敵する職業への従事不能者に対する収入差額補填(上限及び障害補償年金との合算額の上限あり) ・雇用不能加算：障害年金受給者で障害のため永久就労不能の者に支給 ・常時介護手当：障害程度100%の障害年金受給者に支給	1. 医療給付 (1) 現物給付 (2) 費用の全額 ただし、 ① 一般歯科は検査に3.75ポンド、処置義歯の費用の75%患者負担 上限あり ② 薬剤一処方当り3.75ポンド患者負担(16歳未満の児童、65歳(女60歳)以上の老人、低所得者等免除) (3) 支給期間 制限なし	2. 母子福祉 ① 母子保健体制 ・妊婦、児童の広範囲の保健サービスが無料 ・ヘルスビジターの訪問 ・幼児の保育所の提供 ② 児童の保護 児童の保護、監察、親権の行使	2. 社会基金 ・所得補助で対応できない個々の世帯の特別なニーズに対応 ・所得補助受給世帯に対して、特別な生活資金を貸し付ける制度		
3. 体系 ソーシャル・サービス { 所得保障 国民保健サービス 対人社会福祉サービス 住宅サービス 教育サービス	3. 遺族給付 被保険者である夫が死亡した場合55歳以上寡婦に寡婦年金(45~54歳の寡婦は減額) 他に寡婦一時金及び母子一時金あり	2. 法定傷病手当金 (1) 支給額 45.30ポンド(週所得190ポンド未満) 52.50ポンド(週所得190ポンド以上) (2) 支給期間 28週(待期3日間)	2. 法定傷病手当金 (1) 支給額 45.30ポンド(週所得190ポンド未満) 52.50ポンド(週所得190ポンド以上) (2) 支給期間 28週(待期3日間)	3. 障害者福祉 ① 身体障害者福祉 ・治療、リハビリ、補助具の提供 ・授産施設の提供 ・障害者向住宅の提供 ・ソーシャルワーカー等の援助 ② 精神障害者福祉 ・症状に応じた治療 ・施設への入院 ・デイセンターの提供 ・職業訓練、授産施設提供	3. 社会基金 ・所得補助で対応できない個々の世帯の特別なニーズに対応 ・所得補助受給世帯に対して、特別な生活資金を貸し付ける制度		
4. 国と地方の分担(主なもの) ①国……所得保障 国民保健サービス ②地方…対社会福祉サービス 住宅サービス		3. 法定出産手当金 (1) 支給額 46.30ポンド/週 (2) 支給期間 18週	3. 法定出産手当金 (1) 支給額 46.30ポンド/週 (2) 支給期間 18週				

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」

等を基に社会保障制度審議会事務局作成

第383表 イギリスの社会保障概況

(i) 国民保険の適用状況

(単位 万人)

項 目	1984年度	1985年度	1986年度	1987年度	1988年度
被 保 険 者 総 数	2,360	2,401	2,425	2,469	2,537
標 準 保 険 料 適 用 被 用 者	1,986	2,035	2,065	2,111	2,181
付 加 年 金 適 用 者	1,041	1,088	1,115	1,161	1,164
付 加 年 金 適 用 除 外 者	838	833	824	811	824
同年度に付加年金の適用者でも適用除外者でもあった者	107	114	126	140	193
減額保険料適用被用者(既婚婦人、寡婦)	169	150	130	113	107
同年度に標準保険料適用者でも減額保険料適用者でもあった者	5	6	6	6	5
自 営 業 者	166	173	185	196	204
同年度に被用者でも自営業者でもあった者	25	26	29	34	37
無 業 者	9	10	10	9	8

(注) 各年度は4月6日に始まり翌年の4月5日に終わる1年、その間に被保険者であった者の数を示す。同年度に被用者か自営業者であり、かつ無業者としても加入したことのある者は、無業者の項ではなく被用者や自営業者の項に含めている。

(ii) 社会保障給付受給者数

(単位 千人)

項 目	1980年	1985年	1988年	1989年	1990年
失 業 給 付	753	901	630.2	380.8	331.4
疾 病・障 害 給 付	1,197	1,098	1,278	1,394.7	1,515.6
出 産 一 時 金	680	776	—	—	—
死 亡 一 時 金	606	615	—	—	—
保 護 者 手 当 金	4.6	3.2	2.6	1.9	2.0
寡 婦 給 付	…	398	388	371	…
退 職 年 金	9,108	9,732	10,001.6	10,002.2	10,179.6
老 人 年 金	56	39	39.3	38.2	36.0
労 災 傷 害 給 付	43	—	—	—	—
労 災 障 害 年 金	201	191	189	193	196.9
児 童 給 付	7,397	7,034	6,923	6,695	…
世 帯 所 得 補 足	106	214	313.1	311.9	331.7
補 足 給 付	3,247	4,771	4,352	…	…

(注) 88年4月から、世帯所得補足は世帯給付に、補足給付は所得補助にかわっている。1988年所得補助の数値はグレート・ブリテンのものである。

(iii) 社会保障費用

(単位 100万ポンド)

項 目	1980年度	1985年度	1988年度	1989年度	1990年度
社 会 保 障	24,073	43,323	48,441	51,902	55,672
国 民 保 険	15,263	23,499	26,559	28,605	31,833
退 職 年 金	10,753	16,949	19,237	20,802	23,096
年金受給者への一時金	100	108	109	112	114
寡婦給付・保護者手当	663	830	850	916	964
疾 病 給 付	651	290	192	206	223
障 害 給 付	1,212	2,452	3,359	3,890	4,544
出 産 給 付	155	169	27	28	31
死 亡 一 時 金	17	18	0	0	0
失 業 給 付	1,328	1,638	1,107	812	962
労 働 災 害 給 付	384	484	514	535	569
法 定 傷 病 手 当	—	561	900	1,004	986
法 定 出 産 手 当	—	—	264	300	344
児 童 給 付	3,115	4,775	4,694	4,795	4,848
世 帯 所 得 補 足	48	142	394	435	466
補 足 給 付	2,983	7,751	7,582	7,585	8,461
社 会 基 金	—	—	149	145	152
その他の無拠出給付	1,197	4,724	6,158	7,118	6,361
老 人 年 金	41	44	37	37	39
付 添 手 当 金	257	715	1,003	1,157	1,351
障 害 者 介 護 手 当 金	6	14	173	194	229
障 害 者 移 動 手 当	128	431	675	780	895
障 害 年 金	105	280	316	331	406
出 産 一 時 金	—	18	—	—	—
年金受給者への一時金	5	7	9	8	8
住 宅 給 付	655	3,215	3,942	4,611	3,433
物 価 調 整 費	—	—	3	0	0
戦 争 年 金	424	581	610	636	689
事 務 費	1,043	1,851	2,295	2,583	2,862
国民保健サービス	11,256	16,259	21,637	23,704	26,549
病院等サービス	8,162	11,570	15,171	16,676	18,148
家庭医等サービス	3,034	4,753	6,515	7,007	8,367
患者からの収入	△ 285	△ 489	△ 587	△ 697	△ 759
その他のサービス	236	283	326	471	522
事 務 費	109	142	212	247	271
対人社会福祉サービス	2,116	3,344	4,028	4,666	5,324
合 計	37,445	62,926	74,281	80,272	87,545
対国民所得比(%)	21.7	23.5	21.1	20.9	20.8

(注) 国民保健サービス、対人社会福祉サービスの資本支出は除いている。対国民所得比の算出に用いた国民所得額は暦年値である。88年から、世帯所得補足は世帯給付に、補足給付は所得補助にかわっている。

(資料) Annual Abstract of Statistics, 1992 Edition.

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第384表 フランスの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障	医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>1. 沿革</p> <p>(1)革命期～19世紀後半</p> <p>①憲法(1791) 公的救助の施設の創設を宣言</p> <p>②人権宣言(1793) 公的救助は神聖な責務であり、その範囲と適用方法は法律で定めると宣言</p> <p>③刑法典(1805) 浮浪禁止の規定(貧困問題は同時に治安問題であるとの認識)</p> <p>④国民年金基金の設立(1850)</p> <p>⑤公務員の年金制度発足(1853)</p> <p>⑥共済組合法の制定(1898)</p> <p>(2)19世紀末～20世紀初頭</p> <p>①公的扶助と労災補償</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療扶助に関する立法(1893) 労働災害の補償責任問題の立法(1898) 児童扶助に関する立法(1904) 高齢者の扶助に関する立法(1905) <p>②社会保険</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職年金法(1910) 社会保険法(1928) 社会保険法修正(1930) <p>③家族給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族給付中央委員会の結成(1920) 家族給付を義務づける法律(1932) 家族法典(1939) <p>(3)戦後の社会保障制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 「フランスの社会保障計画」(1945) 「社会保障の組織」の命令(1945) 「社会保障の整備充実」の命令(1945) 「社会保障の一般化」の法(1946) 「家族給付の充実」の命令(1946) 「労災補償制度の改革」の法(1946) 年金の「独立制度」の創設(1948) 失業扶助制度(1951) 社会保障法典(1956) 労使間協約による失業保障制度(1958) 	<p>1. 年金制度</p> <p>(1)適用対象</p> <p>①一般制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間商工業被用者、農業労働者 <p>②特別制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 公務員、船夫、船員、国鉄職員等特殊職域の被用者 <p>③その他の制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営者、自営業者等 <p>(2)老齢年金(拠出制)</p> <p>①完全年金</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者期間37.5年以上の者が60歳に達したとき 全被保険者期間中もっとも高い賃金収入のあった10年間の平均賃金額の50%(上限付) 最低限度額を保証 <p>②比例年金</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者期間37.5年未満の者が60歳に達したとき 被保険者期間とその間の毎年の平均賃金額(上限付)で決定 最低限度額を保証 <p>③加給年金</p> <ul style="list-style-type: none"> 扶養する子供が三人以上いるとき 扶養する配偶者がいるとき <p>(3)遺族年金</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金受給者又は年金受給権者が死亡したとき 基本年金額の52%を支給 <p>2. 無拠出制老齢年金</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠出制老齢年金を受給できない65歳以上の者 所得制限を付して、老齢被用者手当、老齢非被用者手当、特別手当を支給 手当の年額はすべて統一 	<p>1. 失業保険</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用範囲：民間部門の被用者、公共部門の公務員としての地位を有しない職員。[家内労働者、季節労働者を除く] 主な受給要件：離職前12ヵ月中保険加入期間が3ヵ月(91日)以上あること。年齢が60歳又は年金満額支給開始年齢未満であること。 給付内容：基本手当；1日当り、前職賃金日額の40.4%と定額(49.59フラン)との合計額又は前職賃金日額の57.4%のいずれか多い額。(ただし、前職賃金の75%以下、119.80フラン以上)。給付日数の長期化に従い給付額が漸減する 費用負担：被保険者；賃金の2.39%使用者；賃金の4.31% 政府；赤字額 <p>2. 労災保険</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間の非農業被用者 特別制度：農業被用者、鉄道員、公営企業被用者、自営農民 <p>①療養補償給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療 患者の自己負担なし <p>②休業補償給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初28日間は基準賃金の50%、その後は2/3 最高限度は1日712.2フラン29日以降は949.6フラン 被災の翌日から支給 <p>③障害給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 完全障害：直前の12ヵ月の平均賃金と障害度によって決定、常時介護加給：年金の40% 一部障害：障害度によって決定 <p>④遺族補償給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 寡婦年金(かん夫にも支給) 遺児年金 その他の扶養親族 	<p>1. 医療保険</p> <p>(1)適用対象</p> <p>①一般制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間商工業被用者、中央・地方公務員、年金受給者 <p>②特別制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 船夫、船員、国鉄職員等特殊職域の被用者 <p>③その他の制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業労働者、農業経営者、自営業主等 <p>(2)医療給付(償還制)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般外来診療75% 薬剤費70% 大衆保健薬40% 入院診療80% 特定の長期疾病、高度医療については100% <p>(3)傷病手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準賃金日額の50% 支給期間6ヶ月、長期疾病の場合3年 待期3日間 <p>(4)出産手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> 1人目、2人目の場合基準賃金日額の84% 支給期間産前8週間産後18～20週間 3人目以上の場合、合併症がある場合は支給期間延長 <p>(5)哺育手当金又はミルククーポン4日間</p> <p>(6)死亡一時金</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準賃金日額の90日分 	<p>1. 高齢者福祉</p> <p>①在宅サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームヘルプサービス 給食の宅配サービス 緊急通報サービス 住居改善サービス 余暇促進サービス 介護及び看護サービス等 <p>②施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者住宅 オスピス、老人ホーム 医療施設 ☆中期滞在施設 ☆長期滞在施設 <p>2. 障害者福祉</p> <p>①障害者手帳</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の便宜や無料化、所得税や住民税の控除、公共料金の減額等 <p>②障害児施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育関連施設 医療教育施設 医療施設 サービス <p>③障害者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療社会施設 労働関連施設 社会施設 障害者の実験的施設 労働関連サービス 社会関連サービス <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人と同一条件の住宅手当、改築の資金の交付・借入 補償の手当 <p>3. 児童福祉</p> <p>①母子福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> 単親手当 母子一時保護所 母子寮 <p>②要養護児童</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童保護所 児童相談所 養護施設 若年労働者寮 <p>③保育制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 母親学校(幼稚園・保育学校)無料 集団託児所(有料) 家庭託児所(有料) 保育・幼稚園 一時保育所 乳児院 	<p>1. 家族給付</p> <p>①家族手当(児童手当)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2子から支給 16歳未満児童(学生は20歳未満) 所得制限なし <p>②家族補足手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 3歳以上の子を3人以上扶養する家庭に支給 所得制限あり <p>③遺児手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 両親の一方もしくは両方を失った子、親子関係が両親の一方しか、もしくは両方にも確認されない子、遺棄されている子、遺棄されている子を引き取って養育する者 所得制限なし <p>④单身手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 死別、離別、遺棄により唯一人で子の扶養にあたる者、未婚の母として子供を養育しようとしている妊娠中の女性 所得制限あり <p>⑤乳幼児手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠4か月から満3歳の誕生日の前日まで子に支給 産後4か月以降所得制限あり <p>⑥養育親手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 出生や養子縁組等により3人以上の子を養育するとき、親が職業活動をやめるか正規労働時間の半分に短縮したとき 出産前30月以内に2年間職業活動に従事していること <p>⑦特別教育手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 20歳未満の障害児が治療・教育目的施設に入所する場合 <p>⑧新学年手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 6歳～16歳未満の子が新学年になるとき <p>⑨在宅児童保育手当</p> <p>⑩住宅手当</p> <p>2. 住宅政策と住宅保障</p> <p>①融資制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 持家取得援助融資 賃貸住宅援助融資 <p>②住居費援助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族住宅手当 社会住宅手当 応能住宅援助 	<p>1. 医療扶助</p> <ul style="list-style-type: none"> フランス居住者(外国人は3年連続して3年以上居住)に必要な医療費の負担に耐えられない者 受給要件は各県の県議会が定める医療扶助条例で規定 <p>①在宅医療扶助</p> <ul style="list-style-type: none"> 往診、訪問看護、機能回復訓練、薬や補綴器具の船夫、必要な家事補助等 <p>②避妊薬に掛かる扶助</p> <p>③入院扶助</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定病院への入院、不可抗力や特別の治療の場合の指定病院以外への入院、認可された民間の治療・養生施設への入所、定額医療費の負担 <p>④医療扶助受給者への手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療扶助の場合は高齢者手当と同額、入院の場合その3/1 <p>⑤社会保険料の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意加入の社会保険料の全額又は一部を負担 <p>2. 家賃手当、宿泊・社会再適応に関する扶助</p> <p>①家賃手当</p> <p>②宿泊・再適応センター</p> <p>3. 家族に対する社会扶助</p> <p>①被扶養者が兵役中の家族に対する扶助</p> <p>②家族に対する扶助</p> <p>③児童扶助手当</p> <p>4. 老齢扶助</p> <p>①現物給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療扶助 家事扶助 <p>②現金給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 単親手当 家賃手当 家事サービスの代替手当 	
							<p>2. 体系</p> <pre> graph TD A[社会保障] --- B[所得保障] A --- C[医療保障・社会サービス] B --- B1[年金制度] B --- B2[労災補償制度] B --- B3[家族給付] B --- B4[失業保険・雇用政策] B --- B5[社会扶助] C --- C1[医療供給・医療保険] C --- C2[高齢者福祉サービス] C --- C3[障害者政策] C --- C4[児童福祉サービス] C --- C5[住宅政策・住宅保障] </pre>

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等を

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第385表 フランスの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況 (被保険者数)

(単位 千人)

項目	1975年	1980年	1985年	1986年	1987年
一般制度					
民間被用者	13,532	14,219	14,516	14,601	14,420
その他	917	1,133	1,589	1,634	1,703
小計	14,449	15,352	16,105	16,235	16,123
特別制度					
鉱山労働者	125	96	74	66	60
国鉄勤務員	272	253	240	230	220
電気・ガス公社員	135	147	162	162	162
パリ交通営団勤務員	36	36	40	40	39
船員	80	76	66	65	64
国家公務員	} 2,363	} 2,699	} 3,241	} 3,292	} 3,307
地方公務員					
軍人	337	368	377	356	351
その他	55	64	129	128	128
小計	3,403	3,739	4,329	4,339	4,331
自治制度					
商工業者	689	641	610	620	626
職人	533	562	526	532	538
自由業者	106	124	145	149	170
任意加入者	34	17	4	5	4
小計	1,362	1,344	1,285	1,306	1,338
農業制度					
農業労働者	785	666	626	629	623
農業経営者	1,381	1,259	1,010	985	947
小計	2,166	1,925	1,636	1,614	1,570
総計	21,380	22,360	23,355	23,494	23,362

(注) この表は疾病保険から見た適用状況である。一般制度の「その他」は学生、戦争犠牲者、協定加入医、任意加入者などを含む。また特別制度の「その他」は地方鉄道員、公証人、フランス国立銀行職員などを含む。

(ii) 社会保障費用

(単位 100万フラン)

項目	1975年	1980年	1985年	1986年	1987年
給付費	266,987 (142,655)	589,063 (294,448)	1,109,040 (549,354)	1,185,159 (594,196)	1,232,927 (618,597)
(1) 疾病給付	83,220 (62,343)	170,918 (124,999)	299,204 (231,528)	329,630 (257,063)	335,460 (263,078)
(2) 老齢年金	87,279 (30,604)	252,379 (73,172)	469,953 (148,312)	503,519 (161,929)	533,883 (175,367)
(3) 障害・遺族給付	30,549 (1,761)	15,845 (7,663)	41,540 (25,681)	30,042 (13,707)	44,728 (14,075)
(4) 労災保険	13,925 (11,042)	23,252 (17,803)	35,171 (26,801)	34,745 (27,013)	36,996 (28,677)
(5) 雇用・失業給付	6,739 (-)	34,195 (-)	105,552 (-)	104,651 (-)	107,708 (-)
(6) 家族手当、出産給付	36,773 (31,996)	73,414 (63,852)	110,959 (104,729)	140,605 (134,484)	118,171 (111,569)
(7) 住宅手当	8,542 (4,904)	19,056 (6,959)	46,660 (12,303)	41,170 (-)	55,981 (12,083)
保健・福祉サービス費	5,493	12,200	19,482	18,862	21,326
事務費	14,203	28,863	54,209	57,302	57,826
その他の支出	31,566	6,151	11,090	12,936	15,060
総計	318,249	636,277	1,193,822	1,274,260	1,327,139
社会保障費/ 国内総生産(%)	25.1	26.4	30.1	30.6	30.1

(注) この表の数値は「社会的支出」(dépenses sociales)の中から「社会保障」分を抜き出したものである。ただし労使間の協約による年金、失業給付の費用を含んでいる。()内は一般制度分。

(資料) Annual Abstract of Statistics, 1992 Edition.

資料: 健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第386表 ドイツの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
<p>1. 沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カイザー詔勅(1881)とそれにつづく3つの社会保険立法 ・エバーフェルトの救貧制度(日本の民生委員制度のモデル) ・ライヒ保険法(1911) <p>2. 根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ライヒ保険法(1911) 職員保険法(1911) ライヒ鉱夫組合法(1923) 農民老齢扶助法(1957) 雇用促進法(1969) <p>3. 体系(社会法典 SGB等の関係法規に基づき分類)</p> <p>社会保険(年金保険、疾病保険、災害保険、失業保険)・児童手当、育児手当、社会扶助、失業扶助、雇用促進、職業訓練、青少年扶助、母性保護、戦争犠牲者援護、公衆保健・医療、環境政策</p>	<p>職業、階層により適用される年金制度が異っている。</p> <p>労働者年金保険、職員年金保険、鉱山労働者年金保険及び農業者老齢扶助</p> <p>1. 老齢年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給開始年齢 65歳(女子60歳35年以上拠出者は63歳等) ・拠出期間5年以上 <p>2. 障害年金</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)職務不能年金 (2)生業不能年金 ・拠出期間5年以上 <p>3. 遺族年金</p> <ul style="list-style-type: none"> 1、2の年金の受給権を有していること又は5年以上の被保険者期間を有している者が死亡した場合に寡婦(かん夫)、離別寡婦(かん夫)の各年金、養育年金 <p>4. リハビリテーション給付</p> <p>その他、農業者老齢扶助など農地譲渡年金等あり</p>	<p>1. 失業保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲：労働時間が週18時間以上の雇用労働者(家内労働者、訓練受講中の者を含む)。<small>[公務員、年金受給開始年齢以上の者を除く]</small> ・主な受給要件：離職前3年間において被保険者期間が通算6ヵ月以上あること ・給付内容：賃金の63%(1子以上を有する者は68%)。離職前における被保険者期間に応じ3ヵ月~24ヵ月支給。 ・費用負担：被保険者；賃金の2.15% 使用者；賃金支払総額の2.15% 政府；連邦雇用公社の支出が収入及び予備金で賄えないとき、貸付け及び補助 <p>2. 労災保険、補償制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者(見習い期間中の者、学生、家内工業者等を含む) ・給付：(業務上の傷病)治療給付 リハビリテーション給付 傷害者手当 職業援護 障害年金 遺族給付 埋葬金 ・年金、現金給付のスライド制あり ・費用負担：保険料(全体の約9割)は全額事業主負担。平均保険料率1.3%他は、地方負担金、国庫補助金(農業者と学生) 	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<ul style="list-style-type: none"> ・適用対象 一般疾病保険—一般労働者 農業者疾病保険—自営農民 <p>1. 医療給付</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)現物給付 (2)費用の全額(ただし、薬剤、義歯、補装具等については一部負担あり) (3)支給期間は制限なし <p>2. 傷病手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)7週以降、基本賃金の80% 他に子に対し加算あり(最初の6週は使用者100%支給) (2)支給期間3年間に最高78週 <p>3. 出産手当金</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)収入(手取賃金)の100% (2)支給期間産前6週間産後8週 <p>4. 他に出産一時金死亡一時金等あり</p>	<p>1. 老人福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活扶助 ・日常生活費給付(居宅、施設内での給付) ②特別扶助 ・相談、指導 ・住宅提供 ・介護扶助又は介護手当 ・在宅の各種サービス ・老人ホーム入室 <p>2. 母子福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①母子保健 ・妊婦の検診 ・入院、分娩ケア ・片親の相談、保護 ②児童福祉 ・3歳未満児保育所入所 ・幼稚園入所 ・福祉施設での養育 ・当局による保護・後見 <p>3. 障害者福祉(身体、精神の各障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療、リハビリの提供 ・児童等の教育援助 ・就労、就職の斡旋 ・在宅での介護 ・施設への入所 ・補装具の支給 	<p>1. 家族政策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)児童養育への援助 ①児童手当と児童扶養控除 ②養育手当 (2)母性と胎児の保護 ①母性扶助 ②育児休業 ③胎児の保護 (3)家庭教育・家族相談 ①親教育 ②家族援助団体 <p>2. 児童青少年対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)教育に関する助言と相談 (2)産前産後における児童及び母親の援助 (3)乳幼児、学齢児の学校教育以外の育成、指導 (4)乳幼児、青少年の保護事業の範囲での教育援助他 <p>3. 住宅手当</p> <p>社会住宅であれそうでない住宅であれ、家族構成に応じて、所得に対して居住コスト負担が適正水準を超える場合に自己申告で家賃補助や持家負担補助を連邦・州政府が各1/2負担で給付</p>	<p>1. 生計費扶助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設、在宅においてみずからの能力、収入、資産では生計維持が困難な者対象(労働忌避者については生計費扶助を制限) ・最低生活費(州政府の責任において決定)の中身は、食費、光熱水費、衣服、衛生、家具、暖房費、交際費、文化的諸経費さらには疾病保険及び年金保険料また個人の事情に応じ加算 <p>2. 特別扶助(特別な生活状態に対する扶助)</p> <p>12の状態を想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①更生扶助②予防的保健扶助③医療扶助とその他の扶助④家族計画扶助⑤妊娠婦扶助⑥障害者の社会復帰扶助⑦結核扶助⑧盲人扶助⑨介護扶助⑩家政遂行のための扶助⑪特別な社会的困難克服のための扶助⑫老齢扶助

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第387表 ドイツの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

(単位 千人)

項 目	1980年度	1985年度	1988年度	1989年度	1990年度
労働者年金保険					
被保険者総数	14,802	17,066	16,978	...	16,541
拠出義務者	12,111	11,359	11,444	...	11,377
その他の者	2,691	5,708	5,534	...	5,164
職員年金保険					
被保険者総数	12,277	14,294	15,493	...	16,788
拠出義務者	9,415	9,518	10,506	10,506	11,438
その他の者	2,862	4,776	4,988	...	5,350
鉱山従業者年金保険					
被保険者総数	286	254	225	214	204
農業者老齢扶助					
被保険者総数	627	572	535	520	506
拠出者	597	532	473	448	427
疾病保険					
被保険者総数	35,340	36,209	37,001	37,230	37,939
加入義務者	20,638	21,105	21,838	21,885	22,494
任意加入者	4,454	4,481	4,372	4,441	4,435
年金受給者	10,248	10,623	10,791	10,903	11,011
災害保険					
被保険者総数	27,857	29,900	39,721	40,302	41,134
失業保険					
被保険者総数	21,280	20,350	21,283	21,669	22,442
拠出者	21,280	20,350	21,283	21,669	22,442

(注) 労働者年金保険および職員年金保険は4月現在、ただし、87年度および89年度は88年4月および89年4月のマイクロセンサスの結果、農業者老齢扶助は年末現在、疾病保険は年平均、このほかに、89年4月のマイクロセンサスの結果による家族加入者(被扶養者)数が1,990万人。災害保険は年平均、このほかに、学生災害保険の被保険者が約1,196万人。

(ii) 社会保障費用

(単位 100万マルク)

項 目	1980年度	1985年度	1988年度	1989年度	1990年度
労働者年金保険	80,216	95,879	104,644	109,853	115,182
うち { 年金	66,290	81,160	90,394	94,173	98,128
健康対策	1,813	2,521	3,186	3,356	3,495
職員年金保険	57,137	77,393	86,672	91,048	93,100
うち { 年金	43,717	59,847	69,951	73,730	77,746
健康対策	1,366	1,775	2,016	2,103	2,081
鉱山従業者年金保険	13,319	14,706	15,922	16,518	17,225
うち { 年金	10,593	12,199	13,527	14,089	14,663
健康対策	72	89	84	87	89
農業者老齢扶助	2,773	3,061	3,781	3,964	4,131
(うち)老齢扶助金	2,482	2,697	3,154	3,320	3,481
疾病保険	90,066	114,400	134,745	129,927	141,654
うち { 一般・歯科医療	75,342	97,378	115,701	104,264	112,472
薬剤・治療材料 ^(注1)					
病院医療					
現金給付	10,287	10,889	11,787	11,422	12,721
災害保険	10,019	11,648	12,541	12,929	13,462
うち { 年金	6,769	7,676	8,103	8,262	7,449
治療	1,773	2,106	2,308	2,746	3,019
災害予防					
雇用促進	23,098	39,376	48,862	47,684	49,289
児童手当	17,609	14,465	14,014	13,983	14,619
公務員等児童手当	7,617	8,206	9,399	9,575	9,772
育児手当	.	.	3,328	4,048	4,597
戦争犠牲者援護	13,480	13,474	13,343	13,087	12,999
社会扶助	14,972	22,789	29,120	32,044	31,782
青少年扶助	8,098	9,535	12,036	12,770	13,686
負担調整	1,713	1,389	1,180	1,143	1,097
公衆保健サービス	1,669	1,911	2,100	2,240	2,330
公務員恩給	32,947	37,028	40,414	41,587	43,282
合 計	374,733	465,260	532,101	542,400	568,207
対国民所得比(%)	32.6	32.8	32.2	31.3	30.4

(注) 1 薬剤・治療材料の中には養歯も含まれる。
 2 各制度の費用は他制度への繰入れを含むが、合計は各制度間の相互繰入れを含まない。
 (資料) Statistisches Jahrbuch, 1980-1992.

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第388表 アメリカの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保険
1. 沿革 ① 社会保障法 (1934) (Social Security Act) ② ワグナー法 (1935) (団結権・争議権を保障した)	1. OASDI ① 適用対象 I 一般制度 ・ 自営業者を含む所得のある有業者 II 特別制度 ・ 鉄道員、連邦公務員、その他州及び地方政府職員 III その他の制度 ・ 自由労務の農業労働者家事使用人、零細自営業者 (年間純所得が400ドル未満の者)、1984年以前に雇用された連邦政府職員 ② 財源 I 被保険者 収入総額の12.4% (1992) II 使用者 賃金支払総額の12.4% (1992) III 政府 原則なし (1968年以前に72歳になった者に対する特別の老齢給付の全費用、資力調査を伴う給付にかかる全費用) ③ 受給要件 ・ 拠出期間40四半期 ・ 拠出の対象となる報酬 上限—51300ドル 下限—500ドル	1. 失業保険 ① 適用範囲：(州の運用方法により異なるが) 連邦法上；1年間に少なくとも20週以上4人以上の労働者を雇用する事業主に雇用される労働者特別保険；鉄道労働者、連邦政府職員、退役軍人 [家族従業者、一部の農業労働者、家事使用人を除く] ② 受給要件：(州の運用方法により異なるが、カリフォルニア州等約半数の州の場合) 基礎期間 (1年間) 中に一定額 (2,000~3,000ドル) 以上の賃金を得ること ③ 給付内容 基礎期間中の賃金のおよそ50%。定期給付 (通常給付) は26週間支給。事情に応じて13週間支給延長可能 ④ 費用負担 被保険者；一部の州を除きなし 使用者；賃金の3.5% 政府；制度運営管理費予備財源を使ってしまった州への融資、特別の事情が生じた場合の給付延長費用の50%	2. 老齢年金 (OAI) (1) 受給資格 ・ 65歳以上から支給 (2027年までに段階的に67歳に引上げ) ・ 62~64歳—増額 66~67歳—減額 3. 障害年金 (SDI) (1) 受給資格 ・ 回復の見込みがないか1年以上に亘る障害により稼得能力を喪失したこと 4. 遺族年金 (SDI) (1) 受給資格 ・ 死亡者が年金受給者であったこと
2. 体系 所得保障 (連邦レベル) OASDI (老齢遺族障害保険) 医療保障 (州レベル) HI (メディケア) 公的扶助 (GAを除き連邦レベル) 医療扶助—メディケイド 生活扶助—SSI—補足的保障所得 AFDC—母子家庭の児童に対する援助 LIHEA—低所得世帯光熱費扶助 FA—フードスタンプ GA—一般扶助 労働保険 (州レベル) 福祉サービス 社会手当 (皆年金・皆保険制度なし)	2. 老齢年金 (OAI) (1) 受給資格 ・ 65歳以上から支給 (2027年までに段階的に67歳に引上げ) ・ 62~64歳—増額 66~67歳—減額 3. 障害年金 (SDI) (1) 受給資格 ・ 回復の見込みがないか1年以上に亘る障害により稼得能力を喪失したこと 4. 遺族年金 (SDI) (1) 受給資格 ・ 死亡者が年金受給者であったこと	2. 労災保険・労災補償 ① 概要 全州で制度化。連邦の特別制度あり。全体で55のプログラム 8,700万人の被用者をカバー ② 給付額 平均は事故発生時の所得の2/3程度 連邦の障害給付 (DI) を受ける者については従前所得の80%を超えないよう両制度間で調整される 通常3~7日間の待期間あり。保険料率 給与支払額の1.7%程度。使用者が通常負担する	2. 生活扶助 I 補足的保障所得制度 (SSI) ① 制度概要 困窮した老人盲人障害者に対する生活扶助 ② 給付内容 月額平均1世帯386ドル II 対低所得世帯光熱費扶助 (LIHEAP) ① 制度概要 低所得者世帯の光熱費に対する扶助 ② 給付内容 23億700ドル (1990) III フードスタンプ (FA) ① 制度概要 資産及び所得が全国的基準に達しない個人及び世帯に対して、小売店で利用できる食料購入用のクーポンを支給 ② 給付内容 月額10ドルから331ドルの範囲で支給 世帯当たり平均給付月額額は45~50ドル IV 一般扶助 (GA) ① 制度概要 メジャーな福祉プログラムの受給資格のない困窮者等に対する扶助

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
1. 入院保険 (HI) ① 対象者数 65歳以上の者及び重度障害者等 (65歳未満の者) ② 受給内容 ア入院給付 90日間 (当初及び60日以後患者負担あり) イ退院後のナーシングケア 100日間 (20日以後患者負担あり) ウ退院後の在宅保健サービス 100日間	1. 老人福祉 ① 老人医療 ・ 入院医療サービス ・ 療養サービス (ナーシングホーム) ② 老人諸サービス ・ 相談サービス ・ 食事供給車、電話、通院医療、友愛訪問、レク活動の援助 ・ 施設への収容 2. 母子福祉 ① 母子保健サービス ・ 妊婦、乳幼児の定期検診 ・ 訪問看護 ・ 学校保健サービス ② 児童保護 ・ 児童相談サービス ・ 里子、養子、収容保護、保育所への入所 3. 障害者福祉 ① 身体障害者福祉サービス ・ リハビリテーションサービス ・ 低所得者住宅の提供 ・ 医療サービスの提供、訪問看護 ② 精神障害者福祉 ・ 精神衛生センターの設置 ・ 医療サービス	1. 被扶養児童家庭扶助制度 (AFDC) ① 適用対象 親の稼得能力の欠如、死亡、所在不明などによって貧困状態にある家庭の16歳未満の児童に対して援助を行う ② 給付内容 給付月額1世帯当り約380ドル (1989年9月連邦平均) ③ 財源 連邦がAFDC給付月額のうち18ドルまでの部分については—15ドル負担 18ドルを超える部分は50~83%のレートで最高32ドルまでを補助している	1. 医療扶助 (メディケイド) ① 制度概要 低所得者に対する医療サービスシステムをもつ州に対して連邦が財政援助する制度 ② 給付範囲 入院サービス及び外来患者サービス、農村地区での診療サービス、病理検査及びX線検査 24歳以上の者に対する熟練看護サービス、在宅保健サービス、家族計画サービス、看護及び助産婦サービス、メディケアがカバーしない長期の看護施設ケア ③ 給付内容 連邦と州合わせて516億ドル (1988) ④ 財源 連邦が50~83% (平均55%) を償還 2. 生活扶助 I 補足的保障所得制度 (SSI) ① 制度概要 困窮した老人盲人障害者に対する生活扶助 ② 給付内容 月額平均1世帯386ドル II 対低所得世帯光熱費扶助 (LIHEAP) ① 制度概要 低所得者世帯の光熱費に対する扶助 ② 給付内容 23億700ドル (1990) III フードスタンプ (FA) ① 制度概要 資産及び所得が全国的基準に達しない個人及び世帯に対して、小売店で利用できる食料購入用のクーポンを支給 ② 給付内容 月額10ドルから331ドルの範囲で支給 世帯当たり平均給付月額額は45~50ドル IV 一般扶助 (GA) ① 制度概要 メジャーな福祉プログラムの受給資格のない困窮者等に対する扶助
2. 補足的医療保険 (SMI) ① 加入者 HIの対象者 ② 給付内容 HIの給付対象とならない医療サービス。在宅保健サービス等の費用の80%を償還	3. 傷病者手当等 カリフォルニア州等5州で実施	4. 医療供給面の特徴 営利目的の医療施設も開設可能 慢性疾患の長期入院患者のためのナーシングホーム多数開設	

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第389表 アメリカの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

(単位 100万人)

項 目	1975年	1980年	1985年	1988年	1989年	1990年
公 的 年 金 制 度	83.7	96.4	106.6	114.5	116.3	116.0
老 齢・遺 族・障 害・健 康 保 険	77.0	89.3	100.3	108.4	110.3	109.8
鉄 道 従 業 員 退 職 年 金 制 度	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3
公 務 員 等 退 職 年 金 制 度	6.2	6.6	6.0	5.8	5.9	5.9
そ の 他 の 社 会 保 険 制 度						
失 業 保 険	69.7	87.2	98.2	106.9	109.1	110.8
労 災 補 償 保 険	68.6	79.1	85.1	92.8	95.3	96.7
一 時 障 害 保 険	15.7	18.4	19.8	21.8	22.2	...

(資料) Statistical Abstract of the U. S., 1989, 1992.

(ii) 社会保障費用

(単位 100万ドル)

項 目	1975年度	1980年度	1985年度	1988年度	1989年度
社 会 保 険	123,013.1	229,754.4	369,595.2	434,048.2	468,055.0
老 齢・遺 族・障 害・健 康 保 険	78,429.9	152,110.4	257,535.1	300,048.2	324,109.4
健 康 保 険 (メ ディ ケ ア) ^(注1)	14,781.4	34,991.5	71,384.3	83,609.5	94,552.0
鉄 道 従 業 員 退 職 年 金	3,085.1	4,768.7	6,275.6	6,675.9	6,971.2
公 務 員 退 職 年 金	20,118.6	39,490.2	63,044.0	78,048.2	83,794.0
失 業 保 険・雇 用 事 業	13,835.9	18,326.4	18,343.8	16,117.8	16,381.2
鉄 道 従 業 員 失 業 保 険	41.6	155.4	138.4	82.1	73.8
鉄 道 従 業 員 一 時 障 害 保 険	32.9	68.7	50.6	18.3	35.0
州 一 時 障 害 保 険	990.0	1,377.7	1,944.1	2,753.6	2,886.3
労 働 者 災 害 補 償	6,479.1	13,457.2	22,263.6	30,303.8	33,804.1
公 的 援 助	41,357.3	71,975.4	97,185.1	118,494.9	127,474.7
公 的 扶 助	27,409.4	45,064.3	66,488.2	84,776.2	92,097.6
補 足 的 保 障 所 得	6,091.6	8,226.5	11,840.0	14,687.1	15,823.3
食 料 ス タ ン プ	4,693.9	9,083.3	12,512.7	13,071.1	13,589.3
そ の 他 の 公 的 援 助	3,162.4	9,601.3	6,344.2	5,960.5	5,964.5
保 健 及 び 医 療	16,742.0	27,263.0	39,053.0	52,958.0	56,866.0
病 院 及 び 医 療 ^(注2)	8,836.0	12,303.0	16,565.0	23,941.0	25,169.0
母 子 保 健 ^(注3)	567.0	870.0	1,222.0	1,665.0	1,791.0
医 学 調 査 研 究	2,648.0	4,924.0	6,891.0	9,132.0	9,909.0
学 校 保 健	352.0	575.0	788.0	939.0	992.0
そ の 他 の 公 衆 衛 生 活 動	2,815.0	6,931.0	11,912.0	15,837.0	17,172.0
医 療 機 関 整 備	1,524.0	1,660.0	1,675.0	1,444.0	1,833.0
退 役 軍 人 関 係 制 度	17,018.9	21,465.5	27,042.3	29,254.4	30,103.7
年 金・所 得 補 償	7,578.5	11,306.0	14,333.0	14,913.9	15,279.2
保 健・医 療	3,516.8	6,203.9	9,493.2	11,371.6	11,662.9
教 育	4,433.8	2,400.7	1,170.8	653.0	647.3
生 命 保 険 ^(注4)	556.1	664.5	795.5	963.1	1,002.2
福 祉 そ の 他	933.7	890.4	1,249.8	1,393.4	1,512.1
教 育	80,834.1	121,049.6	172,047.5	219,367.7	238,631.2
住 宅 関 係	3,171.7	6,879.0	12,598.5	16,555.9	18,126.7
そ の 他 の 社 会 福 祉	6,946.6	13,599.1	13,551.8	15,479.0	16,609.1
職 業 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	1,036.4	1,251.1	1,536.7	1,905.5	1,999.4
施 設 福 祉	296.1	482.4	379.6	530.2	587.2
学 校 給 食	2,517.6	4,852.3	5,308.5	6,250.0	6,644.9
児 童 福 祉	597.0	800.0	200.0	239.4	246.7
特 別 計 画 (OEO・Action)	638.3	2,302.7	503.8	153.3	162.9
そ の 他	1,861.2	3,910.6	5,623.2	6,400.6	6,968.0
合 計	289,083.7	491,986.0	731,073.4	886,172.6	955,866.4

(注) 1) 病院保険と補足的医療保険分を再掲。

2) 軍人家族の医療を含む。

3) 障害児へのサービスを含む。

4) 団体生命保険を除く。

(資料) Social Security Bulletin, Annual Statistical Supplement, 1991.

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第390表 スウェーデンの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障	医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>1. 沿革 救貧令 (1848年) 救貧法 (1853年) 児童労働禁止法 (1881年) 婦人年少者労働法 (1900年) 里子法 (1902年) 児童福祉法 (1924年) 児童保育法 (1977年)</p> <p>2. 根拠法令 社会扶助法 (1956年) 児童福祉法 (1960年) 国民保険法 (1962年) 労働者災害保険法 (1976年) 社会保険法 (1976年) 社会サービス法 (1980年) 保健・医療サービス法 (1982年)</p> <p>3. 体系 ├ 所得保障 ├ 医療保険 ├ 医療・保健サービス └ 社会福祉</p> <p>4. 国と地方の分担 (主なもの) ①国……所得保障 医療保険 ②地方……医療・保健サービス 社会福祉</p>	<p>1. 国民年金 (老齢年金) ①国民基礎年金 (A F P) ・ 全国民を対象 ・ 年金額は一律 ・ 65歳から支給 ・ 支給開始年齢を1994年から毎年3ヵ月ずつ繰下げ、97年に66歳にする ②国民付加年金 (A T P) ・ 従前の所得の60%に相当する額を支給 ③補足年金 ・ ②が受給できないか又は低額の場合 ・ 基礎額の54% ④部分年金 ・ 60歳から64歳の者を対象</p> <p>2. 障害年金 ・ 労働能力の喪失50%以上に支給 ・ 年金額は廃疾の程度により異なり完全廃疾は老齢年金と同額 ・ 永久障害とみなされない場合は一時的障害年金を支給</p> <p>3. 障害手当 ・ なんらの給付も受給していない障害者</p> <p>4. 寡婦年金 ・ 婚姻期間が5年以上、寡婦と遺児の年齢等を条件として支給 ・ 完全年金は老齢年金と同一</p> <p>5. 児童年金 ・ 18歳未満の遺児に支給 ・ 年金額は死亡した親や子供の出生順などにより異なる。</p>	<p>1. 失業保障制度 ①労働組合基金制度 ・ 適用範囲：労働組合が任意に認可された失業基金に加入する被用者 ・ 主な受給要件：失業直前12ヵ月間中の5ヵ月間を含む12ヵ月間失業基金に加入しており、基金へ拠出していたこと ・ 給付内容：基金及び賃金等級に同じ日額賃金の90% 待期5日以後基金により1年に最高300日間まで ・ 費用負担：被保険者；月額45クローナ (基金により異なる) (費用の約23%) 使用者；賃金支払総額の1.586% (労働市場扶助制度の負担を含む) 政府；費用の約46% ②労働市場扶助制度 ・ 適用範囲：労働組合の制度に資格を取得できない被用者、16歳以上の就労予定者 ・ 主な受給要件：所得と資力調査、5ヵ月間の職業活動 ・ 給付内容：日額100クローナ 60~66歳無制限 55~59歳最高300日 55歳未満最高150日 ・ 費用負担：使用者；2/3、政府；1/3</p> <p>2. 労災保険 ・ 公営又は民間保険との強制契約 ・ 民間被用者・公務員を対象 ①療養補償給付 ・ 当初90日間は疾病保険、その後は労働災害保険より支給 ②休業補償給付 ・ 90日間は所得等級に応じて一定額を支給、その後賃金の100%支給 ・ 当初90日間は疾病保険、その後は労働災害保険より支給 ③障害補償給付 ・ 完全障害は100%の年金と常時介護加給 ・ 一部障害は障害度に比例した年金、50%を超える障害の場合付加障害年金も受給可 ④埋葬料 ・ 死亡した年の1月の基本額の30%</p>	<p>1. 医療保険 (1)適用対象 ・ 医療給付 全居住者 ・ 現金給付 一定以上の年収のある有業権得者及び主婦・主夫 (2)医療給付 (一部償還制) ・ 入院 無料 ・ 外来 60クローナの自己負担 ・ 歯科 3,000クローナまでの費用の40%、3,000クローナを超える費用の25%を自己負担 (3)傷病手当金 ・ 収入の90、80、70% ・ 治癒又は障害年金支給まで支給 (労働所得のある年金受給者は180日間) ・ 待期なし (4)両親手当 ・ 子供が生まれたとき養育のため父母のどちらかが仕事を休んだとき ・ 子供が8歳になるまでのうち18日間 ・ 12月間は稼得収入の90%、残り6月間は1日60クローナ (5)養育手当 ・ 12歳未満の子を養育するとき ・ 子1人につき年間90日間、収入の90%支給 (6)老人介護手当 ・ 極めて重い病気の者を在宅で介護する場合 ・ 近親者 (親しい友人、隣人を含む) に逸失所得の90%を最高30日まで支給</p> <p>2. 医療供給体制 ・ 県営を主とした公的病院中心主義</p>	<p>1. 老人福祉 ①施設入居 ・ 希望者の老人ホーム入居 ②施設サービス利用 ・ デイセンター 食堂、理髪、美容室、リハビリ室、作業室、談話室の設備利用 ③在宅サービス ・ 給食の戸口までの配達</p> <p>2. 母子福祉 ①妊婦、出産育児の援助 ・ 期間中の所得保障 ・ 期間中の医療サービス ②児童福祉 ・ 児童検診 ・ 保育所入所 ・ 応分の広さの住宅への入居 ・ ホームヘルパーの提供 ③教育福祉 ・ 授業料なし ・ 学業資金の給付</p> <p>3. 障害者福祉 (心身障害者) ・ 一般教育への編入 ・ 労働訓練 ・ 適職への斡旋 ・ 障害者用住宅の提供 ・ ホームヘルパーの提供 ・ リハビリの実施 ・ 補助具の支給</p>	<p>1. 児童手当 ・ 16歳未満の第1子から支給 ・ 多子加算制度 (第3子以降加算) ・ 所得要件なし</p> <p>2. 先払養育手当 (児童扶養手当) ・ 離婚家庭 (通常母子家庭) に国が一定の養育手当を支給し、養育費を負担すべき者 (通常は父親) に求償 ・ 児童の標準生活経費の概ね半額程度を支給</p> <p>3. 住宅手当 ①国民年金受給者への住宅手当 ・ 国民年金しか収入のない場合または収入があっても低額の場合 ②有子家庭の住宅手当 ・ 子供が17歳まで支給 ・ 所得要件あり ③低所得家族 (①と②以外) の住宅手当 ・ 所得要件あり</p>	<p>1. 経済援助 (公的扶助) ・ 最低生活費 ・ 収入要件</p>	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

を基に社会保障制度審議会事務局作成

3 医療

第391表 医療保障制度の国際比較

国名		日本('92年)		アメリカ合衆国('92年)	
制度の種類		社会保険方式		社会保険方式	
適用対象		全国民を対象 健康保険 民間企業の被用者とその家族 共済組合 公務員とその家族 国民健康保険 自営業者、農業従事者等		(全国民対象の公的医療保険制度はない) メディケア 65歳以上の者、障害年金受給者、慢性腎臓病患者等 但し、パートB任意加入 メディケイド 低所得者等	
制度名		政府管掌健康保険	国民健康保険	メディケア(高齢者健康保険)	
				パートA (入院保険)	パートB (補足的医療保険)
財	被保者	標準報酬月額4.1% (本則)+賞与等の0.3%	一世帯当り保険料調定額 149,000円 (91年度)	報酬の1.45% (現役世代のみ) 保険料納付	月31.80ドル
	使用者	標準報酬月額4.1% (本則)+賞与等の0.5%	—	報酬の1.45%	—
源	国庫負担	保険給付費の13.0% (老人保健拠出金の16.4%) 賞与等の0.2%	保険給付費の50%等	原則としてなし	老人1人当たり月89.80ドル 障害者1人当たり月129.8ドル

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第392表 主要国の国民医療費の推移

	日本				アメリカ合衆国			
	国民医療費		対GNP (GDP)	1人当り 医療費 (千円)	国民医療費		対GNP (GDP)	1人当り 医療費 (ドル)
	推計額 (億円)	指数			推計額 (10億ドル)	指数		
1970年	24,962	1.00	3.3	24.1	56.6	1.00	5.6	263.0
1975	64,779	2.60	4.3	57.9	100.4	1.77	6.3	446.8
1980	119,805	4.80	4.9	102.3	187.5	3.31	6.9	796.9
1985	160,159	6.42	4.9	132.3	314.1	5.55	7.8	1,270.6
1986	170,690	6.84	5.0	140.3	340.0	6.01	8.0	1,362.7
1987	180,759	7.24	5.1	147.8	372.6	6.58	8.2	1,479.7
1988	187,554	7.51	5.0	152.8	410.7	7.26	8.4	1,615.7
1989	197,290	7.90	4.9	160.1	453.4	8.01	8.7	1,764.2

- (注) 1 アメリカ：国民医療費にはナーシングホームを含めなかった。
 2 イギリス：イングランドのみの医療費である。
 (イングランド) この中には病院費用が大部分であるが、他に家庭医協会経営費と地方政府の保健サービスを含んでい
 3 フランス：予防的な医療・温泉療法・移送費・めがね等を除く。GDPを用いた。

(資料) 日 本：厚生省統計情報部「国民医療費」
 アメリカ：Health Care Financing Administration: Health Care Financing Review, Winter 1988
 イギリス(イングランド)：Department of Health and Social Security: Health and Personal Social Services
 フランス：Ministere Des Affaires sociales et la Solidarite Nationale: Comptes Nationaux de la Sante フラ

資料：厚生省大臣官房統計情報部「厚生統計要覧」

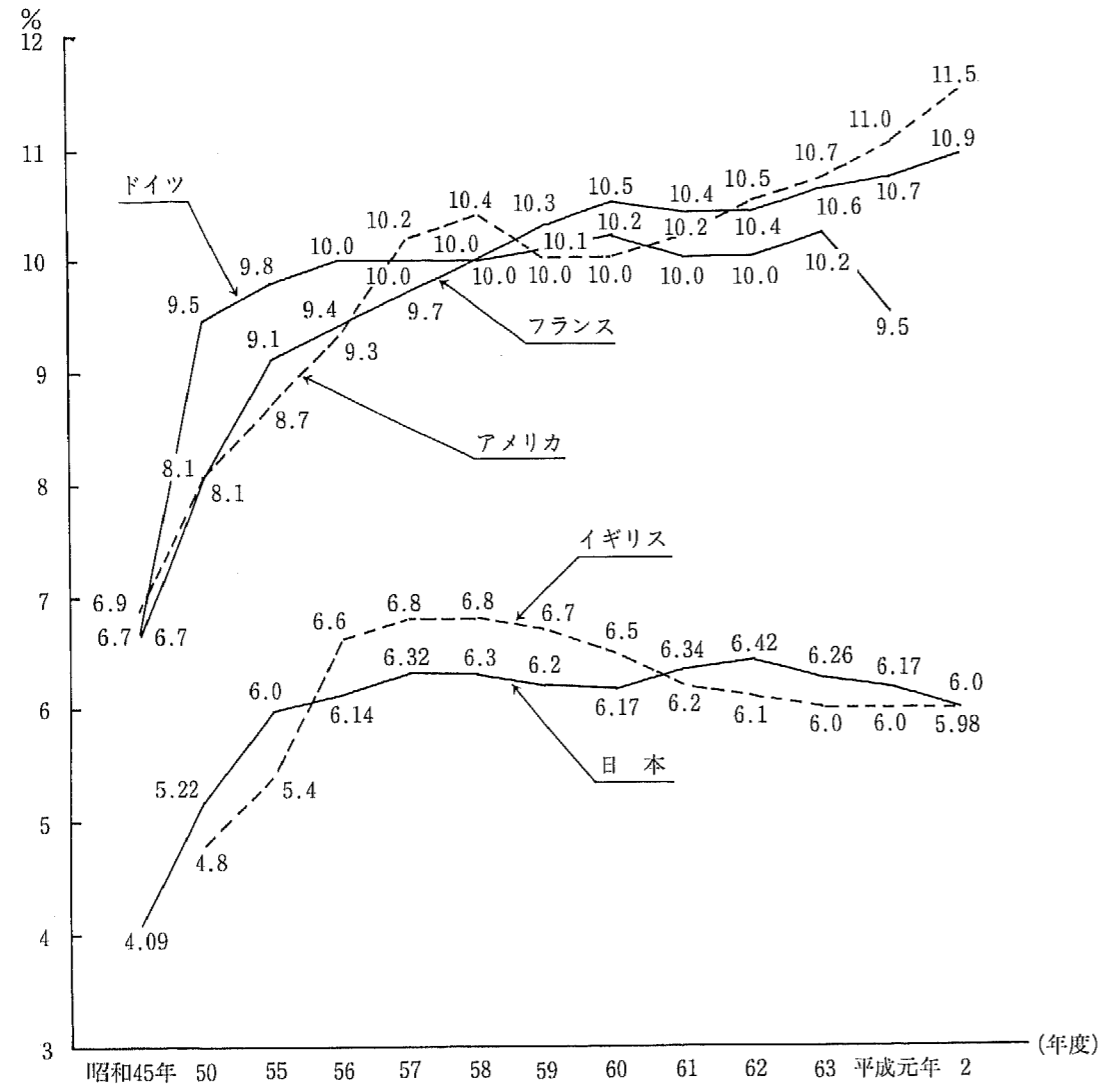
イギリス('92年)	ドイツ('91年)	フランス('91年)	スウェーデン('90年)	
保健サービス方式	社会保険方式	社会保険方式	保健サービス方式(入院給付) 社会保険方式(外来給付)	
全国民を対象 国民保健サービス(NHS)	全国民を対象 (但し加入義務免除・任意加入有) 一般疾病保険 年取61,200マルク以下(旧東独は43,000マルク以下)の被用者、年金受給者、学生等(上限年収を超える被用者は任意加入) 農業者疾病保険 自営農業従事者等	全国民を対象 一般制度 民間商工業の被用者、公務員 特別制度 鉱業労働者、船員等 その他の制度 農業従事者、自営業者等	全国民を対象 国民保健サービス(入院給付) 国民保険(外来給付)	
国民保健サービス(NHS)	一般疾病保険制度	一般制度	国民保健サービス(入院給付)	国民保険(外来給付)
なし	基本賃金の(平均)6.1%	総報酬の6.8%	なし	なし (自営業者は年収の9.6%)
なし	基本賃金の(平均)6.1%	総報酬の12.6%	なし	支払賃金総額の10.1%
国民保健サービス費用の約85%	原則としてなし	原則としてなし	全費用を地方公共団体と国で負担	健康保険費用の15%

イギリス(イングランドのみ)				フランス			
国民医療費			1人当り 医療費 (ポンド)	国民医療費			1人当り 医療費 (フラン)
推計額 (100万ポンド)	指数	対GNP (GDP)		推計額 (100万フラン)	指数	対GNP (GDP)	
1,414	1.00	...	30.8	39,582	1.00	5.0	779.7
3,950	2.79	...	84.6	87,880	2.22	6.0	1,664.8
8,937	6.32	...	191.0	183,303	4.63	6.6	3,420.9
13,038	9.92	...	276.7	348,840	8.81	7.5	6,323.0
14,060	9.94	...	297.5	376,673	9.52	7.5	6,799.9
15,559	11.00	...	328.2	395,613	9.99	7.4	7,111.5
17,388	12.30	...	365.8	429,070	10.8	7.5	7,678.0
18,878	13.35	...	395.9	466,597	11.8	7.6	8,308.4

る。イングランドのみのGNPはわからない。

Statistics for England 1989. edition
 ンスの人口は World Health Statistics を使用した。

第393表 国民医療費の対国民所得比の各国比較



(注) 1 医療費には、公的医療保障制度による医療給付のほか、患者負担による医療費も含まれる。
 2 日本及びイギリスは年度、他は暦年である。
 3 医療費の定義の差異により、諸外国の医療費と、日本の国民医療費との正確な比較は困難であるが、ここでは、日本の医療費の概念に近付けた形での推計を試みた。
 4 ドイツの数値は旧西ドイツの数値。
 5 イギリスの数値は、イングランドのみの数値。なお、イングランドの国民所得は公表されていないため、イギリスの国内総生産に対するイングランドの国内総生産の比率からイングランドの国民所得を推計した。

第394表 主要国の診療報酬支払方式

国名	開業医(診療所)	病院
日本	出来高払い 〔各診療行為についてそれぞれ評価を行い、個別に行った各診療行為の評価額の合計額を診療報酬として支払う方式〕	
ドイツ	総額請負方式(保険者が保険医協会に保険診療を一括して請負わせ、診療報酬の総額を一括して支払う。)	「患者1人1日当り入院料」として病院ごとに決定し(保険者との契約)定額を支払う。
イギリス	一般家庭医=登録人头払い制	病院はほとんどが国営で、そこで供給される医療サービスは国の一般財源(租税)で予算運営されている。
イタリア	登録人头報酬制	ほとんどの病院が州立で予算運営されている。
スウェーデン	国の一般財源(租税)で予算運営されている。	
フランス	出来高払い・償還制 (医療行為集と料金表により算出。)	公的病院…総枠予算制 私的病院…「患者1人1日当たり入院料」として病院ごとに決定し(保険者との契約)定額を支払う。
アメリカ (メディケア)	全国統一の診療報酬点数表に基づく出来高払い方式 (ただし、総枠規制があり、枠内に収まるよう1点単位を調整。)	DRG-PPS方式: 症候群別定額支払方式(入院患者の分類に従い、実際の入院日数や医療資源の多寡にかかわらず、あらかじめ定まった額を支払う。)

資料: 年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

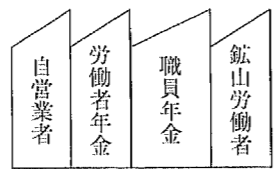
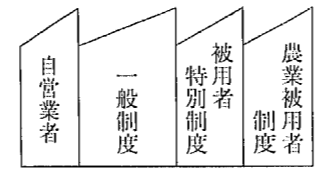
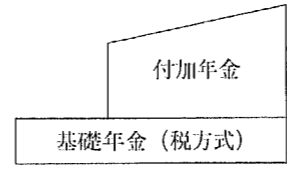
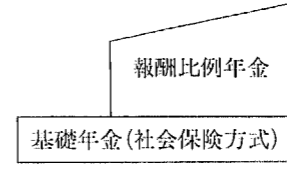
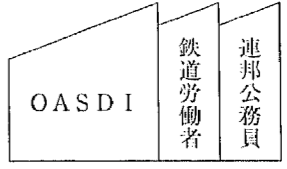
第395表 医師数等の国際比較

国名	医師数		病院数		病床数	
	実数	人口10万対	実数	人口万対	実数	人口万対
日本	千人				万床	
昭和30年(1955)	90	106	5,119	0.6	51	57
平成2年(1990)	212	171	10,096	0.8	168	136
アメリカ(1985)	535	222	5,808(1989)	0.2(1989)	101(1989)	41(1989)
フランス(1986)	132	239	3,793(1989)	0.7(1989)	71(1989)	126(1989)
スウェーデン(1985)	22	264	711(1980)	0.9(1980)	11(1986)	129(1986)

資料: 外国…厚生省調査
 : 日本…「医師・歯科医師・薬剤師調査」・「医療施設調査」

4 年 金

第396表 諸外国の公的年金制度の概要

	ド イ ツ	フ ラ ンス	スウェーデン	イギリス	アメリカ合衆国
制 度 体 系	労働者年金 職員年金 鉱山労働者を対象とする制度 自営業者を対象とする制度 	一般制度 被用者特別制度 農業被用者制度 自営業者を対象とする制度 	基礎年金 (AFP) 付加年金 (ATP) 部分年金 (DP) 	基礎年金 報酬比例年金 (SERPS) 	老齢遺族障害保険 (OASDI) 鉄道労働者を対象とする制度 連邦公務員を対象とする制度 
適 用	(被用者) ・一般労働者は労働者年金 ・事務職員は職員年金 ・鉱山労働者は特別制度 (自営業者) ・農業者等は特別制度 ・芸術家等は労働者年金または職員年金 ・その他の者は労働者年金または職員年金に任意加入	(被用者) ・一般被用者は一般制度 ・公務員、船員等は特別制度 (自営業者) ・職種に応じた特別制度	・全国民が基礎年金に加入 ・一定額 (年32,200クローネ) 以上の所得のある者は付加年金に加入	(被用者) ・一定額 (週46ポンド) 以上の者は基礎年金と報酬比例年金 (自営業者) ・一定額 (年2,600ポンド) 以上の者は基礎年金 (無業者・低所得者) 基礎年金に任意加入	(被用者) ・一般被用者は老齢遺族障害保険 ・鉄道労働者は特別制度 ・連邦公務員は特別制度 (自営業者) ・一定額以上の所得がある者は老齢遺族障害保険
費 用 負 担	<労働者年金・職員年金> ・保険料率 17.7% (労使折半) ・拠出対象となる報酬 上限 年78,000マルク ・国庫負担 (1989年実績) 年間給付費の約17% (1992年以降、年間給付費の19.5%程度を維持)	<一般制度> ・保険料率 (事業主 被用者) 16.45% (9.8% 6.65%) ・拠出の対象となる報酬 上限 年137,760フラン (平均) ・国庫負担 原則としてなし	<基礎年金> ・保険料率 7.45% (被用者は全額事業主負担) ・拠出の対象となる報酬 総報酬 ・国庫負担 (1989年実績) 年間給付費の約12% <付加年金> ・保険料率 13.0% (被用者は全額事業主負担) ・拠出の対象となる報酬 下限 年32,200クローネ ・国庫負担 なし <部分年金> ・保険料率 0.5% (被用者は全額事業主負担) ・国庫負担 なし	<基礎年金・報酬比例年金> ・保険料 (被用者) 本人負担 週52ポンドまでの所得の2.00% 週52-390ポンドの所得の9.00% 事業主負担 収入 (週) 52~85ポンド 4.60% 85~130ポンド 6.60% 130~185ポンド 8.60% 185ポンド~ 10.40% (自営業者) 週5.15ポンド 年間所得 (5,900~20,280ポンド) の6.3% ・国庫負担 なし	<老齢遺族障害保険> ・保険料率 (被用者) 12.4% (労使折半) (自営業者) 12.4% ・拠出の対象となる報酬 上限 年 53,400ドル 下限 四半期 540ドル ・国庫負担 原則としてなし

(注) 年金額、保険料等の数値は、年次の指定がない場合は全て1991年のものである。
 資料：社会保障制度審議会事務局年金数理部会担当調

	ドイツ	フランス
老 齢 年 金 支 給 要 件	<労働者年金・職員年金> ・ 拠出期間5年以上	<一般制度> ・ 拠出期間1四半期(3か月)以上
年 金 額 算 定 方 法	<労働者年金・職員年金> 個人報酬点数*×年金種別係数**×年金価額*** * 雇用期間中の全被保険者の平均賃金に対する賃金の比の合計に給付率を乗じた値 ** 老齢年金を基準とする各種年金の支給率 *** 全被保険者の平均賃金で保険料を1年間拠出した場合の老齢年金の単価(上式は1992年より適用) 加給 なし	<一般制度> {最高10年間の再評価後の平均賃金}×給付率*×(拠出期間(四半期ベース)÷150) * 給付率は支給開始年齢と拠出期間により25%~50% 加給 妻(65歳以上):4,000フラン 子(3子以上):年金額の10%
支 給 開 始 年 齢	65歳 {63歳(女60歳)の特例があるが、2006年(2012年)までに段階的に廃止}	60歳
繰 上 げ ・ 繰 下 げ 支 給	繰下げ支給:増額率年7.2% {支給開始年齢の引上げに伴い62歳から繰上げ支給:減額率年3.6%}	繰下げ特例:150四半期に満たない者が1年繰下げることにより拠出期間が10%増(最大150四半期)
在 職 受 給 者 の 取 扱 い	{支給開始年齢の引上げに伴い部分年金制度を実施 支給率は所得に応じ、2/3、1/2、1/3の3通り}	60歳以上で150四半期以上の期間のある者が部分就労となった場合、減少労働時間に伴う所得の65%~70%を支給
年 金 額 改 定 方 式	賃金上昇率に基づき改定(7月実施) {1992年以降は可処分所得の上昇率で改定}	賃金上昇の見通しに基づき改定(1月と7月に実施)

(注) 年金額、保険料率等の数値は、年次の指定がない場合は全て1991年のものである。

第397表 公的老年年金のみ受給者の課税最低限の国際比較 (夫婦世帯の場合)

日 本	一 般 の 給 与 所 得 者			
	イギリス	ドイツ	フランス	
千円	千円	千円	千円	千円
3,218	1,928	1,547 {5,815 ポンド}	4,408 {48,983 マルク}	2,241 {83,001 フラン}

(注) 年金受給者の年齢が65歳以上であり、公的老年年金のみを有する場合である。

資料:年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

スウェーデン	イギリス	アメリカ合衆国
<基礎年金> ・ 国内居住のスウェーデン市民 ・ 5年間以上居住の外国人 <付加年金> ・ 拠出期間3年以上	<基礎年金> 下限所得の52倍以上の所得に応じた拠出期間が有効拠出年数の4分の1以上	<老齢遺族障害保険> ・ 拠出期間6四半期以上
<基礎年金> 単身 基礎額×96% 夫婦 基礎額×157% 基礎額:32,200クローネ 子(16歳未満)への加給: 基礎額の25% <付加年金> {最高15年間の平均年金ポイント}×基礎額×60%×{加入年数/30}	<基礎年金> 単身 週52.0ポンド(満額) 夫婦 週83.25ポンド(満額) <報酬比例年金> {再評価後賃金-最終年の拠出対象報酬下限}×1.25%×加入年数(20年上限) 被扶養者加算 妻 週31.25ポンド 子 週10.7ポンド	<老齢遺族障害保険> 老齢年金基本年金額= {平均賃金月額370ドルまでの分}×0.9+{370ドル~2,230ドルの分}×0.32+{2,230ドル以上の分}×0.15 被扶養者給付 配偶者(65歳以上) 基本年金額の50% 子(18歳未満) 基本年金額の50%
65歳	男 65歳 女 60歳	65歳 (2027年までに段階的に67歳に引上げ)
繰上げ支給:減額率年6.0% 繰下げ支給:増額率年7.2% (60歳から69歳までの間)	繰上げ支給:なし 繰下げ支給:増額率年7.4% (69歳までの間)	繰上げ支給:減額率年6.7% 繰下げ支給:増額率年3% (62歳から69歳までの間)
<部分年金> 60~64歳の者が部分就労となった場合、労働時間減少に伴う所得の65%を支給	なし	65歳未満:7,080ドルを超える2ドルの所得につき1ドル減額 65~69歳:9,720ドルを超える3ドルの所得につき1ドル減額
消費者物価上昇率に基づき基礎額を改定(3%以上の変動があった場合)(1月実施)	消費者物価上昇率に基づき改定(4月実施)	第3四半期の消費者物価上昇率で改定(3%以上の変動)(1月実施) 資産準備率が20%未満の場合は消費者物価又は賃金上昇率のいずれか低い方で改定

第398表 主要国における公的年金に対する税制の概要

区 分	保 険 料 (被保険者)	年 金 給 付
日 本	所得から控除される(全額)	老齢……………課税 障害・遺族……………非課税
ド イ ツ	〃 (限度あり)	課 税
フ ラ ン ス	〃 (全額)	課 税
イ ギ リ ス	所得から全く控除されない (自営業者負担分は一部控除される)	老齢・遺族……………課 税 障害……………非課税
ア メ リ カ	所得から全く控除されない	非課税(限度あり)

(注) 事業主負担の保険料はいずれの国においても損算入されている。

資料:年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

5 福祉・社会手当等

第399表 世界6か国の福祉行政体系

国名	日本	アメリカ	イギリス	フランス	西ドイツ	スウェーデン	
主要な福祉立法	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法（'47） ・身体障害者福祉法（'49） ・生活保護法（'50） ・社会福祉事業法（'51） ・精神薄弱者福祉法（'60） ・老人福祉法（'63） ・母子及び寡婦福祉法（'64） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障法（'35） ・老人福祉法（'65） ・リハビリテーション法（'73） ・障害者保護法（'90） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保健サービス法（'46） ・国民扶助法（'48） ・地方福祉サービス法（'70） (Local Authority Social Services Act) ・児童保護法（'80） ・社会保障法（'89） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障法典（'56） ・家族及び社会扶助法典（'56） ・障害者福祉法基本法（'75） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会扶助法（'61） ・青少年福祉法（'53、'70） ・施設法（'74） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会サービス（'82） (Social Tjänst Lag) 	
国と地方の関係	法令に基づき、都道府県及び市町村の各種福祉施策が大部分実施されているが、地方自治体の独自プログラムも少なくない。	社会保険の一部を連邦が担当するが、他は連邦が州に補助金を出し、州・カウンティごとのプログラムを実施している。	'70年代以降、国が所得保障・保健医療を担当し、対人福祉サービスは地方自治体の責任により実施されている。	伝統的な集権的中央制度が変容しつつも、行政サービスの大部分は県が執行し、最も身近な行政のみ市町村が担当している。	市町村が（連合や事務組合も含めて）福祉事業の実施責任を負い、郡が老人ホーム等の整備など市町村行政をこえる業務を行う。国及び州は財政的裏付けをしている。	国は年金・児童手当・医療保健等を実施し、県は医療等を実施するのに対し、市町村は公的扶助を含めて社会福祉全般の責任をもっている。	
行政機構	国	厚生省	保健ヒューマンサービス省 (Department of Health and Human Services)	保健社会保障省 (Department of Health and Social Security)	社会問題及び雇用省 (Ministere des Affaires Sociales et de l'emploi)	連邦青少年家庭保健省 連邦労働社会省	社会省 (Social Department) 社会庁 (Social Styrelsen)
	州・県	都道府県福祉部局	State Units on Aging 等	Non-Metropolitan Country-Council 【GLC, MCC は廃止】	州 (Région) 衛生・社会問題局 県 (Départments) 衛生・社会問題局	州 (Land) 社会省 県 (Regierungsbezirk) 郡 (Kreisverwaltung)	県 (Län) 議会 県行政庁
	基礎自治体	市町村 (福祉部等) 〔市福祉事務所又は郡部福祉事務所〕	郡 (County) 等 〔郡社会福祉事務所等 (Social Welfare Office)〕	郡市区 (District) 〔Metropolitan Non-Metropolitan〕	市町村 (communes) 〔社会扶助事務所 (bureaud aide sociale)〕	市町村 (Gemeinde)	市町村 (Kommune) 社会福祉委員会 〔市町村福祉事務所 (Social Förvaltningen)〕
自治体レベルの福祉施策	保育所等については市町村が実施しており、公的扶助や身障・老人分野では県が設置する郡部福祉事務所が措置している。	州の福祉施策を実施する他に、一般扶助 (GA) 等の独自プログラムを行っており、郡福祉事務所等が設置されている。	児童青少年福祉・老人障害者施設・保健サービス及び民間福祉団体支援を各ディストリクトの福祉サービス部 (Department of Social Services) が行っている。	市町村単位に設置される社会扶助事務所 (bureaud'aide sociale) と市町村社会事業センターを中心に各種施策が講じられている。社会福祉施設の設置運営も同様。	郡ないし独立市は社会福祉事務所を設け、公的扶助及び福祉サービスの事務を行い、市町村が日常的な福祉サービスの実施を行う。	公的扶助、各種福祉サービスを市町村福祉事務所が実施している。	
民間団体の役割	社会福祉法人という特別な法人により各種福祉サービス・社協・共済が担われており、また近年ボランティア団体・民間助成団体が活発化している。	United Way, VISTA 等の巨大な民間福祉団体を持ち、各種ボランティア活動が活発である他、POSC (Purchase of Service Contracting) で民間事業が対人福祉サービスの大部分を担っている。また福祉産業が最も発達している。	巨大な民間財団 (CAP) 等の他、各種の民間福祉団体が多数存在し、その全国団体として NCVD (全国民間団体協議会) がある。	4万2,500団体 (全団体の16%) が保健・福祉活動に従事し、施設収容人員の約半数は民間非営利団体の設置による。	6つの巨大な民間福祉団体が福祉サービスを担い、公私福祉連盟が主導権をもっている場合も少なくなく、行政は方向及び財源裏付けに責任をもつ。	各種の自助団体が組織されているが、他の欧米諸国で見られる民間福祉団体は発達せず、生協、労組の組織化が進んでいる (逆にいえば市民参加型の地方分権的行政サービスが最も発達している。)	

資料：京極高宣著「現代福祉学の構図」(中央法規出版)

第400表 各国のソーシャルワーカー資格制度一覧

国名	日本	旧西ドイツ	スウェーデン
当該資格の名称	社会福祉士	ゾチアルアルバイター (Sozialarbeiter) ゾチアルベダゴージェ (Sozialpädagoge)	ソシオノーム (Socionom)
法的地位とその内容	国家資格制度 名称独占	ゾチアルアルバイターは州レベルの国家資格制度 名称独占 (文部教育関係は州が法律的な高権をもつ)	称号
養成コースおよび資格取得方法	国家試験	専門単科大学・総合大学における当該4年課程を修了したもの 課程修了試験をもって資格授与し、国家認定(統一試験はなし)	社会単科大学で3~3.5年の課程を修了したもの。修了証が称号として通用し、任用資格化している。
主たる活動分野、該当職種	公私の社会福祉施設職員等	ゾチアルアルバイター 公的相談援助機関職員、社会事務所のワーカー、ソーシャルステーションのワーカー、公私の社会施設の施設長や指導員、医療機関ソーシャルワーカー、民間福祉団体の指導的職員 ゾチアルベダゴージェ 公私の児童福祉施設、教育施設の指導職員	福祉事務所のソーシャルワーカー・ソーシャルセクレタリー、刑事施設等のワーカー、医療ソーシャルワーカー、学校ソーシャルワーカー

資料：厚生省社会局庶務課調

イギリス	フランス	アメリカ合衆国
CQSW (ソーシャルワーカー資格認定) (Certificate of Qualification in Social Work) 一般にはソーシャルワーカーと呼ばれる	アシスタント・ソシアルないし、アシスタン・ド・セルビス・ソシアル (assistante sociale, assistant de service social)	認定ソーシャルワーカー (certified social worker) ただし、BSW、MSW、ACSW、州による資格、CSW 登録などがある。
国家資格 (CCETSW 中央ソーシャルワーク教育訓練協会) の認定したコースの修了による資格付与認定)	国家資格 名称独占 (家族・社会扶助法で規定)	・ BSW、MSW は CSWE の認めるコース修了による学位資格で名称独占 ・ ACSW は民間認定資格 ・ 各州による登録、認定、免許などによる州資格 ・ CSW は民間登録資格 (民間認定、登録資格は全米ソーシャルワーカー協会による)
大学学部・大学院等の1年~4年各種の課程 ポリテクニク (高等専門学校) 等の2年~3年各種課程 (CCETSW は資格取得後の研修も行う) 認定コースの修了をもって資格付与 (統一試験はなし)	専門養成校・大学の3年コース (カリキュラムの内容は国家の認可・統制を受ける) 全国統一国家試験による (ただし養成校等での実習の口述発表や内点が全体の3/4の点数を構成) (養成校への入学については家族ワーカー、看護婦等の職業資格を持つものも入学可能)	・ BSW、MSW は学部、および大学院修士課程の修了により学位取得 ・ ACSW、州資格、CSW 登録は特に養成制度はないが、現場で一定年限スーパーバイズを受けることが必要条件 ・ ACSW は資格認定試験を全米協会がおこなう
地方自治体ソーシャルサービス部ソーシャルワーカー 公的入所施設、デイケアのソーシャルワーカー 民間福祉団体指導職員 保護観察ケースワーカー 地方自治体の教育サービスワーカー 医療ソーシャルワーカー	福祉事務所、病院、学校、社会保険機関等の行政機関等におけるソーシャルワーカー、家族援助ワーカー、医療ソーシャルワーカー、企業内援助ワーカー 介護補助職は医療従事者に分類され、病院や在宅看護にワーカー	衣料ソーシャルワーカー、民間福祉団体指導員、地方行政福祉部門職員、学校ソーシャルワーカー、個人開業ソーシャルワーカー

第401表 各国のケアワーカーの資格制度一覧

国名	日本	旧西ドイツ	スウェーデン
当該資格の名称	介護福祉士	老人介護士 (Altenpfleger) 家事・家政援助者 (Haus-Familienpflegerin) * (寮母は Wirtschafterin)	ホームメーカー (hemvardarinna) ホームサマリット (hemsamarit) ヘルパーリーダー
法的地位とその内容	国家資格制度 名称独占	老人介護士は州レベルの国家資格制度 名称独占 (文部教育関係は州が法的な高権をもつ)	
養成コースおよび資格取得方法	高校等卒+養成施設2年 高校等卒+福祉系大学等卒+養成施設1年 実務経験3年 or それに準ずる者+国家試験 介護に係る技能検定	老人介護士は2年間の介護士養成施設で所定の単位を取得。養成施設は州の文部省ないし社会省の管轄。18歳以上が入学年齢。 家事・家政援助者は中等教育課程後の専門学校で、2年課程。 学校修了をもって資格授与し、国家認定	ホームメーカーは6か月の義務コース ホームサマリットは160時間研修 ヘルパーリーダーは140時間の義務研修 ホームメーカーとヘルパーリーダーはコース修了をもって資格付与
主たる活動分野、該当職種	公私の社会福祉施設の寮母 公私のホームヘルパー等	老人介護士は施設・在宅を問わず高齢者の介護の専門職 家事・家政介護者はホームヘルパー	ホームメーカーは子育てを中心に家政全般を代行 ホームサマリットは老人・障害者の在宅ケア

資料：厚生省社会局庶務課調

イギリス	フランス	アメリカ合衆国
CSS(ソーシャルサービス認定) (Certificate in Social Service) PCSC(ソーシャルケア初級) (Preliminary Certificate in Social Care) ICSC(ソーシャルケア従事者コース) (In-service Courses in Social Care)	家族ワーカー (Travaileuse familiale) 医療・心理補助職 (aide medico-psychologique) 介護補助職 (aide soignant)	ソーシャルサービスエイド
CSS、PCSC、ICSCは認定コースの修了による資格付与 (ソーシャルワーク教育訓練中央協議会認定)	家族ワーカーはB、E、Pないし場合によりC、A、Pによる適性証明によって養成施設入学。 医療・心理補助員はB、E、PないしC、A、P資格で入学、介護補助職はB、E、PないしC、A、P資格で養成施設に入学。 (なお、B、E、P、C、A、P資格とは職業適性資格で職訓資格である)	
CSS は現在従事している者を対象にした研修コース PCSC は学生のための全日制の2年課程 ICSC は従事者向けのパートタイム研修240時間 認定コースの修了をもって資格付与	家族ワーカーは8か月の養成(プラス試験プラス1年の経験) 医療・心理補助職は2年間のパートタイム(現任)養成課程 介護補助職は看護婦学校の中に設置された1年制養成課程 資格取得方法については上記のとおり	
CSS はホームヘルプオーガナイザー、ケアサービスのマネージャー PCSC は児童福祉施設の保育者、成人施設のケアワーカー ICSC は入所施設やデイサービスのケアワーカー	家族ワーカーは相談業務もおこなう総合的なホームヘルパー 医療・心理補助職は重度障害児者および老人のケアワーカー 介護補助職は医療従事者に分類され、病院や在宅看護、老人ホームのワーカー	

第402表 主要国の児童手当制度

国名	ドイツ [児童手当]	スウェーデン [児童手当]
発足及び改正経過	1955年創設（第3子以降対象） 1961年改正（第2子以降対象） 1975年改正 ・第1子以降全児童対象 ・児童扶養控除の廃止 （→1983年復活） 1986年改正 ・児童扶養控除の引上げ ・低所得者への手当加算	1948年発足 「児童手当法」 1974年改正 申請主義廃止 一定要件該当者に自動的給付 1982年 「多子加算」実施 1983年 「延長手当・奨学手当」実施
支給対象児童	第1子から ----- 16歳未満のすべての児童 （学生は27歳未満 失業者は21歳未満）	第1子から ----- 16歳未満児童（義務教育終了前） （学生は20歳まで 「奨学手当」／「延長手当」）
支給月額	[1992年] 第1子 70マルク [5,683円] 第2子 130 [10,553円] 第3子 220 [17,860円] 第4子～ 240 [19,483円] *低所得世帯には別途加算。	[1992年] 第1子 750クローネ [16,703円] 第2子 750 [16,703円] 第3子 1125 [25,054円] 第4子 1500 [33,405円] 第5子～ 1875 [41,756円]
所得制限	第2子以降、所得により段階的に減額 （1983年～） 所得に無関係に支給される額 第2子 70マルク [5,683円] 第3子以降 140 [11,365円]	なし
財源	全額国庫負担	全額国庫負担
運営	政府	政府

(注) 1 手当額の定め方には、それぞれの児童に着目するもの（ドイツ、イギリス、日本）、扶養する児童数に着目するもの
なおイギリスでは週単位で手当額を定めており、365÷(12×7)を乗じて算出した。

2 換算レートはIMF "International Financial Statistics" による1991年平均値

1マルク=¥81.18 1クローネ=¥22.27 1ポンド=¥238.36 1フラン=¥23.88

資料：厚生省児童家庭局児童手当課調

イギリス [児童給付]	フランス [家族手当]	日本 [児童手当]
1946年発足 「家族手当法」 （第2子以降対象） 1975年 「児童給付法」制定 （第1子以降対象） 児童扶養控除の廃止と 家族手当との統合	1932年発足 「家族手当法」 1946年 「社会保障法典」公布 家族手当制度に関する法体系の整備 ／現行制度の基本的枠組み	1972年発足（第3子以降対象） 1982年改正（特例給付） 1985年改正（第2子以降対象） 1991年改正（第1子以降対象）
第1子から ----- 16歳未満の児童 （全日制教育を受けている） 場合は19歳未満	第2子から ----- 16歳未満児童（義務教育終了前） （学生等は20歳未満）	第1子から ----- 3歳未満 （1994年1月まで経過措置）
[1992年] 第1子 41.93ポンド [9,994円] （週9.65ポンド） 第2子～ 33.89ポンド [8,078円] （週7.80ポンド）	[1992年] 算定基礎月額 1974.55フラン（7月） 第2子 32% (632 F) [15,092円] 第3子～ 41% (810 F) [19,343円] 「割増給付」 10～14歳 9% (178 F) 増 [4,251円] 15歳以上 16% (316 F) 増 [7,546円]	[1992年] 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子～ 10,000円
なし	なし	一定の所得（4人世帯の場合で年収 358.9万円）以上の者には支給しない。 [被用者については一定所得（4人 世帯の場合で年収625.0万円）未満 の者には、特例給付を支給。]
全額国庫負担	〔事業主拠出（支払賃金の5.4%） 自営業主拠出（所得の5.4%） 一般社会拠出金（税率1.1%）から 繰入れ（1991年から）	被用者 事業主7/10 国 2/10：地方1/10 非被用者 国 4/6：地方2/6 [特例給付分 全額事業主負担]
政府	家族手当金庫	政府

(フランス、スウェーデン)がある。

6 労働

第403表 主要国失業者数及び失業率

(単位 万人・%)

年	日本		アメリカ		イギリス ^(注1)		ドイツ ^(注2) (登録) (旧西ドイツ地域)		フランス ^(注2) (登録)	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
1975	100	1.9	793	8.3	80	3.1	107	4.7	84	—
1978	124	2.2	620	6.0	114	4.3	99	4.3	117	—
1979	117	2.1	614	5.8	106	4.0	88	3.8	135	—
1980	114	2.0	764	7.0	137	5.1	89	3.8	145	6.4
1981	126	2.2	827	7.5	217	8.1	127	5.5	177	7.8
1982	136	2.4	1,068	9.5	255	9.5	183	7.5	201	8.9
1983	156	2.6	1,072	9.5	279	10.5	226	9.1	204	8.9
1984	161	2.7	854	7.4	292	10.7	227	9.1	231	9.9
1985	156	2.6	831	7.1	304	11.0	230	9.3	240	10.2
1986	167	2.8	824	6.9	311	11.2	223	9.0	252	10.4
1987	173	2.8	743	6.1	282	10.1	223	8.9	262	10.5
1988	155	2.5	670	5.4	229	8.1	224	8.7	256	10.1
1989	142	2.3	653	5.2	179	6.4	204	7.9	253	9.5
1990	134	2.1	687	5.5	166	5.8	188	7.2	259	8.9
1991	136	2.1	843	6.8	229	8.1	169	6.3	271	9.4

(注) 1) 失業給付等申請者、88年以降失業者から18歳未満の者を除く。
2) 職業安定機関に登録している失業者

(資料) 日本：総務庁統計局「労働力調査」

アメリカ：労働省「Employment and Earnings」

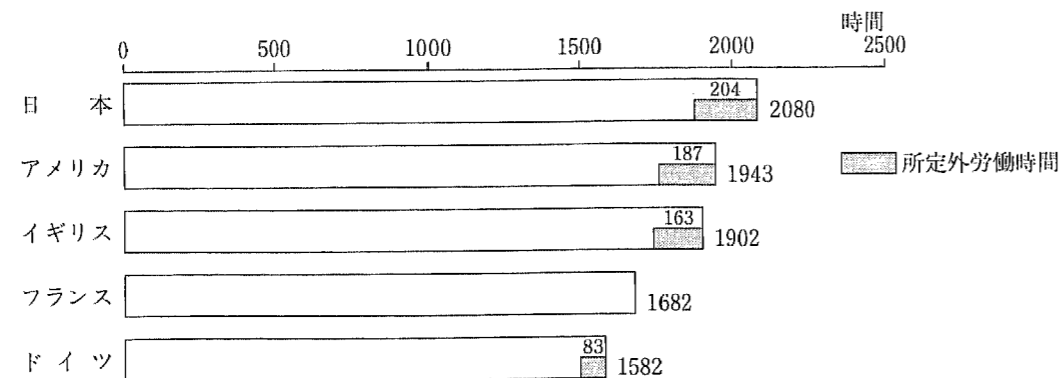
イギリス：労働省「Employment Gazette」

西ドイツ：連邦統計局「Wirtschaft und Statistik」

フランス：労働・雇用・職業訓練省「Statistiques du Travail」

資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第404表 年間総実労働時間の国際比較 (製造業生産労働者、1991年)



資料出所 EC及び各国資料、労働省労働基準局賃金時間部労働時間課推計

(注) フランスの所定外労働時間は不明である。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第405表 ILO労働統計報告による週当たり労働時間 (製造業)

(単位 時間)

年	日本 ^(注1)	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
1980	41.2	39.7	42.3	41.6	40.7
1981	41.0	39.8	41.2	41.1	40.3
1982	40.8	38.9	41.3	40.7	39.3
1983	41.1	40.1	43.5	40.5	38.9
1984	41.7	40.7	43.5	41.0	38.7
1985	41.4	40.5	43.7	40.7	38.6
1986	41.1	40.7	43.7	40.4	38.7
1987	41.3	41.0	44.8	40.1	38.7
1988	41.8	41.1	44.5	40.0	38.8
1989	41.4	41.0	44.5	39.9	38.6
1990	40.8	40.8	44.3	39.5	38.7
1991	40.0	40.7	42.9	39.2	38.7

①定義	実労働時間	支払労働時間 ^(注2)	実労働時間	支払労働時間 ^(注2)	予定労働時間 ^(注3)
②対象	常用労働者男女計	生産労働者男女計	成人賃金率適用生産労働者男女計	生産労働者男女計	生産労働者男女計
③期間	毎月月間	毎月の特定週	4月のフル ^(注4) 労働週	1,4,7,10月を含む給与支払対象期間	3,6,9,12月の ^(注4) 最後のフル労働週
④基礎データ	事業所の賃金台帳	同 左	1%抽出調査	同 左	事業所の就業予定表
⑤調査方法	事業所調査	同 左	個別調査	事業所調査	同 左
⑥事業所規模	30人以上	全規模	全規模	10人以上	10人以上

(注) 1) 常用労働者 (生産労働者、管理事務労働者) の年間平均月当り

総実労働時間に $\frac{12}{52}$ (年間月数/年間週数) を乗じて算出

2) 支払労働時間とは、実労働時間のほかに、実際に就業しないが、賃金の支払われた時間 (有給休暇、有効特定休日等) を含む

3) 予定労働時間とは、原則として主要な労働者グループに事業所側から提示した就業予定時間

4) 祝祭日等の特定休日を含まない週 (full work week)

資料 ILO「Year Book of Labour Statistics 1992」

「Employment Gazette」

資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第406表 労働費用の国際比較

(i) 賃金の国際比較（製造業、生産労働者）

項目	日本	アメリカ	ドイツ (旧西ドイツ地域)
1990年実労働時間当り賃金	1,555 円	11.66ドル	27.00マルク
1990年平均為替レートで換算	1,555 円	1,688 円 (109)	2,419 円 (156)
1990年購買力平価で換算	1,555 円	2,239 円 (144)	2,292 円 (147)
1990年年間賃金総額	3,303千円	22,714ドル	43,146千円
1990年平均為替レートで換算	3,303千円 (100)	3,289千円 (100)	3,866千円 (117)
1990年購買力平価で換算	3,303千円 (100)	4,361千円 (132)	3,663千円 (111)
1990年為替レート	—	144.79円/ドル	89.60円/マルク

(ii) 労働費用の国際比較（製造業、生産労働者）

項目	日本	アメリカ	ドイツ (旧西ドイツ地域)
1990年実労働時間当たり労働費用	1,858円	14.83ドル	35.29マルク
1990年平均為替レートで換算	1,858円 (100)	2,147円 (116)	3,162円 (170)

(注) 1 実労働時間当り賃金に関しては、
日本は労働省「毎月勤労統計調査報告」により推計、規模5人以上
アメリカはアメリカ労働省「Employer Costs for Employee Compensation」による。全規模
西ドイツは EC "Labour Costs 1984" をベースとして、公表数値により1990年に延長推計、規模10人以上
2 労働費用に関しては、
日本は実労働時間当り賃金を労働省「賃金労働時間制度等総合調査報告」による製造業全労働者（30人以上規模）の労働費用中現金給与総額の割合で割って算出
アメリカ、ドイツは、EC「Labour Costs」1988年を用い、公表賃金の伸び率を用いて算出
3 1989年平均為替レートは IMF による
4 () 内は日本=100とした格差
5 購買力平価は1985年の OECD による民間消費支出の購買力平価を、その後の各国の消費者物価指数の変化率を用いて延長した推計値（経済企画庁）
(資料)：労働大臣官房政策調査部推計
資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第407表 諸外国の育児休業制度について

国名	スウェーデン	ドイツ	フランス	イタリア	デンマーク	日本
対象者	男女労働者 実親、養親、継親、監護者	男女労働者 実親、養親、継親、子の扶養権を引き受けた者	男女労働者 実親、養親	女子労働者 実親、養親、監護者 母親の権利放棄等の場合、父親	男女労働者 実親、養親	男女労働者 実親、養親
期間・形態	・1歳半まで全日休暇 ・8歳又は小学校1年生終了まで労働時間短縮	1歳半まで全日休暇	子が3歳になるまで原則1年、全日休暇又は半日労働 最長3年まで延長2回可能	・産後3ヶ月から1年までの間に6ヶ月全日休暇	産後15週目から24週目まで全日休暇	1歳まで全日休業、勤務時間の短縮等
雇用・不利益取扱い	休業取得、請求を理由とする解雇及び不利益取扱の禁止	休業期間中解雇禁止	規定なし	満1歳に達するまで解雇禁止	休業取得又は請求を理由とする解雇禁止	休業の申出、取得を理由とする解雇禁止
復職	以前と同程度の職に復帰できる	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる	以前と同程度の職に復帰できる	以前と同じ職に復帰できる	規定なし
給与	無給	無給	無給	無給	・原則無給 ・一部の女子労働者は有給	無給
対象者	育児休業取得者に限らず、自営業者、専業主婦も対象	育児休業取得者に限らず、自営業者、専業主婦も対象	育児休業取得者に限らず、自営業者、専業主婦も対象で等3子以上に支給	育児休業取得者	育児休業取得者に限らず、自営業者等も対象	規定なし
休業期間	子が8歳又は小学校1年生を終了するまで450日間	産後18ヶ月まで	最長3年	・産後3ヶ月から1年までの間の6ヶ月 ・3歳未満の養子を引き取ってから1年の間に6ヶ月	産後15週目から24週目まで	—
期間中の手当	・継続して240日間1日60クロネを超える収入があった者は、最初の360日間収入の90%、その後90日間は1日60クロネ ・それ以外の者1日60クロネ ・労働時間短縮の場合、短縮した時間に比例	産後6ヶ月まで月600マルク それ以後、収入に応じて減額	家族手当の算定基礎日額の142.57% (1990.7現在2,671フラン) 半日労働の場合、半額	賃金の30%	・休暇開始前4週間の平均賃金の90% (限度額あり) ・一部の女子に対しては使用者は、最高5ヶ月間平均賃金の50%支給義務	—
費用負担	使用者 85% 国庫 15%	全額国庫負担	使用者と自営業者負担	使用者の業種に応じて賃金の0.20~0.53%の拠出金	全額国庫負担	—
支払制度	国民保険制度の一部	各州の管轄機関	家族手当基金	疾病保険制度の一部	社会保険制度の一部	—

資料：労働省婦人局の資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

7 国際協力

第408表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移

(単位：%)

国名	1982年	1984	1986	1988	1989	1990	1991	1992
アメリカ	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00
日本	9.42	10.14	10.13	10.64	10.64	11.17	11.17	11.16
旧ソ連	12.73	12.00	10.34	10.01	10.01	9.80	9.80	9.80
ドイツ	8.17	8.39	8.38	8.10	8.10	7.93	7.93	9.18
フランス	6.15	6.39	6.39	6.25	6.25	6.13	6.13	6.13
イギリス	4.38	4.59	4.58	4.77	4.77	4.77	4.77	4.77

(注) 1 1984年まで旧ソ連は白ロシアとウクライナの分担金を含む。
2 ドイツの分担率は、1991年までは旧西ドイツの数値である。

資料：厚生省大臣官房国際課調

第409表 厚生省の協力した保健福祉協力研修員受入数・専門家派遣数の推移

(単位：人)

内容	昭和62年 (1987)	63 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
研修員受入 (計)	433	597	609	606	614
国際協力事業団 (JICA)	259	415	425	423	436
世界保健機関 (WHO)	86	83	81	61	52
国際厚生事業団 (JICWELS) 他	88	99	103	122	126
専門家派遣 (計)	190	235	223	262	256
国際協力事業団 (JICA)	179	222	188	225	219
国際厚生事業団 (JICWELS) 他	11	13	35	37	37

資料：厚生省大臣官房国際課調

8 国民所得

第410表 国民所得 (総額)

(単位 億ドル)

区分	1985年	1986	1987	1988	1989	1990	1991
アメリカ	35,991	37,992	40,424	43,743	46,737	49,298	50,689
日本	11,645	17,181	20,931	25,215	24,873	25,321	28,754
ドイツ	5,220	7,794	9,740	10,505	10,477	13,237	13,885
イギリス	4,088	4,987	6,121	7,397	7,454	8,625	8,926
イタリア	3,699	5,251	6,625	7,333	7,562	9,492	9,927
カナダ	2,986	3,085	3,552	4,218	4,696	4,863	5,000
スペイン	1,442	2,011	2,564	3,019	3,349	4,331	4,643
オーストラリア	131	136	160	202	228	236	238
オランダ	1,132	1,567	1,930	2,037	2,026	2,512	2,573
スウェーデン	866	1,149	1,398	1,569	1,642	1,954	2,032
ベルギー	730	1,030	1,289	1,390	1,413	1,762	1,812
スイス	887	1,281	1,613	1,744	1,679	2,122	2,177
インドネシア	794	729	685	760	852	963	1,052
南アフリカ	443	483	634	698	708	815	876
オーストリア	567	808	1,016	1,100	1,097	1,374	1,436
デンマーク	504	719	747	950	913	1,124	1,129
ベネズエラ	536	552	430	553	379	444	488
ノルウェー	489	584	696	734	734	872	877
フィンランド	450	586	741	881	959	1,124	995
韓国	806	925	1,155	1,545	1,893	2,180	2,547
ギリシャ	303	353	314	342	381	422	467
タイ	337	372	438	539	626	731	—
ニュージーランド	195	253	319	380	369	378	366

資料：経済企画庁調査局海外調査課調

第411表 1人当り国民所得

(単位 ドル)

区 分	1985年	1986	1987	1988	1989	1990	1991
ア メ リ カ	15,091	15,785	16,646	17,850	18,896	19,726	20,060
日 本	9,640	14,147	17,152	20,576	20,217	20,513	23,210
ド イ ツ	8,562	12,774	15,944	17,104	16,901	20,935	21,655
イ ギ リ ス	7,221	8,785	10,752	12,962	13,023	15,024	15,558
イ タ リ ア	6,474	9,172	11,554	12,767	13,148	16,462	17,401
カ ナ ダ	11,868	12,170	13,865	16,278	17,896	18,281	18,525
ス ペ イ ン	3,749	5,211	6,622	7,780	8,612	11,117	11,900
オーストラリア	8,322	8,460	9,820	12,236	13,544	13,806	13,699
オ ラ ン ダ	7,818	10,759	13,163	13,803	13,660	16,817	17,086
スウェーデン	10,373	13,724	1,652	18,603	19,330	22,835	23,580
ベ ル ギ ー	7,408	10,450	13,059	14,033	14,219	17,629	18,416
ス イ ス	13,713	19,713	24,623	26,464	25,251	31,626	32,064
インドネシア	482	433	398	433	475	537	560
南アフリカ	1,402	1,497	1,921	2,067	2,052	2,310	2,429
オーストリア	7,504	10,694	13,422	14,478	14,394	17,635	18,367
デンマーク	9,864	14,035	14,554	18,517	17,795	21,873	21,919
ベネズエラ	3,094	3,148	2,391	3,002	2,011	2,299	2,412
ノルウェー	11,784	14,012	16,600	17,442	17,355	20,566	20,580
フィンランド	9,176	11,912	15,026	17,811	19,314	22,541	19,861
韓 国	1,976	2,247	2,778	3,681	4,466	5,084	5,885
ギ リ シ ャ	3,048	3,541	3,151	3,416	3,798	4,165	4,642
タ イ	653	709	820	992	1,134	1,303	—
ニュージーランド	6,012	7,775	9,731	11,559	11,139	11,295	10,829

資料：経済企画庁調査局海外調査課調

#B10.64* 1*93

総理府社会保障制度審議会事務局 調査第1課、
調査第2課 社会保障統計年報 平成5年版 / 東京：法研
'93.12
439pp, :26cm

1994 02 07

(問い合わせ先)

総理府社会保障制度審議会事務局

調査第1課、調査第2課

03(3581)2361

内線 3307

社会保障統計年報 (平成5年版)

平成5年12月 発行

定 価 2,500円

(本体2,428円)

送 料 580円

総理府社会保障制度審議会事務局編

発行者 佐藤政男

発 行 所 株式会社 法 研

東京都中央区銀座1-10-1 (〒104)

電話 (03) 3562-3611 (代)

振替口座 東京 2-196899

法研関西・大阪市北区天神西町8-19(〒530) ☎06-364-1884

法研中部・名古屋市中区錦3-4-6(〒460) ☎052-962-5821

法研九州・福岡市中央区大名1-14-45(〒810) ☎092-712-8305

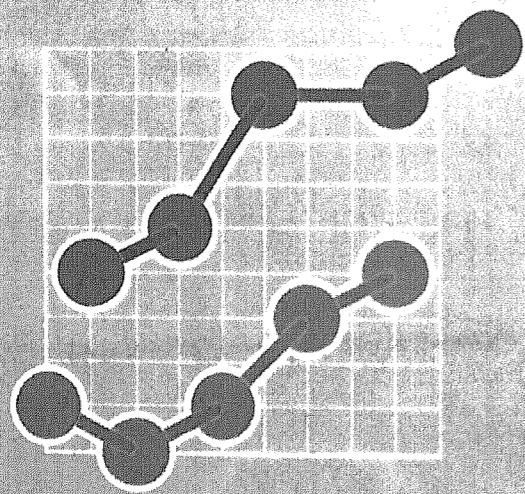
神奈川事務所・横浜市中区本町1-8(〒231) ☎045-212-2257

広島事務所・広島市中区鉄砲町1-20(〒730) ☎082-222-1810

印刷 研友社印刷株式会社

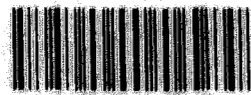
借り出したときは

- 本は大切に保管しましょう。
- 必ず期日を守りましょう。
- よごさないようにしましょう。
- 折目をつけないようにしましょう。
- また貸しをやめましょう。



法研

國立社會保險·人口問題研究所



1 0 0 3 3 5